第2章 パブリック空間や空き地、空き店舗の再生・利活用等及びエリア価値向上のための都市サービス提供等に関する現状把握及び普及啓発

2.1 「ウォーカブル」アンケート調査等の実施

都市再生推進法人、民間まちづくり団体及び全国の地方公共団体等を対象とするアンケート等の調査を実施し、人中心の「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間の形成に向けて、道路・公園・駐車場・民間敷地を活用した広場などのパブリック空間や空き地、空き店舗の再生・利活用等を行っている先進的な事例を把握するとともに、事例において活用している制度・実施体制・財源・プロセス・これらの工夫点等やその他官民連携まちづくりの現況等を整理した。

2.1.1 「ウォーカブル」アンケート調査

(1) アンケート調査実施概要

1) 調査の種類と対象

全国の市区町村や民間まちづくり団体を対象に各調査を実施した。主な調査内容と対象団体は下表のとおりである。

表 2.1-1 調査対象団体一覧

No.	調査内容	対象団体		団体数	一覧掲載箇所
調査 1	「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査	全国の市区町村		1,741※1	―
		民間まちづくり団体		166	―
		（内訳）	都市再生推進法人	99※2	表 2.1-2
			全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員	36※3	表 2.1-3
			全国エリアマネジメントネットワーク会員	31※4	表 2.1-4
調査 2	都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査	全国の市区町村		1,741※1	―
調査 3	官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査	全国の市区町村		1,741※1	―
調査 4	都市再生推進法人の実施事業に関する調査	都市再生推進法人		99※1	―
調査 5	都市再生推進法人の活動実態に関する調査	都市再生推進法人		99※1	―

※1 全国の 1747 市区町村（R4 年 9 月時点）から北方領土 6 村を除した数となる。
※2 民間まちづくり団体へのアンケート調査における都市再生推進法人数は令和 4 年 11 月以降に指定が確認された団体を除した数となる。（次項参照）
※3 民間まちづくり団体へのアンケート調査における全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員数は、会員のうち都市再生推進法人である会員を除した数となる。
※4 民間まちづくり団体へのアンケート調査における全国エリアマネジメントネットワーク会員数は、会員のうち都市再生推進法人である会員及び全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員である会員を除した数となる。

(2) 対象団体の詳細

表 2.1-2 都市再生推進法人一覧(令和 4 年 10 月時点)

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
1	札幌大通まちづくり株式会社	平成 23 年 12 月 9 日	北海道	札幌市
★2	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	令和 3 年 10 月 11 日	北海道	函館市
3	株式会社まちづくり八戸	令和 2 年 12 月 21 日	青森県	八戸市
4	むつまちづくり 株式会社	平成 27 年 7 月 15 日	青森県	むつ市
5	株式会社 キャッセン大船渡	平成 30 年 3 月 26 日	岩手県	大船渡市
6	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	平成 28 年 1 月 14 日	宮城県	仙台市
7	株式会社街づくりまんぼう	令和 2 年 5 月 29 日	宮城県	石巻市
8	NPO 法人かみのやまランドバンク	令和 3 年 3 月 30 日	山形県	上山市
9	株式会社テダソチマ	令和 1 年 12 月 18 日	福島県	須賀川市
10	株式会社 まちみとラボ	平成 30 年 11 月 1 日	茨城県	水戸市
11	牛久都市開発 株式会社	平成 25 年 9 月 25 日	茨城県	牛久市
12	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	平成 30 年 12 月 18 日	群馬県	前橋市
13	一般社団法人前橋デザインコミッション	令和 2 年 4 月 1 日	群馬県	前橋市
14	一般社団法人 美園タウンマネジメント	平成 28 年 7 月 12 日	埼玉県	さいたま市
15	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	平成 29 年 10 月 4 日	埼玉県	さいたま市
16	株式会社 まちづくり川越	平成 24 年 8 月 7 日	埼玉県	川越市
17	川口都市開発株式会社	平成 30 年 10 月 1 日	埼玉県	川口市
18	アコス株式会社	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
19	特定非営利活動法人法人今様草加宿	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
20	株式会社まちづくり寄居	令和 2 年 10 月 1 日	埼玉県	寄居町
21	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	平成 26 年 1 月 14 日	千葉県	柏市
22	一般財団法人 柏市まちづくり公社	平成 26 年 2 月 14 日	千葉県	柏市
23	一般財団法人 柏市みどりの基金	平成 26 年 3 月 31 日	千葉県	柏市
24	一般社団法人UDCKタウンマネジメント	平成 31 年 1 月 30 日	千葉県	柏市
25	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	平成 25 年 8 月 1 日	東京都	千代田区
26	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	平成 25 年 9 月 3 日	東京都	千代田区
27	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	平成 27 年 6 月 2 日	東京都	千代田区
28	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	平成 27 年 6 月 24 日	東京都	千代田区
29	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	令和 1 年 11 月 20 日	東京都	千代田区
30	一般社団法人日本橋宝町エリアマネジメント	令和 2 年 9 月 15 日	東京都	中央区
★31	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント	令和 4 年 1 月 17 日	東京都	中央区
32	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	平成 29 年 10 月 10 日	東京都	港区
33	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	平成 30 年 11 月 27 日	東京都	港区
34	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	平成 27 年 3 月 26 日	東京都	新宿区
35	株式会社 ジェイ・スピリット	平成 28 年 6 月 30 日	東京都	目黒区
36	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	令和 2 年 2 月 21 日	東京都	世田谷区
37	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	平成 30 年 5 月 11 日	東京都	渋谷区
★38	一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント	令和 4 年 3 月 29 日	東京都	江戸川区
39	一般財団法人武蔵野市開発公社	令和 2 年 12 月 4 日	東京都	武蔵野市
40	一般社団法人まちづくり府中	令和 2 年 1 月 30 日	東京都	府中市
41	株式会社町田まちづくり公社	令和 1 年 9 月 25 日	東京都	町田市
42	新潟古町まちづくり株式会社	令和 1 年 8 月 13 日	新潟県	新潟市
43	株式会社 富山市民プラザ	平成 25 年 3 月 1 日	富山県	富山市
★44	株式会社 こまつ賑わいセンター	令和 4 年 3 月 16 日	石川県	小松市
45	まちづくり福井 株式会社	平成 25 年 4 月 18 日	福井県	福井市
★46	まちづくり武生株式会社	令和 4 年 7 月 26 日	福井県	越前市
47	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	平成 24 年 3 月 30 日	長野県	飯田市
48	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩	平成 24 年 3 月 30 日	長野県	飯田市
49	特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア	平成 24 年 3 月 30 日	長野県	飯田市
50	株式会社まちづくり佐久	令和 2 年 3 月 27 日	長野県	佐久市
51	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	平成 29 年 7 月 7 日	岐阜県	岐阜市
52	多治見まちづくり株式会社	平成 30 年 12 月 28 日	岐阜県	多治見市

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
53	一般社団法人　草薙カルテッド	平成 30 年 6 月 24 日	静岡県	静岡市
54	御伝鷹まちづくり株式会社	令和 2 年 3 月 16 日	静岡県	静岡市
55	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	令和 3 年 8 月 27 日	静岡県	伊豆の国市
56	栄ミナミまちづくり　株式会社	平成 30 年 2 月 22 日	愛知県	名古屋市
57	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	令和 3 年 4 月 28 日	愛知県	名古屋市
★58	公益財団法人名古屋まちづくり公社	令和 4 年 3 月 8 日	愛知県	名古屋市
59	株式会社まちづくり岡崎	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
60	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
61	株式会社三河家守舎	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
★62	特定非営利活動法人志民連いちのみや	令和 4 年 3 月 18 日	愛知県	一宮市
63	高蔵寺まちづくり株式会社	平成 30 年 10 月 5 日	愛知県	春日井市
64	一般社団法人　TCCM	平成 30 年 3 月 23 日	愛知県	豊田市
★65	株式会社城下町 PRIDE	令和 4 年 8 月 15 日	愛知県	西尾市
☆66	特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート	令和 4 年 8 月 22 日	愛知県	西尾市
67	株式会社　まちづくり東海	平成 27 年 3 月 9 日	愛知県	東海市
68	株式会社　まちづくり大津	平成 25 年 4 月 18 日	滋賀県	大津市
69	えきまち長浜　株式会社	平成 30 年 2 月 20 日	滋賀県	長浜市
70	草津まちづくり　株式会社	平成 25 年 12 月 27 日	滋賀県	草津市
71	株式会社みらいもりやま21	令和 1 年 5 月 16 日	滋賀県	守山市
72	一般財団法人　グランフロント大阪 TMO	平成 26 年 7 月 29 日	大阪府	大阪市
73	一般社団法人梅田1丁目エリアマネジメント	令和 3 年 5 月 13 日	大阪府	大阪市
74	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	令和 1 年 3 月 6 日	大阪府	寝屋川市
75	神戸ハーバーランド株式会社	令和 1 年 3 月 14 日	兵庫県	神戸市
76	NPO 法人　わくわく西灘	令和 2 年 10 月 15 日	兵庫県	神戸市
77	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	令和 2 年 11 月 30 日	兵庫県	神戸市
78	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	令和 3 年 8 月 2 日	兵庫県	神戸市
79	株式会社 PAGE	令和 2 年 3 月 27 日	兵庫県	福崎町
80	桜井まちづくり株式会社	平成 28 年 9 月 1 日	奈良県	桜井市
81	特定非営利活動法人　砂山バンマツリ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
82	特定非営利活動法人　愛福会	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
83	株式会社　紀州まちづくり舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
84	株式会社　sasquatch（サスカッチ）	平成 29 年 12 月一日	和歌山県	和歌山市
85	一般社団法人　みんとしょ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
86	株式会社　真田堀家守舎	平成 26 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
87	株式会社　ワカヤマヤモリ舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
88	株式会社　宿坊クリエイティブ	平成 26 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
89	ビーフレンズ　株式会社	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
90	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	令和 1 年 6 月 18 日	和歌山県	和歌山市
91	一般社団法人　ミチル空間プロジェクト	令和 2 年 11 月 24 日	和歌山県	和歌山市
★92	一般財団法人和歌山まちづくり財団	令和 4 年 3 月 11 日	和歌山県	和歌山市
93	おかやま未来まちづくり株式会社	令和 2 年 10 月 21 日	岡山県	岡山市
★94	一般社団法人ぷらっと西川	令和 4 年 3 月 8 日	岡山県	岡山市
95	倉敷まちづくり株式会社	令和 3 年 7 月 8 日	岡山県	倉敷市
★96	特定非営利活動法人SYL	令和 4 年 4 月 15 日	広島県	呉市
☆97	一般社団法人 KURE－PERS	令和 4 年 10 月 4 日	広島県	呉市
98	株式会社　築切家守舎	令和 3 年 1 月 20 日	広島県	福山市
☆99	福 Lab 株式会社	令和 4 年 9 月 16 日	広島県	福山市
100	株式会社にぎわい宇部	令和 2 年 3 月 31 日	山口県	宇部市
101	株式会社 HYAKUSHO	令和 2 年 8 月 31 日	香川県	丸亀市
102	株式会社こうし未来研究所	平成 30 年 10 月 26 日	熊本県	合志市
☆103	株式会社大分まちなか倶楽部	令和 4 年 5 月 12 日	大分県	大分市

★：調査 2（p2.1-43）にて調査実施期間内に新たに把握をした法人（アンケート発出）

☆：調査 2（p2.1-43）にて調査実施期間外に新たに把握をした法人（アンケート未発出）

※都市再生推進法人を指定している市町村（コード）順にて整理

表 2.1-3 全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議 会員（アンケート送付団体）（令和 4 年 10 月時点）

※下記の団体に事前に調査依頼を行い、調査実施可能な団体に調査票を送付した。

全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議 会員			
1	(株)まちづくり川越【◎】	23	NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク
2	(一財)柏市まちづくり公社【◎】	24	末広開発(株)
3	(株)飯田まちづくりカンパニー【◎】	25	(株)金沢商業活性化センター
4	(株)まちづくり東海【◎】	26	港都つるが(株)
5	まちづくり福井(株)【◎、○】	27	(一財)岐阜市にぎわいまち公社
6	多治見まちづくり(株)【◎】	28	(公財)静岡市まちづくり公社
7	(株)にぎわい宇部【◎】	29	かけがわ街づくり(株)
8	(株)まちづくり佐久【◎、○】	30	(株)まちなかラボ
9	(株)街づくりまんぼう【◎】	31	福知山まちづくり(株)
10	(株)まちづくり八戸【◎】	32	(株)黒壁
11	まちづくり武生(株)	33	長浜まちづくり(株)
12	豊後高田市観光まちづくり(株)【◎】	34	新長田まちづくり(株)
13	(株)楽市白河	35	伊勢まちづくり(株)
14	豊田まちづくり(株)	36	(一財)鳥取開発公社
15	(株)振興いわみざわ	37	(株)街づくり山口
16	小樽駅前ビル(株)	38	高松まちづくり(株)
17	盛岡まちづくり(株)	39	(株)まちづくり松山
18	(株)まちづくり会津	40	NPO法人うちぬき21プロジェクト
19	大田原市中心市街地活性化協議会	41	(株)まちづくり熊本
20	NPO 法人 宇都宮まちづくり推進機構	42	(株)大分まちなか倶楽部
21	(株)オアシス今市	43	(一社)日向市観光協会
22	(株)まちづくり長野		

◎・・・都市再生推進法人

○・・・全国エリアマネジメントネットワークエリアマネジメント会員

表 2.1-4 全国エリアマネジメントネットワーク エリアマネジメント会員一覧（令和 5 年 3 月時点）

全国エリアマネジメントネットワーク　エリアマネジメント会員一覧			
1	(一社)荒井タウンマネジメント【◎】	25	(一社)大阪ビジネスパーク協議会
2	秋葉原タウンマネジメント(株)【◎】	26	烏丸通りまちづくり協議会
3	(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会【◎】	27	(一社)ささしまライブまちづくり協議会
4	(一社)新虎通りエリアマネジメント【◎】	28	仙駅東エリアマネジメト協議会
5	(株)富山市民プラザ【◎】	29	千葉市中心市街地まちづくリ協議会
6	まちづくり福井(株)【◎、●】	30	デポアイランド通り会
7	草津まちづくり(株)【◎】	31	協同組合中之町商店会
8	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント【◎】	32	名古屋駅太閤通口まちづくり協議会
9	(一社)竹芝エリアマネジメント【◎】	33	錦二丁目まちづくり協議会
10	NPO 法人　大丸有エリアマネジメント協会【◎】	34	浜松まちなかマネジメント(株)
11	(一社)二子玉川エリアマネジメンツ【◎】	35	広島駅周辺地区まちづくり協議会
12	(株)まちづくり佐久【◎、●】	36	(一社)藤沢駅周辺地区エリアマネジメント
13	長浜まちづくり(株)【●】	37	NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会
14	札幌駅前通まちづくり(株)	38	ミナミまち育てネットワーク
15	(一社)ドレッセ WISE たまプラザ工リアマネジメンツ	39	ミナミ御堂筋の会
16	梅田地区工リアマネジメント実践連絡会	40	名駅南地区まちづくり協議会
17	(一社)淡路工リアマネジメント	41	横浜駅西口振興協議会
18	名古屋駅地区街づくリ協議会	42	NPO 法人 KAO（カオ）の会
19	(一社)御堂筋まちづくリネットワーク	43	（株）キャッセン大船渡【◎、★】
20	(一社)横浜みなとみらい 21	44	（一社）草薙カルテッド【◎、★】
21	博多まちづくり推進協議会	45	（一社）中目黒駅周辺地区エリアマネジメント【★】
22	(一社)中之島まちみらい協議会	46	日本橋浜町エリアマネジメント【◎、★】
23	エキキタまちづくり会議	47	We Love 天神協議会【★】
24	(一社)大阪梅田エリアマネジメント	48	(一社)TCCM【◎、★】

◎･･･都市再生推進法人

●･･･全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員

★･･･新規会員（アンケート未発出）

(3) 調査実施実績

アンケート調査の実施状況と実施方法は下記のとおりである。

表 2.1-5 調査実施スケジュール

実施日	実施内容	送付資料
令和 4 年 9 月 12 日(月)	●アンケート調査票の送付	
	○全国の市区町村へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法 ・調査票1～3 ・様式2-1.2-2
	○都市再生推進法人へは調査委託先(建設環境研究所)から送付 ・2021 年 9 月までに都市再生推進法人に指定されている団体に対し、右記の書類を送付 ・また、本調査にて新たに把握した新規都市再生推進法人にも随時、書類を送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法 ・調査票1.4.5
	○全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議の会員へは調査委託先(建設環境研究所)から送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法 ・調査票1
	○全国エリアマネジメントネットワークのエリアマネジメント会員へは全国エリマネネットワーク事務局から送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法 ・調査票1
9 月 26 日(月)	●アンケート調査の一次回答期限	
10 月 3 日(月) ～ 10 月 31 日(月)	●アンケート調査の未回答団体等に対する調査協力依頼の実施①各調査票の送付時の担当が実施	
10 月 31 日(月)	●アンケート調査票の最終回答期限	

2.1.2 各アンケートの実施結果

(1) 調査1:「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査

全国の市区町村や民間まちづくり団体が、具体的にどのような事例を知りたいと考えているか把握をし、今後の国土交通省からの情報発信等に役立てるため、調査1を実施した。アンケートはMicrosoft Forms を活用した WEB 形式及び、Microsoft Excel のアンケート票(資料 2-1)にて実施した。

1) 回答状況

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査を行った結果、全国の地方公共団体では全体の 94%、民間まちづくり団体では全体の 74%の回答があった。

表 2.1-6 調査1:「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査回答状況

対象団体		団体数	回答数	回答率
全国の市区町村		1,741	1,631	94%
民間まちづくり団体		166	123	74%
(内訳)	都市再生推進法人	99	80	81%
	全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員	36	30	83%
	全国エリアマネジメントネットワーク会員	29	13	45%

2) 調査項目 [市区町村向]

資料 2-1:調査1[市区町村向] 調査票(1/3)

調査票1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査[市区町村向]

本アンケートは全国各地で実施されているハード整備・ソフト施策の連携による**居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり**の事例の収集を目的としています。収集した事例のうちで、他の自治体に参考になると思われる事例については、国土交通省の発行する資料に事例として公表させていただきます。

■記入者に関する情報を教えてください。

所属	
市町村コード	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

※所属は○○市○○課等をご記入ください。

(1) 貴団体管内において、パブリック空間(道路・公園・広場・河川等)を活用して地域の活性化等に取り組んでいる団体(都市再生推進法人等)の事例はありますか。

	①ある⇒質問 (2) へ
	②ない⇒アンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

(2) 貴団体管内で行われている取組みのうち、全国の地方公共団体や民間まちづくり団体が実施する取組に参考になると思われる事例があればご教示下さい。
事例がある場合は①、無い場合は②に○を付けてください。

	①ある⇒質問 (3) へ
	②ない⇒アンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

(3) 具体的に参考になる事例がある場合、その内容に関して下記の設問にお答えください。
複数の取組がある場合は、活用されている主なパブリック空間毎に代表的な取組を一つ記入して下さい。

[道路空間活用]

①エリア名・あるいは取組名	
実施団体	主となる団体: ・連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス) 担当 TEL mail
	協力団体:
本事例の特徴を示すポイント (100字程度以内)	
当該事例から得られる収益 (おわかりになる範囲で)	主な収益分野: 主な収益額:
当該事例に関する経費 (おわかりになる範囲で) (占用料については年間徴収額及び減免の有無、減免ありの場合は根拠を記載)	主な経費分野: 主な経費額: うち占用料: 占用料減免の有無: 占用料減免の根拠:

資料 2-1:調査1[市区町村向] 調査票(2/3)

[公園空間活用]

①エリア名・あるいは取組名	
実施団体	主となる団体: ・連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス) 担当　　TEL　　mail
	協力団体:
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)	
当該事例から得られる収益 (おわかりになる範囲で)	主な収益分野： 主な収益額：
当該事例に関する経費 (おわかりになる範囲で) (占用料については年間徴収額及び減免の有無、減免ありの場合は根拠を記載)	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：

[広場空間活用]

①エリア名・あるいは取組名	
実施団体	主となる団体: ・連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス) 担当　　TEL　　mail
	協力団体:
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)	
当該事例から得られる収益 (おわかりになる範囲で)	主な収益分野： 主な収益額：
当該事例に関する経費 (おわかりになる範囲で) (占用料については年間徴収額及び減免の有無、減免ありの場合は根拠を記載)	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：

[河川空間活用]

①エリア名・あるいは取組名	
実施団体	主となる団体: ・連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス) 担当　　TEL　　mail
	協力団体:
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)	
当該事例から得られる収益 (おわかりになる範囲で)	主な収益分野： 主な収益額：
当該事例に関する経費 (おわかりになる範囲で) (占用料については年間徴収額及び減免の有無、減免ありの場合は根拠を記載)	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：

［その他のパブリック空間活用］

①エリア名・あるいは取組名	
実施団体	主となる団体: ・連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス) 担当　　TEL　　mail
	協力団体:
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)	
当該事例から得られる収益 (おわかりになる範囲で)	主な収益分野： 主な収益額：
当該事例に関する経費 (おわかりになる範囲で) (占用料については年間徴収額及び減免の有無、減免ありの場合は根拠を記載)	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：

本調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。
引き続き調査票２にご協力ください。

3) 調査結果：調査票 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査 [市区町村向]

回答から、10%の市区町村においてパブリック空間活用に取り組んでおり、そのうち 40%が他地区の参考となる事例であると回答されている。

参考となる事例としては、道路空間活用が最も多く（48 地区）、公園空間活用がそれに次いで、多い（24 地区）。

■設問

（１） 貴団体管内において、パブリック空間(道路・公園・広場・河川等)を活用しての活性化等に取り組んでいる団体(都市再生推進法人等)の事例はありますか。

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①ある	163	10%
②ない	1468	90%
合計	1,631	-

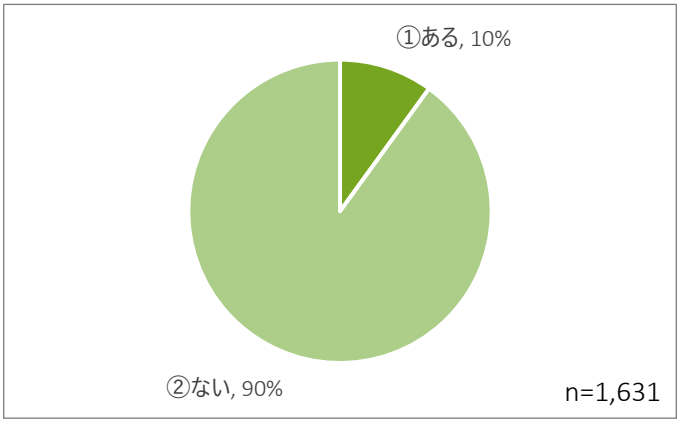

■設問

（２） 貴団体管内で行われている取組みのうち、全国の地方公共団体や民間まちづくり団体が実施する取組に参考になると思われる事例があればご教示下さい。

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①ある	65	39.9%
②ない	98	60.1%
合計	163	-

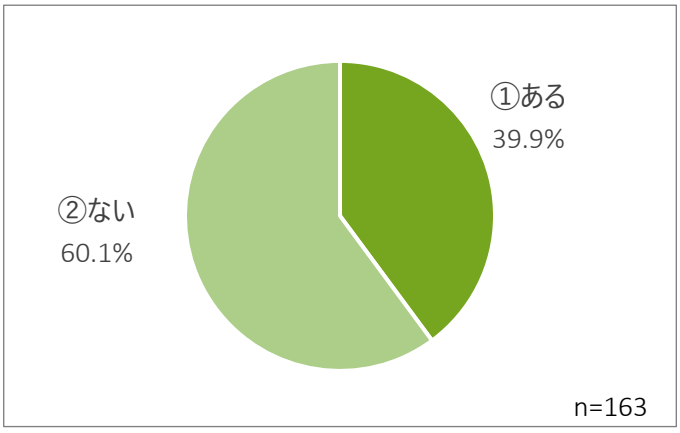

■設問

（３）具体的に参考になる事例がある場合、その内容に関して下記の設問にお答えください。複数の取組がある場合は活用されている主なパブリック空間毎に代表的な取組を一つ記入して下さい。

■回答１［道路空間活用］

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	北海道	札幌市	狸小路商店街	札幌狸小路商店街振興組合	道路協力団体制度を活用し、各店舗前で物販やイス・テーブル等の占用による賑わいを創出	－	有り	道路協力団体制度の活用
2	岩手県	大船渡市	キャッセンビアガーデン	株式会社キャッセン大船渡	中心市街地の真ん中を流れる川の両側道路を歩行者天国とし、飲食店テントやキッチンカーと併せて飲食スペースを設置	－	有り	都市再生推進法人による占用であり、占用物件又は施設が公共の用に供せられるため
3	宮城県	仙台市	仙台駅東地区	仙台駅東まちづくり協議会	多様なモビリティが利活用する際に生じる手続きや走行ルール、道路構造の課題等を抽出し、調査分析	－	有り	まちづくりに資する取り組みのため
4	宮城県	仙台市	泉中央駅前広場	泉中央駅前地区活性化協議会	ペデストリアンデッキ下を多目的に利用可能な広場へとリニューアル	－	有り	仙台市道路占用料条例施行規則第 59 号
5	茨城県	水戸市	水戸まちなかオープンテラス事業	株式会社　まちみとラボ	国道 50 号沿道の飲食店で路上利用の希望がある店舗について,まちみとラボから占用許可申請	－	有り	オープンテラス事業による占用のため，占用料全額免除
6	茨城県	ひたちなか市	TAMARIBA 横丁	ひたちなかまちづくり株式会社	年 4 回開催し，飲食や物販・ワークショップブース，ステージからなる商店街の賑わいを創出するイベント	警備費，広告宣伝費，ステージ，通信運搬費等	有り	市が関与する事業であり，公共性の高い会社であるため（市長が認めるもの）
7	茨城県	常陸大宮市	常陸大宮駅前パブリックスペースプロジェクト	医療法人博仁会	駅前の道路空間を活用し、キッチンカーを配置（月 1 回程度）	道路一時使用許可	－	－
8	群馬県	前橋市	道路占用特例制度の活用	公益財団法人前橋市まちづくり公社	商店街で道路占用特例制度を活用し、これから出店を目指す方たちが商店街の空き店舗前でお店を出すなどの取り組み	－	－	－
9	群馬県	高崎市	高崎まちなかオープンカフェ	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	まちなかに飲食店を中心としたオープンカフェを設置	17,000 円	有り	道路法施行令第 19 条第 3 項
10	埼玉県	朝霞市	ASAKA STREET TERRACE	あさかエリアデザイン会議	実証実験として朝霞駅南口駅前通りに交通規制（一方通行や歩行者天国など）を施し、テラス営業やアート表現の場として活用	－	有り	主催団体にしも参画しているため。また、実証実験として開催しているため。
11	千葉県	千葉市	千葉公園通りエリア	千葉市	市主催ウォーカブル社会実験を経て、地域主体の体制へ段階的に移行予定	－	有り	公的主体
12	千葉県	柏市	柏駅前デッキ利活用プロジェクト	一般財団法人柏市まちづくり公社	道路占用の特例に基づく道路空間の利活用	466,720 円	有り	柏市道路占用料条例
13	東京都	港区	新虎通り周辺エリア	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	道路占用許可の特例制度を活用した、道路内建築やオープンカフェの設置	－	－	－
14	東京都	台東区	浅草六区ブロードウェイ	一般社団法人浅草六区エリアマネジメント協会	オープンカフェやイベントなどの収益活動を実施	－	有り	台東区道路占用料等徴収条例第 3 条第 8 号
15	東京都	品川区	大井どんたく夏まつり	NPO まちづくり大井	道路空間に周辺商店街や外部団体と協力し、お店や盆踊りをする舞台等の設置を行い、お祭りを開催。	－	－	－

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
16	東京都	目黒区	目黒川道プロジェクト	一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメント(NAM)	目黒川沿い区道において、憩いや交流の場を目指し、NAM が歩行者専用化する実証実験を行う（10/1,2 実施予定）	－	－	－
17	東京都	世田谷区	二子玉川駅交通広場	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ	二子玉川駅の交通広場内に広告物を掲出。得られた収益により、交通広場の清掃や新二子橋（国道 246 号）橋脚の清掃等を行っている。	有り	有り	世田谷区道路占用料等徴収条例第３条
18	東京都	世田谷区	三茶のミライ	世田谷区	道路上に人工芝やイス等を設置し、滞在性の向上を図る社会実験。	0	有り	道路法第 39 条ただし書き
19	東京都	豊島区	グリーン大通り、南池袋公園	グリーン大通りエリアマネジメント協議会	マーケットやストリートファニチャーの設置を実施。	0 円	－	－
20	東京都	三鷹市	三鷹テラストリート	協同組合三鷹中央通り商店会、三鷹市	令和２年６月に国土交通省が講じた道路占用基準の緩和を受け、三鷹中央通り商店会内の店舗にて、歩道での路上客席を開始	－	－	－
21	東京都	府中市	けやき並木ストリートテラス	一般社団法人まちづくり府中	府中駅前のけやき並木にて毎週日曜日の正午～午後５時頃まで無料で使用できる椅子やテーブル等を設置	－	有り	府中市道路占用料徴収条例第４条第１０号
22	新潟県	長岡市	長岡駅前地区	長岡市商店街連合会	歩道の有効活用（オープンカフェ）	0 円	有り	不明（使用料徴収がないため）
23	石川県	金沢市	犀川リバーカフェなど	金沢片町まちづくり会議（道路協力団体）	歩道の清掃や花壇の植え替え、犀川大橋のライトアップ、オープンカフェ、ベンチの設置などの活動。	－	－	－
24	福井県	敦賀市	一般国道８号	本町１丁目商店街振興組合	毎月第２土曜日を中心に、商店や市内の方による手作り雑貨や野菜の販売、ケータリングカーなどを実施	0 円	有り	道路法第３９条第１項（敦賀市が申請主体となっている。）
25	山梨県	山中湖村	山中湖村 おもてなし活動	おもてなしの会（道路協力団体）	屋台の出店等	－	有り	－
26	長野県	佐久市	中込商店街 B 街区	デザインミーティングなかごみ	幅員１８m の市道（歩行者専用道路）において、市道に芝を張り、テントやファニチャーを設置し、市民が居心地よく集える空間となるよう社会実験を実施	－	有り	収益を得ないことと行政との連携によるため
27	岐阜県	大垣市	まちなかテラス	大垣市（占用主体）	大垣駅周辺の路上利用のほか、公園、広場等の公共空間においてのテラス席の設置や物品販売などの取り組みの一体的支援。	0	有り	市が占用主体のため
28	静岡県	沼津市	新仲見世商店街	新仲見世商店街	歩道上にテーブルやイス、パラソル、植栽などを歩道上に設置。	－	有り	商店街が公共的な目的でイス・テーブル等を設置するため
29	静岡県	伊豆の国市	伊豆長岡地区	（一社）伊豆長岡温泉エリアマネジメント	毎月第２日曜日を基本に地域のにぎわいや出会いの場として開かれる伊豆長岡温泉お散歩市。道路空間や空き旅館を活用	－	有り	地域のにぎわい、まちづくり
30	愛知県	岡崎市	QURUWA 地区（康生通り）	株式会社まちづくり岡崎	H30 年度からの社会実験を積み重ねることで、軒先等の道路空間活用を推進	－	有り	コロナ特例
31	愛知県	一宮市	杜の宮市、まちの宮市	杜の宮市準備委員会	2001 年から「杜の宮市」を年に 1 回開催。2020 年からはウィズコロナのイベントとして 3 と 8 がつく日曜日に「まちの宮市」を開催	0 円	有り	市の施策に準じる
32	愛知県	豊田市	Toyota Street Market	（一社）TCCM	マーケット開催による周辺再開発ビルへの波及効果の創出、及び来場者のまちなかへの滞在・回遊の向上	－	有り	－
33	愛知県	安城市	つかう.meet.FES	つかう.meet	安城市が実施する「公共空間のあり方をつかいながら考える」制度である「マチナカプレイスメイキング」を活用した社会実験	－	有り	市が実施する社会実験のため
34	愛知県	東海市	太田川駅周辺	株式会社まちづくり東海	まちのにぎわいや交流の場創出のための道路用地活用、情報発信、清掃、美化活動、広告物の指導等	－	－	－
35	大阪府	大阪市	都市再生推進法人準備団体認定制度	大阪市計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）	大阪市（計画調整局）が道路占用者となったうえ、エリアマネジメント団体は道路上にオープンカフェ等の物件を設置し管理運営することができる。	－	－	－

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
36	兵庫県	神戸市	サンキタ通り・サンキタ広場	サンキタ実行委員会	沿道の店舗のにぎわいが道路空間に滲む出すオープンカフェを展開	－	有り（9割減免）	ほこみち指定による
37	兵庫県	姫路市	大手前通りにおけるほこみち制度を活用した道路占用	大手前通り街づくり協議会	ほこみち制度によりさらに効果的に取り組むため、公募によりふさわしい占用者を選定し、活用につなげている。	約 50 万円	有り	国交省通達によるもの
38	兵庫県	川西市	ペデストリアンデッキにぎわい活用事業	川西市中心市街地活性化協議会	川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間でのにぎわいイベントの実施	－	有り	中心市街地の活性化に資するため
39	和歌山県	和歌山市	北ぶらくり丁商店街	株式会社 sasquatch	商店街内の道路を占用し、定期的なイベントの開催	0 円	有り	－
40	和歌山県	和歌山市	北ぶらくり丁商店街	株式会社 sasquatch	商店街内の道路を占用し、定期的なイベントの開催	0 円	－	－
41	岡山県	岡山市	県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業	県庁通りミーティング協議会	車道を 2 車線から 1 車線にすることでうまれた歩道空間を活用し、日常的にオープンカフェ等の活用	－	有り	賑わい創出
42	山口県	宇部市	TokiwaikoT（ときわいこっと。）	宇部市	側道にキッチンカー、建物側に出店テントを設け、それらの間に来場者が飲食でき、滞留スペースとしてパレットによる立ち飲みカウンターを設置	0 円	有り	コロナ特例
43	高知県	いの町	いの町商店街周辺	墾る（はる）有限会社責任事業組合（LLP）	中心市街地の賑わいづくりや地域資源を活かした空間プロデュース	－	無し	－
44	福岡県	北九州市	国家戦略道路占用事業	民間まちづくり団体	道路上でマルシェやオープンカフェ等を実施	－	有り	北九州市道路占用料減免取扱要綱より
45	福岡県	福岡市	FUKUOKA STREET PARTY	We Love 天神協議会	国家戦略道路占用事業を活用した、ファッション、音楽、ダンスなどをテーマとした歩行者天国イベント	－	－	－
46	佐賀県	鹿島市	ＫＡＳＨＩＭＡスカイテラスチャレンジ	スカイテラス実行委員会	指定区間の歩道を飲食店のテラス席（屋外席）として活用	無し	有り	鹿島市の申請としているため
47	長崎県	佐世保市	SASEBO 夜直しパーティ（市道下京上京町１号線）	一般社団法人させぼラボ	市道を車両通行止めにし、飲食店がテイクアウト屋台を出し、隣接する公園では参加者が飲食できるようにした。公共空間利活用の社会実験	道路占用料は免除	有り	コロナ特例
48	沖縄県	那覇市	国際通りマルシェ	那覇市国際通り振興組合連合会	トランジットモール開催日に実施。道路占用許可基準の緩和措置を活用し、道路上において物販や飲食物の販売、提供	－	有り	－

■回答２［公園空間活用］

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	北海道	札幌市	狸二条広場	狸二条広場運営協議会	広場の活用に係る地元の相談の窓口機能を担っており、イベント実施に係る情報発信や、連絡機能も担っている。また、協議会が主体となり、地域資源を活かしたイベントも実施	－	有り	札幌市都市公園条例施行規則
2	岩手県	大船渡市	ソナエマチモリ キャンプインキャッセン	株式会社キャッセン大船渡	キャンプや様々なプログラムを通じて、楽しみながら地震・津波・水害・コロナなどの自然災害に対して防災意識の向上を図るイベント。	15,000 円	無し	－
3	宮城県	仙台市	榴岡公園の利活用社会実験	仙台駅東まちづくり協議会	公園利活用における事業性の検証	－	有り	まちづくりに資する取り組みのため
4	宮城県	仙台市	荒井東 1 号公園	一般社団法人荒井タウンマネジメント	荒井タウンマネジメントが約 3,050m2 に運動施設を整備し、利用料収入などを公園全体の維持管理に充てる	－	有り	仙台市都市公園条例第 15 条
5	茨城県	下妻市	砂沼戦略エリア	まちづくり実行委員会民公連携	砂沼広域公園を中心に民間主導の公民連携によるまちづくり（マルシェ事業）	－	無し	－
6	群馬県	前橋市	広瀬川 night テラス	広瀬川 night テラス実行委員会	民間団体のキッチンカーイベントにあわせて行政が社会実験を行うもの	0 円	無し	－
7	千葉県	木更津市	鳥居崎海浜公園	大和リース株式会社	Park-PFI を活用して施設の整備と管理運営を民間事業者が実施。「食」をテーマに飲食を楽しむ空間を含む便益施設	1,086,480 円／年	無し	－
8	千葉県	柏市	北柏ふるさと公園	柏市みどりの基金	北柏ふるさと公園にカフェ「花小鳥」を誘置	－	－	－
9	東京都	小金井市	梶野公園サポーター会議	梶野公園サポーター会議	様々な団体(花壇ボランティア、高齢者のスポーツ団体等)が公園内で活動しており、年に一度お祭りも開催している	－	無し	－
10	東京都	小金井市	－	一般社団法人小金井市観光まちおこし協会	市内の公園を会場に、商工業者、農業者、介護事業者などが参加してイベント（小金井道草市）を開催	無し	無し	公益目的のため
11	石川県	金沢市	マチノバカナザワ（金沢市広場等公共空間利活用社会実験）	金沢市まちなか公共空間にぎわい協力団体	日常的にちょっと立ち寄れる仕掛けづくり	－	－	－
12	石川県	羽咋市	－	－	－	－	－	－
13	岐阜県	大垣市	まちなかテラス	大垣市（占用主体）	大垣駅周辺の路上利用のほか、公園、広場等の公共空間においてのテラス席の設置や物品販売などの取り組みの一体的支援。	0	有り	市が占用主体のため
14	愛知県	一宮市	葵公園	杜の宮市準備委員会	2001 年から「杜の宮市」を年に 1 回開催。2020 年からはウィズコロナのイベントとして 3 と 8 がつく日曜日に「まちの宮市」を開催	0 円	有り	市の施策に準じる
15	愛知県	安城市	ツインパークマルシェ	株式会社夢花	安城市が実施する「マチナカプレイスメイキング」において実施。キッチンカーや体験教室をマルシェ形式で開催	－	有り	市が実施する社会実験のため
16	愛知県	東海市	同上	同上	同上	－	－	－
17	和歌山県	和歌山市	本町公園	株式会社紀州まちづくり舎	本町公園を Park-PFI 事業を用いて紀州まちづくり舎グループが管理者として、管理運営をしている。株式会社紀州まちづくり舎が飲食店等の経営も行っている。また、地下駐車場についても、指定管理者として管理運営を行っている。	0 円	無し	－
18	大阪府	大阪狭山市	狭山池公園、副池オアシス公園	狭山池を核としたまちづくり協議会	狭山池を核としたまちづくり協議会（民間団体の集まり）を中心に、狭山池公園での取組みを実施	－	－	－
19	和歌山県	和歌山市	本町公園	株式会社紀州まちづくり舎	Park-PFI 事業を用いて紀州まちづくり舎グループが管理者として、管理運営をしている。株式会社紀州まちづくり舎が飲食店等の経営も行っている。また、地下駐車場についても、指定管理者として管理運営	0 円	－	－
20	岡山県	岡山市	西川緑道公園（西川パフォーマー事業）	西川緑道公園活用事業協議会	民間主体による賑わい創出	－	有り	市主催（共催）事業

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
21	高知県	いの町	いの町商店街周辺	墾る（はる）有限会社責任事業組合（LLP）	中心市街地の賑わいづくりや地域資源を活かした空間プロデュース	－	無し	－
22	福岡県	北九州市	紫川のオープンカフェ『Canal Viola（カナル・ヴィオラ）』	北九州キッチンカー実行委員会	公園利用者等に対してキッチンカーによる飲食を提供	456,305 円（令和３年度）	有り	北九州市道路占用料減免取扱要綱より
23	佐賀県	武雄市	武雄千年夜市	武雄千年夜市実行委員会	駅周辺にある公共空間を活用し、新しい武雄の夜の風物詩（観光資源・常設）を一から立ち上げ、武雄市の新しい祭りと文化としての定着を目指している。	無し	有り	武雄市都市公園設置条例
24	長崎県	佐世保市	SASEBO 夜直しパーティ（市道下京上京町１号線）	一般社団法人させぼラボ	公園をライトアップし飲食できるテーブルを設置。隣接する市道に飲食店がテイクアウト屋台を出店	免除	有り	都市公園法第７条第１項第６号、佐世保市都市公園条例第３条第４項・第１４条

■回答３［広場空間活用］

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	北海道	札幌市	北３条広場	札幌駅前通まちづくり株式会社	道路法上の道路を条例により広場として位置づけ、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用。	－	－	－
2	青森県	弘前市	ひろさき「まちなかピクニック」	中土手町まちづくり推進会議	吉野町緑地等のオープンスペースを多様に活用した居心地の良いエリアをつくる取組	－	－	－
3	宮城県	仙台市	あすと長町杜の広場	あすと長町杜の広場にぎわいづくり協議会	地元団体が市と「杜の広場等の利活用に関する覚書」を締結し、杜の広場の利活用について官民連携で取り組む	－	－	－
4	福島県	須賀川市	Rojima	一般社団法人ロヂカラ	空き地・空き店舗対策の一つとして、民間の該当物件及び道路・広場等の公共空間を活用したマーケットを開催。	無し	有り	道路管理者は占用ではなく道路使用届出で対応、警察の道路使用料は免除
5	群馬県	館林市	SORANOMON シアター	SORANOMON シアター実行委員会	市内の公共空間を活用した野外上映会やドライブインシアターを開催	なし	有り	営利目的ではない公益活動
6	埼玉県	朝霞市	ちいさなテラス	あさかエリアデザイン会議	小規模なイベントを定期的（月 1 回程度）に開催することで、徐々に日常化し、屋外の広場空間を有効活用	－	有り	主催団体にしも参画しているため。また、実証実験として開催しているため。
7	東京都	小金井市	－	一般社団法人小金井市観光まちおこし協会	市内の商工業者・農業者が協力して実施する産業祭り	無し	有り	公益目的のため
8	新潟県	長岡市	アオーレ長岡 ナカドマ（屋根付き広場）	特定非営利活動法人 ながおか未来創造ネットワーク	市民が交流できるイベント等	100 円／1㎡・1 日	有り	市主催・共催事業、市民活動の場合
9	新潟県	見附市	見附前駅広場	NPO 法人 do みつけ	駅前広場やその周辺を活用し、これまで様々やイベントを実施	－	無し	－
10	石川県	金沢市	マチノバカナザワ（金沢市広場等公共空間利活用社会実験）	金沢市まちなか公共空間にぎわい協力団体	日常的にちょっと立ち寄れる仕掛けづくり	－	－	－
11	岐阜県	大垣市	まちなかテラス	大垣市（占用主体）	大垣駅周辺の路上利用のほか、公園、広場等の公共空間においてのテラス席の設置や物品販売などの取り組みの一体的支援。	0	有り	市が占用主体のため
12	愛知県	一宮市	夢織広場、宮前三八市広場	杜の宮市準備委員会	2001 年から「杜の宮市」を年に 1 回開催。2020 年からはウィズコロナのイベントとして 3 と 8 がつく日曜日に「まちの宮市」を開催	0 円	有り	市の施策に準じる

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
13	兵庫県	伊丹市	イタミ朝マルシェ	伊丹市中心市街地活性化協議会	毎月１回日曜日の 8～11 時に、市内中心部の三軒寺前広場においてマルシェを開催	－	無し	－
14	高知県	いの町	いの町商店街周辺	墾る（はる）有限会社責任事業組合（LLP）	中心市街地の賑わいづくりや地域資源を活かした空間プロデュース	－	無し	－
15	福岡県	北九州市	船場広場	北九州商工会議所	民間の土地を協定を締結し市が無償で借地。広場での収益を、運営管理費用に充当することで、独立採算で持続可能な運営管理を実現。	－	無し	－

■回答４［河川空間活用］

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	岩手県	大船渡市	キャッセン海灯り 2022	株式会社キャッセン大船渡	灯篭やキャンドルづくりのワークショップを日中に行い、河川をイルミネーションやキャンドルでライトアップ。夜間は、市民が完成した灯篭を河川に流す	物を設置していないので占用していない。	無し	－
2	宮城県	石巻市	かわまちオープンパーク（中央地区堤防一体空間）	株式会社街づくりまんぼう	「石ノ森萬画館」の白い外壁をスクリーンにして、野外上映会「かわべでシアター」を開催	0 円	－	市が国より河川占用許可を受け、㈱街づくりまんぼうが使用しているため、占用料は発生していない。
3	福島県	郡山市	愛宕川調整池の利活用事業	中道リース株式会社	愛宕川調整池の機能を確保しながら、事業者へ有償にて貸し付け（駐車場利用）を行うもの。	全て事業者負担	－	－
4	栃木県	真岡市	五行川河川緑地	真岡まちづくりプロジェクト	社会実験として芝生広場にドッグランやベンチを設置し、2 回のマルシェを開催	0 円	有り	栃木県流水占用料等徴収条例第４条１項２号
5	埼玉県	さいたま市	大門上池調節池	（一社）美園タウンマネジメント	埼玉スタジアム 2002 公園と連携し、「外から人を呼び込む賑わい・交流」「地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場」として活用	－	－	－
6	埼玉県	川越市	川越的場八景蟹ヶ渕再生事業	川越的場八景蟹ヶ渕再生する会	荒廃した土地を住民が再生し、住民の憩い空間を創出	0 円	無し	－
7	東京都	港区	竹芝	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	環境の保全、再生に向けた汐留川を占用した干潟の整備	－	－	－
8	東京都	目黒区	目黒川船入場	一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメント(NAM)	区は都から河川法による特例占用許可を受け、施設使用者である NAM が、キッチンカーによる飲食販売やイベントを開催している。令和５年３月には、広場内にある旧川の資料館において、コワーキングスペースや展示スペースとして運用予定	123,000 円（※使用料として契約）	使用料のため、減免の考え方はなし	－
9	東京都	世田谷区	多摩川河川敷	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ	多摩川河川敷におけるキッチンカーおよびアウトドアオフィス事業の展開	－	有（河川敷地占用料は全額免除）	東京都河川流水占用料等徴収条例第４条
10	石川県	金沢市	サイガワリバーサイドアクト	犀川利活用推進協議会	河川敷で飲食スペースや橋のライトアップ、ヨガ体験、音楽パフォーマンスなど、民間の自主的な企画。（社会実験）	－	－	－
11	岐阜県	岐阜市	長良川右岸プロムナード	鵜飼屋開発興業合同会社	鵜飼観覧に来られた方などに飲食の提供および雑貨などを販売	占用物件の大きさによって異なる	無し	－

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
12	岐阜県	大垣市	かわまちテラス	大垣市（占用主体）	歩行者利便増進道路の指定による道路及び公園空間のほか、それらにつながる河川空間を市が占用し、水辺のマーケットを官民連携で開催	0	有り	市が占用主体のため
13	静岡県	沼津市	かのがわ風のテラス	沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会	協議会が占用主体となり、日常的な利活用の窓口を担う他、指定区域内の営業行為を公募選定	－	無し	－
14	愛知県	岡崎市	乙川かわまちづくり事業	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会が占用主体となり、かわまちづくりの実施主体であるリバーライフ推進委員会と使用契約を交わしてかわまちづくりを推進	－	有り	愛知県流水占用料等徴収条例第５条
15	和歌山県	和歌山市	紀の川第５緑地の一部	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	市駅北側の紀の川河川敷を「緑と憩いの広場」にする社会実験として実施	－	－	－
16	兵庫県	加古川市	加古川市かわまちづくり	加古川市かわまちづくり協議会	市が補助金（100 万円）を交付することで、加古川河川敷で様々な賑わいを生み出すイベントを民の力で実施	－	有り	協議会が進める、かわまちづくりの社会実験であることから河川敷公園の使用料は減免
17	和歌山県	和歌山市	紀の川第５緑地の一部	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	市駅北側の紀の川河川敷を「緑と憩いの広場」にする社会実験として実施。	－	－	－
18	広島県	広島市	元安川、京橋川、猿猴川・水の都ひろしま推進計画	水の都ひろしま推進協議会、広島市	都市・地域再生等利用区域の指定により、河川空間をオープン化。元安川・京橋川でのｵﾌﾟﾝｶﾌｪの展開、原爆ドーム対岸での水辺のコンサートや猿猴川でのキッチンカーやマルシェ等	約 40 万円	無し	－
19	高知県	いの町	仁淀川流域【旧伊野地区】	MIZUBERING NIYODOF|GAWA INOTOWN	MIZUBERING（ミズベリング）	－	無し	いの町後援のため占用申請等はいの町

■回答５［その他パブリック空間活用］

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	岩手県	大船渡市	三陸ブルーラインプロジェクト	三陸国際芸術推進委員会	大船渡市発の防潮堤を利用した期間限定ウォールアート	0 円	無し	大船渡市が占用申請しているため免除されている。なお、岩手県の河川占用において減免の規定は無い。
2	宮城県	仙台市	宮城野通における野球場の客席を再利用したベンチの設置	仙台駅東まちづくり協議会	使用しなくなった客席（スタンド席）を譲り受け、歩道に設置し、誰でも利用できる休憩施設を設けた	－	有り	まちづくりに資する取り組みのため
3	群馬県	前橋市	馬場川通りアーバンデザイン改修プロジェクト	一般社団法人前橋デザインコミッション	都市利便増進協定を活用し、公共施設である水路・遊歩道公園・道路等を民間団体の資金で、民間団体が再整備	－	－	－
4	埼玉県	さいたま市	大宮駅東口駅前おもてなし公共施設都市利便増進協定	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	－	－	－	－
5	千葉県	千葉市	千葉駅西口エリア	千葉市	再開発ビル共用部と接する道路空間（駅前広場、歩行者デッキ）を一体的に活用。民間に移行の予定。	－	－	－
6	千葉県	柏市	柏の葉アクアテラス	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	高質で良好な都市空間の維持管理と活用	－	－	－
7	千葉県	市原市	企業と連携した市民活動促進事業	地域連携推進室	ウエルシア市原国分寺台店２階に学び、交流、健康増進、市民活動の場として、「ウエルシア・コミュニケーションセンターいちはら」をオープンし、市、ウエルシ薬局、いちはら市民活動協議会と協働で運営	－	無し	－

NO	都道府県	市区町村	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
8	東京都	三鷹市	あるけるミタカ研究所（ウォーカブルな商店街を目指す社会実験事業）	協同組合三鷹中央通り商店会	商店街の居場所づくりの実験を行った。デザイン性のあるベンチ、椅子、パラソル等を配置して商店街利用者の行動調査を実施した。	－	－	－
9	新潟県	見附市	見附駅東口駐輪場	NPO 法人 do みつけ	これまで使われていなかった駐輪場の２Ｆを活用し様々なイベントを実施	－	有り	市の委託事業を受けてイベントを実施
10	愛知県	名古屋市	錦二丁目地区	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	エリアマネジメント活動拠点に面した広場・歩行者専用通路（地区計画の地区施設）の管理運営による恒常的なキッチンカー乗り入れ等	－	無し	－
11	兵庫県	神戸市	三宮駅前にぎわいづくりプロジェクト（サンノミヤシティピクニック）	三宮駅前にぎわいづくりプロジェクト実行委員会	パブリックスペースにおいてキッチンカー、ブース出店、音楽ステージなど、にぎわいイベントを実施。（駅前広場・JR 跡地）	なし	－	－
12	高知県	いの町	いの町商店街周辺	墾る（はる）有限責任事業組合（LLP）	中心市街地の賑わいづくりや地域資源を活かした空間プロデュース	－	無し	－

1) 調査項目 [都市再生推進法人等向]

資料 2-2:調査票 1 [都市再生推進法人等向] 調査票(1/2)

調査票1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査[都市再生推進法人等向]

本アンケートは全国各地で実施されているハード整備・ソフト施策の連携による**居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり**の事例の収集を目的としています。収集した事例のうちで、他の団体に参考になると思われる事例については、国土交通省の発行する資料に事例として公表させていただきます。

■記入者に関する情報を教えてください。

所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

※所属は○○部等をご記入ください。

（1）貴団体において取組みを行っている分野を下記より選択ください。（複数選択可）

	①オープンカフェなどの街路空間利活用
	②地下道路・地下空間の利活用
	③都市公園への店舗設置等、Park-PFIの取組
	④都市公園におけるイベント等、多様な利活用
	⑤駅前広場の利活用
	⑥その他、広場空間の利活用（例：団地や民間開発地における広場の設置等）
	⑦川辺のデッキ設置、オープンカフェ等の河川空間の利活用
	⑧SUPやクルージング等、河川空間を利用したアクティビティ
	⑨商店街の活性化
	⑩オフィス街のオープンスペースの利活用
	⑪リノベーションまちづくり
	⑫その他

（2）貴団体で行っている取組みのうち、パブリック空間（道路・公園・広場・河川等）を活用している取組みはありますか。取組みがある場合は①、無い場合は②に○を付けてください。

	①ある⇒質問（3）へ
	②ない⇒アンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

（3）パブリック空間を活用している取組みがある場合、その内容に関して下記の設問にお答えください。
複数の取組がある場合は、最大3つまで記入をお願いいたします。

①エリア名・あるいは取組名						
実施団体	主となる団体:					
	協力団体:					
パブリック空間の利活用の有無 (○を付ける。活動が複数の空間（例えば道路と公		道路		公園		河川
		広場		その他(具体的に＿＿＿＿＿＿)		
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)						
当該事例から得られる収益	主な収益分野： 主な収益額：					
当該事例に関する経費 ・占用料の減免を受けている場合、その根拠 ・上記で複数のパブリック空間を選択した場合は空間ごとに占用料と減免の有無、根拠を記載。記載	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：					

資料 2-2:調査票１［都市再生推進法人等向］ 調査票(2/2)

②エリア名・あるいは取組名						
実施団体	主となる団体:					
	協力団体:					
パブリック空間の利活用の有無 (〇を付ける。活動が複数の空間（例えば道路と公		道路		公園		河川
		広場		その他(具体的に_____)		
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)						
当該事例から得られる収益	主な収益分野： 主な収益額：					
当該事例に関する経費 ・占用料の減免を受けている場合、その根拠 ・上記で複数のパブリック空間を選択した場合は空間ごとに占用料と減免の有無、根拠を記載。記載	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：					

③エリア名・あるいは取組名						
実施団体	主となる団体:					
	協力団体:					
パブリック空間の利活用の有無 (〇を付ける。活動が複数の空間（例えば道路と公		道路		公園		河川
		広場		その他(具体的に_____)		
本事例の特徴を示すポイント (１００字程度以内)						
当該事例から得られる収益	主な収益分野： 主な収益額：					
当該事例に関する経費 ・占用料の減免を受けている場合、その根拠 ・上記で複数のパブリック空間を選択した場合は空間ごとに占用料と減免の有無、根拠を記載。記載	主な経費分野： 主な経費額： うち占用料： 占用料減免の有無： 占用料減免の根拠：					

2) 調査結果：調査票 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査 [都市再生推進法人等向]

回答から、都市再生推進法人等のまちづくり団体における取組分野として「⑨商店街の活性化」(17.9%)が最も多く、次いで「①オープンカフェなどの街路空間利活用」(16.0%)という結果になった。

■設問

（１） 貴団体において取組みを行っている分野を下記より選択ください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

項目	回答数 (回答割合(/各団体種類ごとの団体数))			
	都市再生推進法人	全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議	全国エリアマネジメントネットワーク	合計
①オープンカフェなどの街路空間利活用	43 (17.2%)	7 (10.0%)	6 (19.4%)	56 (16.0%)
②地下道路・地下空間の利活用	7 (2.8%)	2 (2.9%)	2 (6.5%)	11 (3.1%)
③都市公園への店舗設置等、Park-PFI の取組	9 (3.6%)	2 (2.9%)	0 -	11 (3.1%)
④都市公園におけるイベント等、多様な利活用	21 (8.4%)	13 (18.6%)	2 (6.5%)	36 (10.3%)
⑤駅前広場の利活用	30 (12.0%)	3 (4.3%)	3 (9.7%)	36 (10.3%)
⑥その他、広場空間の利活用（例：団地や民間開発地における広場の設置等）	34 (13.6%)	5 (7.1%)	6 (19.4%)	45 (12.8%)
⑦川辺のデッキ設置、オープンカフェ等の河川空間の利活用	12 (4.8%)	1 (1.4%)	0 -	13 (3.7%)
⑧SUP やクルージング等、河川空間を利用したアクティビティ	4 (1.6%)	0 -	0 -	4 (1.1%)
⑨商店街の活性化	36 (14.4%)	25 (35.7%)	2 (6.5%)	63 (17.9%)
⑩オフィス街のオープンスペースの利活用	15 (6.0%)	1 (1.4%)	7 (22.6%)	23 (6.6%)
⑪リノベーションまちづくり	21 (8.4%)	8 (11.4%)	1 (3.2%)	30 (8.5%)
⑫その他	18 (7.2%)	3 (4.3%)	2 (6.5%)	23 (6.6%)
合計	250 -	70 -	31 -	351 -

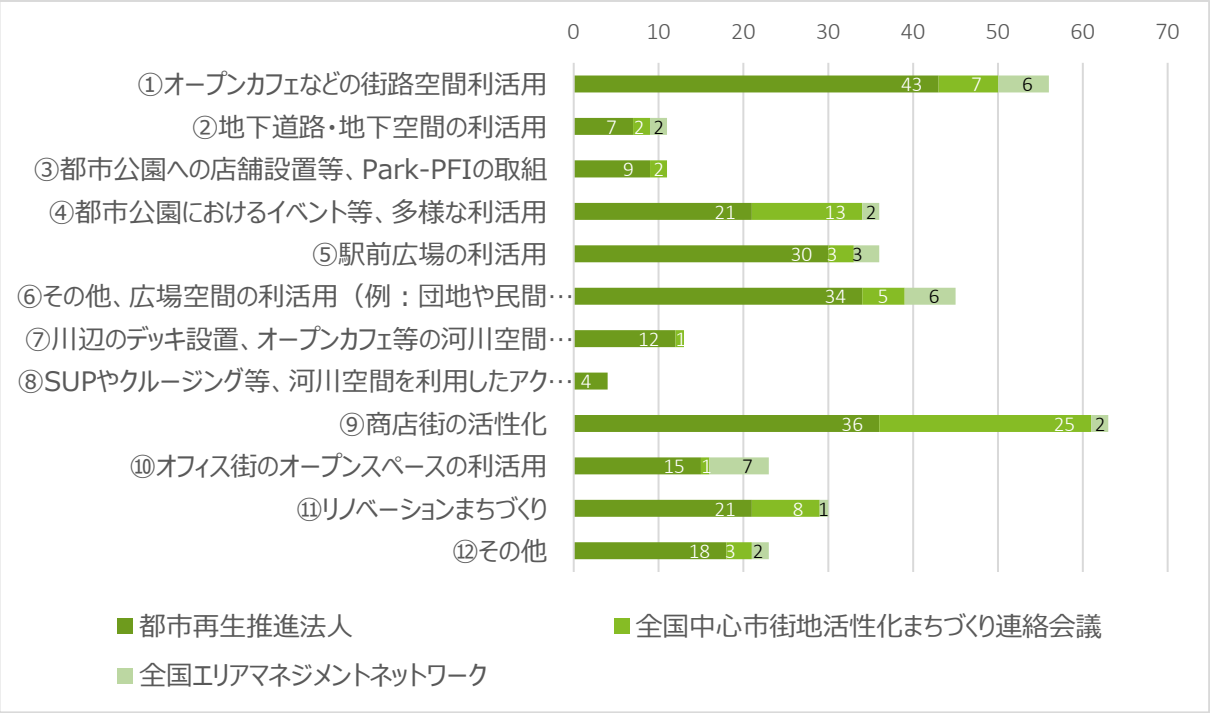

いずれの団体においても半数以上がパブリック空間の活用を行っている(都市再生推進法人 71%、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 60%、全国エリアマネジメントネットワーク 77%)。

■設問

（２）貴団体で行っている取組みのうち、パブリック空間（道路・公園・広場・河川等）を活用している取組みはありますか。取組みがある場合は①、無い場合は②に○を付けてください。

■回答数・回答割合

【都市再生推進法人】

項目	回答数	割合
①ある	57	71%
②ない	23	29%
合計	80	-

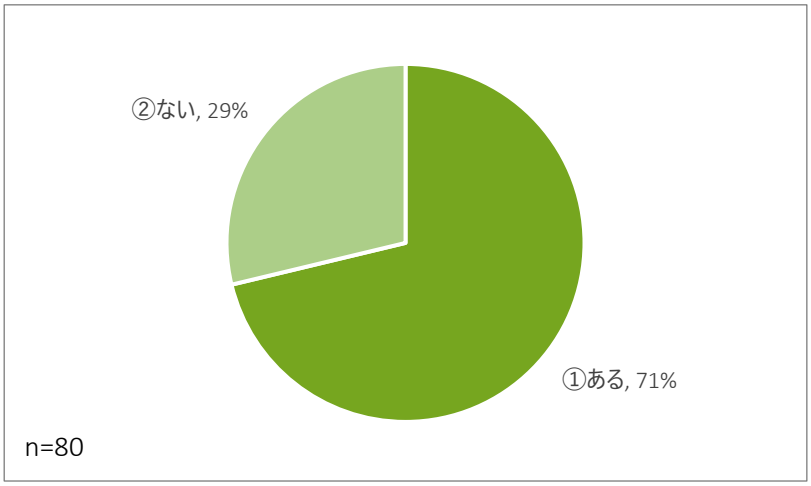

【全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員】

項目	回答数	割合
①ある	18	60%
②ない	12	40%
合計	30	-

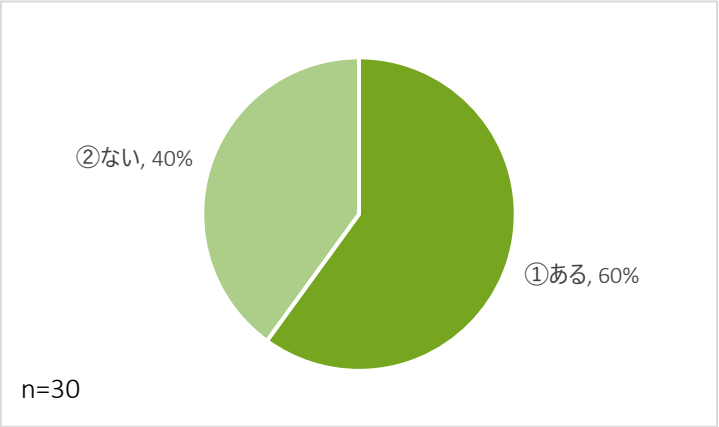

【全国エリアマネジメントネットワーク会員】

項目	回答数	割合
①ある	10	77%
②ない	3	23%
合計	13	-

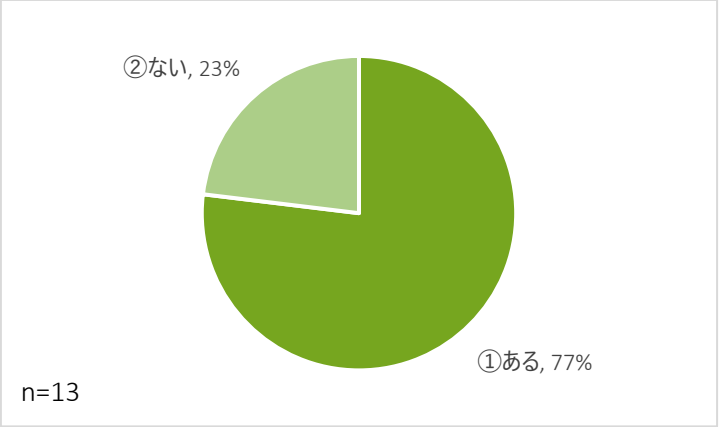

■設問

（３）パブリック空間を活用している取組みがある場合、その内容に関して下記の設問にお答えください。
複数の取組がある場合は、最大 3 つまで記入をお願いいたします。

■回答 1【都市再生推進法人】

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	岩手県	大船渡市	道路、公園、河川、広場	キャッセン大船渡エリア	株式会社キャッセン大船渡	道路や公園などの公共空間と商業施設広場等をシームレスに繋いで活用	占用料 3,000 円/日（公園）、占用料 36,000 円/年を日割計算（二級河川）、占用料 0 円/回（市道及び県道。ただし、警察への道路使用許可は一申請毎に 2,300 円）	有り	条例（管理者が特別に認めるもの）及び市、県、推進法人の協定に基づくもので、都度の減免申請なく減免が可能
2	宮城県	仙台市	公園	荒井東 1 号公園スパーツパーク（SPiA）	一般社団法人荒井タウンマネジメント	区画整理事業の調整により用地を確保しており、仙台市と都市利便増進協定を締結し、人工芝コートを整備し、その使用料収入を得て公園の維持管理を行う。	0	減免あり	仙台市の同規模公園の年間維持管理費相当額が年間占用料と同等で、公園全体の維持管理を行うため。
3	宮城県	石巻市	河川	かわまちオープンパーク	株式会社街づくりまんぼう	かわまちオープンパーク（中央地区堤防一体空間）では、「石ノ森萬画館」の白い外壁をスクリーンにして、野外上映会「かわべでシアター」を開催	0	－	－
4	山形県	上山市	広場	八幡丁ワクワク広場	NPO 法人かみのやまランドバンク	ランドバンク事業の暫定利用として市が所有者から寄付を受け NPO に無償貸借し、芝生広場を整備	－	－	－
5	福島県	須賀川市	広場	「街楽のはじめ庭」	nico Coffee Beans 一般社団法人ロヂカラ	等躬の庭は、株式会社テダソチマが管理する貸しスペース。テダソチマでは、このスペースをキッチンカーが集い、賑わいを創出し交流が生まれる場所にする	－	無し	須賀川市と維持管理協定を締結
6	茨城県	水戸市	公園	水戸市中心市街地	株式会社まちみとラボ	沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の特例を活かした「水戸まちなかオープンテラス」の実施	－	有り	コロナ特例
7	群馬県	前橋市	道路	JR 前橋駅周辺オープンカフェ事業	(公財）前橋市まちづくり公社	道路占用の特例制度を活用し、県道、市道の歩道上に食事施設等(主にキッチンカー）を設置	0 円	有り	コロナ特例
8	群馬県	前橋市	道路	道路空間を活用した商店街活性化事業	前橋中央通り商店街、（事業実施）実行委員会、(公財）前橋市まちづくり公社	商店街の空き店舗前の休眠スペースを活用し、商品等の販売やいす、テーブル,Wifi 整備による休憩ポイントの設置	0 円	有り	コロナ特例
9	群馬県	前橋市	河川	社会実験「広瀬川アート」	(公財）前橋市まちづくり公社	木工作家によるアート作品を展示	0 円	有り	市が出資する法人(当公社）が実施するまちづくり事業であるため(市の定めによる）
10	埼玉県	さいたま市	公園	美園マチなかロビー	一般社団法人美園タウンマネジメント	公園等にて飲食・物品等販売や各種地域活動等を一時利用する団体・事業者等を募集し、公園管理者等に一括代理申請	約 30000 円（2022 年 2～8 月）	有り	交流 WS による利用の場合は、公益性の観点から公園管理者より免除

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
11	埼玉県	さいたま市	河川	大門神池調節池広場	一般社団法人美園タウンマネジメント	調節池底面の広場空間（管理：市）について、2021 年 11 月より官民連携での利活用促進を試行検証中。当法人は利用促進を担当	75 万円（施設使用料）	–	施設使用契約により、利用料収入の 5 割を下限に、利用料収入から各種経費を除した金額を使用料としている
12	埼玉県	さいたま市	道路	おおみやストリートテラス	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	道路や道路予定区域を活用して、地域のプレイヤーとともに仮設店舗や飲食休憩スペースの設置	無し	有り	さいたま市協力による事業のため
13	埼玉県	さいたま市	広場	OMTERRACE 屋上利活用	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	都市利便増進協定に基づき、公共施設屋上部分約 150 ㎡のイベント活用に関する貸出受付	利用回数による	無し	–
14	埼玉県	草加市	広場	おせん公園の活用	特定非営利活動法人今様草加宿	公園にキッチンカーを配備	3 か月で 97,000 円	–	–
15	千葉県	柏市	道路	柏駅前デッキ利活用プロジェクト	一般財団法人柏市まちづくり公社	道路占用の特例に基づく道路空間の利活用の仕組みを構築し、 企業への PR など利用促進を継続すると共に，魅力ある賑わい空間づくり	466,720 円	有り	柏市道路占用料条例
16	千葉県	柏市	広場	ゲートスクエアプラザ	UDCK タウンマネジメント	地区計画上の広場となっている箇所の賑わい創出のため、事業を展開。ランチタイムのキッチンカーを出店。	–	無し	–
17	千葉県	柏市	道路	歩専道	UDCK タウンマネジメント	道路の利活用が出来るように歩専道を都市計画上で UDCK タウンマネジメントの管理に設定	–	–	–
18	千葉県	柏市	その他	アクアテラス	UDCK タウンマネジメント	調整池を高質化したアクアテラスの賑わい創出のため、事業を展開。撮影やイベントなどで場所貸しを展開。	–	–	–
19	東京都	千代田区	道路	オープンカフェ	（一社）日比谷エリアマネジメント	日比谷仲通りでのテーブル・椅子やキッチンカー等の展開	–	–	–
20	東京都	千代田区	道路	千代田区・高山市との連携イベント	（一社）日比谷エリアマネジメント	・高山市の物産展 ・千代田区・高山市の観光ＰＲ（写真展示等） ・千代田区・高山市の環境への取組紹介	–	–	–
21	東京都	千代田区	その他	千代田区観光協会写真コンテスト作品展示	（一社）日比谷エリアマネジメント	千代田区観光協会主催の写真コンテスト受賞作の作品展示	–	–	–
22	東京都	千代田区	道路	エリアマネジメント広告事業	秋葉原タウンマネジメント株式会社	東京都のエリアマネジメント支援事業としてモデル事業に認定され、道路空間に広告を掲出することによりエリアマネジメント事業の原資とする活動	無し	有り	エリアマネジメント（まちづくり）事業に収益を再投資する目的
23	東京都	千代田区	広場（歩行者専用道路）	有楽町駅前広場(地域活性化イベント)	国及び各自治体、各種団体	地方各自治体・各種団体の観光・物産等を PR	0 円	有り	有楽町駅周辺地区における道路等環境の向上に関する協定
24	東京都	千代田区	–	Marunouchi Street Park	–	–	–	–	–
25	東京都	千代田区	道路	丸の内仲通りアーバンテラス	大丸有エリアマネジメント協会	丸の内仲通りの道路空間を活用し、椅子やテーブルを設置するほか、キッチンカーも出店	–	–	–
26	東京都	千代田区	道路	Marunouchi Street Park	Marunouchi Street Park 実行委員会	丸の内仲通りの今後のあり方や活用方法を検証する社会実験。2022 年は①都心の広場・公園的空間の在り方と運営管理方法と②都市観光としての場づくりについて検証。	–	–	–

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
27	東京都	中央区	道路	江戸桜通り地下歩道デジタルサイネージ	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	江戸桜通り地下歩道（区道）に設置したデジタルサイネージ	－	－	－
28	東京都	中央区	道路	江戸桜通り地下歩道施設利用	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	江戸桜通り地下歩道（区道）において、街に資する公共性のあるイベントの実施、誘致	－	－	－
29	東京都	中央区	道路	仲通りにおける施設利用	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	仲通り（区道）において、街に資する公共性のあるイベントの実施、誘致	－	－	－
30	東京都	中央区	公園	浜町 DogFest	日本橋浜町エリアマネジメント	犬をきっかけとして地域の繋がりを深める SDGs プロジェクト。	4056 円(公園)　※物販エリアのみ占用料の支払い有	－	－
31	東京都	中央区	道路	浜町 AutumnSession	日本橋浜町エリアマネジメント	当法人の拠点施設とその前面道路空間を活用し、実施している地域交流イベント。“人とまちをつなぐ、食と体験のフェスティバル”	0 円	有り	－
32	東京都	中央区	道路	浜町ベジウォーク（オープニングイベント)	日本橋浜町エリアマネジメント	道路空間を活用し、食に関する情報ブースや子ども向けの遊び場を設けた。	0 円	有り	中央区保健所健康推進課による協力(イベント後援)
33	東京都	港区	道路	道路内建築	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例制度 を活用し、当法人を占用主体として新虎通りの歩道上に常設の店舗（道路内建築）を 設置	約 170 万	有り	東京都道路占用料徴収条例
34	東京都	港区	道路	オープンカフェの設置	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例制度 を活用し、当法人を占用主体として新虎通りの歩道上にオープンカフェを 設置	上記取組に計上	有り	東京都道路占用料徴収条例
35	東京都	港区	道路	イベントの開催・支援	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	地域コミュニティの促進に 寄与するイベントや、国家戦略特区に基づく道路占用 許可の特例制度を活用し、 新虎通りの賑わい醸成に資 するイベントを開催・支援	－	有り	国家戦略特区
36	東京都	港区	その他(埠頭)	竹芝夏ふぇす	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	フェス	7,950 円	有り	東京港埠頭・テレポートセンターグループの共催イベントにつき減免
37	東京都	港区	公園	旧芝離宮夜会	東京都公園協会、協力団体：一般社団法人竹芝エリアマネジメント他	竹芝地区内に位置する「旧芝離宮恩賜庭園（文化財庭園）」の新しい活用方策、地域の魅力発信事業	－	－	－
38	東京都	世田谷区	公園、河川	二子玉川駅周辺地区都市再生整備計画	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	フードトラックの出店	－	有り	流水占用料免除（収益をまちづくり活動へ還元するため）
39	東京都	世田谷区	道路	二子玉川駅周辺地区都市再生整備計画	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	二子玉川駅前交通広場通路への屋外広告	－	無し	－
40	東京都	渋谷区	道路	屋外広告事業	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	東京都屋外広告物条例の特例と H20 年道路局通達を活用し、道路空間に広告物を掲出。収益をまちづくり活動と、行政・民間協同での道路維持管理に充当。	－	無し	－
41	東京都	渋谷区	道路	公共空間活用事業	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	渋谷区に対し都市再生整備計画事業を提案。都市再生特別措置法に基づく占用許可を受けカフェ、コインロッカー等を設置するとともに、都市利便増進協定を締結して収益の使途を区と確認	3 百万円	有り	渋谷区道路占用料等徴収条例第３条の規定による減免措置の基準における都市再生特別措置法施行令第 16 条に掲げる食事施設、購買施設のため

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
42	東京都	府中市	道路	けやき並木ストリートテラス	一般社団法人まちづくり府中	府中駅前のけやき並木にて毎週日曜日の正午～午後５時頃まで無料で使用できる椅子やテーブル等を設置	－	有り	府中市道路占用料徴収条例第４条第１０号
43	東京都	町田市	道路	エリアマネジメント広告	町田まちづくり公社	・街路灯を使ったバナーフラッグの設置 ・ペデストリアンデッキでのデジタルサイネージによる情報発信	占用料０円（道路）	有り	町田市道路占用料徴収条例第３条第１項の１０
44	新潟県	新潟市	広場	古町ルフル広場運営活用事業	新潟古町まちづくり 株式会社	再開発ビル「古町ルフル」敷地内の広場を新潟古町まちづくり株式会社が古町ルフル管理組合より借受けてイベント広場として運用	－	無し	－
45	新潟県	新潟市	道路	アーケード広告展開事業	新潟古町まちづくり 株式会社	市道にある商店街のアーケード柱を活用した広告事業	－	－	－
46	富山県	富山市	広場	まちなか賑わい広場（グランドプラザ）	（株）富山市民プラザ	富山市が、設置したガラス屋根の全天候型まちなか屋外広場の管理・運営	－	自主事業100%減免	富山市との指定管理協定書による
47	福井県	福井市	道路 公園 広場	ソライロテラス	まちづくり福井株式会社	福井市との都市利便増進協定に基づき、役割分担しながら、協定区域内（アップルロード、ガレリアポケット、ガレリア元町アーケード、鳩の御門通り）の公共空間を利用して、賑わいを創出	－	有り	都市利便増進協定
48	福井県	福井市	河川	足羽川 AQUA テラス	まちづくり福井株式会社	足羽川河川敷を活用したアウトドアイベントを企画	0 円	有り	占用許可の特例
49	福井県	福井市	公園	ワンパークフェスティバル	ワンパークフェスティバル実行委員会	福井市中央公園をメイン会場に、音楽の力で福井の魅力を発信	－	有り	市の後援イベントのため
50	福井県	越前市	道路、その他	市庁舎広場・平日のランチ	越前市・まちづくり武生株式会社（共催）	平日のランチ時にキッチンカーを集結	0	有り	「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度
51	福井県	越前市	道路、公園、広場	たけふまちなかイルミネーション	越前市・まちづくり武生株式会社（共催）	冬のイルミネーション実施と期間中のスポット的イベントの開催	1	有り	「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度
52	岐阜県	岐阜市	道路	サンデービルヂングマーケット / GIFU ANTIQUE ARCADE	柳ヶ瀬を楽しいまちにする（株）	ぎふ柳ヶ瀬で、毎月第 1 土曜日・第 3 日曜日にまちを元気にする「手づくり」と「こだわり」がつまったライフスタイルマーケットの開催	0	無し	他の道路内での活動を鑑み、占用の手続きをしていない
53	岐阜県	岐阜市	道路	yanagase PARK LINE 2019・2020(トランジットモール)	柳ヶ瀬を楽しいまちにする（株）	「1 日限りの遊べる道路」として道路空間を使用し、オープンカフェや家具などの常設などを通して、公共空間の活用・運営	－	無し	岐阜市にて道路使用許可を対応いただいた。
54	静岡県	静岡市	道路	ホリノマルシェ・ホリノイベント	御伝鷹まちづくり株式会社	マルシェまたはキッチンカーでの飲食物の販売を行う・またはその場でのイベントや PR	使用料が 2300 円支払い	有り	都市再生推進法人
55	静岡県	静岡市	道路	つながるくさなぎ夏フェス・冬フェス	つながるくさなぎ実行委員会/草薙カルテッド	車道封鎖して実施する年 2 回のイベント	－	無し	－
56	静岡県	静岡市	広場	JR 草薙駅 南口イベント広場	草薙カルテッド	都市利便増進施設を活用し、 イベントの実施及び地域情報の発信	減免	有り	静岡市との都市利便増進協定締結箇所のため静岡市行政財産目的外使用に係る使用料に関する条例第５条の規定による
57	静岡県	静岡市	広場	JR 草薙駅 北口芝生広場	草薙カルテッド	都市利便増進施設を活用し、 イベントの実施及び地域情報の発信	減免	有り	静岡市との都市利便増進協定締結箇所のため静岡市行政財産目

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
									的外使用に係る使用料に関する条例第５条の規定による
58	静岡県	伊豆の国市	道路	伊豆長岡温泉 温泉場お散歩市	温泉場通り振興会（協力:(一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント）	毎月第２日曜日開催のマルシェ	2300 円	－	－
59	静岡県	伊豆の国市	公園、広場	伊豆長岡温泉地域モバイル足湯カフェ	モバイル足湯クラブ（協力:(一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント）	公共施設敷地内や公園にモバイル足湯を設置	500 円	－	－
60	愛知県	名古屋市	道路	栄ミナミ	栄ミナミまちづくり株式会社	地域情報発信と屋外広告による原資確保に向け、市道７箇所、国道１箇所にデジタルサイネージを設置	－	有り	－
61	愛知県	名古屋市	道路、公園	栄ミナミ	栄ミナミまちづくり株式会社	シェアサイクル事業「でらチャリ」のサイクルポートとして、道路、公園の用地を一部活用して実施	－	有り	－
62	愛知県	岡崎市	道路	歩道空間活用事業	まちづくり岡崎	道路の歩道空間（利用可能部分）を「店舗の滲み出し・休憩スペース・出店希望者のための１DAY SHOP・看板を使ったサイン設置」などに活用	－	有り	コロナ対策特別措置
63	愛知県	一宮市	道路、公園、広場	ストリートチャレンジ	一宮市（都市計画課）・志民連いちのみや	一宮駅西口広場から駅構内、東口広場、銀座通りと本町通り全域、周辺の公園や広場など中心地広域を会場とする公共地利活用ウォーカブル社会実験	0	～	市の主催
64	愛知県	一宮市	道路、公園、広場	杜の宮市・まちの宮市	杜の宮市準備委員会（志民連いちのみや）	春開催のクラフトフェア。延長 1.5km ほどの会場に 300 のブース	0	有り	－
65	愛知県	春日井市	公園	KOZOJI PLAT	高蔵寺まちづくり株式会社、株式会社ナゴノダナバンク	親子向けのものづくり WS やキッチンカーの飲食物販などを実施	0 円	有り	春日井市都市公園条例第 11 条
66	愛知県	豊田市	公園	STREET & PARK MARKET	一般社団法人ＴＣＣＭ	毎月第３土曜日豊田市の都市公園「桜城址公園」にて約 50 店舗規模のクラフト＆フードマーケットを開催	8,000～9,000 円/回	無し	－
67	愛知県	豊田市	広場	Museum Market（R4 年 11 月からお庭でマルシェ名称変更）	豊田市美術館・（一社）ＴＣＣＭ共催	年２回（5、11 月、各 2・3 日間）豊田市美術館の庭園で約 30 店舗規模のクラフト＆フードマーケットを開催	0	無し	－
68	愛知県	豊田市	道路	Toyota Street Market	豊田市駅周辺地区エリアマネジメント研究会	毎月第１土曜日、駅前県道歩道を道路占用許可の特例制度を活用し地元中心のマーケットを開催	500 円＆豊田署使用許可料 2,500 円	有り	都市利便増進協定に明記
69	愛知県	西尾市	道路、広場	城下町マーケット	本町発展会、協力団体:株式会社城下町 PRIDE	中心部の本町商店街の一般道を歩行者天国にして年４回、キッチンカーの出店やビンゴ大会、スタンプラリー等のイベントを実施。	0	有り	賑わい創出事業であるため
70	愛知県	西尾市	道路	みどり川四九朝市	株式会社城下町 PRIDE	西尾市中心部を流れるみどり川河岸で、毎月４と９のつく日に朝市を開催	0	有り	賑わい創出事業であるため
71	愛知県	東海市	道路広場	名鉄太田川駅東西広場	株式会社まちづくり東海	都市利便増進施設の活用により、まち会社及び大学等による駅前広場での継続的な物販等スペース憩いの場の展開（ともに道路占用の特例適用）	0 円	有り	都市再生推進法人の活動であるため減免扱い
72	愛知県	東海市	道路 広場	名鉄太田川駅前歩道（広場）	どんでん夜市実行委員会	都市利便増進協定に基づく事業で、自主的な実行委員会による駅周辺活性化事業、継続的に飲食ブース、ステージ、物販棟の夜市を展開	0 円	有り	コロナ特例に準拠して減免扱い及び地域活性化のための自主的活動によるため減免扱い（当分の間）

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
73	愛知県	東海市	道路	駅前歩道	株式会社上々	都市利便増進協定に基づく事業で、地元商業会社が独自にオープンカフェを展開	114,240 円（8 カ月）	無し	－
74	滋賀県	長浜市	道路	長浜駅ペデストリアンデッキ	えきまち長浜株式会社 市民団体	市の玄関口に相応しい空間づくり（花壇整備）を、住民の皆様と共同で行っています。また、飲食・物販にチャレンジしたい方に貸し出すことで、賑わいを創出	－	免除	都市利便増進協定
75	滋賀県	草津市	広場	中心市街地公共空間活用事業	草津まちづくり株式会社	中心市街地内の公共空間において、イベントやオープンカフェなどで空間を有効活用	0 円	無し	草津市の委託事業のため、全額減免
76	滋賀県	草津市	広場	テナントミックス事業	草津まちづくり株式会社	草津市が所有する普通財産の土地や、都市公園内に、草津まちづくり株式会社が店舗を建設し、テナント事業者を誘致し運営	1,689 千円（公園） 2,310 千円（広場）	有り	都市再生推進法人であることから、占用料は 1/2 減免。また、都市利便増進協定を締結していることから、都市利便増進施設の設置にかかる費用は全額減免。
77	大阪府	大阪市	道路	にぎわい軸・オープンカフェ等の食事購買施設の設置	（一社）グランフロント大阪 TMO	都市再生特別措置法に基づく道路占用許可特例により、道路占用許可を受けた上でグランフロント大阪開業当初から実施	免除	免除	大阪市道路占用料条例第 3 条第 1 項第 8 号
78	大阪府	大阪市	広場	うめきた広場	（一社）グランフロント大阪 TMO	イベントスペースとして貸出	グランフロント大阪事業者と大阪市による土地賃貸借契約による	不明	不明
79	大阪府	大阪市	道路	梅田 1 丁目地区	一般社団法人梅田 1 丁目エリアマネジメント	大阪駅前地下道をはじめとする地上・地下の道路空間を有効活用し、道路上に広告等を設置して収益活動を行い、その収益を地上・地下の道路維持管理や道路上でのにぎわい創出等に還元	580,096 円	有り	大阪市道路占用料条例第 3 条第 1 項第 4 号
80	大阪府	寝屋川市	広場	京阪寝屋川市駅前周辺、京阪香里園駅前周辺	アドバンス寝屋川マネジメント㈱	駅前広場を活用した、音楽イベント・駅前マルシェ・駅前イルミネーションの実施	－	有り	－
81	大阪府	寝屋川市	広場	京阪寝屋川市駅前周辺、京阪香里園駅前周辺	アドバンス寝屋川マネジメント㈱	駅前広場を活用した、駅前イルミネーション事業	－	有り	－
82	大阪府	寝屋川市	道路	－	アドバンス寝屋川マネジメント㈱	放置自転車対策を目的としたラック式駐輪場の運営	－	有り	－
83	兵庫県	神戸市	道路	GREEN COMMONS	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	実験花壇の運営管理、および、花壇管理運営ボランティアの育成講座開催	無し	－	－
84	兵庫県	福崎町	広場	福崎町駅前交流広場の管理運営	株式会社 PAGE	JR 福崎駅に直結し、駅前観光交流センターに隣接する広場。福崎町から指定管理を受けて管理。マルシェ、ビアガーデン等のイベントやキッチンカー販売	0 円	有り	指定管理者であるため
85	奈良県	桜井市	広場	桜井駅南口広場公共空間整備・活性化事業	桜井まちづくり㈱	市民が集い憩える滞在環境の向上および中心拠点の駅から歩いていける旧伊勢街道である本町通への回遊性向上を目指す	▲10 千円	有り	駅前マルシェ出店者の駐車料金を減免
86	和歌山県	和歌山市	河川	シエキノカワでピクニック	（一社）市駅グリーングリーンプロジェクト	紀の川の魅力と可能性を発信する社会実験として、紀の川第 5 緑地の芝生広場等を活用し、ハンモック・デッキチェアや畳ベンチの設置、飲食・BBQ スペースの運営、カヌー体験等を実施	無し	有り	非営利の社会実験として実施するため

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
87	和歌山県	和歌山市	広場	和歌山市駅前広場の賑わいづくりイベント「しえきのいま」	（一社）市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山市駅前広場の利活用を促進するため、ハンモック等を配置した人工芝のピクニックエリアを中心に、キッチンカー等の出店や親子で楽しめる体験コンテンツ、音楽ステージ等を不定期で開催	無し	有り	非営利の賑わいづくりイベントとして開催するため
88	和歌山県	和歌山市	広場	本町公園	株式会社紀州まちづくり舎	10 年間閉鎖していた市営本町地下駐車場の再開と parkPFI の制度を使った公園の利活用としてレストラン経営やコワーキングスペース、キッチン付きのレンタルスペースやドックランなどがある複合施設運営　マーケットの定期開催　また特定公園施設としての芝生広場の管理と活用推進の為イベントの開催や誘致	－	－	－
89	和歌山県	和歌山市	道路	北ぶらくり丁商店街道路『北ぶら リメンバーMARKET』	北ぶらくり丁商店街振興組合	マーケットイベント『北ぶらリメンバーMARKET』	2,300 円/月	有り	毎月占有料 和歌山市 300 円（道路） 警察 2,000 円（道路）
90	和歌山県	和歌山市	道路、広場	アーケード商店街または広場でのイベント開催	和歌山日台交流協会（協力：一般社団法人みんとしょ）	主催団体のイベント開催時に、広場利用の手続き、会場設営、許可申請等の運営面におけるサポート	0	有り	和歌山市の公共空間活用であることと、観光・商工振興の点で行うため
91	和歌山県	和歌山市	公園	マーケットイベント「大新ピクニック」	株式会社ワカヤマヤモリ舎	指定管理を受ける地下駐車場の上部にある公園において、年２回のマーケットイベントを実施	4,500 円	－	－
92	岡山県	岡山市	道路、広場	岡山駅前商店街アーケード内	おかやま未来まちづくり㈱	公共空間におけるソフトコンテンツを活かしたまちづくり	－	－	－
93	岡山県	倉敷市	広場	あちてらす倉敷オープンスペース	倉敷まちづくり株式会社	官民用地を一体的に整備したオープンスペースにおいて「まちづくり協議会」と協働でエリアマネジメントを実施。広告収入等による収益を活用し、イベント企画・環境維持活動などエリアのにぎわい創出につながるまちづくり事業	0 円	有り	あちてらす倉敷公共空地都市利便増進協定
94	山口県	宇部市	道路	オープンストリート宇部	にぎわい宇部	コロナ特例を活用して歩道でのテラス営業を促進している。	無し	有り	コロナ特例
95	香川県	丸亀市	道路、広場	ふらっとパーク&ストリートテラスまるがめ	（株）HYAKUSHO	「みなと公園」と近接道路を封鎖して社会実験を実施。近接する市営駐車場の解体後の公共空間の利活用を検討するための社会実験	－	－	－

■回答 2【全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員】

や	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	福島県	会津若松市	公園、広場	マルシェ開催	会津まちなかマルシェ実行委員会	市内の公園や広場を使って毎月１回マルシェを開催している。	－	有 広場	－
2	福島県	白河市	公園	リノベーション@本町キタウラ事業	楽市白河・NPO 未来準備室	地元高校生と共に公園を映えさせる公園にするため、冬場にイルミネーションや工作物を設置	0 円	有	使用料を設けていない（公園）
3	福島県	白河市	その他	中町小路楽蔵ビアガーデン	楽市白河・NPO 未来準備室	楽市白河運営の施設内において、ビアガーデンを実施	無	無	－

や	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
4	栃木県	宇都宮市	道路	宇都宮まちなかオープンカフェ事業	宇都宮まちづくり推進機構、宇都宮市	中心市街地での人との交流や憩いの場（路上にイス・テーブル・パラソル設置）の提供。	道路占用料０円，道路使用料 27,600 円	有（道路）	コロナ特例により市に納める占有料については減免措置。但し、警察に納める道路使用料については減免されずに毎月支払っている。
5	栃木県	日光市	広場	道の駅日光　多目的広場	イベント実行委員会	道の駅日光の周年事業、まちなかのボランテイア団体等	－	－	－
6	栃木県	大田原市	公園	大田原市山の手１丁目　金燈篭交差点	大田原市、協力団体　大田原市中心市街地活性化協議会	健康器具や休憩所の設置	公園占用料０円	－	－
7	千葉県	千葉市	公園	通町門前市場	千葉市中心市街地まちづくり協議会	中心市街地において、古来より寺社仏閣で開催されている「市」をモチーフに近隣商業者の物品や飲食販売、縁日・昔遊びなどを 5～10 店舗程度の規模で行う。	無	有	千葉市社会実験制度の利用により減免
8	富山県	高岡市	道路、広場	わくわくメルヘンランド	御旅屋セリオ賑わい創出実行委員会	御旅屋通りと御旅屋メルヘン広場を使用して、親子で楽しめるイベントを開催。	－	－	－
9	石川県	金沢市	道路、広場	金沢市香林坊エリア	株式会社金沢商業活性化センター	道路・広場において、オープンカフェの実施やストリートパフォーマーによるイベントの実施	－	－	－
10	福井県	越前市	道路、公園、その他(市役所庁内広場)	（福井）県道２１号線（武生停車場線）におけるライブ・キッチンカー出店及び冬のイルミネーション	まちづくり武生株式会社 ★別途都市再生推進法人において整理	冬にはＪＲ武生駅から武生中央公園に至る経路を線的にイルミネーション装飾。 途中途中のスポットで、平日のキッチンカー出店や歩道でのライブなど曜日を問わないメリハリのある誘導策を講じている。	毎回、道路占用申請手数料 2300 円のみ、庁舎広場と公園は市と共催のため０円	すべて減免	市とまちづくり会社が共催するイベント
11	静岡県	静岡市	公園	駿府城公園	公益財団法人静岡市まちづくり公社	駿府城公園内及び周辺の史跡をガイドとともに巡るウォーキングイベント	－	有	公園内施設入館料以外は無料
12	静岡県	静岡市	道路	七間町青空市	七間町青空市実行委員会	月に１回、商店街道路の歩行者天国を活用した地場産品などを販売する市	占用料 2,300 円	無（道路）	－
13	静岡県	掛川市	道路	かけがわ「けっトラ市」	けっトラ市実行委員会	生産者が軽トラックの荷台をお店にして、採れたて新鮮野菜や手づくり加工品など運んできたまま対面販売する市場。掛川駅通りを歩行者天国にし、 毎月第 3 土曜日に開催	2,300 円（道路）	無	－
14	愛知県	豊田市	道路	エリア；名鉄豊田市駅周辺（駅前道路の歩道空間）	豊田市駅周辺地区エリアマネジメント研究会（事務局一般社団法人ＴＣＣＭ）	毎月第一土曜日に道路占用許可の特例制度を活用して、豊田市駅前停車場線の歩道空間使用の「Toyota Street Market」をエリマネ研究会主催として開催。周辺再開発ビル店舗とのコラボ企画も含め、地元豊田市の出店者を中心に約 30 店舗で構成、夏季(7～9 月）はナイトマーケットで開催。	占用料（道路）30 円/月・回	有（道路）90%減免	都市再生推進法人の指定、都市利便増進協定に明記

や	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
15	愛知県	豊田市	公園	エリア；豊田市中心市街地内都市公園	一般社団法人ＴＣＣＭ ★別途都市再生推進法人において整理	毎月第三土曜日に豊田市中心市街地・商店街隣接（裏側）の都市公園で「STREET & PARK MARKET」を開催。クラフト、フード、キッチンカー等約 50 店舗で構成。	－	有（公園使用料）	－
16	兵庫県	神戸市	公園	鉄人２８号鉄人広場	NPO 法人 KOBE 鉄人 PROJECT	鉄人２８号のモニュメント完成後足元の鉄人広場にて新長田界隈の活性化のため各種イベントを開催している	－	－	－
17	鳥取県	鳥取市	道路	マーチングストリート	株式会社まるにわ	鳥取駅前サンロードにおける全蓋アーケードの道路空間を活用イベントの実施※計画中	計画中	計画中	－
18	広島県	広島市	公園、河川	広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出事業	広島駅周辺地区まちづくり協議会	新たな生活様式に対応したオープンスペースの活用方法を提案する取り組み、当協議会が河川のオープン化の指定区域における包括的な占用主体として選定を受け実施	占用料（河川）108 千円	無（公園）	河川区域と重複しているため（公園）
19	香川県	高松市	道路、広場	北部３町ドーム広場	高松丸亀町商店街振興組合	３つの商店街の交差点に民地を組み入れて直径 25mの円形広場を作り、広場上空にクリスタルのドームを建設し、イベント広場として提供している。	0 円	有高松市道	高松市は商店街のアーケードは占有料を減免している。
20	香川県	高松市	道路	高松丸亀町商店街アーケード（470m）	高松丸亀町商店街振興組合	市道上にアーケード及びカラー舗装、街路樹、花壇、ベンチ等々を整備して、快適な歩行空間として市民に提供している。	6082 円（国道上分）、市道部分は減免	国・無 市・有	高松市は商店街のアーケードは占有料を減免している。
21	愛媛県	松山市	道路	松山中央商店街	株式会社まちづくり松山	松山中央商店街（大街道・銀天街・まつちかタウン）と松山市駅前広場の道路管理について松山市と道路管理協定を結び、道路空間を活用した催事等の実施についてまちづくり会社が管理・利用促進を行っている。同時に屋外広告物管理協定も締結しており、松山中央商店街内の公共空間を活用した街頭広告事業の収益をまちづくり会社が得ることでこれら活動の原資としている。	屋外広告物の占有料を松山市に支払い	松山市の屋外広告物規程に従って納付	上記屋外広告物が公益に資するもの（コロナ啓発等）の場合、期間を定めた上で占有料免除
22	愛媛県	西条市	その他(棚田)	千町棚田プロジェクト	NPO 法人うちぬき２１プロジェクト	市内山間部にある千町棚田の復活を目指して、ボランティアを中心に米作り・野菜作りなどに励んでいる。そのために周辺の草刈り・石垣の掃除・潅水の整備など、景観づくりにも大いに役立っている	占有料は特になし、整備することで使わせていただいています	すべて減免	道路清掃・石垣清掃・水の涵養など、棚田整備に役立っている
23	大分県	大分市	公園	大分市府内町祝祭の広場	大分市	大分市まちなみ企画課が民間活力導入に向けた社会実験の取り組みとして、祝祭の広場に祝祭テラスを設置し、飲食店等を誘致し商品販売を行うことで利益を上げることができるか調査するもの	無	無	無
24	宮崎県	日向市	道路、広場、その他(一部市街地)	日向ひょっとこ夏祭り	日向市、日向ひょっとこ夏祭り実行委員会	全国から 2000 名以上の踊り手を迎え、地元と県外の皆さんとの踊りを通しての交流	有	有	日向市（中心広場が公共的広場）

■回答 3【全国エリアマネジメントネットワーク会員】

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
1	北海道	札幌市	広場	札幌駅前通地区・札幌駅前通地下広場	札幌駅前通まちづくり株式会社	札幌駅前通地下歩行空間は、地下鉄南北線のさっぽろ駅～大通駅を結ぶ 520m の地下道です。都心の賑わい創出を目的とするため札幌駅前通地下広場条例を公布し、歩行空間の一部を「広場」と位置付けることにより、各種イベント等を可能にしています。	0 円	–	道路法第 20 条第 1 項による兼用工作物管理協定により、広場利用手続きの簡略化や、広場を多目的に使えるようになっており、道路使用許可・道路占用許可は不要（一部空間は除く）
2	北海道	札幌市	広場	札幌駅前通地区・札幌駅前通地下広場	札幌駅前通まちづくり株式会社	札幌市北３条広場（以下広場）は、札幌のメインストリートである札幌駅前通と歴史的観光資源である北海道庁赤れんが庁舎の間に位置しており、さまざまな活動や気軽に憩うことができ、継続的・恒常的なにぎわいの創出の場として整備された空間で、元々車道だった場所を広場空間に転換。	0 円	–	道路法第 20 条第 2 項による兼用工作物管理協定により、広場利用手続きの簡略化や、広場を多目的に使えるようになっており、道路使用許可・道路占用許可は不要（一部空間は除く）
3	北海道	札幌市	道路	主要道道札幌停車場線（JR 札幌駅南口駅前広場） サツエキテラス、エキヒロイルミネーション	札幌駅前通地区活性化委員会	一部道路部分である札幌駅南口駅前広場を利活用し、夏はオープンカフェ等、冬はイルミネーションを実施している。	0 円	有	活性化委員会の中に、札幌市が含まれており、免除となっている。（占用申請時に副申書を提出している）
4	東京都	世田谷区	広場	CO-NIWA マルシェ	(一社）ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメンツ	月に 1 回マルシェを開催。出店者はたまプラーザにゆかりのある人に限定。	–	–	–
5	神奈川県	横浜市	道路、公園、広場	SOTO CAFÉ MM(ソトカフェみなとみらい)	民間事業者（オープンカフェ等運営主体）	道路（駅前広場）、公園、公開空地、有効空地、地区施設において、民間事業者単独では実施できないオープンカフェ及びキッチンカーの設置を、みなとみらい２１公共空間活用委員会が審査承認し、市に一括申請	道路占用料 1,400 円／㎡・月（道路）、道路使用許可申請手数料 2,000 円（道路）、公園施設設置料 236 円／㎡・月（公園）	無	–
6	神奈川県	横浜市	広場	みなとみらい STREET MUSIC	一般社団法人横浜みなとみらい２１	地区内民間施設を会場（17 施設、一部公開空地・有効空地・地区施設を含む）に、審査に合格したミュージシャン（81 組）が年間通じてライブを実施（2022 年 5~8 月で 163 公演実施）	無	–	–
7	神奈川県	横浜市	道路	にぎわい創出事業（桜木町駅前広場）	桜木町駅前広場活性化委員会（YMM が事務局）	桜木町駅前広場の周辺事業者で構成される委員会にて、同広場を活用したにぎわい創出を目的としたイベント及び清掃活動等を実施	区画ごとの道路占用料をホームページにて公表	広告料のみ免除	ＪＲ桜木町駅前広場イベントスペース利用要領第 12 条
8	愛知県	名古屋市	道路	ハンギングバスケットの設置	名駅南地区まちづくり協議会	名駅南地区の一部街路灯へハンギングバスケットを設置	–	–	–
9	愛知県	名古屋市	道路	名古屋駅地区における国家戦略道路占用事業	名古屋駅地区街づくり協議会	フラッグバナー広告、工事用仮囲広告並びに広告付歩行者案内板を設置し、広告収益の一部を街づくりに還元する	広告付歩行者案内板の道路占用料：32,815 円（9 割減免された額）	有（道路）	国家戦略特別区域認定による 9 割減免
10	大阪府	大阪市	道路、その他(公開空地)	御堂筋チャレンジ	NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会	道路協力団体として歩道や公開空地を活用した移動型店舗やテント型店舗の設置により賑わいを創出	無	–	大阪市が占用した箇所を無償貸与

No.	都道府県	市区町村	パブリック空間	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	減免の根拠
11	大阪府	大阪市	道路、広場	大阪梅田エリア	一般社団法人大阪梅田エリアマネジメント	梅田エリアのパブリック空間にて、健康をテーマとしたマルシェや体験プログラムを実施	0 円	無	行政も含む主催（実行委員会形式）による非営利な目的の活動として申請
12	大阪府	大阪市	道路、広場	大阪梅田エリア	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会	エリアイベント開催期間（夏・冬）を活用し、パブリック空間にて音楽ステージやマルシェ、休憩スペース・装飾の設置等を行う。	0 円	無	行政も含む主催（実行委員会形式）による非営利な目的の活動として申請
13	大阪府	大阪市	道路	大阪梅田エリア	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会	「ウォーカブル梅田構想」に基づく道路活用の実証実験を実施	0 円	無	大阪市の都市再生推進法人準備団体制度による
14	大阪府	大阪市	道路	いちょうテラス淀屋橋社会実験	一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク	御堂筋の歩道上に側道閉鎖までの期間本設する「いちょうテラス淀屋橋（パークレット）」を民設民営にて開設。道路協力団体である当会と大阪市間で協定を締結し、公民連携の体制のもと取組んでいる。占用区域指定に対して歩行者利便増進道路制度を、占用主体に対して道路協力団体の両制度を活用する新たなスキームにて実施 。今後の道路空間再編に備えて、道路上施設の維持管理とともに、地域情報案内板（デジタルサイネージ）で地域・防災等の効果的な情報発信や情報コンテンツの景観マネジメント検証等の各種検証を実施中。	無	－	大阪市は道路法に定める道路協力団体業務遂行のための占用に対しては、占用料を減免する運用をされているため
15	大阪府	大阪市	道路	沿道彫刻横のコンテナガーデン・平野町街園の緑化事業	一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク	大阪市計画調整局が設置した彫刻 25 体横の 50 基の「コンテナガーデン」植栽桝を当会が維持管理を担っている。さらに「平野町街園」を 、サスティナブルガーデンをテーマ として再整備し、以降維持管理を実施。	無	有	「コンテナガーデン」は大阪市都市計画局による占用のため占用料負担なし。「平野町街園」は上記①同様に道路協力団体制度活用のため。
16	大阪府	大阪市	その他(民地内の壁面後退部分)	壁面後退部分の利活用	一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク	御堂筋の地区計画内の壁面後退部分（地区施設）はイベントやオープンカフェ等で活用可能となっている。活用にあたっては当会が自主ルールに基づき使用行為を審査し、利活用のクオリティをコントロールしている 。 また当会にてエリア内の壁面後退部分を使用貸借し、キッチンカー出店支を援。	無（民地内のため発生せず）	－	－
17	福岡県	福岡市	道路、公園、広場	はかたイーストリート	博多まちづくり推進協議会	道路に滞留空間をつくる	無料（減免措置）	－	国家戦略特区占用事業の活用

(2) 調査2：都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

1) 回答状況

「都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査」については、1,589 団体 91.3%が回答した。

表 2.1-7 調査2：都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査回答状況

調査対象	団体数	回答数	回答率
全国の市区町村	1,741	1,589	91.3%

2) 調査項目 [市区町村向]

資料 2-3:調査 2 調査票(1/5)

調査票２　都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

１．都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

■記入者に関する情報を教えてください

所属	
市町村コード	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

※所属は○○市○○課等と記載ください。

（１）都市再生推進法人の指定状況についてご回答ください。

	①指定している
	②指定していない⇒「２．中心市街地整備推進機構」に関する設問へ

（２）令和3年（2021年）10月1日以降に指定した都市再生推進法人があれば、以下の内容をご回答ください。記入欄が不足した際は、適宜追加ください。

≪法人概要等記入欄①≫

■法人概要

団体名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者	

■実施事業

事業名	事業概要
例）物販・事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

≪法人概要等記入欄②≫

■法人概要

団体名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者	

■実施事業

事業名	事業概要
例）物販・事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

≪法人概要等記入欄③≫

■法人概要

団体名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者	

資料 2-3:調査 2 調査票(2/5)

■実施事業

事業名	事業概要
例）物販・事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

（３）現在、指定している全ての都市再生推進法人との連携状況について、法人名を記入のうえ、それぞれ該当するもの1つをお選びください。
⑥⑦を選択された場合は、その具体的な内容をご記入ください。

法人名①	

	①特段の情報共有は行っていない
	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
	④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
	⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている
	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
	⑦その他

⑥記入欄（※活動内容について具体的に記入してください。）

⑦その他記入欄

法人名②	

	①特段の情報共有は行っていない
	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
	④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
	⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている
	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
	⑦その他

⑥記入欄（※活動内容について具体的に記入してください。）

⑦その他記入欄

法人名③	

	①特段の情報共有は行っていない
	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
	④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
	⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている
	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
	⑦その他

⑥記入欄（※活動内容について具体的に記入してください。）

⑦その他記入欄

２．中心市街地整備推進機構に関する調査

貴市町村において、中心市街地整備推進機構（※参考）を設立している場合は、以下の内容についてご回答ください。

団体名	
設立年月日	
法人形態	
電話番号	
E-mail	
HPアドレス	

（※参考）中心市街地の活性化に関する法律第61条による指定
（中心市街地整備推進機構の指定）
第六十一条　市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。
2　市町村長は前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3　推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

資料 2-3:調査 2 調査票(3/5)

3．都市再生特別措置法に基づく協定締結に関する調査

貴市町村において、以下に示す都市再生特別措置法関連の制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。なお、記入欄が不足した場合は適宜追加してご記入ください。

①道路占用許可の特例の活用実績

占用主体	
開始年度	
終了年度	
道路管理者	
実施事業	

②都市公園占用許可の特例の活用実績

占用主体	
開始年度	
終了年度	
公園管理者	
実施事業	

③都市利便増進協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定終了日	
都市利便増進施設	
日常管理に関する事項	

④都市再生歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定終了日	
協定施設	
日常管理に関する事項	

⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定終了日	
協定施設	
日常管理に関する事項	

⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定終了日	
協定施設	
施設の管理に関する事項	

⑦都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

提案者	
提案日	
提案内容	

⑧市町村都市再生協議会の設立実績

協議会名	
構成員	
自治体	
設立年度	

⑨滞在快適性等向上区域の設定実績

区域名称	
区域設定日	
区域面積	

⑩一体型滞在快適性向上事業の活用実績

実施主体	
開始年度	
終了年度	
活用制度	
実施事業	

資料 2-3:調査 2 調査票(4/5)

⑪都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

策定年月日	
運用開始年月日	
運用終了年月日	
内容	
場所	
特定路外駐車場の規模	

⑫都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

策定年月日	
運用開始年月日	
運用終了年月日	
内容	
場所	
対象となる駐車場の規模	
適用除外の内容	

⑬都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

策定年月日	
運用開始年月日	
運用終了年月日	
内容	
場所	
駐車施設の名称	
台数	

⑭公園施設設置管理協定制度の活用実績

公園名称	
公園管理者	
協定締結者	
協定締結日	
協定終了日	
滞在快適性等向上公園施設の内容	
特定公園施設の内容	
公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	
建蔽率特例の活用の有無	

⑮河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

区域指定日	
区域名称	
河川名	
河川管理者	
占用主体	
占用施設	
許可期間	
実施事業	
利用形態	

⑯普通財産の活用実績

財産名	
実施主体者	
開始年度	
終了年度	
活用内容	

⑰交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

策定年月	
地区名	
活用する官民連携制度	
対象施設等	

資料 2-3:調査 2 調査票(5/5)

４．その他の制度に関する調査

貴市町村において、以下に示す制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。なお、記入欄が不足した場合は適宜追加してご記入ください。

①ウォーカブル推進税制（地方税法附則第15条第43項）の活用実績

申請主体	
対象施設	

②公募設置管理制度（Park-PFI）の活用実績

事業主体	
対象施設の設置・管理の概要	

③歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用実績

占用主体	
開始年度	
終了年度	
道路管理者	
実施事業	

本調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。
引き続き調査票3にご協力ください。

3) 調査結果：調査票2　都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

① 調査2-1：都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

ア) 都市再生推進法人の指定状況

都市再生推進法人を指定していると回答した自治体は 57 団体（3.6%）である。

■設問

（１）都市再生推進法人の指定状況についてご回答ください。

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①指定している	57	3.6%
②指定していない	1,531	96.3%
無回答	1	0.1%
合計	1,589	100.0%

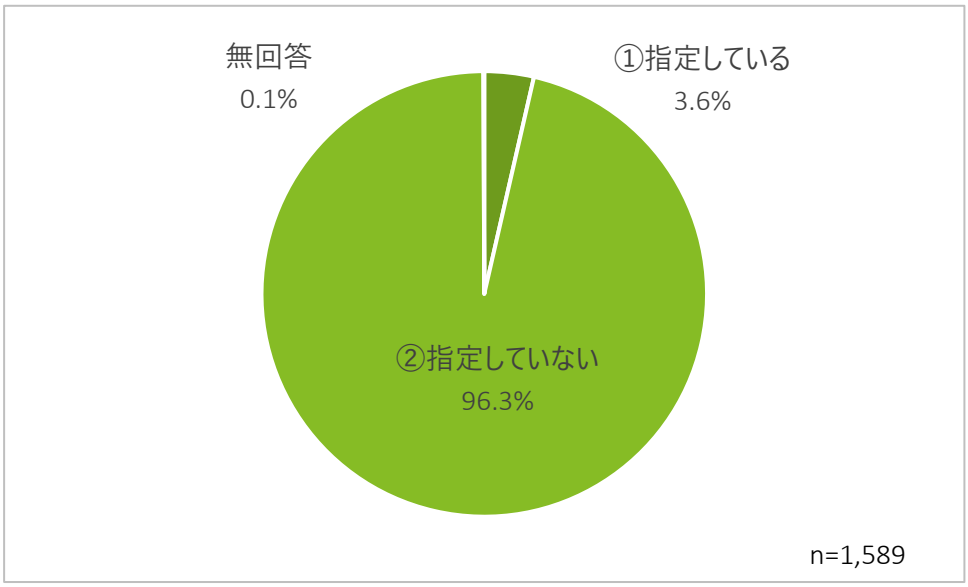

イ) 令和 3 年(2021 年)10 月 1 日以降に指定した都市再生推進法人、及びその概要

令和 3 年 10 月 1 日以降に指定した都市再生推進法人については、全国各地で新たに 15 団体が指定されている。

■設問

（2）令和 3 年（2021 年）10 月 1 日以降に指定した都市再生推進法人があれば、以下の内容をご回答ください。

■回答一覧

NO	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	指定年月日	設立目的	実施事業
1	北海道	函館市	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	令和 3 年 7 月 29 日	令和 3 年 10 月 11 日	函館市西部地区再整備事業の推進	【リノベーション事業】西部地区の低未利用不動産の整備・利活用 【イベント運営事業】公園や空き地でのイベント開催 【発信事業】YouTube や HP での地域情報発信 【ワーケーション事業】アーティストワーケーションの実施・運営
2	東京都	中央区	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 1 月 17 日	日本橋浜町及びその周辺において、そのまちづくりに関わる多様な主体が一体となり、当エリアの魅力を高め、良好な地域コミュニティを維持し、安心で快適な街を実現するために、既存の町会・企業・地域団体等と連携して地域の価値向上及び活力あふれる地域活動を推進及び支援すること	【浜町マルシェ】広場にて「地域」と「企業」、「地元商店街」と「新住民」のコミュニケーションが生まれる場を提供 【浜町キレイプロジェクト】地元住民や企業が参加する、地域の清掃活動 【緑道整備 PJ】放置自転車対策やオープンスペースの魅力向上のため、社会実験を実施 【浜町防災 PJ】Line アカウントを通じて防災情報を定期的に発信
3	東京都	江戸川区	一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント	令和 2 年 11 月 16 日	令和 4 年 3 月 29 日	JR 小岩駅周辺地区の市街地環境や地域資源及び公共施設の管理・活用と暮らしの安心安全及び地域の価値の向上。(法人定款より抜粋)	レンタル事業:活動拠点内のレンタルスペース、レンタルシート、レンタルラックの貸出・運営 地域連携促進事業:コロナ禍での飲食店応援(弁当の代理販売)、町会・商店会等地域関係者との茶話会、地元店舗情報をまとめたマッププロジェクト等 物販事業:活動拠点でのマルシェ・イベントの企画・実施
4	石川県	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター	平成 10 年 10 月 7 日	令和 4 年 3 月 17 日	小松駅周辺およびまちなかの賑わいづくり	【市施設管理事業】公共施設の管理運営
5	福井県	越前市	まちづくり武生株式会社	平成 27 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 26 日	まちなか居住を促進するための調査研究、企画調整、設計及びコンサルタント業務等の業を営むこと	【イベント事業】道路、広場を活用したイベントの実施
6	愛知県	名古屋市	公益財団法人名古屋まちづくり公社	昭和 36 年 7 月 25 日	令和 4 年 3 月 8 日	名古屋の個性を生かしたまちづくりの方向性を明らかにし、地域的特性に応じた都市機能の増進及び潤いある豊かな生活環境の創出を図ることにより、快適で活力ある名古屋のまちづくりを推進し、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。	現在検討中
7	愛知県	一宮市	特定非営利活動法人志民連いちのみや	平成 17 年 5 月 5 日	令和 4 年 8 月 18 日	まちづくりなど	【コミュニティ事業】 コミュニティ施設の運営や地域オリジナル商品の開発 【まつりづくり事業】地域イベントの企画・運営 【広報啓発交流事業】地域内での会議の実施、講座の 【開催、各種通信支援事業】 市民活動や社会活動の支援
8	愛知県	西尾市	株式会社城下町 PRIDE	平成 30 年 12 月 3 日	令和 4 年 8 月 15 日	西尾市内の都市開発、観光開発、並びに土地建物の有効利用に関する調査、企画立案、設計及びその実施に伴うコンサルタント業務。商店街の販売促進及び観光客誘致等のために行う事業の企画立案、運営及び情報提供、各種イベント事業の企画立案、運営及びチケットの受託販売。空地、空き店舗、共同店舗、集合店舗等商業施設の企画・管理及び賃貸借に関する事業。不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理。駐車場の管理運営に関する業務。古民家再生活用事業。飲食亭、駐車場、コミュニティスペース等の商業基盤施設の企画、建設、運営及び受託。など	【空き店舗対策】空き店舗を利用し新規の事業者が開業できるよう支援を行う。 【ナイトマーケット】夜市を行い賑わい創出 【ビアガーデン】賑わい創出
9	愛知県	西尾市	特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート	平成 18 年 3 月 31 日	令和 4 年 8 月 22 日	まちづくりの推進を図る活動。前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動	【西尾市文化振興イベント企画運営業務】文化振興イベントを開催し、芸術文化活動を訴求する 【観光客誘客促進事業】子どもたちからのおくりもの企画運営、サプライズ花火企画運営
10	和歌山県	和歌山市	一般財団法人和歌山まちづくり財団	平成 27 年 11 月 26 日	令和 4 年 3 月 11 日	自立した持続可能な地域を目指し、そのまちづくりのための事業を通し、地域社会を未来に繋ぐこと	防災事業:清掃活動や夜回りの実施 商店街活性化事業:イベントの実施

NO	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	指定年月日	設立目的	実施事業
11	岡山県	岡山市	一般社団法人ぷらっと西川	令和３年４月１日	令和４年３月８日	岡山市中心市街地である西川エリアにおいて賑わいに資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用した街づくりに関する事業を行い、安全で安心した飲食ができ、住み続けられる街の実現を目的とする。	【西川クリーン DAY】地域住民等と連携し、西川の清掃活動及び環境学習 【広報事業】広報誌フリーペーパー「ぷらっと西川」の発行 【集客事業】公園を活用した食をメインとするイベントの実施
12	広島県	呉市	特定非営利活動法人ＳＹＬ	平成 29 年 11 月 27 日	令和４年４月 15 日	呉市の魅力を世界に発信するため，まちの将来像を描き，その将来像を実現するシナリオをつくり，合意形成を図るまちづくりデザイン活動を実施していくことで，それぞれの地域特性を尊重した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。（定款抜粋）	【遊休不動産の活用】呉市が主催するリノベーションスクールへの専門家の派遣など 【公共空間の活用】公共空間を活用した大型マルシェの開催など
13	広島県	呉市	一般社団法人 KURE－PERS	平成 28 年 12 月 28 日	令和４年 10 月４日	民間，行政，様々な分野のスペシャリストが集い，様々なアイデアや色を重ね合わせながら，その見識と歓声で地元に存在する魅力を選定・再構築し呉市の展望や前途・眺望を描ききる集団であるとともに，行政と共同し，都市再生推進法人を目指す	【公共空間の活用】アート展示，ワークショップの開催及び地域の食を活かした店舗の出店など公園空間を生かしたイベント開催など
14	広島県	福山市	福 Lab 株式会社	平成 27 年 11 月 11 日	令和４年９月 16 日	未利用地の活用について，都市計画・まちづくりの専門家として援助を行うこと，及び地権者と新規事業者との橋渡し役を担うこと。	【コミュニティ形成拠点構想】多世代交流複合施設建設【基本構想業務】まちづくりに関するワークショップ，模型，パース作成 【イベント開催等】マルシェ，夜店開催時に駐車場解放，オープンカフェの開催など
15	大分県	大分市	株式会社 大分まちなか倶楽部	平成 19 年５月	令和４年５月 12 日	都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業などの実施及びコンサルタント業務を営むため。	・【まちなか出店サポートセンター事業】中心市街地の活性化を目的に、エリアマネジメント、空き店舗調査などを行う。 ・【大分市中心市街地プロモーション事業】県内市町村と中心部商店街等との連携を目的に、誘致先選定や訪問取材活動などを行う。 ・【公共空間利活用事業】まちづくり活動の推進主体として、道路占用、歩行者空間を活用したイベントの実施の推進を行う。

ウ) 現在、指定している全ての都市再生推進法人との連携状況について

都市再生推進法人との連携状況については、法人と連携してメール等での連絡の取り合いまたは、定期的に情報共有のための会議の実施が最も多く(②③/26.9%)次いで、法人と連携したまちづくり活動を実施することでの情報共有(⑥/21.2%)が多くなっている。

■設問

（３）現在、指定している全ての都市再生推進法人との連携状況について、法人名を記入のうえ、それぞれ該当するもの１つをお選びください。

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①特段の情報共有は行っていない	4	3.8%
②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	28	26.9%
③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	28	26.9%
④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている	2	1.9%
⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	7	6.7%
⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	22	21.2%
⑦その他	13	12.5%
合計	104	100.0%

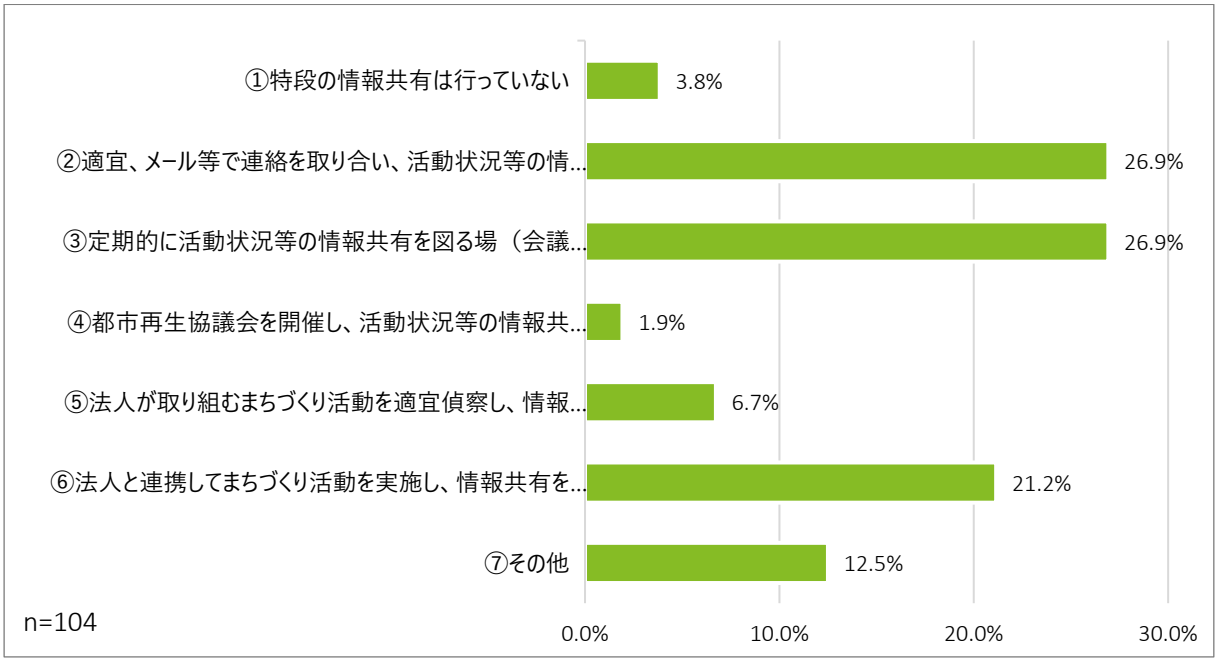

エ）連携状況に関する詳細

■設問

（３）⑥記入欄（※活動内容について具体的に記入してください。）

■回答一覧

NO	都道府県	市区町村	法人名	法人との連携情況	活動内容、その他
1	北海道	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	地区のまちづくりに係るガイドライン策定や地区計画提案に向けた協議会の運営及び賑わい創出事業として歩行者天国等を実施。
2	北海道	函館市	株式会社はこだて西部まちづくり Re-Design	⑦その他	市が 40%出資し，事業を実施している
3	青森県	八戸市	株式会社まちづくり八戸	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
4	青森県	むつ市	むつまちづくり株式会社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	都市再生推進法人が実施するウォーカブル推進事業と市が実施する歩行空間整備事業を一体的に実施する予定
5	岩手県	大船渡市	株式会社キャッセン大船渡	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
6	宮城県	仙台市	一般社団法人荒井タウンマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	マルシェの運営（荒井なないろマルシェ）、地域コミュニティづくりの支援、イベントの企画運営（あらフェス）、エコタウン事業（売電、エネルギーマネジメント）、都市利便増進施設活用事業（荒井東１号公園のパークマネジメント）、復興公営住宅管理、不動産賃貸（アライデザインセンター2）
7	宮城県	石巻市	株式会社街づくりまんぼう	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	都市計画課及び庁内関係課を集めた場を設け適宜情報共有や意見交換を行っているほか、都市再生整備計画区域内（川沿い周辺）の事業者を集めた「かわまちエリマネ事務局検討会」を開催し、官民連携を図った取組を進めようとしている。
8	山形県	上山市	特定非営利活動法人かみのやまランドバンク	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	-
9	福島県	須賀川市	株式会社テダソチマ	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
10	茨城県	水戸市	株式会社　まちみとラボ	①特段の情報共有は行っていない	-
11	茨城県	牛久市	牛久都市開発株式会社	⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	-
12	群馬県	前橋市	（一社）前橋デザインコミッション	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
13	群馬県	前橋市	（公財）前橋市まちづくり公社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
14	埼玉県	さいたま市	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	-
15	埼玉県	さいたま市	一般社団法人美園タウンマネジメント	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	-
16	埼玉県	川越市	株式会社まちづくり川越	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
17	埼玉県	川口市	川口都市開発株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
18	埼玉県	草加市	アコス株式会社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
19	埼玉県	草加市	特定非営利法人今様草加宿	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
20	千葉県	柏市	一般財団法人柏市まちづくり公社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	-
21	千葉県	柏市	一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	-
22	千葉県	柏市	一般財団法人みどりの基金	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
23	東京都	千代田区	一般社団法人　大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
24	東京都	千代田区	一般社団法人　日比谷エリアマネジメント	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
25	東京都	千代田区	NPO 法人　大丸有エリアマネジメント協会	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
26	東京都	中央区	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
27	東京都	中央区	一般社団法人浜町エリアマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-

NO	都道府県	市区町村	法人名	法人との連携情況	活動内容、その他
28	東京都	港区	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	官民連携まちなか再生推進事業
29	東京都	港区	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	官民連携まちなか再生推進事業
30	東京都	新宿区	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
31	東京都	目黒区	株式会社ジェイ・スピリット	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	地元の各街づくり団体からなる調整会議等で情報共有・調整を行うほか、街づくり活動団体の活動を共に支援している。
32	東京都	世田谷区	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
33	東京都	渋谷区	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
34	東京都	江戸川区	一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
35	東京都	武蔵野市	一般財団法人武蔵野市開発公社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
36	東京都	府中市	一般社団法人まちづくり府中	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	月 2 回以上の定例ミーティング等
37	新潟県	新潟市	新潟古町まちづくり 株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
38	石川県	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター	①特段の情報共有は行っていない	-
39	福井県	福井市	まちづくり福井株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
40	福井県	越前市	まちづくり武生株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	都市再生推進法人の指定を受ける前から、市観光部局の担当者が在中し、情報共有を行っている。
41	長野県	佐久市	株式会社まちづくり佐久	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	岩村田商店街区を中心とする再生整備事業の検討
42	岐阜県	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	本市が推進するリノベーションまちづくりにかかる事業において、本市外郭団体及び当該まちづくり会社と連携して実施している。
43	静岡県	静岡市	御伝鷹まちづくり株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	静岡都心地区の中心市街地と歴史文化の中心となる駿府城公園を結ぶ「歴史文化への誘い道」として、道路空間の利活用（常設オープンカフェの設置、イベント開催等）を行っている。また、都市利便増進協定を締結し、日常清掃を実施したり収益の一部を施設の維持管理費にあてたりしている。
44	静岡県	静岡市	一般社団法人草薙カルテッド	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	JR 草薙駅南口イベント広場、北口芝生広場、南北自由通路の公共空間について、一般社団法人草薙カルテッドと都市利便増進協定を締結し、そこで得た収益を草薙地区のまちづくり活動に還元（活動）しているため、利用の回数、収支の報告等について法人と定期的に情報共有を行っている。
45	静岡県	伊豆の国市	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	前頁の回答と同じ。 伊豆長岡温泉駅を活用したボックス販売、古本の貸し出し
46	愛知県	名古屋市	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
47	愛知県	名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	賑わいのある歩行者空間を創出するため、市で歩道の拡幅を行い、法人が歩道にパークレット等を設置している。
48	愛知県	名古屋市	公益財団法人名古屋まちづくり公社	⑦その他	年に 1 回の報告書の提出の他、所管課を通して、適宜、活動状況等の把握を行っている。
49	愛知県	岡崎市	株式会社まちづくり岡崎	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	道路再構築や通りのエリアマネジメントを見据えた道路空間活用を実施
50	愛知県	岡崎市	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	公民連携まちづくり推進を目的とした市の委託業務（公共空間活用等に係る地元町内会の調整、シンポジウム企画等）を実施
51	愛知県	豊田市	一般社団法人 TCCM	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている,⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	都市公園・道路・公共的空間を利用したマーケットの開催、市未利用地を活用した、カフェ・インフォメーション施設の管理・運営等
52	愛知県	西尾市	特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
53	愛知県	西尾市	株式会社城下町 PRIDE	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
54	滋賀県	長浜市	えきまち長浜株式会社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
55	滋賀県	草津市	草津まちづくり株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	市所有の公有地を賃借し、その土地に当該法人が建物を建て、テナントを誘致したり、中心市街地の公共空間においてイベントを実施する事業を委託したりすることで、中心市街地の賑わいを創出している。

NO	都道府県	市区町村	法人名	法人との連携情況	活動内容、その他
56	大阪府	大阪市	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	-
57	大阪府	大阪市	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
58	大阪府	寝屋川市	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
59	兵庫県	神戸市	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
60	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
61	兵庫県	神戸市	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
62	兵庫県	神戸市	NPO 法人　わくわく西灘	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
63	兵庫県	福崎町	株式会社 PAGE	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	-
64	奈良県	桜井市	桜井まちづくり株式会社	⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	まちなかウォーカブル推進事業を桜井まちづくり株式会社に委託し、社会実験を行っている。
65	和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人　愛福会	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、ワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
66	和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人　砂山バンマツリ	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、清掃活動やワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
67	和歌山県	和歌山市	株式会社　sasquatch	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
68	和歌山県	和歌山市	株式会社　真田堀家守舎	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
69	和歌山県	和歌山市	一般社団法人　市駅グリーングリーンプロジェクト	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
70	和歌山県	和歌山市	株式会社　紀州まちづくり舎	⑦その他	-
71	和歌山県	和歌山市	一般社団法人　みんとしょ	⑦その他	エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
72	和歌山県	和歌山市	株式会社　ワカヤマヤモリ舎	⑦その他	イベント等の開催時には、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
73	和歌山県	和歌山市	株式会社　宿坊クリエイティブ	⑦その他	活動状況について適宜メール等で連絡をとり、情報共有を行っている。 また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。

NO	都道府県	市区町村	法人名	法人との連携情況	活動内容、その他
74	和歌山県	和歌山市	ビーフレンズ　株式会社	⑦その他	活動状況について適宜メール等で連絡をとり、情報共有を行っている。 　また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
75	和歌山県	和歌山市	一般社団法人ミチル空間プロジェクト	⑦その他	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、空き家相談会等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。 　また、年に１回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・計画）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
76	岡山県	岡山市	一般社団法人ぷらっと西川	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	西川クリーン DAY（清掃活動）やイベントの実施
77	岡山県	岡山市	おかやま未来まちづくり株式会社	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	-
78	岡山県	倉敷市	倉敷まちづくり株式会社	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
79	広島県	呉市	特定非営利活動法人ＳＹＬ	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
80	広島県	呉市	一般社団法人 KURE-PERS	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	-
81	広島県	福山市	福 Lab　株式会社	⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜偵察し、情報共有を行っている	-
82	広島県	福山市	株式会社　築切家守舎	④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている	-
83	山口県	宇部市	株式会社　にぎわい宇部	③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	・出店サポートセンター事業　・都市再生事業　・広域情報集約発信事業 ・施設管理事業　・中心市街地駐車場集約管理事業　・まちづくり教育事業
84	香川県	丸亀市	株式会社　HYAKUSHO	②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている,⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	パークレットを用いたにぎわい創出社会実験
85	熊本県	合志市	株式会社こうし未来研究所	①特段の情報共有は行っていない	-
86	大分県	大分市	株式会社　大分まちなか倶楽部	①特段の情報共有は行っていない	-

② 調査2-2：中心市街地整備推進機構に関する調査

■中心市街地整備推進機構の概要について

中心市街地整備推進機構に関する調査については、北海道から沖縄まで 20 団体が設立されており、法人形態として特定非営利活動（NPO）法人が最も多い。

■設問

貴市町村において、中心市街地整備推進機構を設立している場合は、以下の内容（団体名、設立年月日、法人形態、ホームページアドレス）についてご回答ください。

■回答一覧

NO	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	法人形態	ホームページアドレス
1	北海道	帯広市	特定非営利活動法人 十勝まちづくり住の会	平成 16 年 1 月 30 日	NPO 法人	-
2	青森県	弘前市	NPO コミュニティネットワークキャスト	平成 12 年 4 月 12 日	特定非営利活動法人	https://npocast.jpn.org/
3	秋田県	秋田市	秋田市総合振興公社	平成 17 年 4 月 1 日	公益財団法人	http://www.akita-sousin.or.jp/
4	山形県	山形市	一般財団法人 山形市都市振興公社	昭和３８年２月１６日設立 平成１９年１１月２２日指定	一般財団法人	無し
5	山形県	長井市	置賜地域地場産業振興センター	昭和 60 年 12 月 13 日	一般財団法人	https://jibasan.com/
6	栃木県	宇都宮市	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	平成１１年１０月５日	特定非営利活動法人	https://www.machidukuri.org/
7	群馬県	高崎市	一般財団法人高崎市都市整備公社	昭和 60 年 12 月 2 日	一般財団法人	http://toshiseibi-takasaki.jp/
8	埼玉県	蕨市	一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会	平成 22 年 7 月 16 日	一般社団法人	http://www.warabi.ne.jp/~machiren/index.html
9	千葉県	木更津市	一般社団法人まちづくり木更津	令和元年 7 月 30 日	一般社団法人	kisarazu-machizukuri.com
10	千葉県	柏市	財団法人柏市振興公社（現：一般財団法人柏市まちづくり公社）	昭和 37 年 1 月 1 日	財団法人（現：一般財団法人）	http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/
11	新潟県	長岡市	特定非営利活動法人 ながおか未来創造ネットワーク	平成 26 年 5 月 26 日	特定非営利活動法人	https://ao-re.jp
12	長野県	木曽町	株式会社 まちづくり木曽福島	平成 15 年（2003 年）6 月 27 日	株式会社	https://tmokiso.com/company/
13	岐阜県	岐阜市	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	平成 18 年 8 月 11 日	一般財団法人	http://www.gifu-nigiwai.org/blog/
14	静岡県	静岡市	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	昭和 16 年 7 月 17 日	公益財団法人	https://s-ppc.com/index.html
15	大阪府	茨木市	一般社団法人茨木市観光協会	平成 27 年 7 月 10 日	一般社団法人	http://www.ibaraki-kankou.or.jp/
16	鳥取県	米子市	特定非営利活動法人 まちなかこもんず	平成 19 年 9 月 25 日	特定非営利活動法人	-
17	島根県	松江市	松江市観光振興公社	昭和 45 年 11 月 10 日	公益財団法人	https://www.matsue-horikawameguri.jp/company
18	高知県	高知市	高知市都市整備公社	平成６年３月３０日（設立），平成２３年１０月２０日（指定）	公益財団	kochishi-ts.or.jp
19	佐賀県	佐賀市	特定非営利活動法人 まちづくり機構ユマニテさが	平成 21 年 10 月 14 日	NPO 法人	https://humanite.sagafan.jp/
20	沖縄県	沖縄市	特定非営利活動法人 まちづくり NPO コザまち社中	平成 20 年 10 月 6 日	NPO 法人	http://koza-npo.com

③ 調査2-3：都市再生特別措置法に基づく協定締結に関する調査

■都市再生特別措置法に基づく協定等の締結実績について

都市再生特別措置法に基づく協定締結に関する調査については、令和 2 年度改正された都市再生特別措置法に基づく「⑨滞在快適性等向上区域の設定実績」(87 事例)が最も多く、次に「①道路占用許可の特例活用実績」(59 事例)となっている。

■設問

貴市町村において、以下に示す都市再生特別措置法関連の制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。

■回答数

項目	今年度までの実績累計	うち今年度新たに把握した実数
ア）道路占用許可の特例の活用実績	59	5
イ）都市公園占用許可の特例の活用実績	15	1
ウ）都市利便増進協定の締結実績	30	6
エ）都市再生歩行者経路協定の締結実績	2	0
オ）都市再生整備歩行者経路協定の締結実績	1	0
カ）低未利用土地利用促進協定の締結実績	0	0
キ）都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績	26	5
ク）市町村都市再生協議会の設立実績	35	2
ケ）滞在快適性等向上区域の設定実績	87	32
コ）一体型滞在快適性向上事業の活用実績	8	2
サ）都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績	1	1
シ）都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績	0	0
ス）都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績	0	0
セ）公園施設設置管理協定制度の活用実績	1	0
ソ）河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績	4	0
タ）普通財産の活用実績	0	0
チ）交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績	22	3
合計	291	61

■都市再生特別措置法関連の制度の活用実績数一覧　　※(　)は今年度新たに把握した実績

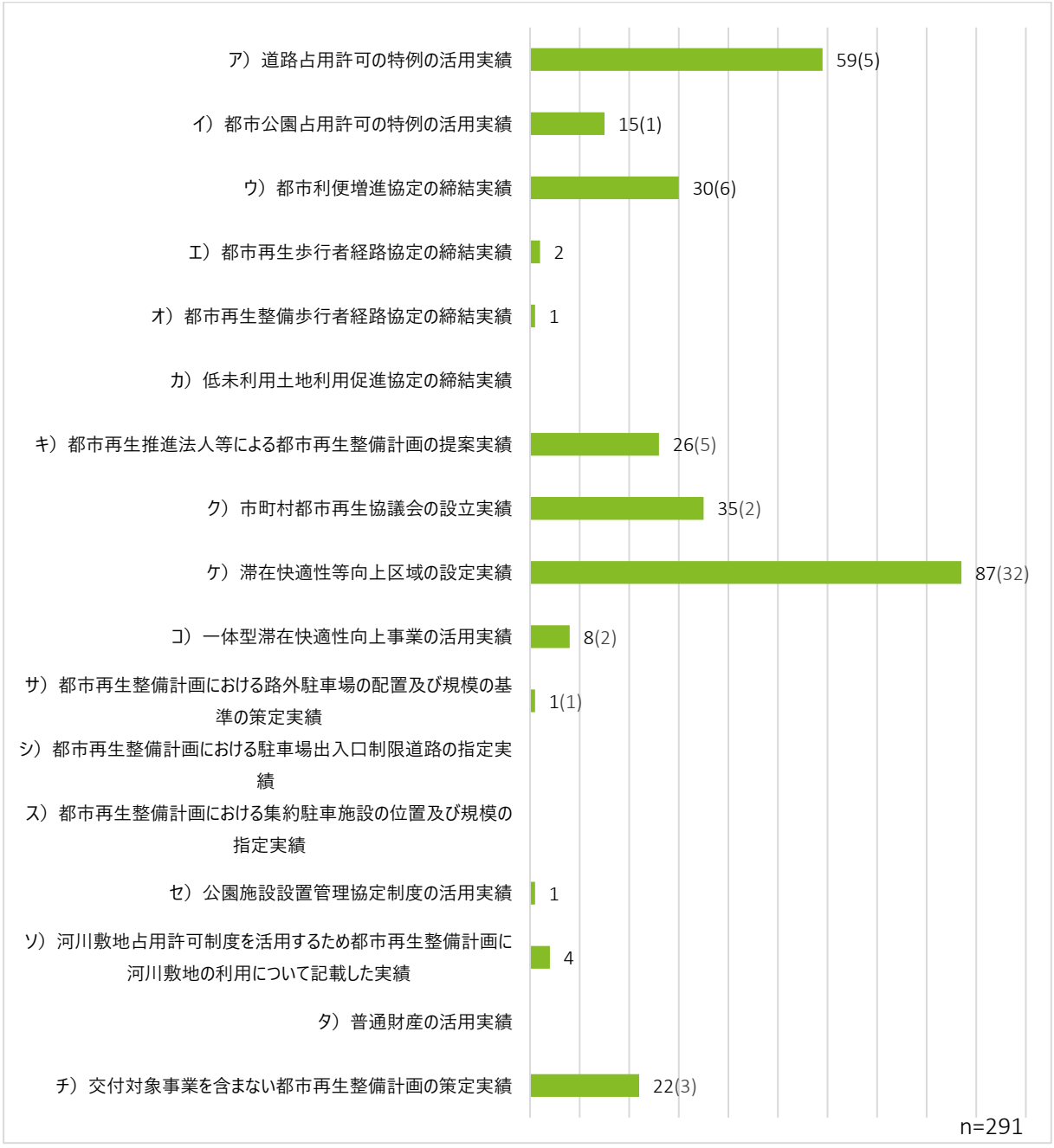

※1～17の設問では、今年度新規で把握した実績については番号の左に★マークを標記。

ア）道路占用許可の特例の活用実績

NO	占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
1	新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
2	札幌大通まちづくり株式会社	H25	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
3	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	群馬県・高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
4	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	群馬県・高崎市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。
5	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	H25	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
6	岡山市	H25	中国地方整備局	コミュニティサイクルステーションの設置
7	新鳥取駅前地区商店街振興組合	H25	鳥取市	休憩施設の設置
8	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	H26	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
9	サイカパーキング㈱	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
10	(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
★11	まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
12	高岡市、（公社）高岡市観光協会	H26	高岡市	観光案内所の設置
13	(株)まちづくり長野	H26	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
14	富士見商店街協同組合	H26	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施　バナー広告の設置
15	ＮＰＯ法人ﾀｳﾝﾓｰﾋﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
16	協同組合　総曲輪通り商盛会	H26	富山市	休憩施設の設置、バナーフラッグの設置
17	株式会社まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェ等店舗設置・運営、場所貸出し

NO	占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
18	神戸市	H27	神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
19	千葉銀座商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
20	千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
21	ウエストリオテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施
22	パラソルギャラリー実行委員会	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施
23	栄町通り商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
24	千葉都心イルミネーション実行委員会	H27	千葉市	イルミネーションにおけるバナー広告の設置
25	(公社)千葉県観光物産協会	H27	千葉市	観光ＰＲイベントの実施
26	センシティビルディング管理組合	H27	千葉市	モノレール支柱商業巻広告の設置
27	姫路市	H27	姫路市	コミュニティサイクル事業
28	一般財団法人柏市まちづくり公社	H28	柏市	柏駅前ペデストリアンデッキ、オープンカフェ(食事施設）の設置、広告版・バナー広告の設置にて道路空間の利活用の仕組みを構築・運営による賑わいの創出
29	特定非営利活動法人うつのみやまちづくり推進機構	H29	宇都宮市	宇都宮まちなかオープンカフェ事業
30	まちづくり協議会	H29	高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
31	周南市、選定された事業者	H29	周南市	オープンカフェ、マーケット等の実施
32	r-223	H29	千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
33	(一社)新虎通りエリアマネジメント	H29	東京都	オープンカフェ及び店舗の設置（食事・購買施設）
34	多摩センター地区連絡協議会	H29	多摩市	オープンカフェの設置
35	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	H30	渋谷区	食事施設（カフェ及び観光案内所）の設置・管理 購買施設（バス定期券発売所及びバス案内所）の設置・管理
36	まちづくり福井株式会社	H30	福井市	常設のオープンカフェ・売店・看板の設置・管理

NO	占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
37	松本市（運営主体は民間業者）	H30	松本市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備
38	栄ミナミまちづくり株式会社	H30	名古屋市長、国土交通大臣	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告（看板）、パークレット添加広告（看板）
39	(一社)TCCM	H30	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の設置）
40	千葉商工会議所	H30	千葉市	歩行者天国（食事施設・購買施設）
41	（株）まちづくり大津	H30	大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
42	（株）宿坊クリエイティブ	H30	和歌山市	道路空間を活用した社会実験
43	(一社)草薙カルテッド	H30	静岡市	食事施設等の設置、管理
44	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	R1	柏市	食事施設の設置　サイン・バナーの設置
45	(公財)前橋市まちづくり公社	R1	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設（オープンカフェ等）
46	(株)バニラシティ（株）トーハク	R1	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮プラッツ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の賑わい創出
47	一般社団法人草薙カルテッド、静岡市	R2	静岡市	常設オープンカフェ（食事施設等）の設置・管理
48	豊中市	R2	豊中市	シェアサイクル事業
49	川崎市まちづくり局	R2	川崎市	公共空間を有効活用した広告事業
★50	まちづくり武生株式会社	R2	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の設置
51	こまがねテラス	R2	駒ヶ根市	沿道飲食店の路上利用
52	御伝鷹まちづくり株式会社	R2	静岡市	常設オープンカフェ（軽飲食販売施設等）の設置・管理
53	交通事業者等	R2	国・宮崎県・宮崎市	サイクルポート設置
54	株式会社　ドコモ・バイクシェア	R3	横浜市道路局管理課	横浜都心部コミュニティサイクル事業
55	川崎市	R3	川崎市	広告塔、バナーフラッグ等の設置による景観の向上
56	県庁通りミーティング協議会	R3	岡山市	県庁通りにおいて、歩道の一部を活用しオープンカフェ等を実施

NO	占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
★57	民間	R4	国土交通省・北海道・函館市	都市再生整備計画に特例区間等を位置付け，テラス席（椅子・テーブル）を設置
★58	多摩センター地区連絡協議会	R4	多摩市長	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
★59	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	R4	大阪市	広告板の設置・管理、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）の設置・管理

イ）都市公園占用許可の特例の活用実績

NO	占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
1	姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
2	栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市	白川公園、裏門前公園にてシェアサイクルポートを設置
3	(株)まちづくり大津	H30	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
4	ユタカ交通(株)	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
5	江東区、民間事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
6	雲仙市	H30	雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
7	(一社)竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
8	国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1	三豊市 都市整備課	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
9	(株)Open Street	R2	千葉市	シェアサイクル事業
10	荒川区	R2	東京都荒川区	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
11	豊中市	R2	大阪府豊中市	シェアサイクル事業
12	トヨノつながる WE マーケット	R2	豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
13	福岡市、neuet(株)	R2	福岡市	サイクルポートの設置
14	交通事業者等	R2	宮崎県宮崎市	サイクルポート設置
★15	(株)ドコモ・バイクシェア	R3	横浜市	横浜都心部コミュニティサイクル事業

ウ）都市利便増進協定の締結実績

NO	協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
1	富山市、(株)まちづくりとやま	H24.3.29	ミスト装置、音響装置	(株)まちづくりとやまが日常管理や施設を活用したイベントを実施 ※現:(株)富山市民プラザとなり、H31.4.1 に更新
2	川越市、(株)まちづくり川越	H24.8.7	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
3	北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
4	草津市、草津まちづくり(株)	H25.12.27	公園系施設（屋上広場、管理倉庫、受水槽）、賑わいを創出する施設（屋外デッキ、テーブル、イス）	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
5	大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	H26.12.5 （H30.2.14）	歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、広告板・バナー広告、敷地内広告、案内サイン、屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱（添架設備）、防犯カメラ、アッパーライト	維持管理、違法駐輪抑制への取り組み、良好な景観の保全、安全な歩行者環境の確保
6	東海市、(株)まちづくり東海	H28.2.16	食事施設、休憩施設その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
7	草津市、草津まちづくり（株）	H28.12.2	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの 広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾
8	柏市、(一財)柏市みどりの基金	H29.2.3	食事施設、購買施設	(一財)柏市みどりの基金が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
9	長浜市、えきまち長浜(株)	H29.3.14 （R4.4.1）	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、えきまちテラス長浜公共通路及び緑地広場、イベント広場等	日常管理業務はえきまち長浜株式会社が実施 管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
10	仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.24	運動広場、運動広場付帯管理施設、運動施設案内板	芝生・樹木の維持管理、清掃・点検・巡回、小規模修繕、利用者へのマナー周知
11	さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	H30.2.20	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担
12	名古屋市、栄ミナミまちづくり(株)	H30.3.23	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告、有料駐輪設備	都市利便増進施設周辺の清掃、美化活動等
13	栄ミナミまちづくり(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)	H30.3.30	シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
14	福井市、まちづくり福井(株)	H30.4.4	食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プランター等の管理
15	中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)	H30.9.25	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
16	前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	H31.3.8	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
17	神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H31.3.14	購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理

NO	協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
18	福崎町、(株)PAGE	H31.3.29	賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
19	豊田市、(一社)TCCM	R1.5.20	飲食店、ペデストリアンデッキ、インフォメーション施設、停車場線	広場の利用に対する PR・事務等、都市利便増進施設及び周辺の清掃、美化活動、違法広告物撤去
20	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口芝生広場）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
21	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（南口イベント広場地区）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
22	渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理を行う
23	静岡市、御伝鷹まちづくり(株)	R2.10.16	軽飲食販売施設、オープンカフェ施設（机、椅子、花壇プランター）、照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ、水辺デッキ	施設の維持管理、日常清掃等
24	倉敷市、倉敷まちづくり(株)	R3.8.20	ウッドデッキ、芝生広場、テーブル、イス、日除け施設、屋外ベンチ、植樹帯、プランター、広告板	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
★25	(一社)美園タウンマネジメント	R3.11.8	道路	駐輪場及び自転車を賃貸する事業の実施
★26	春日井市、高蔵寺まちづくり(株)	R3.11.18	食事・購買・休憩施設、駐輪場、テーブル・ベンチ、防犯カメラ等	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
★27	錦二丁目エリアマネジメント(株)	R4.3.15	木質化ベンチ（都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（ＳＤＧｓ まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）及び隣接する歩道上植栽	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施
★28	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R4.3.25	南口イベント広場、北口芝生広場、広告板、バナーフラッグ、テーブル、椅子、常設の小規模売店、パラソル、屋外ベンチ、プランター、防犯カメラ、北口駐輪場	施設及び芝生の管理、清掃業務等
★29	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.8.30	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設	都市利便増進施設の日常管理業務は株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構が実施することとし、これに要する費用は、協定締結者間で分担して負担する。
★30	前橋市、（一社）前橋デザインコミッション、土地建物所有者	R4.9.21	道路、公園、河川、広場	日常管理業務は、協定締結者が実施することとし、また、日常管理に要する費用は協定締結者が負担するものとする。

※締結日（ ）内の日付は変更日を記載

エ）都市再生歩行者経路協定の締結実績

NO	協定締結者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
1	福岡市・JR 九州・西日本シティ銀行・㈱TAK プロパティ	平成２３年９月３０日	地下通路	日常の管理区分の明示、シャッター・止水板の操作区分、保守工事・点検・修繕区分の明示・区域内の秩序の保持・財産の保全・人命の安全確保に関する区分の明示
2	港区・東京都・株式会社アルベログランデ	2020/9/10（令和４年４月 22 日変更）	昇降施設、歩行者デッキ、民間施設内通路等	財産区分に従い、各々が自己の責任及び費用において実施する

オ）都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

NO	協定締結者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
1	えきまち長浜（株）、西日本旅客鉄道（株）、（株）平和堂、地権者、長浜市	平成 29 年 12 月 28 日	長浜駅自由通路、階段、エスカレーター、ベデストリアンデッキ等	財産区分に応じ、えきまち長浜（株）、（株）平和堂が実施

カ）低未利用土地利用促進協定の締結実績

実績報告なし

キ）都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

NO	提案者	提案日	提案内容
1	札幌大通まちづくり(株)	H25.1.29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
2	まちづくり福井(株)	H25.12.19	道路占用許可の特例に関する事項
3	(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	H26.10.15	都市再生整備計画 うめきた先行開発地区の変更を提案
4	(一財)柏市まちづくり公社	H27.12.25	道路占用許可の特例に関する事項
5	草津まちづくり(株)	H28.4.20	都市利便増進協定の締結について
6	えきまち長浜(株)	H28.11.28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
7	(一財)柏市みどりの基金	H28.12.22	北柏周辺地区の公園及び緑地を活用し，魅力ある公園づくりや地域コミュニティの再生を目標にエリアマネジメントを実施
8	(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.7	民間が公園内に運動施設を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、魅力ある公園空間の創出やまちの交流・賑わいづくりに寄与
9	(一社)新虎通りエリアマネジメント	H29.10.10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
10	(一社)グランフロント大阪 TMO	H29.12.12	前計画（H25～H29 年度）を継承した都市再生整備計画案を提案（期間：H3～R4 年）
11	(一社)アーバンデザインセンター大宮	H29.12.26	都市利便増進協定制度の活用
12	栄ミナミまちづくり(株)	H30.3.1	デジタルサイネージ事業、有料駐輪場事業、シェアサイクル事業、アーチ添加広告事業の実施
13	(一社)TCCM	H30.5.2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
14	(株)まちづくり大津	H30.6.21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例　活用（シェアサイクルポートの設置）
15	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	H30.10.1	官民連携した魅力ある公共空間（賑わいのある　地下歩行者空間）の整備・活用・管理を図るため、道路占用許可の特例を活用した食事施設及び　購買施設の設置
16	まちづくり福井(株)	R1.12.23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
17	(株)町田まちづくり公社	R2.3.30	道路占用許可の特例に関する事項
18	(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	R2.7.1	まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上
19	御伝鷹まちづくり(株)	R2.7.30	道路占用許可の特例利用とそれによる食事施設等の設置
★20	(株)街づくりまんぼう	R3.3.18	都市再生整備計画の素案の提案
21	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内　あちてらす倉敷北館　土地所有者	R3.3.31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
22	(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎	R3.4.1	道路占用許可の特例及び都市利便増進協定に関する記載についての変更提案
★23	錦二丁目エリアマネジメント(株)	R3.9.22	錦二丁目地区へのウォーカブル区域の指定
★24	(一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント	R3.12.11	民間施設の拠点施設整備
★25	豊田まちづくり(株)	R3.12.28	滞在環境の向上に資する環境整備等
★26	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.7.19	神戸ウォーターフロント地区における都市再生整備計画の提案

ク) 市町村都市再生協議会の設立実績

NO	協議会名	構成員	自治体	設立年度
1	田名部まちなか再生協議会	自治会、商店街、商工会議所、民生委員児童委員協議会、青年会議所、NPO 法人、市関係部局	青森県むつ市	H24
2	長井市都市再生整備計画検討委員会	公共的団対等の代表者（各まちづくり協議会の会長、商工会議所の各部会長等）、知識経験を有するもの	山形県長井市	H25
3	松山市都市再生協議会	松山市、愛媛大学、松山大学、聖カタリナ大学、松山東雲女子大学、松山商工会議所、㈱伊予鉄グループ、㈱まちづくり松山	愛媛県松山市	H25
4	土佐市都市再生協議会	—	高知県土佐市	H26
5	五泉市都市再生協議会	行政、市議会、農業、商業、交通、観光、福祉、不動案、医療、環境、教育、景観・文化財、金融	新潟県五泉市	H27
6	宇部市都市再生推進協議会	—	山口県宇部市	H27
7	高知市都市再生協議会	学識者 3 名，市民 7 名	高知県高知市	H27
8	飯塚市地域連携都市政策協議会	—	福岡県飯塚市	H27
9	鯖江市都市再生協議会	学識経験者、関係団体の代表者、市民の代表者	福井県鯖江市	H27
10	花巻市都市再生協議会	16 名	岩手県花巻市	H27
11	熊本市多核連携都市推進協議会	学識経験者、多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者、本市に居住又は通勤通学する者で公募のうえ選任されたもの、関係行政機関の職員	熊本県熊本市	H27
12	水戸市都市再生協議会	茨城大学人文社会学教授 田中耕市，水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長，他 19 名	茨城県水戸市	H28
13	春日部市都市再生協議会	—	埼玉県春日部市	H28
14	市原市都市再生協議会	市原市、千葉県、(独)都市再生機構、小湊鐵道(株)、(一社)千葉県タクシー協会市原支部、市原商工会議所、(一社)市原市医師会、(福）市原市社会福祉協議会、市原市農業協同組合、(一社)千葉県宅地建物取引業協会市原支部、(株)ちばぎん総合研究所、法第 117 条第 3 項の規定による申出をした誘導施設等整備民間事業者であり市が同条第 4 項の規定により当該申出に応じたもの	千葉県市原市	H28
15	竹原市都市再生協議会	学識経験者、商工会議所、建築士、金融事業者、福祉事業者、市民、中国地方整備局（アドバイザー）、広島県（アドバイザー）	広島県竹原市	H28
16	福山市都市再生協議会	公共交通，医療，福祉，経済，学識経験者及び関係行政機関等	広島県福山市	H28
17	府中市都市再生協議会	市民、交通事業者、関係団体、学識経験者、行政職員	広島県府中市	H28
18	丸亀市都市再生協議会	—	香川県丸亀市	H28
19	南国市都市再生協議会	市職員、有識者	高知県南国市	H28
20	彦根市都市再生協議会	彦根市、滋賀県、公益社団法人彦根観光協会、彦根商工会議所、学識経験者	滋賀県彦根市	H28
21	秋田市都市再生協議会	学識経験のある者、関係団体、市民団体、関係行政機関	秋田県秋田市	H29
22	早島町都市再生協議会	10 人	岡山県早島町	H29
23	直方市都市再生協議会	—	福岡県直方市	H29
24	吉岡町都市再生協議会	行政機関、自治会、商工会、農業委員会、社会福祉協議会、学識者	群馬県吉岡町	H29
25	古平町都市再生協議会	18 名	北海道古平町	H30
26	長万部まちづくり推進会議	—	北海道長万部町	H30
27	四万十市都市再生協議会	行政、民間団体、区長、学識者	高知県四万十市	H30
28	鹿島市都市再生協議会	学識者、商工金融、公共交通、医療、福祉、教育子育て、農業、建築、不動産取引等	佐賀県鹿島市	R1
29	益城町都市再生協議会	商工会、医師会、交通事業者、教育委員会、学識経験者、地元自治会、議会、社会福祉協議会	熊本県益城町	R1
30	鞍手町都市再生協議会	学識経験者 2 名、町議会議員 2 名、関係行政機関の職員 2 名、商工団体、農業団体、自治会、福祉団体、医療機関、教育機関、高齢者団体、交通事業者から各 1 名	福岡県鞍手町	R2
31	雫石町都市再生協議会	学識経験者、町内商工団体関係者、医療・福祉関係者、まちづくり関係者、集落支援員、県職員	岩手県雫石町	R2
32	四日市市都市再生協議会	四日市市、三重県、近畿日本鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、三重交通株式会社、三岐鉄道株式会社、株式会社近鉄百貨店、株式会社ディア四日市、近鉄グループホールディングス株式会社、近鉄不動産株式会社、四日市商工会議所、シー・ティー・ワイ	三重県四日市市	R2
33	いの町都市再生協議会	—	高知県いの町	R2
★34	米子市都市再生協議会	米子市、角盤町商店街振興組合、角盤町中央商店会、紺屋町商店街振興組合、四日市町商店街振興組合、東倉吉町上部商店会	鳥取県米子市	R3
★35	佐世保市都市再生協議会	学識経験者、まちづくり専門家、関係団体を代表する者	長崎県佐世保市	R3

ケ）滞在快適性等向上区域の設定実績

NO	区域名称	自治体名	区域設定日
1	まちなかウォーカブル区域	佐賀県佐賀市	R2
2	まちなかウォーカブル区域	佐賀県基山町	R2
3	栄ミナミ地区歩道空間	愛知県名古屋市	R2
4	ウォーカブルエリア	広島県福山市	R2
5	田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	R2
6	関内・関外地区	神奈川県横浜市	R2
7	小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
8	沼津駅周辺地区	静岡県沼津市	R2
9	木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	R2
10	津久見地区	大分県津久見市	R2
11	沖端水天宮周辺地区	福岡県柳川市	R2
12	西鉄柳川駅周辺地区	福岡県柳川市	R2
13	乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	R2
14	刈谷駅周辺地区滞在快適性等向上区域	愛知県刈谷市	R2
15	綾まちなかウォーカブル区域	宮崎県綾町	R2
16	清水・祇園地区	京都府京都市	R2
17	熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	R2
18	名称なし（広島都心地区（Ⅱ期））	広島県広島市	R2
19	滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	R2
20	滞在快適性等向上区域	香川県宇多津町	R2
21	善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	R2
★22	都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	R2
★23	滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第 2 期））	埼玉県さいたま市	R2
24	リージョン・コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	R2
25	草津駅周辺都市機能誘導区域	滋賀県草津市	R2
26	霧島市国分中央地区(第 3 期)	鹿児島県霧島市	R2
27	長岡市中心市街地地区	新潟県長岡市	R2
★28	川崎駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
29	幕張新都心地区	千葉県千葉市	R2
30	JR 東貝塚駅西側地区滞在快適性向上区域	大阪府貝塚市	R2
31	高石駅周辺地区	大阪府高石市	R2
32	JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	R2
33	滞在快適性等向上区域 桜井駅南地区	奈良県桜井市	R2
34	小倉都心地区	福岡県北九州市	R2
35	須賀川南部地区	福島県須賀川市	R2
36	神戸都心ウォーターフロント地区（第 2 期）	兵庫県神戸市	R2
37	湯の川地区	北海道函館市	R2
38	まちなかウォーカブル区域	茨城県境町	R2
39	特に名称なし(小山市中心拠点地区内)	栃木県小山市	R2
40	滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)	東京都町田市	R2
41	滞在快適性等向上区域(豊田都心地区)	愛知県豊田市	R2
42	ウォーカブル区域(三河安城マチナカ協創地区)	愛知県安城市	R2
43	枚方市駅周辺地区	大阪府枚方市	R2
44	まちなかウォーカブル区域	兵庫県姫路市	R2
★45	蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	R3
★46	錦二丁目地区	愛知県名古屋市	R3
47	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	R3
★48	石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域	宮城県石巻市	R3
49	滞在快適性等向上区域	群馬県前橋市	R3
★50	武雄市武雄温泉駅周辺地区	佐賀県武雄市	R3
★51	滞在快適性等向上区域（浦和駅西口周辺地区）	埼玉県さいたま市	R3
★52	滞在快適性等向上区域（岩槻駅周辺地区）	埼玉県さいたま市	R3
★53	まちなかウォーカブル区域	三重県熊野市	R3

NO	区域名称	自治体名	区域設定日
★54	金谷都市拠点地区ウォーカブル区域	青森県むつ市	R3
55	田名部まちなか地区ウォーカブル区域	青森県むつ市	R3
★56	まちなかウォーカブル区域	青森県弘前市	R3
★57	名称は特になし（駿府ふれあい地区の区域内）	静岡県静岡市	R3
58	あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	R3
★59	うめきた２期地区	大阪府大阪市	R3
60	なんば駅周辺地域、	大阪府大阪市	R3
61	正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	R3
62	長居駅周辺地区	大阪府大阪市	R3
★63	角盤町周辺地区	鳥取県米子市	R3
★64	米子駅周辺地区	鳥取県米子市	R3
65	池袋地区	東京都豊島区	R3
66	富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	R3
67	小倉都心地区	福岡県福岡市	R3
★68	東田地区	福岡県北九州市	R3
★69	北広島市ボールパーク地区	北海道北広島市	R3
70	滞在快適性等向上区域	和歌山県和歌山市	R3
★71	滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	R3
★72	滞在快適性等向上区域(南栗橋８丁目周辺地区)	群馬県久喜市	R3
★73	滞在快適性等向上区域(祐天寺駅周辺地区)	東京都目黒区	R3
★74	八日市駅前地区滞在快適性等向上区域	滋賀県東近江市	R3
★75	滞在快適性等向上区域(古川橋駅周辺地区)	大阪府門真市	R3
★76	滞在快適性等向上区域(阪神大物駅周辺地区)	兵庫県尼崎市	R3
77	滞在快適性等向上区域(仏生山地区)	香川県高松市	R3
★78	中心拠点再生地区	愛媛県松山市	R3
79	ウォーカブル区域(大野城市中心市街地地区)	福岡県大野城市	R3
★80	滞在快適性等向上区域(日本橋一之部地区)	東京都中央区	R3
81	滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)	神奈川県藤沢市	R3
★82	快適滞在性等向上区域(伊豆長岡地区)	静岡県伊豆の国市	R3
★83	滞在快適性等向上区域(室戸阿南海岸国定公園美波町日和佐地区)	徳島県美波町	R3
★84	岡山都心地区	岡山県岡山市	R4
★85	天岩戸地区	宮崎県高千穂町	R4
★86	水都大阪再生地区	大阪府大阪市	R4
★87	駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	R4

コ）一体型滞在快適性向上事業の活用実績

※実施期間が終了しているものをグレーのセルで標記

NO	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
1	福島県	須賀川市	株式会社テダソチマ	令和２年度	令和２年度	民地のオープンスペース化に係る事業	区域内の公共施設に隣接した民間空地を広場として整備した。 広場は公共施設と一体的な活用が可能であり、人々の滞在空間となっている。
2	兵庫県	神戸市	阪急電鉄株式会社	令和２年度	令和５年度	ウォーカブル推進税制	公共施設と一体となった広場空間の再整備（阪急神戸三宮駅西口）
3	神奈川県	川崎市	東急株式会社	令和２年度	令和２２年度	都市公園リノベーション協定制度、ウォーカブル推進税制、まちなかウォーカブル推進事業（補助金）	公園と駅の分断解消及び舗装整備による歩行者空間の創出
4	青森県	むつ市	都市再生推進法人むつまちづくり株式会社	令和３年度	令和３年度	まちなかウォーカブル推進事業	商業施設の沿道１階部分のガラス張り化、商業施設内外への休憩スペースの整備
5	岡山県	倉敷市	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内　あちてらす倉敷北館　土地所有者	令和３年度	令和７年度	都市再生整備計画の提案	・民地の歩行空間としての提供 ・ウッドデッキ・芝生による民有地広場化
6	広島県	広島市	広島駅南口開発㈱	令和３年度	令和７年度	まちなかウォーカブル推進事業	民間ビル（エールエールＡ館）内通路及び東部河岸緑地ペデストリアンデッキ整備
★7	静岡県	静岡市	静活株式会社	令和３年度	令和８年度（都市再生整備計画最終年度まで）	ウォーカブル推進税制	店舗全面の広場化、休憩スペースの整備
★8	青森県	むつ市	都市再生推進法人むつまちづくり株式会社	令和４年度	令和５年度	まちなかウォーカブル推進事業、税制特例（予定）	誘導施設外構の広場化

サ）都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

NO	都道府県	市区町村	策定年月日	運用開始年月日	運用終了年月日	内容	場所	特定路外駐車場の規模
★1	熊本県	熊本市	令和４年９月30日	令和４年10月１日	-	※別表参照	滞在快適性等向上区域	駐車マスの合計が50㎡以上

※別表
・駐車場法の出入口基準を準用
・出入口は横断歩道から5mを超えた部分に設置すること
・歩行者を視認できる視距を確保すること
・歩道に面する場合は、出入口を集約した構造とし、出入口の幅を6m以内とすること　など
（詳細）
都市再生特別措置法第62条の9第1項に規定する特定路外駐車場の出入口に関する技術的基準は、次のとおりとする。ただし、駐車場の敷地の形状等の理由から、車両の出入口の設置が困難な場合は、この限りでない。
一　次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。
イ　道路交通法第４４条第１項各号に掲げる道路の部分
ロ　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５メートル以内の道路の部分
ハ　幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右２０メートル以内の部分を含む。）
ニ　橋
ホ　幅員が４メートル未満の道路
ヘ　縦断勾配が１０パーセントを超える道路
二　特定路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
三　自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、１．５メートル以上とすること。
四　自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上１．４メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
イ　専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）　１．３メートル
ロ　その他の路外駐車場又はその部分　２メートル
五　二から四までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。
六　歩道（道路構造令第２条第一号に規定する歩道をいう。）又は自転車歩行者専用道路（道路法第４８条の１４第２項に規定する自転車歩行者専用道路）又は歩行者専用道路（道路法第４８条の１４第２項に規定する歩行者専用道路）に面して出入口を設置する場合は、次に掲げる構造とすること。
イ　出入口を集約した構造とし、幅を６メートル以下とすること。（駐車マスから直接出入りを行うハーモニカ構造の禁止）
ロ　自動車の出入口以外の部分から、自動車の出入りができない構造とすること。
（参考）特定路外駐車場の規模は50平方メートルとする。

シ）都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

実績報告なし

ス）都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

実績報告なし

セ）公園施設設置管理協定制度の活用実績

NO	都道府県	市区町村	公園名称	公園管理者	協定締結者	協定締結日	協定終了日	滞在快適性等向上公園施設の内容	特定公園施設の内容	公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	建蔽率特例の活用の有無
1	神奈川県	川崎市	こすぎコアパーク	東急株式会社	東急株式会社 取締役社長 髙橋和夫	令和３年３月１０日	令和２３年３月９日	こすぎコアパークにおける飲食・食物販も可能な休養施設の設置、特定公園施設（ベンチ、植栽等）の整備、公園機能の維持活動等	なし	②なし	②なし

ソ）河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

NO	都道府県	市区町村	区域指定日	区域名称	河川名	河川管理者	占用主体	占用施設	許可期間	実施事業	利用形態
1	愛知県	岡崎市	平成 28 年 3 月 7 日	乙川リバーフロント地区	一級河川矢作川水系 乙川	愛知県	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会	一般可搬物（テント、テーブル、イス等）、重量可搬物（テラス、仮設トイレ等）、水上設置物（観光船等）	令和４年４月１日～令和 14 年３月 31 日	乙川リバーライフプロジェクト、岡崎泰平の祈り	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会が占用主体となり、かわまちづくりの実施主体であるリバーライフ推進委員会及び岡崎泰平の祈り実行委員会と使用契約を交わして実施している。
2	東京都	品川区	平成 30 年 4 月 1 日	都市・地域再生等利用区域（二級河川目黒川の河川区域内のうち西五反田一丁目 10 番 2 号〈区立大崎橋広場〉および東五反田二丁目 9 番 11 号〈区立五反田ふれあい水辺広場〉で指定された区域）	目黒川	東京都	一般社団法人 大崎エリアマネジメント	準則第 22 第 3 項第一号規定の「広場」	平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	ケータリングカーの出店および各種イベント	占用区域内にて、不定期で地域活性化イベント等を実施している。 ※「都市再生整備計画」に記載した実績はないが、地元協議会にて地域の合意形成を図った上で、イベント等を実施しているため、活用実績として回答する。
3	福井県	福井市	令和２年度	福井まちなか地区	足羽川	福井県	まちづくり福井株式会社	屋台・ケータリングカー、飲食・休憩用の椅子等	令和２～５年度	ふくいまちキャン	まちなか BBQ、テントサウナ、体験コーナー、お泊りキャンプなど
4	東京都	世田谷区	令和 3 年 2 月 5 日	多摩川河川敷左岸、兵庫島公園の一部	多摩川	国土交通省関東地方整備局	都市再生推進法人 二子玉川エリアマネジメンツ	（広場と一体をなす）飲食施設、アウトドアオフィス	指定日から令和６年度まで	キッチンカー事業、アウトドアオフィス事業	キッチンカー事業：（土日）キッチンカーの設置 アウトドアオフィス事業：（平日）テント、テーブル、チェア等の設置

タ) 普通財産の活用実績

実績報告なし

チ) 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

NO	都道府県	市区町村	策定年月	地区名	活用する官民連携制度	対象施設等
1	うめきた先行開発地区	H24.10・H30.2	大阪府大阪市	うめきた先行開発地区	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	広告板・バナー広告、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）
2	岡山駅東口地区	H25.3	岡山県岡山市	岡山駅東口地区	道路占用許可の特例	—
3	神戸都心・ウォーターフロント地区	H26.8	兵庫県神戸市	神戸都心・ウォーターフロント地区	道路占用許可の特例	道路（歩道）
4	千葉都心地区	H26.9	千葉県千葉市	千葉都心地区	道路占用許可の特例	広告塔又は看板 食事施設、購買施設又はこれらに類する施設
5	新宿駅周辺地区	H28.4	東京都新宿区	新宿駅周辺地区	道路占用許可の特例	—
6	北柏周辺地区	H28.12	千葉県柏市	北柏周辺地区	都市利便増進協定	食事施設並びに広告板の設置
7	荒井東地区	H29.3	宮城県仙台市	荒井東地区	都市利便増進協定	荒井東１号公園
8	環状第二号線周辺地区（第２期）	H30.3	東京都港区	環状第二号線周辺地区（第２期）	道路占用許可の特例	食事施設・購買施設等、広告塔・看板
9	栄・伏見・大須地区	H30.3	愛知県名古屋市	栄・伏見・大須地区	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定※令和２年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	—
10	渋谷駅周辺地区	H30.11	東京都渋谷区	渋谷駅周辺地区	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	公衆便所・広告物・コインロッカー・カフェ及び観光案内所・バス定期券発売所及びバス案内所・道路通行空間
11	江東区コミュニティサイクル推進地区	H30.11	東京都江東区	江東区コミュニティサイクル推進地区	都市公園占用許可の特例	サイクルポート
12	神戸ハーバーランド地区(第２期)	H31.2	兵庫県神戸市	神戸ハーバーランド地区(第２期)	道路占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和２年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	道路（歩道）、地下道
13	柏中央地区（第２期）	H31.3	千葉県柏市	柏中央地区（第２期）	道路占用の特例制度	食事施設並びに広告版の設置
14	横浜市コミュニティサイクル推進地区	R1.9	神奈川県横浜市	横浜市コミュニティサイクル推進地区	都市公園占用許可の特例	道路・公園
15	千葉市シェアサイクル推進地区	R2.1	千葉県千葉市	千葉市シェアサイクル推進地区	都市公園占用許可の特例	自転車駐車器具（ステーション）
16	二子玉川駅周辺地区	R2.10	東京都世田谷区	二子玉川駅周辺地区	河川敷地占用許可の特例	飲食施設等
17	宮崎市シェアサイクル推進地区	R2.12	宮崎県宮崎市	宮崎市シェアサイクル推進地区	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	サイクルポート(自転車駐車器具)
18	シェアサイクル推進地区	R3.1	東京都荒川区	シェアサイクル推進地区	都市公園占用許可特例	サイクルポート
19	豊中市シェアサイクル推進地区	R3.3	大阪府豊中市	豊中市シェアサイクル推進地区	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	自転車駐車器具
★20	八王子市シェアサイクル推進地区	R3.4	東京都八王子市	八王子市シェアサイクル推進地区	都市公園占用許可特例	シェアサイクル事業の推進
★21	梅田１丁目地区	R3.9	大阪府大阪市	梅田１丁目地区	道路占用許可特例制度	広告板、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）
★22	神戸ウォーターフロント地区	R4.8	兵庫県神戸市	神戸ウォーターフロント地区	都市利便増進協定	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設

④ 調査2-4：その他の制度に関する調査

ア）ウォーカブル推進税制（地方税法附則第 15 条第 43 項）の活用実績

ウォーカブル推進税制の活用実績について、利用している地方公共団体は 6 団体となっている。

項目	回答数	割合
①あり	6	0.4%
②なし	1,583	99.6%
合計	1,589	100.0%

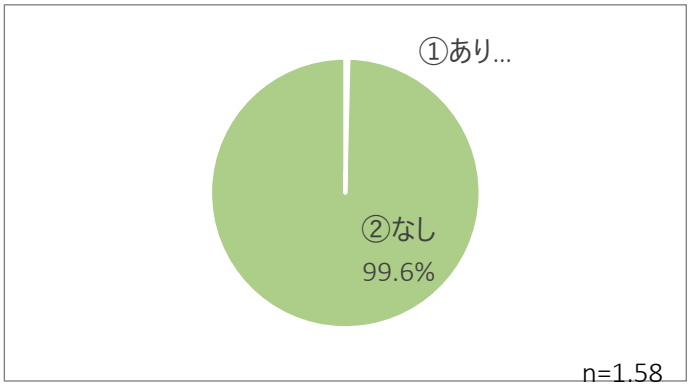

■詳細一覧

NO	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日
1	福島県	須賀川市	株式会社テダソチマ	街楽のはじめ庭
2	神奈川県	川崎市	東急株式会社	こすぎコアパーク
3	静岡県	静岡市	静活株式会社	広場、椅子・テーブル、ウッドデッキ、人工芝
4	三重県	四日市市	株式会社グリーンズ	（仮称）四日市ビル
5	兵庫県	神戸市	阪急電鉄株式会社	阪急神戸三宮駅西口
6	岡山県	倉敷市	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内　あちてらす倉敷北館　土地所有者	あちてらす倉敷北館外構部の土地・償却資産

イ) 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用実績

公募設置管理制度(Park-PFI)の活用については、活用している団体が 40 団体となっている。収益施設としては、カフェ等の飲食施設を設置している団体が多い。

項目	回答数	割合
①あり	40	2.5%
②なし	1,549	97.5%
合計	1,589	100.0%

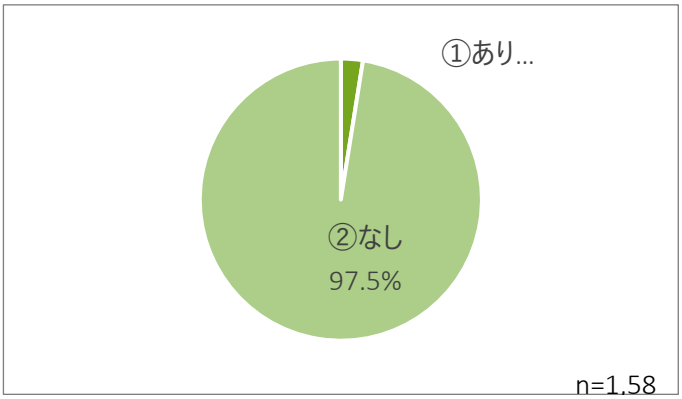

■詳細一覧

NO	都道府県	市区町村	事業主体	対象施設の設置・管理の概要
1	北海道	恵庭市	①積水ハウス株式会社 ②アルファコート株式会社 ③式会社コクサク	①花の拠点はなふる：フェアフィールド・バイ・マリオット・北海道えにわ（宿泊施設）の整備運営と、その周辺園路・広場の整備・管理 ②花の拠点はなふる：スターバックスコーヒーはなふる恵庭店（飲食店）、恵庭おむすびゑびす（飲食店）の整備運営と、その周辺園路・広場の整備・管理 ③恵庭ふるさと公園：カフェ sourie（飲食店）の整備・管理運営と、その周辺園路・広場の整備・管理
2	青森県	青森市	青森ひと創りサポート株式会社	（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業
3	青森県	むつ市	①山内土木株式会社 ②株式会社むつ不動産取引センター	①特定公園施設として飲料自動販売機、公募対象公園施設として園路広場を整備し、これらの施設の維持管理を実施 ②特定公園施設として屋外トイレ、公募対象公園施設としてグランピング施設、飲食施設、キャンプサイト、ドッグラン、管理事務所等を整備、公園全体の維持管理を実施
4	山形県	山形市	山形市農業協同組合	自動販売機の設置・周辺を巡視し、清掃等を実施している。
5	群馬県	前橋市	NPO 法人三和会	日赤跡地生涯活躍のまち（CCRC）事業において新設された公園について、多様な人と世代が交流するコミュニティ機能創出に寄与する公募対象公園施設としてベーカリーカフェ＆コミュニティスペースを、特定公園施設として公衆用トイレを設置・管理運営している。
6	埼玉県	所沢市	公益財団法人角川文化振興財団	カフェ、光と音のインスタレーション
7	千葉県	千葉市	大和リースグループ（大和リース㈱、㈱拓匠開発、㈱塚原緑地研究所、㈱JPF、㈱日比谷アメニス）	千葉公園（総合公園）：カフェ、レストラン等公園利用者に飲食を提供する施設、パンプトラック（自転車やスケートボード等で走ることができる凹凸の走行施設）、イベント等（マルシェ、アウトドアフィットネス、樹木や草花等を地域住民と共に育てる取り組み等）の実施
8	千葉県	木更津市	木更津市	民間事業者が施設整備及び管理運営を実施している。
9	千葉県	我孫子市	民間事業者	飲食店舗、公園施設設置許可日より 10 年間
10	東京都	新宿区	新宿区	敷地面積：1,358 ㎡ 公募対象公園施設：カフェ、レストラン、アウトドアフィットネスクラブ 特定公園施設：テラス、防災倉庫、昇降機・ホール、階段
11	東京都	豊島区	豊島区	としまみどりの防災公園の整備に伴い、本制度を用いて便益施設(カフェ等)を設置。その他特定公園施設(ウッドデッキ等)を設置。管理にあたっては設置管理許可に基づき管理。
12	神奈川県	横浜市	有限会社パシフィックネットワーク	事業主体が公募対象公園施設（遊戯施設）及び特定公園施設を整備、管理を行い、その収益により事業エリア内の樹林地等の維持管理を行っている。参考 URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/mori-zone-p-pfi.html
13	神奈川県	湯河原町	湯河原惣研株式会社	・観光会館の減築（老朽化した施設のリノベーション） ・入口広場・熊野広場エリアの整備
14	富山県	射水市	射水市	公募対象公園施設：飲食店 A=200 ㎡、特定公園施設：屋内遊具場 A=420 ㎡、芝生広場 A=2,760 ㎡、インクルーシブ遊具 N=1 基、植栽 N=1 式 公募対象公園施設の管理は事業者、特定公園施設の管理は射水市が行う。
15	石川県	加賀市	山代プラス（民間事業者 JV）	公園名称：山代スマートパーク 特定公園施設：体験学習施設、駐車場（12 台）、芝生広場、デザインベンチ、植栽、日陰だな、園路、高速 Wi-Fi 公募対象公園施設：カフェ兼フラワーショップ 特定公園施設の管理：指定管理者制度 計画認定期間：令和３年４月２日～令和１９年３月３１日
16	福井県	勝山市	勝山市	宿泊施設、飲食・物販施設、遊戯施設、屋根付き広場の設置 指定管理者として、公園一元管理の中で公園施設の維持管理・運営を行う

NO	都道府県	市区町村	事業主体	対象施設の設置・管理の概要
17	福井県	越前市	越前市	水泳場の再整備に行い当制度を活用した。特定公園施設は市負担、公募対象公園施設は民間事業者負担で募集。公募対象公園施設と併せて特定公園施設も民間事業者が管理を行う。 特定公園施設：屋内水泳場、駐車場 公募対象公園施設：屋内遊技場、スポーツジム、コンテナショップ、賑わい広場、園内電車
18	長野県	小諸市	株式会社 Greve.t	公募対象公園施設：ワイナリー・ショップ棟、レストラン棟 特定公園施設：広場、駐車場 利便増進施設：案内看板
19	長野県	塩尻市	民間事業者	総合公園（兼道の駅）における売店の管理運営
20	岐阜県	美濃加茂市	中之島公園利活用共同体	設置：簡易屋根 15 箇所　管理：バーベキューエリア・テント倉庫・ビジターハウス内カフェエリア
21	岐阜県	各務原市	各務原学びの森コンソーシアム	公募対象公園施設：KAKAMIGAHARA PARK BRIGE(延床面積 980.12m2、木育施設、飲食店) 特定公園施設：トイレ、デッキ、広場、植栽等 管理の概要：特定公園施設を含めて維持管理を事業者が行う(R2～R20)
22	静岡県	伊豆の国市	狩野川神島かわまちづくり計画事業	河川敷の公園整備
23	愛知県	名古屋市	三井不動産㈱	都心部の都市公園の再整備（芝生広場の整備や樹木環境の改善など）にあわせて、飲食・物販・サービス等の収益施設を設置。また、整備に引き続き、Park-PFI 事業者が指定管理者として管理運営を実施。
24	愛知県	豊川市	株式会社イトコー	飲食物販施設の設置および休養施設の整備
25	愛知県	津島市	天王川パークマネジメント	芝生広場、サービスセンター、管理事務所、駐車場、飲食店を設置し、全体の運営管理を指定管理者制度と合わせて行う。
26	三重県	津市	中勢ＧＰ未来会議	カフェ棟、自販機スペース、キッチンカーエリア
27	三重県	四日市市	船谷ホールディングス株式会社	総合運動公園　中央緑地内「中央緑地ここよか」
28	京都府	京都市	京都市	大宮交通公園（20 年の指定管理）
29	京都府	舞鶴市	株式会社ウッディーハウス	舞鶴赤れんがパーク内において、重要文化財でもある舞鶴赤れんがパーク 3 号棟、4 号棟、5 号棟を公募対象公園施設として、飲食店等の便益施設の設置を進めている。 併せて公園全域については、指定管理者制度を活用した管理運営を行っている。
30	大阪府	堺市	南海グループ公園管理団体	旧堺市立泉北すえむら資料館等の施設整備及び管理運営業務、大蓮公園の維持管理業務
31	兵庫県	神戸市	１．株式会社村上工務店を代表法人とするグループ２．神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体	１．①にぎわい拠点施設（公募対象公園施設）　事業主体により設置、管理。　②芝生ガーデン（芝生広場）、ベンチ他（特定公園施設）　事業主体により設置、管理主体は未定。２．○水族館、宿泊施設、にぎわい施設、駐車場（公募対象公園施設）　事業主体により設置、管理。　○一般園地（特定公園施設）　事業主体により設置後に市に譲渡し、事業主体を母体とする「須磨海浜公園パークマネジメント組織」を指　定管理者として指定予定。
32	和歌山県	和歌山市	株式会社紀州まちづくり舎	本町公園の管理運営
33	広島県	広島市	①NEW HIROSHIMA GATEPARK（（代表法人）エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社） ②ACTIVE COMMUNITY PARK（（代表法人）エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社）	①特定公園施設（広場、園路等）の設計・整備（管理・運営は指定管理者制度で実施） 公募対象公園施設（カフェ等の収益施設）の設計・整備・運営 ②特定公園施設（便益施設、遊戯施設等）の設計・整備（管理・運営は指定管理者制度で実施） 公募対象公園施設（カフェ等の収益施設）の設計・整備・運営
34	広島県	福山市	福山市（整備主体（認定計画提出者））：中央公園 P-PFI コンソーシアム）	公募対象公園施設：ガーデンレストラン 特定公園施設：あずまや，園路，植栽 管理：公募対象公園施設（中央公園 P-PFI コンソーシアム） 特定公園施設（福山市）
35	福岡県	北九州市	有限会社　クリーンズ	公募対象公園施設として、飲食・物販施設（珈琲所コメダ珈琲店：フランチャイズ契約）を整備。特定公園施設として、パーゴラ、ウッドデッキ、園路・広場、植栽等を整備。 公募対象公園施設は設置管理許可、特定公園施設は管理許可を受け、両施設の維持管理を実施。
36	福岡県	久留米市	高橋株式会社	カフェ・ライフスタジオ
37	福岡県	新宮町	プライマリー・コウフコンソーシアム	屋内テニス場（テニスコート２面、オートテニスコート４面） 施設の管理運営を行う。
38	長崎県	佐世保市	庭建パークマネージメント株式会社	特定公園施設：屋内遊び場、屋外遊び場、芝生広場、ステージ、駐車場 公募対象公園施設：飲食店、食物販店、売店、カフェ、BBQ サイト、キャンプ場利用案内、オートキャンプ場、デイキャンプ場 特定公園施設は指定管理者（事業主体）による管理を委託。公募対象公園施設は事業主体により管理されている。
39	大分県	別府市	①別府市（別府公園） ②別府市（鉄輪地獄地帯公園）	①公募対象公園施設として、便益施設（飲食店）をスターバックスコーヒージャパン㈱が設置し管理運営している。特定公園施設として、広場整備や一部駐車場改修等を上記認定計画提出者が行い、広場の植栽管理等を行っている。 ②公募対象公園施設として、グランピング施設等を㈱別府鉄輪パークマネジメントが設置し管理運営している。特定公園施設として、駐車場整備や屋外便所建設を上記認定計画提出者が行い、指定管理者として特定公園施設の管理運営をしている。
40	鹿児島県	鹿児島市	株式会社グッドフェローズダイニング	・飲食、物販等の収益施設及び駐車場の設置、管理 ・広場、植栽等の公園施設の設置、管理

ウ) 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用実績

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用実績は 15 団体となっており、道路内にイス、テーブルの設置やオープンカフェの設置などを行っている。

項目	回答数	割合
①あり	15	0.9%
②なし	1,574	99.1%
合計	1,589	100.0%

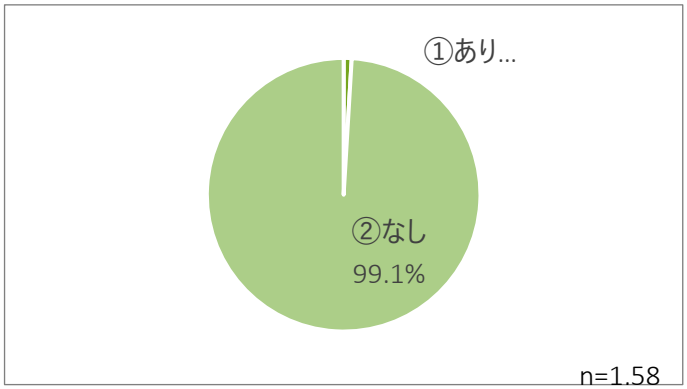

■詳細一覧

NO	都道府県	市区町村	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
1	宮城県	仙台市	①定禅寺リビングストリートプロジェクト（任意団体） ②虎屋横丁・稲荷小路親交会（町内会）	①令和４年度 ②令和４年度	①②終了時期の取り決めはなし。当面は、年度ごとに活動内容に応じて占用・使用許可を取得し実施することとしている。	①仙台市 ②仙台市	①歩道にテーブルセットを日常的に設置、数か月ごとのマルシェの開催　等 ②沿道店舗の軒先(道路空間)へのテラス席を設置する「イナトラほろ酔い縁日」の実施
2	神奈川県	横浜市	日本大通り活性化員会	令和３年度	本市との協定が終了するまで	横浜市	沿道店舗によるオープンカフェ
3	新潟県	新潟市	万代シテイ商店街振興組合	令和４年度	令和４年度	新潟市	公共空間利活用実施事業
4	福井県	敦賀市	敦賀市	令和４年度		国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	第２土曜日を中心に、商店街や民間団体による催し等を開催
5	山梨県	甲府市	LLC まちづくり甲府	R3	-	甲府市	道路内にイス・テーブルの設置
6	長野県	松本市	商店街組合、個店等（予定）	令和５年度予定（コロナ占用特例による道路活用は令和２年度から実施中）		松本市	コロナ占用特例によりテラス席やベンチの設置を実施 利便増進誘導区域は市道４路線に指定済み
7	岐阜県	大垣市	大垣市	令和４年度	令和４年度（※年度ごと更新するもの）	岐阜県及び大垣市	まちなかテラス
8	大阪府	大阪市	なし（※利便増進誘導区域内において、道路協力団体が活動を実施）	令和３年２月12日 国道25号（中央区北浜３丁目4番地先から中央区難波５丁目12番地先 ）を歩行者利便増進道路に指定 令和３年７月21日 なんば３丁目地先に利便増進誘導区域を指定 令和４年４月15日 大阪市中央区北浜３交差点から今橋３交差点 西側に利便増進誘導区域を指定	未定	大阪市建設局	

NO	都道府県	市区町村	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
9	兵庫県	神戸市	１．サンキタ実行委員会 ２．三宮中央通りまちづくり協議会	１．令和４年度 ２．令和３年度	１．令和８年度 ２．令和７年度（予定）	１．神戸市（若菜神戸駅線） ２．神戸市	１．オープンカフェの展開、にぎわい創出イベントの実施、食事施設 ２．食事施設（オープンカフェ）
10	兵庫県	姫路市	大手前通り街づくり協議会	令和４年度	令和８年度	姫路市	食事施設・休憩施設の設置・イベント開催
11	岡山県	岡山市	沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により組織された団体等	令和２年度		岡山市	テラス営業やテイクアウトのための道路占用
12	広島県	福山市	福山駅前商店会	２０２１年度（令和３年度）	２０２２年度（令和４年度）	福山市	食事施設
13	山口県	宇部市	株式会社 にぎわい宇部	令和３年度	令和７年度	国土交通省	Open Street UBE（飲食店によるテラス営業）
14	福岡県	久留米市	久留米ほとめき通り商店街	令和３年度	単年度更新	久留米市	コロナ特例占用からの移行
15	熊本県	熊本市	熊本市サンロード新市街商店街振興組合	令和４年	-	熊本市	路上を活用した賑わい施設の設置

(3) 調査3：官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査

官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査については、全国の市区町村の 1,592 団体(91.4%)が回答している。

1) 回答状況

表 2.1-8 調査3：官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査回答状況

調査対象	団体数	回答数	回答率
全国の市区町村	1,741	1,592	91.4%

2) 調査項目 [市区町村向]

資料 2-4:調査 3 調査票(1/2)

調査票３　官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査

■記入者に関する情報を教えてください

所属	
市町村コード	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

※所属は○○市○○課等と記載ください。

（１）貴市区町村におけるまちづくり団体（※）はありますか。

	①ある→（２）にお進みください
	②ない→（４）にお進みください

※まちづくり団体とは、まちづくりを主な目的として活動している団体

〈例〉

・まちづくりや市街地整備、都市開発を目的とした公社、財団、社団法人等
・まちづくりや地域の活性化、エリアマネジメント等に取組むまちづくり会社やNPO等
　（ハード整備だけではなく、ソフト的な取組のみの団体を対象）
・住民同士によるまちづくり協議会等の事業を実施していない団体であっても、まちづくりを主目的とした活動を行っている団体・組織

（対象外）以下の団体は対象外とする。
・土地開発公社や商店街振興組合、商工会議所、観光協会等のまちづくりを主目的としない団体は対象外

（２）（１）にて「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体の組織形態についてお聞かせください。（複数の団体がある場合は複数回答可）

	①公益社団法人
	②一般社団法人
	③公益財団法人
	④一般財団法人
	⑤認定NPO法人
	⑥NPO法人
	⑦株式会社
	⑧持分会社
	⑨任意団体
	⑩その他

⑩その他記入欄

資料 2-3：調査 3　調査票（2/2）

（３）（１）に「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体が取組んでいるまちづくり活動について主たるものを選択してください。（上位3位まで）

	①広報・プロモーション・イベントの実施
	②景観保全・緑化
	③公共空間の維持管理・活用
	④まちづくりルールの策定・運用
	⑤空き地・空き家・空き店舗の活用
	⑥公共施設の指定管理
	⑦人材育成
	⑧飲食・物販事業
	⑨防犯・防災活動
	⑩不動産開発事業・ビル管理事業
	⑪交通対策
	⑫その他

⑫その他記入欄

（４）貴市区町村として、今後まちづくり団体に担ってほしいまちづくり活動について選択してください。（上位3位まで）

	①広報・プロモーション・イベントの実施
	②景観保全・緑化
	③公共空間の維持管理・活用
	④まちづくりルールの策定・運用
	⑤空き地・空き家・空き店舗の活用
	⑥公共施設の指定管理
	⑦人材育成
	⑧飲食・物販事業
	⑨防犯・防災活動
	⑩不動産開発事業・ビル管理事業
	⑪交通対策
	⑫その他

⑫その他記入欄

3) 調査結果：調査票 3　官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査

① まちづくり団体の有無について

まちづくり団体の有無については、市区町村の 619 団体(38.9%)がまちづくり団体を有しており、組織形態については、任意団体 315 団体(36.5%)や株式会社 174 団体(20.1%)、NPO 法人 170 団体(19.7%)が多い。

■設問

（１）貴市区町村におけるまちづくり団体（※）はありますか。

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①ある	619	38.9%
②ない	971	61.0%
無回答	2	0.1%
合計	1,592	100.0%

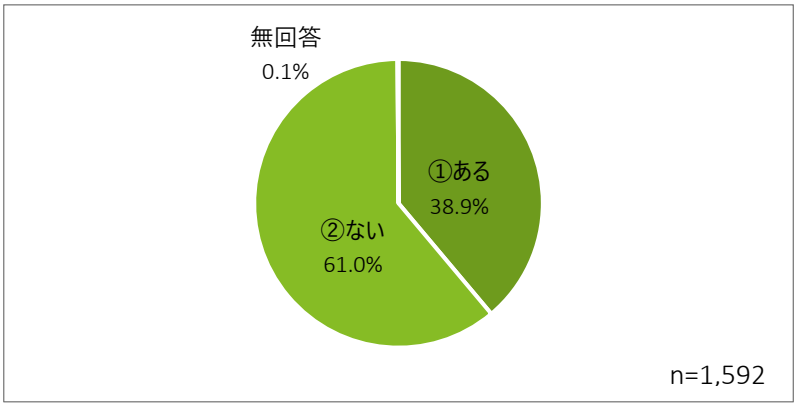

② 貴市区町村で活動するまちづくり団体について

■設問

（２）（１）にて「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体の組織形態についてお聞かせください。（複数の団体がある場合は複数回答可）

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合
①公益社団法人	5	0.6%
②一般社団法人	113	13.1%
③公益財団法人	11	1.3%
④一般財団法人	16	1.9%
⑤認定 NPO 法人	11	1.3%
⑥NPO 法人	170	19.7%
⑦株式会社	174	20.1%
⑧持分会社	10	1.2%
⑨任意団体	315	36.5%
⑩その他	39	4.5%
合計	864	100.0%

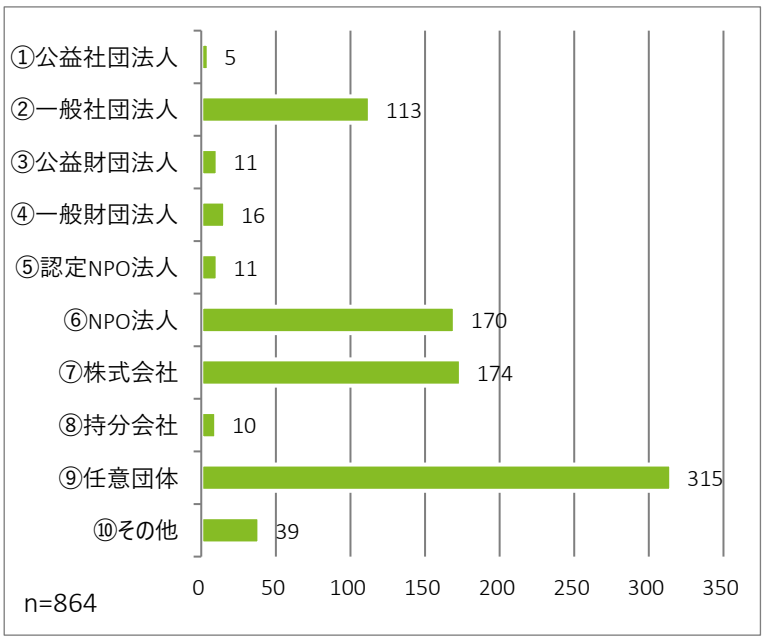

■その他の回答一覧

NO	都道府県	市区町村	団体の組織形態
1	岩手県	岩泉町	地域振興協議会
2	宮城県	大崎市	第三セクター
3	栃木県	日光市	推進委員会
4	群馬県	千代田町	土地開発公社
5	埼玉県	さいたま市	まちづくり協議会
6	埼玉県	上尾市	街づくり協議会
7	千葉県	八千代市	合同会社
8	千葉県	香取市	香取市まちづくり条例をもとに設立された団体で、現在、旧小学校単位で 23 団体あります。
9	東京都	文京区	協議会
10	東京都	調布市	街づくり条例で規定する認定団体
11	東京都	狛江市	狛江市まちづくり条例に基づくまちづくりグループ、地区まちづくり協議会
12	神奈川県	横浜市	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、市長により認定された「地域まちづくり組織」、及び条例に基づき登録された「地域まちづくりグループ」
13	神奈川県	鎌倉市	市条例に規定する認定団体
14	神奈川県	小田原市	9・かまぼこ通り活性化協議会（法人格：合同会社小田原かまぼこ発信隊）
15	福井県	若狭町	観光地域づくり法人（DMO）
16	長野県	上田市	全ての団体と組織形態を把握できていないため、チェックを付けていない形態も存在していると思われます。
17	長野県	塩尻市	認可地縁団体
18	岐阜県	恵那市	地域住民
19	岐阜県	垂井町	垂井町まちづくり基本条例第２４条第３項の規定に基づく同条第１項のまちづくり協議会
20	静岡県	小山町	国土交通省道路協力団体
21	愛知県	知立市	市民団体
22	愛知県	高浜市	まちづくり協議会
23	三重県	松阪市	自治会の集合団体
24	三重県	鳥羽市	合同会社
25	三重県	玉城町	行政から委嘱する団体
26	京都府	向日市	自治会等
27	大阪府	大阪市	道路協力団体
28	大阪府	堺市	NPO 法人や地元まちづくり団体、市などで構成された協議会
29	大阪府	貝塚市	JR 和泉橋本駅山側地区まちづくり協議会
30	大阪府	泉佐野市	地元住民による団体
31	兵庫県	豊岡市	第三セクター
32	和歌山県	紀美野町	住民同士によるまちづくり協議会等
33	鳥取県	倉吉市	中心市街地活性化協議会
34	広島県	世羅町	地縁団体
35	山口県	山陽小野田市	合同会社
36	徳島県	上勝町	合同会社
37	高知県	いの町	有限責任事業組合
38	宮崎県	綾町	合資会社
39	沖縄県	うるま市	有限会社

③ まちづくり団体が取り組んでいるまちづくり活動について

まちづくり団体が取り組んでいるまちづくり活動について、「①広報・プロモーション・イベントの実施」が 397 件(25.3%)と最も多く、次いで「②景観保全・緑化」183 件(11.7%)、「③公共空間の維持管理・活用」182 件(11.6%)、「⑤空き地・空き家・空き店舗の活用」174 件(11.1%)が多い。

■設問

（３）（１）に「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体が取組んでいるまちづくり活動について主たるものを選択してください。（上位 3 位まで）

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合	
		/回答数	/回答自治体数
①広報・プロモーション・イベントの実施	397	25.3%	63.8%
②景観保全・緑化	183	11.7%	29.4%
③公共空間の維持管理・活用	182	11.6%	29.3%
④まちづくりルールの策定・運用	101	6.4%	16.2%
⑤空き地・空き家・空き店舗の活用	174	11.1%	28.0%
⑥公共施設の指定管理	119	7.6%	19.1%
⑦人材育成	72	4.6%	11.6%
⑧飲食・物販事業	120	7.7%	19.3%
⑨防犯・防災活動	76	4.8%	12.2%
⑩不動産開発事業・ビル管理事業	34	2.2%	5.5%
⑪交通対策	34	2.2%	5.5%
⑫その他	76	4.8%	12.2%
合計（回答数）	1,568	100.0%	-
合計（回答自治体数）	622	-	100.0%

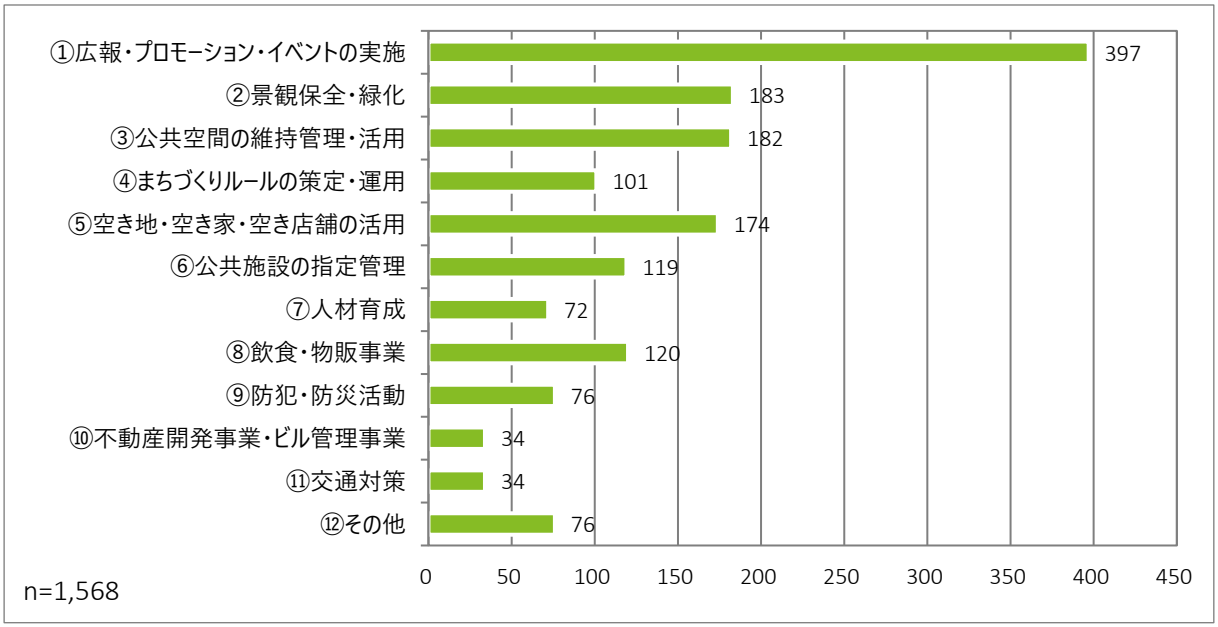

■その他の回答一覧

NO	都道府県	市区町村	まちづくり活動
1	北海道	名寄市	名寄市立大学の学生寮や図書館の建替え事業等に係る」ロードマップを作成し、事業をまとめる予定
2	北海道	八雲町	行政事務等の受託及び代行業
3	北海道	倶知安町	新幹線駅の開業に関する活動
4	北海道	奈井江町	しごとコンビニ事業
5	北海道	沼田町	ふるさと納税商品発送受託
6	北海道	鷹栖町	高齢者の居場所づくり
7	北海道	中頓別町	まちづくりに対して住民の意見等を取りまとめ町に提言している。
8	北海道	利尻富士町	まちづくり計画の策定に向けた協議の実施
9	北海道	津別町	ふるさと納税や移住定住サポートデスク、空家バンク運営等町からの委託業務
10	北海道	弟子屈町	特産品開発
11	宮城県	東松島市	地域内市内地域間親睦活動。住民間の交流促進。地域課題解決に向けた自主的な取り組み。
12	山形県	山形市	中心市街地への新規出店に関する各種支援
13	山形県	鶴岡市	ランドバンク事業
14	山形県	新庄市	商店街活性化
15	福島県	伊達市	生涯学習や地域づくりに関する活動
16	福島県	会津美里町	移住定住
17	福島県	富岡町	移住・定住
18	茨城県	日立市	地域子ども食堂の運営補助
19	茨城県	桜川市	まちなみ保存
20	群馬県	高崎市	コミュニティサイクルの管理・運営
21	群馬県	沼田市	中心市街地土地区画整理事業を基盤とした中心市街地の活性化
22	群馬県	千代田町	土地開発造成事業
23	埼玉県	川越市	中心市街地活性化支援
24	千葉県	富里市	健康・福祉
25	東京都	文京区	市街地再開発事業の検討
26	東京都	墨田区	市街地再開発事業の事業化
27	東京都	中野区	市街地再開発事業、防災街区整備事業の事業実施に向けた検討
28	東京都	豊島区	エリアプラットフォームを設立し、未来ビジョンを検討・策定
29	東京都	練馬区	福祉のまちづくり、防災まちづくり
30	東京都	小平市	共同住宅建て替えの推進、商店街の活性化や地区の魅力向上への取り組み
31	東京都	東村山市	環境やまちづくりに関しての調査・研究・提案・普及・啓発
32	東京都	羽村市	羽村市が施行する土地区画整理事業に協力し、権利者相互の連携と共同の利益を図る事業
33	神奈川県	川崎市	立地機関の交流促進
34	神奈川県	鎌倉市	条例には「快適な居住環境の保全と創造を図ることを目的とする団体」と定めている
35	新潟県	村上市	住民自治（地域づくり）推進の取組み
36	石川県	能美市	地域活性化、地域資源の保全など
37	福井県	越前市	居住促進、商業の振興
38	長野県	長野市	商業活性化の一環として駐車場の支援事業を実施
39	長野県	塩尻市	伝統・文化の継承
40	長野県	木曽町	地域イベント事務局業務の受託
41	岐阜県	恵那市	土地利用の検討
42	岐阜県	美濃加茂市	地域の実情に合わせた課題解決事業
43	静岡県	御殿場市	駅周辺のまちづくりに関する活動
44	愛知県	一宮市	地域イベントの企画・運営
45	三重県	四日市市	中心市街地活性化に関する調査研究事業
46	三重県	亀山市	市街地再開発事業
47	滋賀県	米原市	地域の活性化に関すること
48	京都府	京田辺市	子ども・子育て世代、高齢者等を対象としたソフト事業を検討中
49	京都府	精華町	居場所づくり・多世代交流
50	京都府	京丹波町	地域活性化の取り組み
51	大阪府	堺市	レンタルスペースの管理運営
52	大阪府	貝塚市	土地区画整理事業に向けての調査
53	大阪府	富田林市	地域の居場所づくり

NO	都道府県	市区町村	まちづくり活動
54	兵庫県	明石市	福祉活動、ゴミ減量等
55	兵庫県	川西市	市史編纂
56	兵庫県	播磨町	住民による地区整備の検討および当該地区にふさわしい良好なまちづくりの推進
57	兵庫県	太子町	土地の利活用
58	奈良県	斑鳩町	広域観光を推進するため、周辺自治体を含めた連携協議会の運営
59	奈良県	大淀町	地域活性化全般（地域の健康支援・地域文化歴史の承継・持続可能な地域コミュニティ形成・地域魅力発信・古民家利活用　等）
60	鳥取県	湯梨浜町	ふるさと納税の代行
61	鳥取県	大山町	町内にある課題解決
62	島根県	川本町	生活支援
63	広島県	呉市	③に向けた試験的な取組
64	広島県	尾道市	官民連携による商店街活性化
65	福岡県	福岡市	各種団体が幅広く事業や各種取組を実施されており、おしなべて「上位３つ」の取組みを示すのは難しい。
66	福岡県	春日市	コワーキングスペース、貸室
67	熊本県	美里町	地域活動による活性化
68	熊本県	長洲町	ふるさと納税の運営受託
69	熊本県	高森町	地域振興を目的とした体験プログラムの企画・運営
70	熊本県	多良木町	商品高度化、ふるさと納税
71	大分県	中津市	美化活動、観光
72	鹿児島県	指宿市	健康・福祉に関する事業,スポーツの環境づくり,子供の健全育成
73	沖縄県	石垣市	まちづくりに関する市への課題提供や要望等
74	沖縄県	浦添市	地域のまちづくり基本計画（道路拡張や街路事業の検討など）
75	沖縄県	沖縄市	商店街振興組合支援事業
76	沖縄県	北谷町	まちづくりに関する提案・協力等

④ 今後まちづくり団体に担ってほしいまちづくり活動について

今後まちづくり団体に担ってほしいまちづくり活動については、「⑤空き地・空き家・空き店舗の活用」952 件(21.9%)が最も多く、次いで「③公共空間の維持管理・活用」735 件(16.9%)となっている。

■設問

（４）貴市区町村として、今後まちづくり団体に担ってほしいまちづくり活動について選択してください。（上位 3 位まで）

■回答数・回答割合

項目	回答数	割合	
		/回答数	/回答自治体数
①広報・プロモーション・イベントの実施	672	15.5%	44.5%
②景観保全・緑化	457	10.5%	30.3%
③公共空間の維持管理・活用	735	16.9%	48.7%
④まちづくりルールの策定・運用	309	7.1%	20.5%
⑤空き地・空き家・空き店舗の活用	952	21.9%	63.0%
⑥公共施設の指定管理	242	5.6%	16.0%
⑦人材育成	319	7.4%	21.1%
⑧飲食・物販事業	166	3.8%	11.0%
⑨防犯・防災活動	176	4.1%	11.7%
⑩不動産開発事業・ビル管理事業	66	1.5%	4.4%
⑪交通対策	110	2.5%	7.3%
⑫その他	38	0.9%	2.5%
特になし・わからない	14	0.3%	0.9%
無回答	83	1.9%	5.5%
合計（回答数）	4,339	100.0%	-
合計（回答自治体数）	1,510	-	100.0%

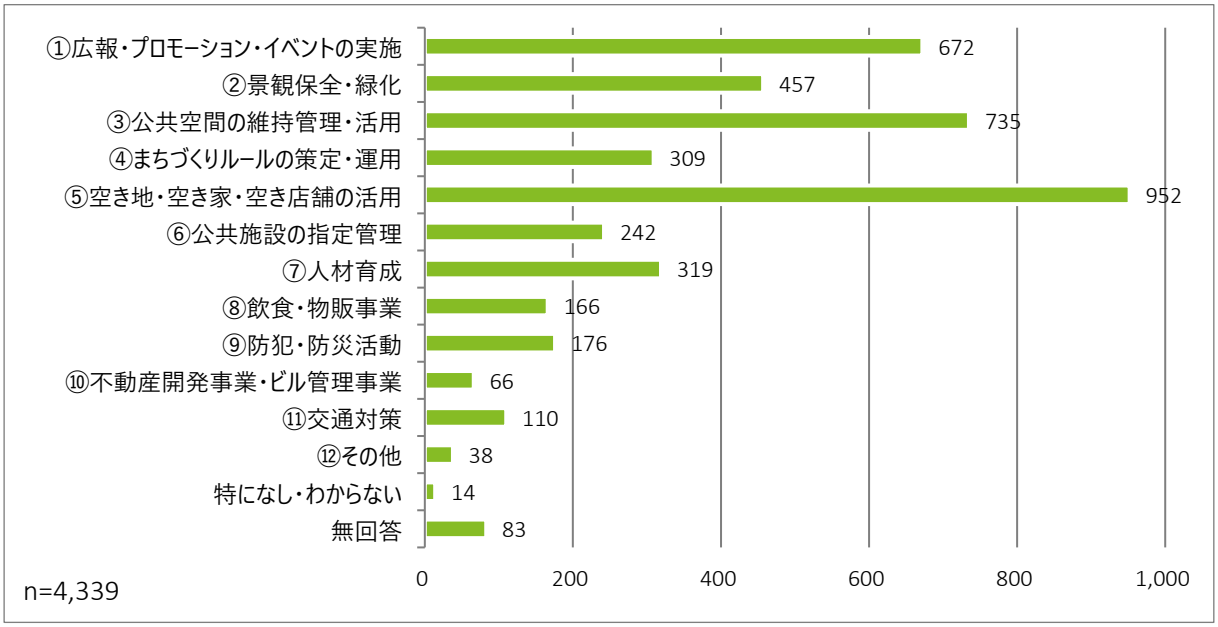

■その他の回答一覧

NO	都道府県	市区町村	団体の組織形態
1	北海道	鷹栖町	高齢者の居場所づくり
2	北海道	中頓別町	現状と同様の活動
3	宮城県	東松島市	地域内市内地域間親睦活動。住民間の交流促進。地域課題解決に向けた自主的な取り組み
4	山形県	遊佐町	自主的な地域づくり
5	福島県	伊達市	特定の分野に限らず、様々な分野で積極的に活動してほしい
6	福島県	会津美里町	移住定住
7	福島県	富岡町	移住・定住
8	群馬県	沼田市	行政と地域住民をつなぐプラットホーム的な役割
9	群馬県	藤岡市	地域安全活動、環境保全等
10	群馬県	千代田町	土地開発造成事業
11	東京都	目黒区	地域コミュニティの醸成
12	東京都	練馬区	福祉のまちづくり、防災まちづくり
13	福井県	越前市	まちなか居住推進・商業の振興
14	長野県	上田市	公民館等の公共施設を拠点とした子育て支援、文化活動などの総合的な活動。コミュニティ・スクール。
15	長野県	塩尻市	伝統・文化の継承
16	長野県	飯島町	移住定住・交流人口に関する事業
17	長野県	高山村	移住者支援
18	岐阜県	美濃加茂市	地域の実情に合わせた課題解決事業
19	静岡県	富士宮市	移住希望者の受け入れ、地域コミュニティの維持・活性化
20	三重県	津市	官民連携組織の牽引役を担って欲しい
21	滋賀県	草津市	エリアマネジメント
22	京都府	京都市	地域のビジョン共有、魅力・価値の向上、地域ブランディング
23	京都府	京丹波町	地域活性化の取り組み
24	大阪府	貝塚市	当該地区にふさわしい良好な土地利用を図るとともに、地区の特性を踏まえ将来に向かって魅力あるまちづくりの推進
25	兵庫県	明石市	福祉活動、ゴミ減量等
26	兵庫県	西宮市	まちづくりの構想や計画の実現に向けた継続的な活動（④に係る継続的・発展的な活動）
27	兵庫県	播磨町	住民が主体性をもった地区整備の検討および当該地区にふさわしい良好なまちづくりの推進
28	奈良県	斑鳩町	広域観光を推進するため、周辺自治体を含めた連携協議会の運営
29	奈良県	大淀町	持続可能な地域づくりとして、各地域ごとに上記全般を地域課題に応じて
30	和歌山県	紀の川市	行政と地域との中間管理
31	鳥取県	米子市	地域と行政をつなぐ窓口
32	鳥取県	大山町	町内にある課題解決
33	広島県	三原市	居住人口の増加への取組，商業の活性化への取組，にぎわいの創出への取組
34	香川県	琴平町	電子地域通貨事業の管理運営
35	福岡県	春日市	コワーキングスペース、貸室
36	熊本県	高森町	地域振興を目的とした体験プログラムの企画・運営
37	熊本県	多良木町	商品高度化、ふるさと納税
38	沖縄県	北谷町	まちづくりに関する意見等集約

(4) 調査4：都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査

都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査については、アンケートを発出した都市再生推進法人のうち、79 団体（79.8%）が回答している。

1) 回答状況

表 2.1-9 調査4：都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査回答状況

調査対象	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	99	79	79.8%

2) 調査項目 [都市再生推進法人等向]

資料 2-5:調査 4 調査票(1/3)

調査4　都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査

１．都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査

■記入者に関する情報を教えてください

所属(法人名)	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

※所属は○○部等までご記入ください。

（１）貴法人が現在実施している主な事業や事業分野等について下記の通り把握しています。以下の確認、修正等をお願いします。

①主な事業の内容の確認及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。
　また、現在、事業を行っていない場合は、「中止」と記入してください。
（※主な事業の整理にあたっては、国土交通省が実施した過年度の調査資料をもとに行っています。）
②都市再生特別措置法119条（都市再生推進法人の業務）に該当する項目の確認及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。
（※都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目は参考1を参照してください。）
③事業分野の階級及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。
（※分類の考え方は参考２を参照してください。）
④現在実施している事業として追加すべき事業があれば「追加票」に記入してください。
　記入にあたっては、実施場所や内容が分かるように、できるだけ具体的にお願いします。
　また、都市再生特別措置法119条に該当する項目、事業分野についてもご回答願います。

≪確認・修正欄≫

事業番号	主な事業の内容	都市再生特別措置法119条の該当項目 ※参考1	事業分野 ※2
1			
修正			
2			
修正			
3			
修正			
4			
修正			
5			
修正			
6			
修正			
7			
修正			
8			
修正			
9			
修正			
10			
修正			

資料 2-5:調査 4 調査票(2/3)

≪追加欄≫

	事業の内容	都市再生特別措置法119条の該当項目 ※参考1	事業分野 ※2
記入例	商店街の共通駐車場の整備・運営	三号ロ	C
追加 1			
追加 2			
追加 3			

■参考 1 ：都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目
第百十九条　推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
※赤字は：R2法改正で追加された業務

第百十九条　推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
　イ第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって都市再生基本方針に基づいて行われるもの
　ロ立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であって住宅の整備に関するもの
　ハ立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業
　ニ立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業
　ホ立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内における跡地等の管理等に関する事業
二特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。
三次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
　イ第一号の事業
　ロ公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業
四前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
五第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。
六公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置等を行うこと。
七都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
八低未利用土地利用促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。
九跡地等管理等協定に基づき跡地等の管理等を行うこと。
十第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く。）。
　イ滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理
　ロ滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動
十一第六十二条の八第一項の規定による道路若しくは都市公園の占用又は道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。
十二第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
十三第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
十四第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
十五前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

■参考 2 ：事業分野の考え方
【分野A】コンテンツ・事業創出：新たなコンテンツの創出や収益事業の実施、事業・雇用等の創出など
【分野B】空間ストックの有効活用：低未利用地の有効活用、空きビル・空き家のリノベーション・有効活用など
【分野C】エリア環境の改善：エリアの環境の質を高める空間整備、地区の交通環境の改善など
【分野D】公共空間等の利活用：道路、公園、広場等の有効な利活用など
【分野E】その他：分野A~Dに該当しない事業（計画づくり・ガイドライン検討など）

資料 2-5:調査 4 調査票(3/3)

（２）2019年8月時点での都市再生整備計画の提案実績や、各種特例制度・協定の活用・締結実績について、
実績確認欄の内容をご確認ください。（下記の情報は、2018年12月末時点のものです。）
記入漏れ、記載の誤り等があれば、修正欄に正しい内容を記載してください。
また、制度の活用や協定の締結期間が終了している場合は、修正欄に「終了」と記載し、終了日
（差支えなければ理由等も）を記入してください。

≪実績確認・修正欄≫

	活用有無	実績確認欄	修正欄
①道路占用許可の特例の活用実績			
②都市公園占用許可の特例の締結者となった実績			
③都市利便増進協定の締結実績			
④都市再生歩行者経路協定の締結実績			
⑤都市再生(整備)歩行者経路協定の締結実績			
⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績			
⑦都市再整備計画の提案実績			
⑧市町村都市再生協議会への参画実績			
⑨公園施設設置管理協定の締結実績			
⑩まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入			
⑪一体型滞在快適性等向上事業			
⑫普通財産の活用			

■例

	活用有無	実績確認欄	修正欄
①道路占用許可の特例の活用実績	○	2018年12月1日	2021年3月31日終了（オープンカフェの実施見直しに伴い）
②都市公園占用許可の特例の締結者となった実績	○	2018年9月1日	2021年2月終了（シェアサイクルポートの廃止に伴い）
③都市利便増進協定の締結実績	×		
④都市再生歩行者経路協定の締結実績	×		
⑤都市再生(整備)歩行者経路協定の締結実績	×		
⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績	×		
⑦都市再整備計画の提案実績	○	2018年4月制定	
⑧市町村都市再生協議会への参画実績	×		
⑨公園施設設置管理協定の締結実績	×		
⑩まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入	×		
⑪一体型滞在快適性等向上事業			
⑫普通財産の活用			

3) 調査結果：調査票 4　都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査

① 各法人が都市再生特別措置法 119 条上に基づき、実施している主な事業者事業分野等について

都市再生推進法人が実施している主な事業に対する再生特別措置法 119 条に該当する項目について、回答のあった法人（ただし、まだ事業を実施していない法人は除く）を以下に整理する。

■設問

（１）貴法人が現在実施している主な事業や事業分野等について下記の通り把握しています。以下の確認、修正等をお願いします。

■回答のあった事例一覧

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119 条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
1	株式会社キャッセン大船渡	住民のまちづくり活動への参画促進（キャッセンキッズファンクラブ、大船渡まちもり大学等）	十四号					○
2	株式会社キャッセン大船渡	環境美化活動等を通じた付加価値の創出（緑化活動、キャッセン環境保全隊など）	十五号			○		○
3	株式会社キャッセン大船渡	ガイドラインに基づく景観協議（ガイドラインに基づく技術的助言）	十五号					○
4	株式会社キャッセン大船渡	道路や河川空間を占用したイベントの実施	十二号				○	○
5	株式会社キャッセン大船渡	都市計画、まちづくりに関する企画、調査	十三号					○
6	株式会社キャッセン大船渡	キャッセンキャラバン：まちの PR と事業者の紹介を兼ねた移動式商店街、EC サイトの運営	十五号	○				
7	株式会社キャッセン大船渡	視察・研修の受け入れ	十五号					○
8	株式会社キャッセン大船渡	エリア周辺低・未利用地の利活用ガイドラインの策定支援とフォローアップ調査	十三号		○			○
9	株式会社キャッセン大船渡	エリア低・未利用地のリーシング	一号		○			
10	株式会社キャッセン大船渡	防災観光アドベンチャー「あの日」：周遊型コンテンツの創出、運営	十四号	○			○	○
11	一般社団法人荒井タウンマネジメント	市営住宅施設管理事業	五号					○
12	一般社団法人荒井タウンマネジメント	イベントの企画実施（あらフェス(年１回)、荒井なないろマルシェ(月１回)）	十五号	○				
13	一般社団法人荒井タウンマネジメント	市営住宅エネルギーマネジメント事業	十五号	○				
14	一般社団法人荒井タウンマネジメント	不動産事業（賃貸事業）	十五号	○		○		
15	一般社団法人荒井タウンマネジメント	売電事業（太陽光発電）	十五号	○	○			
16	一般社団法人荒井タウンマネジメント	公園内スポーツ施設（都市利便増進施設）運営管理事業	七号	○			○	
17	株式会社まちみとラボ	公有地でのまちなかマルシェの実施	十五号				○	○
18	株式会社まちみとラボ	ウェブマガジンの制作（TRIXMAG）	十五号	○				
19	株式会社まちみとラボ	ビジネスプランコンテストの実施	十五号	○				
20	株式会社まちみとラボ	空き店舗のリノベーション事業	十五号		○			
21	株式会社まちみとラボ	インキュベーション施設の運営（M-WARK）	十五号	○				
22	株式会社まちみとラボ	起業支援事業（まちで起業スクール）	十五号		○			
23	株式会社まちみとラボ	都市の利便性の増進（裡ミトづくり勉強会）	十五号			○		
24	株式会社まちみとラボ	マンションの空き室のリノベーション事業	十五号			○		
25	株式会社まちみとラボ	まちなか再生のエリアプラットフォーム運営	十五号	○	○	○	○	
26	株式会社まちみとラボ	国道沿道飲食店の歩道占用許可の一括申請	十一号				○	
27	牛久都市開発株式会社	再開発ビル（エスカード牛久）の管理・運営	十五号	○				
28	牛久都市開発株式会社	まちづくり協議会運営事業	十五号					○
29	牛久都市開発株式会社	駅前利活用事業（まちづくりルール等の検討・策定支援）	十五号					○
30	牛久都市開発株式会社	イベントの実施	十五号					○
31	牛久都市開発株式会社	市営駐車場・駐輪場の管理・運営【指定管理】	五号			○		
32	株式会社まちづくり川越	チャレンジショップ事業（空き店舗対策）	十二号	○	○			
33	株式会社まちづくり川越	自転車シェアリング事業	十二号			○		
34	株式会社まちづくり川越	情報センター事業	九号					○
35	株式会社まちづくり川越	観光案内所事業	九号					○
36	株式会社まちづくり川越	物販・飲食事業（産業観光館（蔵里）の管理・運営）【指定管理】	五号	○	○			
37	一般社団法人美園タウンマネジメント	マルシェ事業（産直イベントの定例開催）	十五号	○			○	
38	一般社団法人美園タウンマネジメント	駐車・駐輪対策（低未利用地における駐輪場設置・運営・管理）	七号		○	○		
39	一般社団法人美園タウンマネジメント	地域交通事業（自転車シェアリング事業）	七号・十五号		○	○		
40	一般社団法人美園タウンマネジメント	自動販売機事業（フリーWi-Fi 機能搭載型の設置）	十五号					○
41	一般社団法人美園タウンマネジメント	協会運営事業	十五号					○
42	一般社団法人美園タウンマネジメント	拠点施設運営事業	十五号					○
43	一般社団法人美園タウンマネジメント	情報交換会の定期開催	十四号					○
44	一般社団法人美園タウンマネジメント	地区将来ビジョンの策定検討	十五号					○
45	一般社団法人美園タウンマネジメント	公共空間（公園・道路）の利活用実験	十五号				○	
46	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	おもてなし公共施設 OMTERRACE の運営	七号				○	
47	一般財団法人柏市まちづくり公社	ペデストリアンデッキでの物販・飲食事業	十五号	○			○	
48	一般財団法人柏市まちづくり公社	道路付帯物等を活用した広告事業	五号				○	

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
49	一般財団法人柏市まちづくり公社	清掃活動等の実施	十五号			○		
50	一般財団法人柏市みどりの基金	みどりの普及啓発事業	十四号			○		
51	一般財団法人柏市みどりの基金	みどりの支援事業	十五号			○		
52	一般財団法人柏市みどりの基金	みどりの調査研究事業	十三号					○
53	一般財団法人柏市みどりの基金	カシニワ・フェスタの実施	十五号			○		
54	一般財団法人柏市みどりの基金	旧吉田家住宅歴史公園の管理・運営【指定管理】	五号				○	
55	一般財団法人柏市みどりの基金	都市再生整備計画事業	十号ロ				○	
56	秋葉原タウンマネジメント株式会社	広告塔、デジタルサイネージを活用した広告事業	五号					○
57	秋葉原タウンマネジメント株式会社	駐車場満空案内システムの運営事業	五号			○		
58	秋葉原タウンマネジメント株式会社	自販機、コインロッカー事業	十五号					○
59	秋葉原タウンマネジメント株式会社	インフォメーションセンターの運営事業	十二号					○
60	秋葉原タウンマネジメント株式会社	清掃、パトロール等	十五号			○		
61	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	委託調査事業（都市基盤、観光、防災等の調査事業等）	十三号					○
62	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	タウンオペレーション事業①（HP による情報発信事業）	十二号					○
63	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	タウンオペレーション事業②（イベントの実施）	十五号					○
64	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	タウンオペレーション事業③（公的空間活用モデル事業）	十五号				○	○
65	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	道路、道路交通環境の保持および改善等に関する事業						
66	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	公共空間及び道路空間における広告事業						
67	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	公共空間及び道路空間の利・活用に関する事業						
68	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	地域活性化イベント事業						
69	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	まちづくりに関する事業						
70	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	防災及び防犯活動						
71	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	文化芸術振興、地区観光、商業振興に関する事業						
72	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会	行政からの受託事業など						
73	一般社団法人日比谷エリアマネジメント	イベントの実施（バルナイト等）	十五号	○				○
74	一般社団法人日比谷エリアマネジメント	駐輪場の運営事業	五号			○		
75	一般社団法人日比谷エリアマネジメント	道路上、広場、地下街を利用した場所貸し及び広告事業	五号				○	
76	一般社団法人日比谷エリアマネジメント	区道・区有施設の維持管理	五号					○
77	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	まちづくり指針の策定	十五号					○
78	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	公共空間利活用イベントの実施（ShinjukuShareLounge）	十五号				○	
79	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	屋外広告物自主審査ルールの運営	十二号				○	
80	株式会社ジェイ・スピリット	カード事業	十五号	○				
81	株式会社ジェイ・スピリット	地域案内・防犯活動事業	十二号			○		
82	株式会社ジェイ・スピリット	まちづくりルールの策定・運用管理（自由が丘地区街並み形成指針）	十五号					○
83	株式会社ジェイ・スピリット	街並再生方針の提出						
84	株式会社ジェイ・スピリット	都市利便増進施設の管理						
85	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	道路内建築物及びオープンカフェの設置	十五号	○			○	
86	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	道路上のバナー等を活用した広告事業	十五号	○			○	
87	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	道路空間を活用したイベントの実施	十五号				○	
88	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	清掃活動の実施	十五号			○		
89	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	新虎通り景観ガイドラインの策定及び運営	十五号					○
90	株式会社富山市民プラザ	自社ビルの賃貸・管理運営	十五号	○				
91	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	マルシェ事業	十五号					○
92	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	ビル管理共同化事業（EV 保守の管理共同化）	十五号					○
93	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	空き店舗事業（テナントリーシング事業）	十五号	○	○			
94	栄ミナミまちづくり株式会社	公有地でのデジタルサイネージ広告事業	七号				○	
95	栄ミナミまちづくり株式会社	シェアサイクル事業（でらチャリ）	七号			○		
96	栄ミナミまちづくり株式会社	地区内道路でのパークレット事業	七号			○	○	
97	栄ミナミまちづくり株式会社	有料駐輪場事業	五号			○		
98	株式会社まちづくり東海	歩道上オープンカフェ整備・運営	七号				○	
99	株式会社まちづくり東海	中止（観光協会独立、H30.4.1～）	十二号					○
100	株式会社まちづくり東海	イベント広場でのイベントの実施	十五条				○	
101	株式会社まちづくり東海	観光物産プラザの運営・管理	五号	○				
102	株式会社まちづくり東海	公共駐車場の運営・管理	五号					○
103	株式会社まちづくり東海	太田川駅前イベント広場の運営・管理（指定管理）	十四条					○
104	株式会社まちづくり東海	（中止）まちづくりルールの運用・指導（広告物等の指導等）	十四条					○
105	株式会社まちづくり東海	商店街の共通駐車場の整備・運営	三号ロ			○		
106	まちづくり福井株式会社	（中止）コミュニティバス事業	十五号			○		
107	まちづくり福井株式会社	歩道上でのオープンカフェの整備・運営	十一号				○	
108	まちづくり福井株式会社	広告事業（ホームページバナー広告）	十五号					○
109	まちづくり福井株式会社	イベント・文化事業（屋根付き広場「ハピテラス」等）	十五号					○
110	まちづくり福井株式会社	開業支援事業	十五号	○				
111	まちづくり福井株式会社	にぎわい交流施設管理運営事業【指定管理】	五号	○			○	
112	まちづくり福井株式会社	都市利便増進協定による公共空間の利活用	七号				○	
113	まちづくり福井株式会社	リノベーション事業、エリアリノベーション	十二号		○	○		
114	まちづくり福井株式会社	エリアマネジメント	十二号			○		
115	まちづくり福井株式会社	福井駅西口駐車場の指定管理事業	三号ロ			○		
116	まちづくり福井株式会社	共通駐車サービス券の発行	三号ロ			○		
117	まちづくり福井株式会社	河川敷地占用許可	四号	○			○	

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119 条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
118	草津まちづくり株式会社	niwa+（ニワタス）施設の運営・管理（店舗整備・テナントリーシング事業）	五号・七号	○				
119	草津まちづくり株式会社	クサツココリバ（草津川跡地公園）の施設運営・管理（店舗整備・テナントリーシング事業）	五号・七号	○				
120	草津まちづくり株式会社	中心市街地公共空間賑わい創出事業（イベント（マルシェ、アクティビティの設置等）等の実施）	十五号				○	
121	草津まちづくり株式会社	東海道・草津宿テナントミックス事業（サブリース事業）	十五号	○	○			
122	草津まちづくり株式会社	中心市街地活性化協議会の事務局業務	十五号					○
123	草津まちづくり株式会社	コワーキング施設の整備・運営	十五号	○	○			
124	えきまち長浜株式会社総務経営部	公共施設の管理・運営（駅自由通路・ペデストリアンデッキ・駅前広場・駅西駐車場・自転車駐車場）	五号・七号				○	○
125	えきまち長浜株式会社総務経営部	ビル管理事業（えきまちテラス長浜のテナント運営等）	十五号	○				
126	えきまち長浜株式会社総務経営部	物販、飲食事業（えきまちテラス長浜の一部で整備・運営）	十五号	○				
127	えきまち長浜株式会社総務経営部	広告事業（管理施設等の壁面などの活用）	五号					○
128	えきまち長浜株式会社総務経営部	イベントの実施	十五号					○
129	株式会社まちづくり大津	テナントミックス事業（なぎさのテラス、旧大津公会堂）	十五号	○	○			
130	株式会社まちづくり大津	公共空間活用事業（パークｄｅピアガーデンの実施）	十号				○	
131	株式会社まちづくり大津	着地型観光試行事業（まちあるきの実施、物産振興商品の販売支援）	十五号					○
132	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	公共空間でのオープンカフェの整備・運営	十五号				○	
133	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	公共空間等を活用した広告事業	五号	○			○	
134	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	イベント・プロモーション事業（公共空間等のスペース賃貸業等）	五号	○			○	
135	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	エリア巡回バス・レンタサイクル・駐輪場運営事業	五号			○		
136	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	美化・清掃、放置自転車啓発活動等	十四号			○		
137	桜井まちづくり株式会社	物販・飲食事業（古民家を利活用したコミュニティカフェ事業）	十五号	○	○			
138	桜井まちづくり株式会社	ふるさと納税返礼品受託事業	十五号					○
139	桜井まちづくり株式会社	テナントリーシング事業（歴史的建築物を利活用したレストラン賃貸事業）	十五号	○	○			
140	桜井まちづくり株式会社	宿泊事業（古民家を利活用した宿泊事業）	十五号	○	○			
141	桜井まちづくり株式会社	（中止）空き家対策（空き家バンクの運営）	十五号		○			○
142	桜井まちづくり株式会社	まちづくりルール等の作成（地区まちづくりビジョン）	十五号					○
143	桜井まちづくり株式会社	桜井市本町通周辺まちづくり協議会の事務局代行	十五号					○
144	桜井まちづくり株式会社	駅前商業ビル壁面に大型 LED ビジョン設置・広告事業運営	十五号	○		○		
145	桜井まちづくり株式会社	桜井駅南口広場公共空間整備等社会実験	十号			○		
146	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	防災活動の実施	十四号			○		
147	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	公共空間（公園・河川・道路）の緑化、美化活動の実施	十五号				○	○
148	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	健康増進事業	十四号					○
149	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	ワークショップ、講座の実施	十四号					○
150	株式会社紀州まちづくり舎	広告デザイン事業（ホームページ作成、広告デザイン等）	十五号	○				
151	株式会社紀州まちづくり舎	マルシェ事業（てとこと市）	十五号					○
152	株式会社紀州まちづくり舎	空き店舗対策家守事業	十五号	○	○			
153	株式会社紀州まちづくり舎	水辺空間の利活用検討事業	十五号				○	
154	株式会社紀州まちづくり舎	市営本町公園地下駐車場の指定管理 パーク PFI 制度を活用した公園管理との駐車場の一体管理（２０１９年４月オープン現在工事中）				○	○	
155	株式会社紀州まちづくり舎	和歌山市受託事業リノベーションスクールの運営						
156	一般社団法人みんとしょ	イベントの実施	十五号					○
157	一般社団法人みんとしょ	計画策定・ワークショップ事業（公共施設の基本計画策定など）	十三号					○
158	株式会社ワカヤマヤモリ舎	宿泊事業（ゲストハウス）		○	○			
159	株式会社ワカヤマヤモリ舎	飲食事業		○	○			
160	株式会社ワカヤマヤモリ舎	コワーキングスペース運営		○	○			
161	株式会社ワカヤマヤモリ舎	シェアハウス運営		○	○			
162	株式会社ワカヤマヤモリ舎	市営駐車場の指定管理業務					○	
163	ビーフレンズ株式会社	和歌山城下町メタバース参入事業	十四号	○				
164	ビーフレンズ株式会社	大新公園活用の計画立案	六号				○	
165	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	公共空間における屋外広告物事業	十五号	○			○	
166	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	公共空間を活用した賑わい創出事業（カフェ・観光案内所等の設置）	七号	○			○	
167	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	コミュニケーションデザイン事業（フリーWi-Fi サービスの展開等）	十五号					○
168	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	エリアマネジメント協議会との連携①（駐車場一体運用ルールの策定）	十五号			○		
169	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	エリアマネジメント協議会との連携②（案内誘導サインの表記等の統一）	十五号			○		
170	一般社団法人草薙カルテッド	駅前イベント広場の活用	七号				○	
171	一般社団法人草薙カルテッド	広告事業	七号	○				
172	一般社団法人草薙カルテッド	広報誌発行による普及啓発	十四号					○
173	一般社団法人草薙カルテッド	交流拠点「コラボレーションスペース Takt」の運営	十号	○				
174	一般社団法人草薙カルテッド	イベント事業	十号	○				
175	一般社団法人草薙カルテッド	防犯カメラ付き自動販売機の運用	十号	○				
176	一般社団法人草薙カルテッド	商店街通りの歩道空間活用	十号				○	
177	高蔵寺まちづくり株式会社	多世代交流・賑わい創出事業（グルッポふじどう）【指定管理】	五号	○				
178	高蔵寺まちづくり株式会社	空き家流通促進モデル事業	十五号		○			

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
179	高蔵寺まちづくり株式会社	高蔵寺駅周辺における都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な管理	七号					○
180	高蔵寺まちづくり株式会社	高蔵寺駅周辺における魅力創出事業	十号ロ				○	
181	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	協議会等の事務局運営	十五号					○
182	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	まちづくりイベントの実施	十五号					○
183	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	美化推進事業	十五号			○		
184	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	ふ頭でのイベントの実施	十五号				○	○
185	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	旧芝離宮恩賜庭園でのイベントの実施	十五号				○	○
186	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	エリアマネジメントニュースの作成・配布	十四号					○
187	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	エリアマネジメントの HP 作成・運用	十四号					○
188	公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちなかイベント等の情報発信	十二号					○
189	公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちなかイベント広場の管理・運営	五号				○	
190	公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちなかサロン・まちなか工房等の運営・管理	十五号		○			
191	公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちなかイベントの支援	十五号					○
192	公益財団法人前橋市まちづくり公社	コミュニティサイクルの管理・運営	十五号			○		
193	公益財団法人前橋市まちづくり公社	前橋中央イベント広場等の整備・管理	七号				○	
194	公益財団法人前橋市まちづくり公社	旧まちなか再生室の整備・管理	七号		○			
195	公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちづくり人材育成の支援	十四号					○
196	公益財団法人前橋市まちづくり公社	オープンカフェ・道路内建築物設置	十一号				○	
197	公益財団法人前橋市まちづくり公社	イベントの開催	十五号	○				
198	株式会社 PAGE	県指定文化財大庄屋三木家住宅（福崎町）の一部を宿泊施設に改修、管理、運営	三号・五号	○	○		○	
199	株式会社 PAGE	国登録有形文化財旧辻川郵便局（福崎町）を宿泊・飲食施設に改修、管理、運営	三号・五号	○	○		○	
200	株式会社 PAGE	福崎町駅前観光交流センター、辻川観光交流センターの整備・運用	五号・七号	○			○	
201	株式会社 PAGE	イベント実施（福崎町：まち歩きセミナー＆ツアー、駅前広場でのマルシェ等）	十号ロ	○			○	
202	株式会社 PAGE	まちづくり人材の発掘・育成を目的としたセミナー、ワークショップ（福崎町）	十四号					○
203	株式会社 PAGE	まちあるき促進のためのコンテンツ開発(福崎町：アプリ、映像など)	十号ロ	○				
204	株式会社 PAGE	神戸新聞グループ媒体を利用した福崎町の PR	十号ロ					○
205	株式会社 PAGE	特産品を使用した商品開発、販売（福崎町）	十号ロ	○				
206	株式会社 PAGE	着地型観光プログラムの開発（福崎町）	十号ロ	○				
207	株式会社 PAGE	文化観光まちづくり推進のための計画策定、役場へのアドバイス、協議会運営（福崎町）	十三号					○
208	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	柏の葉キャンパス駅前の公共物管理	○					
209	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	柏の葉アクアテラス（２号調整池）の管理・利活用	○					
210	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	柏の葉の取り組みを紹介するスマートシティツアー						
211	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	オープンイノベーションの活性化をさせるリビングラボ						
212	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	柏の葉データプラットフォーム事業						
213	新潟古町まちづくり株式会社	古町地域の共通無料駐車サービス券の発行・運営				○		
214	新潟古町まちづくり株式会社	まちなか賑わい及び交流促進事業					○	
215	新潟古町まちづくり株式会社	地域防災および環境維持改善活動				○		
216	新潟古町まちづくり株式会社	まちなか情報発信事業（パンフ/WEB/アプリ）		○				
217	新潟古町まちづくり株式会社	商店街事務局受託事業						○
218	株式会社まちづくり岡崎	道路空間利活用社会実験	十・十一号				○	
219	株式会社みらいもりやま 21	まだ実施しておりません						
220	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	駅前音楽イベント・駅前マルシェ、駅前イルミネーションの実施						
221	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	放置自転車対策を目的としたラック式駐輪場の運営						
222	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	ＡＤＶＡＮＣＥビジョン（デジタルサイネージ）事業						
223	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	寝屋川市駅西地区まちづくり事業支援業務						
224	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	都市再生整備計画の提案						
225	神戸ハーバーランド株式会社	煉瓦倉庫、駐車場、広場の管理運営	五号・七号				○	
226	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山市駅前のエリアマネジメント計画の検討	十二・十三・十五号					○
227	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	紀の川の河川空間の利用を促す社会実験の実施	十二・十三・十四号				○	
228	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山市駅前広場での定期的な出店イベントの企画運営	十号ロ				○	
229	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山市駅周辺のまちの情報発信サイト（Web サイト）の運営	十号ロ					○
230	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山市駅に隣接する子育て支援拠点施設「育ちのえきくすの木」の運営	十五号					○
231	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	市道和歌山市駅前線の歩行者滞在空間の設置・活用事業の検討	十号イ				○	
232	株式会社町田まちづくり公社	道路区域内への滞留空間の創出	十号イ				○	
233	株式会社町田まちづくり公社	交流拠点の社会実験	十号イ				○	
234	株式会社町田まちづくり公社	道路区域内への屋外広告物の掲出	十号イ				○	
235	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	■情報提供 ・全国エリアマネジメントネットワーク事務局としてエリマネ関連の情報提供	一号イ					○
236	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	■相談等の援助 ・屋外広告物ガイドラインを準用し相談等への援助 ・他地区のエリアマネジメント団体との意見交換、相談等への援助	一号イ					○
237	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	■当地区のまちづくりに関する普及啓発 ・大丸有夏祭り(打ち水)、エコキッズ探検隊、丸の内野球大会などの自主催事に関する運営事務局を通じたエリアＰＲ	十四号	○				

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119 条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
		活動、コミュニティ形成活動 ・（中止）丸の内ウォークガイド等を通じた各種視察対応によるエリアＰＲ						
238	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	■公的空間活用関連 ・道路空間活用に関する運営事務局兼道路占用者 ・公開空地活用に関するしゃれ街条例登録団体 ・フラッグバナー等のエリアマネジメント広告事業の運営事務局	十五号				○	
239	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会	■都市観光、エリアＭＩＣＥ推進に向けた運営事務局 ・MICE 推進団体（DMO 東京丸の内）の運営事務局兼丸の内二重橋ビル内 MICEPR 施設の運営者 ・地域コミュニティバス(丸の内シャトル)の運行事務局	十五号				○	
240	株式会社テダソチマ	所有者不明土地や低未利用土地の円滑な利用や適正な管理を行うための調査	三号イ		○			
241	株式会社テダソチマ	空きビルを活用した魅力あるコンテンツの集積事業	十号イ		○			
242	株式会社テダソチマ	遊休施設等を活用したシェアオフィス等の運営	十号イ		○			
243	株式会社テダソチマ	須賀川市への愛着・誇りの醸成を目的としたインナープロモーション・シティプロモーション	十号ロ					○
244	株式会社テダソチマ	空き家バンクの運営	十五号		○			
245	株式会社テダソチマ	官民連携エリアプラットフォームの運営によるまちなかの再生業務	十五号					○
246	株式会社テダソチマ	民間空地の広場化→公共空間との一体的活用の提案	十号イ			○		
247	一般社団法人まちづくり府中	中止						
248	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	河川敷における飲食店・売店事業	十一号				○	
249	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	道路空間における屋外広告物設置事業					○	
250	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	河川空間の美化活動				○		
251	御伝鷹まちづくり株式会社	ホリノテラス(道路のほこみち化)の利活用						
252	御伝鷹まちづくり株式会社	けやき通りマルシェによる利活用						
253	一般社団法人前橋デザインコミッション	デジタル媒体を活用した情報発信	十四号					○
254	一般社団法人前橋デザインコミッション	商工会議所機関紙への記事掲載	十四号					○
255	一般社団法人前橋デザインコミッション	勉強会の実施を通じて、まちづくりに対して興味を持って積極的に関与しようとする人材の育成を図る	十五号					○
256	一般社団法人前橋デザインコミッション	都市利便増進協定による河川歩道公園整備事業（4 年度締結予定）	七号				○	
257	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	広告媒体の管理及び広告内容の審査	十号ロ				○	
258	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	イベント等の企画・実施及び優良なイベントの誘引	十号ロ				○	
259	アコス株式会社	（中止）駅前広場に隣接する公共広場（普通財産）の運営・維持管理						
260	特定非営利活動法人今様草加宿	草加宿今様本陣（お休み処、レンタル会議室、コインパーキング）設置	十五号		○			
261	特定非営利活動法人今様草加宿	草加宿今様本陣と連携しておせん公園にキッチンカー常駐	十五号				○	
262	特定非営利活動法人今様草加宿	草加宿今様本陣のコインパーキングの整備・運営	三号ロ			○		
263	一般社団法人ミチル空間プロジェクト	空き家の相談会開催						○
264	倉敷まちづくり株式会社	公共空地と民有地からなるオープンスペースの管理・利活用	七号				○	
265	一般財団法人武蔵野市開発公社	商業ビルの管理・運営		○				
266	一般財団法人武蔵野市開発公社	自社保有不動産の低未利用空間の発掘と活用			○			
267	一般財団法人武蔵野市開発公社	調査研究（来街者調査、SNS 調査）						○
268	一般財団法人武蔵野市開発公社	（中止）まちづくりに関する普及啓発（空間デザイン、トークイベント）						○
269	一般財団法人武蔵野市開発公社	スキマ活用に向けたサポート（ポータルサイトの運営）						○
270	一般財団法人武蔵野市開発公社	エリアの情報発信（ウェブサイトの運営等）						○
271	特定非営利活動法人かみのやまランドバンク	物件のサブリース事業			○			
272	特定非営利活動法人かみのやまランドバンク	空き地の暫定利用（芝生空間の社会実験）			○	○		
273	特定非営利活動法人かみのやまランドバンク	空き家（旧共同浴場）の再生		○	○			
274	特定非営利活動法人かみのやまランドバンク	危険空き家解体跡地の活用検討			○	○		
275	特定非営利活動法人わくわく西灘	畑原市場第 2 期共同建替事業公園管理・利用について	一号二				○	
276	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	南山荘及びさかなや等、休止中の温泉旅館に関する利用及び管理に関する情報提供及び支援	一号二		○			
277	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	今年度計画なし						
278	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	さかなや跡地における多目的広場兼駐車場の整備	三号ロ			○		
279	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	さかなや跡地の取得及び公衆浴場の取得検討	四号		○			
280	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	公衆浴場の管理運営	五号				○	
281	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	源氏山公園の整備及び管理の事業検討	六号				○	
282	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	今年度計画なし						
283	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	さかなや跡地他について検討中	九号		○			
284	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	マルシェ等の実施支援	十号ロ	○				
285	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	社会実験による賑わい創出と人流促進に向けた調査研究	十三号					○
286	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	エリプラ設立支援	十四号					○
287	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	今年度計画なし						
288	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	民間事業者の視察及びヒアリング対応を実施。	十二号・十三号					○
289	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪市主催の「放置自転車追放街頭キャンペーン」の参加による放置自転車等啓発指導活動を実施。	十号イ			○		
290	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	歩道上に椅子・テーブルを設置し、賑わい空間を創出。	十号イ				○	
291	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪駅前地下道をはじめとする道路上に広告等を設置することによる広告事業	一号イ、五号	○				
292	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	日常の地区内巡視点検や清掃、定期的な植樹帯の清掃・除草・剪定等の道路維持管理業務	五号・十号イ			○		

NO	法人名	主な事業の内容	都市再生特別措置法 119 条の該当項目	分野				
				コンテンツ・事業創出	空間ストックの有効活用	エリア環境の改善	公共空間等の利活用	その他
293	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	地区内の案内誘導サインの更新、大阪駅前地下道東広場における案内所の設置検討等の利便性向上業務	五号・十号ロ			○		
294	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪駅前地下道壁面へのアート掲示等によるにぎわい創出業務	五号・十号ロ			○		
295	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪駅前地下道にて、防災啓発及び災害発生情報をサイネージ掲出する他、災害発生時に公衆無線 Wi-Fi を提供する等の安心安全業務	五号・十五号					○
296	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	歩行者交通量調査、来街者アンケート調査等の効果検証業務	一号イ・五号・十三号					○
297	株式会社まちづくり八戸	八日町・番町地区優良建築物等整備事業準備会による都市開発に関する情報提供、調査協力	一号	○				
298	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	リバブルシティを創出するための調査及び研究						
299	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	リバブルシティを創出するための社会実験・事業の企画及び実施						
300	一般社団法人リバブルシティイニシアティブ	リバブルシティに関するシンポジウム・研究会の実施						
301	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供	十五号	○				
302	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等	十五号	○				
303	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営	十五号			○		
304	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	公共公益施設等の利活用、管理及び運営	七号				○	
305	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	広告及び宣伝等に関する業務	十五号					○
306	安田不動産株式会社	まちの交流促進(マルシェ等のイベント事業)					○	
307	安田不動産株式会社	まちの交流促進(美化・清掃事業)						
308	安田不動産株式会社	まちのプロモーション						
309	安田不動産株式会社	まちの環境整備(緑化活動、空間整備に伴う社会実験等)				○	○	
310	特定非営利活動法人志民連いちのみや	一宮市まちなかウォーカブル社会実験「ストリートチャレンジ」の企画・運営	十号				○	
311	特定非営利活動法人志民連いちのみや	コミュニティカフェの運営	十号					○
312	特定非営利活動法人志民連いちのみや	多目的交流空地の開発運営	十号		○			
313	特定非営利活動法人志民連いちのみや	団体の中間支援	十四号				○	
314	特定非営利活動法人志民連いちのみや	活性化会議の企画運営	十二号					○
315	株式会社城下町 PRIDE	シティプロモーション事業	三号ロ	○				
316	株式会社城下町 PRIDE	公共サポート事業	三号ロ				○	
317	株式会社城下町 PRIDE	まちなか管理運営事業	三号ロ	○				

② 都市再生整備計画の提案実績や、各種特例制度・協定の活用・締結実績について

■設問

（２）2019 年 8 月時点での都市再生整備計画の提案実績や、各種特例制度・協定の活用・締結実績について、実績確認欄の内容をご確認ください。

ア）道路占用許可の特例の活用実績

法人名	活用期間	内容の記載
株式会社まちみとラボ	2020 年 7 月～	コロナ特例にて実施中
一般財団法人柏市まちづくり公社	2016 年 4 月 1 日	
一般社団法人日比谷エリアマネジメント	2021 年 4 月 1 日	
一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	2015 年 10 月	国家戦略道路占用事業
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	2014 年	
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年	
株式会社まちづくり東海	2015 年～2023 年 3 月 31 日（継続）	
まちづくり福井株式会社	2013 年 7 月 6 日	法人資格取得年 7 月に社会実験を実施
一般社団法人グランフロント大阪 TMO	2013 年	継続活用中
一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	2019 年 10 月下旬/修正	
一般社団法人草薙カルテッド	2020 年 8 月 14 日	
一般社団法人竹芝エリアマネジメント	2020 年 9 月 18 日（2021 年 3 月 18 日終了）	
公益財団法人前橋市まちづくり公社	令和 2 年 10 月	
一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	2020 年 11 月終了	
新潟古町まちづくり株式会社	2023 年 3 月 31 日終了予定	コロナ特例で継続中
株式会社まちづくり岡崎	2022 年 4 月 1 日	
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社		
おかやま未来まちづくり株式会社	2021 年 4 月 1 日	ほこみち制度を活用した商店街でのテラス営業、イベント開催など
一般社団法人梅田 1 丁目エリアマネジメント	2022 年 4 月 1 日	
特定非営利活動法人志民連いちのみや	2022 年 10 月 7 日	
株式会社城下町 PRIDE	不明	EBISU 町市開催のため

イ）都市公園占用許可の特例の締結者となった実績

法人名	締結日	内容の記載
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年	
まちづくり福井株式会社	2018 年 4 月 4 日	利便増進協定を締結
一般社団法人竹芝エリアマネジメント	2019 年 7 月 25 日（2019 年 7 月 27 日終了）	
特定非営利活動法人今様草加宿	2021 年 7 月 25 日	

ウ）都市利便増進協定の締結実績

法人名	締結日	内容の記載
株式会社キャッセン大船渡	2019 年 3 月 19 日	
一般社団法人荒井タウンマネジメント	2017 年 3 月 24 日	
株式会社まちづくり川越	2012 年 8 月 7 日	
一般社団法人美園タウンマネジメント	2021 年 11 月 8 日締結（駐輪場） 2022 年 8 月 5 日変更締結（シェアサイクルポート）	
一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	2018 年 2 月 20 日	
一般財団法人柏市みどりの基金	2017 年 2 月 3 日	
秋葉原タウンマネジメント株式会社	2017 年 2 月 3 日	
株式会社富山市民プラザ	2019 年 4 月 1 日締結	
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年 3 月 23 日	
株式会社まちづくり東海	2016 年 2 月 16 日（東） 2017 年 12 月 25 日（西）	
まちづくり福井株式会社	2018 年 4 月 4 日	利便増進協定を締結
草津まちづくり株式会社	2013 年 12 月 27 日（niwa+） 2016 年 12 月 2 日（草津川跡地公園） ※2017 年 11 月 8 日（草津川跡地公園）、都市利便増進施設を変更したことに伴い、協定の一部を変更する協定書を締結した。	
えきまち長浜株式会社 総務経営部	2017 年 3 月 14 日	
一般社団法人グランフロント大阪 TMO	2014/12/5 2018 年 2 月更新	
一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	2019 年 10 月上旬	
一般社団法人草薙カルテッド	2019 年 7 月 13 日	
高蔵寺まちづくり株式会社	2021 年 11 月 18 日	
公益財団法人前橋市まちづくり公社	令和 4 年 4 月 1 日（都市再生整備計画期間終了に伴い再締結）	
株式会社 PAGE	2019 年 3 月 27 日締結	
神戸ハーバーランド株式会社	2019 年 3 月 14 日締結	
御伝鷹まちづくり株式会社		
一般社団法人前橋デザインコミッション	2022 年 9 月 21 日	
倉敷まちづくり株式会社	2021 年 8 月 20 日	
錦二丁目エリアマネジメント株式会社	2022 年 3 月 11 日	
株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	2022 年 9 月 20 日	

エ) 都市再生歩行者経路協定の締結実績

実績報告なし

オ) 都市再生(整備)歩行者経路協定の締結実績

法人名	締結日	内容の記載
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年 3 月 30 日	
えきまち長浜株式会社 総務経営部	2017 年 12 月 28 日	

カ) 低未利用土地利用促進協定の締結実績

法人名	締結日	内容の記載
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年 9 月 25 日	

キ) 都市再整備計画の提案実績

法人名	実施時期	内容の記載
一般社団法人荒井タウンマネジメント	2017 年 3 月 7 日	第 2 回変更 http://www.city.sendai.jp/toshisaisesuishin/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/toshisaise/toshisaise/index.html
一般社団法人美園タウンマネジメント	・2021 年 10 月変更提案（利便増進協定） ・2022 年 6 月変更提案（利便増進協定）	
一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	2017 年 12 月 26 日	
一般財団法人柏市まちづくり公社	2019 年 4 月 1 日	
一般財団法人柏市みどりの基金	2016 年 12 月 22 日	
秋葉原タウンマネジメント株式会社	2016 年 12 月 22 日	
株式会社ジェイ・スピリット	2019 年 9 月 10 日	東京都に提出
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	2017 年 10 月/2018 年 3 月	
栄ミナミまちづくり株式会社	2018 年 3 月 1 日	
まちづくり福井株式会社	2013/12/19/2019 年 12 月 20 日に追加提案	19 年は河川敷地占用許可の取得を前提にした計画を提案
えきまち長浜株式会社総務経営部	2016 年 11 月 28 日	
株式会社まちづくり大津	2018 年 6 月 21 日	
一般社団法人グランフロント大阪 TMO	2017 年 12 月提案	2018 年 2 月更新
桜井まちづくり株式会社	2019 年 5 月 15 日提案	
一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	2019 年 9 月下旬変更 2021 年 8 月下旬変更	
一般社団法人草薙カルテッド	2020 年 4 月 1 日	
高蔵寺まちづくり株式会社	2021 年 10 月制定	（第 1 回変更）
株式会社 PAGE	2019 年 1 月 31 日提案	
一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	歩専道の利活用促進のため 2020 年に提案	2021 年 3 月に市との管理協定締結
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	（予定）	
株式会社町田まちづくり公社	2021 年 3 月制定	
アコス株式会社	2021 年 1 月 8 日	
一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	2022 年 1 月制定	
錦二丁目エリアマネジメント株式会社	2021 年 9 月 22 日	
株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	2022 年 7 月 19 日	

ク) 市町村都市再生協議会への参画実績

法人名	実施時期	内容の記載
株式会社紀州まちづくり舎	2022 年 6 月 3 日	

ケ) 公園施設設置管理協定の締結実績

実績報告なし

コ) まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

実績報告なし

サ) 一体型滞在快適性等向上事業

法人名	実施時期	内容の記載
桜井まちづくり株式会社	2021 年 10 月 29 日～	
株式会社テダソチマ	2020 年 12 月 1 日	

シ) 普通財産の活用

法人名	実施時期	内容の記載
秋葉原タウンマネジメント株式会社	2018 年 7 月 2 日	
草津まちづくり株式会社	2013 年 12 月 27 日（niwa+）	
特定非営利活動法人 志民連いちのみや	2010 年 8 月 31 日	

(5) 調査 5:都市再生推進法人の活動実態に関する調査

都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査については、都市再生推進法人全体のうち、80 団体(80.8%)が回答している。

1) 回答状況

表 2.1-10 調査 5:都市再生推進法人の活動実態に関する調査回答状況

調査対象	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	99	80	80.8%

2) 調査項目 [都市再生推進法人等向]

資料 2-6:調査 5 調査票(1/2)

調査票5

都市再生推進法人の活動実態に関する調査※以下の黄色の部分に記載して下さい。

ふりがな		法人の形態 (法人区分)	
法人名			
ふりがな			
主たる事務所の所在地			
代表者氏名			
設立登記年月日	年 月 日	定款や組織規約等の有無	有・無を選択
都市再生推進法人指定年月日	年 月 日		
定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的			
活動の目標	記載例:公共空間の活用による地域の活性化、地域の管理によるエリア価値の向上、○○などの遊休不動産の活用による地域の再生等1行程度で記載		

団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者(いずれか一つに○)	1. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者
	2. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者
	3. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者
	4. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者
	5. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者
	6. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者

活動エリアの主な用途地域(プルダウンで選択)							
活動エリアの概況(活動エリア面積と直近5か年の公示価格)	面積		ha	公示価格	年度		円
					年度		円
					年度		円
					年度		円
					年度		円
	※活動エリア近傍の1箇所の公示価格を記載						

構成員等(可能な範囲で記入してください)	事務局の職員数	名	常勤職員	名	非常勤職員 名
	会員数/社員数	名			
	主な構成員(本社の所在地が活動エリア外の場合、組織名の後ろに() 書きで所在地住所を記載)(構成員が個人の場合所属する組織名)	1.			
		2.			
		3.			
		4.			
		5.			
	出資者数	名	自治体の出資割合	%	出資自治体
	主な出資者	1.			
		2.			
		3.			
		4.			
		5.			
年間予算	約 千円(直近の事業年度)				
団体の性格(近いものに○)	1. 外郭団体	2. 中小企業が主体となる団体(4. を除く)	3. 地域外に本社を置く大企業が主体となる団体	4. 商店街・自治会等が主体となる団体	
	5. その他	(具体的に)			
本件の担当者	氏名	問合せ電話番号	FAX番号		
ホームページ等	URL	メールアドレス			

資料 2-6:調査 5 調査票(2/2)

財務情報

（１）直近の事業年度（直近の決算）　　年度　（　　年　月　日　～　　年　月　日）

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

		【公益事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	【収益事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	【その他事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	合計
経常収益計					
	(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
	公的補助金(a)				
	公的受託収益(b)				
	〇〇収入				
	〇〇収入				
	〇〇収入				
経常費用計					
	事業費合計				
	管理費合計				
当期経常増減額					

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

単位：千円

	事業名（国、県、市町村の区分）	金額
補助金の内訳		

（２）（１）の事業年度の予算額

　　年度　（　　年　月　日　～　　年　月　日）

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

		【公益事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	【収益事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	【その他事業】〇〇事業（または会計単位・区分）	合計
経常収益計					
	(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
	公的補助金(a)				
	公的受託収益(b)				
	〇〇収入				
	〇〇収入				
	〇〇収入				
経常費用計					
	事業費合計				
	管理費合計				
当期経常増減額					

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

単位：千円

	事業名（国、県、市町村の区分）	金額
補助金の内訳		

（３）貸借対照表　　令和　　年　　月　　日　　現在

単位：千円

Ⅰ　資産の部	
1．流動資産	
2．固定資産	
資産合計	

単位：千円

Ⅱ　負債の部	
1．流動負債	
2．固定負債	
負債合計	
Ⅲ　正味財産の部	
正味財産合計	
負債及び正味財産合計	

活動情報

(1)主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫)

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

(2)主となる経費等(経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかりますか。またその理由。経費縮減に向けた工夫)

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

本Excel表での回答は以上となります。ご協力ありがとうございました。

3) 調査結果：調査 5：都市再生推進法人の活動実態に関する調査(単純集計)

調査 5 のうち、以下①～⑩の項目において、単純集計を行った結果を以下に示す。

① 団体・法人の主な活動内容

主な活動内容として「①公共施設の管理・活用」(17.9%)が最も多く、次いで「②イベント等実施による賑わい創出」(15.5%)「③不動産管理・運営」(13.1%)という結果となった。

活動内容	団体数	割合
① 公共施設の管理・活用	45	17.9%
② イベント等実施による賑わい創出	39	15.5%
③ 不動産管理・運営	33	13.1%
④ 空き家・空き地の活用	12	4.8%
⑤ 広告設置事業	12	4.8%
⑥ 行政支援（行政からの受託業務等）	21	8.4%
⑦ 地域ビジョン・ルールの作成	7	2.8%
⑧ 防災・防犯の意識啓発	6	2.4%
⑨ 清掃・美化活動	5	2.0%
⑩ 地域情報の発信（広報紙・SNS・HP 等）	26	10.4%
⑪ 中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	31	12.4%
⑫ その他	14	5.6%
合計	251	-

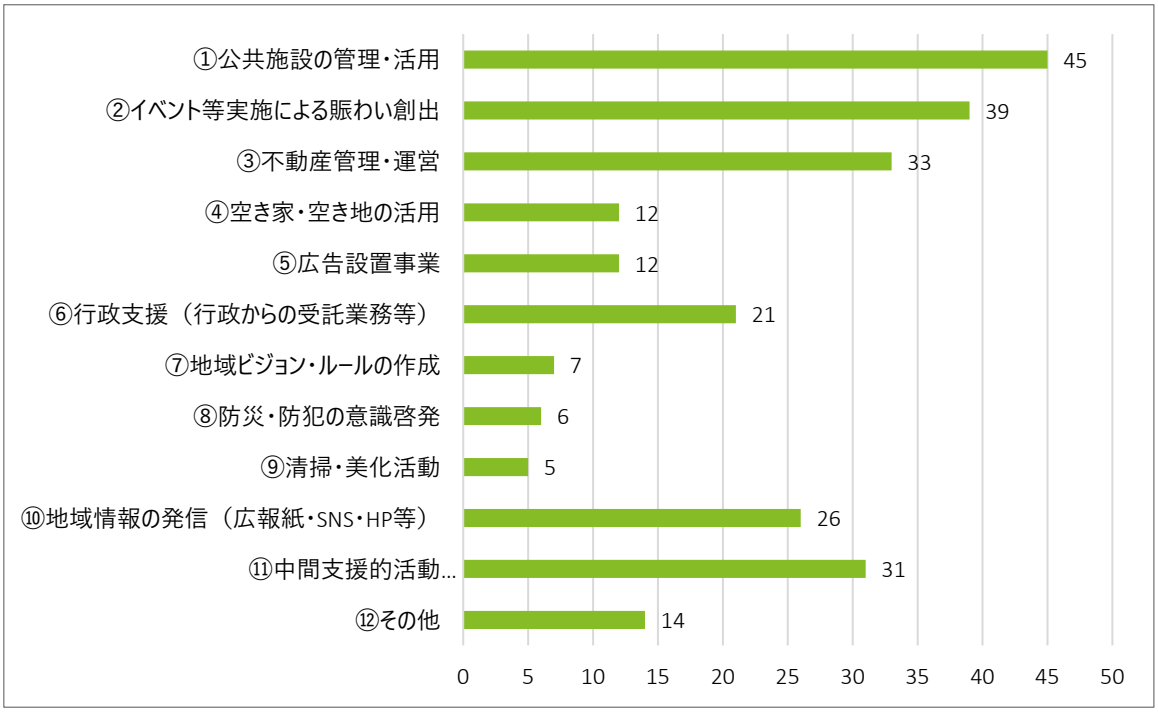

② 活動エリアの主な用途地域

主な活動エリアの用途地域として「商業地域」(82.5%)が最も多いという結果となった。

用途地域	団体数	割合
商業地域	66	82.5%
住宅地域	8	10.0%
工業地域	1	1.3%
無回答	5	6.3%
合計	80	-

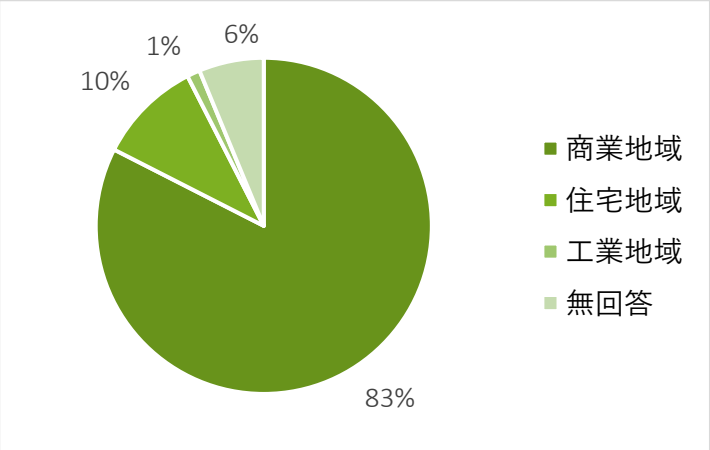

③ 活動エリアの面積

活動エリアの面積としては「100ha 超」(23.8%)が最も多いという結果となった。

面積	団体数	割合
10ha 以下	11	13.8%
50ha 以下	15	18.8%
100ha 以下	10	12.5%
100ha 超	19	23.8%
無回答	25	31.3%
合計	80	-

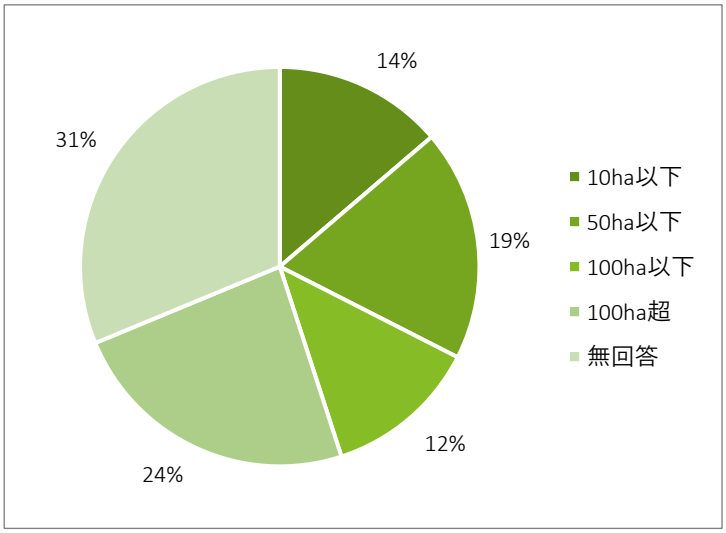

④ 事務局の職員数

事務局の職員数として「2 人～5 人」(37.5%)が最も多く、次いで「6 人～10 人」(23.8%)という結果となった。

事務局の職員数	団体数	割合
1 人	8	10.0%
2 人~5 人	30	37.5%
6 人~10 人	19	23.8%
11 人~15 人	7	8.8%
16 人~20 人	5	6.3%
21 人~50 人	2	2.5%
50 人以上	2	2.5%
無回答	7	8.8%
合計	80	-

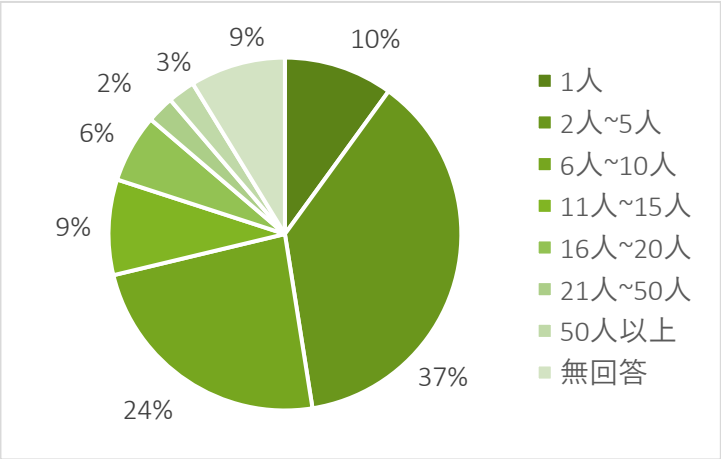

⑤ 自治体の出資割合

自治体の出資割合として「0%」(36.3%)が最も多く、それに次いで「50%～」(15.0%)という結果となった。

自治体の出資割合	団体数	割合
0%	29	36.3%
～25%	9	11.3%
～50%	9	11.3%
50%～	12	15.0%
無回答	21	26.3%
合計	80	-

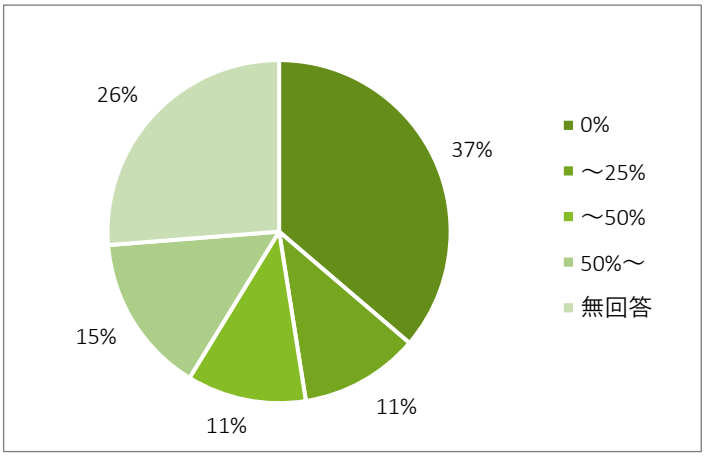

⑥ 年間予算額

年間予算額として「5,000 万円超」(30.0%)が最も多く、次いで「1,000 万円超～5,000 万円以下」(22.5%)という結果となった。

年間予算額	団体数	割合
100 万円以下	2	2.5%
500 万円以下	5	6.3%
1,000 万円以下	8	10.0%
5,000 万円以下	18	22.5%
5,000 万円超	24	30.0%
無回答	23	28.8%
合計	80	-

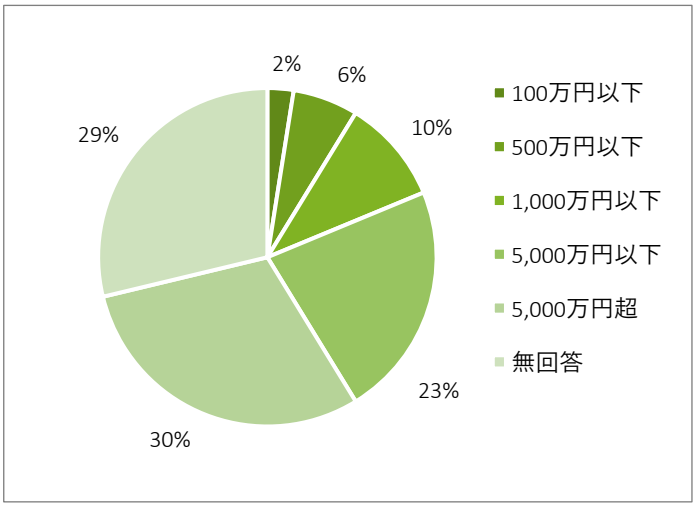

⑦ 団体の性格

団体の性格として「公的機関の関与の強い団体(外郭団体等)」(31.3%)が最も多く、次いで「中小企業が主体の団体」「地域の商店街・自治会等が主体の団体」(17.5%)という結果となった。

団体の性格	団体数	割合
公的機関の関与の強い団体（外郭団体等）	25	31.3%
中小企業が主体の団体	14	17.5%
大企業が主体の団体	11	13.8%
地域の商店街・自治会等が主体の団体	14	17.5%
小規模なまちづくり会社・ＮＰＯ法人等	11	13.8%
その他（シンクタンク・中間支援組織等）	5	6.3%
合計	80	-

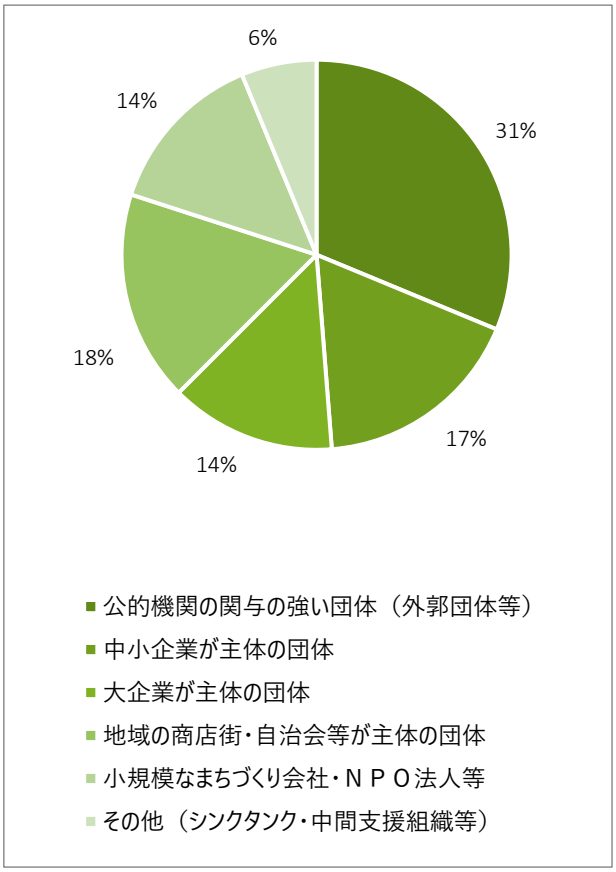

⑧ 団体・法人の主な収益源

主な収入源として「④不動産管理収入」(32.2%)が最も多く、次いで「①指定管理等の公共からの委託料」(29.8%)という結果となった。

主な収入源	団体数	割合
①指定管理等の公共からの委託料	36	29.8%
②イベント収入	13	10.7%
③広告設置料	9	7.4%
④不動産管理収入	39	32.2%
⑤会費・負担金	7	5.8%
⑥寄付金	1	0.8%
⑦補助金	4	3.3%
⑧自主事業	10	8.3%
⑨中間支援事業	2	1.7%
合計	121	-

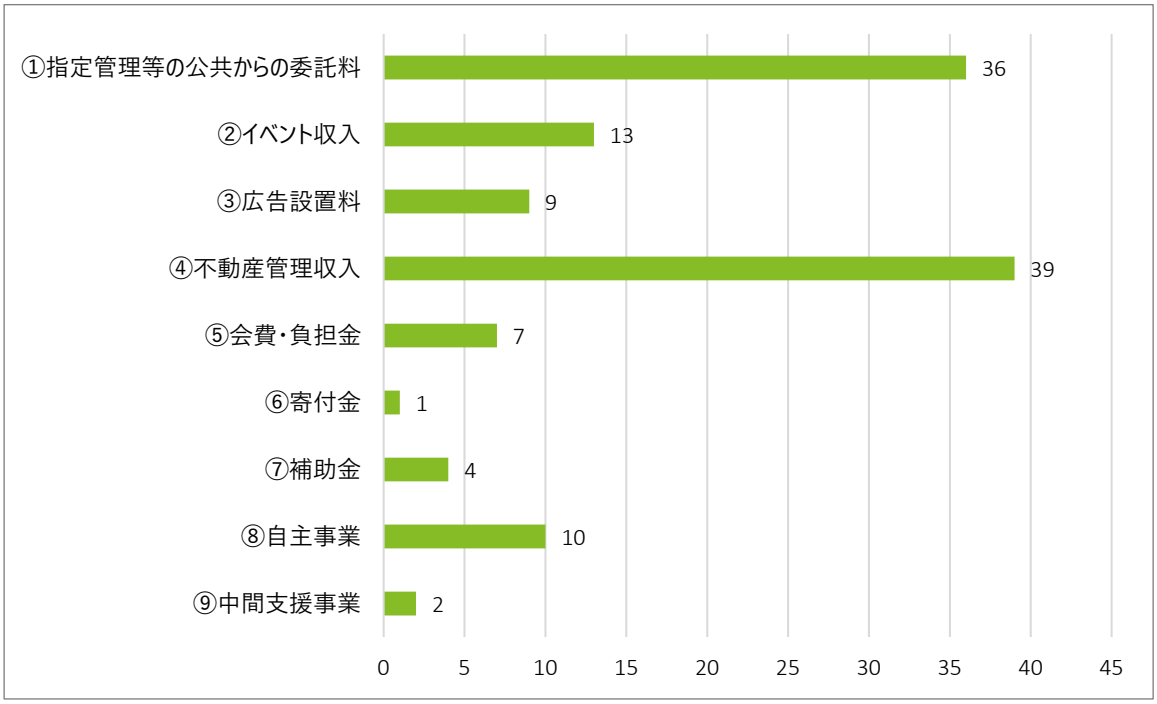

⑨ 公的補助金の有無

公的補助金の有無として「有り」(40.0%)、「無」(35.0%)という結果となった。

公的補助金の有無	団体数	割合
有	32	40.0%
無	28	35.0%
無回答	20	25.0%
合計	80	-

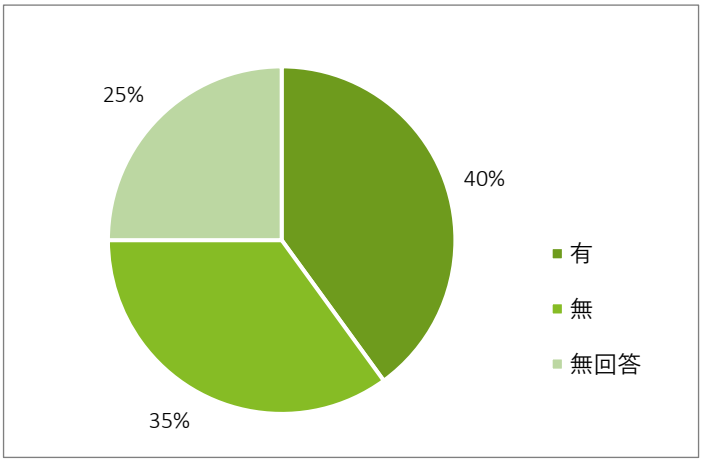

4) 調査結果：調査 5：都市再生推進法人の活動実態に関する調査(クロス集計)

さらに以下①～⑦の項目においては、上記⑦「団体の性格」を表頭とし、クロス集計行った。結果を以下に示す。

① 活動エリアの面積

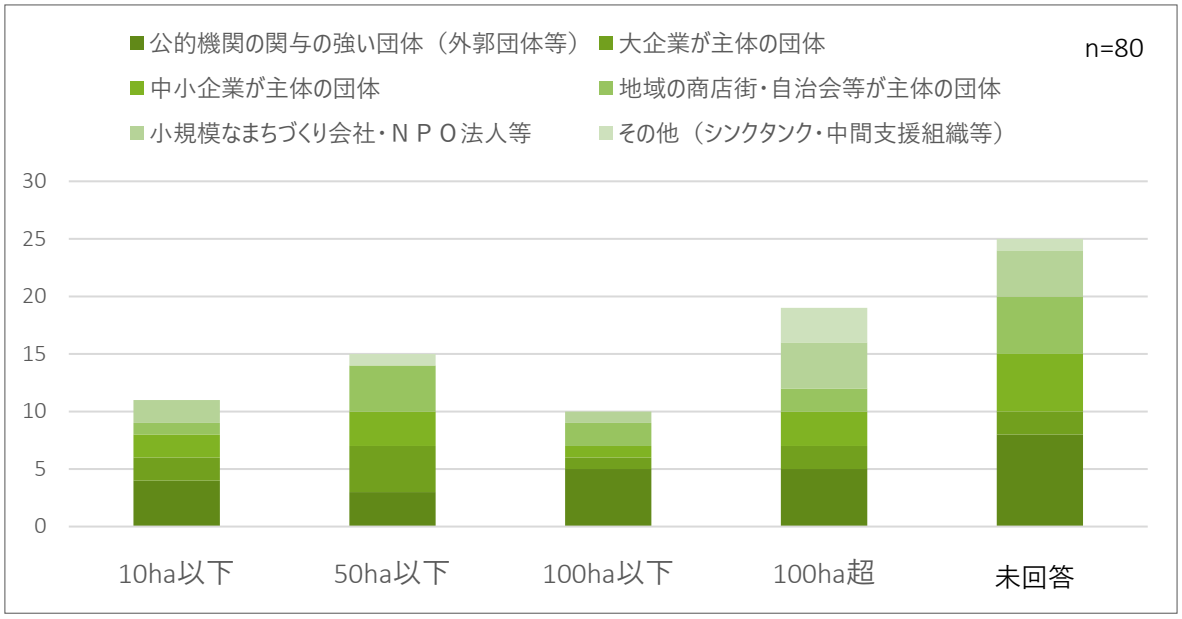

② 事務局の職員数

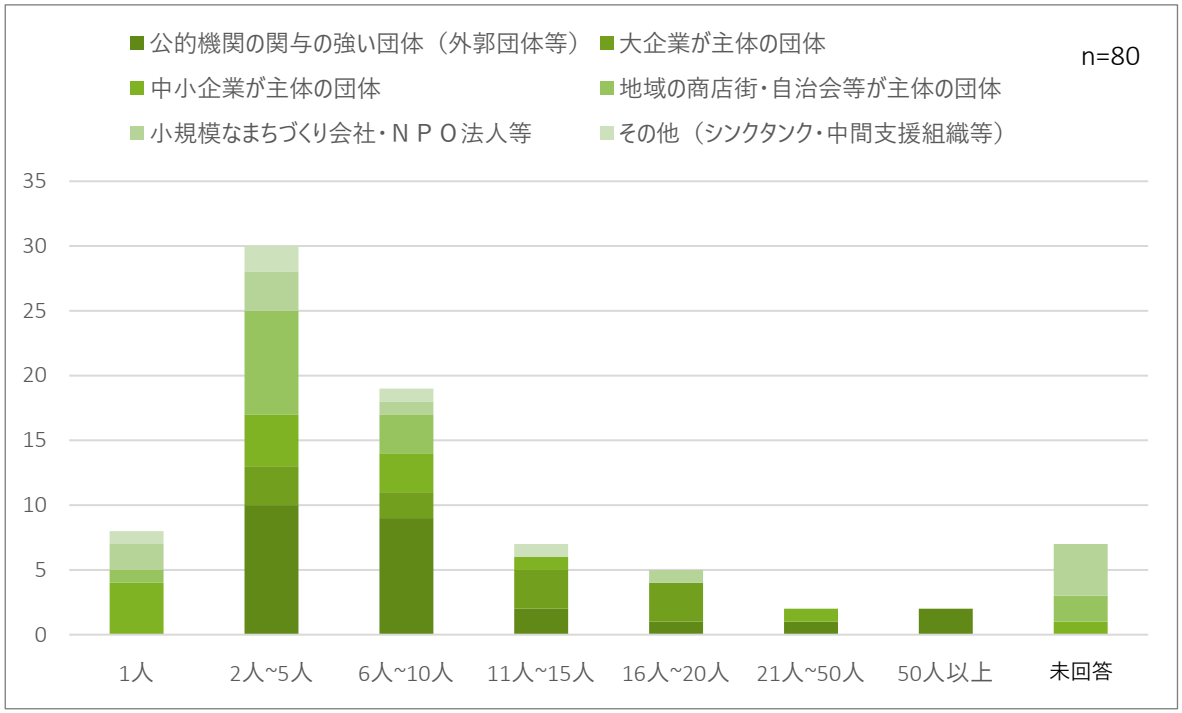

③ 自治体の出資割合

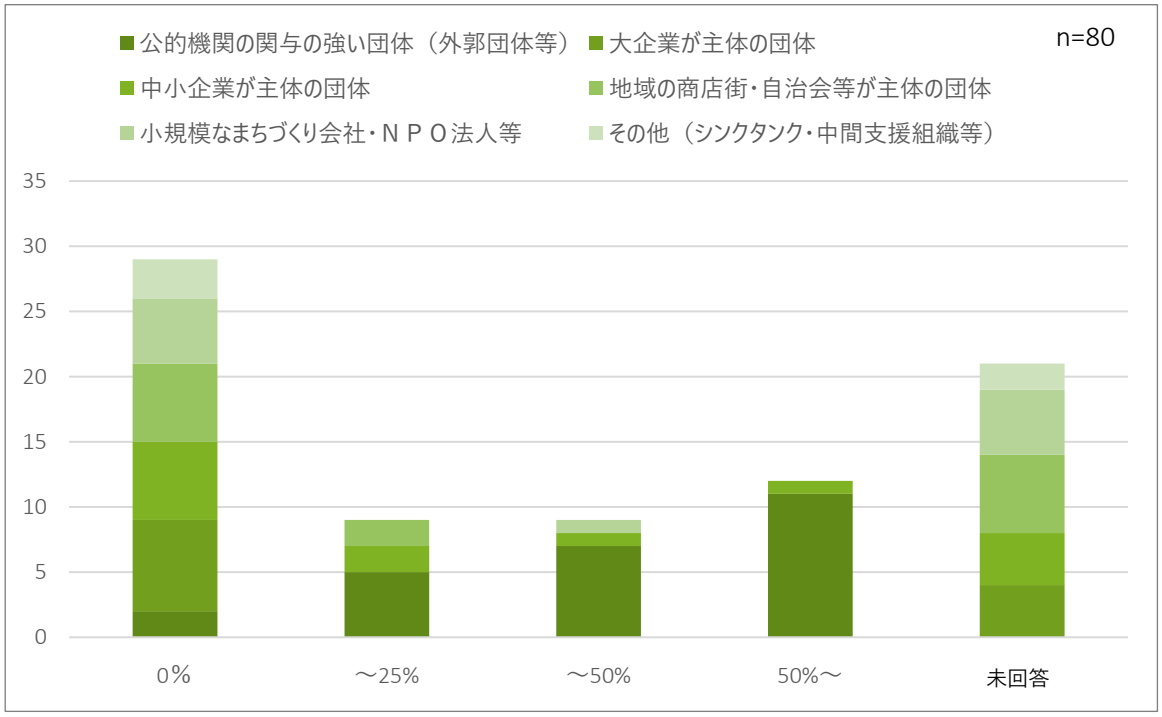

④ 年間予算額

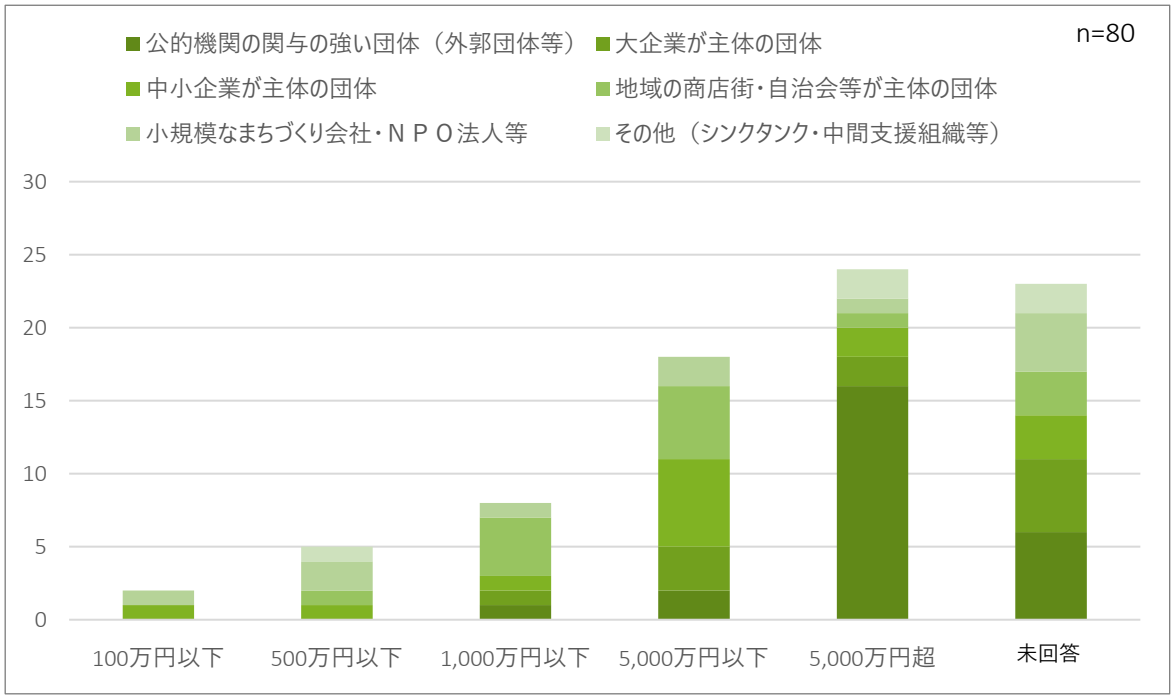

⑤ 団体・法人の主な収益源

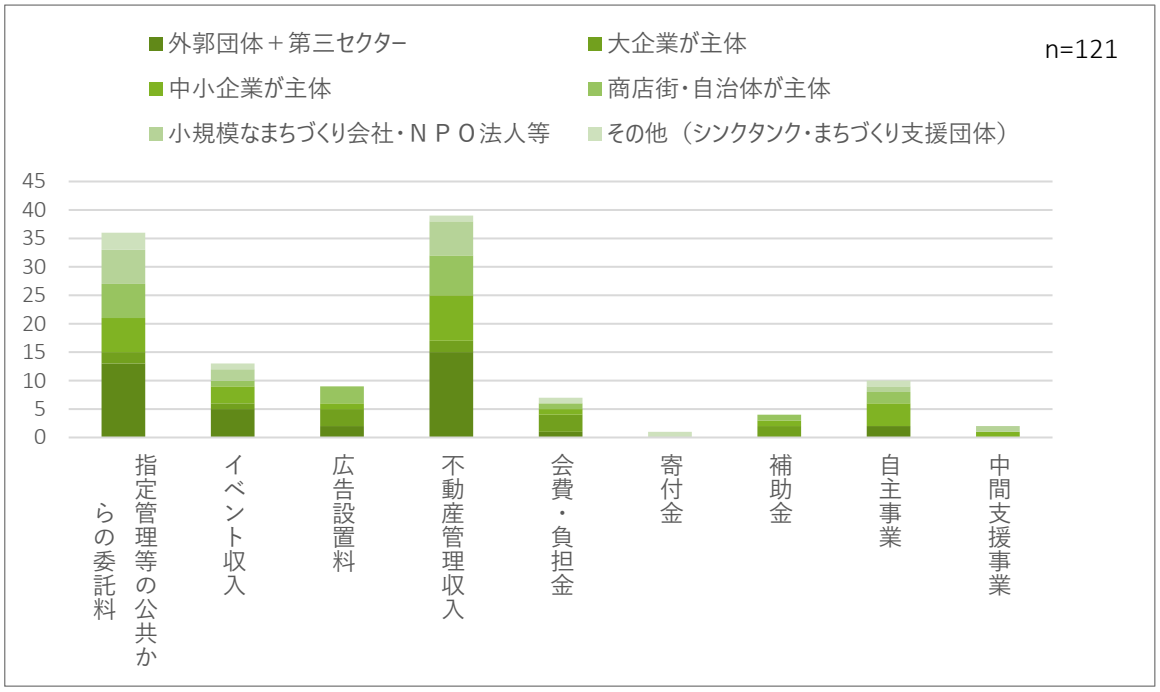

⑥ 法人・団体の主な活動内容

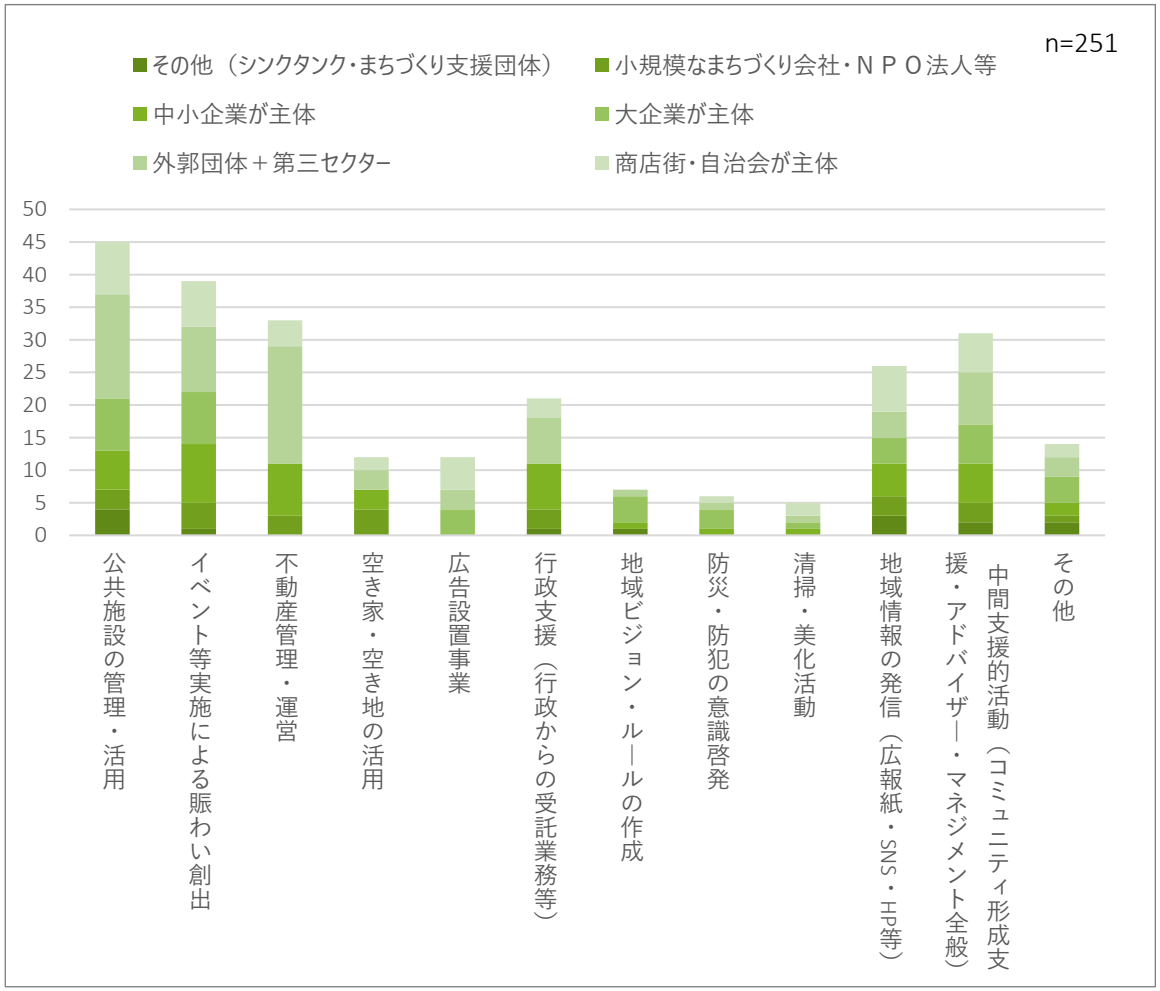

2.1.3 パブリック空間活用に関するヒアリングの実施

(1) 実施概要

全国の市区町村におけるパブリック空間活用に関するヒアリング及び現地踏査を行った。

なお、ヒアリングの対象となる都市は前出アンケート(調査票1「居心地が良く歩きたくなる」まちなか事例に関する調査[市区町村向])結果を基に選定した。ヒアリング対象は下表のとおりである。

表 2.1-11 ヒアリング実施概要

#	日時	対象都市	対象としたパブリック空間活用地区
1	2022/12/16	岐阜県 大垣市	まちなかテラス/かわまちテラス
2	2022/12/21	佐賀県 武雄市	武雄千年夜市
3	2022/12/22	長崎県 佐世保市	SASEBO 夜直しパーティ
4	2023/2/9	新潟県 長岡市	アオーレ長岡

(2) 作成資料

1) 調査依頼文

ヒアリングの実施にあたり、作成した調査依頼文を以下に示す。

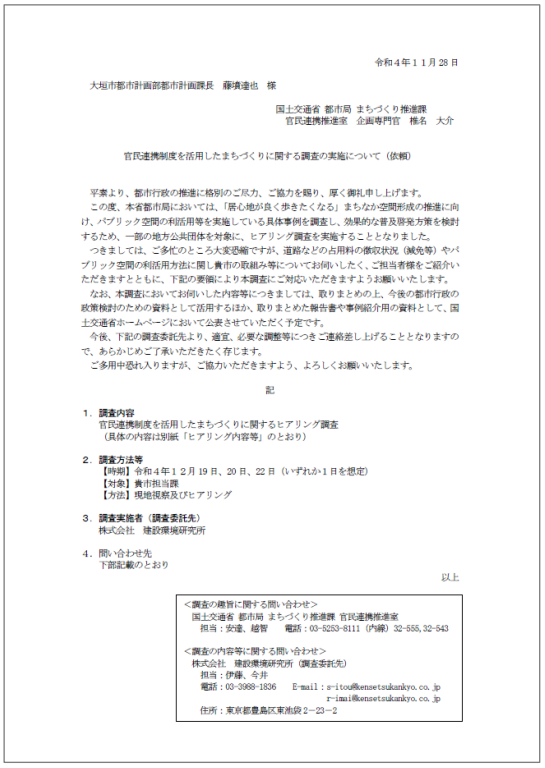

令和４年１１月２８日

大垣市都市計画部都市計画課長　藤墳達也　様

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
官民連携推進室　企画専門官　椎名　大介

官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、本省都市局においては、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間形成の推進に向け、パブリック空間の利活用等を実施している具体事例を調査し、効果的な普及啓発方策を検討するため、一部の地方公共団体を対象に、ヒアリング調査を実施することとなりました。
つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、道路などの占用料の徴収状況（減免等）やパブリック空間の利活用方法に関し貴市の取組み等についてお伺いしたく、ご担当者様をご紹介いただきますとともに、下記の要領により本調査にご対応いただきますようお願いいたします。
なお、本調査においてお伺いした内容等につきましては、取りまとめの上、今後の都市行政の政策検討のための資料として活用するほか、取りまとめた報告書や事例紹介用の資料として、国土交通省ホームページにおいて公表させていただく予定です。
今後、下記の調査委託先より、適宜、必要な調整等につきご連絡差し上げることとなりますので、あらかじめご了承いただきたく存じます。
ご多用中恐れ入りますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1．調査内容
官民連携制度を活用したまちづくりに関するヒアリング調査
（具体の内容は別紙「ヒアリング内容等」のとおり）

2．調査方法等
【時期】令和４年１２月 19 日、20 日、22 日（いずれか１日を想定）
【対象】貴市担当課
【方法】現地視察及びヒアリング

3．調査実施者（調査委託先）
株式会社　建設環境研究所

4．問い合わせ先
下部記載のとおり

以上

＜調査の趣旨に関する問い合わせ＞
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
担当：安達、越智　　電話：03-5253-8111（内線）32-555, 32-543

＜調査の内容等に関する問い合わせ＞
株式会社　建設環境研究所（調査委託先）
担当：伊藤、今井
電話：03-3988-1836　　E-mail：s-itou@kensetsukankyo.co.jp
r-imai@kensetsukankyo.co.jp
住所：東京都豊島区東池袋２−23−２

別紙

【ヒアリング内容等】

1．ヒアリングの目的
ウォーカブル空間の形成のためには、パブリック空間の利活用が効果的であるが、パブリック空間を利用するためには占用料の支払いを行う必要がある。
そのため、パブリック空間を活用している団体に対して、占用料の減免や支払い、占用料の工面方法、そのパブリック空間の活用方法等をヒアリングすることにより、パブリック空間の利活用の普及啓発方策を検討する。

2．ヒアリングした情報のアウトプット
・報告書にてとりまとめ(本年度末)
（報告書は国交省 HP へ掲載 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000039.html）
・官民連携ポータルサイトの事例紹介に利用する可能性あり
（https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro）
・「官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」の事例編に掲載する可能性あり（改定は来年度を予定）
https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/tebiki/tebiki_ex2.pdf　（P154～）

3．ヒアリング対象及びヒアリング項目等
○対象事例　大垣市
「まちなかテラス(道路、公園、広場)」、「かわまちテラス(河川)」
占用主体:大垣市　占用料０　減免有り(アンケート調査票１回答より)

○ヒアリング項目等【ヒアリング対象者：自治体（占用料担当及びまちづくり担当）】
①占用料について
・減免の根拠
・減免を行うに至った経緯(大垣市が占用主体となった経緯、民間が占用主体とならなかった理由)
・減免をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
・大垣市が占用主体となることによるメリット・デメリット

②パブリック空間の活用について
・パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
・対象事例におけるまちづくり団体との連携状況（利用者の募集等の実施主体、官民間の役割分担等）
・パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体の資金の状況(活動内容と収入源、市の支援・協力内容等)

③提供頂きたい資料等
・対象事例のイベントの告知方法、チラシ等
・対象事例のイベント時の写真(データ)
・来場者数あるいは売上額等

以上

図　2.1-1 調査依頼文（大垣市）

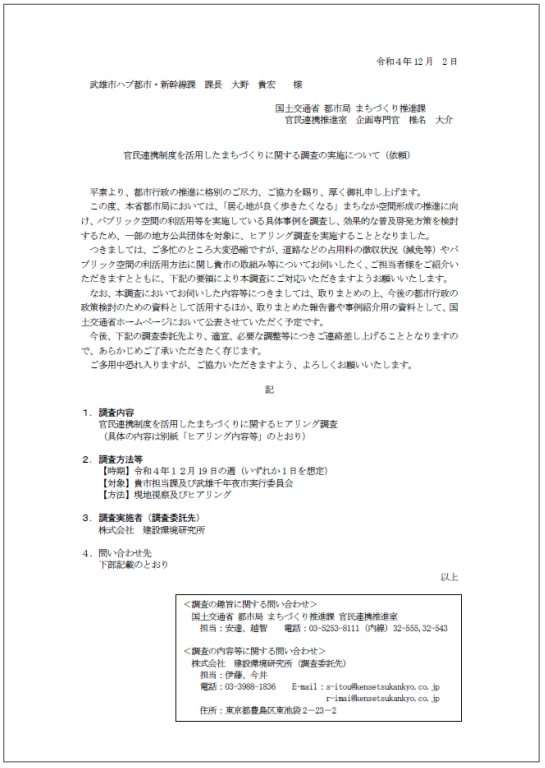

令和４年１２月　２日

武雄市ハブ都市・新幹線課　課長　大野　貴宏　様

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
官民連携推進室　企画専門官　椎名　大介

官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、本省都市局においては、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間形成の推進に向け、パブリック空間の利活用等を実施している具体事例を調査し、効果的な普及啓発方策を検討するため、一部の地方公共団体を対象に、ヒアリング調査を実施することとなりました。
つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、道路などの占用料の徴収状況（減免等）やパブリック空間の利活用方法に関し貴市の取組み等についてお伺いしたく、ご担当者様をご紹介いただきますとともに、下記の要領により本調査にご対応いただきますようお願いいたします。
なお、本調査においてお伺いした内容等につきましては、取りまとめの上、今後の都市行政の政策検討のための資料として活用するほか、取りまとめた報告書や事例紹介用の資料として、国土交通省ホームページにおいて公表させていただく予定です。
今後、下記の調査委託先より、適宜、必要な調整等につきご連絡差し上げることとなりますので、あらかじめご了承いただきたく存じます。
ご多用中恐れ入りますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1．調査内容
官民連携制度を活用したまちづくりに関するヒアリング調査
（具体の内容は別紙「ヒアリング内容等」のとおり）

2．調査方法等
【時期】令和４年１２月 19 日の週（いずれか１日を想定）
【対象】貴市担当課及び武雄千年夜市実行委員会
【方法】現地視察及びヒアリング

3．調査実施者（調査委託先）
株式会社　建設環境研究所

4．問い合わせ先
下部記載のとおり

以上

＜調査の趣旨に関する問い合わせ＞
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
担当：安達、越智　　電話：03-5253-8111（内線）32-555, 32-543

＜調査の内容等に関する問い合わせ＞
株式会社　建設環境研究所（調査委託先）
担当：伊藤、今井
電話：03-3988-1836　　E-mail：s-itou@kensetsukankyo.co.jp
r-imai@kensetsukankyo.co.jp
住所：東京都豊島区東池袋２−23−２

別紙

【ヒアリング内容等】

1．ヒアリングの目的
ウォーカブル空間の形成のためには、パブリック空間の利活用が効果的であるが、パブリック空間を利用するためには占用料の支払いを行う必要がある。
そのため、パブリック空間を活用している団体に対して、占用料の減免や支払い、占用料の工面方法、そのパブリック空間の活用方法等をヒアリングすることにより、パブリック空間の利活用の普及啓発方策を検討する。

2．ヒアリングした情報のアウトプット
・報告書にてとりまとめ(本年度末)
（報告書は国交省 HP へ掲載 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000039.html）
・官民連携ポータルサイトの事例紹介に利用する可能性あり
（https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro）
・「官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」の事例編に掲載する可能性あり（改定は来年度を予定）
https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/tebiki/tebiki_ex2.pdf　（P154～）

3．ヒアリング対象及びヒアリング項目等
○対象事例　武雄市
「武雄市千年夜市(公園)」、占用主体:武雄市千年夜市実行委員会
占用料:なし　減免:あり(市条例)(アンケート調査票１回答より)

○ヒアリング項目等【ヒアリング対象者：自治体（占用料担当及びまちづくり担当）、
占用主体(武雄市千年夜市実行委員会)】
① 占用料について
・占用料免除の根拠
・免除を行うに至った経緯(市の都市公園設置条例活用の経緯)
・免除をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
・占用主体を「武雄市千年夜市実行委員会」としたことの経緯・手続き等

②パブリック空間の活用について
・パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
・イベントにおける集客の工夫
・パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(武雄市千年夜市実行委員会)の資金の状況(活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等)

③提供頂きたい資料等
・対象事例のイベントの告知方法、チラシ等
・対象事例のイベント時の写真(データ)
・来場者数あるいは売上額等

以上

図　2.1-2 調査依頼文（武雄市）

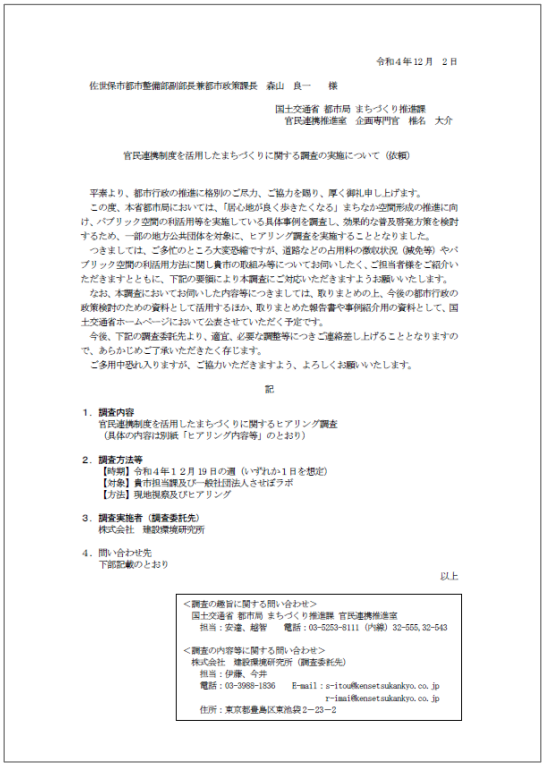

令和４年12月　２日

佐世保市都市整備部副部長兼都市政策課長　森山　良一　　様

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
官民連携推進室　企画専門官　椎名　大介

官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、本省都市局においては、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間形成の推進に向け、パブリック空間の利活用等を実施している具体事例を調査し、効果的な普及啓発方策を検討するため、一部の地方公共団体を対象に、ヒアリング調査を実施することとなりました。
つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、道路などの占用料の徴収状況（減免等）やパブリック空間の利活用方法に関し貴市の取組み等についてお伺いしたく、ご担当者様をご紹介いただきますとともに、下記の要領により本調査にご対応いただきますようお願いいたします。
なお、本調査においてお伺いした内容等につきましては、取りまとめの上、今後の都市行政の政策検討のための資料として活用するほか、取りまとめた報告書や事例紹介用の資料として、国土交通省ホームページにおいて公表させていただく予定です。
今後、下記の調査委託先より、適宜、必要な調整等につきご連絡差し上げることとなりますので、あらかじめご了承いただきたく存じます。
ご多用中恐れ入りますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．調査内容
官民連携制度を活用したまちづくりに関するヒアリング調査
（具体の内容は別紙「ヒアリング内容等」のとおり）

２．調査方法等
【時期】令和４年１２月 19 日の週（いずれか１日を想定）
【対象】貴市担当課及び一般社団法人させぼラボ
【方法】現地視察及びヒアリング

３．調査実施者（調査委託先）
株式会社　建設環境研究所

４．問い合わせ先
下部記載のとおり

以上

＜調査の趣旨に関する問い合わせ＞
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
担当：安達、越智　　電話：03-5253-8111（内線）32-555, 32-543

＜調査の内容等に関する問い合わせ＞
株式会社　建設環境研究所（調査委託先）
担当：伊藤、今井
電話：03-3988-1836　　E-mail：s-itou@kensetsukankyo.co.jp
r-imai@kensetsukankyo.co.jp
住所：東京都墨田区東池袋2−23−2

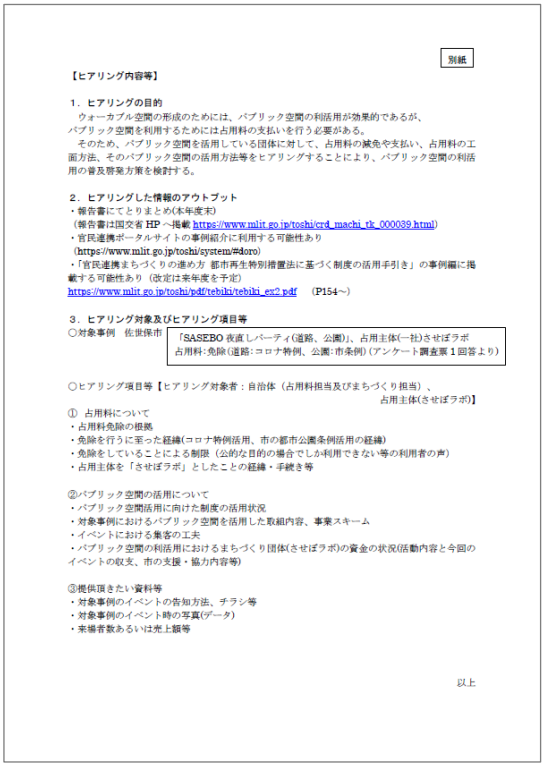

別紙

【ヒアリング内容等】

１．ヒアリングの目的
ウォーカブル空間の形成のためには、パブリック空間の利活用が効果的であるが、パブリック空間を利用するためには占用料の支払いを行う必要がある。
そのため、パブリック空間を活用している団体に対して、占用料の減免や支払い、占用料の工面方法、そのパブリック空間の活用方法等をヒアリングすることにより、パブリック空間の利活用の普及啓発方策を検討する。

２．ヒアリングした情報のアウトプット
・報告書にてとりまとめ(本年度末)
（報告書は国交省 HP へ掲載 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000039.html）
・官民連携ポータルサイトの事例紹介に利用する可能性あり
（https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro）
・「官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」の事例編に掲載する可能性あり（改定は来年度を予定）
https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/tebiki/tebiki_ex2.pdf　（P154～）

３．ヒアリング対象及びヒアリング項目等
○対象事例　佐世保市　「SASEBO 夜直しパーティ(道路、公園)」、占用主体(一社)させぼラボ
占用料:免除(道路:コロナ特例、公園:市条例)（アンケート調査票１回答より）

○ヒアリング項目等【ヒアリング対象者：自治体（占用料担当及びまちづくり担当）、占用主体(させぼラボ)】

① 占用料について
・占用料免除の根拠
・免除を行うに至った経緯(コロナ特例活用、市の都市公園条例活用の経緯)
・免除をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
・占用主体を「させぼラボ」としたことの経緯・手続き等

②パブリック空間の活用について
・パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
・イベントにおける集客の工夫
・パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(させぼラボ)の資金の状況(活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等)

③提供頂きたい資料等
・対象事例のイベントの告知方法、チラシ等
・対象事例のイベント時の写真(データ)
・来場者数あるいは売上額等

以上

図　2.1-3 調査依頼文（佐世保市）

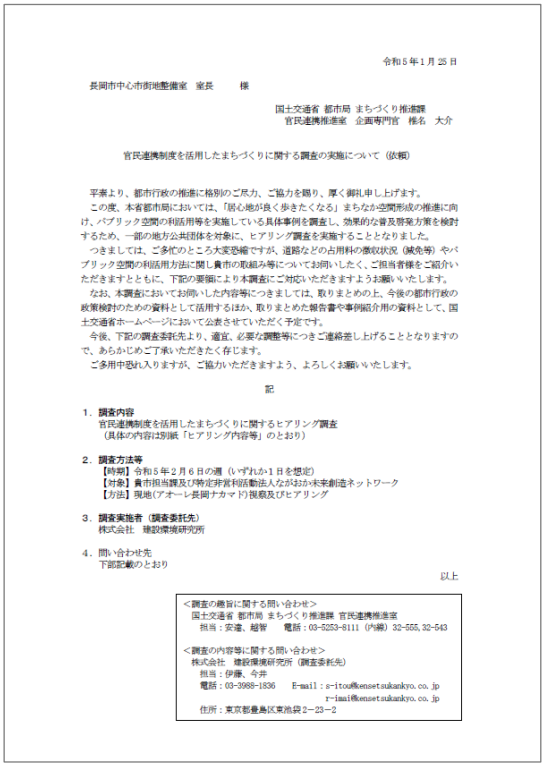

令和５年１月 25 日

長岡市中心市街地整備室　室長　　様

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
官民連携推進室　企画専門官　椎名　大介

官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、本省都市局においては、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間形成の推進に向け、パブリック空間の利活用等を実施している具体事例を調査し、効果的な普及啓発方策を検討するため、一部の地方公共団体を対象に、ヒアリング調査を実施することとなりました。
つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、道路などの占用料の徴収状況（減免等）やパブリック空間の利活用方法に関し貴市の取組み等についてお伺いしたく、ご担当者様をご紹介いただきますとともに、下記の要領により本調査にご対応いただきますようお願いいたします。
なお、本調査においてお伺いした内容等につきましては、取りまとめの上、今後の都市行政の政策検討のための資料として活用するほか、取りまとめた報告書や事例紹介用の資料として、国土交通省ホームページにおいて公表させていただく予定です。
今後、下記の調査委託先より、適宜、必要な調整等につきご連絡差し上げることとなりますので、あらかじめご了承いただきたく存じます。
ご多用中恐れ入りますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．調査内容
官民連携制度を活用したまちづくりに関するヒアリング調査
（具体の内容は別紙「ヒアリング内容等」のとおり）

２．調査方法等
【時期】令和５年２月６日の週（いずれか１日を想定）
【対象】貴市担当課及び特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワーク
【方法】現地(アオーレ長岡ナカマド)視察及びヒアリング

３．調査実施者（調査委託先）
株式会社　建設環境研究所

４．問い合わせ先
下部記載のとおり

以上

＜調査の趣旨に関する問い合わせ＞
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
担当：安達、越智　　電話：03-5253-8111（内線）32-555, 32-543

＜調査の内容等に関する問い合わせ＞
株式会社　建設環境研究所（調査委託先）
担当：伊藤、今井
電話：03-3988-1836　　E-mail：s-itou@kensetsukankyo.co.jp
r-imai@kensetsukankyo.co.jp
住所：東京都墨田区東池袋2−23−2

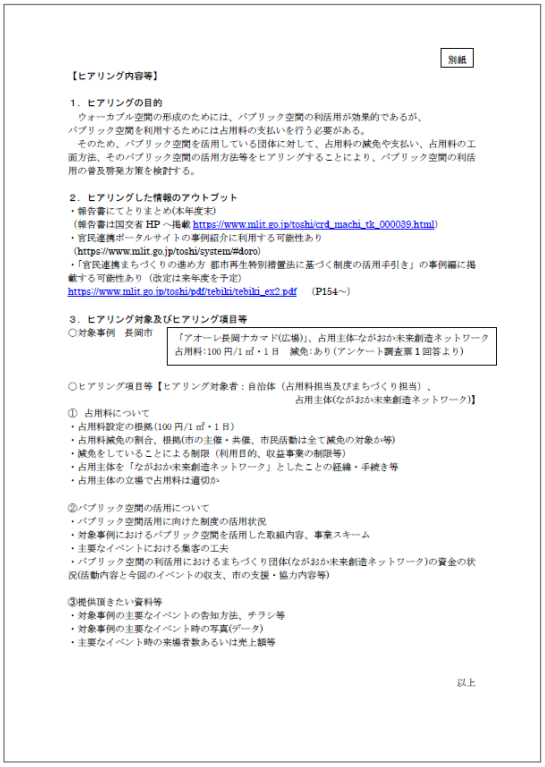

別紙

【ヒアリング内容等】

１．ヒアリングの目的
ウォーカブル空間の形成のためには、パブリック空間の利活用が効果的であるが、パブリック空間を利用するためには占用料の支払いを行う必要がある。
そのため、パブリック空間を活用している団体に対して、占用料の減免や支払い、占用料の工面方法、そのパブリック空間の活用方法等をヒアリングすることにより、パブリック空間の利活用の普及啓発方策を検討する。

２．ヒアリングした情報のアウトプット
・報告書にてとりまとめ(本年度末)
（報告書は国交省 HP へ掲載 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000039.html）
・官民連携ポータルサイトの事例紹介に利用する可能性あり
（https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro）
・「官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」の事例編に掲載する可能性あり（改定は来年度を予定）
https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/tebiki/tebiki_ex2.pdf　（P154～）

３．ヒアリング対象及びヒアリング項目等
○対象事例　長岡市　「アオーレ長岡ナカマド(広場)」、占用主体ながおか未来創造ネットワーク
占用料:100 円/1 ㎡・1 日　減免:あり（アンケート調査票１回答より）

○ヒアリング項目等【ヒアリング対象者：自治体（占用料担当及びまちづくり担当）、占用主体(ながおか未来創造ネットワーク)】

① 占用料について
・占用料設定の根拠(100 円/1 ㎡・1 日)
・占用料減免の割合、根拠(市の主催・共催、市民活動は全て減免の対象か等)
・減免をしていることによる制限（利用目的、収益事業の制限等）
・占用主体を「ながおか未来創造ネットワーク」としたことの経緯・手続き等
・占用主体の立場で占用料は適切か

②パブリック空間の活用について
・パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
・主要なイベントにおける集客の工夫
・パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(ながおか未来創造ネットワーク)の資金の状況(活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等)

③提供頂きたい資料等
・対象事例の主要なイベントの告知方法、チラシ等
・対象事例の主要なイベント時の写真(データ)
・主要なイベント時の来場者数あるいは売上額等

以上

図　2.1-4 調査依頼文（長岡市）

(3) ヒアリング結果およびとりまとめ

各対象団体におけるパブリック空間に関するヒアリング結果を以下に示す。

1) 岐阜県大垣市

① ヒアリングシート

ヒアリング結果として作成したヒアリングシートを次項に示す。

パブリック空間活用についてのヒアリング調査

日　時：2022年12月16日（金）13:00～14:00
場　所：大垣市役所

大垣市におけるパブリック空間活用事例

パブリック空間	地区名	実施内容	占用料	減免の有無	根拠
道路、公園、広場	まちなかテラス	大垣駅周辺の路上利用のほか、公園、広場等の公共空間においてのテラス席の設置や物品販売などの取り組みの一体的支援。	0	有り	市が占用主体のため
河川	かわまちテラス	歩行者利便増進道路の指定による道路及び公園空間のほか、それらにつながる河川空間を市が占用し、水辺のマーケットを官民連携で開催。			

(1) 占用料について

1．減免の根拠
・市有地(公園・広場)については、大垣市駅前広場等管理条例、大垣市都市公園条例により「市長は公益上その他特別な理由があると認める場合は使用料を減免または免除するねことができる。」により免除。 ・道路は県道であり、調整の結果、市が占用主体となる公益性の高い事業であるため免除することで合意。 ・県警もそれに倣い使用料を免除。コロナだからということが大きい。
2.経緯
・コロナ占用特例に手を挙げたことがきっかけ。駅前通り歩道幅員が広く利用しやすい環境があった。 ・コロナ禍であり、スピード感を持って対応する必要があり、市が占用主体で一括占用することとした。 ・市役所隣りの丸の内公園でランチボックスプロジェクトという社会実験を実施。反響大きく売り上げも大きかったため市内の他の広場にも活用の場所を広げていった。 ・丸の内公園等で出店できるということで、いくつかの在来店がキッチンカーを整備し出店。
3．減免をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
・減免をしていることの制限はないが市が占用主体となっていることの制限はあり。(下記「デメリット」に整理)
4．大垣市が占用主体となることによるメリット・デメリット
[メリット] ・関係者機関協議の簡素化によるスピード感。コロナ禍ですぐにとりかかる必要があったため有効であった。 [デメリット] ・市が占用主体となるため、利活用に一定のルールが必要、そのため民間の創意に制限がかかった。 ・対応する職員の事務の手間が膨大。

(2) パブリック空間の活用について

1．パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・かわまちづくり(丸の内公園)、かわまち大賞にもエントリー。
2．対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
・実施体制のフロー参照 ・一社大垣タウンマネジメント:多分野の専門家がかかわる。商店主・デザイナー等々。
3．対象事例におけるまちづくり団体との連携状況　(利用者の募集等の実施主体、官民間の役割分担等)
・大垣市まちづくり市民活動支援センターがキッチンカーの出店等の窓口。
4．パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体の資金の状況(活動内容と収入源、市の支援・協力内容等)
・大垣市まちづくり市民活動支援センター、出店者調整等の業務を市から委託。

図　2.1-5 ヒアリングシート（大垣市）

② とりまとめ

ア) パブリック空間活用の概要、占用料減免の根拠・経緯

・コロナ占用特例が大きなきっかけ。道路に合わせて公園や広場も市で一括占用した。
・イベント時には、(一社)大垣タウンマネジメントのメンバーが、テーブルの作成など様々な形で協力している。
・大垣市は人口 16 万人のまちであるが、ポテンシャルは高い。戦災復興事業により高幅員の道路が整備されている。
・また、枡(お酒を飲む木枡)やカモミール(和名:カミツレ)などの生産量が日本一である。掘り起こせばいろいろな地域資源がある。市内にお城も二つ(大垣城と墨俣城)ある。
・まちなかテラスという事業により、商店街の人やまちづくり団体の人など関わる人が増えた。コロナ占用特例という制度があったおかげである。
・まちなかテラス事業により歩道空間の利活用が可能となった。
・大垣市が占用主体となった第一の理由はスピード感である。市が占用主体となることで警察や県との調整、庁内の道路・公園・広場の管理部門との調整を円滑に行うことができた。商店街やまちづくり団体が占用主体となった場合、関係部署との協議が 1～2 か月ではできないことが目に見えていたので市が占用主体となった。
・当時はコロナ禍ですぐに事業に取り掛かる必要があったため、市が占用主体となるという判断をした。
・県道についても、コロナ占用特例で占用料は無料となっている。現在は、「ほこみち制度」を活用しているが、コロナ占用特例も延長されているため 2 つの制度をダブルで活用している。コロナ占用特例が終了したのちも、大垣市の取り組みについては、県として占用料はとらない(無料)、警察の使用料も含めて、という話になっている。そのような事例は全国にあまり無いようである。
・県が占用料を取らないということで、警察も使用料を取らないという形になった。
・沿道の店舗の出店についても、取り組みスタート時の 12 店舗から、現在 27 店舗に増えている。
・沿道の店舗等地元のお店がキッチンカーを作り公園に出店するという動きも出てきている。
・丸の内公園(市役所隣)において、令和 2 年 11 月に「Marunouchi ランチボックスプロジェクト」という社会実験(お弁当を販売する屋台の展開)を実施し反響も大きかった。そのため、展開場所としてオフィス街の広場も位置づけ拡大した。
・これにより公共空間の利用価値の高まりが市民にも認識された。
・こうした取り組みは、市職員が自ら動画を制作しユーチューブ等で情報発信している。
・公共空間の使い方として飲食店だけでなく、大道芸人が集まったフェス等も開催。
・もともと大垣市は観光のまちで、まちづくりという概念が庁内でなかった。国交省のウォーカブル等の施策も庁内では周知されていなかった。中心市街地活性化の計画も商工観光課がとりまとめている。
・取り組みのスタートは駅前通り(延長 500m)が対象であったが、現在はエリアの面的な回遊性の創出を目標として、道路の利活用を契機に広場、公園、水辺の活用も合わせて考えてきている。

図 2.1-6 まちなかテラス事業概要

イ) 減免することによるメリット・デメリット

・申請に関する書類作成等は煩雑であり、民間では対応が大変。
・職員としては、担当者 1 名が対応しているため、庁内の人的パワーが不足。後継者の育成が課題。
・実施体制として、歩道・広場・公園・河川等の申請も都市計画課が行っている。
・(一社)大垣タウンマネジメントには、多彩な人材が集まっているが、商店街等にはまちづくりを進めるような人材はいない。
・「machinaka square garden」という市の商工観光課が主催する取り組みがある。こうした取り組みには、都市計画課の職員としての意見は出しにくいため、大垣タウンマネジメントのメンバーとして意見を出している。
・店舗の方でなく、素人(一般の方)も参加(出店)できることがメリット。
・大垣市ではプレーヤーが少ない。市の若手職員を巻き込んで非営利団体を作り、出店者となって活動をサポートした。
・総務省の地方おこし協力隊のようなまちづくりを支援する人材を派遣するような制度があると良い。
・川、公園、広場、道路を使い、色々な取り組みができるようになったので、民間の参加者も徐々に増えてきている。

図 2.1-7(左):まちなかスクエアガーデン(右):減免の根拠・経緯・メリットデメリット

ウ) 大学との連携

・まちなかテラスは、まちなかを照らすきっかけとなった。
・公共空間活用としては、「かわまちづくり」も進めており、現在かわまち大賞にもエントリーしている。

図 2.1-8 大学と連携したイベントの様子

2) 佐賀県武雄市

① ヒアリングシート

ヒアリング結果として作成したヒアリングシートを次項に示す。

パブリック空間活用についてのヒアリング調査

日　時：2022年12月21日（水）13:30～14:30
場　所：武雄市役所

武雄市におけるパブリック空間活用事例

対象	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	根拠
公園	武雄千年夜市	武雄千年夜市実行委員会	駅周辺にある公共空間を活用し、新しい武雄の夜の風物詩（観光資源・常設）を一から立ち上げ、武雄市の新しい祭りと文化としての定着を目指している。	無し	有り	武雄市都市公園設置条例

(1) 占用料について

1．占用料減免の根拠
・武雄市都市公園設置条例第12条第1項第2号により減免
2．減免を行うに至った経緯　（市の都市公園設置条例活用の経緯）
特になし
3．減免をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
・武雄市都市公園設置条例第12条第1項第2号により減免条例、規則以外の制限は設けていない
4．占用主体を「武雄市千年夜市実行委員会」としたことの経緯・手続き等
（R1）武雄市ナイトタイムエコノミー委員会を設立 （R2.7）まちなか公共空間デザイン調査研究開始 （R2.11）実証実験「武雄温泉千年夜市」実施 （R3.3）実証実験「ストリートパーク」を新幹線高架下にて実施 （R3.3）実証実験の参加メンバーにより「武雄千年夜市実行委員会」設立 （R3.12）（R4.9）武雄千年夜市開催

図 2.1-9 ヒアリングシート（武雄市）

(2) パブリック空間の活用について

1．パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
(R3)　　：官民連携まちなか再生推進事業（オープンスペース活用型） (R3～5)　：社会資本整備総合交付金　都市再生整備計画事業 (R４)　　：観光振興事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業）
2．対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
(事業概要)　　：「武雄の新しい祭りをつくる」を合言葉に、地元の方々と観光客をつなぐナイトマーケット (名称)：武雄千年夜市 (日程)：R4.9.23～25（来場者数） 8,000人 (会場)：白岩運動公園
3．イベントにおける集客の工夫
・SNSでの告知 ・クラウドファンディングの設立 ・提灯協賛 ・チラシの作成など
4．パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(武雄市千年夜市実行委員会)の資金の状況 (活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等)
(内容)：提灯夜景、スケートボードエリア、飲食出店、物販出店、縁日エリア、ステージ等 (支援)：提灯協賛、クラウドファンディング、観光庁補助金 (売上)：約300万円

(3) ご提供頂きたい資料等

1．対象事例のイベントの告知方法、チラシ等

2．対象事例のイベント時の写真(データ)

3．来場者数あるいは売上額等

図 2.1-10 ヒアリングシート（武雄市）

② とりまとめ

ア) イベントの概要(武雄千年夜市)

・白岩運動公園で行い、来場者は 3 日間で約 8,000 名(R4.9.23～25)
・イベント開催のための資金は、提灯協賛、クラウドファンディング(各 1 万円/件)、観光庁補助金を活用。
・実行委員による自主運営を促しているが、赤字が見込まれたため観光庁補助金を活用した背景がある
・クラウドファンディングは目標金額を達成こそ出来なかったが、魅力発信(PR 動画の作成等)に力を入れることで資金を集めることができた(約 50 万円)
・提灯協賛のニーズは高く、複数口協賛する企業も多くある
・現在の実行委員会は 10 名程度いるが、地元の人や福岡の人など様々
・現会長は「白岩スケートボード愛好会」の会長
・公共空間の活用に加えて、持続可能な人員確保(関係人口の増加)をキーワードにプロポーザル方式での業務委託をきっかけに委員会やまちづくりの会が発足

図 2.1-11 (左):千年夜市の様子(右):クラウドファンディング

イ) 占用料減免の根拠

・武雄市都市公園設置条例第 12 条第 1 項第 2 号により減免

－ 抜粋 －

（使用料の減免）
第12条　市長は、公園の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
(1)　法第9条に規定する国等の行う事業のため利用するとき。
(2)　地方公共団体（地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定　する公営企業を除く。）の行う事業のため利用するとき。
(3)　営利を目的としない行為等で市長が特に認めるもの

ウ) 減免をしていることによる制限

・条例、規則以外の制限は設けていない

エ) 減免手続き

・イベント期間の占用のため、手続きは「武雄市都市公園設置条例施行規則第 2 条に基づく「公園内行為許可申請」となる
・「公園内行為許可申請」は申請書と事業計画書を提出頂いている
・事業計画書の配置計画（各物販のエリアの面積）から利用料金を算出し、100%減免している
・市が主催、共催ではないイベントについての占用料の全額減免については、市の議会等でも今後のあり方について議論している

オ）取り組みの経緯

・令和 2 年 11 月　実証実験「武雄温泉千年夜市」を実施
※福岡市　清流公園にて「千年夜市」を開催している松岡氏を講師として講演頂いた
・令和 3 年 3 月　　実証実験「ストリートパーク」を新幹線高架下にて実施
・令和 3 年 3 月　　実証実験に参加したメンバーが、駅周辺の賑わいづくり、観光誘客に向け「武雄千年夜市実行委員会」を設立
・令和 3 年 12 月　武雄千年夜市開催　会場：中央公園、まちなか広場
・令和 4 年 9 月　　武雄千年夜市開催　会場：白岩運動公園
※「武雄千年夜市実行委員会」の当初構成メンバーは、「武雄市ナイトタイムエコノミー委員会」から 1 名、「福岡市千年夜市委員会」から 2 名（松岡氏含む）、「白岩スケートボード愛好会」から 1 名、「武雄市の調査研究業務の業務委託者」（個人）から 1 名の計 5 名

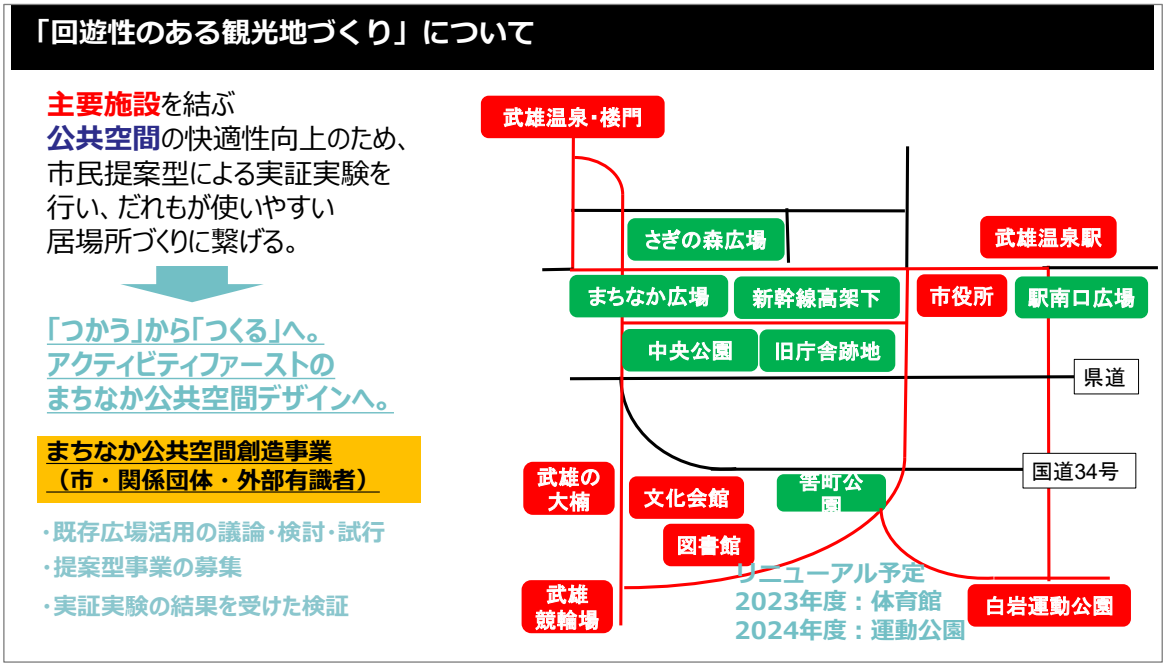

図　2.1-12 武雄市ウォーカブルエリアイメージ図

カ) その他

・武雄市図書館は年間 100 万人の利用者が訪れ、地元住民から観光者まで利用される
・武雄温泉、楼門は重要文化財であり年間 30 万人が訪れる
・武雄図書館、武雄温泉、武雄温泉駅を繋ぐルート(武雄温泉駅から半径 1 km 程度)で調査、研究を行っている(業務委託)
・令和 3 年 12 月 「武雄千年夜市」では 2 日間で 4,500 人が来場、約 300 万円の売上
・「武雄千年夜市」について、福岡市で R4.12 に「新年夜市」を開催するため、R4 の実施なしない
・「武雄千年夜市実行委員会」および「武雄まちづくりの会」の法人化などは現時点では考えていない
・魅力的なスポットの創出を目的に、SNS で発信できるような公衆ベンチをまちなかに設置した

図 2.1-13(左):まちなかの公衆ベンチ(右):武雄市図書館

3) 長崎県佐世保市

① ヒアリングシート

ヒアリング結果として作成したヒアリングシートを次項に示す。

パブリック空間活用についてのヒアリング調査

日　時：2022年12月22日（木）10:00～11:00
場　所：佐世保市役所

武雄市におけるパブリック空間活用事例

対象	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	根拠
道路	SASEBO夜直しパーティ（市道下京上京町１号線）	一般社団法人させぼラボ	市道を車両通行止めにし、飲食店がテイクアウト屋台を出し、隣接する公園では参加者が飲食できるようにした。公共空間利活用の社	道路占用料は免除	有り	コロナ特例
公園			公園をライトアップし飲食できるテーブルを設置。隣接する市道に飲食店がテイクアウト屋台を出店	免除	有り	都市公園法第７条第１項第６号、佐世保市都市公園条例第３条第４項・第１

(1) 占用料について

1．占用料減免の根拠
（道路占用料）： 佐世保市（商工労働課）の後援、清掃活動の実施等の状況等も考慮し、コロナ活用特例や現行制度に鑑み許可・免除 （公園使用料）： 佐世保市都市公園条例第14条の規定により市（商工労働課）が後援を行っていることから100%減免
2．減免を行うに至った経緯（コロナ特例活用、市の都市公園条例活用の経緯）
同上
3．減免をしていることによる制限（公的な目的の場合でしか利用できない等の利用者の声）
特になし
4．占用主体を「させぼラボ」としたことの経緯・手続き等
・させぼラボが令和2年2月にまちづくり研修を行い、夜店公園通りの公共空間利活用を検討 ・その後、コロナ禍になり経済対策およびコロナ占用特例が発出されたことを受け、させぼラボが公共空間利活用の相談を受ける

図 2.1-14 ヒアリングシート（佐世保市）

(2) パブリック空間の活用について

1．パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
・歩行者利便増進道路 ・滞在快適性等向上区域
2．対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム
（日時）：令和４年９月22日（木） 17～20時 （場所）：夜店公園通り
3．イベントにおける集客の工夫
・チラシの作成 ・させぼラボを中心とし、金融や商店街、自治会関係者など多くの機関による口コミ ・SNS（facebook）への投稿
4．パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(させぼラボ)の資金の状況 （活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等）
（収入）：関係団体・企業等からの協賛金、出店料等 （支出）：必要な機材の購入・作成、警備員等 （内容）：沿線店舗及び周辺店舗のテイクアウト 公共空間に寛げる休憩場所設置（飲食可） 参加者による事前清掃感染症対策に万全を期して公共空間を使った賑わいと憩いの空間を創出する。

(3) ご提供頂きたい資料等

1．対象事例のイベントの告知方法、チラシ等

2．対象事例のイベント時の写真(データ)

3．来場者数あるいは売上額等

図 2.1-15 ヒアリングシート（佐世保市）

② とりまとめ

ア) イベント概要(SASEBO 夜直しパーティー)

・令和元年、2 年、4 年と過去 3 度開催(第 1 弾～第 3 弾)
・周辺の店舗に参加頂き、道路中央の公園空間で飲食することでにぎわい創出を目的とする
・夜店公園通りの一車線を歩行者天国にし、もう一車線は警備員を配置して通行規制
・緊急車両の通行幅(3m)は確保している
・仕事終わりのグループ、親子連れ、米海軍基地の方の参加が多かった
・出店は 8 店舗～16 店舗/1 日(第 1 弾～第 3 弾の平均)
・来客は約 600 人/1 日(第 1 弾～第 3 弾の平均)
・関係団体や企業などから協賛金、出店料を収入源としている
・金融機関、経済団体・商店街、出店店舗・出演者(高校生)関係者など口コミで知った人が多い
・出費の大半を占めるのは、誘導員の確保であり、次いで広告費、占用料、使用料など
・歩行者利便増進道路の指定と滞在快適性等向上区域の設定により、道路及び公園を民間主体で使いやすく環境整備

図 2.1-16 夜店公園通り

イ) 減免をしていることによる制限

制度の趣旨等を理解した上で活用できる工夫を行っており、特に問題はなかった。

ウ) 占用料減免の根拠

・道路占用料:佐世保市(商工労働課)の後援、清掃活動の実施等の状況等も考慮し、コロナ活用特例や現行制度に鑑み許可・免除

・公園使用料:佐世保市都市公園条例第 14 条の規定により市(商工労働課)が後援を行っていることから 100%減免

－ 抜粋 －

(第 14 条:使用料の減免)
市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。
※催しのために公園を利用する行為として許可しており、仮設工作物(公園内はテーブル等)の設置に係る使用料は、市の後援をもって「市長が必要と認める場合」に該当することから100%減免としている。

エ) 占用主体

・一般社団法人させぼラボ

オ) 取り組みの経緯

・させぼラボが令和 2 年 2 月にまちづくり研修を行い、夜店公園通りの公共空間利活用を検討していた

・その後、コロナ禍になり経済対策が必要となったこと、コロナ占用特例が発出されたことを受け、させぼラボが公共空間利活用の相談を行った

カ) その他

・夜店公園通りだけでなく、佐世保中心地区における都市再生について「民間の視点」を重要視することで、横展開を想定

・R5 年度から佐世保中央地区まちなかウォーカブル推進事業の実施を想定

図 2.1-17 佐世保中央地区における都市再生イメージ

4) 新潟県長岡市

① ヒアリングシート

ヒアリング結果として作成したヒアリングシートを次項に示す。

パブリック空間活用についてのヒアリング調査

日　時：2023年2月9日（木）14:30～15:20（50分）
場　所：アオーレ長岡東棟3階 301会議室

長岡市におけるパブリック空間活用事例

対象	地区名	実施団体	実施内容	占用料	減免の有無	根拠
公園	アオーレ長岡　ナカドマ（屋根付き広場）	特定非営利活動法人 ながおか未来創造ネットワーク	市民が交流できるイベント等	100円／1㎡・1日	有り	市主催・共催事業、市民活動の場合

（1）占用料について

1．占用料設定の根拠(100円/1㎡・1日)	
（H21）：運用検討懇談会にて市民からアオーレ長岡に関する意見やルールを決定 （H24）：50円／1㎡・1日（都市公園の占用料を基に） （R2～）：100円／1㎡・1日 例）キッチンカーの場合、600～1,000円/日の使用料	
2．占用料減免の割合、根拠(市の主催・共催、市民活動は全て減免の対象か等)	
（営利目的）：100円／1㎡・1日 （非営利目的）：0円／1㎡・1日 ※団体の性格やイベント内容によって、上記を決定（必要によって長岡市と協議）	
3．減免をしていることによる制限（利用目的、収益事業の制限等）	
特になし（減免という考え方をしていない）	
4．占用主体を「ながおか未来創造ネットワーク」としたことの経緯・手続き等	
（H24）：運用検討懇談会にて任意団体 （市民交流ネットワークアオーレ）を発足 ↓ 〈NPO法人ながおか未来創造ネットワーク〉 職員：10人＋長岡市からの派遣職員：5人（当初） 職員：17人＋長岡市からの派遣職員：3人（現在）	・業務委託（単年の随意契約）
5．占用主体の立場で占用料は適切か	
（NPO法人ながおか未来創造ネットワーク） 賑わいの波及・商店街の活性化が目的であるため、日常的な商売の場所ではない。（1～2回/週・店） →あくまでも、きっかけづくりの場所と考えれば安すぎるということもない。 （長岡市） アオーレ長岡全体の利益はほぼ0に等しいが 市民活動を生み出す事がまちづくりの活性化につながる事を重要視しているため問題はない	

図 2.1-18 ヒアリングシート（長岡市）

(2) パブリック空間の活用について

1．パブリック空間活用に向けた制度の活用状況
―

2．対象事例におけるパブリック空間を活用した取組内容、事業スキーム	
（イベント） ・アオーレ長岡酒の陣 ・成人式 ・アオーレ！ドイツフェス ・越後みしま竹あかり　など	（事業スキーム） ［行政］安全対策、法令に基づく業務、ハード管理 ［NPO法人ながおか未来創造ネットワーク］ 市民へのヒアリング、企画・立案のサポート 自主企画、受方発信など

3．主要なイベントにおける集客の工夫
・一般利用者は基本的に無料 ・市民の想いを実現するNPO法人が運営 ・ルール作りに市民が参加⇔運営側が必要最低限以上のルールを作らない

4．パブリック空間の利活用におけるまちづくり団体(ながおか未来創造ネットワーク)の資金の状況 （活動内容と今回のイベントの収支、市の支援・協力内容等）
（イベント来場者・ホール等利用者） ・R4年（10月時点）：297,255人 ・R3年：317,509人 ・R2年：188,432人 ・R元年：907,939人 ・H30年：914,279人

(3) ご提供頂きたい資料等

1．対象事例の主要なイベントの告知方法、チラシ等

2．対象事例の主要なイベント時の写真(データ)

3．主要なイベント時の来場者数あるいは売上額等

図 2.1-19 ヒアリングシート（長岡市）

② とりまとめ

ア）アオーレ長岡の概要

・平成 24 年 4 月 1 日にオープンし、JR長岡駅と直結した複合公共施設
・行政機能としての市役所にとどまらず、市民自らの施設であり、ハレの場・都市の核としての役割を果たす
・主な施設として「ナカマド」「アリーナ」「総合窓口」「議場」などがあり、行政と市民の活動が混ざり合った施設
・「アオーレ長岡酒の陣」「成人式」「アオーレ！ドイツフェス」「越後みしま竹あかり」などの様々なイベントを開催
・アオーレ長岡の管理は単年の随意契約にて「NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク」が実施しており、イベント開催にあたって、市民（NPO 法人など）と一緒になり企画・立案の段階から携わる
・市民は基本的に無料でナカドマやホール等を利用することが出来る

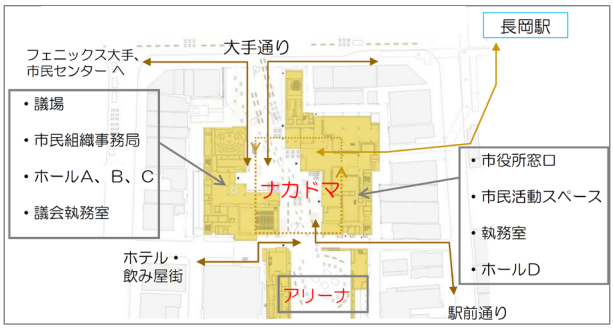

図 2.1-20 アオーレ長岡平面図（1 階）

イ）アオーレ長岡の占用料

・アオーレ長岡（ナカドマ広場）占用料：100 円／1 ㎡・1 日
（営利目的）：100 円／1 ㎡・1 日
（非営利目的）：0 円／1 ㎡・1 日
※団体の性格やイベント内容によって、上記を決定（必要によって長岡市と協議）
【背景】
（H21）：運用検討懇談会にて市民からアオーレ長岡に関する意見やルールを決定
（H24）：50 円／1 ㎡・1 日（都市公園の占用料を基に）
（R2～）：100 円／1 ㎡・1 日（使用料の見直し）

ウ）占用主体

NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク

エ) NPO 法人ながおか未来創造ネットワークの経緯

表 2.1-12NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク設立までの経緯

H21.12・H22.1
運用検討懇談会
＜メンバー＞ 企業・大学・NPO や商工会などの有識者
＜内容＞ 施設利用に係る理念の整理や、アオーレの運用方針等を検討 ○アオーレ長岡は“市民交流の拠点”であり“市民の思いを実現する場” ○柔軟な運用を図るため、市民組織（市民自ら）が運営すべき ○ナカドマや市民交流ホールは営利目的以外ならば無料、アリーナは有料
H22.1 月～H23.10 月（５回開催）
イベント検討市民協議会
＜メンバー＞ 商工会議所・JC・商店街・体育協会・地域委員会・NPO 等
＜内容＞ ○オープニングイベントを含む様々な記念イベントの決定と調整 ○市民活動団体にイベント実施を促す
H23.12 月設立
市民交流ネットワークアオーレ（任意団体）
○市民協働・交流の拠点として、柔軟かつ自由な発想を活かした運用が必要であるため、市民自らが運営に携わることが重要 ○運用検討懇談会やイベント検討市民会議のメンバーを中心に組織化
H26.5 月法人化
NPO法人ながおか未来創造ネットワーク
○アオーレ長岡を中心に、市民協働による活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に設立 ○法人化を機に中心市街地整備推進機構の指定も受け、これまで培ってきた実績や信用を糧に、今後は中心市街地の関係者とも連携を図りながら、まちの賑わいづくりの先導役を担っていく

オ）アオーレ長岡で実施されたイベント

アオーレ長岡において実施されたイベントを以下に示す。

アオーレ長岡酒の陣	成人式
アオーレ！ドイツフェス	越後みしま竹あかり
	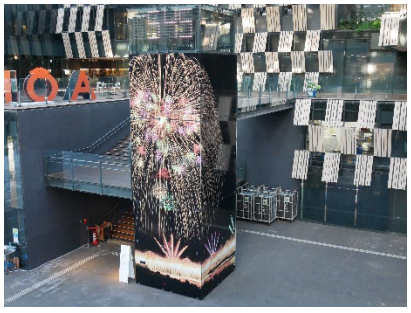
遠足ランチ	花火大会中止に伴う自主事業
野菜マルシェ	市内小学校作品展示

カ) 質問への回答

Q. 占用料(100 円／1 ㎡・1 日)は適切か、また影響はあるか

A.

(NPO 法人ながおか未来創造ネットワークの回答)

賑わいの波及・商店街の活性化が目的であるため、日常的な商売の場所ではない

(1～2 回/週・店)→あくまでも、きっかけづくりの場所であり、占用料を取ることは適切と考えている。

(長岡市の回答)

アオーレ長岡の占用料で維持管理費をまかなうのは困難であるが、市民活動を生み出す事がまちづくりの活性化につながる事を重要視しているため問題視していない

Q. NPO 法人ながおか未来創造ネットワークの職員数はどれくらいか

A. (当初)10 人＋長岡市からの派遣職員:5 人

(現在)17 人＋長岡市からの派遣職員:3 人

Q. NPO 法人ながおか未来創造ネットワークの組織体内における活性化などの動きはあるか

A. 設立後に途中から入社した職員が多く、新しい人材が活躍している

Q. アオーレ長岡が契機となり、他地区で屋外における賑わい空間づくりの計画はあるか

A. 10 数年前に合併した旧市町村の役場が現在、支所としてアオーレ長岡を見本として市民活動スペース(屋根付き広場)を用いた交流の拠点の計画・整備をしている

Q. 上記の計画が広がった時の運営主体はどこが担うのか

A. NPO 法人ながおか未来創造ネットワークではなく、各地域の市民活動団体が担う計画だが、市の職員が常駐をして中心となって実施する

Q. 賑わいの広がりに伴い、NPO 法人ながおか未来創造ネットワークのような役割を担うまちづくり団体を、新たに立ち上げる計画はあるか

A. 具体的な計画はないが、市民活動団体(NPO法人)が多い(平成 24:88 団体→令和 3 年:432 団体)ため、まちづくり団体がなくても成り立つのではないか

2.2 「エリア価値」アンケート調査の実施

都市再生推進法人、民間まちづくり団体及び全国の地方公共団体(市区町村)を対象とされたアンケート等の調査を基に、エリア価値向上のための都市サービス提供等の推進に向けて、都市アセットの利活用促進における現状と課題、デジタル技術を活用したエリアマネジメント、エリアマネジメントを支えるルール、及び都市アセットの利活用による効果等について整理するとともに、今後のまちづくりに必要となる事項等について検討した。

2.2.1 調査方法

(1) アンケート票の発出方法

アンケート調査としては、令和 4 年 3 月 25 日に、次ページ以降の依頼文・調査票・補足資料が発出された。

市区町村向けのアンケートは、国土交通省まちづくり推進課(以下、本省と称す)から地方整備局等を通じて、都道府県から市区町村という流れで発出された。

まちづくり団体向けのアンケートは、本省から全国エリアマネジメントネットワークを通じてまちづくり団体に発出された。また全国エリアマネジメントネットワークに所属していない都市再生推進法人には、本省から直接発出されている。

不動産協会向けのアンケートは、本省から不動産協会を通じて関係企業に発出されている。

※本アンケート調査票の発出・回収は、国土交通省まちづくり推進課で実施されており、
本調査においては、集計・分析作業のみを実施している。

(2) アンケート票の回収方法

アンケート回答は、Microsoft Forms にオンラインで直接入力する形で回収し、Microsoft Excel 形式の調査票による回答は、以下の要領で回収された。

市区町村⇒都道府県⇒地方整備局等⇒本省（発出の逆順）

まちづくり団体、関係企業⇒本省（直接提出）

(3) サンプル数（母数）

本調査におけるサンプル数等は、以下のとおりである。

区分	サンプル数	回答団体数	回答数※
市区町村	1,718	1,065	1.082
まちづくり団体	125	42	42
不動産協会	25	19	20
計	1,868	1,126	1,144

※複数部署からの回答が含まれているため、回答団体数より多くなっている場合がある。

2.2.2 調査内容

(1) 依頼文

1) 市区町村

事　務　連　絡
令和３年３月２５日

地方整備局等
都市整備課等担当者　各位

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本局では、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会（Ｒ３．４中間とりまとめ）」を経て、地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民ニーズに応えていく「エリア価値の向上」のための今後の施策の検討を行っており、その一環として、都市サービス提供の実態（デジタル領域を含む）、今後のニーズや課題等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査について、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。別添の依頼文（案）もご活用いただき、貴管内都道府県及び政令指定都市に対して、本アンケートの周知をお願いします。

なお、アンケートの結果につきましては、公表する際は、統計的に処理しますが、特定の団体等が識別される情報を公表する場合については、別途、使用の可否の確認依頼をさせていただきます。

記

１．調査内容：エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査
２．提出期限：令和４年４月２８日（木）17 時
３．調査対象：全ての市区町村
４．回答方法：「補足資料」（pdf）も参照いただき、
下記 URL よりご回答をお願いいたします。（Microsoft Forms）
https://forms.office.com/r/YqxRVNeC7n
市区町村のセキュリティの問題等により下記 URL にアクセスできない場合は、添付の Excel 様式にて、各市町村に回答いただき、各地方整備局等でとりまとめの上、下記「５.問合先」のメールアドレスまで送付をお願いします。
５．問 合 先：国土交通省 都市局 まちづくり推進課　小笠原、諏訪
電話　03-5253-8407（直通）
メールアドレス　suwa-t2kj@mlit.go.jp

以上

（案）

別添

事　務　連　絡
令和３年３月○○日

都道府県及び政令指定都市
まちづくり担当部局　御中

○○地方整備局　建政部　都市整備課

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本局では、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会（Ｒ３．４中間とりまとめ）」を経て、地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民ニーズに応えていく「エリア価値の向上」のための今後の施策の検討を行っており、その一環として、都市サービス提供の実態（デジタル領域を含む）、今後のニーズや課題等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査へのご回答について、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）に対して、本アンケートの周知をお願いします。

なお、アンケートの結果につきましては、公表する際は、統計的に処理しますが、特定の団体等が識別される情報を公表する場合については、別途、使用の可否の確認依頼をさせていただきます。

記

１．調査内容：エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査
２．提出期限：令和４年４月２８日（木）17 時
３．調査対象：全ての市区町村
４．回答方法：「補足資料」（pdf）も参照いただき、
下記 URL よりご回答をお願いいたします。（Microsoft Forms）
●●
市区町村のセキュリティの問題等により下記 URL にアクセスできない場合は、添付の Excel 様式に回答いただき、○○地方整備局のメールアドレス（○○－）まで送付をお願いします。
５．問 合 先：○○地方整備局　建政部　都市整備課　○○
電話　○○－
メールアドレス　○○－
国土交通省 都市局 まちづくり推進課　小笠原、諏訪
電話　03-5253-8407（直通）
メールアドレス　suwa-t2kj@mlit.go.jp

以上

2) まちづくり団体
①全国エリアマネジメントネットワーク

事　務　連　絡
令和３年３月２５日

全国エリアマネジメントネットワーク 会員 各位

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本局では、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会（Ｒ３．４中間とりまとめ）」を経て、地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民ニーズに応えていく「エリア価値の向上」のための今後の施策の検討を行っており、その一環として、都市サービス提供の実態（デジタル領域を含む）、今後のニーズや課題等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査へのご回答について、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果につきましては、公表する際は、統計的に処理しますが、特定の団体等が識別される情報を公表する場合については、別途、使用の可否の確認依頼をさせていただきます。

記

１．調査内容：エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査
２．回答期限：令和４年４月２８日（木）17時
３．調査対象：全国エリアマネジメントネットワーク 会員 の皆様
４．回答方法：「補足資料」（pdf）も参照いただき、
　　下記 URL よりご回答をお願いいたします。（Microsoft Forms）
　　https://forms.office.com/r/n4YjMArpHW
５．問 合 先：国土交通省 都市局 まちづくり推進課　小笠原、諏訪
　　電話　03-5253-8407（直通）
　　メールアドレス　suwa-t2kj@mlit.go.jp

以上

②都市再生推進法人

事　務　連　絡
令和３年３月２５日

都市再生推進法人 各位

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本局では、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会（Ｒ３．４中間とりまとめ）」を経て、地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民ニーズに応えていく「エリア価値の向上」のための今後の施策の検討を行っており、その一環として、都市サービス提供の実態（デジタル領域を含む）、今後のニーズや課題等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査へのご回答について、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果につきましては、公表する際は、統計的に処理しますが、特定の団体等が識別される情報を公表する場合については、別途、使用の可否の確認依頼をさせていただきます。

記

１．調査内容：エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査
２．回答期限：令和４年４月２８日（木）17時
３．調査対象：都市再生推進法人 の皆様
４．回答方法：「補足資料」（pdf）も参照いただき、
　　下記URLよりご回答をお願いいたします。（Microsoft Forms）
　　https://forms.office.com/r/n4YjMArpHW
５．問 合 先：国土交通省 都市局 まちづくり推進課　小笠原、諏訪
　　電話　03-5253-8407（直通）
　　メールアドレス　suwa-t2kj@mlit.go.jp

以上

3）不動産協会

事　務　連　絡
令和３年３月２５日

一般社団法人 不動産協会 会員 各位

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査の実施について（依頼）

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本局では、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会（Ｒ３．４中間とりまとめ）」を経て、地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民ニーズに応えていく「エリア価値の向上」のための今後の施策の検討を行っており、その一環として、都市サービス提供の実態（デジタル領域を含む）、今後のニーズや課題等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査へのご回答について、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果につきましては、公表する際は、統計的に処理しますが、特定の団体等が識別される情報を公表する場合については、別途、使用の可否の確認依頼をさせていただきます。

記

１．調査内容：エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査
２．提出期限：令和４年４月２８日（木）17時
３．調査対象：一般社団法人 不動産協会 会員（都市政策委員会メンバー） の皆様
４．回答方法：「補足資料」（pdf）も参照いただき、
　　下記 URL よりご回答をお願いいたします。（Microsoft Forms）
　　https://forms.office.com/r/98wiHzwm1T
５．問 合 先：国土交通省 都市局 まちづくり推進課　小笠原、諏訪
　　電話　03-5253-8407（直通）
　　メールアドレス　suwa-t2kj@mlit.go.jp

以上

(2) 調査項目

1) 市区町村

市区町村用

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査

（調査事項）

1　都道府県名

2　市区町村名

3　団体・部署名

4　回答代表者名

5　連絡先（メール）

6　連絡先（電話番号）

7　その他連絡先（回答項目ごとに担当が違う場合等に記述）

【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について

エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。

こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、

今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、

様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。

あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

【各設問中の※の定義は補足資料を参照ください】

A.都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体が抱える課題

8　ニューノーマルをふまえて、今後、都市アセット※１を効果的に利活用するため、都市サービスの展開が必要と思われるエリア・地区として、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

- □ ・都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア
- □ ・徒歩、自転車等で暮らせるコミュニティレベル（大字や中学校区等）の生活圏（＝ネイバーフッド）の地域生活拠点エリア
- □ ・拠点エリアではない住宅地
- □ ・エリアの特性は問わず、都市再生整備計画等の都市再生特別措置法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区
- □ ・エリアの特性は問わず、地区計画等の都市計画法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

9　前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア

□ ・徒歩、自転車等で暮らせるコミュニティレベル（大字や中学校区等）の生活圏（＝ネイバーフッド）の地域生活拠点エリア

□ ・拠点エリアではない住宅地

□ ・エリアの特性は問わず、都市再生整備計画等の都市再生特別措置法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区

□ ・エリアの特性は問わず、地区計画等の都市計画法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

10　既存の都市アセットにおける都市サービス提供上の課題として、当てはまるものを選択してください。また、具体的に困った事例がある場合は自由記述欄に記入ください。（複数選択可）

□ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない

□ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難

□ ・都市サービス事業の採算がとれない

□ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない

□ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない

□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

11　前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない

□ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難

□ ・都市サービス事業の採算がとれない

□ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない

□ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない

□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

12　都市アセットを効果的に利活用していくために、現在取り組んでいる都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）

□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）

□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）

□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）

□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）

□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）

□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）

□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）

□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）
自由記述欄：○○

13 今後、新たに取り組みたい都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）

□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）

□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）

□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）

□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）

□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）

□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）

□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）

□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

14 都市サービス提供及びその促進のため、現在、課題を抱えていると思う主体はどれですか。（複数選択可）

□ ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）

□ ・都市サービス提供者

□ ・民間土地・建物所有者

□ ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

15 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）

□ ・都市サービス提供者

□ ・民間土地・建物所有者

□ ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

16 15.で国、地方公共団体等（公物管理者含む）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

□ ・行政主体の行政事務①
：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分

□ ・行政主体の行政事務②
：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない

□ ・行政主体の行政事務③
：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない

□ ・行政主体の行政事務④
：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない

□ ・民間主体に対する行政の支援①
：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援②
：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援③
：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援④
：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援⑤
：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援⑥
：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分

□ ・その他（自由記述）
自由記述欄：○○

17 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・行政主体の行政事務①
：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分

□ ・行政主体の行政事務②
：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない

□ ・行政主体の行政事務③
：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない

□ ・行政主体の行政事務④
：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない

□ ・民間主体に対する行政の支援①
：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援②
：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援③
：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援④
：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分

□ ・民間主体に対する行政の支援⑤
：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分

- [ ] ・民間主体に対する行政の支援⑥
  ：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

18 **15.で都市サービス提供者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）**

- [ ] ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- [ ] ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- [ ] ・継続的なエリアへの関与が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

19 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- [ ] ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- [ ] ・継続的なエリアへの関与が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

20 **15.で民間土地・建物所有者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）**

- [ ] ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
- [ ] ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

21 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
- [ ] ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

22 **15.でまちづくり団体（都市再生推進法人等）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていますか。（複数選択可）**

- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
- [ ] ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
- [ ] ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
- [ ] ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分
- [ ] ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
- [ ] ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

23 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
- [ ] ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
- [ ] ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
- [ ] ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分
- [ ] ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
- [ ] ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

B－１.デジタル技術を活用したエリアマネジメントの可能性

24 エリアマネジメントにおける、現在のデータの取得状況について、現在どのようなデータを取得していますか？併せて使途についても教えてください。（自由記述）なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

25 エリアマネジメントにおける、今後のデータ取得ニーズとしてどのようなデータが想定されますか？併せて使途についても教えてください（自由記述）。なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

26 **多様化するエリア来訪者・滞在者一人ひとりのニーズに対し、きめ細やかに効果的な都市サービス提供を進めるため、エリアマネジメントのデジタイゼーション、デジタライゼーション、そしてデジタルトランスフォーメーション※4※5へ発展することが考えられます。エリアマネジメントについて、今後、デジタル技術を活用してどのような変革が必要だと思いますか。（複数選択可）**

- ・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
- ・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
- ・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

27 **26.の実現に向けて、まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスとして、今後必要と考えられるものを選択してください。（複数選択可）**

- ・シェアモビリティ
- ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- ・エリアコミュニティサービス※2
- ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- ・XRサービス（AR、MR等）
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

28 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- ・シェアモビリティ
- ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- ・エリアコミュニティサービス※2
- ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- ・XRサービス（AR、MR等）
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

29 **27.の選択肢（「・その他」含む）の中で、実際に取り組んでいるものがあれば地区名と取り組み概要について教えて下さい。（自由記述）**
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

30 **26.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組みについて、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築

- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）
- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

31 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- [ ] ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- [ ] ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）
- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

32 26.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、取り組む際の課題について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

- [ ] ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- [ ] ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- [ ] ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- [ ] ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- [ ] ・取り組みのための予算が不足している
- [ ] ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- [ ] ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- [ ] ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- [ ] ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- [ ] ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

33 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- ・取り組みのための予算が不足している
- ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

34 30.でデータのエリア循環の仕組みづくり（エリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）が重要と答えた場合、エリア循環が望まれるデータについて具体的に当てはまるものを選択して下さい。（複数選択可）

- ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
- ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
- ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

35 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
- ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
- ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

B－2.様々な主体の協調によるエリアマネジメントを支えるルール、ガバナンス規定のあり方

36 都市アセットの利活用にあたって、関係者間で設定している計画・協定等のルールはありますか。ルールを設定している場合は、併せて具体の地区名、ルール名も記載ください。（複数選択可、地区名を記入）

- ・法定のルール※６を設定している

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

- ・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基づく、計画や協定など）

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

- ・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における暫定ルールを含む）

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

- ・特に設定していない

37

36.で条例に基づくルールがあると答えた場合、条例に基づくルールの内容及び活用地区数、制度概要が分かるURLを記載して下さい。（自由記述）

（例：ルールの内容：地域まちづくり協定として、用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど。地区数：25地区で活用。URL：http://city.xx.lg.jp/xxx）

38 **36.で条例に基づくルール又は任意のルールがあると答えた場合、具体的にどのような内容を規定していますか。（自由記述）**

（例：用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど）

39 **今後、取り入れたい新たなルールがあれば、内容を記載ください。（自由記述）**

（例：デジタル分野のエリア内でのデータ連係や都市サービス提供に関するルール規定がないため今後必要など）

40 **今後、想定される新たなニーズとして、特に、デジタル分野に関するルールの必要性についてどう思いますか。（例：まちづくり団体が、○○のアプリサービスを提供する際に、関係者で、対象エリア、役割分担、費用負担、サービス内容等を合意し、実効性を担保するためのルールが必要）**

- ・必要である
- ・不要である
- ・わからない

41 **36.で任意のルールがある又は37.で取り入れたい新たなルールがある又は40.でデジタル分野に関するルールが必要であると答えた場合、それらのルールについて法的位置付けの強化を図ることについてどう思いますか。**

- ・法的位置づけを強化すべき
- ・任意のルールのままでよい
- ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

42 **41.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、具体的にどのような位置付けが有効と考えますか。（複数選択可）**

- ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
- ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
- ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
- ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
- ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
- ・承継効の付与
- ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
- ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

43 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
□ ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
□ ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
□ ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
□ ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
□ ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
□ ・承継効の付与
□ ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
□ ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

44 41.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、法的位置付けと併せて有効と考える支援策として当てはまるものを選択ください。（複数選択可）

□ ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
□ ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
□ ・柔軟な都市計画の運用
□ ・予算支援
□ ・金融支援
□ ・税制支援
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

45 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
□ ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
□ ・柔軟な都市計画の運用
□ ・予算支援
□ ・金融支援
□ ・税制支援
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

46 都市アセットのうち、法定計画・協定等において、施設について定める場合、これまでは計画、整備に関する規定が主でしたが、新たに管理や利活用（空間の使い方や活動）に関する規定を加えることについて、どう思いますか。

□ ・規定を加えるべき
□ ・規定する必要はない（これまで通りでよい）
□ ・わからない

47 **46.で規定を加えるべきと答えた場合、規定を加える場合の、法定計画・協定等の決定手続き及び運用にあたっての課題としてあてはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- □ ・計画、整備と同等の決定手続きが必要となると、手続き期間や手間が制度活用のネックとなる
- □ ・計画、整備と同等の制限型の規定であると行政運用が厳しくなり、かえって利活用が進まない可能性がある（計画、整備に関する規定は、行為制限に関するもの）
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

48 **まちづくり団体について、従来の活動範囲を広げるため、公的権限の付与とセットで、活動のリスク管理や信用力、資金回収力の強化を図るためガバナンス規定を強化することが考えられます。特に、デジタル技術を活用した取組みの推進にあたっては、エリアの中間支援組織であるまちづくり団体が、データのエリア循環の仕組み、具体的には、データ連携基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元する仕組みを整備することが考えられます。**
これまでの都市再生推進法人の制度に加え、公的権限付与（行政が保有するエリアの個人情報等のデータの取り扱い権限など）とガバナンス規定の強化を図るための新たな制度を創設することについて、どう思いますか。

- □ ・必要である。
- □ ・不要である。
- □ ・わからない。

C.都市アセットの利活用によるエリアへの効果について

49 **都市アセットの利活用によるエリアに対する効果について、どのようなものが期待されますか。（複数選択可）**

- □ ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- □ ・エリア外からの来訪者の増加
- □ ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- □ ・まちのブランドイメージの向上
- □ ・継続的な利活用による地価の上昇
- □ ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、経済発展
- □ ・エリア滞在者のQOLの向上
- □ ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- □ ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

50 **実際の都市アセットの利活用を行ったことがある場合、主にどのような効果がみられますか。（複数選択可）**

- □ ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- □ ・エリア外からの来訪者の増加
- □ ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- □ ・まちのブランドイメージの向上
- □ ・継続的な利活用による地価の上昇
- □ ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、発展
- □ ・エリア滞在者のQOLの向上
- □ ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- □ ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

51 **50.で具体的に効果分析を行った場合、その内容について、具体的に教えてください。（自由記述）**
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

52 **都市アセットの利活用による効果を高めるための工夫として、どのような取り組みが考えられますか。（複数選択可）**

□ ・官民の都市アセットのハード空間の質を、より一層高めることで、利用者の満足度の向上

□ ・エリアのあらゆる種類の資源・データを活用した様々な都市サービスを提供することで、より多様な活動の場を提供（例えば、サードプレイス、セカンド・セカンドプレイス（サードプレイスのセカンドプレイス化）、フォースプレイス（SNS等のサイバー空間）など）

□ ・官民の都市アセットを個別にではなく一体で、同時に利活用することで、エリア全体への波及効果を最大化

□ ・技術発展により大量化・即時化・高精細化するデータを積極的に活用することで、都市アセットの整備、管理の内容の効率化・最適化・収益化と合わせて、市民一人ひとりのニーズにリーチするサービスの実現

□ ・利活用にあたってのステイクホルダー間での共通ルールを設定することで、実効性のある連携体制を構築。

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

【調査②】地方都市と大都市の交流・連携について

国では、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくこととしています。

本調査②では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、検討状況や課題、必要な仕組み等を確認するものです（設問D）。

D.地方都市と大都市の交流・連携

53 **「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、当てはまるものを選択してください。**

□ ・取組を既に進めている。

□ ・検討を進めている。

□ ・特に取り組んでいない。

□ ・取り組む意向はない。

54 **55で「取組を既に進めている」又は「検討を進めている」とご回答された場合、その内容について具体的に教えてください。（自由記述）**
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

55 イノベーションの創出や地域課題の解決に向けた大都市と地方都市との交流・連携を進める上での課題や、必要だと思うルールや仕組み等について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

～アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。～

2) まちづくり団体

まちづくり団体用

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査

（調査事項）

1　都道府県名

2　市区町村名

3　団体・部署名

4　回答代表者名

5　連絡先（メール）

6　連絡先（電話番号）

7　その他連絡先（回答項目ごとに担当が違う場合等に記述）

【調査】エリア価値向上のための都市サービス提供について

エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。

こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、

今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、

様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。

あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

【各設問中の※の定義は補足資料を参照ください】

A.都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体が抱える課題

8　既存の都市アセットにおける都市サービス提供上の課題として、当てはまるものを選択してください。また、具体的に困った事例がある場合は自由記述欄に記入ください。（複数選択可）

- □ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない
- □ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難
- □ ・都市サービス事業の採算がとれない
- □ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない
- □ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない

□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない
□ ・その他（自由記述）
自由記述欄：○○

9　前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない
□ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難
□ ・都市サービス事業の採算がとれない
□ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない
□ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない
□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない
□ ・その他（自由記述）
自由記述欄：○○

10　都市アセットを効果的に利活用していくために、現在取り組んでいる都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）
□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）
□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）
□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）
□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）
□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）
□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）
□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）
□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）
□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)
□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2
□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス
□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

11 今後、新たに取り組みたい都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）

□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）

□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）

□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）

□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）

□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）

□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）

□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）

□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

12 都市サービス提供及びその促進のため、現在、課題を抱えていると思う主体はどれですか。（複数選択可）

- □ ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）
- □ ・都市サービス提供者
- □ ・民間土地・建物所有者
- □ ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

13 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）
- □ ・都市サービス提供者
- □ ・民間土地・建物所有者
- □ ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

14 13.で国、地方公共団体等（公物管理者含む）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- □ ・行政主体の行政事務①
  ：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分
- □ ・行政主体の行政事務②
  ：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- □ ・行政主体の行政事務③
  ：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない
- □ ・行政主体の行政事務④
  ：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない
- □ ・民間主体に対する行政の支援①
  ：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援②
  ：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援③
  ：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援④
  ：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑤
  ：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑥
  ：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

15 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・行政主体の行政事務①
  ：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分
- □ ・行政主体の行政事務②
  ：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- □ ・行政主体の行政事務③
  ：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない
- □ ・行政主体の行政事務④
  ：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない
- □ ・民間主体に対する行政の支援①
  ：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援②
  ：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援③
  ：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援④
  ：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑤
  ：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑥
  ：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

16 13.で都市サービス提供者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- □ ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- □ ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- □ ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- □ ・継続的なエリアへの関与が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

17 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- □ ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- □ ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- □ ・継続的なエリアへの関与が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

18 13.で民間土地・建物所有者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

□ ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
□ ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
□ ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
□ ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

19 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
□ ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
□ ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
□ ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

20 13.でまちづくり団体（都市再生推進法人等）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

□ ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
□ ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
□ ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
□ ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
□ ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
□ ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分
□ ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
□ ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

21 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
□ ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
□ ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
□ ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
□ ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
□ ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分

- [ ] ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
- [ ] ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

B－１.デジタル技術を活用したエリアマネジメントの可能性

22 **エリアマネジメントにおける、現在のデータの取得状況について、現在どのようなデータを取得していますか？併せて使途についても教えてください。（自由記述）なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。**

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

23 **エリアマネジメントにおける、今後のデータ取得ニーズとしてどのようなデータが想定されますか？併せて使途についても教えてください（自由記述）。なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。**

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

24 **多様化するエリア来訪者・滞在者一人ひとりのニーズに対し、きめ細やかに効果的な都市サービス提供を進めるため、エリアマネジメントのデジタイゼーション、デジタライゼーション、そしてデジタルトランスフォーメーション※４※５へ発展することが考えられます。エリアマネジメントについて、今後、デジタル技術を活用してどのような変革が必要だと思いますか。（複数選択可）**

- [ ] ・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
- [ ] ・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
- [ ] ・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

25 **24.の実現に向けて、まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスとして、今後必要と考えられるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・シェアモビリティ
- [ ] ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- [ ] ・エリアコミュニティサービス※２
- [ ] ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- [ ] ・XRサービス（AR、MR等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

26 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・シェアモビリティ

- [ ] ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- [ ] ・エリアコミュニティサービス※２
- [ ] ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- [ ] ・XRサービス（AR、MR等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

27 **25.の選択肢（「・その他」含む）の中で、実際に取り組んでいるものがあれば地区名と取り組み概要について教えて下さい。（自由記述）**
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

28 **24.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組みについて、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- [ ] ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）
- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

29 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- [ ] ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）

- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

30 **24.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、取り組む際の課題について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- [ ] ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- [ ] ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- [ ] ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- [ ] ・取り組みのための予算が不足している
- [ ] ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- [ ] ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- [ ] ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- [ ] ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- [ ] ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

31 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- [ ] ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- [ ] ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- [ ] ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- [ ] ・取り組みのための予算が不足している
- [ ] ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- [ ] ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- [ ] ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- [ ] ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- [ ] ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

32 **28.でデータのエリア循環の仕組みづくり（エリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）が重要と答えた場合、エリア循環が望まれるデータについて具体的に当てはまるものを選択して下さい。（複数選択可）**

- [ ] ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
- [ ] ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
- [ ] ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

33 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ

□ ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
□ ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
□ ・その他（自由記述）
自由記述欄：○○

B－2.様々な主体の協調によるエリアマネジメントを支えるルール、ガバナンス規定のあり方

34 **都市アセットの利活用にあたって、関係者間で設定している計画・協定等のルールはありますか。ルールを設定している場合は、併せて具体の地区名、ルール名も記載ください。（複数選択可、地区名を記入）**

□ ・法定のルール※６を設定している
（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）
□ ・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基づく、計画や協定など）
（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）
□ ・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における暫定ルールを含む）
（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）
□ ・特に設定していない

35

34.で条例に基づくルールがあると答えた場合、条例に基づくルールの内容及び活用地区数、制度概要が分かるURLを記載して下さい。（自由記述）

（例：ルールの内容：地域まちづくり協定として、用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど。地区数：25地区で活用。URL：http://city.xx.lg.jp/xxx）

36 **34.で条例に基づくルール又は任意のルールがあると答えた場合、具体的にどのような内容を規定していますか。（自由記述）**

（例：用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど）

37 **今後、取り入れたい新たなルールがあれば、内容を記載ください。（自由記述）**

（例：デジタル分野のエリア内でのデータ連係や都市サービス提供に関するルール規定がないため今後必要など）

38 **今後、想定される新たなニーズとして、特に、デジタル分野に関するルールの必要性についてどう思いますか。（例：まちづくり団体が、○○のアプリサービスを提供する際に、関係者で、対象エリア、役割分担、費用負担、サービス内容等を合意し、実効性を担保するためのルールが必要）**

□ ・必要である
□ ・不要である
□ ・わからない

39 **34.で任意のルールがある又は35.で取り入れたい新たなルールがある又は38.でデジタル分野に関するルールが必要であると答えた場合、それらのルールについて法的位置付けの強化を図ることについてどう思いますか。**

- [ ] ・法的位置づけを強化すべき
- [ ] ・任意のルールのままでよい
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

40 **39.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、具体的にどのような位置付けが有効と考えますか。（複数選択可）**

- [ ] ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
- [ ] ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
- [ ] ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
- [ ] ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
- [ ] ・承継効の付与
- [ ] ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
- [ ] ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

41 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
- [ ] ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
- [ ] ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
- [ ] ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
- [ ] ・承継効の付与
- [ ] ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
- [ ] ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

42 **39.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、法的位置付けと併せて有効と考える支援策として当てはまるものを選択ください。（複数選択可）**

- [ ] ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
- [ ] ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
- [ ] ・柔軟な都市計画の運用
- [ ] ・予算支援
- [ ] ・金融支援
- [ ] ・税制支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

43 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
- □ ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
- □ ・柔軟な都市計画の運用
- □ ・予算支援
- □ ・金融支援
- □ ・税制支援
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

44 都市アセットのうち、法定計画・協定等において、施設について定める場合、これまでは計画、整備に関する規定が主でしたが、新たに管理や利活用（空間の使い方や活動）に関する規定を加えることについて、どう思いますか。

- □ ・規定を加えるべき
- □ ・規定する必要はない（これまで通りでよい）
- □ ・わからない

45 44.で規定を加えるべきと答えた場合、規定を加える場合の、法定計画・協定等の決定手続き及び運用にあたっての課題としてあてはまるものを選択してください。（複数選択可）

- □ ・計画、整備と同等の決定手続きが必要となると、手続き期間や手間が制度活用のネックとなる
- □ ・計画、整備と同等の制限型の規定であると行政運用が厳しくなり、かえって利活用が進まない可能性がある（計画、整備に関する規定は、行為制限に関するもの）
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

46 まちづくり団体について、従来の活動範囲を広げるため、公的権限の付与とセットで、活動のリスク管理や信用力、資金回収力の強化を図るためガバナンス規定を強化することが考えられます。特に、デジタル技術を活用した取組みの推進にあたっては、エリアの中間支援組織であるまちづくり団体が、データのエリア循環の仕組み、具体的には、データ連携基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元する仕組みを整備することが考えられます。
これまでの都市再生推進法人の制度に加え、公的権限付与（行政が保有するエリアの個人情報等のデータの取り扱い権限など）とガバナンス規定の強化を図るための新たな制度を創設することについて、どう思いますか。

- □ ・必要である。
- □ ・不要である。
- □ ・わからない。

C.都市アセットの利活用によるエリアへの効果について

47 都市アセットの利活用によるエリアに対する効果について、どのようなものが期待されますか。（複数選択可）

- □ ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- □ ・エリア外からの来訪者の増加
- □ ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- □ ・まちのブランドイメージの向上

- [ ] ・継続的な利活用による地価の上昇
- [ ] ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、経済発展
- [ ] ・エリア滞在者のQOLの向上
- [ ] ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- [ ] ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

48 実際の都市アセットの利活用を行ったことがある場合、主にどのような効果がみられますか。（複数選択可）

- [ ] ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- [ ] ・エリア外からの来訪者の増加
- [ ] ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- [ ] ・まちのブランドイメージの向上
- [ ] ・継続的な利活用による地価の上昇
- [ ] ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、発展
- [ ] ・エリア滞在者のQOLの向上
- [ ] ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- [ ] ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

49 48.で具体的に効果分析を行った場合、その内容について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

50 都市アセットの利活用による効果を高めるための工夫として、どのような取り組みが考えられますか。（複数選択可）

- [ ] ・官民の都市アセットのハード空間の質を、より一層高めることで、利用者の満足度の向上
- [ ] ・エリアのあらゆる種類の資源・データを活用した様々な都市サービスを提供することで、より多様な活動の場を提供（例えば、サードプレイス、セカンド・セカンドプレイス（サードプレイスのセカンドプレイス化）、フォースプレイス（SNS等のサイバー空間）など）
- [ ] ・官民の都市アセットを個別にではなく一体で、同時に利活用することで、エリア全体への波及効果を最大化
- [ ] ・技術発展により大量化・即時化・高精細化するデータを積極的に活用することで、都市アセットの整備、管理の内容の効率化・最適化・収益化と合わせて、市民一人ひとりのニーズにリーチするサービスの実現
- [ ] ・利活用にあたってのステイクホルダー間での共通ルールを設定することで、実効性のある連携体制を構築。
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

～アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。～

3）不動産協会

不動産協会用

エリア価値向上のための都市サービス提供等に関する調査

（調査事項）

1　都道府県名

2　市区町村名

3　団体・部署名

4　回答代表者名

5　連絡先（メール）

6　連絡先（電話番号）

7　その他連絡先（回答項目ごとに担当が違う場合等に記述）

【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について

エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。

こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、

今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、

様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。

あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

【各設問中の※の定義は補足資料を参照ください】

A.都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体が抱える課題

8　既存の都市アセットにおける都市サービス提供上の課題として、当てはまるものを選択してください。また、具体的に困った事例がある場合は自由記述欄に記入ください。（複数選択可）

- □ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない
- □ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難
- □ ・都市サービス事業の採算がとれない
- □ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない
- □ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない

□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

9　前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

□ ・都市サービス提供の担い手となる事業者がいない

□ ・多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難

□ ・都市サービス事業の採算がとれない

□ ・都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない

□ ・都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない

□ ・都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

10　都市アセットを効果的に利活用していくために、現在取り組んでいる都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）

□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）

□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）

□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）

□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）

□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）

□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）

□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）

□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

11 今後、新たに取り組みたい都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

□ ・良好な市街地環境の形成
（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）

□ ・地域の安全安心の維持・向上
（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）

□ ・公共施設・共有物の管理
（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）

□ ・賑わいの創出・経済活性化
（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）

□ ・快適なモビリティ
（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）

□ ・地域のPR・情報発信
（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）

□ ・コミュニティの形成
（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）

□ ・地域資源の維持・活用
（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）

□ ・働く場の提供
（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス①
：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス②
：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス③
：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス

□ ・デジタル技術を活用した新たな都市サービス④
：XRサービス（AR、MR等）

□ ・エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用
（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）

□ ・人と人のコーディネート、マッチング
（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

12 都市サービス提供及びその促進のため、現在、課題を抱えていると思う主体はどれですか。（複数選択可）

- [ ] ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）
- [ ] ・都市サービス提供者
- [ ] ・民間土地・建物所有者
- [ ] ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

13 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- [ ] ・国、地方公共団体等（公物管理者含む）
- [ ] ・都市サービス提供者
- [ ] ・民間土地・建物所有者
- [ ] ・まちづくり団体（都市再生推進法人等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

14 13.で国、地方公共団体等（公物管理者含む）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- [ ] ・行政主体の行政事務①
  ：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分
- [ ] ・行政主体の行政事務②
  ：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- [ ] ・行政主体の行政事務③
  ：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない
- [ ] ・行政主体の行政事務④
  ：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援①
  ：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援②
  ：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援③
  ：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援④
  ：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援⑤
  ：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分
- [ ] ・民間主体に対する行政の支援⑥
  ：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

15 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・行政主体の行政事務①
  ：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分
- □ ・行政主体の行政事務②
  ：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- □ ・行政主体の行政事務③
  ：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない
- □ ・行政主体の行政事務④
  ：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない
- □ ・民間主体に対する行政の支援①
  ：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援②
  ：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援③
  ：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援④
  ：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑤
  ：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分
- □ ・民間主体に対する行政の支援⑥
  ：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

16 13.で都市サービス提供者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- □ ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- □ ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- □ ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- □ ・継続的なエリアへの関与が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

17 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分
- □ ・マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
- □ ・都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
- □ ・継続的なエリアへの関与が不十分
- □ ・その他（自由記述）

  自由記述欄：○○

18 13.で民間土地・建物所有者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- [ ] ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
- [ ] ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

19 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- [ ] ・都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
- [ ] ・都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い
- [ ] ・民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

20 13.でまちづくり団体（都市再生推進法人等）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
- [ ] ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
- [ ] ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
- [ ] ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分
- [ ] ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
- [ ] ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

21 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分
（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）
- [ ] ・都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分
- [ ] ・公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分
- [ ] ・対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分
（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）
- [ ] ・官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分
- [ ] ・都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分

- [ ] ・デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分
（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）
- [ ] ・都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

B－１.デジタル技術を活用したエリアマネジメントの可能性

22 **エリアマネジメントにおける、現在のデータの取得状況について、現在どのようなデータを取得していますか？併せて使途についても教えてください。（自由記述）なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。**

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

23 **エリアマネジメントにおける、今後のデータ取得ニーズとしてどのようなデータが想定されますか？併せて使途についても教えてください（自由記述）。なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。**

（記入例：○○データを取得し、○○に活用）

24 **多様化するエリア来訪者・滞在者一人ひとりのニーズに対し、きめ細やかに効果的な都市サービス提供を進めるため、エリアマネジメントのデジタイゼーション、デジタライゼーション、そしてデジタルトランスフォーメーション※４※５へ発展することが考えられます。エリアマネジメントについて、今後、デジタル技術を活用してどのような変革が必要だと思いますか。（複数選択可）**

- [ ] ・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
- [ ] ・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
- [ ] ・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

25 **24.の実現に向けて、まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスとして、今後必要と考えられるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・シェアモビリティ
- [ ] ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- [ ] ・エリアコミュニティサービス※２
- [ ] ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- [ ] ・XRサービス（AR、MR等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

26 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・シェアモビリティ

- [ ] ・ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)
- [ ] ・エリアコミュニティサービス※2
- [ ] ・都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）
- [ ] ・XRサービス（AR、MR等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

27 **25.の選択肢（「・その他」含む）の中で、実際に取り組んでいるものがあれば地区名と取り組み概要について教えて下さい。（自由記述）**
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

28 **24.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組みについて、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- [ ] ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）
- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

29 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備
- [ ] ・３D都市モデル等のデジタルツインの構築
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修
- [ ] ・エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発
- [ ] ・エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築
- [ ] ・データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保
- [ ] ・デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）

- [ ] ・エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

30 **24.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、取り組む際の課題について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）**

- [ ] ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- [ ] ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- [ ] ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- [ ] ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- [ ] ・取り組みのための予算が不足している
- [ ] ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- [ ] ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- [ ] ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- [ ] ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- [ ] ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

31 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない
- [ ] ・エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない
- [ ] ・エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない
- [ ] ・都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している
- [ ] ・取り組みのための予算が不足している
- [ ] ・デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない
- [ ] ・法定の都市再生法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない
- [ ] ・データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない
- [ ] ・参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない
- [ ] ・取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

32 **28.でデータのエリア循環の仕組みづくり（エリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）が重要と答えた場合、エリア循環が望まれるデータについて具体的に当てはまるものを選択して下さい。（複数選択可）**

- [ ] ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
- [ ] ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
- [ ] ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

33 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ

□ ・エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ

□ ・エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）

□ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

B－2.様々な主体の協調によるエリアマネジメントを支えるルール、ガバナンス規定のあり方

34 **都市アセットの利活用にあたって、関係者間で設定している計画・協定等のルールはありますか。ルールを設定している場合は、併せて具体の地区名、ルール名も記載ください。（複数選択可、地区名を記入）**

□ ・法定のルール※６を設定している

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

□ ・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基づく、計画や協定など）

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

□ ・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における暫定ルールを含む）

（地区名：○○地区□□計画、○○地区□□協定）

□ ・特に設定していない

35

34.で条例に基づくルールがあると答えた場合、条例に基づくルールの内容及び活用地区数、制度概要が分かるURLを記載して下さい。（自由記述）

（例：ルールの内容：地域まちづくり協定として、用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど。地区数：25地区で活用。URL：http://city.xx.lg.jp/xxx）

36 **34.で条例に基づくルール又は任意のルールがあると答えた場合、具体的にどのような内容を規定していますか。（自由記述）**

（例：用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど）

37 **今後、取り入れたい新たなルールがあれば、内容を記載ください。（自由記述）**

（例：デジタル分野のエリア内でのデータ連係や都市サービス提供に関するルール規定がないため今後必要など）

38 **今後、想定される新たなニーズとして、特に、デジタル分野に関するルールの必要性についてどう思いますか。（例：まちづくり団体が、○○のアプリサービスを提供する際に、関係者で、対象エリア、役割分担、費用負担、サービス内容等を合意し、実効性を担保するためのルールが必要）**

□ ・必要である

□ ・不要である

□ ・わからない

39 **34.で任意のルールがある又は35.で取り入れたい新たなルールがある又は38.でデジタル分野に関するルールが必要であると答えた場合、それらのルールについて法的位置付けの強化を図ることについてどう思いますか。**

- [ ] ・法的位置づけを強化すべき
- [ ] ・任意のルールのままでよい
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

40 **39.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、具体的にどのような位置付けが有効と考えますか。（複数選択可）**

- [ ] ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
- [ ] ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
- [ ] ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
- [ ] ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
- [ ] ・承継効の付与
- [ ] ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
- [ ] ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

41 **前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。**

- [ ] ・法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）
- [ ] ・法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和
- [ ] ・法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）
- [ ] ・法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例
- [ ] ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載
- [ ] ・承継効の付与
- [ ] ・国等による情報提供、指導、助言その他の援助
- [ ] ・市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

42 **39.で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、法的位置付けと併せて有効と考える支援策として当てはまるものを選択ください。（複数選択可）**

- [ ] ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
- [ ] ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
- [ ] ・柔軟な都市計画の運用
- [ ] ・予算支援
- [ ] ・金融支援
- [ ] ・税制支援
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

43 前問の回答より、特に当てはまるものを一つ選択してください。

- □ ・法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
- □ ・法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
- □ ・柔軟な都市計画の運用
- □ ・予算支援
- □ ・金融支援
- □ ・税制支援
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

44 都市アセットのうち、法定計画・協定等において、施設について定める場合、これまでは計画、整備に関する規定が主でしたが、新たに管理や利活用（空間の使い方や活動）に関する規定を加えることについて、どう思いますか。

- □ ・規定を加えるべき
- □ ・規定する必要はない（これまで通りでよい）
- □ ・わからない

45 44.で規定を加えるべきと答えた場合、規定を加える場合の、法定計画・協定等の決定手続き及び運用にあたっての課題としてあてはまるものを選択してください。（複数選択可）

- □ ・計画、整備と同等の決定手続きが必要となると、手続き期間や手間が制度活用のネックとなる
- □ ・計画、整備と同等の制限型の規定であると行政運用が厳しくなり、かえって利活用が進まない可能性がある（計画、整備に関する規定は、行為制限に関するもの）
- □ ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

46 まちづくり団体について、従来の活動範囲を広げるため、公的権限の付与とセットで、活動のリスク管理や信用力、資金回収力の強化を図るためガバナンス規定を強化することが考えられます。特に、デジタル技術を活用した取組みの推進にあたっては、エリアの中間支援組織であるまちづくり団体が、データのエリア循環の仕組み、具体的には、データ連携基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元する仕組みを整備することが考えられます。
これまでの都市再生推進法人の制度に加え、公的権限付与（行政が保有するエリアの個人情報等のデータの取り扱い権限など）とガバナンス規定の強化を図るための新たな制度を創設することについて、どう思いますか。

- □ ・必要である。
- □ ・不要である。
- □ ・わからない。

C.都市アセットの利活用によるエリアへの効果について

47 都市アセットの利活用によるエリアに対する効果について、どのようなものが期待されますか。（複数選択可）

- □ ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- □ ・エリア外からの来訪者の増加
- □ ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- □ ・まちのブランドイメージの向上

- [ ] ・継続的な利活用による地価の上昇
- [ ] ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、経済発展
- [ ] ・エリア滞在者のQOLの向上
- [ ] ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- [ ] ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

48 実際の都市アセットの利活用を行ったことがある場合、主にどのような効果がみられますか。（複数選択可）

- [ ] ・エリア内の人々の活動の多様化・活発化
- [ ] ・エリア外からの来訪者の増加
- [ ] ・利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化
- [ ] ・まちのブランドイメージの向上
- [ ] ・継続的な利活用による地価の上昇
- [ ] ・経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、発展
- [ ] ・エリア滞在者のQOLの向上
- [ ] ・オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成
- [ ] ・エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

49 48.で具体的に効果分析を行った場合、その内容について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

50 都市アセットの利活用による効果を高めるための工夫として、どのような取り組みが考えられますか。（複数選択可）

- [ ] ・官民の都市アセットのハード空間の質を、より一層高めることで、利用者の満足度の向上
- [ ] ・エリアのあらゆる種類の資源・データを活用した様々な都市サービスを提供することで、より多様な活動の場を提供（例えば、サードプレイス、セカンド・セカンドプレイス（サードプレイスのセカンドプレイス化）、フォースプレイス（SNS等のサイバー空間）など）
- [ ] ・官民の都市アセットを個別にではなく一体で、同時に利活用することで、エリア全体への波及効果を最大化
- [ ] ・技術発展により大量化・即時化・高精細化するデータを積極的に活用することで、都市アセットの整備、管理の内容の効率化・最適化・収益化と合わせて、市民一人ひとりのニーズにリーチするサービスの実現
- [ ] ・利活用にあたってのステイクホルダー間での共通ルールを設定することで、実効性のある連携体制を構築。
- [ ] ・その他（自由記述）

自由記述欄：○○

【調査②】地方都市と大都市の交流・連携について

国では、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくこととしています。

本調査②では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、検討状況や課題、必要な仕組み等を確認するものです（設問D）。

D.地方都市と大都市の交流・連携

51 「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、当てはまるものを選択してください。

- □ ・取組を既に進めている。
- □ ・検討を進めている。
- □ ・特に取り組んでいない。
- □ ・取り組む意向はない。

52 51で「取組を既に進めている」又は「検討を進めている」とご回答された場合、その内容について具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

53 イノベーションの創出や地域課題の解決に向けた大都市と地方都市との交流・連携を進める上での課題や、必要だと思うルールや仕組み等について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

～アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。～

(3) 補足資料

①市区町村

アンケート調査の趣旨 ～エリア価値の向上のための都市サービス提供等に関する調査～ 補足資料①

【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について

- エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。
- こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、
- 今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、
- 様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。
- あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

【調査②】地方都市と大都市の交流・連携について

- 国では、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくこととしています。
- 本調査②では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、検討状況や課題、必要な仕組み等を確認するものです（設問D）。

「エリア価値の向上」について ～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～ 補足資料②

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動にも大きな影響を及ぼしています。また、デジタル化の急速な進展も相まって、新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化・多様化が生じています。例えば、人々がより多くの時間を自宅付近で過ごすようになるなど、身近な生活圏において仕事にも休息や余暇にも活用できるゆとりある居心地の良い空間に対するニーズが高まっています。

- **「エリア価値の向上」とは、**こうした状況をふまえ、**地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民のニーズに応えていく取り組み**です。

- 具体的には、**地域の官民が連携し**、広場や街路、公園等の公共空間の再整備（改修・改変・高質化）、空き地・空き家等のリノベーション、これらの**空間における多様な都市サービスの導入（新たなまちの可能性を探る社会実験、デジタル技術やデータの利活用等を含む）による利活用を進め、**職・住・遊・学が融合した空間やゆとりと魅力のある空間等の創出とあわせて**人々の交流や活動を生み出し、エリア全体の価値を一体的に高めていくもの**です。

- 国交省都市局では、現場の声を聴きながら、こうした官民による取り組みを総合的に支援しているところです。

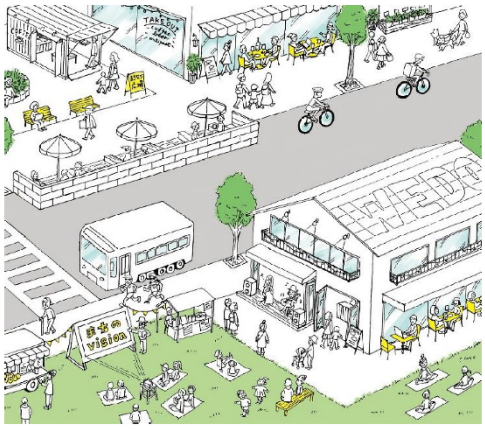

※詳しくはこちら↓

「デジタル化の進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

新型コロナ危機を契機に生じた変化

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

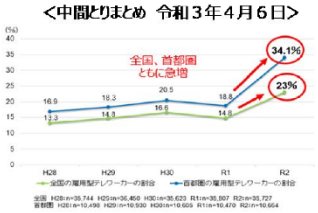

■新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、**人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）**。
これに伴い、ワークライフバランスの重視など、**「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。**

■**「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。**職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

- 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり
- 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション
- 街路⇔オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用

公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕

スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

官民の多様な主体によるビジョンの共有
“自然や景観・歴史文化”“人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり

ウォーカブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）

多様な人々の振わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）

民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）

旧温泉宿を活用したコワーキングスペースの設置（別府市）

使われていない土地や限られた空間の有効活用

土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（宮城市）

立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）

景観に配慮した空地の広場化（高山市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用

街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）

災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

顔認証受付・決済で手ぶら観光

通勤経路・防災情報等まちの情報のリアルタイム発信

誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ

まちなかでの社会実験

空き地を有効利用した広場化の社会実験（福山市）

自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実

データ活用の中心的な役割を担うまちづくり団体（松市）

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり

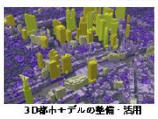
3D都市モデルの整備・活用

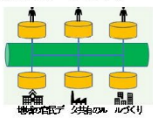
地域の自民データ共有のルールづくり

用語の定義１　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－１

※１　都市アセット

道路や公園・緑地、広場、駅前広場・交通広場、交流センターといった公共施設のみならず、広く都市において多くの人々が利用する施設や空間で、例えば、民間敷地の広場（有効空地、公開空地等を含む）や軒先、駅舎、駐車場、といった準公共的な空間や、商業施設などの不特定多数の者が利用する民間施設、さらには、空き家や空き地、空き店舗などの都市アセットになり得る低未利用土地・建物も含みます。

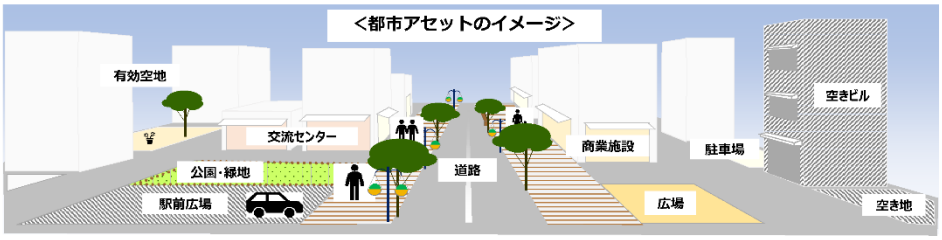

※２　都市サービス

都市アセット※１において、効果的な利活用のため、まちづくり団体や民間事業者等により提供される多様なサービスを指します（**新たなまちの可能性を探る社会実験等を含む。都市アセットやエリア単位、バーチャル都市空間等で提供されるデジタルサービスも含む。**住民等による自発的な活動を促す取組も含む。）。エリアの利益に資する共益的取組のほか、公共サービス等の代替機能を有する公益的取組、特定の組織や個人の利益に資する私益的取組があります。

用語の定義２　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－２

【都市サービスの提供に関する取り組み】

<多様な都市サービスの類型>

類　型	内　容
1 良好な市街地環境の形成	・植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動
2 地域の安全安心の維持・向上	・防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入
3 公共施設・共有物の管理	・公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理
4 賑わいの創出・経済活性化	・イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。 地域の名産等の創出又は創業支援。
5 快適なモビリティ	・共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等
6 地域のPR・情報発信	・ホームページ、広報誌、案内所、案内板設置等によるエリア情報発信。 地域に関するシンポジウム等の開催
7 コミュニティの形成	・エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。 参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。
8 地域資源の維持・活用	・歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成
9 働く場の提供	・テレワーク拠点・コワーキングスペース等
10 デジタル技術を活用した新たな都市サービス	・ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等) ・エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）★ ・wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス ・XRサービス（AR、MR等） ★ エリアコミュニティサービスとは、官民が連携し、特定の地域・エリアに関する情報発信（イベント、店舗、交通、防災情報など）や共有（市民からサービス提供者へ、あるいは、市民同士で）、サービス予約、地域ポイント、インフラ管理、利用者の活動ログやアンケートの収集など、サービス提供者と利用者との双方向の情報をやり取りするアプリサービスなど。 サービスを提供するまちづくり団体等にとっては、データ分析によるエリアに関するサービスの効率化・高度化等が可能で、利用者（地域住民、ワーカー、来訪者等）にとっては利便性向上やコミュニティの活性化、そしてQOLの向上が図られるなど、双方向にとってメリットが期待されます。

<都市サービス提供につなげる取り組み>

1 エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用	・まちの将来像、官民連携による取組の方向性などに関するエリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等エリアルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用
2 人と人のコーディネート、マッチング	・都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等

用語の定義３　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－３

※３　まちづくりへの活用が期待されるデータのバリエーション

大分類	既往のデータ（公共データ等）	小分類	新たなデータ（民間データ等）
人や物の移動	【例】 国勢調査（従業値・通学地による人口・就業状態等集計）【総務省統計局】、 都市圏パーソントリップ調査【地方公共団体】、 全国道路・街路交通情勢（道路交通センサス）【国土交通省道路局】　など	1 人流	人がいつ、どこに、何人いるのか等を連続的に把握したデータ 【例】携帯電話基地局データ、GPSデータ、Wi-Fiアクセスポイントデータ、 ビーコンデータ、カメラ画像データ、センサーデータ（LiDAR等）　など
		2 車両	車両挙動を連続的に把握したデータ 【例】カーナビケーションデータ、ETC2.0データ、携帯GPSデータ、 デジタルタコグラフデータ　など
		3 ICカード	駅改札の入出場時やバスの乗降時の利用履歴データ 【例】交通系ICカードデータ　など
空間	【例】 都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況）【都道府県等】、 国土交通省地価公示・都道府県地価調査【国土交通省不動産・建設経済局等】 など	4 衛星	人工衛星に搭載されたセンサにより、地表面の土地利用の状況や対象物の色・大きさ・形状などを把握したデータ 【例】光学センサ、合成開口レーダー（SAR）センサ　など
		5 不動産	実際に行われた不動産の取引価格等を記録したデータ 【例】不動産取引価格データ　など
人の活動	【例】 経済センサス-活動調査（売上（収入）金額など）【総務省統計局】、 国民健康・栄養調査【厚生労働省】、 河川水辺の国勢調査【国土交通省水管理・国土保全局】　など	6 消費	購買者の属性や、購買額等の消費活動を記録したデータ 【例】POSデータ、クレジットカードデータ、モバイル決済データ、 ポイントカードデータ、地域通貨データ、携帯アプリ（家計簿）データ 等
		7 電力	各世帯。事業所の使用電力量等を把握したデータ 【例】スマートメーターデータ　など
		8 健康	医療機関への受信状況や、個人の健康状況について把握したデータ 【例】匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データ、 JAGES（日本老年学的評価研究）データ、携帯アプリデータ　など
		9 ソーシャルメディア・検索	SNS等のソーシャルメディアや検索エンジン上での入力キーワードから、各地域で関心の高いキーワードや、来訪者や特性等を把握したデータ 【例】ソーシャルメディアデータ、検索データ　など

用語の定義４　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－４

※４　まちづくり団体等によるデジタル技術を活用したエリアマネジメントの段階

従来のまちづくり団体等によるエリアマネジメントについて、デジタル技術を活用した取り組み段階として、**①アナログ・物理データのデジタルデータ化が進むデジタイゼーション**（Digitization）、**②個別の業務プロセスのデジタル化が進むデジタライゼーション**（Digitalization）、**③全体の業務プロセスのデジタル化やエリア価値向上のための仕組みの変革がなされるデジタルトランスフォーメーション**（Digital Transformation）の３つの段階が考えられます。

それぞれの具体例は下図のとおりです。

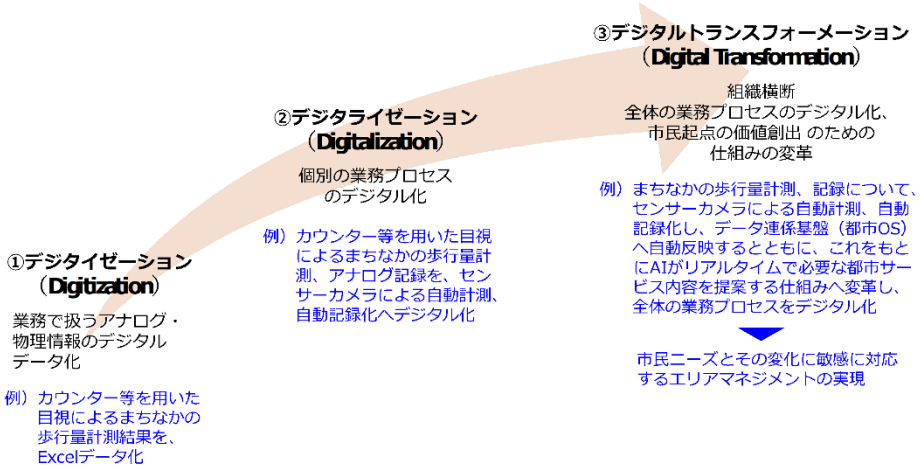

用語の定義５　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－５

※５　エリマネDX

まちづくり団体等が行うエリアマネジメントにおいて、地域のあらゆる資源（都市アセット等）・データを活用し、**多様な市民ニーズを的確にとらえたきめ細やかな都市サービスを実現することでエリア価値向上を図るため、**これまでの都市空間の使い方・マネジメントといった**フィジカル空間での取組のみならず、データ、デジタル技術やバーチャル空間と融合したエリアマネジメントを志向する新たな考え方**です。

エリアマネジメントのデジタルトランスフォーメーションが実現することで、従来のエリマネ［環境整備（まちづくりルール、案内板・フラッグバナー等ハード整備）、情報発信（チラシ、HP、広告）、ソフト活動（清掃、イベント等）］がデジタルサービス領域をはじめ多様化・高度化し、**マネジメントの仕組みそのものが変革する**ことで、住民・来街者の利便性向上とともに、エリマネ団体・行政側のサービスの効率化や新たな財源確保等も期待できます。

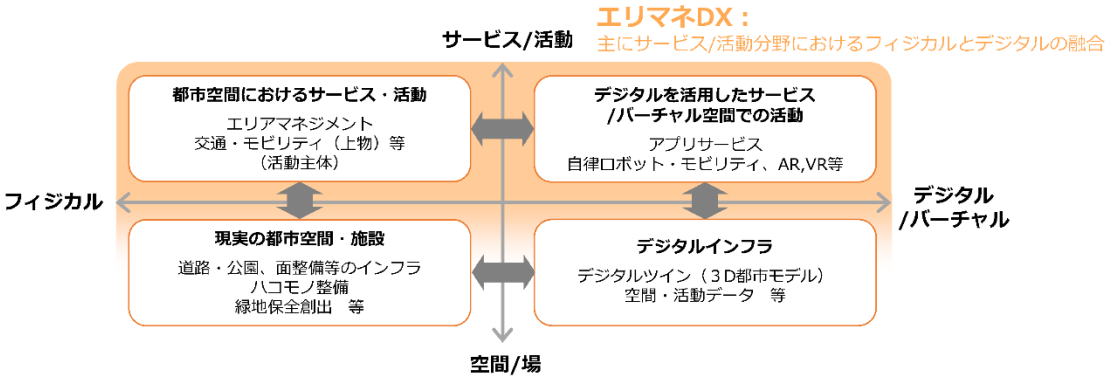

用語の定義６　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－６

※６　法定のルール（計画・協定等）

法定のルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

法定の計画は、地区計画や景観計画等を指します。

法定の協定は、都市再生整備計画に基づくもの（都市利便増進協定、低未利用土地利用促進協定、都市再生整備歩行者経路協定、公園施設設置管理協定）、立地適正化計画に基づくもの（立地誘導促進施設協定、跡地等管理等協定）、都市再生安全確保計画に基づくもの（都市再生歩行者経路協定、管理協定、退避経路協定、退避施設協定、非常用電気等供給施設協定）、建築協定等を指します。

※７　条例に基づくルール、任意のルール（計画・協定等）

法定ではないルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等のほか、空間の使い方や活動等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

市町村の条例（まちづくり条例や広場条例等）に基づくルールと、**任意のルール（市町村の要綱・要領に基づくルール、都市アセットの利活用の社会実験にあたって暫定的に関係者間で規定しているルール、市町村が関与せずに地域住民や民間のみで定めたルールなど）**があります。

（ルールの内容の一例）
用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど

用語の定義７　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～

補足資料③－７

※８　都市再生推進法人の業務

都市再生特別措置法 第118条～第123条より

(1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
(2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
(3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
(4) 事業用地の取得、管理、譲渡
(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
(6) 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
(7) 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
(8) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
(9) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
(10) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
(11) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
(12) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
(13) 都市の再生に関する調査研究
(14) 都市の再生に関する普及啓発
(15) その他の都市の再生に必要な業務

※詳しくはこちら→
https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNADE562F9740D5301c378d90e4d6ad00adbc3cd53389eccda1abc57b44369e12c1f7a49a6beab

②まちづくり団体

アンケート調査の趣旨 ～エリア価値の向上のための都市サービス提供等に関する調査～ 補足資料①

【調査】エリア価値向上のための都市サービス提供について

- エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。
- こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、
- 今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、
- 様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。
- あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

「エリア価値の向上」について ～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～ 補足資料②

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動にも大きな影響を及ぼしています。また、デジタル化の急速な進展も相まって、新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化・多様化が生じています。例えば、人々がより多くの時間を自宅付近で過ごすようになるなど、身近な生活圏において仕事にも休息や余暇にも活用できるゆとりある居心地の良い空間に対するニーズが高まっています。

- **「エリア価値の向上」とは、**こうした状況をふまえ、**地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民のニーズに応えていく取り組み**です。

- 具体的には、**地域の官民が連携し**、広場や街路、公園等の公共空間の再整備（改修・改変・高質化）、空き地・空き家等のリノベーション、これらの**空間における多様な都市サービスの導入（新たなまちの可能性を探る社会実験、デジタル技術やデータの利活用等を含む）による利活用を進め、**職・住・遊・学が融合した空間やゆとりと魅力のある空間等の創出とあわせて**人々の交流や活動を生み出し、エリア全体の価値を一体的に高めていくもの**です。

- 国交省都市局では、現場の声を聴きながら、こうした官民による取り組みを総合的に支援しているところです。

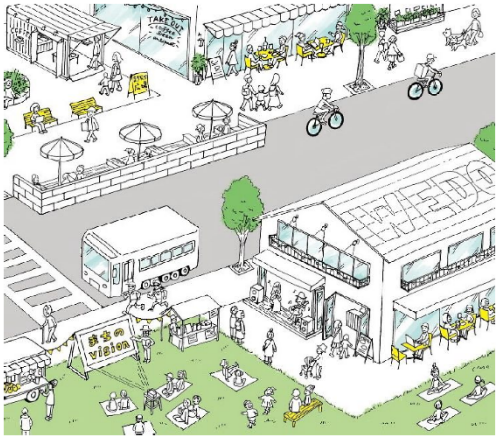

※詳しくはこちら↓

「デジタル化の進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

新型コロナ危機を契機に生じた変化

■新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、**人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）**。
これに伴い、ワークライフバランスの重視など、**「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。**

■**「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。**職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。

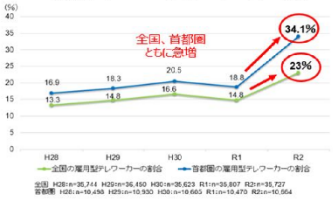

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

- 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり
- 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション
- 街路⇔オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用

公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕

スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

官民の多様な主体によるビジョンの共有
“自然や景観・歴史文化”“人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり

ウォーカブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）

多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）

民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）

旧温泉宿を活用したワーキングスペースの設置（別府市）

使われていない土地や限られた空間の有効活用

土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（草津市）

立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）

景観に配慮した空地の広場化（高山市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用

街路空間におけるオープンテラスによる活用（滋賀市）

災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

相談受付・決済で手ぶら観光

移動情報・防災情報等まちの情報のリアルタイム発信

誰もがスムーズに自由に移動するモビリティ

まちなかでの社会実験

空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）

自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実

データ活用の中心的な役割を担うまちづくり団体（都市）

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり

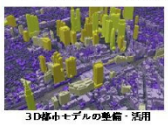
3D都市モデルの整備・活用

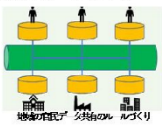
地域の官民データ活用のルールづくり

用語の定義１　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－１

※１　都市アセット

道路や公園・緑地、広場、駅前広場・交通広場、交流センターといった公共施設のみならず、広く都市において多くの人々が利用する施設や空間で、例えば、民間敷地の広場（有効空地、公開空地等を含む）や軒先、駅舎、駐車場、といった準公共的な空間や、商業施設などの不特定多数の者が利用する民間施設、さらには、空き家や空き地、空き店舗などの都市アセットになり得る低未利用土地・建物も含みます。

<都市アセットのイメージ>

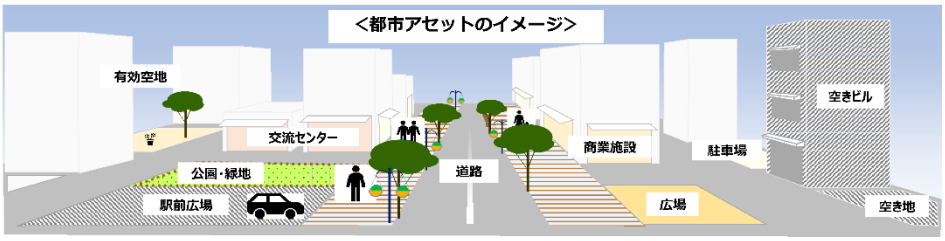

※２　都市サービス

都市アセット※１において、効果的な利活用のため、まちづくり団体や民間事業者等により提供される多様なサービスを指します（**新たなまちの可能性を探る社会実験等を含む。都市アセットやエリア単位、バーチャル都市空間等で提供されるデジタルサービスも含む。**住民等による自発的な活動を促す取組も含む。）。エリアの利益に資する共益的取組のほか、公共サービス等の代替機能を有する公益的取組、特定の組織や個人の利益に資する私益的取組があります。

<都市サービスのイメージ>

用語の定義２　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－２

【都市サービスの提供に関する取り組み】

<多様な都市サービスの類型>

類　型	内　容
1 良好な市街地環境の形成	・植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動
2 地域の安全安心の維持・向上	・防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入
3 公共施設・共有物の管理	・公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理
4 賑わいの創出・経済活性化	・イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。 地域の名産等の創出又は創業支援。
5 快適なモビリティ	・共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等
6 地域のPR・情報発信	・ホームページ、広報誌、案内所、案内板板設置等によるエリア情報発信。 地域に関するシンポジウム等の開催
7 コミュニティの形成	・エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。 参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。
8 地域資源の維持・活用	・歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成
9 働く場の提供	・テレワーク拠点・コワーキングスペース等
10 デジタル技術を活用した新たな都市サービス	・ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等) ・エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）★ ・wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス ・XRサービス（AR、MR等） ★ エリアコミュニティサービスとは、官民が連携し、特定の地域・エリアに関する情報発信（イベント、店舗、交通、防災情報など）や共有（市民からサービス提供者へ、あるいは、市民同士で）、サービス予約、地域ポイント、インフラ管理、利用者の活動ログやアンケートの収集など、サービス提供者と利用者との双方向の情報をやり取りするアプリサービスなど。 サービスを提供するまちづくり団体等にとっては、データ分析によるエリアに関するサービスの効率化・高度化等が可能で、利用者（地域住民、ワーカー、来訪者等）にとっては利便性向上やコミュニティの活性化、そしてQOLの向上が図られるなど、双方向にとってメリットが期待されます。

<都市サービス提供につなげる取り組み>

1 エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用	・まちの将来像、官民連携による取組の方向性などに関するエリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等エリアルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用
2 人と人のコーディネート、マッチング	・都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ（マッチング）、支援するコーディネート等

用語の定義３　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－３

※３　まちづくりへの活用が期待されるデータのバリエーション

大分類	既往のデータ（公共データ等）	小分類	新たなデータ（民間データ等）
人や物の移動	【例】 国勢調査（従業値・通学地による人口・就業状態等集計）【総務省統計局】、 都市圏パーソントリップ調査【地方公共団体】、 全国道路・街路交通情勢（道路交通センサス）【国土交通省道路局】　など	1 人流	人がいつ、どこに、何人いるのか等を連続的に把握したデータ 【例】携帯電話基地局データ、GPSデータ、Wi-Fiアクセスポイントデータ、 ビーコンデータ、カメラ画像データ、センサーデータ（LiDAR等）　など
		2 車両	車両挙動を連続的に把握したデータ 【例】カーナビケーションデータ、ETC2.0データ、携帯GPSデータ、 デジタルタコグラフデータ　など
		3 ICカード	駅改札の入出場時やバスの乗降時の利用履歴データ 【例】交通系ICカードデータ　など
空間	【例】 都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況）【都道府県等】、 国土交通省地価公示・都道府県地価調査【国土交通省不動産・建設経済局等】 など	4 衛星	人工衛星に搭載されたセンサにより、地表面の土地利用の状況や対象物の色・大きさ・形状などを把握したデータ 【例】光学センサ、合成開口レーダー（SAR）センサ　など
		5 不動産	実際に行われた不動産の取引価格等を記録したデータ 【例】不動産取引価格データ　など
人の活動	【例】 経済センサス-活動調査（売上（収入）金額など）【総務省統計局】、 国民健康・栄養調査【厚生労働省】、 河川水辺の国勢調査【国土交通省水管理・国土保全局】　など	6 消費	購買者の属性や、購買額等の消費活動を記録したデータ 【例】POSデータ、クレジットカードデータ、モバイル決済データ、 ポイントカードデータ、地域通貨データ、携帯アプリ（家計簿）データ 等
		7 電力	各世帯。事業所の使用電力量等を把握したデータ 【例】スマートメーターデータ　など
		8 健康	医療機関への受信状況や、個人の健康状況について把握したデータ 【例】匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データ、 JAGES（日本老年学的評価研究）データ、携帯アプリデータ　など
		9 ソーシャルメディア・検索	SNS等のソーシャルメディアや検索エンジン上での入力キーワードから、各地域で関心の高いキーワードや、来訪者や特性等を把握したデータ 【例】ソーシャルメディアデータ、検索データ　など

用語の定義４　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－４

※4　まちづくり団体等によるデジタル技術を活用したエリアマネジメントの段階

従来のまちづくり団体等によるエリアマネジメントについて、デジタル技術を活用した取り組み段階として、**①アナログ・物理データのデジタルデータ化が進むデジタイゼーション**（Digitization）、**②個別の業務プロセスのデジタル化が進むデジタライゼーション**（Digitalization）、**③全体の業務プロセスのデジタル化やエリア価値向上のための仕組みの変革がなされるデジタルトランスフォーメーション**（Digital Transformation）の３つの段階が考えられます。

それぞれの具体例は下図のとおりです。

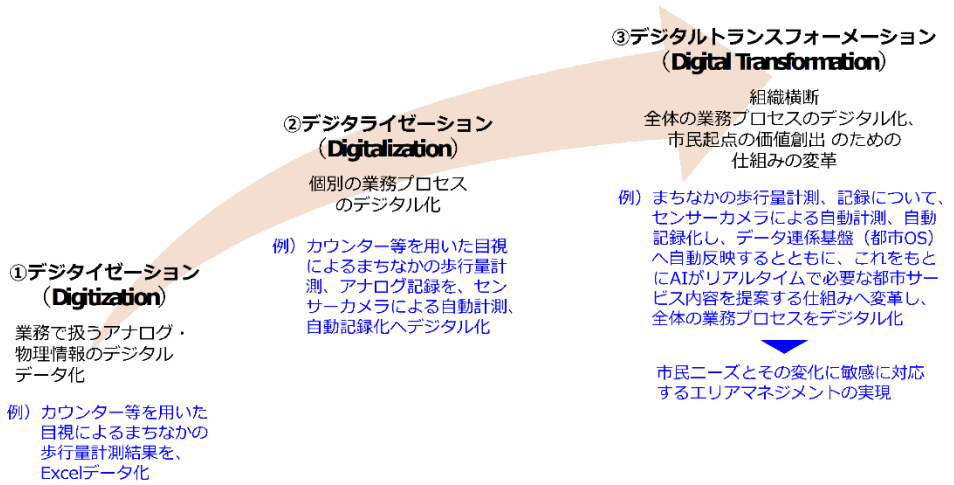

用語の定義５　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－５

※５　エリマネDX

まちづくり団体等が行うエリアマネジメントにおいて、地域のあらゆる資源（都市アセット等）・データを活用し、**多様な市民ニーズを的確にとらえたきめ細やかな都市サービスを実現することでエリア価値向上を図るため、**これまでの都市空間の使い方・マネジメントといった**フィジカル空間での取組のみならず、データ、デジタル技術やバーチャル空間と融合したエリアマネジメントを志向する新たな考え方**です。

エリアマネジメントのデジタルトランスフォーメーションが実現することで、従来のエリマネ［環境整備（まちづくりルール、案内板・フラッグバナー等ハード整備）、情報発信（チラシ、HP、広告）、ソフト活動（清掃、イベント等）］がデジタルサービス領域をはじめ多様化・高度化し、**マネジメントの仕組みそのものが変革する**ことで、住民・来街者の利便性向上とともに、エリマネ団体・行政側のサービスの効率化や新たな財源確保等も期待できます。

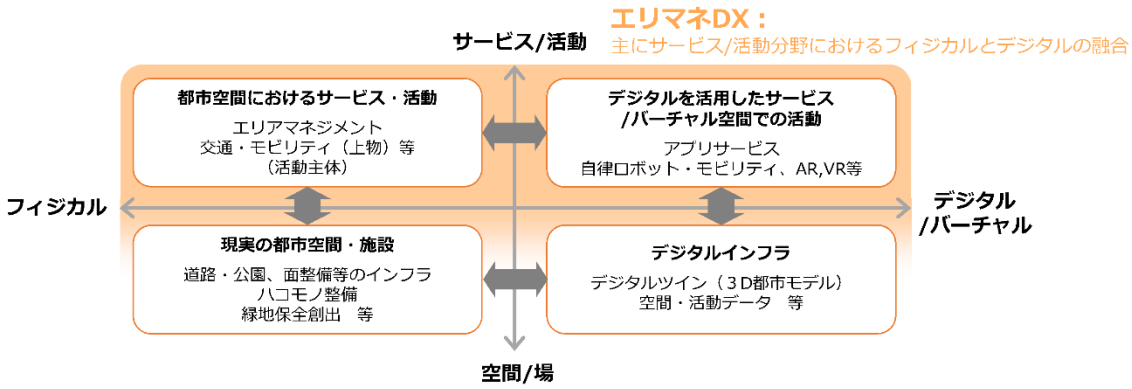

用語の定義６　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－６

※６　法定のルール（計画・協定等）

法定のルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

法定の計画は、地区計画や景観計画等を指します。

法定の協定は、都市再生整備計画に基づくもの（都市利便増進協定、低未利用土地利用促進協定、都市再生整備歩行者経路協定、公園施設設置管理協定）、立地適正化計画に基づくもの（立地誘導促進施設協定、跡地等管理等協定）、都市再生安全確保計画に基づくもの（都市再生歩行者経路協定、管理協定、退避経路協定、退避施設協定、非常用電気等供給施設協定）、建築協定等を指します。

※７　条例に基づくルール、任意のルール（計画・協定等）

法定ではないルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等のほか、空間の使い方や活動等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

市町村の条例（まちづくり条例や広場条例等）に基づくルールと、**任意のルール（市町村の要綱・要領に基づくルール、都市アセットの利活用の社会実験にあたって暫定的に関係者間で規定しているルール、市町村が関与せずに地域住民や民間のみで定めたルールなど）**があります。

（ルールの内容の一例）
用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど

用語の定義７　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～

補足資料③－７

※８　都市再生推進法人の業務

都市再生特別措置法 第118条～第123条より

(1)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
(2)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
(3)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
(4)　事業用地の取得、管理、譲渡
(5)　公共施設、駐車場、駐輪場の管理
(6)　公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
(7)　都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
(8)　低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
(9)　跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
(10) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
(11) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
(12) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
(13) 都市の再生に関する調査研究
(14) 都市の再生に関する普及啓発
(15) その他の都市の再生に必要な業務

※詳しくはこちら→
https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNADE562F9740D5301c378d90e4d6ad00adbc3cd53389eccda1abc57b44369e12c1f7a49a6beab

③不動産協会

アンケート調査の趣旨 ～エリア価値の向上のための都市サービス提供等に関する調査～

補足資料①

【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について

- エリア価値向上のための都市アセット利活用には、エリアマネジメント等を通じて、まちの人々の活動を促す都市サービスを幅広く提供することが欠かせません。一方で、エリアマネジメントの担い手となるまちづくり団体等は、人材・財源確保等の面での課題を抱えながら、多様化する市民ニーズに応えていかなければならない困難さがあります。
- こうした取り組みにあたっては、まちづくり団体だけでなく、行政、民間事業者、土地・建物所有者等の主体的な関与も重要と考えられ、本調査①では、都市アセットの利活用の現状とこれを支える様々な主体の抱える課題（設問A）について、確認しつつ、
- 今後の課題解決の方向性として、デジタル技術によるエリアマネジメントの効率化・高度化、そして変革の可能性を探る（設問B－１）とともに、
- 様々な主体の関与による多彩なエリアマネジメント活動の実効性を担保するために、ルール制度をより幅広く・柔軟な規定へ改善し、また、まちづくり団体の信用力等を高めるために公的位置付け等を付与すること（設問B－２）を想定した場合の、課題、ニーズを調査するものです。
- あわせて、施策推進の裏付けとして、エリア価値向上の取り組みによる効果についても把握します（設問C）。

【調査②】地方都市と大都市の交流・連携について

- 国では、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくこととしています。
- 本調査②では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、検討状況や課題、必要な仕組み等を確認するものです（設問D）。

「エリア価値の向上」について ～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～

補足資料②

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動にも大きな影響を及ぼしています。また、デジタル化の急速な進展も相まって、新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化・多様化が生じています。例えば、人々がより多くの時間を自宅付近で過ごすようになるなど、身近な生活圏において仕事にも休息や余暇にも活用できるゆとりある居心地の良い空間に対するニーズが高まっています。

- **「エリア価値の向上」とは、**こうした状況をふまえ、**地域の資源として身近なまちなかエリアに存在する官民の既存ストックを、機動的・最大限に利活用していくことで、多様化する市民のニーズに応えていく取り組み**です。

- 具体的には、**地域の官民が連携し**、広場や街路、公園等の公共空間の再整備（改修・改変・高質化）、空き地・空き家等のリノベーション、これらの**空間における多様な都市サービスの導入（新たなまちの可能性を探る社会実験、デジタル技術やデータの利活用等を含む）による利活用を進め、**職・住・遊・学が融合した空間やゆとりと魅力のある空間等の創出とあわせて**人々の交流や活動を生み出し、エリア全体の価値を一体的に高めていくもの**です。

- 国交省都市局では、現場の声を聴きながら、こうした官民による取り組みを総合的に支援しているところです。

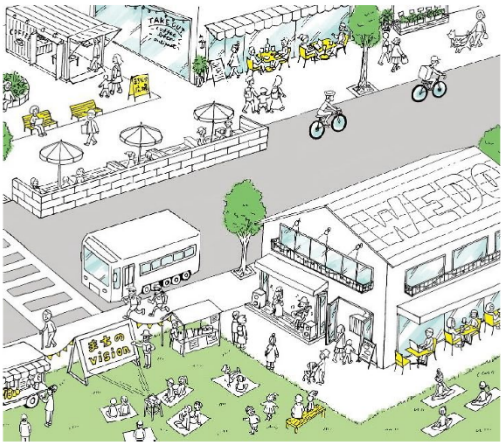

※詳しくはこちら↓

「デジタル化の進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

新型コロナ危機を契機に生じた変化

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

■新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、**人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。**
これに伴い、ワークライフバランスの重視など、**「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。**

■ **「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。**職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。

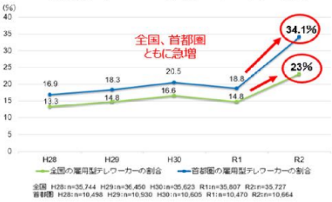

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える **（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）**	ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施 **（機動的なまちづくりの実現）**

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

- 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり
- 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション
- 街路⇔オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用

公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

［イメージ］

スピーディーに「動く」

- 公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

- データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

参考）

補足資料②

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

<中間とりまとめ　令和３年４月６日>

官民の多様な主体によるビジョンの共有
“自然や景観・歴史文化”“人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり

ウォーカブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）

多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）

民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）

旧温泉宿を活用したコワーキングスペースの設置（別府市）

使われていない土地や限られた空間の有効活用

土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（彦根市）

立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）

景観に配慮した空地の広場化（高山市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用

街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）

災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

顔認証受付・決済で手ぶら観光

混雑情報・防災情報等まちの情報のリアルタイム発信

誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ

まちなかでの社会実験

空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）

自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実

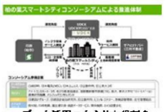

データ活用の中心的な役割を担うまちづくり団体（柏市）

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり

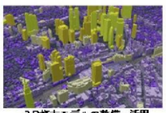
３D都市モデルの整備・活用

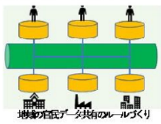
地域の官民データ共有のルールづくり

用語の定義１　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－１

※１　都市アセット

道路や公園・緑地、広場、駅前広場・交通広場、交流センターといった公共施設のみならず、広く都市において多くの人々が利用する施設や空間で、例えば、民間敷地の広場（有効空地、公開空地等を含む）や軒先、駅舎、駐車場、といった準公共的な空間や、商業施設などの不特定多数の者が利用する民間施設、さらには、空き家や空き地、空き店舗などの都市アセットになり得る低未利用土地・建物も含みます。

<都市アセットのイメージ>

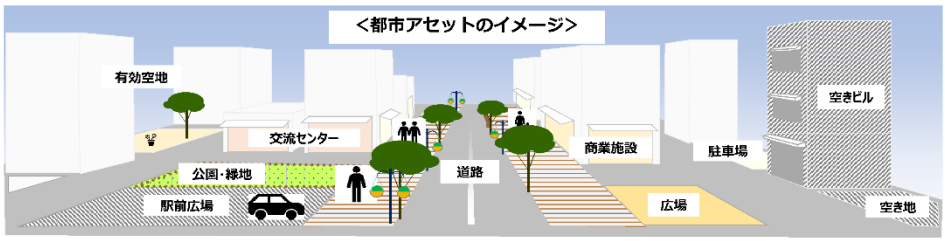

※２　都市サービス

都市アセット※１において、効果的な利活用のため、まちづくり団体や民間事業者等により提供される多様なサービスを指します（**新たなまちの可能性を探る社会実験等を含む。都市アセットやエリア単位、バーチャル都市空間等で提供されるデジタルサービスも含む。**住民等による自発的な活動を促す取組も含む。）。エリアの利益に資する共益的取組のほか、公共サービス等の代替機能を有する公益的取組、特定の組織や個人の利益に資する私益的取組があります。

<都市サービスのイメージ>

用語の定義２　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－２

【都市サービスの提供に関する取り組み】

<多様な都市サービスの類型>

類　型	内　容
1 良好な市街地環境の形成	・植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動
2 地域の安全安心の維持・向上	・防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入
3 公共施設・共有物の管理	・公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理
4 賑わいの創出・経済活性化	・イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。 地域の名産等の創出又は創業支援。
5 快適なモビリティ	・共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等
6 地域のPR・情報発信	・ホームページ、広報誌、案内所、案内板設置等によるエリア情報発信。 地域に関するシンポジウム等の開催
7 コミュニティの形成	・エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。 参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。
8 地域資源の維持・活用	・歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成
9 働く場の提供	・テレワーク拠点・コワーキングスペース等
10 デジタル技術を活用した新たな都市サービス	・ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等) ・エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）★ ・wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス ・XRサービス（AR、MR等） ★ エリアコミュニティサービスとは、官民が連携し、特定の地域・エリアに関する情報発信（イベント、店舗、交通、防災情報など）や共有（市民からサービス提供者へ、あるいは、市民同士で）、サービス予約、地域ポイント、インフラ管理、利用者の活動ログやアンケートの収集など、サービス提供者と利用者との双方向の情報をやり取りするアプリサービスなど。 サービスを提供するまちづくり団体等にとっては、データ分析によるエリアに関するサービスの効率化・高度化等が可能で、利用者（地域住民、ワーカー、来訪者等）にとっては利便性向上やコミュニティの活性化、そしてQOLの向上が図られるなど、双方向にとってメリットが期待されます。

<都市サービス提供につなげる取り組み>

1 エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用	・まちの将来像、官民連携による取組の方向性などに関するエリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等エリアルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用
2 人と人のコーディネート、マッチング	・都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等

用語の定義３　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－３

※３　まちづくりへの活用が期待されるデータのバリエーション

大分類	既往のデータ（公共データ等）	小分類	新たなデータ（民間データ等）
人や物の移動	【例】 国勢調査（従業値・通学地による人口・就業状態等集計）【総務省統計局】、 都市圏パーソントリップ調査【地方公共団体】、 全国道路・街路交通情勢（道路交通センサス）【国土交通省道路局】　など	1 人流	人がいつ、どこに、何人いるのか等を連続的に把握したデータ 【例】携帯電話基地局データ、GPSデータ、Wi-Fiアクセスポイントデータ、 ピーコンデータ、カメラ画像データ、センサーデータ（LiDAR等）　など
		2 車両	車両挙動を連続的に把握したデータ 【例】カーナビケーションデータ、ETC2.0データ、携帯GPSデータ、 デジタルタコグラフデータ　など
		3 ICカード	駅改札の入出場時やバスの乗降時の利用履歴データ 【例】交通系ICカードデータ　など
空間	【例】 都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況）【都道府県等】、 国土交通省地価公示・都道府県地価調査【国土交通省不動産・建設経済局等】 など	4 衛星	人工衛星に搭載されたセンサにより、地表面の土地利用の状況や対象物の色・大きさ・形状などを把握したデータ 【例】光学センサ、合成開口レーダー（SAR）センサ　など
		5 不動産	実際に行われた不動産の取引価格等を記録したデータ 【例】不動産取引価格データ　など
人の活動	【例】 経済センサス-活動調査（売上（収入）金額など）【総務省統計局】、 国民健康・栄養調査【厚生労働省】、 河川水辺の国勢調査【国土交通省水管理・国土保全局】　など	6 消費	購買者の属性や、購買額等の消費活動を記録したデータ 【例】POSデータ、クレジットカードデータ、モバイル決済データ、 ポイントカードデータ、地域通貨データ、携帯アプリ（家計簿）データ 等
		7 電力	各世帯。事業所の使用電力量等を把握したデータ 【例】スマートメーターデータ　など
		8 健康	医療機関への受信状況や、個人の健康状況について把握したデータ 【例】匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データ、 JAGES（日本老年学的評価研究）データ、携帯アプリデータ　など
		9 ソーシャルメディア・検索	SNS等のソーシャルメディアや検索エンジン上での入力キーワードから、各地域で関心の高いキーワードや、来訪者や特性等を把握したデータ 【例】ソーシャルメディアデータ、検索データ　など

用語の定義４　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－４

※4　まちづくり団体等によるデジタル技術を活用したエリアマネジメントの段階

従来のまちづくり団体等によるエリアマネジメントについて、デジタル技術を活用した取り組み段階として、**①アナログ・物理データのデジタルデータ化が進むデジタイゼーション**（Digitization）、**②個別の業務プロセスのデジタル化が進むデジタライゼーション**（Digitalization）、**③全体の業務プロセスのデジタル化やエリア価値向上のための仕組みの変革がなされるデジタルトランスフォーメーション**（Digital Transformation）の３つの段階が考えられます。

それぞれの具体例は下図のとおりです。

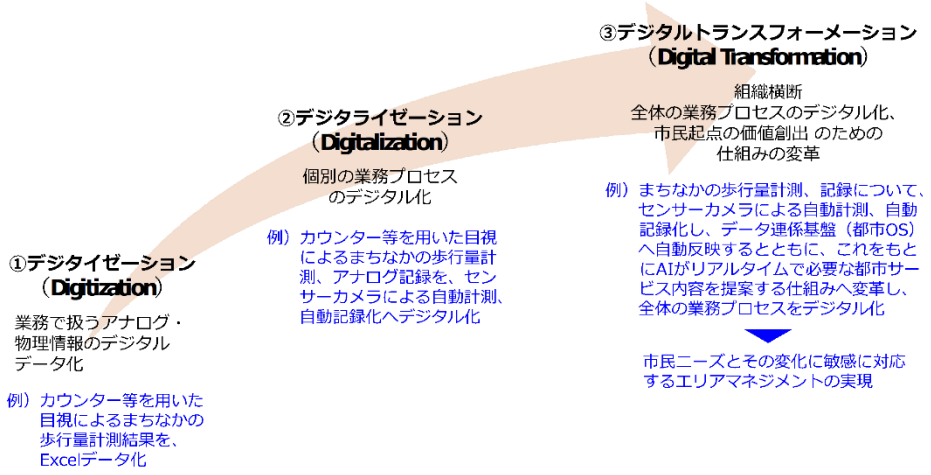

用語の定義５　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－５

※５　エリマネDX

まちづくり団体等が行うエリアマネジメントにおいて、地域のあらゆる資源（都市アセット等）・データを活用し、**多様な市民ニーズを的確にとらえたきめ細やかな都市サービスを実現することでエリア価値向上を図るため、**これまでの都市空間の使い方・マネジメントといった**フィジカル空間での取組のみならず、データ、デジタル技術やバーチャル空間と融合したエリアマネジメントを志向する新たな考え方**です。

エリアマネジメントのデジタルトランスフォーメーションが実現することで、従来のエリマネ［環境整備（まちづくりルール、案内板・フラッグバナー等ハード整備）、情報発信（チラシ、HP、広告）、ソフト活動（清掃、イベント等）］がデジタルサービス領域をはじめ多様化・高度化し、**マネジメントの仕組みそのものが変革する**ことで、住民・来街者の利便性向上とともに、エリマネ団体・行政側のサービスの効率化や新たな財源確保等も期待できます。

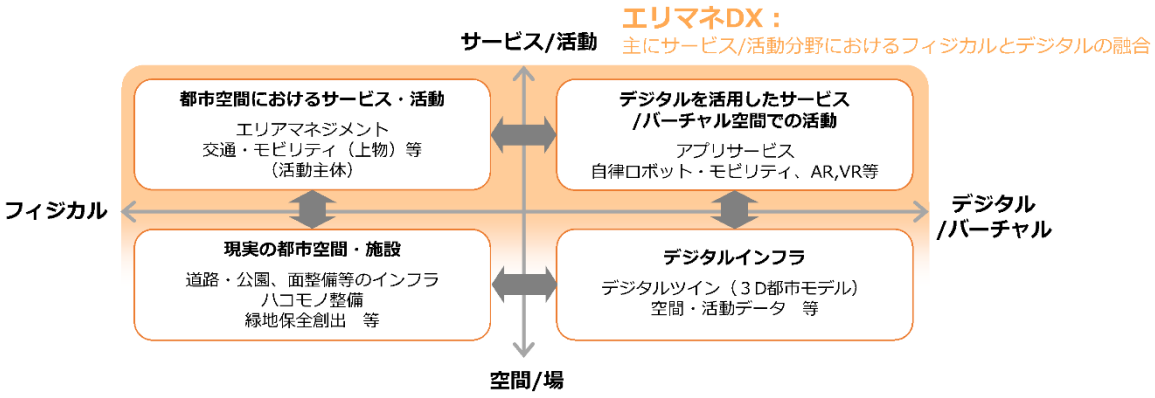

用語の定義６　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～　補足資料③－６

※６　法定のルール（計画・協定等）

法定のルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

法定の計画は、地区計画や景観計画等を指します。

法定の協定は、都市再生整備計画に基づくもの（都市利便増進協定、低未利用土地利用促進協定、都市再生整備歩行者経路協定、公園施設設置管理協定）、立地適正化計画に基づくもの（立地誘導促進施設協定、跡地等管理等協定）、都市再生安全確保計画に基づくもの（都市再生歩行者経路協定、管理協定、退避経路協定、退避施設協定、非常用電気等供給施設協定）、建築協定等を指します。

※７　条例に基づくルール、任意のルール（計画・協定等）

法定ではないルール（計画・協定等）で、都市アセットの整備、利活用にあたって、**地域の関係者間で、空間整備の質、管理の方法や費用負担等のほか、空間の使い方や活動等を共通ルールとして取り決め、その実効性を担保するもの**を指します。

市町村の条例（まちづくり条例や広場条例等）に基づくルールと、**任意のルール（市町村の要綱・要領に基づくルール、都市アセットの利活用の社会実験にあたって暫定的に関係者間で規定しているルール、市町村が関与せずに地域住民や民間のみで定めたルールなど）**があります。

（ルールの内容の一例）
用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど

用語の定義７　～【調査①】エリア価値向上のための都市サービス提供について～

補足資料③－７

※８　都市再生推進法人の業務

都市再生特別措置法 第118条～第123条より

(1)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
(2)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
(3)　都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
(4)　事業用地の取得、管理、譲渡
(5)　公共施設、駐車場、駐輪場の管理
(6)　公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
(7)　都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
(8)　低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
(9)　跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
(10) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
(11) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
(12) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
(13) 都市の再生に関する調査研究
(14) 都市の再生に関する普及啓発
(15) その他の都市の再生に必要な業務

※詳しくはこちら→
https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNADE562F9740D5301c378d90e4d6ad00adbc3cd53389eccda1abc57b44369e12c1f7a49a6beab

2.2.3 アンケート結果

以下、アンケート結果について整理する。

(1) 展開エリア

都市サービスの展開エリアは、「都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア」が最も多い(845 団体 44.6%)。

■[市区町村・設問8]

ニューノーマルをふまえて、今後、都市アセット※１を効果的に利活用するため、都市サービスの展開が必要と思われるエリア・地区として、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村
01.都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア	845(44.6%)
02.徒歩、自転車等で暮らせるコミュニティレベル（大字や中学校区等）の生活圏（＝ネイバーフッド）の地域生活拠点エリア	523(27.6%)
03.拠点エリアではない住宅地	162(8.6%)
04.エリアの特性は問わず、都市再生整備計画等の都市再生特別措置法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区	177(9.4%)
05.エリアの特性は問わず、地区計画等の都市計画法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区	161(8.5%)
99.その他（自由記述）	25(1.3%)
合計	1,893(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村
01.都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア	676(62.5%)
02.徒歩、自転車等で暮らせるコミュニティレベル（大字や中学校区等）の生活圏（＝ネイバーフッド）の地域生活拠点エリア	185(17.1%)
03.拠点エリアではない住宅地	50(4.6%)
04.エリアの特性は問わず、都市再生整備計画等の都市再生特別措置法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区	45(4.2%)
05.エリアの特性は問わず、地区計画等の都市計画法の諸制度により質の高い都市アセットの形成を図っている地区	43(4.0%)
99.その他（自由記述）	12(1.1%)
未回答	71(6.6%)
合計	1,082(100.0%)

■回答数

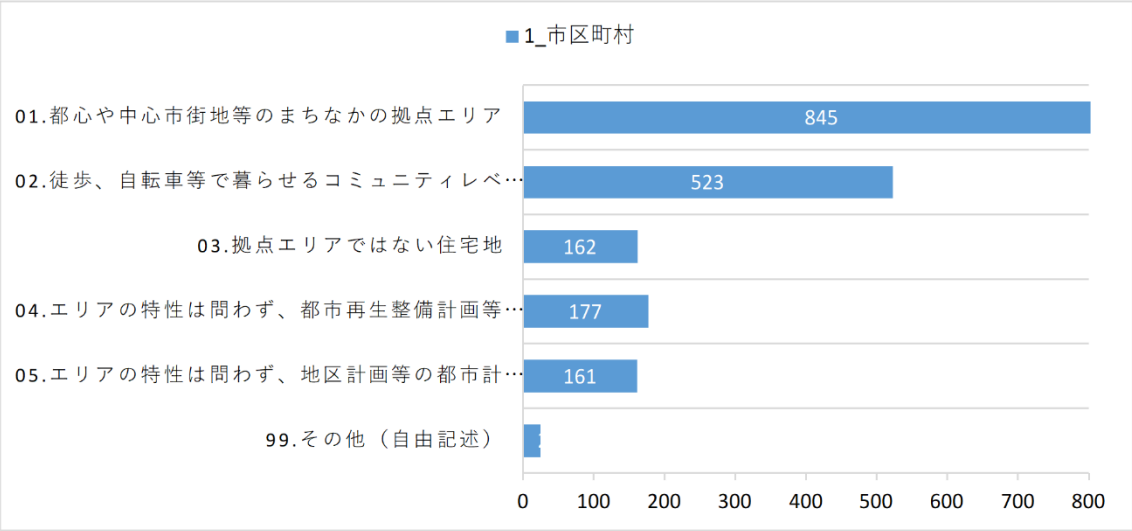
1_市区町村
01.都心や中心市街地等のまちなかの拠点エリア
845
02.徒歩、自転車等で暮らせるコミュニティレベ…
523
03.拠点エリアではない住宅地
162
04.エリアの特性は問わず、都市再生整備計画等…
177
05.エリアの特性は問わず、地区計画等の都市計…
161
99.その他（自由記述）
0
100
200
300
400
500
600
700
800

(2) 課題の所在

課題の所在は、市区町村では「都市サービス提供の担い手となる事業者がいない」が最も多い(772 団体、32.0%)。まちづくり団体・不動産協会では、「都市サービス事業の採算がとれない」が最も多い(まちづくり団体 35 団体 28.2%、不動産協会 20 団体 30.8%)。

■[市区町村・設問10][まちづくり団体・設問8][不動産協会・設問8]

既存の都市アセットにおける都市サービス提供上の課題として、当てはまるものを選択してください。また、具体的に困った事例がある場合は自由記述欄に記入ください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市サービス提供の担い手となる事業者がいない	772(32.0%)	21(16.9%)	11(16.9%)
02.多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難	420(17.4%)	11(8.9%)	5(7.7%)
03.都市サービス事業の採算がとれない	481(20.0%)	35(28.2%)	20(30.8%)
04.都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない	199(8.3%)	13(10.5%)	6(9.2%)
05.都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない	82(3.4%)	16(12.9%)	10(15.4%)
06.都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない	416(17.3%)	20(16.1%)	12(18.5%)
99.その他（自由記述）	39(1.6%)	8(6.5%)	1(1.5%)
合計	2,409(100.0%)	124(100.0%)	65(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市サービス提供の担い手となる事業者がいない	445(41.1%)	2(4.8%)	0(0.0%)
02.多様化する市民ニーズに対応した都市サービス提供が困難	154(14.2%)	2(4.8%)	3(15.0%)
03.都市サービス事業の採算がとれない	200(18.5%)	26(61.9%)	14(70.0%)
04.都市サービス提供のための土地・建物所有者の理解が得られない	33(3.0%)	3(7.1%)	1(5.0%)
05.都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等、行政の理解が得られない	11(1.0%)	1(2.4%)	1(5.0%)
06.都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルールの枠組みがない	142(13.1%)	5(11.9%)	1(5.0%)
99.その他（自由記述）	13(1.2%)	3(7.1%)	0(0.0%)
未回答	84(7.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

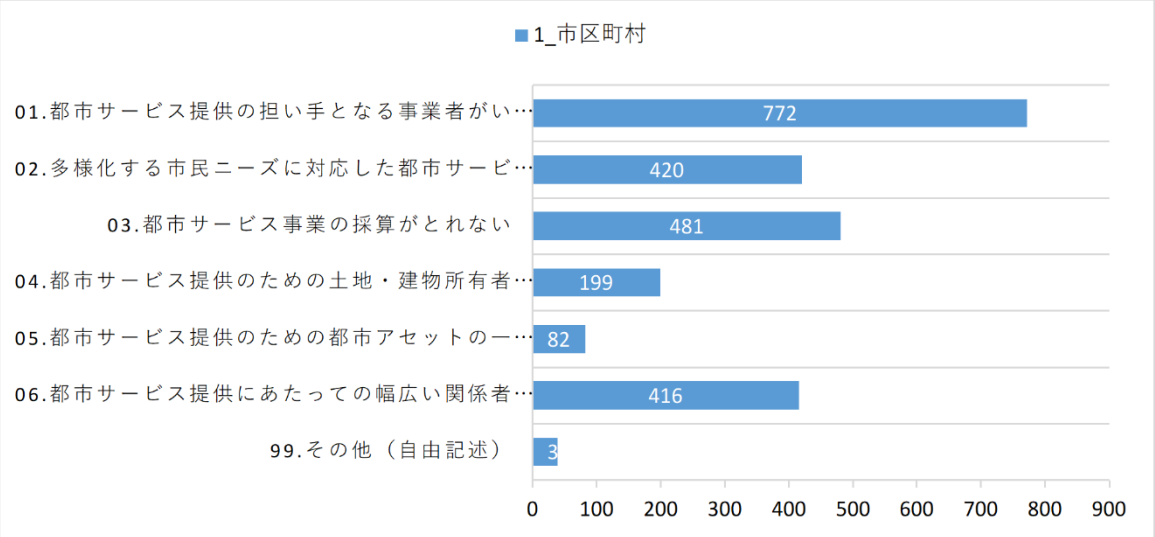
1_市区町村
01.都市サービス提供の担い手となる事業者がい…
02.多様化する市民ニーズに対応した都市サービ…
03.都市サービス事業の採算がとれない
04.都市サービス提供のための土地・建物所有者…
05.都市サービス提供のための都市アセットの一…
06.都市サービス提供にあたっての幅広い関係者…
99.その他（自由記述）
772
420
481
199
82
416
3
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900

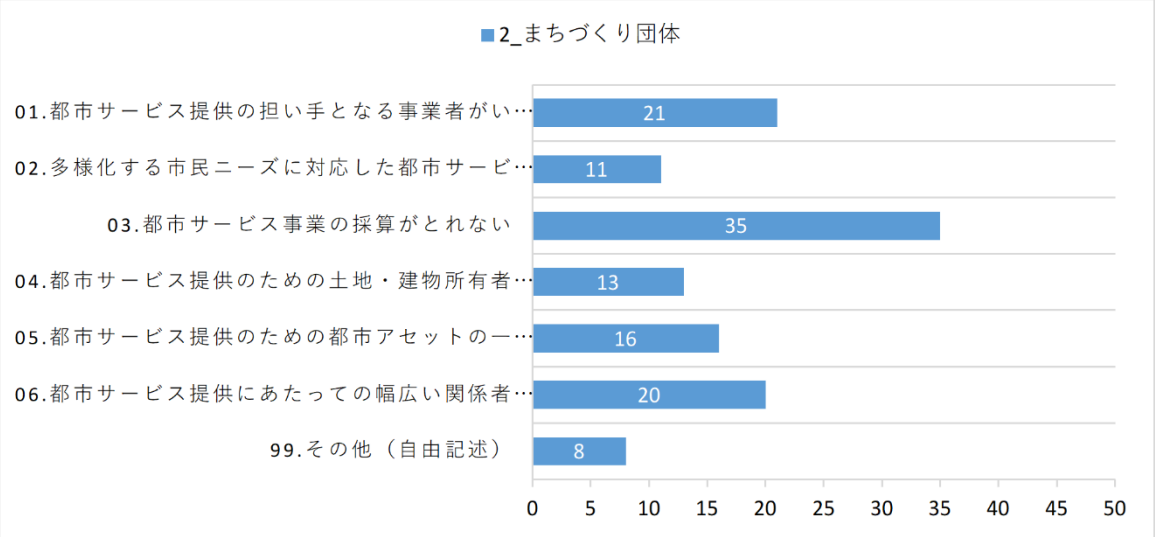
2_まちづくり団体
01.都市サービス提供の担い手となる事業者がい…
02.多様化する市民ニーズに対応した都市サービ…
03.都市サービス事業の採算がとれない
04.都市サービス提供のための土地・建物所有者…
05.都市サービス提供のための都市アセットの一…
06.都市サービス提供にあたっての幅広い関係者…
99.その他（自由記述）
21
11
35
13
16
20
8
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

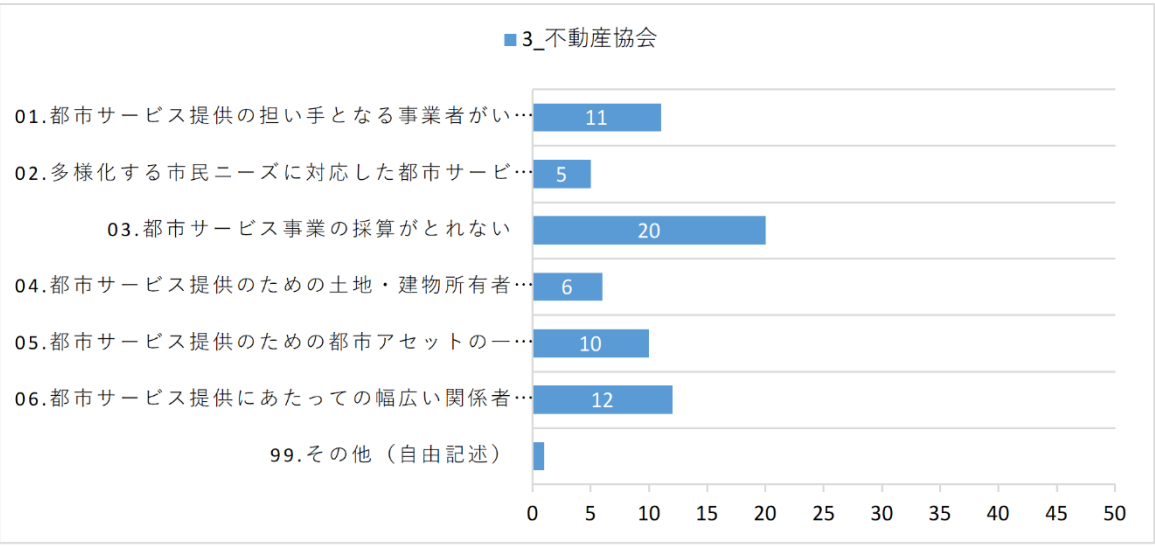
3_不動産協会
01.都市サービス提供の担い手となる事業者がい…
02.多様化する市民ニーズに対応した都市サービ…
03.都市サービス事業の採算がとれない
04.都市サービス提供のための土地・建物所有者…
05.都市サービス提供のための都市アセットの一…
06.都市サービス提供にあたっての幅広い関係者…
99.その他（自由記述）
11
5
20
6
10
12
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(3) 取組み分野

取組み分野は、市区町村では「公共施設・共有物の管理」が最も多い(649 団体 16.6%)。まちづくり団体では「賑わいの創出・経済活性化」が最も多く(38 団体 13.3%)、不動産協会では、「良好な市街地環境の形成」「賑わいの創出・経済活性化」が最も多い(18 団体 11.9%)。

■[市区町村・設問12][まちづくり団体・設問10][不動産協会・設問10]

都市アセットを効果的に利活用していくために、現在取り組んでいる都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）	530(13.6%)	33(11.5%)	18(11.9%)
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）	390(10.0%)	19(6.6%)	13(8.6%)
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）	649(16.6%)	25(8.7%)	12(7.9%)
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）	410(10.5%)	38(13.3%)	18(11.9%)
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）	316(8.1%)	15(5.2%)	10(6.6%)
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報誌、案内所、案内板板設置等によるエリア情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）	442(11.3%)	36(12.6%)	13(8.6%)
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）	341(8.7%)	30(10.5%)	17(11.3%)
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）	273(7.0%)	13(4.5%)	6(4.0%)
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）	180(4.6%)	8(2.8%)	14(9.3%)
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス①：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)	7(0.2%)	2(0.7%)	3(2.0%)
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス②：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2	35(0.9%)	10(3.5%)	5(3.3%)
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス③：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス	110(2.8%)	10(3.5%)	6(4.0%)
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス④：XRサービス（AR、MR等）	12(0.3%)	3(1.0%)	2(1.3%)
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）	99(2.5%)	27(9.4%)	9(6.0%)
15.・人と人のコーディネート、マッチング（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）	65(1.7%)	13(4.5%)	5(3.3%)
99.その他（自由記述）	46(1.2%)	4(1.4%)	0(0.0%)
合計	3,905(100.0%)	286(100.0%)	151(100.0%)

■回答数

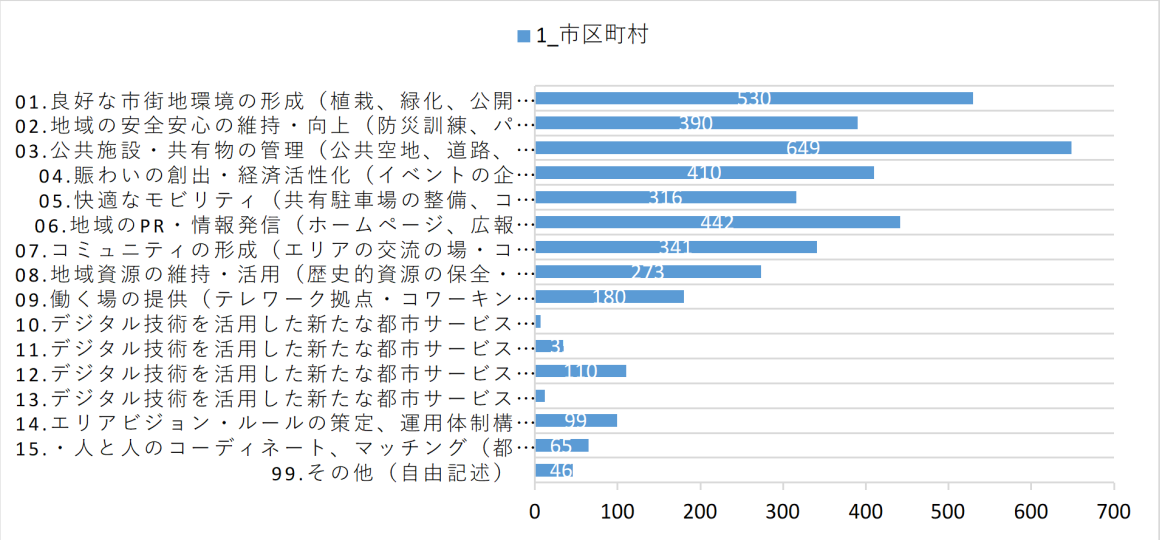
1_市区町村
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.・人と人のコーディネート、マッチング（都…
99.その他（自由記述）
530
390
649
410
316
442
341
273
180
3
110
99
65
46
0
100
200
300
400
500
600
700

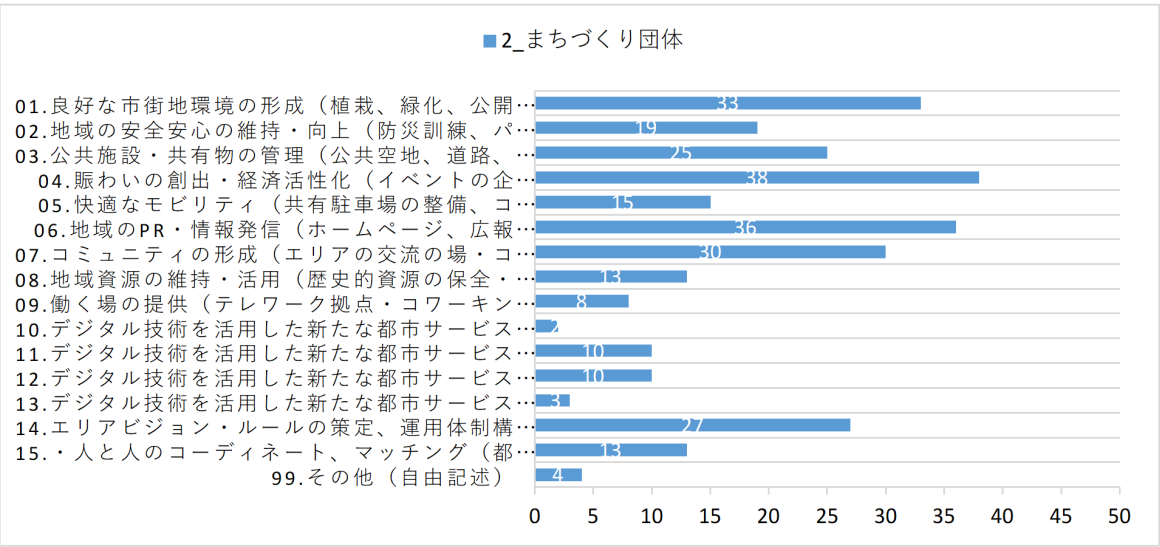
2_まちづくり団体
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.・人と人のコーディネート、マッチング（都…
99.その他（自由記述）
33
19
25
38
15
36
30
13
8
2
10
10
3
27
13
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

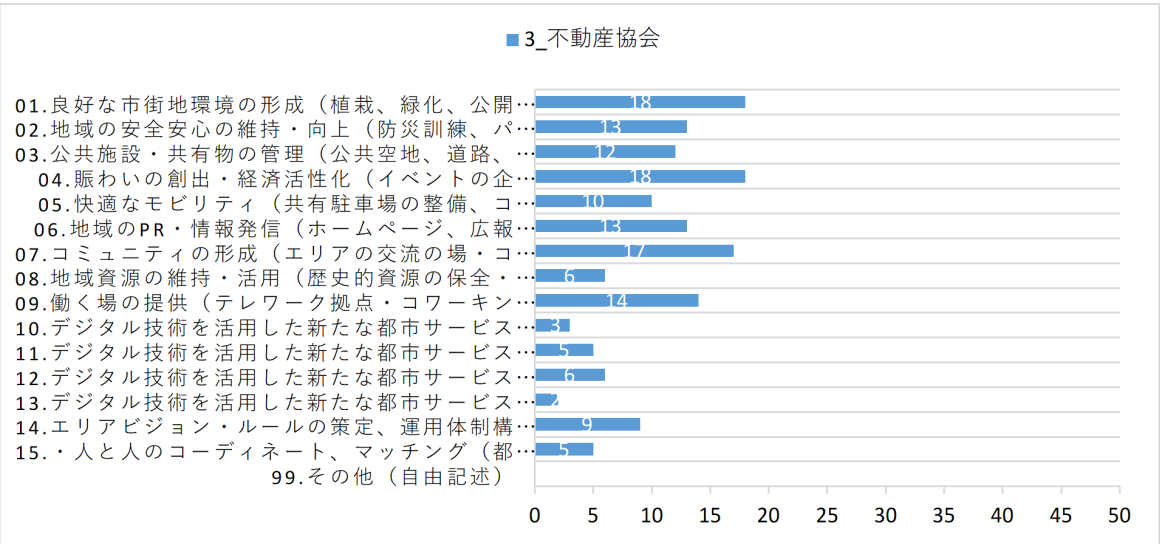
3_不動産協会
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.・人と人のコーディネート、マッチング（都…
99.その他（自由記述）
18
13
12
18
10
13
17
6
14
3
5
6
2
9
5
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(4) 今後取り組みたい分野

今後取り組みたい分野は、市区町村では「賑わいの創出・経済活性化」が最も多い(375 団体 15.4%)。まちづくり団体では「デジタル技術を活用した新たな都市サービス②エリアコミュニティサービス」が最も多く(20 団体 13.2%)、不動産協会では、「デジタル技術を活用した新たな都市サービス①ロボティクスの導入」が最も多い(10 団体 12.3%)。

■[市区町村・設問13][まちづくり団体・設問11][不動産協会・設問11]

今後、新たに取り組みたい都市サービスの提供に関する取組はどれですか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開空地の維持管理や清掃活動。良好な都市景観のための美化活動）	190(7.8%)	5(3.3%)	2(2.5%)
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パトロールによる安全安心の確保。セキュリティシステム導入）	98(4.0%)	5(3.3%)	1(1.2%)
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、公園、共有駐車場又は駐輪場等の管理）	161(6.6%)	10(6.6%)	6(7.4%)
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企画。キッチンカーやオープンカフェ、店舗等による賑わい創出。歩行者天国の実施。地域の名産等の創出又は創業支援。）	375(15.4%)	10(6.6%)	4(4.9%)
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コミュニティバスの運営やシェアサイクル、カーシェアなどシェアモビリティ等）	209(8.6%)	14(9.2%)	9(11.1%)
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報誌等による情報発信。地域に関するシンポジウム等の開催）	117(4.8%)	4(2.6%)	2(2.5%)
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コミュニティ拠点の形成。参加型のイベント等を企画し、様々な人々の交流を促進。祭り等の行事の開催又は参加。）	215(8.8%)	11(7.2%)	2(2.5%)
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・維持・活用、シャッターアート等による、地域の愛着の醸成）	152(6.3%)	6(3.9%)	4(4.9%)
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキングスペース等）	208(8.6%)	8(5.3%)	5(6.2%)
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス①：ロボティクスの導入(自律型モビリティや配送ロボ等)	73(3.0%)	9(5.9%)	10(12.3%)
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス②：エリアコミュニティサービス（エリア情報の発信や地域ポイントなどのアプリ等）※2	107(4.4%)	20(13.2%)	9(11.1%)
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス③：wifiやローカル５Gなどの公衆無線通信サービス	112(4.6%)	11(7.2%)	6(7.4%)
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス④：XRサービス（AR、MR等）	51(2.1%)	12(7.9%)	6(7.4%)
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構築、運用（エリアビジョンのほか、景観、環境、公開空地の活用等地域ルールの策定、運用体制構築（エリアプラットフォーム等）、運用）	151(6.2%)	11(7.2%)	6(7.4%)
15.人と人のコーディネート、マッチング（都市アセットを利活用して欲しい人と利活用したい人を発掘し、繋げ〔マッチング〕、支援するコーディネート等）	181(7.4%)	12(7.9%)	4(4.9%)
99.その他（自由記述）	32(1.3%)	4(2.6%)	5(6.2%)
合計	2,432(100.0%)	152(100.0%)	81(100.0%)

■回答数

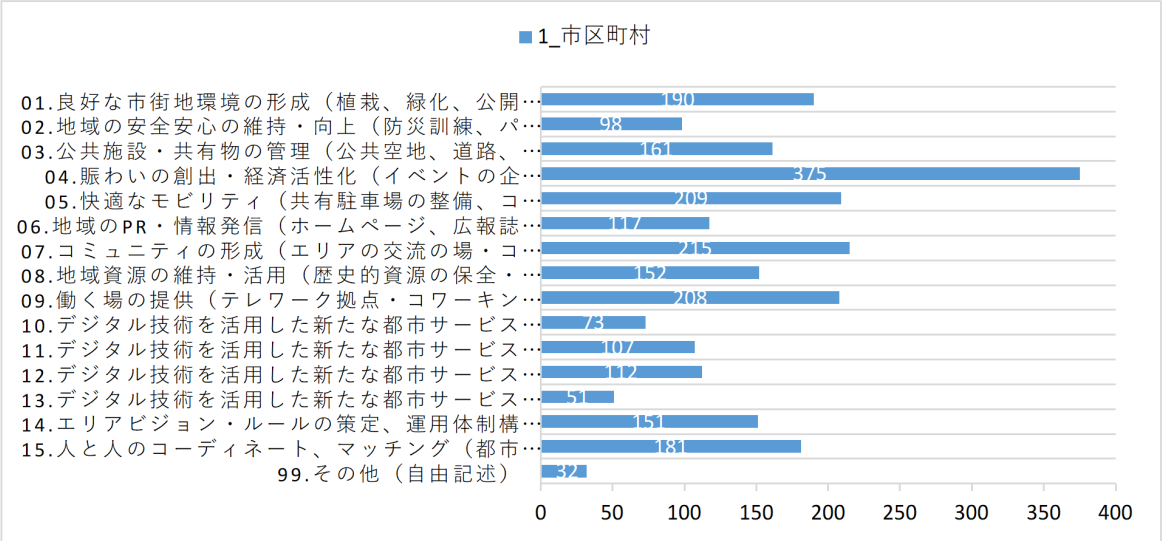
1_市区町村
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報誌…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.人と人のコーディネート、マッチング（都市…
99.その他（自由記述）
190
98
161
375
209
117
215
152
208
73
107
112
51
151
181
32
0
50
100
150
200
250
300
350
400

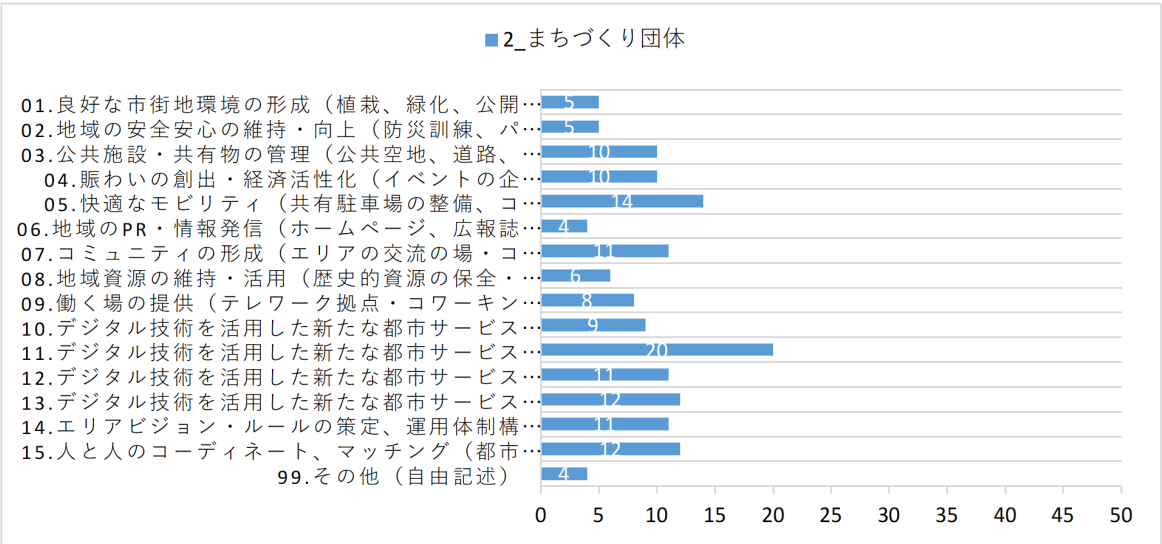
2_まちづくり団体
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報誌…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.人と人のコーディネート、マッチング（都市…
99.その他（自由記述）
5
5
10
10
14
4
11
6
8
9
20
11
12
11
12
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

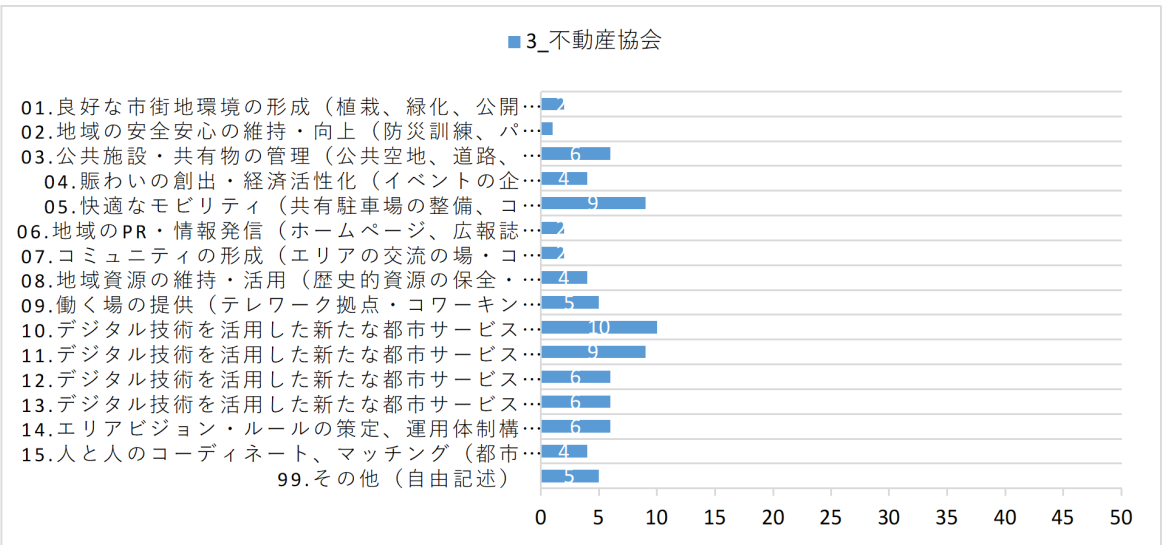
3_不動産協会
01.良好な市街地環境の形成（植栽、緑化、公開…
02.地域の安全安心の維持・向上（防災訓練、パ…
03.公共施設・共有物の管理（公共空地、道路、…
04.賑わいの創出・経済活性化（イベントの企…
05.快適なモビリティ（共有駐車場の整備、コ…
06.地域のPR・情報発信（ホームページ、広報誌…
07.コミュニティの形成（エリアの交流の場・コ…
08.地域資源の維持・活用（歴史的資源の保全・…
09.働く場の提供（テレワーク拠点・コワーキン…
10.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
11.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
12.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
13.デジタル技術を活用した新たな都市サービス…
14.エリアビジョン・ルールの策定、運用体制構…
15.人と人のコーディネート、マッチング（都市…
99.その他（自由記述）
2
1
6
4
9
2
2
4
5
10
9
6
6
6
4
5
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(5) 課題を抱えている主体

課題を抱えている主体は、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「国・地方公共団体等」が最も多い(市区町村 918 団体 47.7%、まちづくり団体 34 団体 30.6%、不動産協会 20 団体 31.7%)。

■[市区町村・設問14][まちづくり団体・設問12][不動産協会・設問12]

都市サービス提供及びその促進のため、現在、課題を抱えていると思う主体はどれですか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.国、地方公共団体等（公物管理者含む）	918(47.7%)	34(30.6%)	20(31.7%)
02.都市サービス提供者	364(18.9%)	20(18.0%)	13(20.6%)
03.民間土地・建物所有者	413(21.5%)	22(19.8%)	15(23.8%)
04.まちづくり団体（都市再生推進法人等）	213(11.1%)	31(27.9%)	14(22.2%)
99.その他（自由記述）	17(0.9%)	4(3.6%)	1(1.6%)
合計	1,925(100.0%)	111(100.0%)	63(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.国、地方公共団体等（公物管理者含む）	747(69.0%)	15(35.7%)	13(65.0%)
02.都市サービス提供者	91(8.4%)	8(19.0%)	3(15.0%)
03.民間土地・建物所有者	93(8.6%)	3(7.1%)	3(15.0%)
04.まちづくり団体（都市再生推進法人等）	48(4.4%)	13(31.0%)	1(5.0%)
99.その他（自由記述）	10(0.9%)	1(2.4%)	0(0.0%)
未回答	93(8.6%)	2(4.8%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

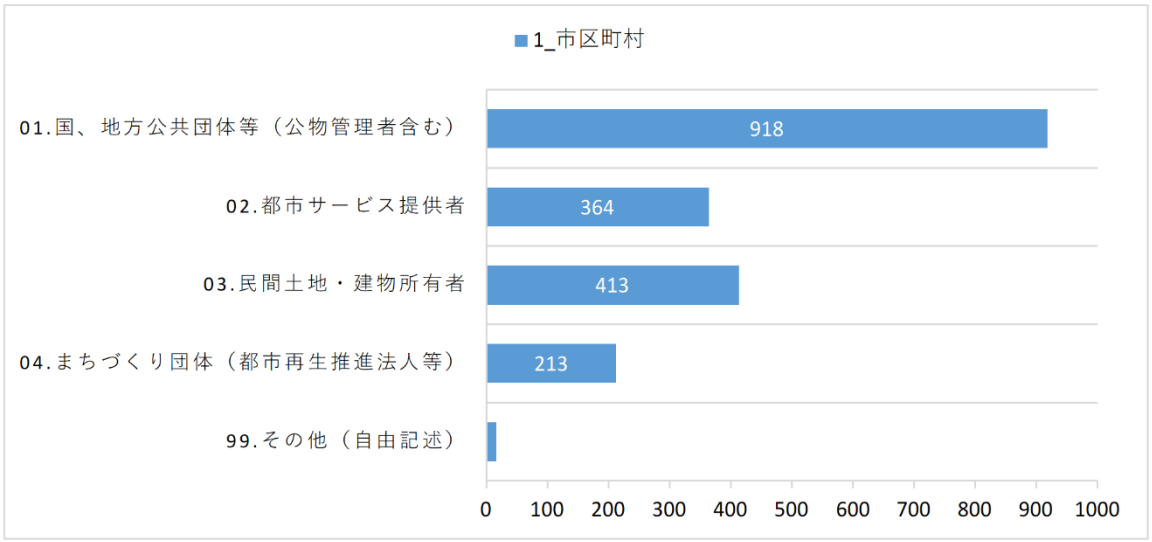
1_市区町村
01.国、地方公共団体等（公物管理者含む）
02.都市サービス提供者
03.民間土地・建物所有者
04.まちづくり団体（都市再生推進法人等）
99.その他（自由記述）
918
364
413
213
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000

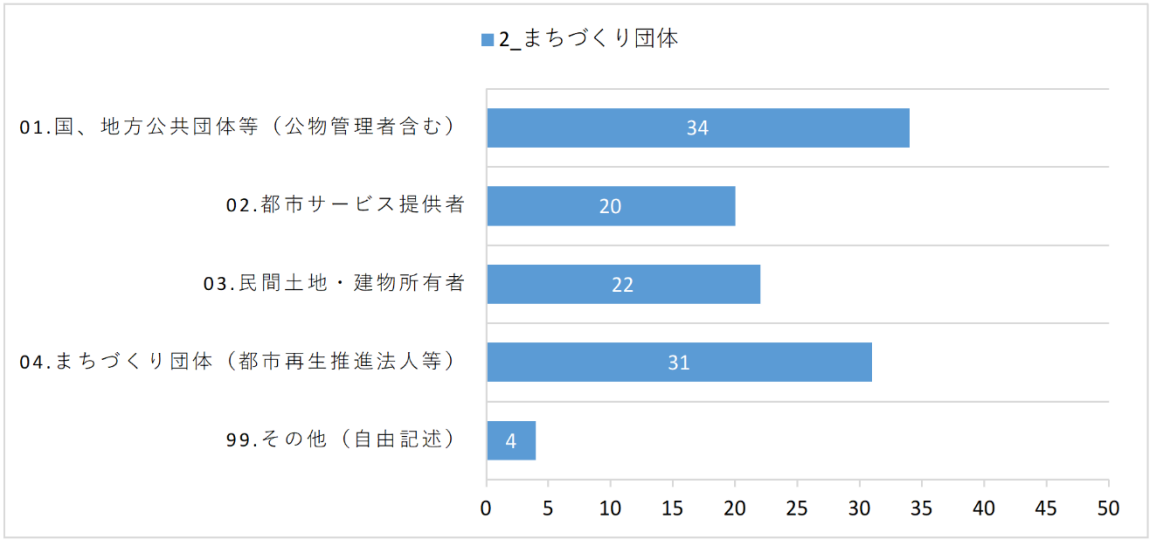
2_まちづくり団体
01.国、地方公共団体等（公物管理者含む）
02.都市サービス提供者
03.民間土地・建物所有者
04.まちづくり団体（都市再生推進法人等）
99.その他（自由記述）
34
20
22
31
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

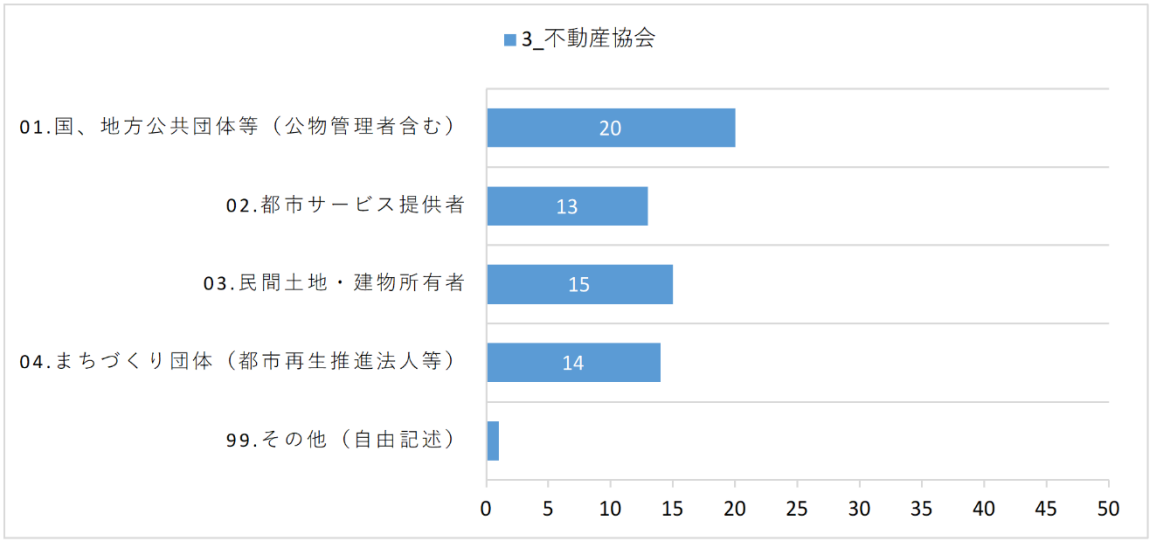
3_不動産協会
01.国、地方公共団体等（公物管理者含む）
02.都市サービス提供者
03.民間土地・建物所有者
04.まちづくり団体（都市再生推進法人等）
99.その他（自由記述）
20
13
15
14
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(6) 課題の内容①

国・地方公共団体等が抱えている課題としては、市区町村は「行政主体の行政事務①:都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセットの整備・改修が不十分」が最も多い(534 団体 22.2%)。まちづくり団体・不動産協会は「行政主体の行政事務②都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない」が最も多い(まちづくり団体 20 団体 14.8%、不動産協会 11 団体 18.6%)。

■[市区町村・設問16][まちづくり団体・設問14][不動産協会・設問14]

[市区町村・設問15][まちづくり団体・設問13][不動産協会・設問13]
で国、地方公共団体等（公物管理者含む）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.行政主体の行政事務①：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分	534(22.2%)	13(9.6%)	6(10.2%)
02.行政主体の行政事務②：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない	215(8.9%)	20(14.8%)	11(18.6%)
03.行政主体の行政事務③：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない	212(8.8%)	12(8.9%)	3(5.1%)
04.行政主体の行政事務④：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない	444(18.4%)	17(12.6%)	9(15.3%)
05.民間主体に対する行政の支援①：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分	182(7.6%)	7(5.2%)	7(11.9%)
06.民間主体に対する行政の支援②：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分	168(7.0%)	13(9.6%)	8(13.6%)
07.民間主体に対する行政の支援③：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分	125(5.2%)	8(5.9%)	0(0.0%)
08.民間主体に対する行政の支援④：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分	282(11.7%)	15(11.1%)	8(13.6%)
09.民間主体に対する行政の支援⑤：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分	110(4.6%)	17(12.6%)	4(6.8%)
10.民間主体に対する行政の支援⑥：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分	109(4.5%)	7(5.2%)	2(3.4%)
99.その他（自由記述）	28(1.2%)	6(4.4%)	1(1.7%)
合計	2,409(100.0%)	135(100.0%)	59(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.行政主体の行政事務①：都市サービスに対応した行政が所有・管理する都市アセット（公共空間・公共施設）の整備・改修が不十分	316(34.4%)	2(5.9%)	2(10.0%)
02.行政主体の行政事務②：都市サービスの提供をする際の行政が所有・管理する都市アセットの占用や使用に係る手続等の運用が厳しく、利活用に至らない	58(6.3%)	6(17.6%)	3(15.0%)
03.行政主体の行政事務③：都市サービスのために必要な公共所有データの開示（オープンデータ化の推進）が進んでいない	24(2.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
04.行政主体の行政事務④：都市アセットの利活用の必要性に関して、行政組織内部の理解、合意形成が進んでいない	239(26.0%)	13(38.2%)	3(15.0%)
05.民間主体に対する行政の支援①：都市サービス提供の担い手や中間支援組織となるまちづくり団体に対する公的位置付けの付与（認定、認可等）が不十分	23(2.5%)	0(0.0%)	2(10.0%)
06.民間主体に対する行政の支援②：都市サービス提供の共通ルールに対する公的位置付けの付与（認定、計画決定等）が不十分	18(2.0%)	1(2.9%)	1(5.0%)
07.民間主体に対する行政の支援③：都市アセットを利活用したサービス提供の優良事例の紹介が不十分	7(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
08.民間主体に対する行政の支援④：都市サービス、このためのハード整備等への予算支援（補助、金融、税制等の措置）が不十分	69(7.5%)	5(14.7%)	2(10.0%)
09.民間主体に対する行政の支援⑤：都市サービスのために都市アセットを提供する土地・建物所有者、都市サービスの担い手となる事業者等への税の減免（都市計画税、事業所税など）が不十分	6(0.7%)	3(8.8%)	1(5.0%)
10.民間主体に対する行政の支援⑥：都市サービス提供事業者の募集、都市サービス提供の際の周知など情報発信への協力（市町村HP・SNSアカウント等）が不十分	5(0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	17(1.9%)	1(2.9%)	0(0.0%)
未回答	136(14.8%)	3(8.8%)	6(30.0%)
合計	918(100.0%)	34(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

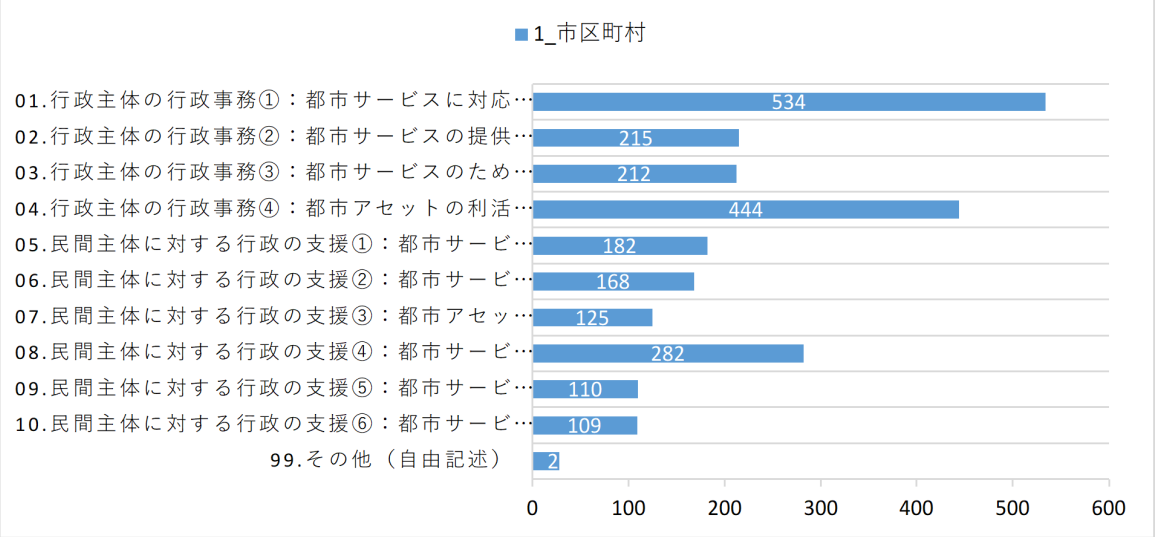
1_市区町村
01.行政主体の行政事務①：都市サービスに対応…
02.行政主体の行政事務②：都市サービスの提供…
03.行政主体の行政事務③：都市サービスのため…
04.行政主体の行政事務④：都市アセットの利活…
05.民間主体に対する行政の支援①：都市サービ…
06.民間主体に対する行政の支援②：都市サービ…
07.民間主体に対する行政の支援③：都市アセッ…
08.民間主体に対する行政の支援④：都市サービ…
09.民間主体に対する行政の支援⑤：都市サービ…
10.民間主体に対する行政の支援⑥：都市サービ…
99.その他（自由記述）
534
215
212
444
182
168
125
282
110
109
2
0
100
200
300
400
500
600

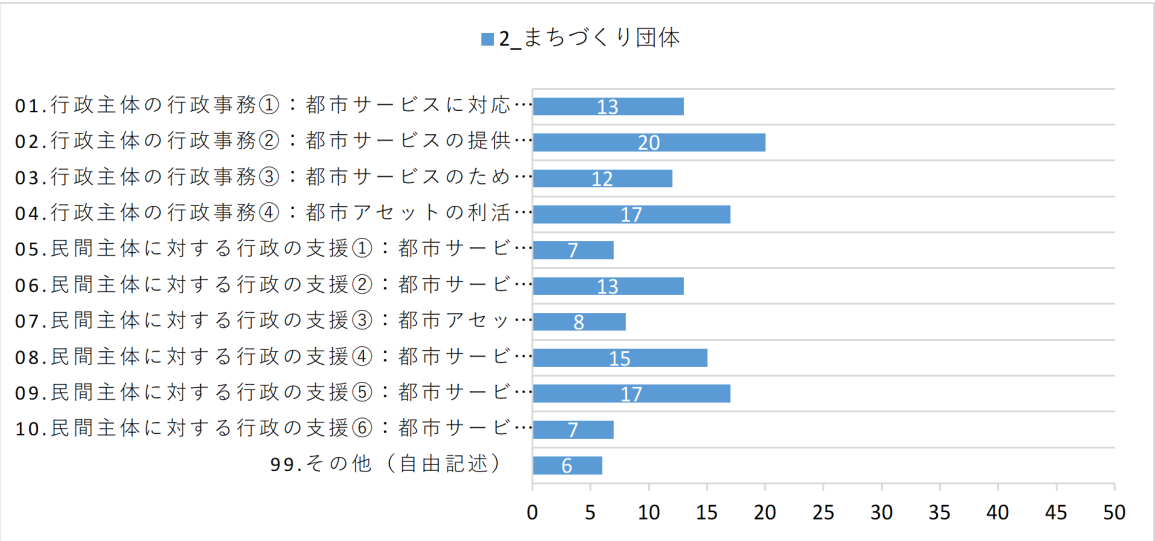
2_まちづくり団体
01.行政主体の行政事務①：都市サービスに対応…
02.行政主体の行政事務②：都市サービスの提供…
03.行政主体の行政事務③：都市サービスのため…
04.行政主体の行政事務④：都市アセットの利活…
05.民間主体に対する行政の支援①：都市サービ…
06.民間主体に対する行政の支援②：都市サービ…
07.民間主体に対する行政の支援③：都市アセッ…
08.民間主体に対する行政の支援④：都市サービ…
09.民間主体に対する行政の支援⑤：都市サービ…
10.民間主体に対する行政の支援⑥：都市サービ…
99.その他（自由記述）
13
20
12
17
7
13
8
15
17
7
6
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

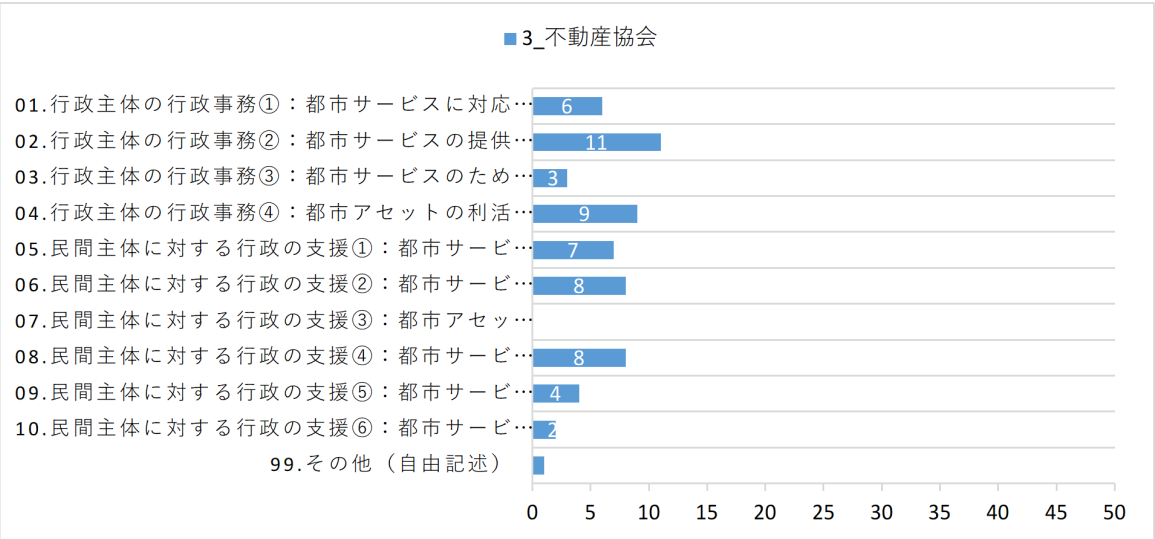
3_不動産協会
01.行政主体の行政事務①：都市サービスに対応…
02.行政主体の行政事務②：都市サービスの提供…
03.行政主体の行政事務③：都市サービスのため…
04.行政主体の行政事務④：都市アセットの利活…
05.民間主体に対する行政の支援①：都市サービ…
06.民間主体に対する行政の支援②：都市サービ…
07.民間主体に対する行政の支援③：都市アセッ…
08.民間主体に対する行政の支援④：都市サービ…
09.民間主体に対する行政の支援⑤：都市サービ…
10.民間主体に対する行政の支援⑥：都市サービ…
99.その他（自由記述）
6
11
3
9
7
8
8
4
2
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(7) 課題の内容②

都市サービス提供者の課題としては、市区町村は「発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分」が最も多い(82 団体 40.8%)。まちづくり団体・不動産協会では「マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者の負担軽減が不十分」が最も多い(まちづくり団体 13 団体 35.1%、不動産協会 6 団体 42.9%)。

■[市区町村・設問18][まちづくり団体・設問16][不動産協会・設問16]

[市区町村・設問15][まちづくり団体・設問13][不動産協会・設問13]
で都市サービス提供者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分	82(40.8%)	10(27.0%)	5(35.7%)
02.マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分	46(22.9%)	13(35.1%)	6(42.9%)
03.都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分	26(12.9%)	5(13.5%)	1(7.1%)
04.継続的なエリアへの関与が不十分	36(17.9%)	8(21.6%)	2(14.3%)
99.その他（自由記述）	11(5.5%)	1(2.7%)	0(0.0%)
合計	201(100.0%)	37(100.0%)	14(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供が不十分	62(17.0%)	5(25.0%)	3(23.1%)
02.マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分	29(8.0%)	9(45.0%)	4(30.8%)
03.都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分	7(1.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)
04.継続的なエリアへの関与が不十分	21(5.8%)	1(5.0%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	8(2.2%)	1(5.0%)	0(0.0%)
未回答	237(65.1%)	4(20.0%)	6(46.2%)
合計	364(100.0%)	20(100.0%)	13(100.0%)

■回答数

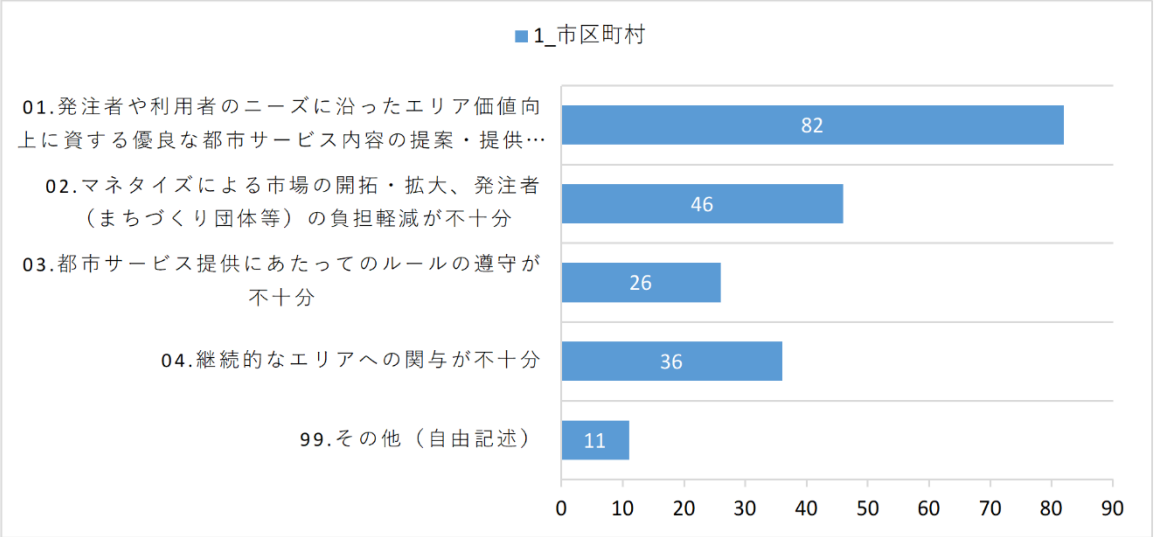
1_市区町村
01.発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供…
02.マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
03.都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
04.継続的なエリアへの関与が不十分
99.その他（自由記述）
82
46
26
36
11
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90

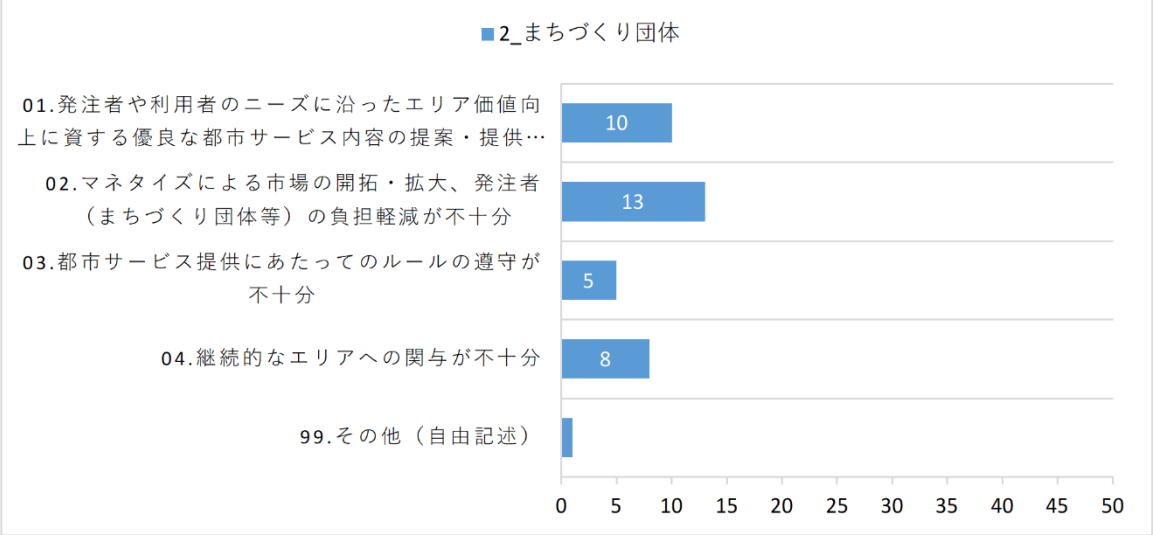
2_まちづくり団体
01.発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供…
02.マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
03.都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
04.継続的なエリアへの関与が不十分
99.その他（自由記述）
10
13
5
8
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

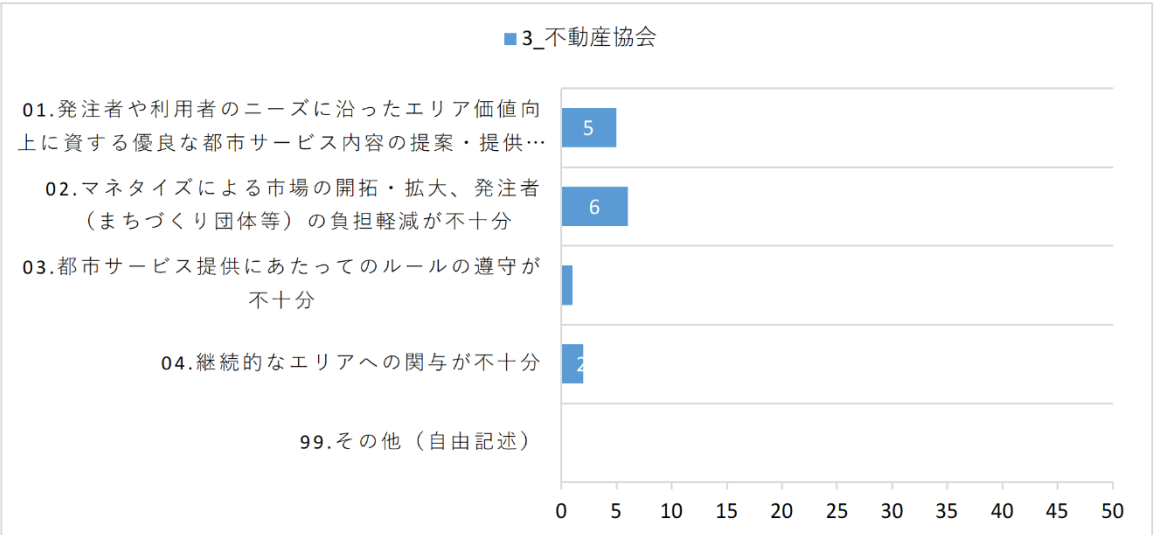
3_不動産協会
01.発注者や利用者のニーズに沿ったエリア価値向上に資する優良な都市サービス内容の提案・提供…
02.マネタイズによる市場の開拓・拡大、発注者（まちづくり団体等）の負担軽減が不十分
03.都市サービス提供にあたってのルールの遵守が不十分
04.継続的なエリアへの関与が不十分
99.その他（自由記述）
5
6
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(8) 課題の内容③

「民間土地・建物所有者」の課題は、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「都市サービスのための場所提供の意義への理解が不十分」が最も多い(市区町村 116 団体 49.6%,まちづくり団体 14 団体 30.4%,不動産協会 7 団体 36.8%)。

■[市区町村・設問20][まちづくり団体・設問18][不動産協会・設問18]

[市区町村・設問15][まちづくり団体・設問13][不動産協会・設問13]
で民間土地・建物所有者と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分	116(49.6%)	14(30.4%)	7(36.8%)
02.都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない	75(32.1%)	9(19.6%)	4(21.1%)
03.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い	18(7.7%)	10(21.7%)	4(21.1%)
04.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない	19(8.1%)	11(23.9%)	4(21.1%)
99.その他（自由記述）	6(2.6%)	2(4.3%)	0(0.0%)
合計	234(100.0%)	46(100.0%)	19(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分	88(21.3%)	9(40.9%)	5(33.3%)
02.都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない	36(8.7%)	0(0.0%)	1(6.7%)
03.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用料が高い	4(1.0%)	1(4.5%)	0(0.0%)
04.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要件、手続等の運用が厳しく、利活用に至らない	4(1.0%)	7(31.8%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	3(0.7%)	1(4.5%)	1(6.7%)
未回答	278(67.3%)	4(18.2%)	8(53.3%)
合計	413(100.0%)	22(100.0%)	15(100.0%)

■回答数

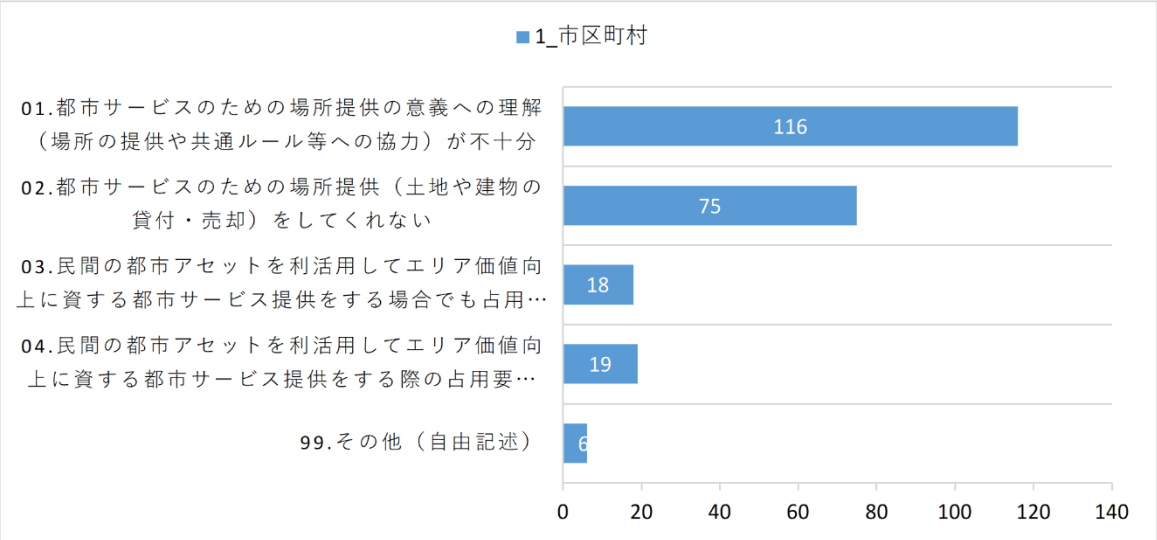
1_市区町村
01.都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
02.都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
03.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用…
04.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要…
99.その他（自由記述）
116
75
18
19
6
0 20 40 60 80 100 120 140

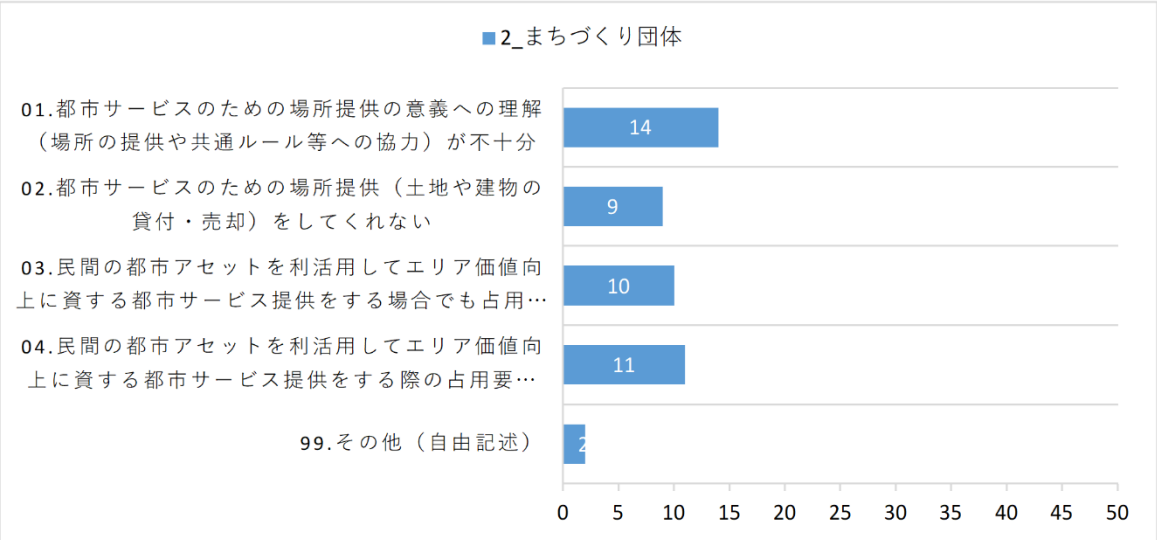
2_まちづくり団体
01.都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
02.都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
03.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用…
04.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要…
99.その他（自由記述）
14
9
10
11
2
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

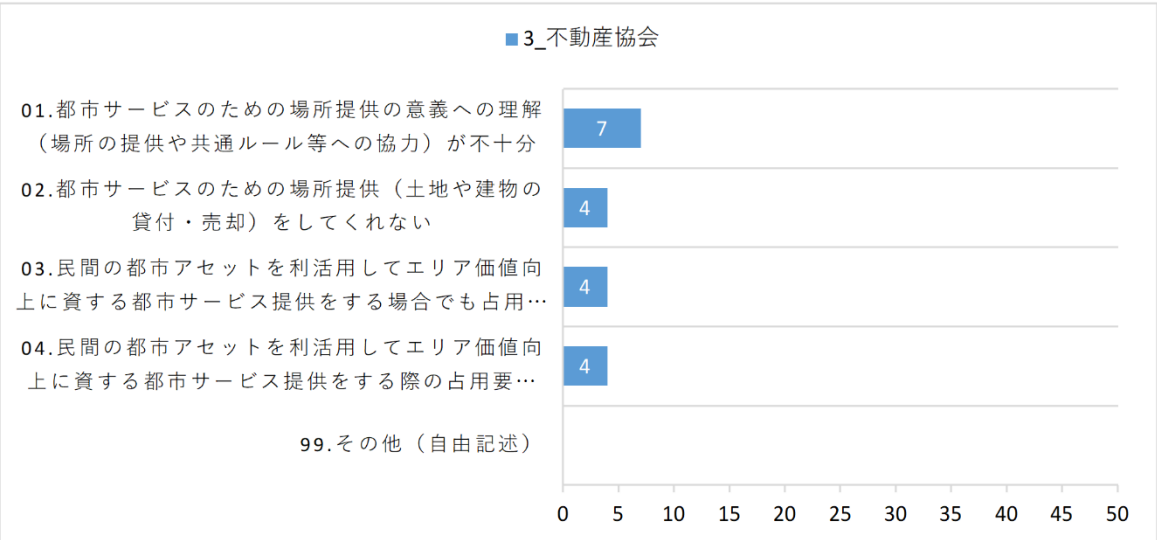
3_不動産協会
01.都市サービスのための場所提供の意義への理解（場所の提供や共通ルール等への協力）が不十分
02.都市サービスのための場所提供（土地や建物の貸付・売却）をしてくれない
03.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする場合でも占用…
04.民間の都市アセットを利活用してエリア価値向上に資する都市サービス提供をする際の占用要…
99.その他（自由記述）
7
4
4
4
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(9) 課題の内容④

「まちづくり団体」の課題としては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会いずれも「官民が一体連携した都市サービス提供の収益化・持続化スキームの構築が不十分」が最も多い(市区町村 49 団体 21.8%、まちづくり団体 26 団体 24.1%、不動産協会 6 団体 50.0%)。

■[市区町村・設問22][まちづくり団体・設問20][不動産協会・設問20]

[市区町村・設問15][まちづくり団体・設問13][不動産協会・設問13]
でまちづくり団体（都市再生推進法人等）と答えた場合、当該主体がどういった課題を抱えていると考えていますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）	32(14.2%)	16(14.8%)	2(16.7%)
02.都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分	20(8.9%)	10(9.3%)	0(0.0%)
03.公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分	34(15.1%)	18(16.7%)	0(0.0%)
04.対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）	12(5.3%)	11(10.2%)	0(0.0%)
05.官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分	49(21.8%)	26(24.1%)	6(50.0%)
06.都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分	27(12.0%)	7(6.5%)	4(33.3%)
07.デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）	16(7.1%)	11(10.2%)	0(0.0%)
08.都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分	30(13.3%)	9(8.3%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	5(2.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	225(100.0%)	108(100.0%)	12(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.都市アセットにおいて、都市サービス提供者が介入する機会の構築が不十分（エリアサービスの枠組みの企画、土地・建物所有者や行政等との調整、民間事業者募集等）	13(6.1%)	2(6.5%)	1(7.1%)
02.都市アセットにおいて、都市サービス提供事業者の介入促進（マッチング、空き時間情報発信等）が不十分	6(2.8%)	2(6.5%)	0(0.0%)
03.公と民、異なる都市アセットを一体的に利活用することでエリア価値向上効果を一層高めるためのコーディネートが不十分	13(6.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)
04.対象都市サービスエリアに関する情報等の収集と、都市サービス提供事業者への開示が不十分（データ連携基盤構築、団体のガバナンス強化等）	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
05.官民が一体連携した都市サービスの収益化・持続化スキームの構築（マネタイズ）が不十分	24(11.3%)	23(74.2%)	3(21.4%)
06.都市サービス提供にあたっての様々なステークホルダー間での共通ビジョン・ルールのとりまとめが不十分	4(1.9%)	0(0.0%)	2(14.3%)
07.デジタル技術等の新たな分野に対応したハード整備が不十分（自ら施設管理者の合意を得て整備を行うもののほか、施設管理者へ整備してほしい旨を提案するものも含む）	1(0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
08.都市サービスの提供（まちづくり団体自らによる都市サービスの実施）が不十分	10(4.7%)	2(6.5%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	4(1.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)
未回答	138(64.8%)	2(6.5%)	8(57.1%)
合計	213(100.0%)	31(100.0%)	14(100.0%)

■回答数

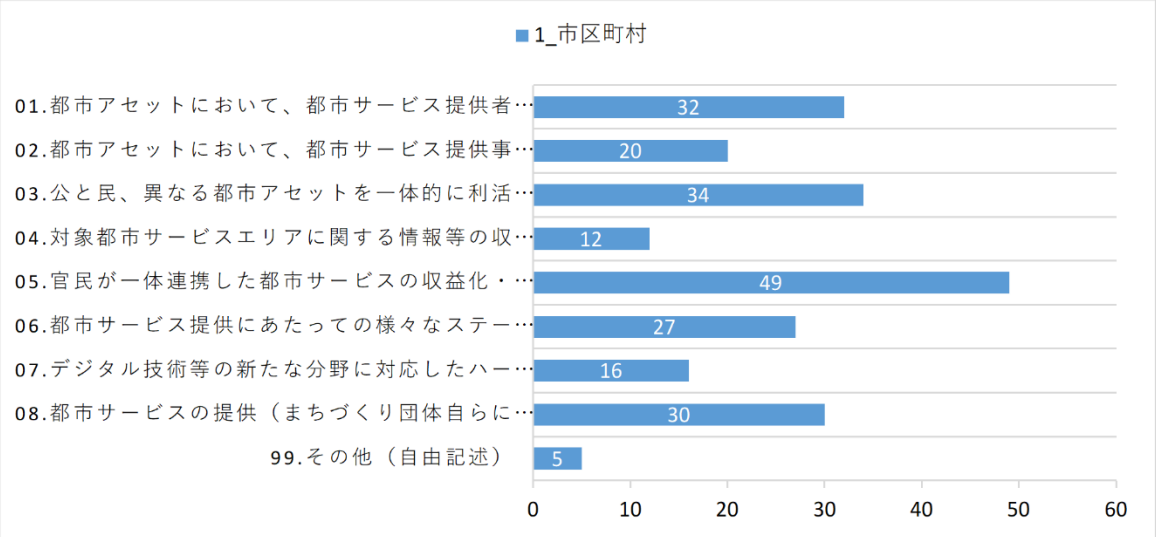
1_市区町村
01.都市アセットにおいて、都市サービス提供者…
02.都市アセットにおいて、都市サービス提供事…
03.公と民、異なる都市アセットを一体的に利活…
04.対象都市サービスエリアに関する情報等の収…
05.官民が一体連携した都市サービスの収益化・…
06.都市サービス提供にあたっての様々なステー…
07.デジタル技術等の新たな分野に対応したハー…
08.都市サービスの提供（まちづくり団体自らに…
99.その他（自由記述）
32
20
34
12
49
27
16
30
5
0
10
20
30
40
50
60

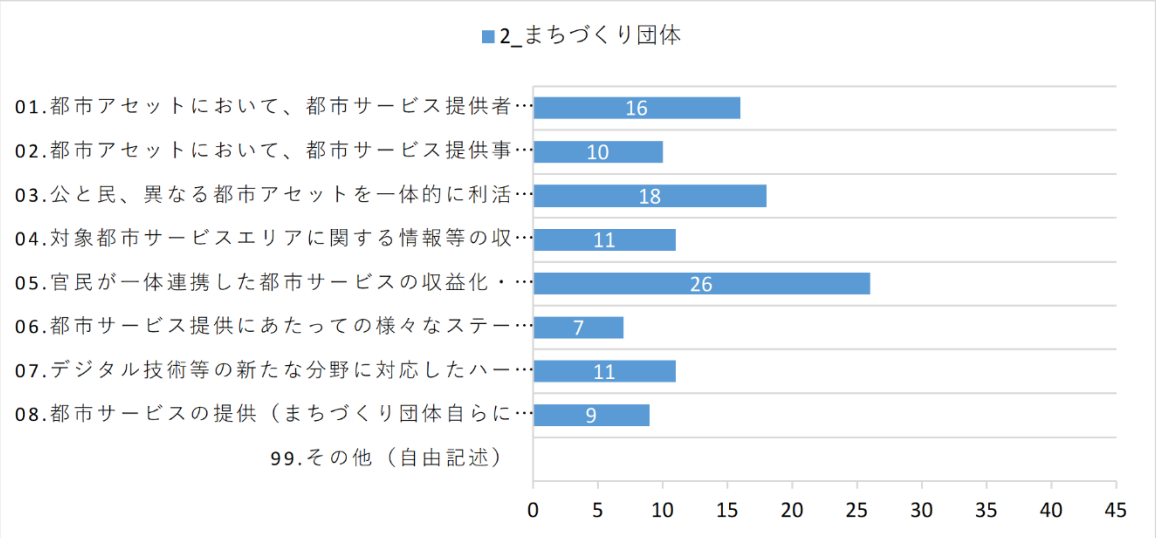
2_まちづくり団体
01.都市アセットにおいて、都市サービス提供者…
02.都市アセットにおいて、都市サービス提供事…
03.公と民、異なる都市アセットを一体的に利活…
04.対象都市サービスエリアに関する情報等の収…
05.官民が一体連携した都市サービスの収益化・…
06.都市サービス提供にあたっての様々なステー…
07.デジタル技術等の新たな分野に対応したハー…
08.都市サービスの提供（まちづくり団体自らに…
99.その他（自由記述）
16
10
18
11
26
7
11
9
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45

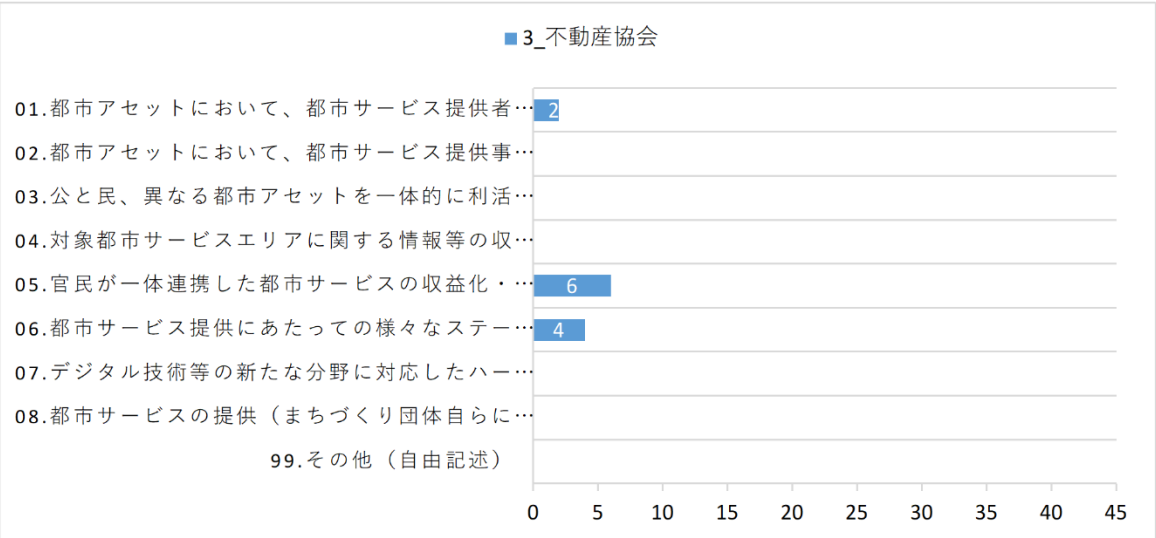
3_不動産協会
01.都市アセットにおいて、都市サービス提供者…
02.都市アセットにおいて、都市サービス提供事…
03.公と民、異なる都市アセットを一体的に利活…
04.対象都市サービスエリアに関する情報等の収…
05.官民が一体連携した都市サービスの収益化・…
06.都市サービス提供にあたっての様々なステー…
07.デジタル技術等の新たな分野に対応したハー…
08.都市サービスの提供（まちづくり団体自らに…
99.その他（自由記述）
2
6
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45

(10) データの取得

市区町村 253 団体、まちづくり団体 31 団体、不動産協会 15 団体から回答があった。市区町村では国勢調査・都市計画基礎調査の活用が多い。まちづくり団体・不動産協会では人流データが多く、その他 SNS やエネルギーデータ等多様なデータ活用が行われている。

■[市区町村・設問24][まちづくり団体・設問22][不動産協会・設問22]

エリアマネジメントにおける、現在のデータの取得状況について、現在どのようなデータを取得していますか？併せて使途についても教えてください。（自由記述）なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。

■回答 n=299

No	団体分類	ID	回答
1	1	6	国勢調査データにより昼間人口が多いとの結果から、定住促進住宅建設に活用 都市計画基礎調査データについては、現状では活用できていない
2	1	25	国勢調査、都市計画基礎調査
3	1	26	交通量データを取得し、賑わい状況の分析に活用
4	1	27	国勢調査・経済センサス-活動調査等のデータ。活用はしていない。
5	1	34	人や物の移動データを取得し、公共交通整備計画等に活用
6	1	44	航空写真データを取得し、現況把握に活用
7	1	46	公共データについては各種計画等に活用しているが、民間データについては詳しく把握していない。
8	1	50	国勢調査、都市計画基礎調査データを都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定時の将来都市像の検討に活用
9	1	56	都市計画基礎調査データを活用
10	1	58	住民登録データを取得し、都市機能誘導区域の設定に活用
11	1	61	都市計画基礎調査の土地利用状況等のデータを、計画策定等に活用している
12	1	71	歩行者通行量を取得し、開発やイベントの効果検証に活用
13	1	74	国勢調査や都市計画基礎調査データを取得し、土地利用のあり方の検討や空家の状況把握に活用
14	1	76	エリアマネジメントにおける新たなデータ(デジタルデータ)は取得していない。 既往のデータをすべてで活用している。
15	1	77	コミュニティバスの乗降データ:路線・バス停の見直し材料として活用
16	1	78	都市計画基礎調査のデータから、土地利用状況を把握し、地区別の人口密度や店舗等の数を通じて、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の計画見直しに活用している。
17	1	81	国勢調査のデータからDID人口の推移や地区ごとの高齢化率を把握し、都市計画マスタープランの策定に活用
18	1	83	国勢調査や都市計画基礎調査データを取得し、都市計画マスタープランや立地適正化計画の作成・更新に活用している。
19	1	84	国勢調査や都市計画基礎調査など公共データは取得しているが、活用はできていない。
20	1	87	市民の購入動向のデータを取得し、中心市街地活性化に活用
21	1	89	都市計画基礎調査データを取得し、まちづくりに活用
22	1	94	公共交通の維持に向けた、ニーズの把握
23	1	96	都市計画基礎調査を利用し、用途地域変更の検討に活用。
24	1	98	都市計画基礎調査
25	1	103	都市計画基礎調査のデータを取得し、都市計画の見直し等に活用。
26	1	104	GIS情報システムにより、地域、地形、主要施設、都市計画等の情報データにより情報提供を実施
27	1	107	国勢調査、都市計画基礎調査
28	1	110	人流データの分析を行い、現在の滞在人口、移動する人流を捉え、マネジメントの方向性や手法を検討したい。
29	1	119	地域経済分析システムから域内企業情報を取得し、各種計画の策定・運用に活用
30	1	126	都市計画基礎調査解析データや国勢調査データを用いて土地の有効活用について検討。
31	1	130	都市計画基礎調査の土地利用状況、建物状況等を空き地、空き家の活用の検討資料として活用
32	1	140	国勢調査データを取得し、町の総合計画に活用

No	団体分類	ID	回答
33	1	143	国勢調査・農林業センサス・経済センサス・交通統計等（村長期振興計画に活用）
34	1	150	当町は、地方の過疎地域行政団体であり職員数も限られ、この分野については未着手の状態です。
35	1	154	国勢調査、PT調査、交通センサス、都市計画基礎調査のデータを取得し、都市計画の立案に活用
36	1	157	国勢調査 航空写真　GISデータ
37	1	164	空間データを取得し、都市計画に関する資料として活用
38	1	166	エリアマネジメントの取組み自体進んでいない
39	1	171	取得データ：中心市街地の人口、休日歩行者通行量、空き店舗数、公共空間の稼働率、GPSを用いた人流データ 活用方法：豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025の指標として活用（人流データは除く）。人流データは、課内用資料として分析に活用
40	1	179	公共施設におけるカウンター等を用いた入館者数の計測
41	1	180	国勢調査、都市計画調査等を取得しているが、現在活用している使途はない。
42	1	188	公共データ等は取得しているものがあるものの、まちづくりには有効活用されていない状況。
43	1	192	取得を検討している。
44	1	198	都市計画基礎調査、国勢調査結果を活用し、計画策定、効果検証に活用
45	1	212	各種公共データ等を、都市計画マスタープラン策定にあたって基礎資料として活用
46	1	215	携帯電話の位置情報を取得し、誘客事業に活用
47	1	224	都市計画基礎調査、国土調査結果等
48	1	235	国勢調査、RESAS等
49	1	237	取得データ：移動理由アンケート（転入及び転出者の年代、職業、家族構成、転出入の理由等） 使途：転出抑制及び転入者増加のための施策立案
50	1	240	（代表的なもの） 都市圏パーソントリップ調査及び全国道路・街路交通情勢（道路交通センサス）を取得し、都市計画道路検証に活用
51	1	248	国勢調査データや都市計画基盤調査データを取得し、地区の現況調査に活用
52	1	251	データは取得しているが、活用されていない
53	1	257	都市計画基礎調査のデータを町の現状分析及びまちづくり施策の検討に活用
54	1	262	国勢調査のデータを取得し、エリアの事業に活用
55	1	264	既往の公共データの取得以外、特筆できるものはない状況。
56	1	265	中心市街地等のまちなかでの3次元点群データを取得し、自動運転に活用。
57	1	271	交通センサスより推計
58	1	272	土地利用の状況や対象物の現状を把握し、都市計画基礎調査に活用
59	1	273	【現在のﾃﾞｰﾀ取得】 都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況） 【使途】 今後のまちづくり
60	1	275	既往のデータは取得しているが、エリアマネジメントに関する活用事例はない。
61	1	286	駅乗降客数のデータを鉄道会社から取得し、公共交通の指標として利用している。
62	1	290	都市計画基礎調査データを取得し、都市計画に活用
63	1	292	市民満足度調査、国勢調査のデータを利用し、各種政策に活用
64	1	293	都市計画基礎調査や国勢調査を踏まえ、都市計画の検討に活用していますが、エリアマネジメント分野での活用事例はありません。
65	1	298	国勢調査データを取得し、地方創生総合戦略等、各種計画に活用
66	1	300	地籍調査のデータを取得し、公共施設の整備、道路の整備等に活用している。
67	1	301	エリアマネジメントにおける、データの取得実績はありません。
68	1	302	街路交通調査のデータを取得し、都市計画道路網の見直し等に活用

No	団体分類	ID	回答
69	1	305	国勢調査や各種統計調査などについてはデータを取得しているが現状エリアマネジメントとしての使途はない
70	1	307	人流データを取得し、公共空間再編整備の検討に活用
71	1	311	パーソントリップ調査・道路交通センサスを、都市計画道路見直し業務に活用
72	1	313	人流データを取得し、福島駅周辺の在り方の検討に活用
73	1	314	都市計画基礎調査や道路交通センサスデータなどを、都市計画の決定・変更の検討に活用している
74	1	317	・国勢調査のデータを取得しGISにて庁内検討や会議に使用している ・都市計画基礎調査データを取得しGISにて庁内検討や会議に使用している
75	1	318	・国勢調査による人口・就業状態等集計 ・都市計画現況調査による土地利用状況、建物状況集計 ・park censusによる都市公園現況報告（⇒国）
76	1	319	国税調査や都市計画基礎調査のデータを取得し、都市計画マスタープラン等を策定時に活用
77	1	323	（エリアマネジメントにおけるではないが、） 中心市街地の歩行者通行量は取得している。 主に経年変化を確認するための計画の指標などとして活用
78	1	331	都市計画基礎調査データを活用し、まちづくりに関する計画に活用
79	1	339	都市計画基礎調査のデータを基に都市計画マスタープランを作成。
80	1	341	エリアマネジメントに関連した活動は未着手であり、データの取得には至っていない。
81	1	342	国勢調査結果やパーソントリップ調査結果を取得し、地域活性化施策や交通施策に活用している。
82	1	359	公共データのみ取得している。
83	1	384	都市計画担当として都市計画基礎調査等の情報は取得していますが、エリアマネジメントを目的に使用したことはありません。
84	1	385	歩行者交通量を観光施策やまちづくり施策の評価に活用
85	1	389	移住希望者のニーズデータを取得し、移住事業に活用
86	1	390	社会実験実施時において、IoTカメラによる通行量調査を実施。画像データを分析し、通行者数、性別、年代の調査を行った。調査データはエリアの将来イメージの検討に向けた地域ニーズの把握に活用。
87	1	401	国勢調査結果データを取得し、地域ごとの人口動態の把握に活用
88	1	410	人流データを取得し、中心市街地活性化基本計画の策定に活用。
89	1	412	その都度、必要なデータ(国勢調査など)を取得し、活用。
90	1	414	エリア内の公共施設に関する施設カルテを整備し，エリアマネジメントにおける拠点施設としての活用案の構想等に利用
91	1	418	国勢調査等の統計、都市計画基礎調査等の調査結果を取得し、コンパクトシティ形成の検討に活用
92	1	431	都市計画基礎調査を土地利用等の現況把握に活用
93	1	442	人流計測データを取得し、都市基盤の整備に活用
94	1	444	R3末時点でなし。（今後の予定はあり。）
95	1	447	土地利用状況、建築着工件数等を取得し、マスタープラン、立地適正化計画や区域指定の検討に利用
96	1	451	公共施設のGISデータ、公共施設の維持管理データ、国勢調査データを取得し、公共施設マネジメント全般に活用
97	1	465	国勢調査、都市計画基礎調査、住宅土地統計調査、建物現況調査等を用いた立地適正化計画の策定
98	1	474	国勢調査等
99	1	479	Yahoo!Japanのビッグデータ（DS.INSIGHTによる検索）を活用した人流データ等
100	1	480	国勢調査などの統計情報を取得し、社会動態に活用
101	1	484	都市計画基礎調査を取得し、今後の施策展開に活用
102	1	487	国勢調査・都市計画基礎調査
103	1	498	国勢調査、人口推計、都市計画基礎調査等の既存のデータを取得し、地域特性の分析等に活用。

No	団体分類	ID	回答
104	1	500	国勢調査や都市計画基礎調査のデータを取得し、計画の策定等に活用
105	1	505	空き店舗、空き店舗活用補助
106	1	513	・国勢調査：市が策定する各種計画等（総合計画・総合戦略・立地適正化計画etc） ・都市計画基礎調査：立地適正化計画など
107	1	515	GISデータを活用してまちなかエリアに存在する町有施設について利活用方法を協議している。
108	1	517	都市計画基礎調査により土地利用状況、建物状況を取得
109	1	533	アンケート調査により空き家、空地データを取得し、有効活用するための検討材料としている。
110	1	535	人口・世帯推移（国勢調査、国立社会保障人口問題研究所）、将来人口、世帯数の予測（将来人口・世帯予測ツール（国土交通省）を利用）、鉄道駅別乗降人員の推移（大阪府統計年鑑）、市内バス利用者数の推移、市民アンケートを利用し、立地適正化計画策定に活用。
111	1	539	人や物の移動（都市圏パーソントリップ調査）、空間（都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況）、国土交通省地価公示・都道府県地価調査）
112	1	544	RESASを用いて町の施策の方向性決めの参考としている。
113	1	550	行政のGISデータにより、土地利用見直しなどに活用
114	1	554	地域別人口増減データを取得し、総合戦略の改訂に活用
115	1	555	都市計画基礎調査を取得し、計画策定に活用
116	1	559	GISデータを取得し、都市計画業務に活用している。
117	1	560	都市計画基礎調査（建物状況）データを取得し、現状分析に活用。
118	1	561	国勢調査、パーソントリップ調査、道路交通センサス、都市計画基礎調査等のデータを取得し都市計画に活用
119	1	562	・土地利用状況データを取得し、リノベーションまちづくり事業における遊休不動産・駐車場・空き地等の調査に活用（H26年時点）。 ・国土交通省地価公示データを取得し、リノベーションまちづくり事業におけるまちなかエリアの路線価の推移（H5年、H15年、H26年時点）の調査に活用。
120	1	563	高浜市統計データを取得し、地域計画に活用
121	1	564	国勢調査等の総務省統計局のデータやRESAS等も活用し、新たな支援制度の立案に活用
122	1	565	国勢調査、都市計画基礎調査 総合計画等の作成の際に使用している。
123	1	566	アンケート調査によるデータを取得し、計画策定に活用
124	1	569	道路交通センサス、都市計画基礎調査における各種データを、将来のまちづくりの基礎資料として活用している。
125	1	581	駅前広場において、イベント開催時及び平常時における人流カウント調査を行い、回遊性向上につながるよう分析する。
126	1	583	国勢調査データを取得し、地域別人口及び従業地を把握し、各種町計画の策定に活用している
127	1	585	都市計画基礎調査。使途は各種計画策定等の際の基礎資料として活用。
128	1	595	一部の公共施設および道の駅に設置されたAIカメラにより、人流および車に関するデータを取得しています。施設および駐車場の混雑状況や、利用状況の分析に活用しています。
129	1	604	・国勢調査のデータと社人研の推移を合わせて、立地適正化計画の将来人口推計を行い、重点的に政策を行うエリアを検討している。 ・都市計画基礎調査のデータを活用して、低未利用地の確認を行い、企業誘致などの基礎資料にしている。
130	1	606	都市計画基礎調査
131	1	614	各種統計調査等の情報から、施策や計画等に反映させている。
132	1	615	・空き家情報や路線価データ等をモデル地区調査に活用 ・公共交通機関乗降数を取得し、公共交通機関の現状把握および方針決定に活用
133	1	619	・人流、交通流計測を実施し、台数カウントと交通挙動の分析を実施。
134	1	621	都市計画基礎調査のデータを取得し、土地利用動向の把握に活用 道路交通センサス、ETC2.0データを活用し、道路交通施策の検討に活用
135	1	623	水位センサーで河川の水位データを取得し、災害情報の把握に活用
136	1	630	観光入込客数やウェブサイト閲覧属性データを取得し、観光戦略に活用している。

No	団体分類	ID	回答
137	1	638	国勢調査、都市計画基礎調査の結果を取得し、都市計画マスタープランの策定に活用した。
138	1	640	都市計画基礎調査を実施し、町都市計画マスタープランの改定に活用
139	1	641	国勢調査、パーソントリップ調査、道路交通センサス、都市計画基礎調査等を、各種計画策定に活用しているが、エリアマネジメントの取り組みは未着手。
140	1	643	WiFiアクセスポイントデータを活用し、広場空間の利用状況を把握する。
141	1	651	国勢調査や都市計画基礎調査のデータを取得し、各種計画の策定に活用している。
142	1	668	まちなかの居心地の良さを測る指標（案）の活用
143	1	671	都市計画基礎調査のデータを立地適正化計画の策定に使用
144	1	676	取得していない 今後エリアマネジメントにおけるデジタル技術の活用を検討する。
145	1	681	国勢調査・・まちづくり計画策定等に活用
146	1	684	国勢調査 （市街化区域編入の根拠資料）
147	1	689	現時点でエリアマネジメントへの活用事例はないが、活用できるデータとして、国勢調査、都市計画基礎調査、経済センサス活動調査の調査結果がある。
148	1	691	・都市計画基礎調査により、土地利用状況等を把握し、都市計画を策定するうえでの基礎資料として活用 ・交通量調査により、交通課題を把握し計画策定の基礎資料として活用
149	1	709	国勢調査や都市計画基礎調査、経済センサスなどを都市計画事業に活用
150	1	714	社会実験において、AIカメラを使用し、社会実験実施前後の人流データ（来訪者数、滞留時間等）を取得している。
151	1	720	都市計画基礎調査を取得しているが、特段、活用までには至っていない。
152	1	722	都市計画基礎調査データを取得し、都市計画マスタープラン等に活用
153	1	723	国勢調査、パーソントリップ調査、都市計画基礎調査等のデータを取得し、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に活用
154	1	724	中心市街地における歩行者及び自転車の通行量のデータを取得し、石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに当たり基礎資料として活用。
155	1	729	都市計画基礎調査のデータを取得し、市の都市計画の見直し等に活用した。
156	1	732	交通系ICカードデータの利用履歴を取得し、バス路線、ダイア等の最適化に活用。 シェアサイクルのGPSデータを取得し、シェアサイクルの管理及び最適化検討に活用。
157	1	735	アクティビティ種類数、滞在時間、店舗売上、交通量など：公共空間活用による効果の確認
158	1	737	土地利用状況を取得し、都市計画基礎調査に活用。空き家の分布データを取得し、空き家対策に活用。
159	1	739	国勢調査データを取得し、都市計画マスタープランの基礎資料とした。 都市計画基礎調査データにより、区域指定エリアにおける開発許可要件の厳格化を実施した。
160	1	747	国勢調査や都市計画基礎調査等を取得し、まちの課題抽出に活用
161	1	754	施設や道路の利用実態を目視で確認し、その結果を基に施設の更新や整備を行っている。
162	1	756	都市計画基礎調査を活用し、土地の利用状況を把握
163	1	757	国勢調査：様々な事業における参考資料として
164	1	763	国勢調査、都市計画基礎調査などのデータを取得し、都市計画マスタープランに活用
165	1	764	国勢調査、地価公示等のデータを取得し、計画策定・評価に活用
166	1	765	国勢調査・都市計画基礎調査等のデータを取得し、まちづくりの方向性の検討に活用
167	1	770	国勢調査・都市計画基礎調査を利用し、都市マスタープラン、立地適正化計画等の各種計画策定に活用 パーソントリップを利用し、道路整備等時に活用
168	1	773	歩行者通行量調査・・・長崎市中心市街地活性化基本計画、都市構造再編集中支援事業（まちなか地区（第2期））の成果指標に活用 国土交通省地価公示・・・まちぶらプロジェクトの効果（庁内事業説明）の説明に活用 検索データ、行動データ・・・長崎市観光動態の把握に活用
169	1	784	パーソントリップ調査による公共施設の整備・更新
170	1	785	都市計画基礎調査について、都市計画変更時のバックデータのみに用いられている

No	団体分類	ID	回答
171	1	787	国勢調査、道路交通センサス、都市計画基礎調査等を取得しており、都市計画道路の見直し及び低未利用地の把握などに活用している。
172	1	788	市が実施している商店街空き店舗調査を用いて、新規創業者を入居させる取り組みを進める予定である。
173	1	792	都市計画基礎調査や将来人口推計を都市計画マスタープラン策定に活用
174	1	796	道路交通センサスデータを取得し、道路網計画の検証・策定に活用 カウンタを用いて目視による公園利用者数を取得し公園の活用に利用
175	1	797	個々のエリアマネジメント団体において、どのようなデータを取得しているかを確認している訳ではありませんが、3D都市モデルを活用し、人流に関わる課題解決（回遊性促進、歩行者ネットワーク構築等）に向けた検討を進めている団体やイベント実施の際などに来場者アンケートなどを行い、情報収集等を行っている団体があります。
176	1	801	・道路空間を活用した、イベント開催実績（開催日数、来場人数） ・主要商店街における歩行者通行量調査（エリアの活性化施策の指標として活用） ・主要商店街における空き店舗率調査（エリアの活性化施策の指標として活用）
177	1	803	都市計画基礎調査等、都市マスタープランの策定等に活用
178	1	804	都市計画基礎調査により土地利用状況や建物状況のデータを取得し、計画策定等に活用。
179	1	805	商店街等における歩行者通行量調査をAIカメラで実施している。歩行者の属性データを取得し、イベント等の効果の検証に活用している。
180	1	808	国勢調査の人口、都市計画基礎調査の土地利用などに関するデータを取得し、総合計画や都市計画マスタープランなど各種計画の策定に活用。
181	1	809	GPSデータから人流データを取得し、エリアに訪れる人、滞在している人の実態把握に活用
182	1	810	携帯電話に搭載されているGPSデータをもとに各施設ごとの利用者属性分析に活用。
183	1	812	人流データを年2回取得し、中心市街地における賑わい指標として活用
184	1	818	国勢調査（人口）や商業調査、土地利用現況調べなどを用いた、まちづくり方針の検討
185	1	826	都市計画基礎調査にて取得したデータを、本市における計画策定時に活用。 取得している主なデータは、土地利用状況、人口分布等。
186	1	827	人流データを取得し、行動解析や賑わい創出のKPIに活用 WEBサイトへのアクセス情報を所得し、情報発信への検討に活用
187	1	828	国勢調査、都市計画基礎調査、着工統計データをもとに、人々の生活拠点の移り変わりの想定資料として活用している。
188	1	831	都市計画基礎調査にて土地利用状況等のデータを取得し、用途地域の見直し等に活用している。
189	1	832	沖縄本島パーソントリップ調査データを取得し、未活用。 都市計画基礎調査データを取得し、未活用。
190	1	833	国勢調査、都計基礎調査、地価公示データを取得し、都市計画区域・用途地域見直しに活用
191	1	835	センサーデータ（人流）
192	1	837	国勢調査や都市計画基礎調査の結果を市の策定計画（都市計画マスタープランや立地適正化計画）に活用
193	1	838	携帯電話基地局データを利用して、駅利用者に対しアンケート調査などに活用
194	1	843	町内の人流データを取得し、観光施策に活用
195	1	853	国勢調査データなどを事業に活用。
196	1	855	都市計画基礎調査データを取得し、都市計画に活用
197	1	856	エリアマネジメントについて検討している地域住民団体がありますが、市はデータ取得を行っていません。
198	1	860	都市計画基礎調査で取得したデータを統合型GISに反映
199	1	866	歩行者交通量、人流データを取得。使途は不明。
200	1	868	Wi-Fiアクセスポイントデータを取得し、住民がどこに集まっているかを把握するために活用。
201	1	869	人流データを取得し、滞在時間や滞在スポットの分析、自動車交通量の計測等を実施。
202	1	1002	歩行者通行量データを取得し、にぎわい創出方策の検討に活用
203	1	1005	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 地価のデータを取得し、中心市街地の価値増進の確認に活用
204	1	1008	GISデータを取得

No	団体分類	ID	回答
205	1	1012	行政情報
206	1	1015	都市計画基礎調査データを取得し、地図に活用）
207	1	1032	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 空家の所有者データ
208	1	1044	歩行者交通量調査等
209	1	1064	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査、都市計画基礎調査等
210	1	1065	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 都市計画基礎調査のデータを日常業務に活用
211	1	1067	土地管理情報データを取得し、管理・所有者確認等で事業実施時に活用
212	1	1069	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査にて、地域ごとの人口の増減を確認する。
213	1	1076	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 一般社団法人渋谷再開発協会では、渋谷中心地区流動計測調査において、通行者数データを取得し、渋谷のまちの経年変化を定量的に把握するために活用
214	1	1078	国勢調査やRESASで得られる情報はあるものの、十分に統計データを活用していない
215	1	1083	中心市街地の歩行者・二輪車の交通量を調査し、都市再生整備計画の策定等に活用
216	1	1084	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査（エリア別人口や昼間人口等を把握し，人の移動に関する各種データと重ね合わせ施策の進捗確認に活用） 都市圏パーソントリップ調査（移動手段分担率，目的別移動手段や外出率を，施策の進捗確認に活用） 道路交通センサス（交通量の把握に活用）
217	1	1086	WI-FIパケットセンサー調査による人流データを取得したところで、誰でも活用できるようオープンデータを整備している。
218	1	1087	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 都市計画基礎調査 区域区分の見直し等に活用している。
219	1	1088	都道府県地価調査を活用して、中心市街地内の商業地の地価動向を把握。
220	1	1090	活用できていない
221	1	1091	都市計画基礎調査（土地利用状況等の把握）
222	1	1093	現在、検討中。
223	1	1094	県でデータは取得していますが、活用はしていません。
224	1	1102	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 中央１丁目店舗実態調査データ（まちづくり福井）を取得し、空き店舗情報の紹介に活用
225	1	1103	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 環境省との共同事業により、JR加古川駅周辺の人流データとしてGPS・Beaconを活用したログデータを活用し、駅周辺の人流把握や公共機能の駅前移転の変化等を検証するとともに、駅周辺の賑わい創出や脱炭素に向けた取組の施策検討に活用した。
226	1	1105	航空図を取得し、市内の住宅や工場などの分布を把握する。
227	1	1119	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 現在は，各種の統計等による基礎数値がメインとなっている。
228	1	1120	国勢調査、都市計画基礎調査データを取得し、都市計画マスタープランに活用
229	1	1125	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国立社会保障・人口問題研究所の推計データや国勢調査データを取得し、人口に対する都市づくりの考え方を整理し、都市計画マスタープラン作成に活用。
230	1	1128	エリアマネジメントに取り組むまちづくり団体等を把握しておらず、データ取得状況は不明。
231	1	1132	現在、熊本地震からの復興でインフラ整備に注力しており、エリアマネジメントにおけるデータ整理及び活用に至っていない。
232	1	1136	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査や経済センサス等、国にが行う大規模統計調査に関する項目。
233	1	1141	歩行者通行量調査・・・長崎市中心市街地活性化基本計画、都市構造再編集中支援事業（まちなか地区（第2期））の成果指標に活用 国土交通省地価公示・・・まちぶらプロジェクトの効果（庁内事業説明）の説明に活用 検索データ、行動データ・・・長崎市観光動態の把握に活用

No	団体分類	ID	回答
234	1	1143	地域の課題を集約し、地区別計画として策定している。
235	1	1146	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 現在、本市においてはエリアマネジメントに際して取得、活用しているデータはない。
236	1	1147	エリアマネジメントには、メリットデメリットがありますが、天秤にかけるとデメリットのほうが多い。情報があふれている中、本当の目的を捜し知ることから努めている。
237	1	1148	国勢調査、都市計画基礎調査などにより、人口統計、土地建物状況等を取得し、市街地の再整備に活用する予定。
238	1	1160	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 各種統計調査や道路台帳など、一般的な公的データ
239	1	1168	国勢調査のデータを基に、町の各種「計画」に用いている
240	1	1172	国勢調査を取得しているものの、使途該当なし
241	1	1173	現在、データの取得、活用したエリアマネジメントを行っていない。
242	1	1179	・国勢調査データを取得し、人口・就業状態の把握に活用。 ・GISデータと住民基本台帳データを連動させ、人口動態の把握に活用。 ・都市計画基礎調査データを取得し、土地利用状況の把握に活用。
243	1	1184	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査や都市計画基礎調査のデータを利用し、都市計画に関わる調査回答作成の際に活用。
244	1	1187	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） ・都市計画基礎調査（土地利用現況）を取得し、中心市街地の現状把握に活用 ・人口メッシュデータを取得し、地域公共交通計画の検討に活用
245	1	1189	建物の用途や建築年数、構造、高さ等のデータを取得し、3D都市モデルの構築に取り組んでいる。 町内11カ所に道路・河川見守りカメラを設置しその画像データをケーブルテレビで配信し災害時の河川の氾濫状況や平時における混み具合等を確認する実証実験をしている（※ゆずの里ケーブルテレビでのみ配信）。
246	1	1190	土地利用動向基礎調査データ（建物、敷地、土地、道路、街区等の「地物」と「人口」に係る空間データ）を作成し、都市計画やその他の施策検討の基礎資料として活用しています。
247	1	1198	都市計画基礎調査により土地利用現況を取得し、将来の土地利用に活用 目視および赤外線センサーにより地域コミュニティバスの乗降者数を取得し、人流および移動ニーズの把握に活用
248	1	1200	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査、パーソントリップ調査、都市計画基礎調査、経済センサス等：都市計画マスタープラン策定に利用。
249	1	1202	池田温泉の入浴客数・大津谷公園キャンプ場の利用者データを取得し、販売品目の選定に利用。
250	1	1204	東駿河湾都市圏パーソントリップ調査やWi-Fiアクセスポイントデータを活用し、海外からの来訪者（コロナ前）の人流把握に活用。
251	1	1206	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 都市圏パーソントリップ調査を行い、将来の都市像を構築するための都市交通マスタープラン策定に活用
252	1	1207	歩行者・自転車通行量、空き家・空き店舗数、人口社会増減数
253	1	2001	国勢調査：人口動態の把握分析経済センサス：町内産業の把握分析
254	2	1	①都市22地点の自動計測装置による歩行者通行量の把握。中心市街地32企業団体（大型商業施設、商店街、サー ビス事業者、公共施設、地元メディア等）で構成する実行委員会組織の月次定例会議で前月データを報告共有 ②上記実行委員会のH.P（まちなかWEB）の毎月の閲覧数の報告・共有
255	2	3	国勢調査の人口データを取得し、資料作成に活用している
256	2	4	土地、建物地権者リスト
257	2	5	地域情報サイトのPv
258	2	6	国土交通省地価公示等、データを取得し、テナントミックス事業に活用。
259	2	7	既往の公共データを取得し、再開発の計画策定に活用している。
260	2	8	既往の公共データを取得し、再開発の計画策定に活用している。
261	2	9	国土交通省「ビッグデータを活用した実証実験事業」に採択され、「ウォーカブルな中心市街地を形成するための人流分析および購買・消費分析」として成果報告をさせていただきました。人流や消費行動をデータ化しました。未来ビジョンの実施項目に紐づけてゆきたい。

No	団体分類	ID	回答
262	2	10	・人流や車両データを取得し、エリアのビジョンづくりに活用
263	2	12	国勢調査：地区内の夜間人口・昼間人口の把握・・・・安全確保計画等災害時対応のシミュレーションのため
264	2	13	駐車場、駐輪場の利用状況：施設管理に利用
265	2	15	・Wi-fiパケットセンサーによる携帯人流データを継続して取得中 ・社会実験にあわせて通行量調査等（AIカメラ）とともに滞在状況調査を実施、加えて携帯GPSアプリデータを取得し、ミナミエリアの回遊状況を把握
266	2	16	クレジットカードデータを取得し、現状把握に活用
267	2	17	携帯電話事業者の人流データを取得し、来街者の傾向と分析に活用
268	2	18	・運営しているWifiの利用者数・利用属性→行政への報告用に活用 ・運営する公共空間の稼働状況・利用属性→新規利用者の獲得の情報提供用に活用 ・運営する公共空間の人流データ→利用者への参考資料として提供　https://data.pf-sapporo.jp/toshinbuchikakuukan_tuukouryou_00_view
269	2	19	デモグラフィック、サイコグラフィック。施策の立案や施策の合意形成に利用。
270	2	20	・経済センサスデータを取得し、事業者の実態調査に活用。 ・歩行者交通量データを取得し、にぎわいの指標に活用。
271	2	22	社会実験として、スマートフォン等の発信する電波を検知するセンサーを活用し、歩行者量を調査し、時間帯毎の歩行者量の分布等を分析。
272	2	23	駅乗降客数、人口・世帯数、事業所・従業者数、施設数（商業、ホテル、コンベンションなど）、通行量などのデータを、エリアの特性紹介用に整理している。
273	2	24	ウォーカブル補助金により設置予定のAIカメラによるパークレット利用状況、属性・人流等の把握実証を期間限定で予定（22年度）
274	2	26	アンケート調査を実施し、団体の認知度やイベントの評価などを蓄積し、活動へフィードバック
275	2	28	歩行者交通量を調査し、都市再生整備計画の目標値に活用 街の魅力度調査をし、都市再生整備計画の目標値に活用
276	2	29	・人流データを取得し、交通課題の把握及び対策の検討（歩行者デッキ等のハード整備、大規模集客施設における交通誘導等）や、年間来街者数の把握・公表を行っている。ただし、データの取得は目視によるカウントで実施。 ・地区内事業者のエネルギー使用量（地域冷暖房、電力）データを取得し、温暖化対策の推進策を検討している。 ・HPやSNSのアクセス数等のデータを取得し、より効果的なPR施策の検討を行っている。
277	2	31	・試験的に実施したアプリやWEBに関する利用ログを試験的な交通評価等のために利用。 ・既往のデータのエリア統計結果をパンフレット掲載やプレゼンに利用。 ・モビリティ事業者のAPIをアプリやWEB構築に利用。
278	2	32	・イベント実施時の人流データを取得し、混雑度表示等に活用 ・既往のデータのエリア統計結果をパンフレット掲載やプレゼンに利用。
279	2	33	難波駅周辺における放置自転車状況調査 難波駅周辺における自動車交通状況調査
280	2	34	赤外線センサーにより商店街内の流動人口を取得し、集客イベントの効果測定や新型コロナウイルスの影響把握、テナント誘致等に活用
281	2	37	来街者の属性等情報を取得し、イベント等の情報発信を効果的に行い、今後の集客につなげることに取り組んでいる。
282	2	39	・ソーシャルメディアデータ
283	2	40	・樹木データ・気象データ・日陰情報（シミュレーション）データを取得し快適ルート案内WEBに活用 ・生き物情報等の集計結果をパンフレット掲載やプレゼンに利用
284	2	41	広場の流動量を取得し、広告事業やカフェ事業の分析に活用
285	3	1	市販の人流データを取得し、検証分析に活用
286	3	2	グループ会社の住宅管理会社実施の住まいアンケート他⇒エリアの新規案件とのサービスに利用。
287	3	3	・パッサー・AIカメラ・ビーコン・センサーなどを用いた人流解析データ ・ソーシャルメディアデータ
288	3	4	コミュニティスペースの利用者ログを把握し、利用実態（年齢層、時間帯、リピーター層など）を分析し施設利用改善やコミュニティイベント検討に用いている。 国勢調査及び住民基本台帳人口情報を把握し、周辺地域の居住者増や地域課題の類推に用いている。

No	団体分類	ID	回答
289	3	5	BEMSを活用して事業所における使用電力量の把握を行っており、カーボンニュートラルに向けて必要となる検討に活用している他、クラウド型スマートビル管理システムの実証実験を行ったりもしている。 https://pdf.irpocket.com/C8804/mxGt/MCeT/DUtC.pdf また、「東京街人」においては、コンテンツや曜日毎におけるPVを分析することで、街の賑わい形成に必要なコンテンツの検討に活かしている。 https://guidetokyo.info/
290	3	6	HPへのアクセス数。著名人のまち紹介などによる認知度向上の効果測定。
291	3	7	地価調査、不動産取引データ(売却、賃貸)に関するデータを取得しています。弊社は、首都圏において、分譲マンション事業、賃貸事業(オフィスビル、賃貸マンション)を行っているので、事業開始、推進時の判断材料として活用しております。
292	3	8	グループの管理会社が実施する区分所有者へのアンケート等
293	3	9	・イベント来場者を把握し、エリアの認知度向上効果把握に活用。 ・イバントの広告換算値を把握し、エリアの認知度向上効果把握に活用。 ・SNSアクセス数を把握し、エリアの認知度向上効果把握に活用。
294	3	10	特定エリアの人流データー 特定ビルのエネルギーデーター
295	3	11	御堂筋において、ウォーカブル補助金により設置予定のAIカメラによるパークレット利用状況、属性、人流等の把握実証を期間限定で予定
296	3	14	・来街者数カウントデータ取得⇒イベント企画や施設内店舗販促検討等に活用 ・観光貸し切りバス利用データ取得(施設内バスベイ)⇒施設内店舗販促検討等に活用 ・コミュニティサイクル利用データ取得(施設内サイクルポート)⇒施設内店舗販促検討等に活用 ・広域エリア巡回バス乗降数データ取得　⇒施設内店舗販促検討等に活用
297	3	15	・試験的に実施したアプリやWEBに関する利用ログを試験的の交通評価等のために利用。 ・イベント実施時の人流データを取得し、混雑度表示等に活用 ・既往のデータのエリア統計結果をパンフレット掲載やプレゼンに利用。 ・モビリティ事業者のAPIをアプリやWEB構築に利用。 下記データは「ユーザセグメントによるマーケティング」「事業間相互利用状況の可視化による連携促進」に利用。 ・GPSおよび建物内に設置したBEACONへの通信ログ(位置情報) ・店舗設置の決済端末でのポイント付与・利用ログ ・共通認証基盤での認証API連携ログ ・自社及び連携外部サービスの閲覧、予約、決済、利用ログ(個人の同意を得たもの)
298	3	16	エリアにおける人流データ取得のためセンサー設置等。
299	3	1001	・社会実験として、スマートフォン等の発信する電波を検知するセンサーを活用し、歩行者量を調査し、時間帯毎の歩行者量の分布等を分析。

(11) 今後のデータ取得ニーズ

市区町村 281 団体、まちづくり団体 37 団体、不動産協会 16 団体から回答があった。市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも人流データの回答が多い。

■[市区町村・設問25][まちづくり団体・設問23][不動産協会・設問23]

エリアマネジメントにおける、今後のデータ取得ニーズとしてどのようなデータが想定されますか？併せて使途についても教えてください（自由記述）。なお、データのバリエーションについては、※３も参考にしてください。

■回答 n=334

No	団体分類	ID	回答
1	1	6	消費データを取得し、観光事業関係に活用
2	1	11	人流データを取得し、観光産業に活用
3	1	17	不動産の所有者・土地利用意向などのデータを取得し、小規模な区画再編に活用
4	1	18	エリアマネジメントについて理解していないので、今のところ想定していない。
5	1	20	消費、健康、車両
6	1	27	ソーシャルメディア・検索での入力キーワードのデータ。関心の高い情報を活用することで、観光客の増加を図ることができる。
7	1	28	ICカードデータを取得し、バスの路線見直し等に活用
8	1	34	人や物の移動データ、空間データを取得し、都市マスタープラン等の上位計画策定に活用
9	1	35	携帯電話基地局データ
10	1	36	諸規制内容、所有者
11	1	46	主に人流関係のデータ 計画策定等への活用を想定しています。
12	1	50	消費に関するデータを取得し、市街地の消費活動の動向を分析することで、市街地に必要な都市機能の検討等に活用
13	1	51	車両に係るデータ、気象データを取得し、除雪作業終了時間及び除雪車両リアルタイム走行公開に使用
14	1	58	どのようなデータを取得するか検討中
15	1	70	衛星データを取得し、土地利用に活用
16	1	71	購買データを取得し、開発やイベントの効果検証に活用
17	1	74	GPSデータや交通系ICカードデータを取得し、人流分析に活用
18	1	76	様々な新たなデータを活用したいが、データ使用にかかる予算や有効活用に至るまでの知識が不足している。
19	1	77	人流データ：回遊性向上施策等の検証や参考データとして活用
20	1	81	※3にある「人がいつ、どこに、何人いるのか投を連続的に把握したデータ」を取得し、公共交通機関の利用を促進するためにダイヤ改正や路線の統廃合に活用
21	1	82	人流データを取得し、歩行空間創出に活用
22	1	83	GPSデータ等のビッグデータを取得し、スマートプランニングによる都市計画を想定している。
23	1	84	人流に関するデータ　活用に関しては不明
24	1	89	地域で関心の高いキーワードや来訪者や特性を把握したデータを取得し、まちづくりに活用
25	1	94	公共交通の維持に向けた、ニーズの把握
26	1	98	ビッグデータを取得し、街なか歩行量に活用
27	1	104	24. は内部用情報ツールのため、今後は外部にも共有した仕組みにしていきたい
28	1	107	国勢調査、都市計画基礎調査、都市圏パーソントリップ調査、車両挙動を把握したデータ、不動産取引価格データ
29	1	110	GPSやカメラによる人口分析を取得し、現在の人口把握に活用 Plateauを活用した、サイバー空間上での完成後のまちの把握（合意形成等に活用）
30	1	113	人流データを取得し、都市サービスの最適化に活用
31	1	119	域内の再生可能エネルギー発電量の情報

No	団体分類	ID	回答
32	1	121	空き家、空き地の使用状況　U、Iターン等の定住者の受け入れ
33	1	125	GPSデータ等を取得し、公共施設の利用者数の把握に活用
34	1	126	人口動態及び道路交通センサスを用いた道路整備。
35	1	130	人流データ、ETC2.0データ等を取得し、中心市街地活性化の企画立案、効果検証に活用
36	1	150	当町は、地方の過疎地域行政団体で職員数も限られ、この分野については未着手の状態のため不明です。
37	1	154	GPSデータを取得し、都市計画の立案に活用
38	1	164	人や物の移動・人の活動データを取得し、多様な都市サービス提供のための資料として活用
39	1	171	取得データ：車両データ、地域通貨データ 活用方法：車両データ→MaaS、地域通貨データ→MaaS、属性等の分析によるイベント企画等への活用
40	1	176	携帯電話基地局情報やカーナビデータを取得し、交通形態・人流データを整理し、効率的な都市アセット利用方針の作成に活用
41	1	188	土地利用の状況を把握した、公共・民間空間の利活用等。
42	1	192	人流データを取得して、駅前のまちづくりに利用
43	1	198	・人流データ（携帯、GPS等）を取得し、来訪者等の特性の把握や各種施策の実施や検証に活用 ・SNS等の入力キーワードから、関心度が高いものや来訪者等の特性を把握
44	1	212	人流データ等を活用し、エリアの需要予測として活用
45	1	214	GISデータを取得し、来庁者の行動を把握するのに活用
46	1	215	上記内容のもう少し詳細なデータ
47	1	220	人流、OD調査
48	1	224	人流、車両、ソーシャルメディア等
49	1	228	SNS棟の検索エンジン上での入力キーワードから、関心の高いキーワードや来訪者の特性等を把握したデータを取得し、情報発信強化に役立てる。
50	1	230	人流データを取得し、滞在時間やOD調査に活用
51	1	235	人や物の移動、人の活動
52	1	237	携帯端末の位置情報からどのルートを使ってきているのか、どの順番で市内観光地をまわっているのかがわかるデータ。 それによって、効果的な周遊ルート作成や市外への効果的な情報発信につながる。
53	1	240	（代表的なもの） 都市計画基礎調査（土地利用状況、建物状況）等を活用し、立地適正化計画策定に活用
54	1	251	地質調査データ→自宅の建設の際に参考資料とする
55	1	252	空家所有者データを新規創業物件リストに活用
56	1	256	都市計画情報が検索できるデータ
57	1	257	圏域での交通ICカードによる利用客の利用履歴データ
58	1	262	位置情報データを取得し、まちなかの賑わいの創出に活用
59	1	265	中心市街地等での交通量（自動車、歩行者）データを取得し、歩行者優先のための空間再整備へのエビデンスに活用
60	1	266	駅利用者数、バス利用者数、スマートインターチェンジ利用台数、スマートインターチェンジ近くの駐車場利用台数のデータを取得し、パークアンドライドによる自家用車によらない観光客者数を増やし、まちなかのにぎわいをうみだす事業の創出に活用
61	1	268	職員不足、専門知識不足により対応できていない。
62	1	269	道の駅等の地域拠点整備検討のため、車両交通量のデータ等の活用が想定される
63	1	273	【今後のﾃﾞｰﾀ取得ﾆｰｽﾞ】医療機関への受信状況や、個人の健康状況について把握したデータ 【使途】 住民の健康管理
64	1	275	位置情報ビッグデータを取得し、人流の多い区域の歩行者空間や交通施設等を整備する。
65	1	278	人や物の移動データ
66	1	279	GPSデータ、携帯電話基地局データを活用した人の流れについての検証。 モバイル決済データ等を活用した購買者の属性や時間、場所等について検証。
67	1	286	医療・福祉施設等の位置データを取得し、福祉事業者・団体等の活動に資するようにする。

No	団体分類	ID	回答
68	1	290	都市計画基礎調査データを取得し、都市計画に活用
69	1	292	3D都市モデルデータや都市計画基礎調査により、中心市街地の活性化（駅前再開発）に活用
70	1	298	SNS等の検索データを活用し、関心の高い情報を収集し、観光PR、移住対策に活用
71	1	299	国勢調査等の公共データを使用し、地域の産業の現状把握や今後の課題解決に活用
72	1	301	携帯電話基地局データやGPSデータ、ソーシャルメディアデータ、検索データを活用して、エリアマネジメント活動の効果の検証や効果的な活動を実施していくためのニーズ調査に利用できると思います。
73	1	302	カーナビゲーションデータを取得し、道路交通の分析に活用
74	1	305	人流等のデータによる需要の把握
75	1	307	駐車場利用状況データを取得し、中心市街地における駐車場の適正配置を検討
76	1	309	人や車両の動きを連続的に把握したデータを取得し、インフラのソフト面・ハード面での整備に活用。
77	1	313	店舗・施設などの実態把握のため、年代・男女別、売り上げ等のデータを取得し、エリア価値向上の検討のために活用
78	1	314	人流データなどを活用した公共施設の利活用の促進
79	1	316	駅周辺及び市役所の来訪者データを取得し、賑わい創出のためにどういった世代をターゲットとすべきか参考として活用
80	1	319	経済センサスデータを取得し、事業者の動態把握に活用
81	1	331	交通系ICカードデータを取得し、駅前イベントの効果的な実施を検討するために活用
82	1	334	人流のデータ、ソーシャルメディア、検索データ
83	1	341	エリアマネジメントに関連した活動は未着手であり、回答出来かねる。
84	1	342	都市計画基礎調査結果や不動産データを取得し、低未利用地や遊休不動産の利活用を検討したい。
85	1	349	空家データを取得し、住宅ストックを有効活用
86	1	350	データ取得及び活用は必要と考えますが、具体的な使途（取得目的）は検討できていません。
87	1	361	人流データを取得し、拠点整備に活用
88	1	373	今後の検討課題
89	1	384	今後、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が予定されているため、それらの情報を活用した民間事業の展開を想定しています。
90	1	385	カメラとAIを活用してリアルタイムに歩行者交通量を把握し、観光、商業、交通政策など幅広い施策の立案・評価に活用
91	1	395	健康データを取得し、健康行動を促す施策の推進
92	1	401	GPSデータ等を取得し、人流や車輌挙動の連続したデータを把握することによって今後のエリア形成における基礎資料として活用。
93	1	412	現在想定しているものはない。今後検討。
94	1	414	エリア内の民間不動産に関する情報や交通量等に関する情報を活用し，エリアマネジメントの実施における課題の洗い出しや実施後の効果検証に活用
95	1	418	ソーシャルメディアデータを取得し、地域資源の発掘、活用
96	1	425	人流・車両に関するデータ
97	1	430	・交通実態調査データにより、市外からの人流の傾向把握。 ・経済センサス等統計調査より、消費傾向、ニーズの把握。
98	1	431	人流データを取得し、属性に応じた行動特性・パターンを分析し、まちづくりや出店に活用
99	1	444	人流（通行量・滞留）データを取得し、中心市街地活性化に活用。
100	1	447	人流データを活用した、効率的な公共交通の運営に活用
101	1	455	人流やソーシャルメディア・検索データを取得し、賑わいのあるまちづくりに活用を想定
102	1	461	人がいつ、どこに、何人いるのか等を連続的に把握したデータ
103	1	464	人流のデータを取得し、利活用可能な都市アセットの選定に活用。
104	1	465	GPSデータ、不動産取引価格データ等を用いた都市構造の分析

No	団体分類	ID	回答
105	1	474	ICカード等のデータを取得し、公共交通ルートやダイヤの改正に活用
106	1	479	人流データ等の積極的な活用により、中心市街地活性化基本計画と位置付けた各事業の効果検証を行っていく
107	1	487	購買者の属性や、勾配金額等の消費活動を記録したデータを、その地域がどのような生活形態をおもとするエリアなのかを分析するために利用。
108	1	489	年齢、性別とGPS、時間、モバイル決済データを取得し、どの年齢層の男女が何時にモバイル決済を用いて何を購入（支払い）したか分析する。 何に影響され、どの年代がどの時間にどの場所で等、瞬時に分析することで、エリアマネジメントに活用する。
109	1	490	観光動態
110	1	493	人流データを取得して、インフラ整備や、魅力的なスポットを作った憩い・賑わいの多いまちづくりを行ったり、個人の健康データ等を取得して、健康なまちづくりなどのデータニーズがあるように想定されます。
111	1	495	車両挙動データから交通危険箇所を把握し、交通安全に活用
112	1	505	バス乗降時の利用履歴データ、利用状況に応じたサービス向上
113	1	513	ソーシャルメディア・検索など、情報発信・取得できる環境の整備と、発信が可能な人事の確保及び育成
114	1	515	車が無いと生活が不便な地域が多いため、人流・車両のデータを活用し、今後の施策展開に繋げる。
115	1	516	人流、消費データを取得し、集客に活用
116	1	539	エリアマネジメントの内容によってデータ取得ニーズが変わるため、取得するデータが多い方が良いと思います。
117	1	541	パーソントリップ調査、車両挙動から来訪者を把握 SNS等ソーシャルメディアの投稿、検索ワードから関心の高いエリア、地域特性を把握
118	1	544	スマートフォン等による人態流動調査による効果的な観光施策
119	1	550	人工衛星に搭載されたセンサーを活用して、土地利用制度や景観計画等に活用
120	1	553	今後、立地適正化計画を検討する中で必要に応じて活用
121	1	559	空き家データを取得し、利活用促進に活用。
122	1	560	ソーシャルメディアデータ・検索データを取得し、エリア居住者・来訪者の興味関心、特性の分析に活用。
123	1	561	カーナビゲーションデータを取得し、人流を把握することで「にぎわい」などのエリアマネジメントに活用
124	1	562	人流や不動産等のデータを取得し、エリアの活性化に向けた施策立案に活用。
125	1	563	パーソントリップ調査や携帯GPSデータから、ODデータを取得し、市内外への人の動きを見ることに活用できると想定
126	1	564	ビーコンデータを活用して、人の流れを分析するのに活用。そうすることで、観光や特産品の商品開発へ繋ぐ
127	1	566	都市アセットの活用について、意向調査データを取得し、計画策定に活用
128	1	569	GPSデータ（人流）を活用し、市民ニーズを把握することで、各種まちづくりの取組に活用する。
129	1	581	Wi－Fiパケットセンサまたはレーザー技術等を用いた交通流動調査。回遊性向上につながる分析と広場整備に係る配置や規模の把握をするため。
130	1	585	ベッドタウンであるため、人流、車両、ICカード、不動産、消費、電力などの情報にニーズがあると考えます。使途は現時点では想定がありません。
131	1	587	・来訪者の関心事や行動ルートのデータを取得し、ニーズに対応したサービスの提供やまちづくりに活用 ・市民の健康状況のデータから、健康増進のためのイベントや社会実験等に活用
132	1	593	人や物の移動に関するデータを取得し、都市サービスの提供場所・時期等の検討に活用することが想定されます。
133	1	595	携帯電話GPSデータ等の取得により、市内の人流を分析し、エリアごとのサービスの向上に活用したい。
134	1	596	交通系ICカードデータやETC2.0データを取得し、人流や道路の渋滞状況等を把握することで、効率的な交通体系や道路網の形成に活用。
135	1	599	人流：都市アセットの効果的な活用の検討
136	1	604	・携帯電話基地局データや交通計ICを参考にしながらMaaSなどのサービス提供につなげたい。 ・ETC2.0や携帯のGPSデータを活用して車の広域的な移動調査や歩行者の移動について検討することによって、歩行者優先の街路整備につなげたい。

No	団体分類	ID	回答
137	1	613	GPSデータを活用した都心部の人流の把握。
138	1	614	エリア価値向上のため、市民のニーズを知る必要がある。そのため、人流、車両、不動産、消費等のデータから人や物の移動、空間、活動等の状況を知る必要がある。
139	1	615	人流（動きや、滞在時間）
140	1	619	・店舗・モビリティ・バリアフリー情報等複数分野・事業者データを取得し、まちの混雑状況などリアルタイム情報を行動変容に活用
141	1	625	ETC2.0 (使途)ICから近い道の駅の利用促進に繋げる。
142	1	627	携帯電話基地局データによる人流の把握により、立地適正化計画策定における都市機能誘導区域の設定に活用
143	1	629	人やモノの移動
144	1	630	人流、消費、検索キーワード・属性データを取得し、産業や観光、交通等の戦略策定に活用する。
145	1	633	人流データを取得し、都市サービス提供・促進に活用。
146	1	638	現在のところ想定しておりませんが、人流データを活用し交流人口等の動きについて確認する可能性はあると思われます 。
147	1	641	不動産取引価格データを取得し、エリア価値の検証に活用。 ソーシャルメディアデータ、検索データを取得し、エリアのニーズ把握に活用。
148	1	651	人流データや衛星データ等を取得し、各種計画の策定に活用することを想定している。
149	1	664	人流データを活用した観光誘致
150	1	665	人、車両の流れ、消費
151	1	666	人流
152	1	668	地価公示・路線価データ、不動産取引価格データ、消費活動データ、健康データ
153	1	671	人流データを将来のまちづくりに使用
154	1	672	車両挙動を把握したデータを取得し、交通量や道路の状態把握に活用
155	1	675	人流及び消費データを取得し、祭り等のイベントに活用。 3Dマッピングデータを取得し、イベントの計画策定やPR資料作成に活用。
156	1	679	都市計画基礎調査結果を取得し、3D都市モデルの作成に活用。
157	1	680	人流や車両のデータを取得し各種計画に活用
158	1	687	携帯電話基地局データを取得し、人が集まる場所や動向の把握に活用。
159	1	689	人流を把握するためのデータ（携帯電話基地局データ、GPSデータ等）を取得し、地域の活性化に係る施策や市街地整備等に活用する。
160	1	690	エリアマネジメントにおいてデータを活用していない。
161	1	708	人流，車両の流れ，不動産価格等に係るデータを活用し，事業展開を検討しているエリアプラットフォームの運営などへの活用を想定
162	1	710	大分類「人や物の移動」 小分類　1人流、2車両のデータ→使途　見守りサービス 大分類「人の活動」 小分類　6消費、7電力、8健康のデータ→使途　ヘルスケア、健康づくり事業
163	1	715	希望者の電力メーターを利用し、遠隔地から見守りサービスを提供
164	1	716	道路交通センサス等によるICカードへの活用
165	1	718	車両挙動を連続的に把握したデータを取得し、交通渋滞の抑止に活用。
166	1	722	GPSデータ等を取得し、人流を把握することにより都市アセット整備の優先度を決定したい
167	1	723	携帯電話位置情報データ、Wi-Fiアクセスポイントデータ、カーナビデータ等の人の移動に関するデータを取得し、各種都市計画に活用
168	1	728	定住人口以外の出入人口の把握による統計に活用
169	1	729	消費活動データや人流、車両挙動データ等を取得し、エリア交流等の拠点づくりに活用。
170	1	731	車両のデータを取得し，道路のオープンスペース化の検討を行いたい。

No	団体分類	ID	回答
171	1	732	人流データを取得し、まちなかの歩行者・自動車交通の最適化の検討に活用。 デジタルツインによる街の将来像の可視化、検討への市民参画。 3Dスキャンデータマッピングによる自動運転パーソナルモビリティの運用。 携帯アプリ等による歩数計等のデータを取得し、歩きたくなるまちなかづくりの指標としての活用。
172	1	735	人流、ソーシャルメディア・検索：都市空間利用者のニーズ把握
173	1	739	都市計画基礎調査データを活用して、立地適正化計画の検討を行う。
174	1	747	カーナビゲーションデータや交通系ICカードデータを活用しコミュニティバス等の検討に活用
175	1	753	個人の健康状況について把握したデータを取得し、健康増進活動に活用
176	1	754	GPSやICカードのデータを用いることで人の流れを把握し、にぎわいの創出、経済活性化につなげる。
177	1	756	ドライブレコーダーデータを活用した道路状況を把握
178	1	766	人流データや車両データ、消費データ、ソーシャルメディアデータを取得し、賑わいの創出・経済活性化や地域のPR，コミュニティの形成に活用
179	1	769	人流データを取得し、人々の滞在時間及び場所の把握に活用。
180	1	770	「人流」が分かるデータを取得して、にぎわいを目的とした町づくりに活用したい。
181	1	773	・通常時、イベント開催時の人流データ及び売上データを取得し、イベントの効果測定に活用 ・空き店舗、空き地の不動産データを取得し、市街地の賑わいの指標に活用 ・人流データを取得し、効果的に各種施策を実施する。 ・ソーシャルメディア・検索　観光・関係人口増加にかかる施策の検討に活用 ・携帯GPSデータ、電力スマートメーターデータ
182	1	775	国勢調査のデータを取得し、マスタープランの策定
183	1	776	人流データや車両データを活用することで効果的な施策が行えると考える
184	1	777	どのような人が、いつどのように移動・活動しているのかがわかるデータ（GPSデータ、Wi-Fiアクセスポイントデータ等）の活用により、適切な機能誘導や空間活用の方向性検討が想定される。
185	1	785	人流やソーシャルメディアのデータ
186	1	786	ソーシャルメディアデータを取得し、イベント等に活用
187	1	787	携帯電話基地局データを取得し、歩きたくなるまちづくりに活用できればと考えている。
188	1	788	不動産取引価格データを用いて、中心エリアにおけるリノベーションや撤去・建替えを進めていきたい。
189	1	790	不動産の取引データを取得し、空き家等の取引及び活用の活性化に活用
190	1	791	GPSデータを取得し、人流を分析し、販売促進の効率化を図る。 POSデータやモバイル決済データを活用したターゲット層を絞った商品開発。
191	1	792	ソーシャルメディアの検索データを取得し、エリア毎のニーズ把握に活用
192	1	795	携帯電話基地局データ等の人流データが手軽に手に入るようになれば、エリアマネジメント実施箇所の検討等に活用したい。
193	1	796	交通系ICカードデータを取得し、公共交通事業者のサービス改善や運行効率化により持続可能な公共交通網維持再編に活用。人流データを取得し、歩きたくなるエリアとそうでないエリアを可視化し、その要因等を分析してエリアマネジメントに生かす。 Park-PFIで活用している公園の利用者をセンサー等による自動計測。
194	1	797	どのような目標で、どのようなエリアマネジメント活動を行っているかによって、必要なデータも異なると思います。にぎわい創出などを目的としているのであれば、消費やソーシャルメディア関連のデータは有効と思われますし、郊外部の地域活性化や空き家対策などであれば、人流や不動産関連のデータが有効と思います。
195	1	798	パーソントリップ調査の結果をふまえ、マスタープランに役立てたい。
196	1	801	・商店街で実施するイベントの来場者数（歩行者通行量）の把握 ・商店街へのアクセス方法について
197	1	805	バス乗降時の利用履歴データを取得し、ダイヤや路線の変更に活用する。
198	1	808	人流に係るデータを取得し、都市計画など各種基幹計画の策定に活用。
199	1	809	・ソーシャルメディアデータによりエリアについて関心の高いキーワードを把握し、ニーズ調査を行う。 ・ETC2.0データやカメラ画像データを活用し、車両と人の挙動把握を行い、道路空間の再編等の検討に活用
200	1	810	交通系ICカードデータ及び携帯電話GPSデータを取得し、各種、都市計画や公共交通計画の策定に活用。

No	団体分類	ID	回答
201	1	812	附属情報を含む、リアルタイムの人流データを店舗等の立地、商品・サービスの改善、ダイナミックプライシングに活用
202	1	815	人流データを取得し、町の傾向・振興に活用
203	1	816	人流データを活用し、拠点を結ぶ空間形成にしたい。
204	1	817	・人流データを活用し、必要な都市サービスを把握 ・常時、車両や人流データを取得、データ化し、イベント時や災害発生時の人流等の変動を把握し、交通モード変化の検出、行動予測、整備前後の比較や効果検証、社会実験時の予測検証などのために活用する
205	1	819	人流データを取得し、災害発生時の有効な避難経路や発災状況を認識できるシステム開発に活用。
206	1	826	デジタル技術を活用したエリアマネジメントに対して、具体的なイメージを持てておらず、どのようなニーズがあるか把握できていない。
207	1	827	消費データを取得し、新規出店等を促すことや都市サービス拡充の指標に活用
208	1	828	自家用車のカーナビデータ等による自動車移動のデータ把握に活用。
209	1	831	町民等の意見（要望等）を取得し、町づくり全体に活用
210	1	832	人流、消費
211	1	835	データの取得・活用について模索しているところ。
212	1	836	人流データを取得し、利用有無の指標として活用
213	1	837	人工衛星に搭載されたセンサーにより、地表面の土地利用の状況や対象物の色・大きさ・形状などを把握したデータ
214	1	838	現在、スマートシティの取り組みで様々なデータ活用を計画しているが、エリアマネジメントとしての利活用については今後検討予定。
215	1	839	人流データを取得し、サービス提供場所の選定に活用
216	1	845	人流データ・ICカードと取得し、まちづくりの方向性や都市基盤の再整備検討に活用
217	1	850	エリアマネジメントの具体的な検討を進めていないため、分からない。
218	1	853	人流データ
219	1	856	どのようなデータを取得するかは今後検討していきたい。
220	1	860	人流データを取得し、まちづくりの施策の基礎資料として活用
221	1	864	歩行者流動データを取得し、歩行者動線の検討及びコンテンツの検討に活用
222	1	866	人流データを取得し、都市アセットの活用に関するサウンディングやニーズ調査に活用
223	1	868	検索データを取得し、地域の関心が高いキーワードを把握するために活用。
224	1	1001	携帯基地局データを取得し，歩行者通行量を把握
225	1	1002	AIカメラ画像データを取得し、公園再編等に活用
226	1	1015	現在、今後の状況を見ながら検討する。
227	1	1016	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 観光動態
228	1	1020	購買者の属性や購買額等の消費活動を記録したデータを集め、町内商店の活性化につなげる。
229	1	1028	人がいつ、どこに、何人いるのか等を連続的に把握したデータ。
230	1	1032	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 空き地の所有者データ
231	1	1034	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 人流データ等を活用し、公共交通と連携することで、交通サービスの価値を向上することができる他分野事業について検証し、持続可能な交通サービスの構築を図る。
232	1	1036	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 国勢調査、道路交通情報のデータを活用し、人流、車両、現住人口及びその年代別の数値を把握し、適切な施設の規模・配置のための根拠に活用する。
233	1	1044	携帯GPSデータ等による人流等の把握
234	1	1055	・国勢調査、パーソントリップ調査、道路交通センサス等のデータを用いた人、物の移動の分析 ・都市計画基礎調査の土地利用状況等のデータを用いたエリアのポテンシャル把握 ・SNSデータを用いた需要供給の分析やエリアマネジメントによる波及効果の把握

No	団体分類	ID	回答
235	1	1062	人流、車両、ICカード、不動産、消費といったことをデータとして把握することで、エリアにおけるニーズに対応するため。
236	1	1068	スマートメーターデータを取得し、カーボンニュートラル等の効果検証
237	1	1069	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） ソーシャルメディアデータ、検索データから地域の特性（ホットワード）を把握する。
238	1	1075	人口流動を把握するためのデータ。センサーによる自動カウント装置。投資効果の高いエリアを見極めたアセットの整備、空き家空き店舗利活用・民間投資の促進に利用。
239	1	1076	人流データを取得し、イベントの配置計画や誘導計画の参考として活用 人流データを取得することにより、防災計画の立案や、公共施設等の再配置検討として活用が期待できる
240	1	1078	ソーシャルメディア・検索データを活用し、この町へ来訪する特性を分析し、この町に関心を持つ人の特徴をつかんでエリアの雰囲気づくりに活用する（観光・関係人口づくりなど）
241	1	1083	人流や消費に関するデータを取得し、ニーズの把握に活用
242	1	1084	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 連続的に把握した人流データを混雑状況把握に活用 人流データ等を取得し、まちづくり活動による成果の分析に活用 駅改札の入出場時やバスの乗降時の利用履歴データを利用状況把握に活用 人々の歩行（健康）に関するデータ（毎日の歩数等）を歩くことと健康を繋げる評価指標として活用できないか
243	1	1085	人流データを活用し、設備投資を効率化する。
244	1	1086	WI-FIパケットセンサー調査による人流データを取得し、今後のまちづくりや周遊観光施策へ活用予定。
245	1	1087	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 不動産の取引件数のデータや商業施設等での消費者のデータ どのエリアに住宅や商業施設の需要があるのかを検証することができる。
246	1	1090	土地・建物の活用状況データ コワーキングスペース等への活用
247	1	1092	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 車両データを取得し、道路管理に活用
248	1	1093	現在、検討中。
249	1	1094	データの取得の想定は現在検討中。
250	1	1095	人流や車両の位置データから近隣の自治体で集中するものがあれば参考事例として五條市でも実現できないか検討する材料にできると考える。
251	1	1096	人流データ、車両データを取得し、歩いて暮らせるまちづくりへの転換のための基礎資料として活用。（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用）
252	1	1102	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 通行量調査（ICT活用）を行い、各種施策の有効性の検討に活用
253	1	1105	住民や企業のニーズを継続的に収集・共有し、データ化するプロセスとデータ。
254	1	1109	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 交通系ICカードデータ、携帯GPSデータを取得し、市民や来街者の利便性向上と行政サービスの効率化に活用。
255	1	1119	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 　従来の統計情報のほか，スマートフォンの位置情報等による，交通，消費等のエリアとしての情報をもとに施策の立案等が可能と考える。また，住民ニーズ等の把握に関しても，デジタル関連機器を利用した意見集約や実態把握が可能となっていくと考える。
256	1	1120	人流データを取得し、中心市街地の通行量調査に活用
257	1	1125	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用 都市構造可視化計画データを取得し、用途地域の見直し、立地適正化計画策定に活用。
258	1	1128	市街地を中心とした人流データを活用した滞在時間の長期化および観光振興など。
259	1	1131	人流データ 効果予測・検証に活用
260	1	1132	人流データを取得し、公共施設の統廃合の分析に活用。 車両データを取得し、交通課題の箇所の分析に活用。
261	1	1136	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 現在、データ取得によるエリアマネジメントの実施が無いため検討が行われていない。
262	1	1139	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） GPSデータや、消費活動データの活用による、生活拠点に求められる都市サービスの把握

No	団体分類	ID	回答
263	1	1141	・通常時、イベント開催時の人流データ及び売上データを取得し、イベントの効果測定に活用 ・空き店舗、空き地の不動産データを取得し、市街地の賑わいの指標に活用 ・人流データを取得し、効果的に各種施策を実施する。 ・ソーシャルメディア・検索　観光・関係人口増加にかかる施策の検討に活用 ・携帯GPSデータ、電力スマートメーターデータ
264	1	1147	エリアマネジメント、都市アセットは、政府が打ち出しているムーンショット計画、スーパーシティ法案の段階上の一部だと思うのですが、なぜそれをやる前提で国が進んでいるのか、誰がなんのためにそれをしようとしているのか、出発地点を明確にし、国民一人ひとりに賛否を聞いて、了承の上で、はじめるべきだとおもうので、資金の流れ投資等を含めて国民の理解賛成を取得することからなのではないか。
265	1	1148	交通量、人流のデータは想定される。
266	1	1157	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 人流データを把握し、市街地整備に活用
267	1	1168	空き家データの収集　移住者住宅への利活用
268	1	1172	検索データを取得し、当町の何に魅力を感じていただいているのか把握する等に活用
269	1	1173	現在、データの取得、活用したエリアマネジメントを行っていないため、今後のデータ取得ニーズおよび使途は想定していない。
270	1	1179	カーナビゲーションデータを取得し、車両挙動の把握に活用。
271	1	1184	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 交通系ICカードデータ等を取得し、移動状況など分析し、今後の施策に活用。
272	1	1186	人流データを取得し、回遊性創出に活用
273	1	1187	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） ・携帯電話基地局データを取得し、マーケティングに活用
274	1	1189	人流データを利用して町における活性化エリアを特定できると考えられる。車両データを活用し混雑状況を把握し道路等のインフラ整備を考える。建物のデータを活用し密集市街地等の防災重点エリアを特定し防災政策に活かすことにつなげる。
275	1	1190	検討中です。
276	1	1193	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用）人流データ、車両データからの移動に関する需要調査、ソーシャルメディアや検索データからの流行把握
277	1	1202	RESASデータを取得し、年齢別・時間別・地域別にサービスを展開
278	1	1204	交通系ICカードデータを取得し、持続可能な公共交通網の再構築の検討（立地適正化計画の都市機能誘導区域を意識）。
279	1	1206	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 携帯電話のGPSデータを取得し、人流や公共交通の整備に活用
280	1	1207	ソーシャルメディアデータ、消費データ
281	1	2001	町HP等の検索データによるSNSでの発信携帯電話データ：人流、活動傾向の把握分析POSデータほか：経済活動の把握分析電力データほか：カーボンニュートラルなどエネルギー施策に向けた把握分析
282	2	1	人流のにおける回遊実態（立ち寄り）の把握。
283	2	2	エリアマネジメントすることが目的ではなく、何のためにエリアマネジメントしたいのかによって大きく異なることから目的設定のうえ検討するべきである。
284	2	3	SNS等のソーシャルメディアデータより、高蔵寺ニュータウン及びその周辺地域の関心度の高い場所、物、人、事などを把握する
285	2	4	土地、建物所有者の活用状況、今後の活用予定、後継者の有無
286	2	7	消費データを取得し、地域経済循環を高めるマーケティングに活用することを想定している。
287	2	8	消費データを取得し、地域経済循環を高めるマーケティングに活用することを想定している。
288	2	9	健康・ソーシャルメディア　土地建物所有者の多くは、高齢者が多く、今後所有不動産の意向調査を実施したい。調査結果をデータ化し、ロードマップに取り入れてゆきたい。
289	2	10	・wifi接続データを取得し、人々の回遊性の分析に活用 ・購買者の属性や消費データを取得し、来街者の消費特性分析に活用
290	2	11	不動産取引価格データを取得し、地価向上のための取り組みに活用
291	2	12	人流・車両データ：都市アセット（公共空間）におけるイベントなど賑わい創出のため。災害時のリアルタイムの人の動きを把握していくため
292	2	13	人流カメラ画像データ：駅とまちなかを結ぶ導線整備に活用
293	2	14	人流データを活用し、交通混在緩和や回遊誘導のマーケティングに活用。

No	団体分類	ID	回答
294	2	15	・来街・観光・回遊施策につながる人流データ、購買データの取得と活用
295	2	16	人流、車両、ICカードのデータを取得し、回遊性向上や歩車分離に活用
296	2	17	ビッグデータによる人流データを取得し、更に詳細な傾向と分析、対応策策定に活用
297	2	18	エリア内の消費データを取得し、商業向けのイベント企画に活用
298	2	19	地域の人々の利便性向上や、豊かさ・楽しさに寄与するデータ。
299	2	20	wi-fiや携帯キャリアによる、人流計測データなどを用いた商圏分析
300	2	21	無料wi-fiを設置し、人流解析や属性分析を行うことで、居心地の良い道路空間づくり、防災計画の策定や広告事業の計画に生かすこと。
301	2	22	画像データの解析による歩行者量の分析等。
302	2	23	人流データを把握し、イベントや施設への案内やターゲットについての検討に活用したい。
303	2	24	WEB防災情報と連携した災害時における公共空間のリアル情報取得、人流把握
304	2	26	人流データを取得し、広報活動を充実、広告事業の収益化に繋げる
305	2	28	人流データを取得し、都市サービスの向上に活用
306	2	29	・モバイル空間統計や交通系ICカードデータ等の活用による人流データ取得の効率化 ・3D都市モデルの活用（ユースケースの検討が必要） ・消費活動記録データを活用した消費行動分析、マーケティング戦略の検討　等
307	2	31	・人流・車流・消費・電力・健康・ソーシャルメディアや検索データを取得・または連携の仕組みを構築し、都市サービス事業者に提供しよりよいサービス展開を促進するほか、各プロジェクトを横並びで効果検証することや、エリア全体の目標に対する到達度評価、相対評価することなどが考えらえる。
308	2	32	・人流・車流・消費・電力・健康・ソーシャルメディアや検索データを取得・または連携の仕組みを構築し、都市サービス事業者に提供しよりよいサービス展開を促進するほか、各プロジェクトを横並びで効果検証することや、エリア全体の目標に対する到達度評価、相対評価することなどが考えらえる。
309	2	33	回遊性向上の企画立案に必要となる人流動線データ 世代等別の来街者動機と人流動線との関係性とマーケティング活用に資するデータ
310	2	34	■人や物の移動 ・GPS・Wi-Fi・AIカメラを活用した滞留人口データ、交通系ICデータ等を活用した都市サービスのダイナミックプライシング化。災害時の避難誘導への活用など。 ■空間・人の活動 ・不動産価格、消費活動データ等に連動した、弾力的なエリアマネジメント負担金制度運用など。
311	2	35	人流：賑わいの指標として。 車両：道路構造の判断材料、まちへの来場方法の把握。 不動産：周辺地域との比較、ニーズとの差異の把握。 消費：まちへの来場者の属性の把握、属性を把握した上での事業の舵切り。 健康：まちづくりと健康増進の結び付け。 ソーシャルメディア・検索：ニーズ調査。
312	2	36	人流データを取得し、公園の利活用に関する検討の参考にする
313	2	37	来街者の移動経路等の情報 来街者の移動ニーズを把握し、新たなモビリティサービスやMaaSサービスにつなげること等を想定。
314	2	38	駅の来客数や年齢層のデータを取得し、どのような年代の方にどういったサービスを提供するのかはあくするために必要。
315	2	39	エリア利用者に関する人流、ICカード、消費、電力、健康、ソーシャルメディアデータ
316	2	40	・人流・車流・消費・電力・健康・ソーシャルメディアや検索データを取得・または連携の仕組みを構築し、都市サービス事業者に提供しよりよいサービス展開を促進するほか、各プロジェクトを横並びで効果検証することや、エリア全体の目標に対する到達度評価、相対評価することなどが考えらえる。
317	2	41	スマートポールを活用した人流データの活用による広告需要の分析 ローカル5Gを活用した広告需要の分析
318	2	42	エリアマネジメント団体の取り組むべき地域課題、および地域ニーズの把握・特定に向けて、下記のデータが想定される。 ・対象エリアの人口内訳（年齢・性別・職業） ・人流データ（昼夜間人口、行動範囲、滞在時間） ・地域課題に関するアンケート調査
319	3	1	市販の人流データを取得し、検証分析に活用

No	団体分類	ID	回答
320	3	2	他社データを利用し、新規案件のサービスに利用
321	3	3	エリア利用者に関する人流、ICカード、消費、電力、健康、ソーシャルメディアデータ
322	3	4	・移動パターンや交通手段を小地域で把握し、乗合タクシーなどモビリティのあり方について検討。 ・例えば「お住まいの地域であいさつをする方はどれくらいいますか？」など、定量化しづらいコミュニケーション量や質又はシビックプライドの度合いを把握し、エリアマネジメント導入による成果指標の一つとする。
323	3	5	一定水準の情報セキュリティに配慮しながら、人流や購買データを取得し活用することにより、ウォーカブルの推進やスマートシティの構築など街の賑わい形成やブランドの向上に資する取り組みを行うことができると考えている。
324	3	6	人流データと属性分析を取得し、イベントの効果的な広報活動、及び購買行動の把握による商業の売上向上に活用
325	3	7	人流、車両などの移動データ（都心→郊外、首都圏→地方都市）のデータを活用できれば良いと考えています。働き方、住まい方の早い変化に対応したアセットの開発に活かしたいと考えています。
326	3	9	・人流データを定点観測で取得し、来街者属性変化に基づく地域特性推移の把握に活用。 ・イベント来場者の滞留時間、その後の行動把握を行い、エリア商業店舗への波及効果把握に活用。 ・携帯の位置情報から来街者の属性把握に活用。 ・温湿度データを取得し、青空テレワークの適否判断に活用。
327	3	10	人流データー、エネルギーデーター　等　人の動き、エネルギーの動きの把握による街づくりの効率化、最適化
328	3	11	WEB防災情報と連携した災害時における公共空間のリアル情報取得、人流把握
329	3	12	来街者数・来街者の行動（人流）・来街者の属性のデータを取得し、イベント等の活性化施策の評価・改善に活用
330	3	14	・人流データ、混雑状況（公共交通の利用状況含む）、商業施設における購買行動など （使途：イベント企画や施設内店舗販促検討等に活用）
331	3	15	人流・車流・消費・電力・健康・気象・ソーシャルメディアや検索データを取得し・または連携の仕組みを構築し、都市サービス事業者に提供し、よりよいサービス展開を促進するほか、各プロジェクトを横並びで効果検証することや、エリア全体の目標に対する到達度評価、相対評価することなどが考えらえる。
332	3	1001	・画像データの解析による歩行者量の分析等。
333	3	1002	（記入例：〇〇データを取得し、〇〇に活用） 来街者数・来街者の行動（人流）・来街者の属性のデータを取得し、イベント等の活性化施策の評価・改善に活用
334	3	1003	エリアにおけるエネルギー消費量を取得することで、エネルギー効率の最適化を検討・実現、新規技術の導入による効果の実地検証、推移を踏まえた投資回収戦略検討、二次流通における実データの還元（エネルギー消費削減という付加価値を可視化することによる、二次流通時の価値の担保）などを想定しております。

(12) エリアマネジメント・デジタル技術の目的

デジタル技術の目的としては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現」が最も多くなっている(市区町村 717 団体 45.1%、まちづくり団体 36 団体 41.9%、不動産協会 18 団体 36.0%)。

■[市区町村・設問26][まちづくり団体・設問24][不動産協会・設問24]

多様化するエリア来訪者・滞在者一人ひとりのニーズに対し、きめ細やかに効果的な都市サービス提供を進めるため、エリアマネジメントのデジタイゼーション、デジタライゼーション、そしてデジタルトランスフォーメーション※４※５へ発展することが考えられます。エリアマネジメントについて、今後、デジタル技術を活用してどのような変革が必要だと思いますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現	717(45.1%)	36(41.9%)	18(36.0%)
02.・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現	414(26.0%)	21(24.4%)	15(30.0%)
03.・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現	433(27.2%)	27(31.4%)	17(34.0%)
99.その他（自由記述）	26(1.6%)	2(2.3%)	0(0.0%)
合計	1,590(100.0%)	86(100.0%)	50(100.0%)

■回答数

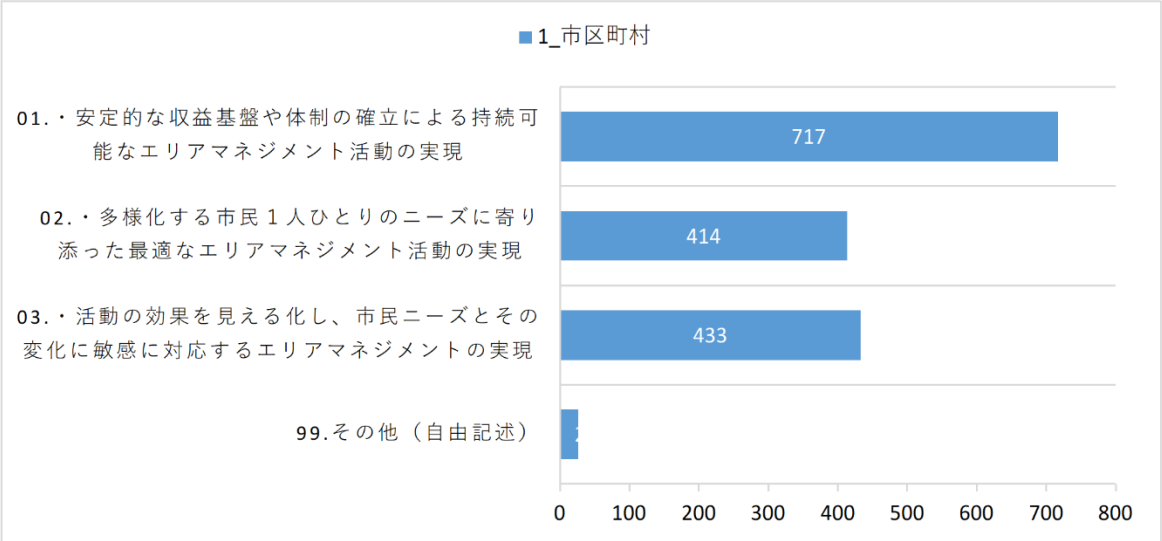
1_市区町村
01.・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
717
02.・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
414
03.・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
433
99.その他（自由記述）
0
100
200
300
400
500
600
700
800

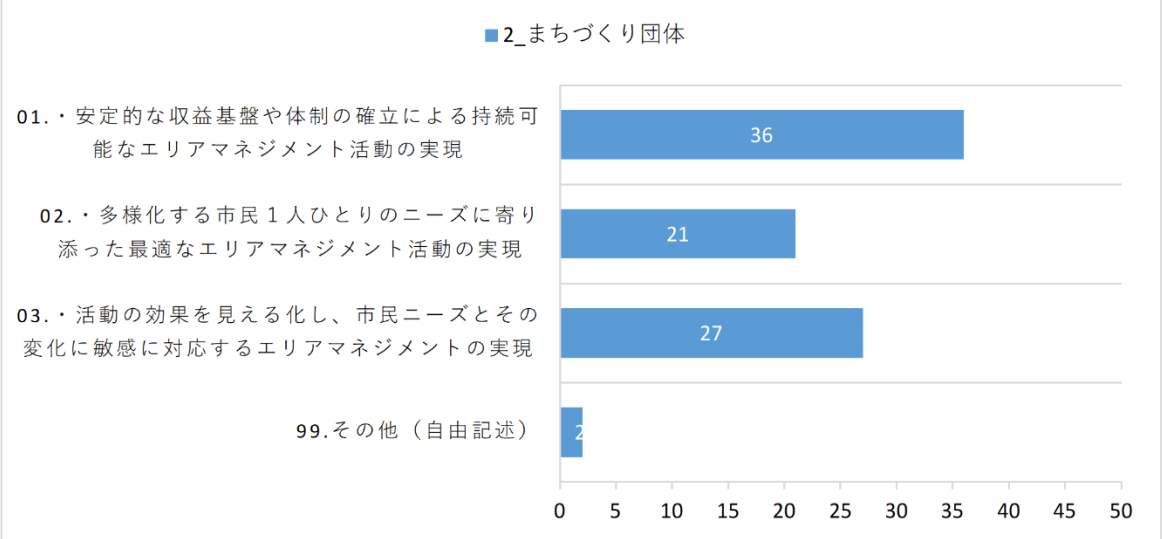
2_まちづくり団体
01.・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
36
02.・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
21
03.・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
27
99.その他（自由記述）
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

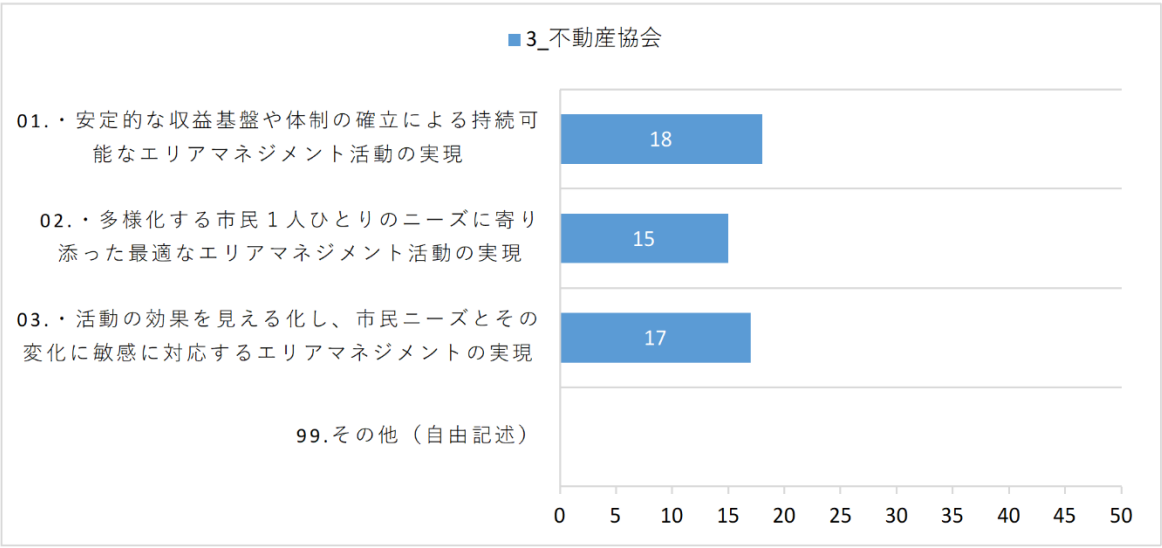
3_不動産協会
01.・安定的な収益基盤や体制の確立による持続可能なエリアマネジメント活動の実現
18
02.・多様化する市民１人ひとりのニーズに寄り添った最適なエリアマネジメント活動の実現
15
03.・活動の効果を見える化し、市民ニーズとその変化に敏感に対応するエリアマネジメントの実現
17
99.その他（自由記述）
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(13) エリアマネジメント・デジタル技術の内容

今後必要と考えられるデジタル技術は、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「エリアコミュニティサービス」が最も多い(市区町村 582 団体 33.7%、まちづくり団体 34 団体 29.6%、不動産協会 18 団体 26.9%)。

■[市区町村・設問27][まちづくり団体・設問25][不動産協会・設問25]

[市区町村・設問26][まちづくり団体・設問24][不動産協会・設問24]
の実現に向けて、まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスとして、今後必要と考えられるものを選択してください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.シェアモビリティ	454(26.3%)	27(23.5%)	14(20.9%)
02.ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)	218(12.6%)	9(7.8%)	11(16.4%)
03.エリアコミュニティサービス※２	582(33.7%)	34(29.6%)	18(26.9%)
04.都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）	326(18.9%)	30(26.1%)	15(22.4%)
05.XRサービス（AR、MR等）	115(6.7%)	13(11.3%)	8(11.9%)
99.その他（自由記述）	32(1.9%)	2(1.7%)	1(1.5%)
合計	1,727(100.0%)	115(100.0%)	67(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.シェアモビリティ	231(21.3%)	3(7.1%)	2(10.0%)
02.ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備ロボ等)	64(5.9%)	0(0.0%)	3(15.0%)
03.エリアコミュニティサービス※２	439(40.6%)	23(54.8%)	9(45.0%)
04.都市サービス事業者に対する情報提供（ダッシュボード等）	142(13.1%)	13(31.0%)	6(30.0%)
05.XRサービス（AR、MR等）	27(2.5%)	1(2.4%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	18(1.7%)	2(4.8%)	0(0.0%)
未回答	161(14.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

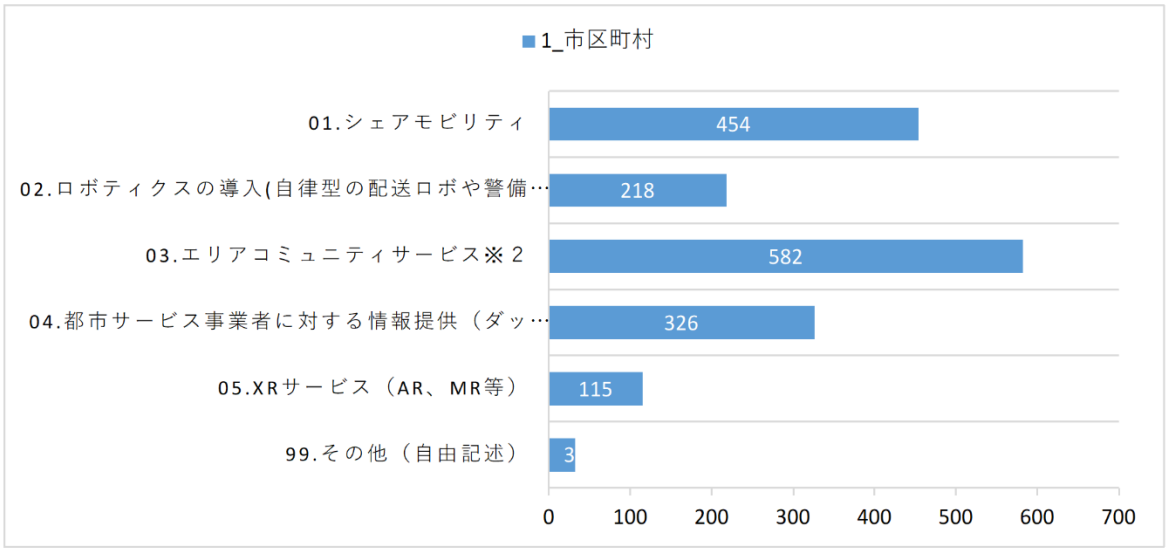
1_市区町村
01.シェアモビリティ
02.ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備…
03.エリアコミュニティサービス※2
04.都市サービス事業者に対する情報提供（ダッ…
05.XRサービス（AR、MR等）
99.その他（自由記述）
454
218
582
326
115
3
0
100
200
300
400
500
600
700

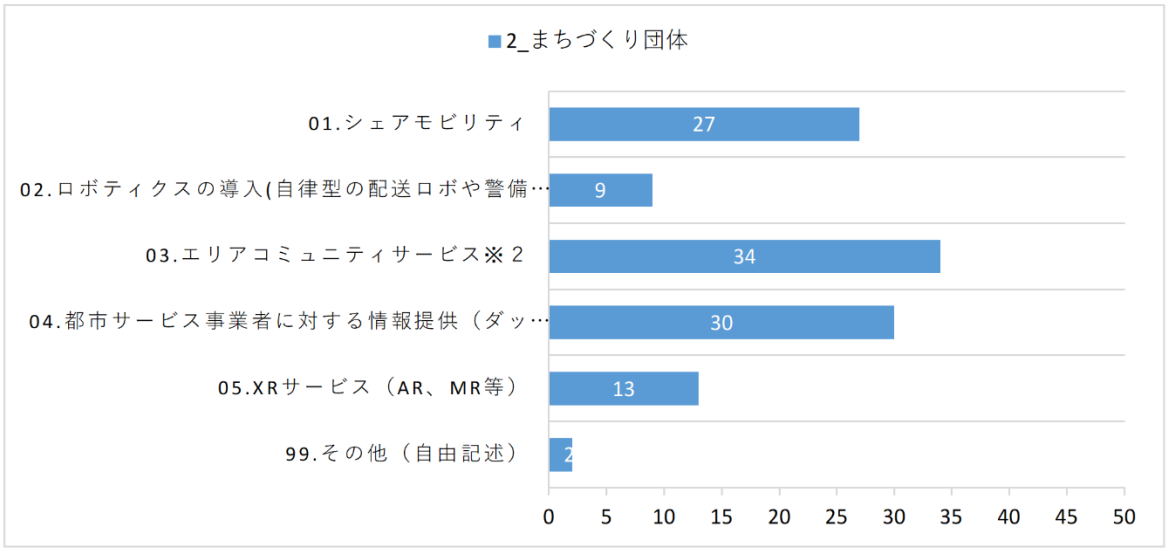
2_まちづくり団体
01.シェアモビリティ
02.ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備…
03.エリアコミュニティサービス※2
04.都市サービス事業者に対する情報提供（ダッ…
05.XRサービス（AR、MR等）
99.その他（自由記述）
27
9
34
30
13
2
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

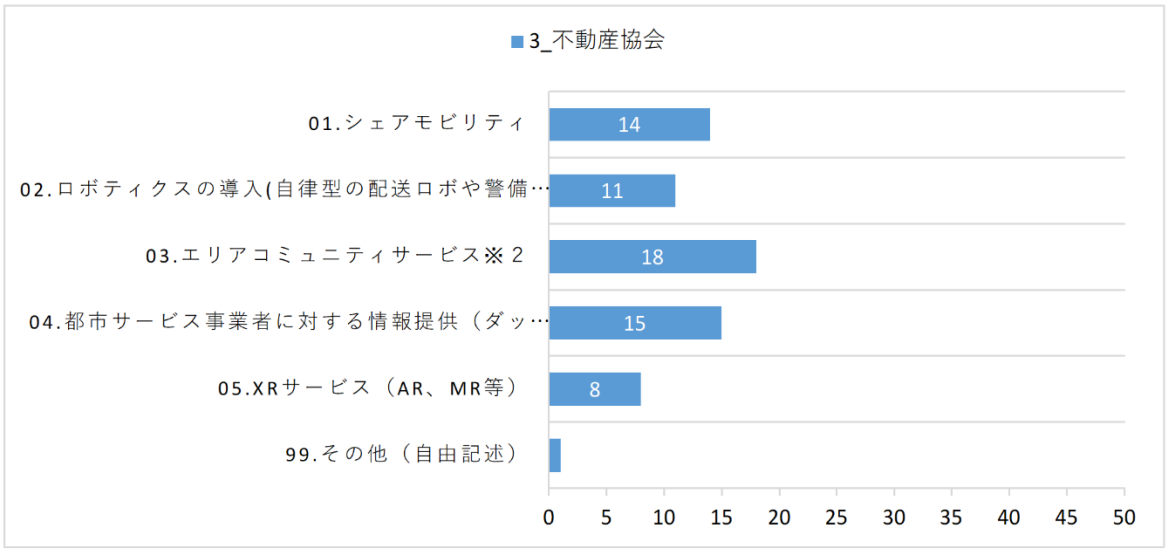
3_不動産協会
01.シェアモビリティ
02.ロボティクスの導入(自律型の配送ロボや警備…
03.エリアコミュニティサービス※2
04.都市サービス事業者に対する情報提供（ダッ…
05.XRサービス（AR、MR等）
99.その他（自由記述）
14
11
18
15
8
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(14) 取組み地区とその概要

市区町村 20 団体、まちづくり団体 9 団体、不動産協会 4 団体から回答があった。市区町村ではシェアサイクル・シェアモビリティの取組が多い。まちづくり団体・不動産協会では、シェアモビリティ、アプリの提供などの取組が多い。

■[市区町村・設問29][まちづくり団体・設問27][不動産協会・設問27]

[市区町村・設問27][まちづくり団体・設問25][不動産協会・設問25]
の選択肢（「・その他」含む）の中で、実際に取り組んでいるものがあれば地区名と取り組み概要について教えて下さい。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

■回答 n=33

No	団体分類	ID	回答
1	1	171	歩行者天国等のイベントの実施、またそれらの情報発信。民間によるテレワーク拠点の開設　等
2	1	290	公共施設駐車場スペースを利用してキッチンカーやイベントの開催
3	1	311	歴なび多賀城 多賀城市内の歴史スポットをスマートフォンなどでナビゲーションするアプリケーションです。 https://www.city.tagajo.miyagi.jp/bunkazai/shiseki/bunkazai/rekishiisan/guide.html
4	1	313	・シェアモビリティ 主に福島市中心部において、シェアサイクル推進事業を実施
5	1	320	南栗橋地区：自動配送ロボットの実証実験に取り組む構想あり
6	1	336	和光版MaaS（マース）～自動運転サービス導入事業 URL：http://www.city.wako.lg.jp/home/toshikiban/kotsu/_20228.html
7	1	595	エリアコミュニティサービスとして「リモート市役所」を実施しています。移住者だけでなく市民・関係人口のオンライン上での活動拠点となっています。 https://www.city.saku.nagano.jp/outside/citypromotion/salon/
8	1	604	千曲市と上田市でシェアサイクルの実証実験を実施している。令和4年度も実施予定 https://chikuma-kanko.com/2021-06-28/post-28198/
9	1	619	豊洲スマートシティ(https://toyosu-smartcity.com/index.html)
10	1	627	やまがメイト（https://yamaga-mate.jp）
11	1	696	都市公園の管理に自動草刈機を導入（北泉海浜総合公園、外）
12	1	710	南新地地区（国土交通省スマートシティモデルプロジェクト　先行モデル） https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001428264.pdf
13	1	730	八潮市コミュニティサイクルの実証実験：市と協定を締結した事業者との協働により、通勤、通学、観光などの際に便利なコミュニティサイクルの実証実験を実施。専用駐輪場を拠点にして、他の人と自転車を共有することにより、必要なタイミングで必要な時間だけ自転車を利用することができる仕組みです。 https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/kotsu/komyunithisaikuru.html
14	1	732	市内中心部の電動シェアサイクルのGPSデータから、サイクルポートごとの貸し出し可能台数、返却可能台数のリアルタイムマップ表示を提供しつつ、随時台数管理を行いポートごとの台数の適正化を図っている。
15	1	827	地区名：（市全域） 取組み概要：サイクルシェア URL：https://okazaki-kanko.jp/feature/travel-tool/cycling
16	1	836	仙台駅東口　地区（仙台市宮城野通） カーシェアリング、電動キックボード、デジタルサイネージによる情報発信などの社会実験を実施（実施予定含む）https://www.road.or.jp/event/course_old.html 4月27日資料　仙台市宮城野通における道路の多様な利活用
17	1	847	白潟地区 令和3年10月18日から11月13日にかけて、白潟本町通りの計画（素案）をもとに、白潟本町通りの将来の道路の使い方を想定した社会実験を行い、白潟本町通りの歩道が広がるとどんなことができるか、地域住民・プレーヤー・一般市民の皆様に体感いただき、人と車の流れの変化や歩道の広場空間としての利活用の可能性などを検証。（大橋川治水事業推進課所管） https://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/oohashigawa/sirakatatikumatidukuri/sirakatachikutosisaiseiseibikeikaku/shirakatahommmachidoorisyakaijixtukenn.html
18	1	1042	サカイサイクルシェア，カーシェアリング，自動運転バスの運行等 境町HP上に情報有

No	団体分類	ID	回答
19	1	1076	・シティダッシュボード →渋谷区では、渋谷区基本構想に掲げる7つのビジョンのもと、区の置かれている現状を、グラフや地図等で可視化。区にかかわる多様な人々がデータを共に活?し、課題解決や施策立案につなげていく環境を整えていく。 URL:https://shibuya-data.jp/citydashboard/ ・デジタルツイン渋谷プロジェクト →一般社団法人渋谷未来デザインでは、現実世界のさまざまな情報をデジタル空間上に集めて都市を再現するデジタルツイン技術を活用して、渋谷区民や渋谷区に関わる様々な人々 、企業とともにスマートなまちづくりの実現を目指している。 URL:https://fds.or.jp/pressrelease/327/
20	1	1103	JR加古川駅周辺でレンタサイクルの活用に関する実証事業を実施。
21	2	5	取り組み予定として大新地区
22	2	15	ミナミ御堂筋において ・シェアモビリティについて、社会実験で道路上にシェアサイクルポートを設置（現在継続設置を協議中） ・都市サービス事業者に対する情報提供について、社会実験で人流データ等を取得し、関係者による研究会で共有 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000525987.html https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000559629.html ・デジタルツイン構築に向けて、仮想世界を作成中（まだ公表はしていない）
23	2	20	・ハローサイクルによる、シェアサイクル事業 ・Webアプリ「けやき日和」による情報発信（URL）
24	2	29	シェアモビリティ（電動キックボード、ウィル） キックボード：https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/toshi/2021/1008mm21kickboard.html ウィル：https://minatomirai-whillshare.com/
25	2	31	https://www.tokyo-omy-council.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/211215_Oh-MY-Mapアプリ提供開始_リリース.pdf 他、ロボット走行、自動運転バス走行、SDGsポイントアプリ、AMCI（Area Management City INDEX）の展開あり https://www.tokyo-omy-w.jp/news-topics
26	2	32	https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec210726_marunouchi_street_park.pdf
27	2	33	・デジタルサイネージを活用した災害応対情報発信の実証実験
28	2	34	＊「何じゃろ、岡山」キャンペーン（XR） https://news.koeidotakeda.jp/posts/32507573 https://okayama-kido.co.jp/nanjaro/
29	2	40	TOKYOOASIS https://www.ecozzeria.jp/topics/daimaruyu/tokyo-oasis210726.html
30	3	3	スマートフォンのアプリを活用したXR※体験イベント「XRシティ?OSAKA-UMEDA」を開催。 https://www.docomo.ne.jp/info/notice/kansai/page/211125_00.html
31	3	4	【一般社団法人ACTO日吉】 ロボティクスの導入　実証実験 https://www.acto-nreg.jp/series/hiyoshi/event/210115_jyuukomaehaisou/

No	団体分類	ID	回答
32	3	9	○エリアコミュニティサービス ◇品川におけるアプリを活用した働く女性コミュニティ（threeS）の組成 ・共働世帯の多いマンション群を抱える品川の住民特性も意識し、「働く女性」のコミュニティ形成を企画。 ・情報共有の為のHPやアプリを作成の上、結婚・出産・育児等の女性特有の課題を共有するためのコミュニティ運営を行う。 ・少人数の座談会等を繰り返しながら規模を拡大させ、コミュニティの拡大活動中。 https://three-s-project.studio.site/ ◇品川のタウン誌・フリーペーパー「リフレッシュ」をオンライン化 ・メインターゲットはWorkerに設定した上で「業務のすきま時間の有効活用」をテーマに置くものの、住民にも読みやすい構成。noteを活用したオンライン化 https://note.com/sngw_refresh/ ◇赤坂インターシティ AIR アプリの提供 ・降雨情報：ビルに設置したセンサーにより、雨が降っているかどうかを確認することができ、駅までのルートを選択する際等に利用 ・混雑状況確認：ロビーやラウンジ、タクシー乗り場、ATM コーナーなどビル内の各エリア混雑状況を確認 ・クーポン提供、イベント予約・決済： 店舗で使えるお得なクーポンの利用や、イベントの予約・決済が簡単に行える。 ・防災情報・緊急情報：災害発生時などの重要なお知らせや、防災設備・AED の設置場所および使い方、避難経路などを確認
33	3	15	①SEQSENSE が開発する?律移動警備ロボット「SQ-2」 東京・大手町のオフィスビルにて 2019年8 月末より全国初の運用開始 https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec190827_sq2opb.pdf ②屋外から屋内店舗への遠隔注文&ロボット走行による商品配送の実証実験を実施 ※実証実験 https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec220125_robot.pdf ③大手町・丸の内・有楽町地区リアルタイム回遊マップ「Oh MY Map！」を提供開始 https://www.tokyo-omy-council.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/211215_Oh-MY-Mapアプリ提供開始_リリース.pdf ④他、ロボット走行、自動運転バス走行、SDGsポイントアプリ、AMCI（Area Management City INDEX）の展開あり https://www.tokyo-omy-w.jp/news-topics

(15) エリアマネジメント・デジタル技術・都市サービス提供に向けた取組

重要と考えられる取り組みとしては、市区町村とまちづくり団体は、「カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備」が多く(市区町村 451 団体 14.7%、まちづくり団体 33 団体 12.5%)、不動産協会では「データのエリア循環の仕組みづくり」が多い(14 団体 11.4%)。

■[市区町村・設問30][まちづくり団体・設問28][不動産協会・設問28]

[市区町村・設問26][まちづくり団体・設問24][不動産協会・設問24]
の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組みについて、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備	451(14.7%)	33(12.5%)	13(10.6%)
02.３D都市モデル等のデジタルツインの構築	149(4.9%)	12(4.6%)	10(8.1%)
03.デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修	449(14.6%)	22(8.4%)	9(7.3%)
04.エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発	339(11.1%)	30(11.4%)	12(9.8%)
05.エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築	423(13.8%)	22(8.4%)	13(10.6%)
06.データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）	249(8.1%)	30(11.4%)	14(11.4%)
07.デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保	261(8.5%)	25(9.5%)	12(9.8%)
08.デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担	138(4.5%)	25(9.5%)	10(8.1%)
09.デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保	304(9.9%)	31(11.8%)	13(10.6%)
10.デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）	126(4.1%)	18(6.8%)	7(5.7%)
11.エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援	154(5.0%)	14(5.3%)	9(7.3%)
99.その他（自由記述）	23(0.8%)	1(0.4%)	1(0.8%)
合計	3,066(100.0%)	263(100.0%)	123(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタルインフラの整備	176(16.3%)	3(7.1%)	0(0.0%)
02.３D都市モデル等のデジタルツインの構築	29(2.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)
03.デジタル技術を活用した都市サービス提供のための公共が所有・管理する都市アセットの整備・改修	175(16.2%)	2(4.8%)	0(0.0%)
04.エリアコミュニティサービス（アプリ）※２の開発	93(8.6%)	3(7.1%)	1(5.0%)
05.エリア価値を評価し、必要な都市サービス内容の検討に反映する仕組みの構築	212(19.6%)	6(14.3%)	4(20.0%)
06.データのエリア循環の仕組みづくり（データ連係基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）	72(6.7%)	9(21.4%)	7(35.0%)
07.デジタル技術を活用した都市サービスのサービス単独による収益確保	68(6.3%)	2(4.8%)	1(5.0%)
08.デジタル技術を活用した都市サービスのエリアの関係者による費用負担	11(1.0%)	4(9.5%)	0(0.0%)
09.デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体の安定財源の確保	74(6.8%)	11(26.2%)	5(25.0%)
10.デジタル技術を活用した都市サービスの担い手となるまちづくり団体のガバナンスの強化（個人情報の取扱等のデータガバナンス等）	5(0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
11.エリア間での共同によるデータ連係基盤構築等のデジタル技術導入の効率化を図る仕組みの構築、支援	23(2.1%)	0(0.0%)	2(10.0%)
99.その他（自由記述）	12(1.1%)	1(2.4%)	0(0.0%)
未回答	132(12.2%)	1(2.4%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

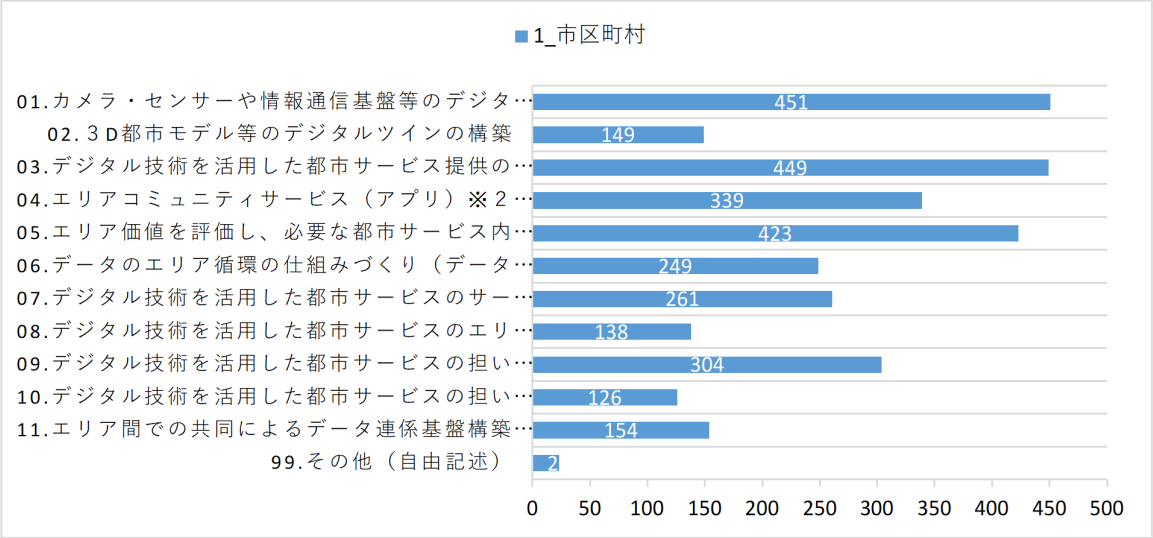
1_市区町村
01.カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタ…
02.３D都市モデル等のデジタルツインの構築
03.デジタル技術を活用した都市サービス提供の…
04.エリアコミュニティサービス（アプリ）※２…
05.エリア価値を評価し、必要な都市サービス内…
06.データのエリア循環の仕組みづくり（データ…
07.デジタル技術を活用した都市サービスのサー…
08.デジタル技術を活用した都市サービスのエリ…
09.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
10.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
11.エリア間での共同によるデータ連係基盤構築…
99.その他（自由記述）
451
149
449
339
423
249
261
138
304
126
154
2
0 50 100 150 200 250 300 350 400 450 500

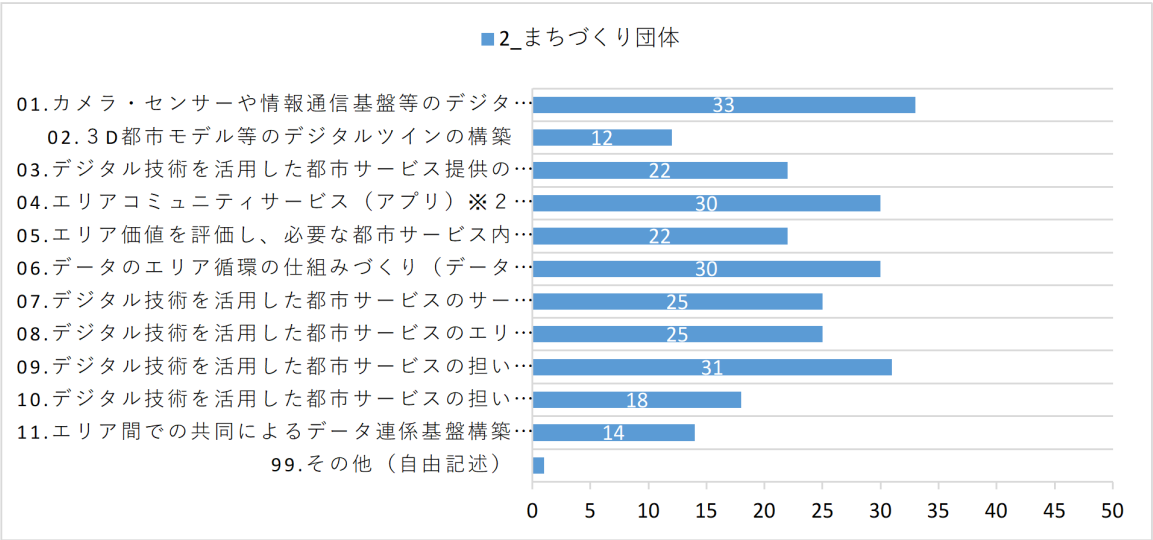
2_まちづくり団体
01.カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタ…
02.３D都市モデル等のデジタルツインの構築
03.デジタル技術を活用した都市サービス提供の…
04.エリアコミュニティサービス（アプリ）※２…
05.エリア価値を評価し、必要な都市サービス内…
06.データのエリア循環の仕組みづくり（データ…
07.デジタル技術を活用した都市サービスのサー…
08.デジタル技術を活用した都市サービスのエリ…
09.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
10.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
11.エリア間での共同によるデータ連係基盤構築…
99.その他（自由記述）
33
12
22
30
22
30
25
25
31
18
14
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

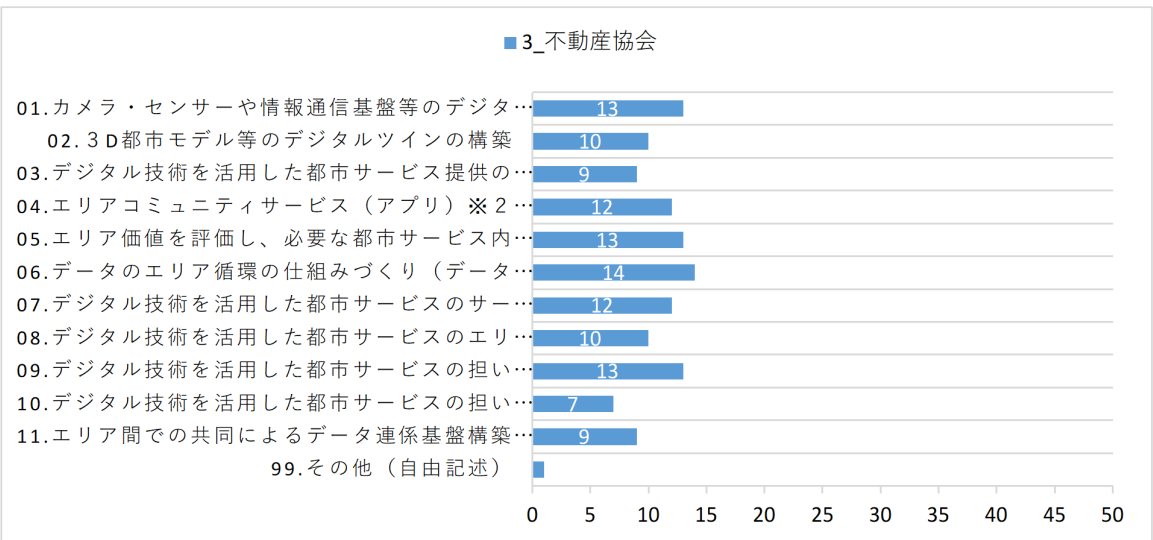
3_不動産協会
01.カメラ・センサーや情報通信基盤等のデジタ…
02.３D都市モデル等のデジタルツインの構築
03.デジタル技術を活用した都市サービス提供の…
04.エリアコミュニティサービス（アプリ）※２…
05.エリア価値を評価し、必要な都市サービス内…
06.データのエリア循環の仕組みづくり（データ…
07.デジタル技術を活用した都市サービスのサー…
08.デジタル技術を活用した都市サービスのエリ…
09.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
10.デジタル技術を活用した都市サービスの担い…
11.エリア間での共同によるデータ連係基盤構築…
99.その他（自由記述）
13
10
9
12
13
14
12
10
13
7
9
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(16) エリアマネジメント・デジタル技術・取組に向けた課題

取り組む際の課題としては、市区町村では「デジタル人材が不足しており取り組みに関するノウハウや技術がない」が多く(662 団体 16.9%)、まちづくり団体・不動産協会では、「取り組みのための予算が不足している」が多い(まちづくり団体 35 団体 16.8%、不動産協会 15 団体 14.6%)。

■[市区町村・設問32][まちづくり団体・設問30][不動産協会・設問30]

[市区町村・設問26][まちづくり団体・設問24][不動産協会・設問24]
の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、取り組む際の課題について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない	623(15.9%)	25(12.0%)	14(13.6%)
02.エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない	353(9.0%)	19(9.1%)	10(9.7%)
03.エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない	450(11.5%)	23(11.1%)	11(10.7%)
04.都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している	325(8.3%)	25(12.0%)	11(10.7%)
05.取り組みのための予算が不足している	564(14.4%)	35(16.8%)	15(14.6%)
06.デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない	662(16.9%)	27(13.0%)	11(10.7%)
07.法定の都市再生推進法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない	95(2.4%)	13(6.3%)	6(5.8%)
08.データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない	183(4.7%)	13(6.3%)	8(7.8%)
09.参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない	309(7.9%)	16(7.7%)	6(5.8%)
10.取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない	321(8.2%)	11(5.3%)	9(8.7%)
99.その他（自由記述）	21(0.5%)	1(0.5%)	2(1.9%)
合計	3,906(100.0%)	208(100.0%)	103(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.関係者の理解が不足しており、取り組みの必要性の認知が進まない	280(25.9%)	10(23.8%)	3(15.0%)
02.エリアの関係者間での役割分担を取り決める共通ルールの仕組みがない	31(2.9%)	5(11.9%)	2(10.0%)
03.エリマネジメントに効果的な取り組み内容の枠組みが普及していない	69(6.4%)	4(9.5%)	0(0.0%)
04.都市サービスに必要なデータ収集ツールがまちなかに不足している	25(2.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)
05.取り組みのための予算が不足している	147(13.6%)	12(28.6%)	3(15.0%)
06.デジタル人材が不足しており、取り組みに関するノウハウや技術がない	237(21.9%)	4(9.5%)	7(35.0%)
07.法定の都市再生推進法人等がデータを取扱う際のガバナンス規定がなく、業務に至らない	1(0.1%)	3(7.1%)	0(0.0%)
08.データの取扱リスク等も想定したエリアの関係者との合意形成の仕方がわからない	7(0.6%)	0(0.0%)	1(5.0%)
09.参考事例やガイドライン等が少なく、検討が進まない	49(4.5%)	0(0.0%)	1(5.0%)
10.取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供者がいない	113(10.4%)	1(2.4%)	1(5.0%)
99.その他（自由記述）	9(0.8%)	2(4.8%)	2(10.0%)
未回答	114(10.5%)	1(2.4%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

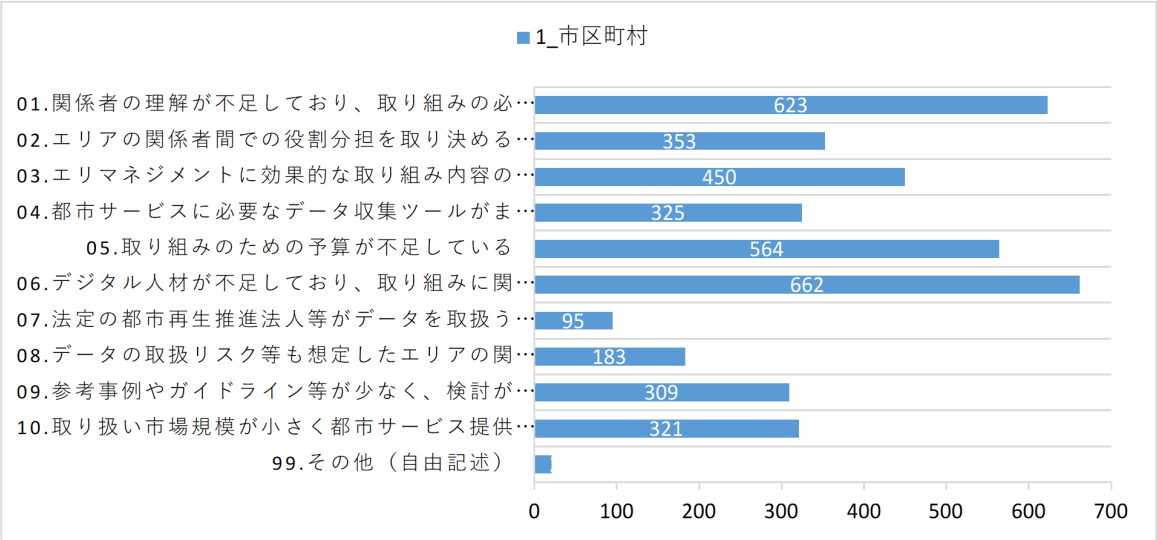
1_市区町村
01.関係者の理解が不足しており、取り組みの必…
02.エリアの関係者間での役割分担を取り決める…
03.エリマネジメントに効果的な取り組み内容の…
04.都市サービスに必要なデータ収集ツールがま…
05.取り組みのための予算が不足している
06.デジタル人材が不足しており、取り組みに関…
07.法定の都市再生推進法人等がデータを取扱う…
08.データの取扱リスク等も想定したエリアの関…
09.参考事例やガイドライン等が少なく、検討が…
10.取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供…
99.その他（自由記述）
623
353
450
325
564
662
95
183
309
321
0
100
200
300
400
500
600
700

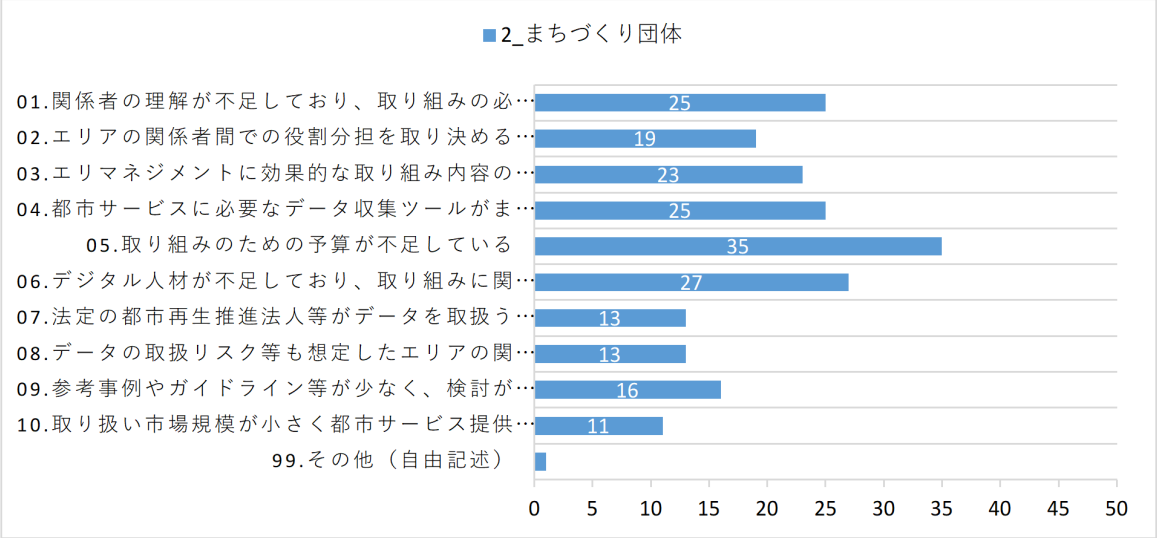
2_まちづくり団体
01.関係者の理解が不足しており、取り組みの必…
02.エリアの関係者間での役割分担を取り決める…
03.エリマネジメントに効果的な取り組み内容の…
04.都市サービスに必要なデータ収集ツールがま…
05.取り組みのための予算が不足している
06.デジタル人材が不足しており、取り組みに関…
07.法定の都市再生推進法人等がデータを取扱う…
08.データの取扱リスク等も想定したエリアの関…
09.参考事例やガイドライン等が少なく、検討が…
10.取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供…
99.その他（自由記述）
25
19
23
25
35
27
13
13
16
11
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

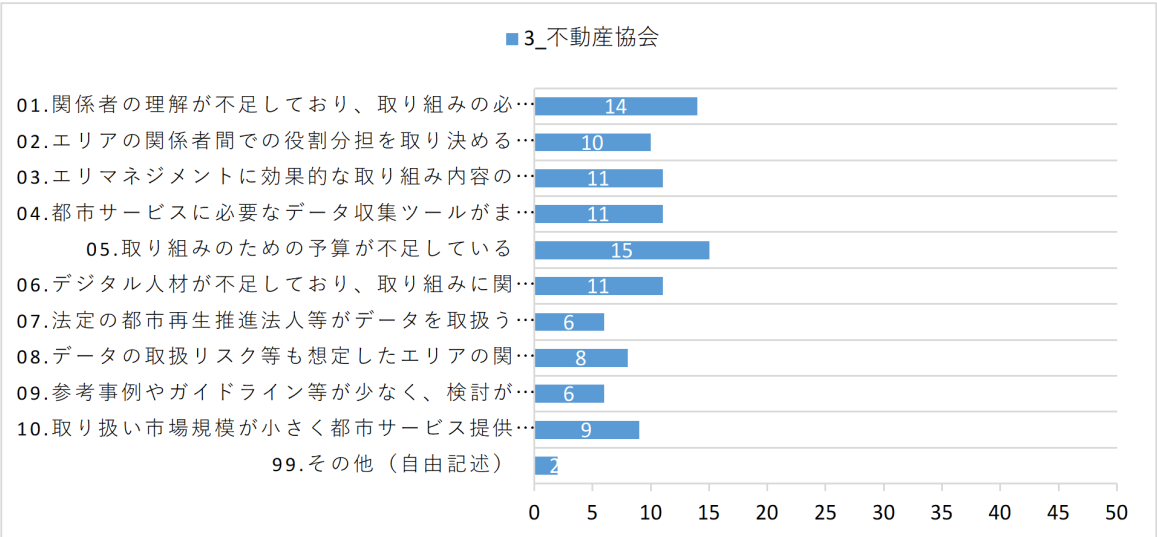
3_不動産協会
01.関係者の理解が不足しており、取り組みの必…
02.エリアの関係者間での役割分担を取り決める…
03.エリマネジメントに効果的な取り組み内容の…
04.都市サービスに必要なデータ収集ツールがま…
05.取り組みのための予算が不足している
06.デジタル人材が不足しており、取り組みに関…
07.法定の都市再生推進法人等がデータを取扱う…
08.データの取扱リスク等も想定したエリアの関…
09.参考事例やガイドライン等が少なく、検討が…
10.取り扱い市場規模が小さく都市サービス提供…
99.その他（自由記述）
14
10
11
11
15
11
6
8
6
9
2
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(17) エリア循環が望まれるデータの内容

データの内容としては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会いずれも「エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ」が最も多い(市区町村 219 団体 45.9%、まちづくり団体 28 団体 43.1%、不動産協会 12 団体 38.7%)。

■[市区町村・設問34][まちづくり団体・設問32][不動産協会・設問32]

[市区町村・設問30][まちづくり団体・設問28][不動産協会・設問28]
でデータのエリア循環の仕組みづくり（エリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元）が重要と答えた場合、エリア循環が望まれるデータについて具体的に当てはまるものを選択して下さい。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ	219(45.9%)	28(43.1%)	12(38.7%)
02.エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ	150(31.4%)	23(35.4%)	10(32.3%)
03.エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）	105(22.0%)	14(21.5%)	9(29.0%)
99.その他（自由記述）	3(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	477(100.0%)	65(100.0%)	31(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ	170(68.3%)	20(66.7%)	8(57.1%)
02.エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ	34(13.7%)	7(23.3%)	1(7.1%)
03.エリアの都市アセットに関する空間データ（３D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）	18(7.2%)	2(6.7%)	3(21.4%)
99.その他（自由記述）	1(0.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)
未回答	26(10.4%)	1(3.3%)	2(14.3%)
合計	249(100.0%)	30(100.0%)	14(100.0%)

■回答数

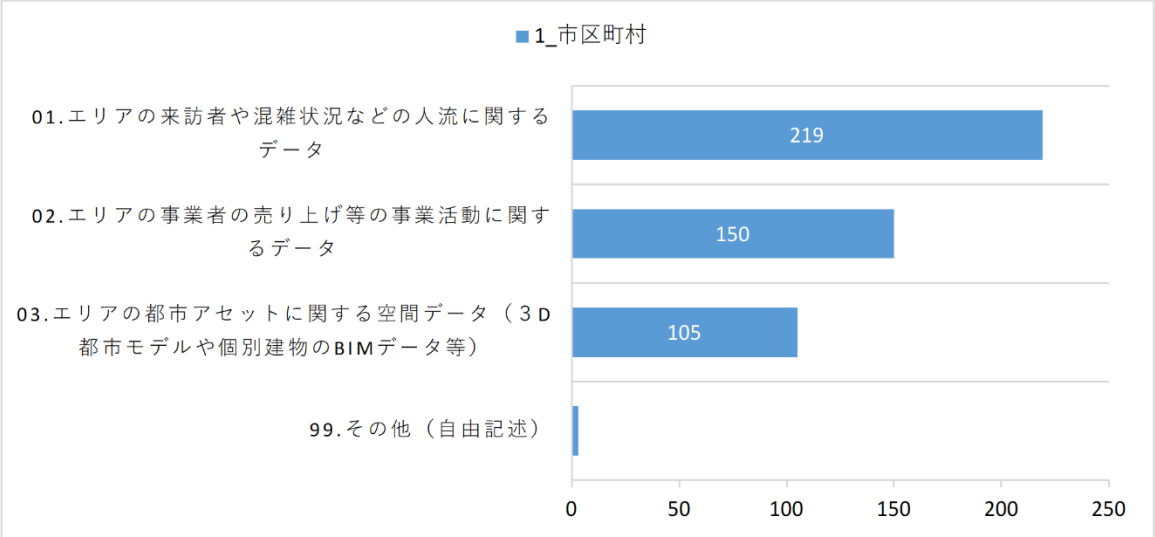
1_市区町村
01.エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
02.エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
03.エリアの都市アセットに関する空間データ（3D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
99.その他（自由記述）
219
150
105
0
50
100
150
200
250

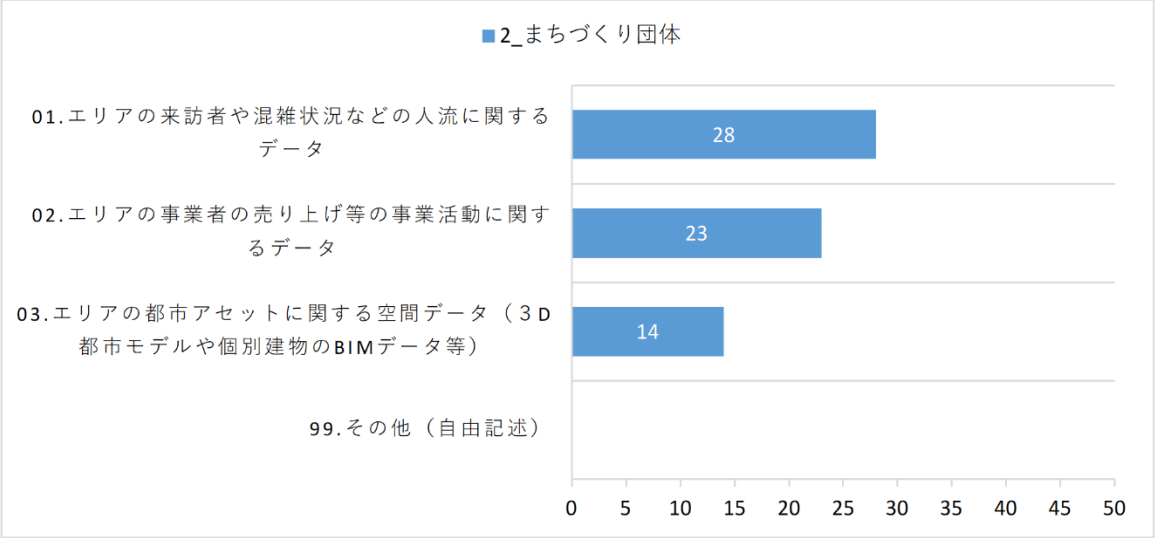
2_まちづくり団体
01.エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
02.エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
03.エリアの都市アセットに関する空間データ（3D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
99.その他（自由記述）
28
23
14
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

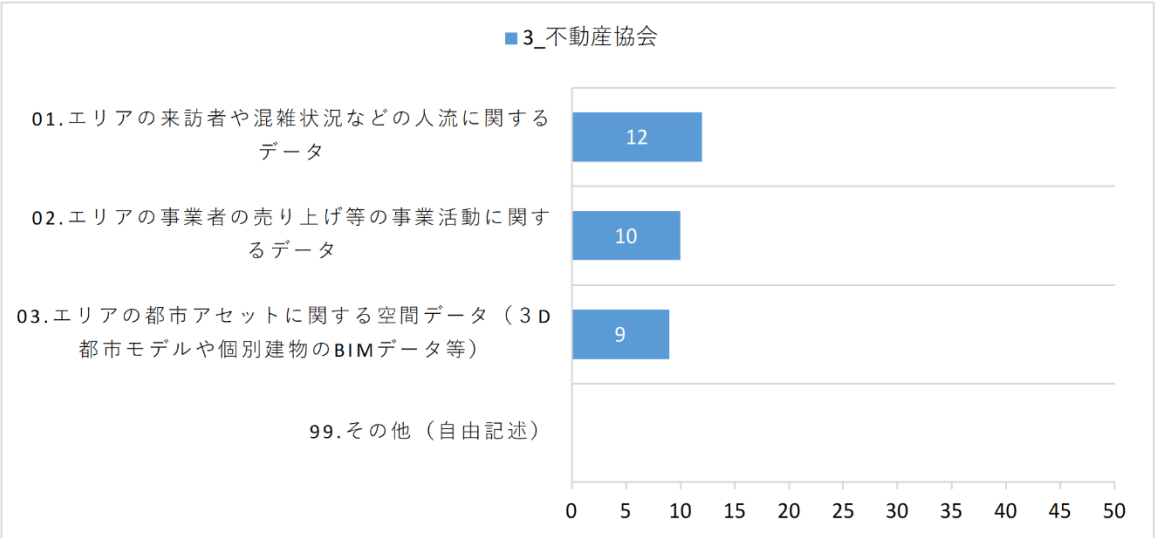
3_不動産協会
01.エリアの来訪者や混雑状況などの人流に関するデータ
02.エリアの事業者の売り上げ等の事業活動に関するデータ
03.エリアの都市アセットに関する空間データ（3D都市モデルや個別建物のBIMデータ等）
99.その他（自由記述）
12
10
9
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(18) 都市アセットの利活用ルール

都市アセットの利活用ルールについては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会いずれも「特に設定していない」が最も多い(市区町村 941 団体 86.7%、まちづくり団体 22 団体 35.5%、不動産協会 9 団体 36.0%)。

■[市区町村・設問36][まちづくり団体・設問34][不動産協会・設問34]

都市アセットの利活用にあたって、関係者間で設定している計画・協定等のルールはありますか。ルールを設定している場合は、併せて具体の地区名、ルール名も記載ください。（複数選択可、地区名を記入）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.・法定のルール※６を設定している	71(6.5%)	16(25.8%)	3(12.0%)
02.・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基づく、計画や協定など）	33(3.0%)	9(14.5%)	7(28.0%)
03.・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における暫定ルールを含む）	40(3.7%)	15(24.2%)	6(24.0%)
04.・特に設定していない	941(86.7%)	22(35.5%)	9(36.0%)
合計	1,085(100.0%)	62(100.0%)	25(100.0%)

■回答数

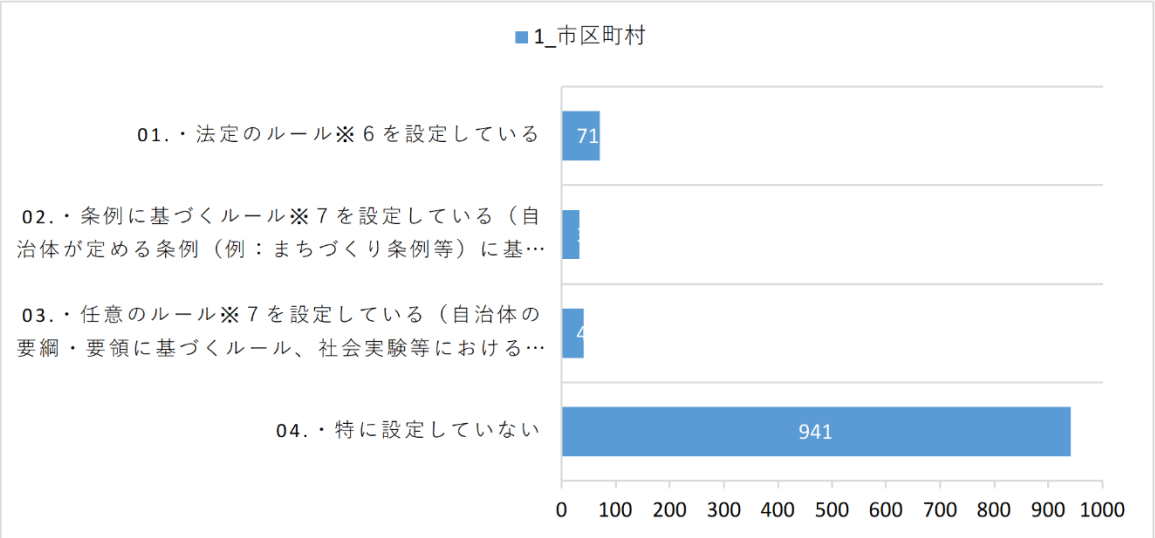
1_市区町村
01.・法定のルール※６を設定している
71
02.・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基…
03.・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における…
04.・特に設定していない
941
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

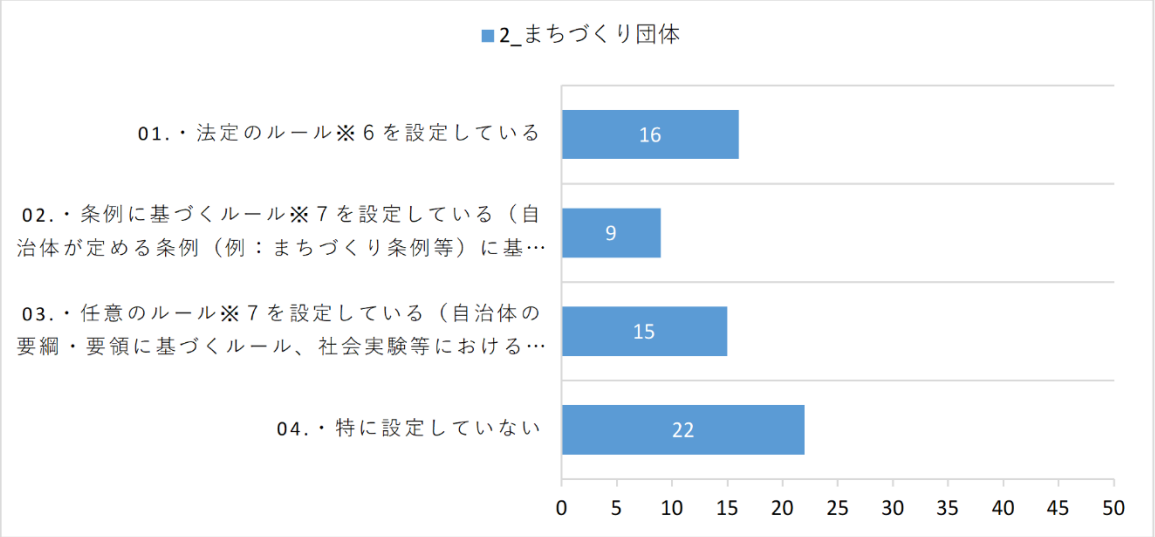
2_まちづくり団体
01.・法定のルール※６を設定している
16
02.・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基…
9
03.・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における…
15
04.・特に設定していない
22
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

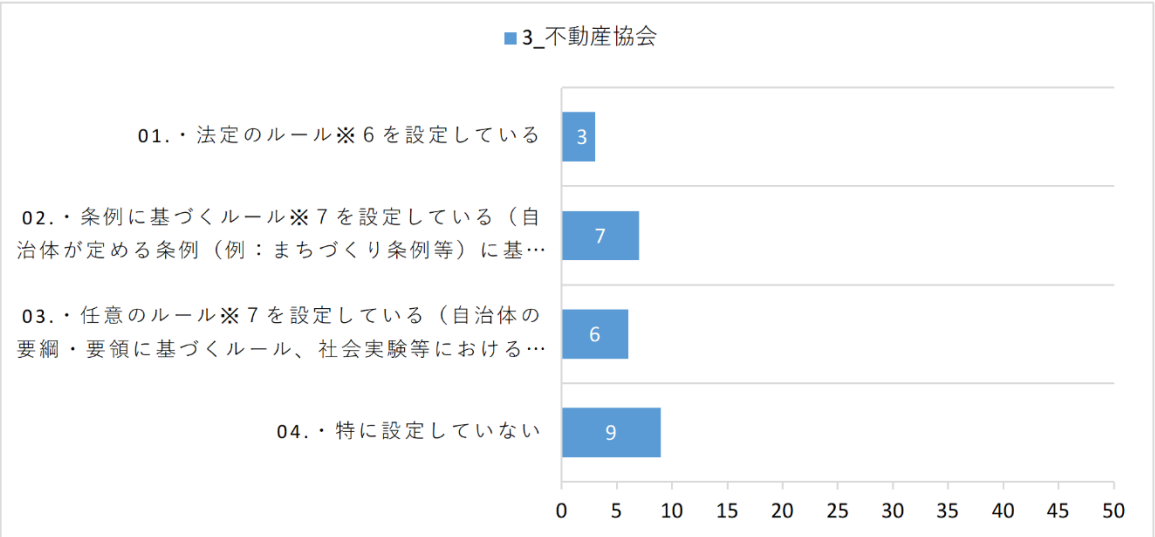
3_不動産協会
01.・法定のルール※６を設定している
3
02.・条例に基づくルール※７を設定している（自治体が定める条例（例：まちづくり条例等）に基…
7
03.・任意のルール※７を設定している（自治体の要綱・要領に基づくルール、社会実験等における…
6
04.・特に設定していない
9
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(19) 条例に基づくルールの内容

条例に基づくルールの内容等については、市区町村 31 団体、まちづくり団体 9 団体から回答があった。市区町村では「まちづくり条例」「景観まちづくり」「地区計画」など、まちづくり団体からは「ガイドライン」が挙げられている。

■[市区町村・設問37][まちづくり団体・設問35][不動産協会・設問35]

[市区町村・設問36][まちづくり団体・設問34][不動産協会・設問34]
で条例に基づくルールがあると答えた場合、条例に基づくルールの内容及び活用地区数、制度概要が分かるURLを記載して下さい。（自由記述））

■回答 n=40

No	団体分類	ID	回答
1	1	120	ルールの内容：建築物の形態意匠等の制限（地区計画） 活用地区数：1 URL： https://www.city.yurihonjo.lg.jp/city/soshiki/c1476/c1478/4564
2	1	313	まちなか広場の運営等に関する条例を現在制定中である。
3	1	332	ルールの内容：まちづくり協定として、用途や建築物等の形態又は意匠、土地利用などの上乗せ規制や法定では取り扱われていないその他のルールなど。地区数：42地区（市街化区域内）で活用。 URL： https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakuka/gyomuannai/1/1/2/1/8433.html
4	1	350	ルールの内容：八日市護国伝統的建造物群保存地区の保存に関する条例 地区数：1地区で活用。
5	1	397	山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（町HPより例規集参照）
6	1	442	https://www.city.atami.lg.jp/shisei/machidukuri/1001373/1001382.html
7	1	505	良好な景観の創出と保全 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/llti2b000000237e.html 屋外広告物の色彩等の配慮 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/visuf80000014y3q.html 浅間町における建築物の制限 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf8000000gm2s.html 各1地区
8	1	536	まちづくり構想：公共及び民間空間の民間事業者による積極的な活用を後押し、目指したい将来像を共有する構想。総合振興計画などに位置付けられた構想。 https://www.town.sugito.lg.jp/cms/page15777.html
9	1	547	深芝豊田・昭田地区 地区計画，居切蒲地地区 地区計画，柳川地区 地区計画，波崎新港地区 地区計画 URL：https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/development/1006861/1006842.html

No	団体分類	ID	回答
10	1	563	○高浜市居住福祉のまちづくり条例：（https://www1.g-reiki.net/takahama/reiki_honbun/i529RG00000590.html） ・市民は、高齢者及び障害者等が円滑に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならないものとする。 ○高浜市自転車等放置防止条例：（https://www1.g-reiki.net/takahama/reiki_honbun/i529RG00000447.html） ・利用者等は、公共の場所に自転車等を放置することにより市民の良好な生活環境を阻害してはならない。 ○高浜市自動車放置防止条例：（https://www1.g-reiki.net/takahama/reiki_honbun/i529RG00000558.html） ・市民は、自動車の放置防止に関する意識を高め、この条例の目標を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。 ・土地の占有者又は管理者は、その占有し、又は使用する土地に自動車が放置されることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、放置自動車対策に協力しなければならない。 ・何人も、正当な理由がなく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。 ○高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例：（https://www1.g-reiki.net/takahama/reiki_honbun/i529RG00000692.html） ・市は、地域の環境美化の推進について市民等及び事業者の関心と理解を深めるため、市民行動の日を設けるものとする。 ・市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が策定し、実施する施策に協力しなければならない。 ・何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに公共の場所に放置し、又は投棄してはならない。 ・何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。 ・何人も、公共の場所等に落書きしてはならない。 ・犬を飼養し、又は管理する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。 ・土地所有者等は、その土地に生育している竹木の枝が、公共の場所との土地の境界線を越えないよう管理しなければならない。
11	1	627	景観まちづくりのために届け出制を定めている（5地区）。 （https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1263874122735/index.html）
12	1	643	藤沢駅前広場条令 市民等の憩い、賑わい、交流の場とすることにより、藤沢駅周辺及び本市の魅力を発信し、もって本市の付加価値を高めるため、藤沢市藤沢駅前広場を設置し、本条令において許可、禁止行為、利用料金を定めている。 http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000895.html
13	1	682	https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1720.html https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1096.html
14	1	730	・地区内でゾーニングを行い、住宅街や通学路等を避けた適切な位置に流通業務施設や商業施設等を誘導することを目的とする：1地区： https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/toshikeikaku/hokubu_keikaku.html ・エリアマネジメント活動を維持、促進するため、公共空間を活用する広告物について適当な広告内容か審査し、市長の許可を得た場合には、禁止地域及び一部の禁止物件でも掲出することができる：地区数規定なし： https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/kokokubutsu/80010020.html ・八潮南部東まちづくり推進地区を定めており、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の開発基準に加え、ゾーニング別に街並みづくりの基準（景観形成基準、色彩基準、開発事業の基準）を設けている：1地区：https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/jorei/suishinchiku.html
15	1	764	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi_machizukuri/machizukuri/toshikeikaku/machizukuri/toshi20180712.html ※川越市地区街づくり推進条例に基づく地区街づくり認定計画 「川越中央通り昭和の街の会　まちづくりの約束」
16	1	791	ルールの内容：都市再生推進法人が実施する「津波復興拠点区域内の振興に寄与するものと認める事業」に協力し、かつ、その財源の一部を負担する借地人については、市有地の地代を固定資産税相当額にする。地区数：1地区で活用。URL： https://www.city.ofunato.iwate.jp/site/hukkou/11049html）

No	団体分類	ID	回答
17	1	812	駅前広場条例 内容：駅前広場及び自由通路に中心市街地活性化の目的を持たせ、施設の利活用を図ろうとするもの 地区：JR徳山駅周辺 URL：https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/44/83079.html
18	1	818	高尾駅北口地区の景観づくりの誘導を目的とした、屋外広告物の位置や大きさ、色彩などのルールを定めたもの。URL：https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/006/001/004/p020551.html
19	1	854	良好な景観形成のため、建築物や工作物などの建築等において、届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行っている。①景観形成に関する方針②行為の制限③景観重要建造物、樹木の指定など 地区数：1地区　URL：https://www.city.bungotakada.oita.jp/page/page_01543.html
20	1	856	まちづくり条例第17条に基づき、地区まちづくり計画を決定しました。 計画名称：狛江市岩戸北四丁目北部地区まちづくり計画 URL　https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46,100716,366,2218,html
21	1	865	シェアサイクル https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1551679684188/index.html コミュニティバス https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118853530/index.html 市営駐車場 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1376889319679/index.html 自転車等駐車場 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1552527866896/index.html
22	1	1012	純都市計画区域設定、景観条例、景観地区、特定用途制限地域、水道水源保護条例、地下水保全条例　等
23	1	1051	（ルールの内容：草津町景観まちづくり条例として、色彩は無彩色か彩度3以下、建物は階数（高さ）や屋根勾配等、看板類については高さや大きさ等の制限がある。新築工事や模様替えの規模によっては届出を出すことになっている。地区数：草津町全域で活用。URL：https://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1492141426920/index.html）
24	1	1054	（例：ルールの内容：地域まちづくり協定として、用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど。地区数：25地区で活用。URL：http://city.xx.lg.jp/xxx） 都市景観協定7か所、景観協定17か所 https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/machi/machidukuri/keikankyotei/index.html
25	1	1056	練馬区まちづくり条例　URL：https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/jorei/index.html 「公園育て計画（石神井町八丁目）」 URL：https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/jorei/teian/kouensodate.html
26	1	1063	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/machidukuri/1006878.html （住みよいまちづくり条例） https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/keikan/1003477.html （景観条例・景観推進計画） https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/machidukuri/1003870.html （海老名駅東口地区、西口地区、駅間地区計3地区） https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kobetsu/machidukuri/shakaishihon/1003834.html （海老名駅周辺地区（都市再生整備計画））
27	1	1114	ルールの内容：田辺市銀座地区地区計画の区域内における建築物等の敷地、構造及び用途に関する制限。地区数：1地区で活用。URL：https://www.city.tanabe.lg.jp/reiki/H417901010162/H417901010162.html
28	1	1190	（例：ルールの内容：地区まちづくり協定として、地区内でに建築行為や土地の形状変更をする行為の届出義務、緑化の促進など。地区数：3地区で活用。 URL：https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/271/tosikei-s-tosimati-kyoutei.html）
29	1	1195	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/kurashi_shisei/kurashi/sumai/download/matinoseibijorei.html
30	1	1198	半田市ふるさと景観計画として、一定規模を超えるような建築や工作物の設置、開発行為を行う場合、届出等を必要とする。 https://www.city.handa.lg.jp/toshike/keikan/keikankeikaku.html
31	1	1207	伊賀市景観計画（高さ制限、届出行為の設定、重点風景地区の設定等） https://www.city.iga.lg.jp/0000001175.html
32	2	18	https://www.sapporoekimae-management.jp/contents/kyogikai/

No	団体分類	ID	回答
33	2	23	https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/reiki_int/reiki_honbun/r500RG00000625.html
34	2	24	壁面後退空間の利活用ガイドライン 御堂筋地域景観づくり協定 御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール（案）
35	2	26	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/14/7240.html
36	2	28	・「うめきた先行開発区域都市再生整備計画」 道路占用の区域、占用物を市が定め、その整備・管理に関して都市利便増進協定により詳細に規定している。 ・「グランフロント大阪街並み景観ガイドライン」 景観形成指針を示す地域ルールを定めている。
37	2	29	屋外広告物の位置、色彩、デザイン、数量、コモンスペースの利活用による賑わい形成の考え方等 エリマネ活動による公共空間活用促進を目的とした公共空間活用委員会の設置、運用ルールの規定　等
38	2	31	http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/index.html
39	2	32	http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/index.html
40	2	40	http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/index.html

(20) 条例又は任意のルールの内容

具体的な規定については、市区町村 41 団体、不動産協会 9 団体から回答があった。市区町村では、「建物用途・高さ制限」「色彩」「利活用ルール」など、不動産協会では、ガイドラインに基づく「活用ルール」等が挙げられている。

■[市区町村・設問38][まちづくり団体・設問36][不動産協会・設問36]

[市区町村・設問36]
で条例に基づくルール又は任意のルールがあると答えた場合、具体的にどのような内容を規定していますか。（自由記述）

■回答 n=50

No	団体分類	ID	回答
1	1	120	建築物の用途、外壁面の位置、軒高、工作物（看板等）の制限など
2	1	171	広場とオープンスペースの相互利用や一体的な利用を円滑なものとし、それぞれの使用状況の情報共有を行うことで、広場とオープンスペースの快適な空間を創出し、利用者にとっても使いやすく、広場及びオープンスペース、また、まちなかの賑わいが向上することを目的とした、一体的な利用に関する内容
3	1	254	要綱にて利活用に関する対象区域、対象事業、期間、時間等を定めています。
4	1	313	空間の使い方や活動に関するルール、管理ルールなど
5	1	332	建築物等の用途、土地利用等の制限に加え、その他まちづくりに関する事項を定めている。
6	1	350	文化財であるため伝統的建造物の修理やその周辺環境の修景など、現状変更等について規定しています。
7	1	369	都市サービスの提供時間、利用場所の使用ルール、使用手続き
8	1	397	建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の制限、建築物等の高さの制限
9	1	442	個別建築物等の土地利用に関するルール
10	1	456	公園の活用に関するルール
11	1	505	景観の誘導等 屋外広告物の色彩の制限等 建築物の高さ制限等
12	1	547	建物用途の制限，敷地面積の最低限度，壁面の位置の制限，高さの最高限度，形態又は意匠の制限，垣又はさくの構造の制限など
13	1	567	清掃活動・植栽管理の実施、駐輪対策
14	1	577	開発（建築）行為に関する要綱、JR大和新庄駅東地区における地区計画、葛??城市の景観に関する方針や届け出について記載
15	1	593	平塚駅周辺地区の商店街の「通り」ごとの特徴を創り出し、まちの魅力・誇りを創出することを目的とし、街並みづくりのルールやまちづくりの取り組み、めざすまちの姿を地域主体でまとめた「空間形成ガイドライン」が現在2カ所（大門通り・浜大門通り及び湘南スターモール）で策定されています。
16	1	619	豊洲2・3丁目地区まちづくりガイドライン(https://www.toyosu.org/gline) 臨海副都心まちづくりガイドライン(https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/plan/rinkai-guideline/index.html) 有明北地区まちづくりガイドライン―改定―（令和4年1月） (https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/plan/arikita-guideline/index.html)
17	1	627	（例：用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど）
18	1	643	禁止の行為、使用の許可等、利用料金の減免、指定管理者による管理等について定めている。
19	1	668	弘前駅前・上土手地区計画による1階部分のセットバック及びセットバック部分の公開空地管理運営協定
20	1	682	法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備ルール
21	1	723	地区計画区域内の道路整備主体を、行政（計画的整備と狭隘道路拡幅整備事業による整備）と地権者で分担するルール
22	1	735	利活用者の要件や、そのための手続きなど
23	1	743	要綱に基づき、ボランティア団体登録を受けた団体が違反広告物の除却を自ら行える制度を実施。 要領に基づき、公園内の清掃を協力団体に委託する制度を実施。
24	1	764	歴史的な建築物の保全、街並みや景観を守るための建築物の高さ制限 商店街の店舗連続性を高めるための空き店舗、空き地の活用など

No	団体分類	ID	回答
25	1	782	歴史的に貴重な小保・榎津の町並みを、後世が活用できるよう、地元住民間で共有する伝統的町家や住宅及びその敷地の整備に関する事項等を定め、住環境の整備改善を図りつつ、藩境のまちづくりを推進すること
26	1	791	まちづくりグランドデザインでは、土地利用、交通施設、都市防災、景観形成、まちづくりの推進体制を規定。津波復興拠点整備事業基本計画では、土地利用、公共施設、津波防災拠点施設、商業業務施設、避難誘導、景観形成、運営・管理方針について規定。景観づくりガイドラインでは、建築物等に関する形態や色彩、意匠、垣または柵の基準について考え方をまとめている。
27	1	812	37.のURL参照
28	1	818	同上
29	1	831	建築物の制限（建築物の種類、屋根の材料、外観の色調等） ※詳細は、上記URL
30	1	835	「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づき、まちづくり組織は「特定まちづくりルール」を定め、市に登録することができることとしております。市への登録により、建築等行為を行う事業者と事前協議を行うことができ，ルールが守られた事業計画になっているか，事前にチェックすることができるようになります。 　これまで登録されたルールでは地域の現状と課題，まちづくりの目標，土地利用や建物に関する方針等を踏まえ、生活環境、安全安心、景観、地域の交流等に配慮するよう規定しております。 ≪地域主体のまちづくり制度≫　https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chiikikeikaku/chikeihp/01/index.html
31	1	836	都市再生整備計画（荒井東地区） https://www.city.sendai.jp/toshisaisesuishin/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/toshisaise/toshisaise/index.html(仙台市HP)
32	1	865	シェアサイクル 調布市とシェアサイクル事業を運営する民間事業者が協力して実施することにより，市民及び来訪者の利用する交通手段としての有用性の向上，交通不便地域の補完並びに放置自転車対策の一環として活用を図るため，事業の実施に関し，市の協力事項及び民間事業者が行う具体的な業務内容について規定する。 コミュニティバス コミュニティバスの運行計画，運行形態，運賃など 市営駐車場 調布市国領駅南口市営駐車場設置及び管理について 自転車等駐車場 市内自転車等駐車場の設置及び管理について
33	1	1051	色彩は無彩色か彩度3以下、建物は階数（高さ）や屋根勾配等、看板類については高さや大きさ等の制限がある。新築工事や模様替えの規模によっては届出を出すことになっている。
34	1	1054	（例：用途の一時変更に関する規定、都市サービスの提供時間［営業時間］や防犯・清掃活動の実施など空間の使い方や活動に関するルール、法定では取り扱われていない公共公益施設に関する整備・管理ルールなど） 緑地の管理方法のルールなど
35	1	1056	上記に同じ
36	1	1063	最低敷地面積、壁面位置、緑化面積基準等
37	1	1114	建築物等の敷地、構造及び用途に関する制限
38	1	1186	パブリックスペースを活用しながら官民が連携して街づくりを進めるためのビジョン
39	1	1190	地区まちづくり協定として、地区内でに建築行為や土地の形状変更をする行為の届出義務、緑化の促進など。
40	1	1195	法定では取り扱われていない公共施設等の整備基準等
41	1	1207	伊賀市公民連携ガイドライン（民間活用の基準、考え方等） https://www.city.iga.lg.jp/0000008942.html
42	3	1	横浜市とのHPを参照していただければ、と思います。
43	3	3	・道路管理者とエリアマネジメント団体による道路に関する維持管理協定 ・地域関係者で運営する良好な景観を維持するためのデジタルサイネージ掲出内容に関するガイドライン
44	3	4	地域貢献施設の運用及び広場利用時の利用方法

No	団体分類	ID	回答
45	3	9	○公開空地等の利用規程：利用時間・行為及び利用制限並びにその運用ルール ・品川セントラルガーデン利用規程 ○しゃれ街団体登録 ・品川インターシティ ・霞が関コモンゲート
46	3	11	御堂筋において、広告・サインに係る設置基準、壁面後退空間の利活用ガイドライン（オープンカフェ、キッチンカー等の基準）等を定めている。
47	3	14	主に開発、建築行為に掛かるルール。歩道状空地や広場状空地、屋内貫通通路等の整備など（これら地区施設における運営ルールは中央区にて策定中であり民間事業者へ具体的には示されていない）
48	3	15	・大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020 地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動（地域まちづくり活動）を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することによって、民間の力を生かしながら、東京の魅力の向上に資することを目的としている。 現在、地域まちづくり活動としては、本条例に定める「街並み景観づくり活動」及び「公開空地等の活用により地域のにぎわい向上を図る活動」の2つの活動を定めている。 http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/index.html ・屋外広告物ガイドライン https://www.ligare.jp/c/wp-content/uploads/2020/02/161120aaa85efc63b643f8f43c7a2dcf.pdf ・道路空間活用のご案内 http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/pdf/road_utilization.pdf
49	3	17	有効空地のまちづくり登録団体による活用ルール等
50	3	1001	<新虎通り景観ガイドライン> ・「新虎通りデザイン会議」として有識者で構成される組織を設置する。 ・新虎通りデザイン会議は、本ガイドラインに基づき、協議・審査を実施する。 ・新虎通りデザイン会議は、運営委員会に対して定期的に運用状況を報告する。 ・運営委員会は、運用状況報告を受け、運用等に調整が必要と判断される場合は、新虎通りデザイン会議へ指導/ 調整指示を行なう。 ・また、必要に応じて本ガイドラインの改定も検討する。 <新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン> 地域特性に応じたよりきめ細かな目標や方針、方策を示すまちづくりの手引として定められるもの。まちの将来像として「地に染み込む伝統と 未来を創る躍動感が融合し 新しい歴史を刻む にぎわいと活力に満ちたまち」を掲げており、まちづくりのポイントとして「多様なスケールの空間を大切にした街並みの形成」「通りの歴史や魅力をいかした歩行者ネットワークの構築」が示されている。

(21) 今後取り入れたいルール

今後取り入れたいルールについては、市区町村 12 団体、まちづくり団体 10 団体、不動産協会 7 団体から回答があった。いずれも「デジタルデータ活用のルール」という回答が多い。

■[市区町村・設問39][まちづくり団体・設問37][不動産協会・設問37]

今後、取り入れたい新たなルールがあれば、内容を記載ください。（自由記述）

■回答 n=29

No	団体分類	ID	回答
1	1	84	デジタル分野の都市サービス提供に関するルール規定が必要
2	1	397	都市計画法上の用途地域指定
3	1	479	R4年度から歩行者利便増進道路の設定が出来るための条例改正を行い、今後指定に向けた地元調整を行っていく予定。
4	1	493	都市サービス提供に関する関係者間でのルール規定がないため、今後関係者の理解を深めたうえで、具体的な内容についての検討に努めます。
5	1	604	そもそも取り組みを推進するため、庁内の理解を深めるための検討会議などの開催
6	1	614	デジタル分野のエリア内でのデータ連携や都市サービス提供に関するルール規定など
7	1	795	他自治体の先進事例から今後検討したい
8	1	816	デジタル分野のエリア内でのデータ連係や都市サービス提供に関するルール規定がないため今後必要になると考える。
9	1	827	都市利便増進協定、景観法に基づく地区指定
10	1	835	ニューノーマルに対応した公開空地等の新たな使い方について検討している。
11	1	1055	・都市アセットの利活用に関するルール全般（行政内のルール、都市サービス事業者に対するルール等）
12	1	1190	検討中です。
13	2	4	地権者リスト 土地、物件の状況データ 防火、防災のための連絡網
14	2	11	団体で設置する街頭の設置費用および光熱費の分担についてのルール
15	2	15	・デジタルデータ活用などに関するプライバシーポリシー
16	2	20	道路利活用に関するルール（利便増進協定）
17	2	31	デジタル分野のエリア内でのデータ連携のルール、公的空間におけるカメラやセンサー等の設置ルール、都市サービス提供に関するルール
18	2	32	デジタル分野のエリア内でのデータ連携のルール、公的空間におけるカメラやセンサー等の設置ルール、都市サービス提供に関するルール
19	2	34	道路上への占用物件の柔軟な設置ができるようにする仕組み
20	2	39	道路における収益事業（例；広告事業）を随意契約で認めるなど、エリアマネジメント団体の活動財源の支援につながるもの
21	2	40	デジタル分野のエリア内でのデータ連携のルール、公的空間におけるカメラやセンサー等の設置ルール、都市サービス提供に関するルール
22	2	41	歩行者利便増進道路に関するルール
23	3	1	様々なことを検討していますが、ルール設定とモニタリング管理も必要、と思っています。
24	3	3	・道路の維持管理を担うエリアマネジメント団体に対して、道路における収益事業（例；広告事業）を随意契約で認めるなど、エリアマネジメント団体の活動財源の支援につながるもの
25	3	4	個人を特定する情報の無いマスとしてのビッグデータ（交通、人流など）の共同取得や共同利用
26	3	5	デジタル分野のエリア内でのデータ連携やカーボンニュートラルに向けたエリアとしての取り組み、ウォーカブルの推進による人中心のエリアづくりなど。
27	3	9	・まちづくり団体（都市再生団体を想定）設立後、まちづくり団体として、既存団体との棲み分けをどうするか、デジタルデータの活用方法、データの取扱い、公共空間の活用のルールの設定 ・受益者に応分の負担を求めるルール
28	3	14	・35.記載のとおり、各地区施設の利活用促進につながる柔軟なルール整備（例：一定の公共性を担保しつつ、営利目的での広場活用を許可し、収益の一部をエリアマネジメントの活動に回す等の仕組みづくり） ・災害時にデジタル技術活用しエリア内情報連携を行うためのルール整備
29	3	15	デジタル分野のエリア内でのデータ連携のルール、公的空間におけるカメラやセンサー等の設置ルール、都市サービス提供に関するルール

(22) デジタル分野のルールの必要性

ルールの必要性については、市区町村では「わからない」が最も多い(751 団体 69.4%)。まちづくり団体・不動産協会では「必要である」が最も多い(まちづくり団体 26 団体 61.9%、不動産協会 15 団体 75.0%)。

■[市区町村・設問40][まちづくり団体・設問38][不動産協会・設問38]

今後、想定される新たなニーズとして、特に、デジタル分野に関するルールの必要性についてどう思いますか。
（例：まちづくり団体が、○○のアプリサービスを提供する際に、関係者で、対象エリア、役割分担、費用負担、サービス内容等を合意し、実効性を担保するためのルールが必要）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.・必要である	304(28.1%)	26(61.9%)	15(75.0%)
02.・不要である	19(1.8%)	2(4.8%)	0(0.0%)
03.・わからない	751(69.4%)	14(33.3%)	5(25.0%)
未回答	8(0.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

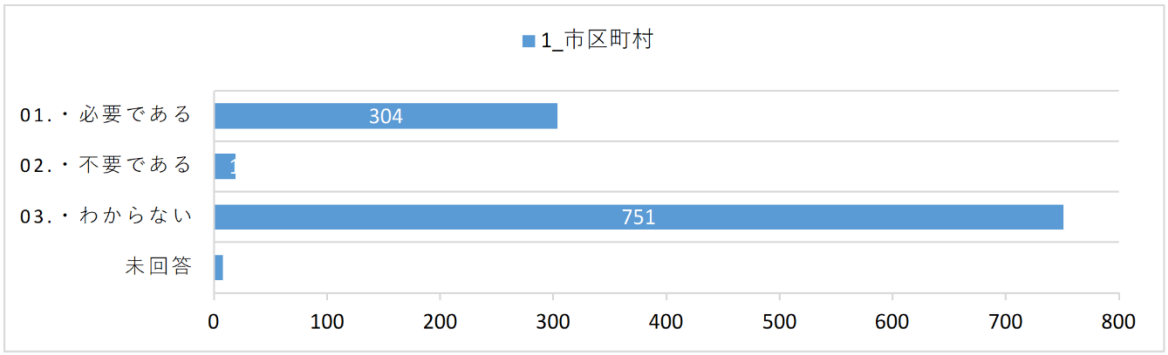
1_市区町村
01.・必要である
02.・不要である
03.・わからない
未回答
304
1
751
0
100
200
300
400
500
600
700
800

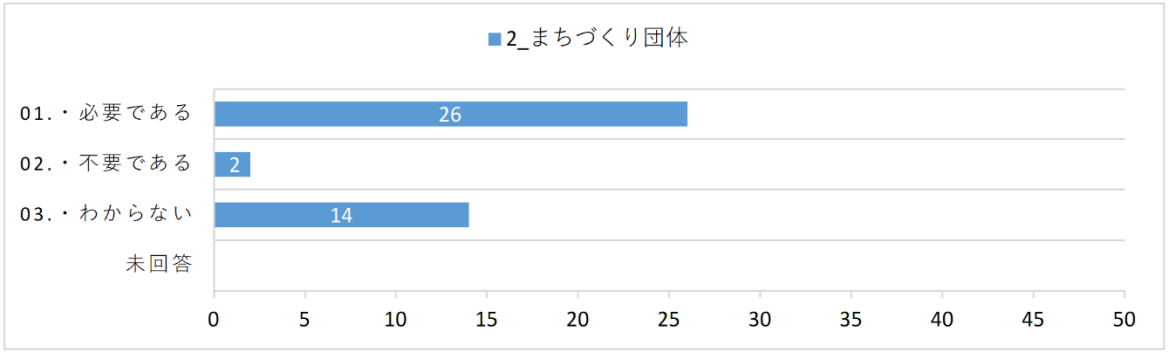
2_まちづくり団体
01.・必要である
02.・不要である
03.・わからない
未回答
26
2
14
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

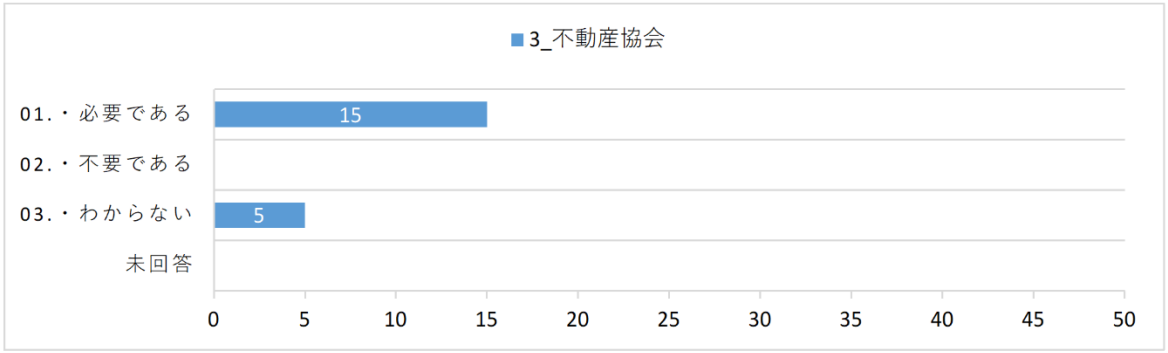
3_不動産協会
01.・必要である
02.・不要である
03.・わからない
未回答
15
5
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(23) ルールの法的位置付けによる強化

ルールの法的位置づけの強化については、市区町村・まちづくり団体・不動産協会いずれも「法的位置づけを強化すべき」が最も多い(市区町村 126 団体 38.9%、まちづくり団体 14 団体 46.7%、不動産協会 9 団体 56.3%)。

■[市区町村・設問41][まちづくり団体・設問39][不動産協会・設問39]

[区市町村・設問36][まちづくり団体・設問34][不動産協会・設問34]
で任意のルールがある又は
[区市町村・設問37][まちづくり団体・設問35][不動産協会・設問35]
で取り入れたい新たなルールがある又は
[区市町村・設問40][まちづくり団体・設問38][不動産協会・設問38]
でデジタル分野に関するルールが必要であると答えた場合、それらのルールについて法的位置付けの強化を図ることについてどう思いますか。

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.・法的位置づけを強化すべき	126(38.9%)	14(46.7%)	9(56.3%)
02.・任意のルールのままでよい	111(34.3%)	13(43.3%)	4(25.0%)
99.その他（自由記述）	8(2.5%)	3(10.0%)	3(18.8%)
未回答	79(24.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	324(100.0%)	30(100.0%)	16(100.0%)

■回答数

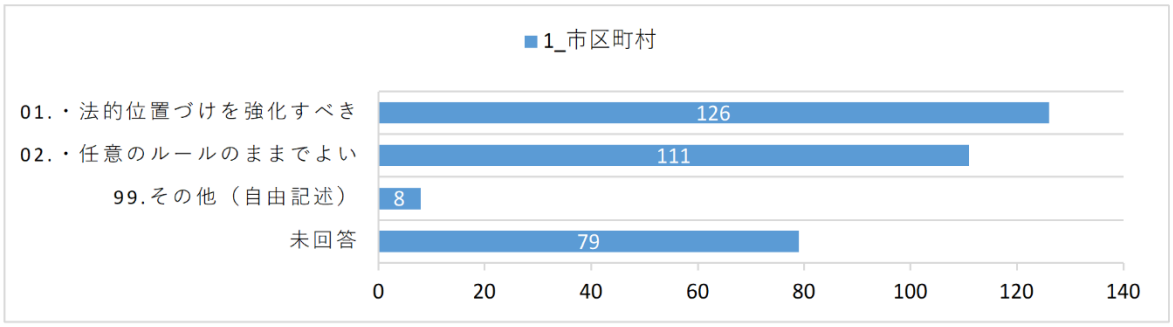
1_市区町村
01.・法的位置づけを強化すべき
02.・任意のルールのままでよい
99.その他（自由記述）
未回答
126
111
8
79
0
20
40
60
80
100
120
140

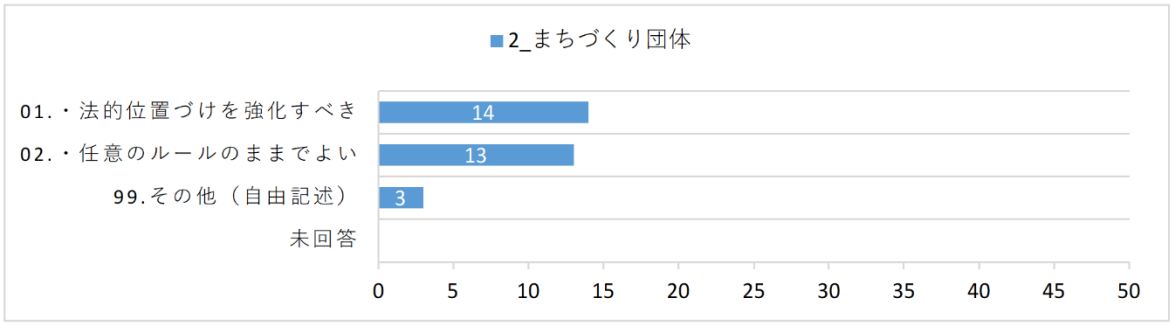
2_まちづくり団体
01.・法的位置づけを強化すべき
02.・任意のルールのままでよい
99.その他（自由記述）
未回答
14
13
3
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

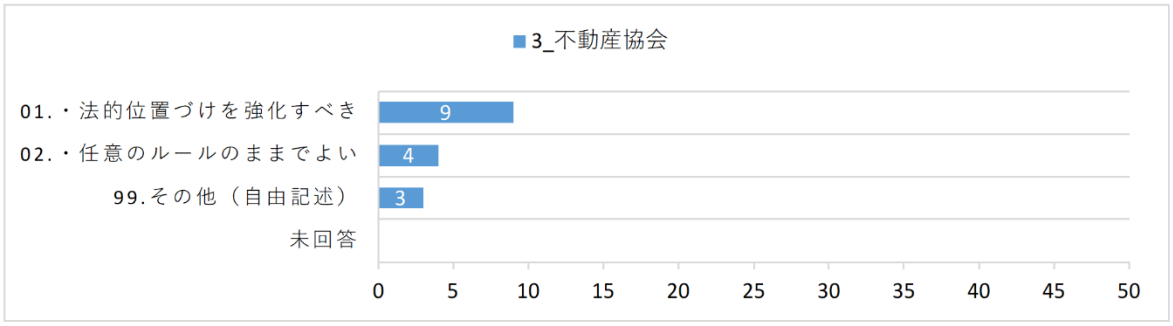
3_不動産協会
01.・法的位置づけを強化すべき
02.・任意のルールのままでよい
99.その他（自由記述）
未回答
9
4
3
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(24) ルールの法的位置付けの内容

具体的な法的位置づけとしては、市区町村は「法定計画・協定等による公的位置づけの強化」が最も多い(81 団体 23.4%)。まちづくり団体・不動産協会では「法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和」と「法定計画・協定等とした場合の規制緩和」が多い(まちづくり団体 11 団体 15.9%、不動産協会 7 団体 15.9%)。

■[市区町村・設問42][まちづくり団体・設問40][不動産協会・設問40]

[市区町村・設問41][まちづくり団体・設問39][不動産協会・設問39]
で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、具体的にどのような位置付けが有効と考えますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）	31(9.0%)	3(4.3%)	3(6.8%)
02.法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）	81(23.4%)	10(14.5%)	6(13.6%)
03.法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和	71(20.5%)	11(15.9%)	7(15.9%)
04.法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）	53(15.3%)	11(15.9%)	7(15.9%)
05.法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例	16(4.6%)	8(11.6%)	3(6.8%)
06.市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載	26(7.5%)	5(7.2%)	5(11.4%)
07.承継効の付与	8(2.3%)	4(5.8%)	4(9.1%)
08.国等による情報提供、指導、助言その他の援助	47(13.6%)	8(11.6%)	4(9.1%)
09.市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん	12(3.5%)	6(8.7%)	4(9.1%)
99.その他（自由記述）	1(0.3%)	3(4.3%)	1(2.3%)
合計	346(100.0%)	69(100.0%)	44(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.法定計画・協定等による強制力の強化（土地・建物の利活用や費用負担等の強制化）	16(13.1%)	1(7.7%)	2(22.2%)
02.法定計画・協定等による公的位置付けの強化（強制力までは求めないが、法定のルールとしたい）	51(41.8%)	2(15.4%)	2(22.2%)
03.法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要件の緩和	17(13.9%)	1(7.7%)	1(11.1%)
04.法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土地利用規制や活動内容の規制等）	14(11.5%)	4(30.8%)	3(33.3%)
05.法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推進法人の業務※８特例	5(4.1%)	3(23.1%)	0(0.0%)
06.市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）等への記載	3(2.5%)	1(7.7%)	1(11.1%)
07.承継効の付与	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
08.国等による情報提供、指導、助言その他の援助	15(12.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)
09.市町村長による法定計画・協定等区域の隣接地の土地所有者等に対する計画・協定等参加のあっせん	0(0.0%)	1(7.7%)	0(0.0%)
99.その他（自由記述）	1(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
未回答	4(3.3%)	1(7.7%)	0(0.0%)
合計	122(100.0%)	13(100.0%)	9(100.0%)

■回答数

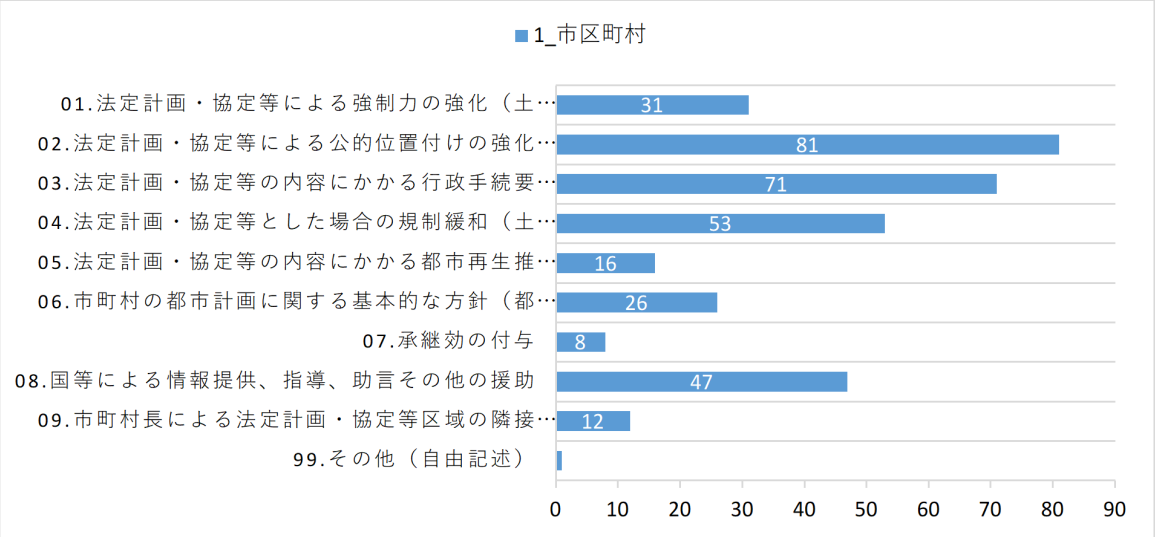
1_市区町村
01.法定計画・協定等による強制力の強化（土…
02.法定計画・協定等による公的位置付けの強化…
03.法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要…
04.法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土…
05.法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推…
06.市町村の都市計画に関する基本的な方針（都…
07.承継効の付与
08.国等による情報提供、指導、助言その他の援助
09.市町村長による法定計画・協定等区域の隣接…
99.その他（自由記述）
31
81
71
53
16
26
8
47
12
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90

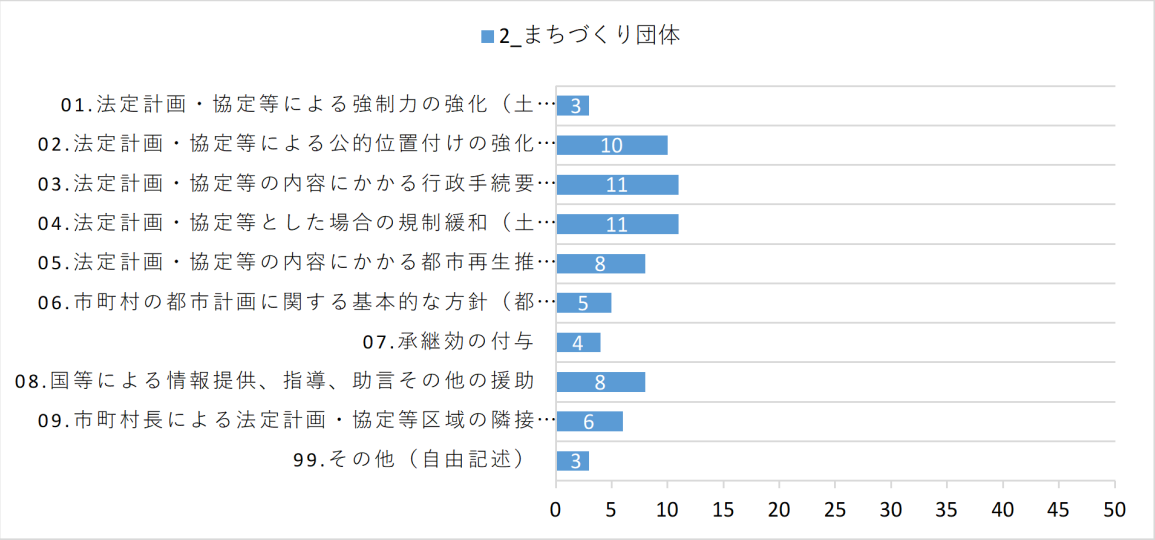
2_まちづくり団体
01.法定計画・協定等による強制力の強化（土…
02.法定計画・協定等による公的位置付けの強化…
03.法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要…
04.法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土…
05.法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推…
06.市町村の都市計画に関する基本的な方針（都…
07.承継効の付与
08.国等による情報提供、指導、助言その他の援助
09.市町村長による法定計画・協定等区域の隣接…
99.その他（自由記述）
3
10
11
11
8
5
4
8
6
3
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

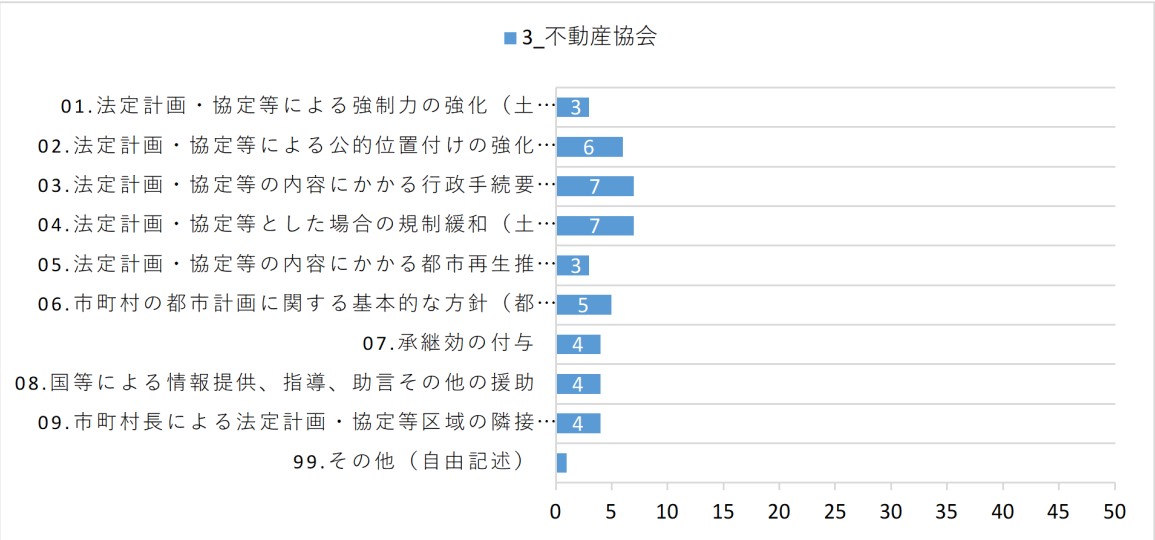
3_不動産協会
01.法定計画・協定等による強制力の強化（土…
02.法定計画・協定等による公的位置付けの強化…
03.法定計画・協定等の内容にかかる行政手続要…
04.法定計画・協定等とした場合の規制緩和（土…
05.法定計画・協定等の内容にかかる都市再生推…
06.市町村の都市計画に関する基本的な方針（都…
07.承継効の付与
08.国等による情報提供、指導、助言その他の援助
09.市町村長による法定計画・協定等区域の隣接…
99.その他（自由記述）
3
6
7
7
3
5
4
4
4
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(25) ルールの支援策

ルールの支援策としては、市区町村は「法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定」が最も多い(106 団体 28.3%)。まちづくり団体・不動産協会は「予算支援」が最も多い(まちづくり団体 13 団体 24.5%、不動産協会 8 団体 23.5%)。

■[市区町村・設問44][まちづくり団体・設問42][不動産協会・設問42]

[市区町村・設問41][まちづくり団体・設問39][不動産協会・設問39]
で法的位置付けを強化すべきと答えた場合、法的位置付けと併せて有効と考える支援策として当てはまるものを選択ください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定	106(28.3%)	9(17.0%)	5(14.7%)
02.法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定	70(18.7%)	7(13.2%)	2(5.9%)
03.柔軟な都市計画の運用	48(12.8%)	8(15.1%)	7(20.6%)
04.予算支援	79(21.1%)	13(24.5%)	8(23.5%)
05.金融支援	30(8.0%)	7(13.2%)	5(14.7%)
06.税制支援	42(11.2%)	9(17.0%)	7(20.6%)
99.その他（自由記述）	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	375(100.0%)	53(100.0%)	34(100.0%)

特に当てはまるもの

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定	55(43.7%)	2(14.3%)	2(22.2%)
02.法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定	13(10.3%)	0(0.0%)	1(11.1%)
03.柔軟な都市計画の運用	11(8.7%)	1(7.1%)	2(22.2%)
04.予算支援	33(26.2%)	10(71.4%)	2(22.2%)
05.金融支援	3(2.4%)	0(0.0%)	1(11.1%)
06.税制支援	4(3.2%)	1(7.1%)	1(11.1%)
99.その他（自由記述）	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
未回答	7(5.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	126(100.0%)	14(100.0%)	9(100.0%)

■回答数

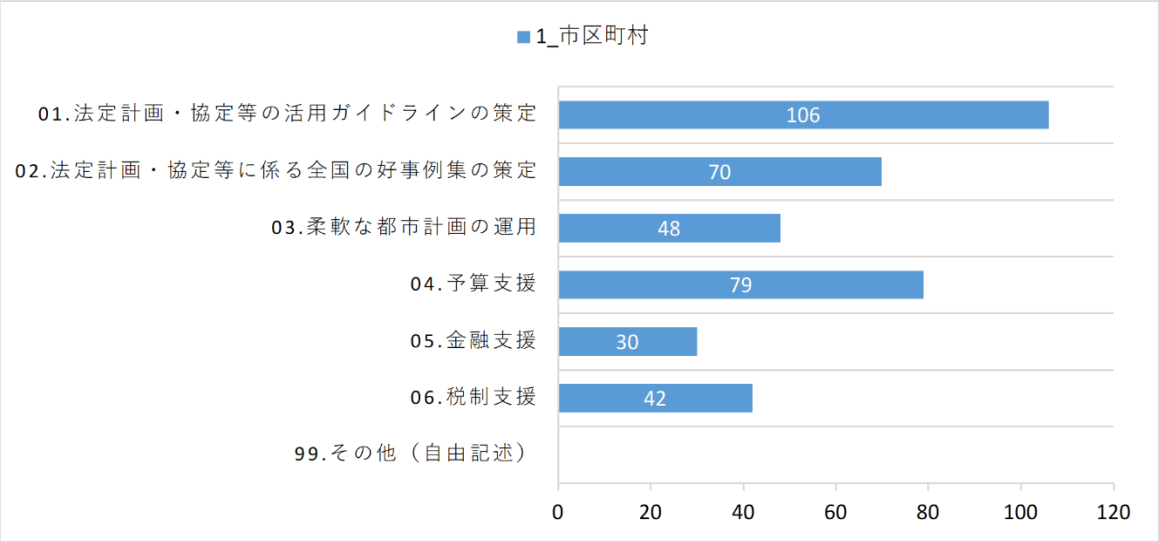
1_市区町村
01.法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
02.法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
03.柔軟な都市計画の運用
04.予算支援
05.金融支援
06.税制支援
99.その他（自由記述）
106
70
48
79
30
42
0
20
40
60
80
100
120

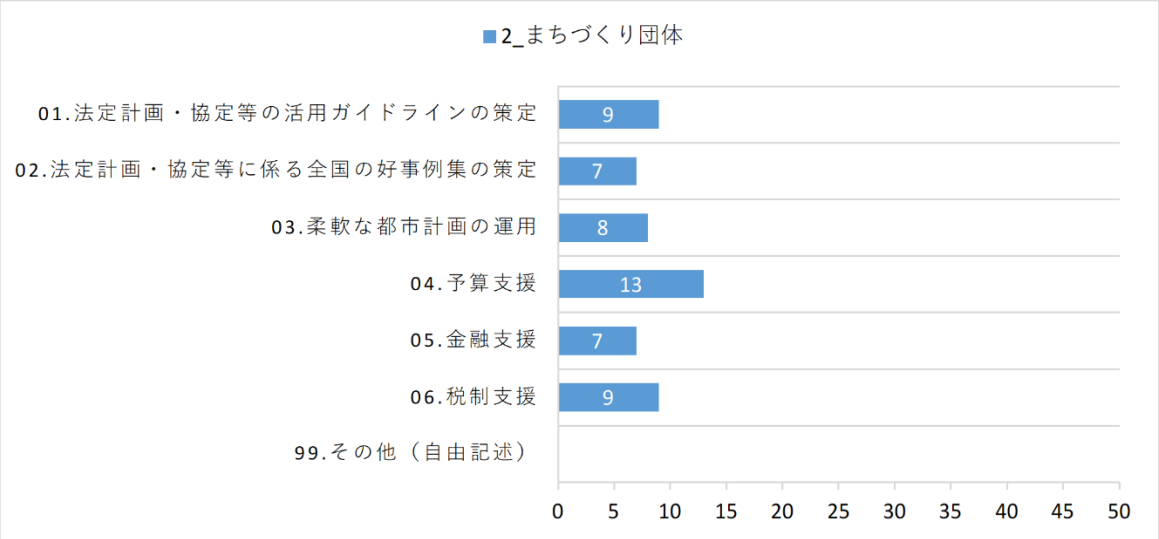
2_まちづくり団体
01.法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
02.法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
03.柔軟な都市計画の運用
04.予算支援
05.金融支援
06.税制支援
99.その他（自由記述）
9
7
8
13
7
9
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

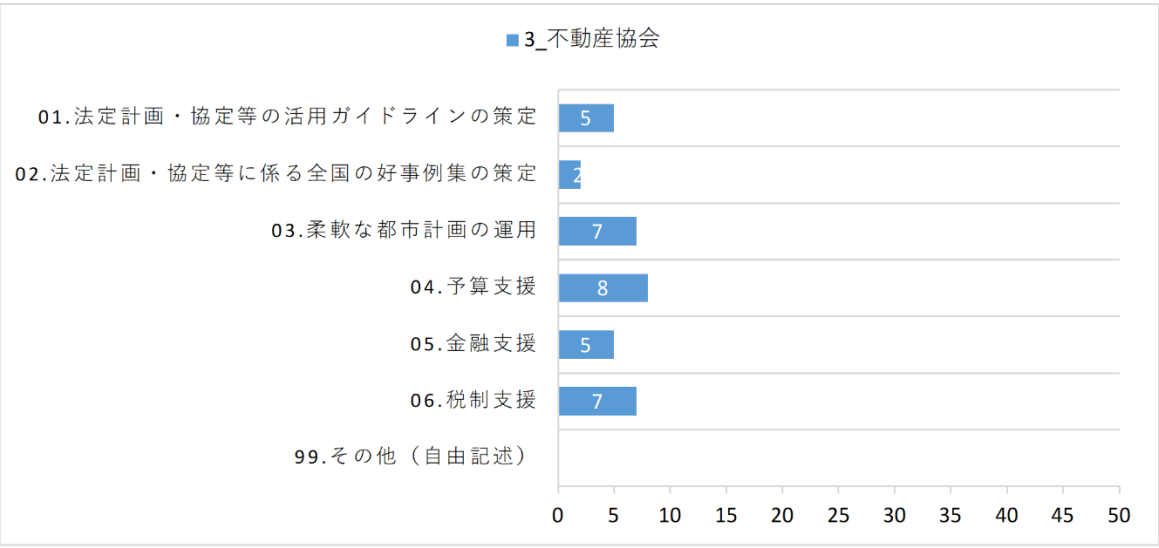
3_不動産協会
01.法定計画・協定等の活用ガイドラインの策定
02.法定計画・協定等に係る全国の好事例集の策定
03.柔軟な都市計画の運用
04.予算支援
05.金融支援
06.税制支援
99.その他（自由記述）
5
2
7
8
5
7
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(26) 管理や利活用に関する規定

管理や利活用に関する規定については、市区町村は「わからない」が最も多い(778 団体 71.9%)。まちづくり団体・不動産協会では、「規定を加えるべき」が最も多い(まちづくり団体 21 団体 50.0、不動産協会 12 団体 60%)。

■[市区町村・設問46][まちづくり団体・設問44][不動産協会・設問44]

都市アセットのうち、法定計画・協定等において、施設について定める場合、これまでは計画、整備に関する規定が主でしたが、新たに管理や利活用（空間の使い方や活動）に関する規定を加えることについて、どう思いますか。

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.規定を加えるべき	164(15.2%)	21(50.0%)	12(60.0%)
02.規定する必要はない（これまで通りでよい）	132(12.2%)	8(19.0%)	5(25.0%)
03.わからない	778(71.9%)	13(31.0%)	3(15.0%)
未回答	8(0.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

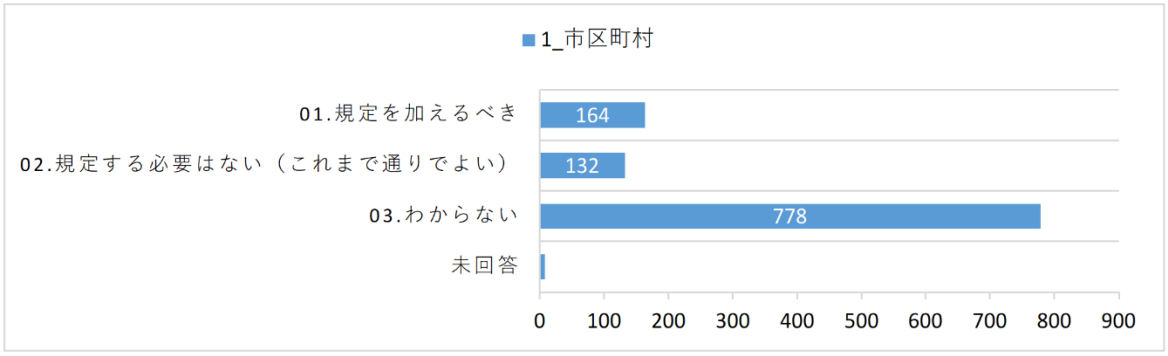
1_市区町村
01.規定を加えるべき
02.規定する必要はない（これまで通りでよい）
03.わからない
未回答
164
132
778
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900

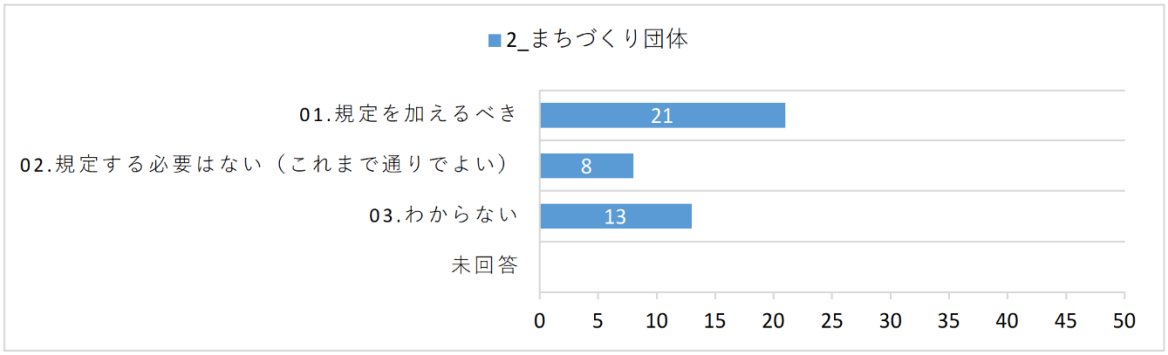
2_まちづくり団体
01.規定を加えるべき
02.規定する必要はない（これまで通りでよい）
03.わからない
未回答
21
8
13
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

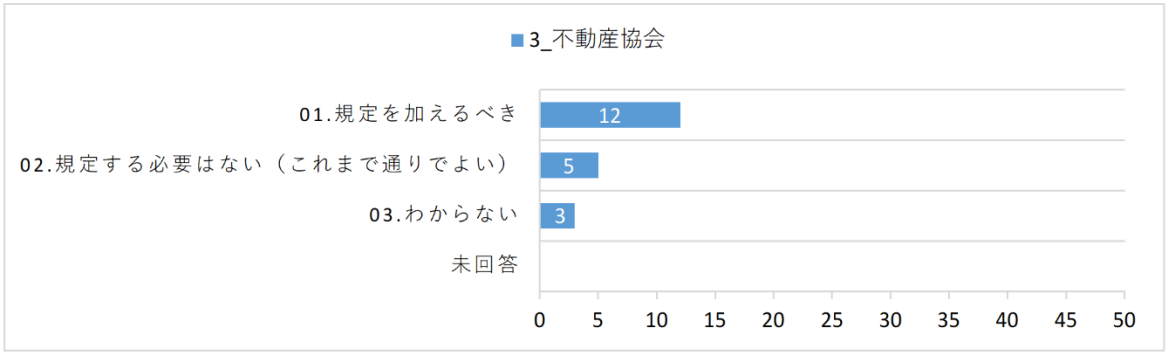
3_不動産協会
01.規定を加えるべき
02.規定する必要はない（これまで通りでよい）
03.わからない
未回答
12
5
3
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(27) 管理や利活用に関する規定の課題

規定に関する課題としては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会いずれも「計画、整備と同等の制限型の規定であると行政運用が厳しくなり、かえって利活用が進まない可能性がある」が最も多い(市区町村 112 団体 49.8%、まちづくり団体 19 団体 52.8%、不動産協会 11 団体 50.0%)。

■[市区町村・設問47][まちづくり団体・設問45][不動産協会・設問45]

[市区町村・設問46][まちづくり団体・設問44][不動産協会・設問44]
で規定を加えるべきと答えた場合、規定を加える場合の、法定計画・協定等の決定手続き及び運用にあたっての課題としてあてはまるものを選択してください。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.・計画、整備と同等の決定手続きが必要となると、手続き期間や手間が制度活用のネックとなる	110(48.9%)	16(44.4%)	7(31.8%)
02.・計画、整備と同等の制限型の規定であると行政運用が厳しくなり、かえって利活用が進まない可能性がある（計画、整備に関する規定は、行為制限に関するもの）	112(49.8%)	19(52.8%)	11(50.0%)
99.その他（自由記述）	3(1.3%)	1(2.8%)	4(18.2%)
合計	225(100.0%)	36(100.0%)	22(100.0%)

■回答数

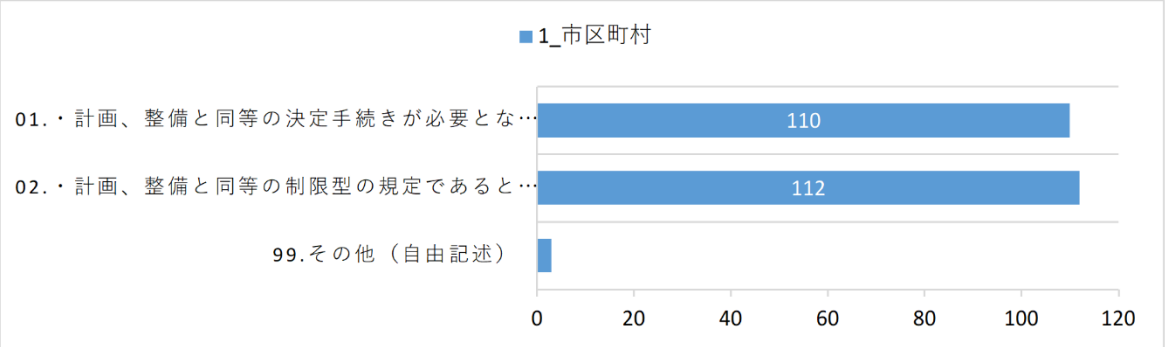
1_市区町村
01.・計画、整備と同等の決定手続きが必要とな…
02.・計画、整備と同等の制限型の規定であると…
99.その他（自由記述）
110
112
0
20
40
60
80
100
120

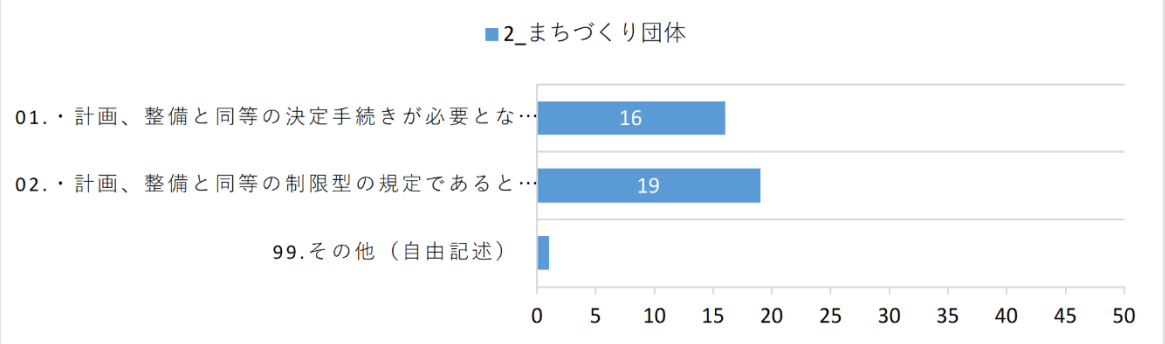
2_まちづくり団体
01.・計画、整備と同等の決定手続きが必要とな…
02.・計画、整備と同等の制限型の規定であると…
99.その他（自由記述）
16
19
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

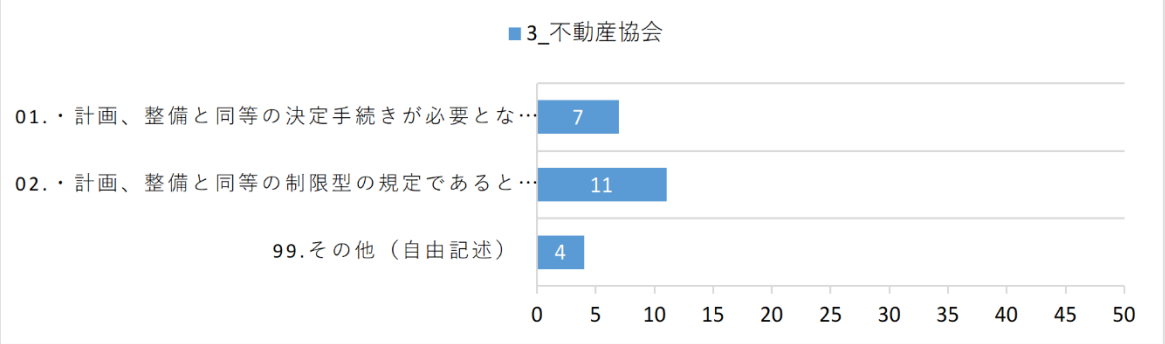
3_不動産協会
01.・計画、整備と同等の決定手続きが必要とな…
02.・計画、整備と同等の制限型の規定であると…
99.その他（自由記述）
7
11
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(28) ガバナンス規定の強化制度

カバナンス規定の強化制度について、市区町村では「わからない」が最も多い(849 団体 78.5%)。まちづくり団体・不動産協会は「必要である」が最も多い(まちづくり団体 20 団体 47.6%、不動産協会 16 団体 80.0%)。

■[市区町村・設問48][まちづくり団体・設問46][不動産協会・設問46]

まちづくり団体について、従来の活動範囲を広げるため、公的権限の付与とセットで、活動のリスク管理や信用力、資金回収力の強化を図るためガバナンス規定を強化することが考えられます。特に、デジタル技術を活用した取組みの推進にあたっては、エリアの中間支援組織であるまちづくり団体が、データのエリア循環の仕組み、具体的には、データ連携基盤の整備やデータの収集等のエリアで集めたデータを、関係者合意の元、エリアの多様な活動に還元する仕組みを整備することが考えられます。
これまでの都市再生推進法人の制度に加え、公的権限付与（行政が保有するエリアの個人情報等のデータの取り扱い権限など）とガバナンス規定の強化を図るための新たな制度を創設することについて、どう思いますか。

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.必要である。	193(17.8%)	20(47.6%)	16(80.0%)
02.不要である。	29(2.7%)	5(11.9%)	0(0.0%)
03.わからない。	849(78.5%)	17(40.5%)	4(20.0%)
未回答	11(1.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	42(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

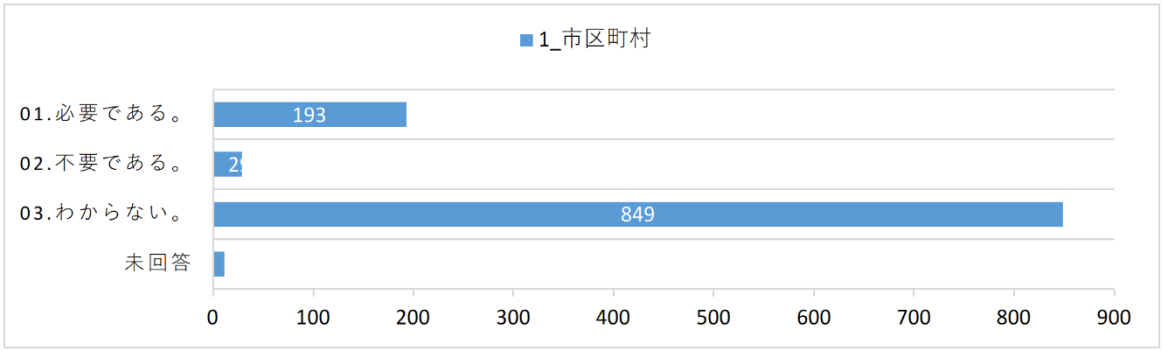
1_市区町村
01.必要である。
02.不要である。
03.わからない。
未回答
193
2
849
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900

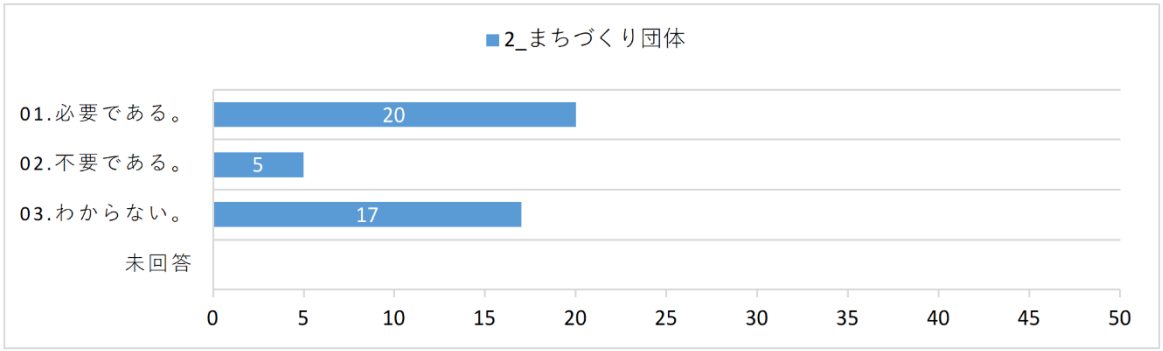
2_まちづくり団体
01.必要である。
02.不要である。
03.わからない。
未回答
20
5
17
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

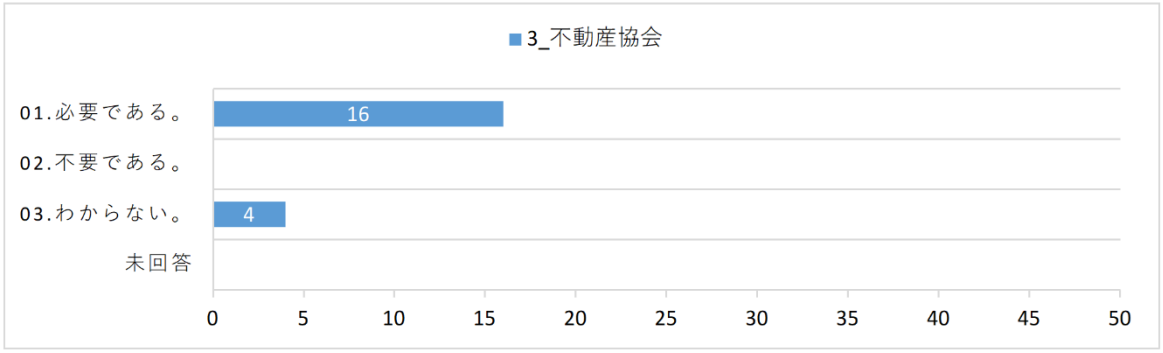
3_不動産協会
01.必要である。
02.不要である。
03.わからない。
未回答
16
4
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(29) 利活用による効果への期待

都市アセットの利活用に対する期待は、市区町村では「エリア内の人々の活動の多様化・活発化が最も多い(880 団体 22.7%)。まちづくり団体では「エリア外からの来訪者の増加」が最も多い(37 団体 13.4%)。不動産協会では「エリア内の人々の活動の多様化・活発化」「エリア外からの来訪者の増加」「まちのブランドイメージの向上」「エリア滞在者の QOL の向上」が多い(19 団体 12.1%)。

■[市区町村・設問49][まちづくり団体・設問47][不動産協会・設問47]

都市アセットの利活用によるエリアに対する効果について、どのようなものが期待されますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化	880(22.7%)	36(13.0%)	19(12.1%)
02.エリア外からの来訪者の増加	766(19.8%)	37(13.4%)	19(12.1%)
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化	282(7.3%)	27(9.7%)	18(11.5%)
04.まちのブランドイメージの向上	516(13.3%)	36(13.0%)	19(12.1%)
05.継続的な利活用による地価の上昇	246(6.4%)	28(10.1%)	16(10.2%)
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、経済発展	213(5.5%)	23(8.3%)	16(10.2%)
07.エリア滞在者のQOLの向上	301(7.8%)	36(13.0%)	19(12.1%)
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成	476(12.3%)	31(11.2%)	18(11.5%)
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成	187(4.8%)	23(8.3%)	13(8.3%)
99.その他（自由記述）	4(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	3,871(100.0%)	277(100.0%)	157(100.0%)

■回答数

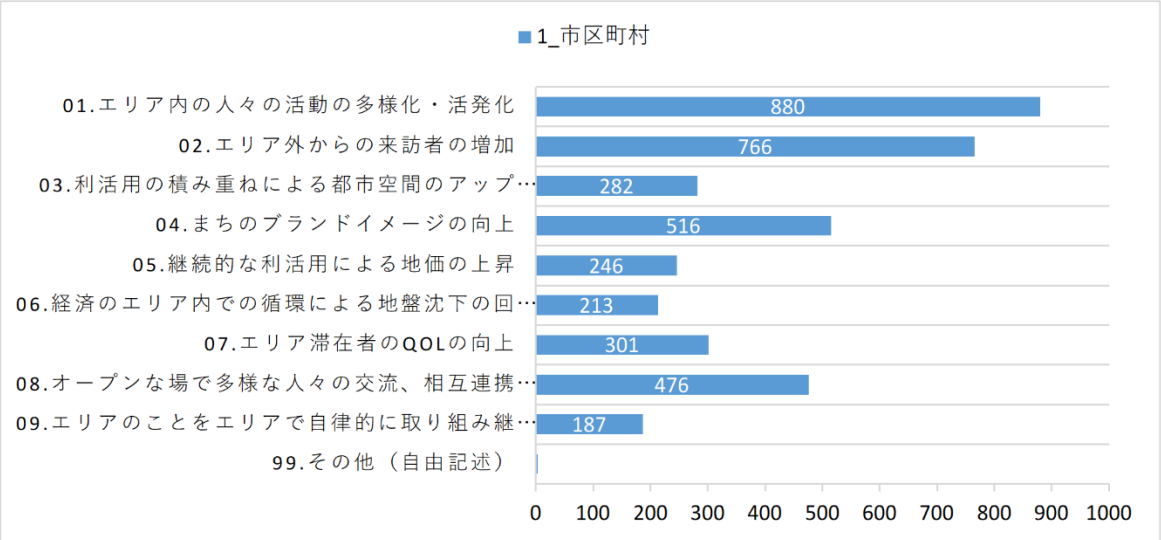
1_市区町村
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
880
766
282
516
246
213
301
476
187
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

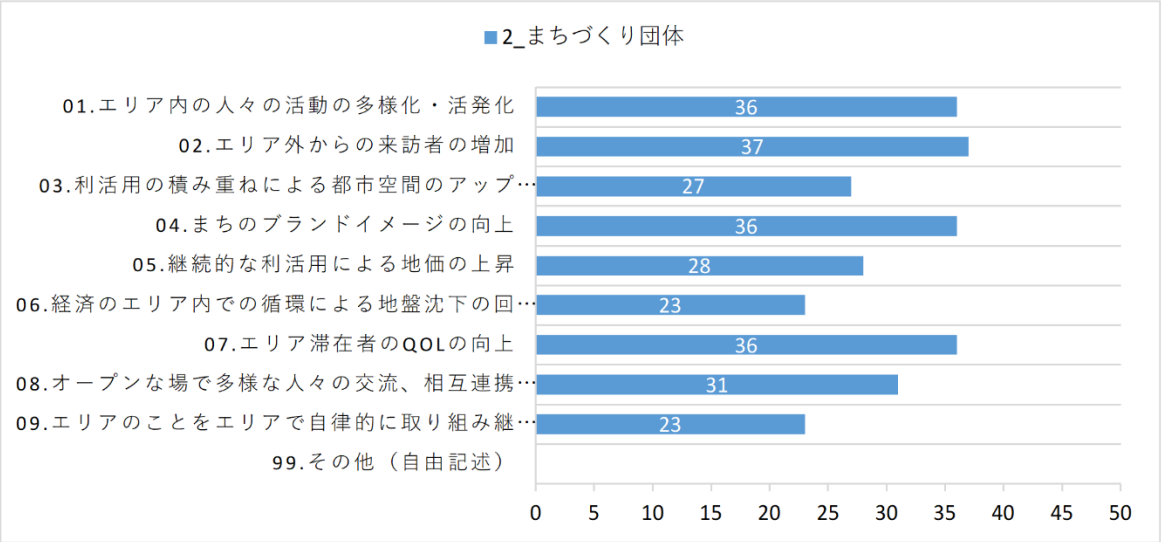
2_まちづくり団体
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
36
37
27
36
28
23
36
31
23
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

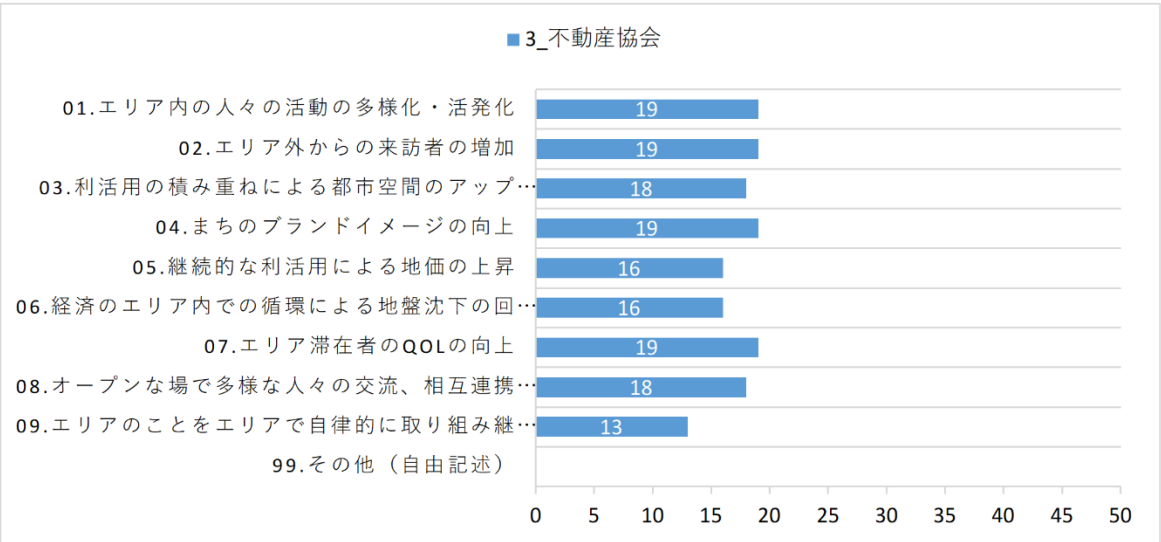
3_不動産協会
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
19
19
18
19
16
16
19
18
13
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

(30) 利活用による効果

発現された効果としては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「エリア内の人々の活動の多様化・活発化」が最も多い(市区町村 228 団体 32.9%、まちづくり団体 26 団体 19.1%、不動産協会 12 団体 19.0%)。

■[市区町村・設問50][まちづくり団体・設問48][不動産協会・設問48]

実際の都市アセットの利活用を行ったことがある場合、主にどのような効果がみられますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化	228(32.9%)	26(19.1%)	12(19.0%)
02.エリア外からの来訪者の増加	159(23.0%)	21(15.4%)	9(14.3%)
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップデートの加速化	17(2.5%)	10(7.4%)	3(4.8%)
04.まちのブランドイメージの向上	74(10.7%)	19(14.0%)	10(15.9%)
05.継続的な利活用による地価の上昇	16(2.3%)	10(7.4%)	4(6.3%)
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回避、発展	11(1.6%)	8(5.9%)	3(4.8%)
07.エリア滞在者のQOLの向上	59(8.5%)	14(10.3%)	7(11.1%)
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携が進む豊かなコミュニティ環境の形成	75(10.8%)	19(14.0%)	9(14.3%)
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継続・発展させるエコシステムの形成	26(3.8%)	9(6.6%)	5(7.9%)
99.その他（自由記述）	27(3.9%)	0(0.0%)	1(1.6%)
合計	692(100.0%)	136(100.0%)	63(100.0%)

■回答数

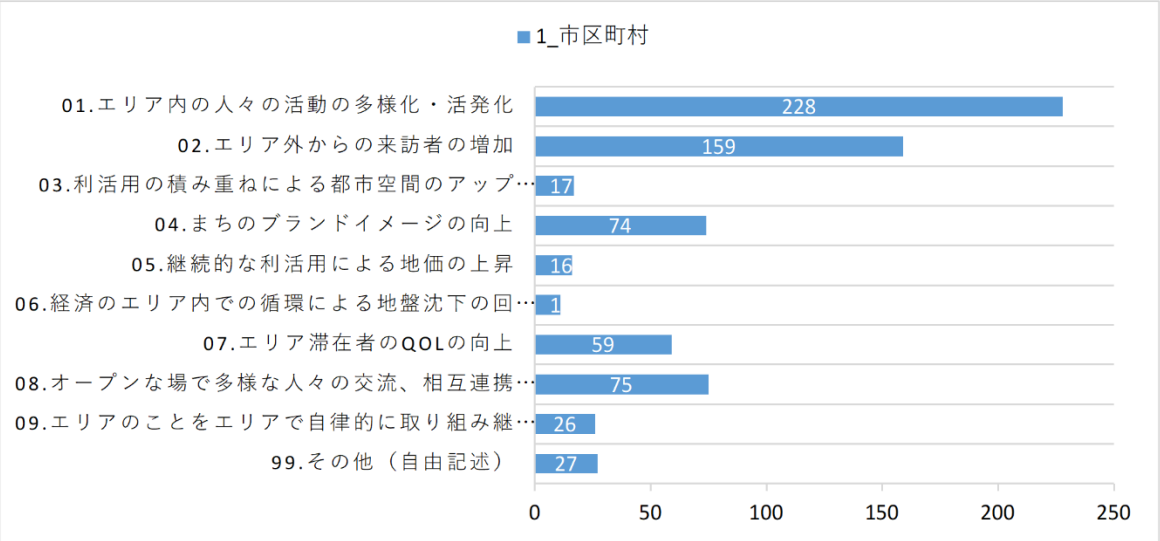
1_市区町村
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
228
159
17
74
16
1
59
75
26
27
0
50
100
150
200
250

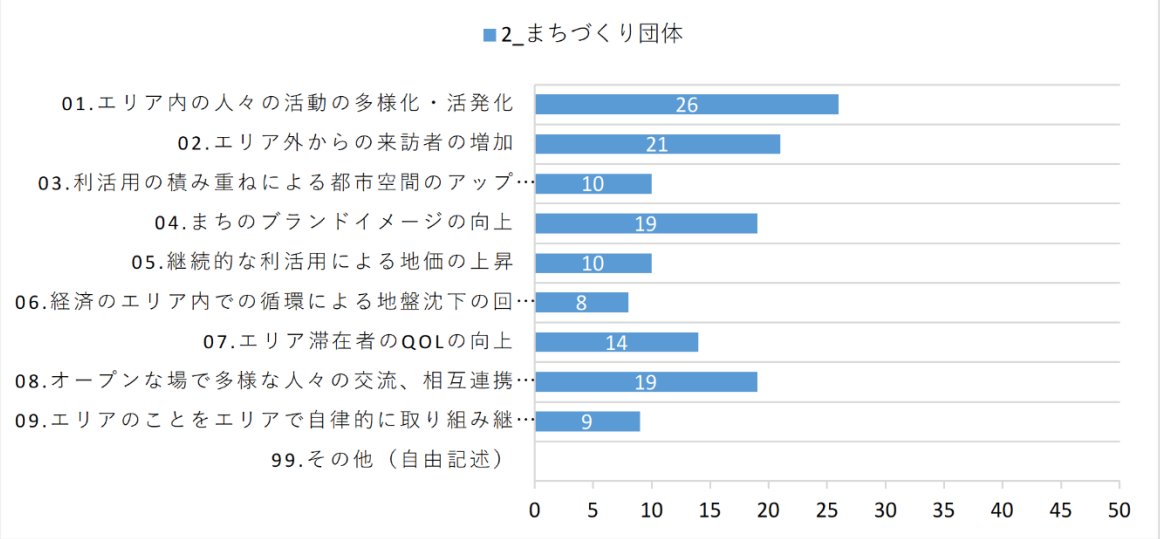
2_まちづくり団体
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
26
21
10
19
10
8
14
19
9
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

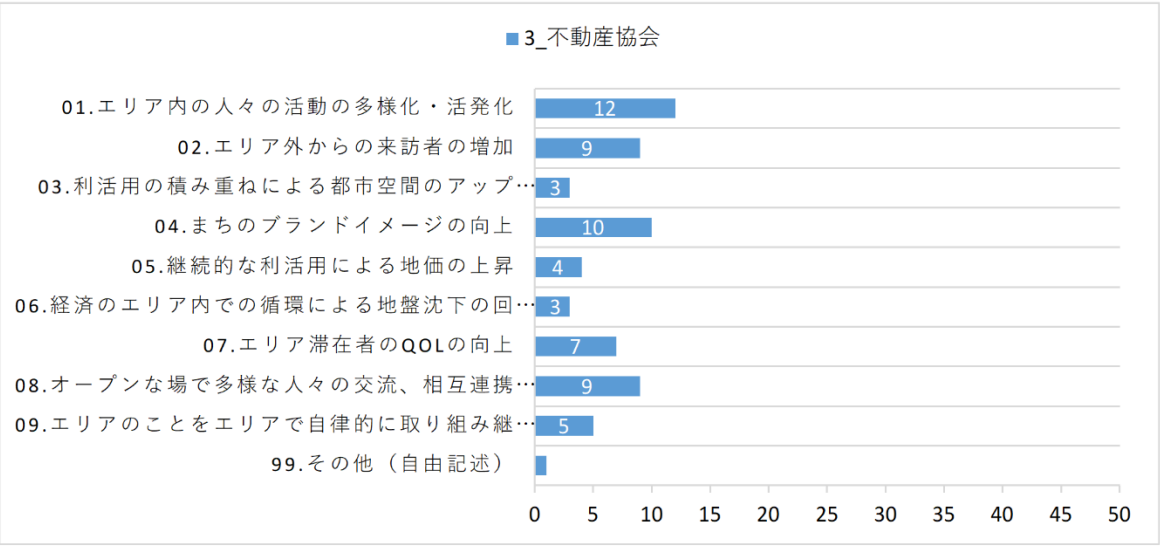
3_不動産協会
01.エリア内の人々の活動の多様化・活発化
02.エリア外からの来訪者の増加
03.利活用の積み重ねによる都市空間のアップ…
04.まちのブランドイメージの向上
05.継続的な利活用による地価の上昇
06.経済のエリア内での循環による地盤沈下の回…
07.エリア滞在者のQOLの向上
08.オープンな場で多様な人々の交流、相互連携…
09.エリアのことをエリアで自律的に取り組み継…
99.その他（自由記述）
12
9
3
10
4
3
7
9
5
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(31) 効果分析の内容

効果分析の内容については、市区町村 18 団体、まちづくり団体 7 団体、不動産協会 6 団体から回答があった。いずれも「来街者へのアンケート調査」「イベント参加者」などが多い。

■[市区町村・設問51][まちづくり団体・設問49][不動産協会・設問49]

[市区町村・設問50][まちづくり団体・設問48][不動産協会・設問48]
で具体的に効果分析を行った場合、その内容について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

■回答 n=31

No	団体分類	ID	回答
1	1	79	R1,3と道路空間を活用した社会実験を2回実施した。 第１回　https://www.city.iyo.lg.jp/toshijyutaku/syakaizikken.html 第２回　https://www.city.iyo.lg.jp/toshijyutaku/osanpopurozyekuto.html
2	1	256	エリア外からの来訪者が増加することにより，都市における新しいニーズが生まれる。
3	1	390	都市アセットの利活用を含む社会実験を実施した際の来場者アンケートから分析するに、守口市内からの来場者より、市外からの来場者の方が多い傾向があり、社会実験を実施する前と後のエリアイメージを比較すると、「非常に良い」の評価の割合が上昇傾向にあった。
4	1	455	駅前広場の活用（フリーマーケットの出店）など
5	1	505	都市再生整備計画事業事後評価 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/visuf8000000mzme.html
6	1	643	広場空間のハード整備に加え、指定管理者（エリアマネジメント組織）による広場の運営管理が始まり、イベント開催数などが従前よりも増加している。（具体な数値については集計していない）。
7	1	668	弘前市HP：ウォーカブル推進都市 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/hirosaki_walkable.html
8	1	714	R3年度、公共用地を利活用した社会実験を行ったが、コロナウイルス感染症の影響により事業を繰り越したため、効果分析資料は未完。令和４年８月頃目途に取りまとめ予定。 https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=61ad9b4acb31cb20101d74ac
9	1	732	目視による体感や、町の人たちの声から。
10	1	735	アクティビティの多様化が見られた。→　HP参照 コミュニティ環境づくり　→　定量的効果までは未確認 https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/toshinseibi/chibatoshinwalkable.html
11	1	791	令和元年度のプロモート事業における経済波及効果（B／C）は、目標値3倍に対し、8倍以上の費用対効果があった。また、エリア活性化事業は、来場者の目標値10,000人に対し、15,000人が来場した。 令和2年度の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響により大規模な集客が難しい中、一定の効果を上げることができた。プロモート事業は、来場者の目標値10,000人に対し、12,350人が来場し、エリア活性化事業は、イベントを縮小開催したにも関わらず、経済波及効果（B／C）の目標値3倍を概ね達成した。
12	1	827	都市アセットの公共投資に呼応する形で周辺の町が連携した7町連合・広域連合という組織が生まれ、地域と民間事業者の融和やマッチング支援事業、福祉や防災の取組など自治再編の動きが進んでいる。
13	1	848	燕市燕地区において、老朽化が進んでいた危険な空き家（店舗）を解体し、インターンシップ制を受け入れる施設を建設しました。
14	1	865	シェアサイクル シェアサイクル利用者は増加傾向にあり，満足度も高い状況にある。シェアサイクルは市民の移動に資する手段であり，鉄道・バス等の補完的な手段，地域の発展等にもつながっている状況にあると言える。
15	1	1102	・平日はオフィスワーカーの憩い、休日は家族連れによる賑わいなど道路空間の活用、まちなかの滞留、回遊機会が増大 ・SNSによる市民周知の拡大
16	1	1104	年配の方々を中心に人々の交流回数が増加した。
17	1	1124	駅前広場（観光協会管理）、町営駐車場、旧小学校（現：地区公民館）等を活用しイベントなどを実施。ただし、効果分析がメインでは無く、町の情報発信や、町の賑わい創出の一環としている。
18	1	1186	商業ビル前方スペースにおける社会実験（イス、テーブル等の設置）
19	2	1	①道路占用許可の特例を活用した歩道空間利用のマーケットにおけるアンケート調査
20	2	15	道路空間再編事業とあわせて、利活用を実施し、その効果を検証。 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000525987.html https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000559629.html

No	団体分類	ID	回答
21	2	21	公開空地や道路上でのイベント開催時における交通量調査、アンケート調査　等
22	2	24	壁面後退空間での道路空間活用可視化実証実験（イベント/御堂筋グランピング） https://www.midosuji.biz/topics/7581
23	2	31	丸の内ストリートパーク、スマートシティモデルプロジェクト関連 https://www.tokyo-omy-council.jp/topics/ https://www.tokyo-omy-w.jp/news-topics
24	2	32	丸の内ストリートパーク https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec210726_marunouchi_street_park.pdf
25	2	39	・来街者へのアンケート調査
26	3	1	https://www.daiwahouse.com/about/community/case/
27	3	3	・来街者へのアンケート調査
28	3	5	令和2年夏に、企業在勤者を対象にした、八重洲・日本橋・京橋エリアの知覚品質についてアンケート、分析を実施。働きたい街であるか、イノベーティブな企業が集まる街であるか、街にどのような魅力があるか、などについて結果を得た。 また、効果分析についてはこれからであるが、令和2年度東京都のイノベーション・エコシステム形成促進支援事業の「認定地域別協議会」の認定を受けており、国内外のスタートアップ等、多様なプレイヤーを呼び寄せ、既存企業を含む相互の連携を促すことで、イノベーションが自律的・持続的に生じる本エリア独自のエコシステムの形成・発展に貢献する。 https://pdf.irpocket.com/C8804/PLDE/qMRv/L4ap.pdf さらに、東京駅前エリアの団体・企業と連携した、傘のシェアリングサービス「アイカサ」の導入を行っており、東京駅周辺エリアで、エコで便利な都市として将来を見据えた、進化し続けるまちづくりに取り組んでいる。 http://pdf.irpocket.com/C8804/kAZq/aaJG/vKwS.pdf
29	3	9	・イベント参加者数（来街者増） ・広告換算値（エリアのブランドイメージ増）
30	3	11	御堂筋において、壁面後退空間での道路空間活用可視化実証実験（御堂筋グランピング） https://www.midosuji.biz/topics/7581
31	3	15	ポスト・コロナ時代における新たな丸の内仲通りのあり方を 4 つの観点で検証 社会実験「Marunouchi Street Park 2021 Summer」実施 https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec210726_marunouchi_street_park.pdf

(32) 効果を高める取り組み

効果を高める取り組みとしては、市区町村・まちづくり団体・不動産協会とも「官民の都市アセットのハード空間の質を、より一層高めることで利用者の満足度の向上」が最も多い(市区町村 622 団体 34.9%、まちづくり団体 28 団体 23.7%、不動産協会 16 団体 22.9%)。

■[市区町村・設問52][まちづくり団体・設問50][不動産協会・設問50]

都市アセットの利活用による効果を高めるための工夫として、どのような取り組みが考えられますか。（複数選択可）

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	2_まちづくり団体	3_不動産協会
01.官民の都市アセットのハード空間の質を、より一層高めることで、利用者の満足度の向上	622(34.9%)	28(23.7%)	16(22.9%)
02.エリアのあらゆる種類の資源・データを活用した様々な都市サービスを提供することで、より多様な活動の場を提供（例えば、サードプレイス、セカンド・セカンドプレイス（サードプレイスのセカンドプレイス化）、フォースプレイス（SNS等のサイバー空間）など）	318(17.9%)	26(22.0%)	14(20.0%)
03.官民の都市アセットを個別にではなく一体で、同時に利活用することで、エリア全体への波及効果を最大化	430(24.2%)	25(21.2%)	16(22.9%)
04.技術発展により大量化・即時化・高精細化するデータを積極的に活用することで、都市アセットの整備、管理の内容の効率化・最適化・収益化と合わせて、市民一人ひとりのニーズにリーチするサービスの実現	219(12.3%)	15(12.7%)	13(18.6%)
05.利活用にあたってのステイクホルダー間での共通ルールを設定することで、実効性のある連携体制を構築。	172(9.7%)	22(18.6%)	11(15.7%)
99.その他（自由記述）	19(1.1%)	2(1.7%)	0(0.0%)
合計	1,780(100.0%)	118(100.0%)	70(100.0%)

■回答数

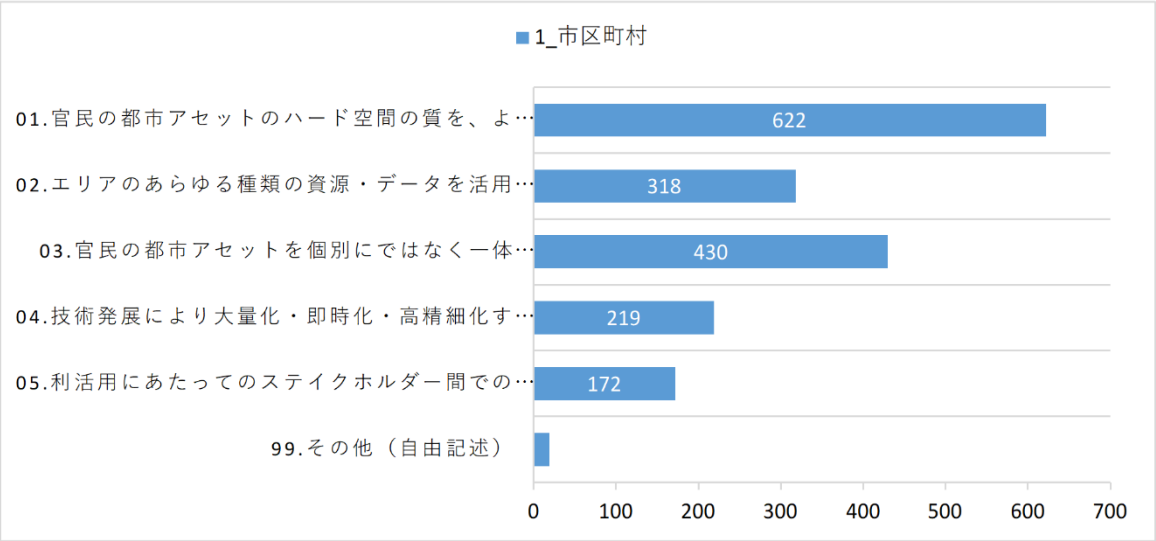
1_市区町村
01.官民の都市アセットのハード空間の質を、よ…
622
02.エリアのあらゆる種類の資源・データを活用…
318
03.官民の都市アセットを個別にではなく一体…
430
04.技術発展により大量化・即時化・高精細化す…
219
05.利活用にあたってのステイクホルダー間での…
172
99.その他（自由記述）
0
100
200
300
400
500
600
700

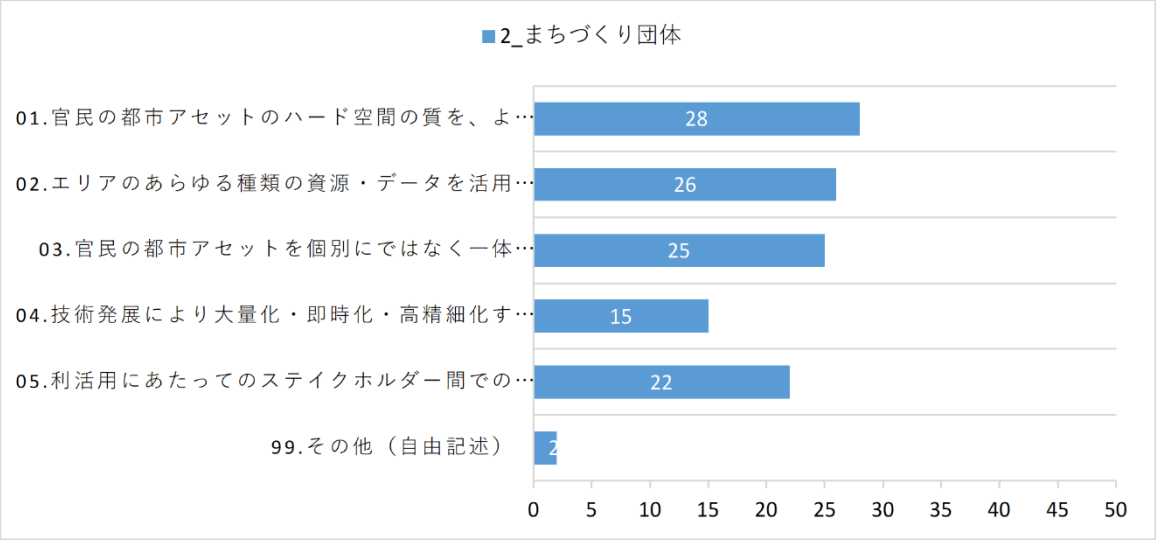
2_まちづくり団体
01.官民の都市アセットのハード空間の質を、よ…
28
02.エリアのあらゆる種類の資源・データを活用…
26
03.官民の都市アセットを個別にではなく一体…
25
04.技術発展により大量化・即時化・高精細化す…
15
05.利活用にあたってのステイクホルダー間での…
22
99.その他（自由記述）
2
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

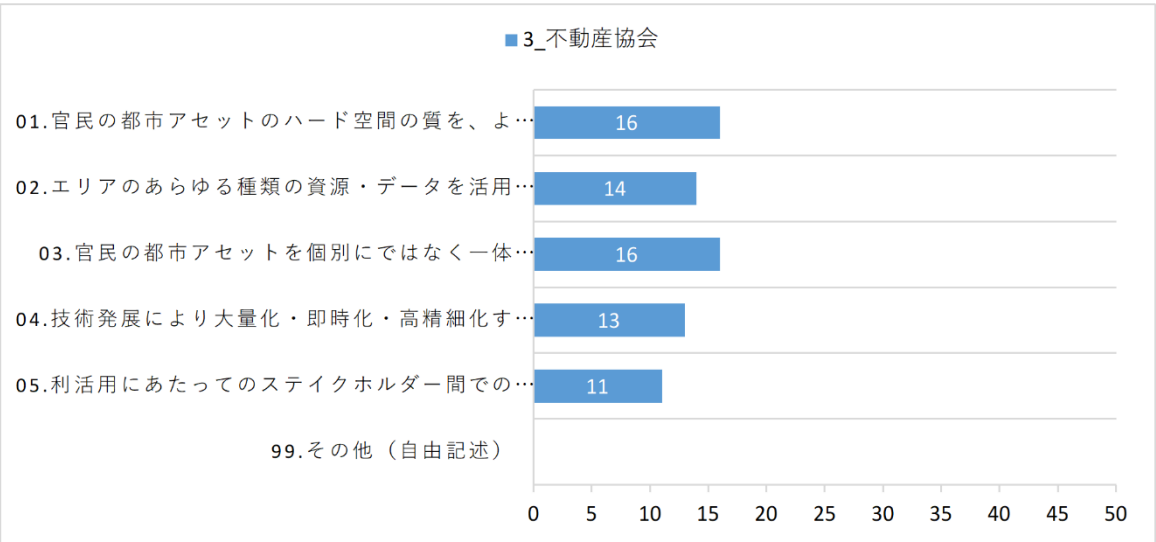
3_不動産協会
01.官民の都市アセットのハード空間の質を、よ…
16
02.エリアのあらゆる種類の資源・データを活用…
14
03.官民の都市アセットを個別にではなく一体…
16
04.技術発展により大量化・即時化・高精細化す…
13
05.利活用にあたってのステイクホルダー間での…
11
99.その他（自由記述）
0
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

(33) 交流・連携の取組み

大都市と地方都市の交流・連携の取組の状況としては、市区町村では「特に取り組んでいない」が最も多い(725 団体 67.0%)。不動産協会では「取組を既に進めている」「特に取り組んでいない」が多くなっている(9 団体 45.0%)。

■[市区町村・設問53][不動産協会・設問51]

「デジタル田園都市国家構想」の実現に関して、地域課題の解決やイノベーションの創出に向けた、大都市と地方都市との交流・連携の取組（首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備等）について、当てはまるものを選択してください。

■回答数・回答割合

回答	1_市区町村	3_不動産協会
01.取組を既に進めている。	101(9.3%)	9(45.0%)
02.検討を進めている。	78(7.2%)	2(10.0%)
03.特に取り組んでいない。	725(67.0%)	9(45.0%)
04.取り組む意向はない。	173(16.0%)	0(0.0%)
未回答	5(0.5%)	0(0.0%)
合計	1,082(100.0%)	20(100.0%)

■回答数

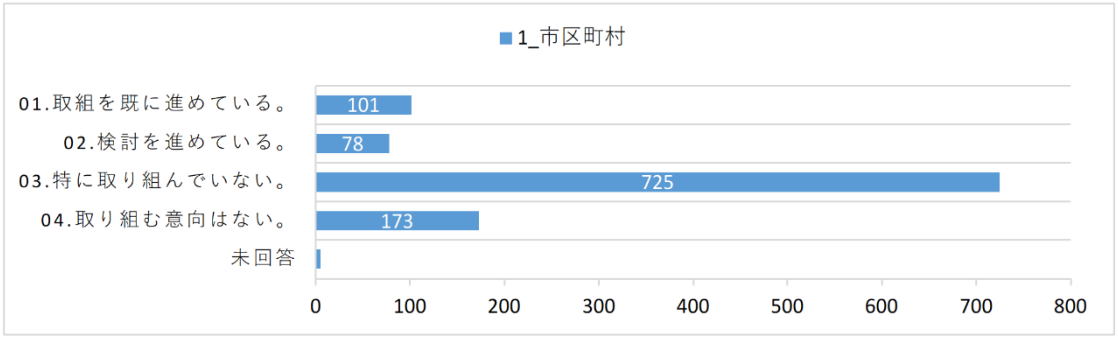

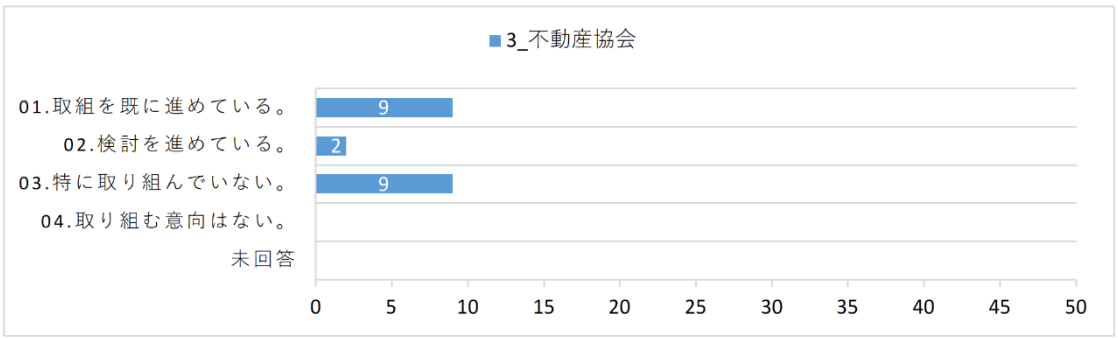

(34) 取組みの具体的内容

取組みの具体的内容については、市区町村 137 団体、不動産協会 9 団体から回答があった。いずれも「テレワーク関連(テレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス、コワーキングスペース等)」が多い。

■[市区町村・設問54][不動産協会・設問52]

[市区町村・設問53][不動産協会・設問51] で「取組を既に進めている」又は「検討を進めている」とご回答された場合、その内容について具体的に教えてください。（自由記述） WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

■回答 n=146

No	団体分類	ID	回答
1	1	10	テレワーク施設の整備
2	1	26	ワーケーション施設の設置 https://bingo-fuchu.jp/magazine/work/1620
3	1	38	温泉施設に併設した自然体験を行う組織が運営を行うコワーキング施設の開設
4	1	53	コワーキング施設の設置
5	1	55	アグリテックバレー構想を立ち上げ、サテライトオフィスの整備を行っている。
6	1	57	サテライトオフィス・コワーキングスペースの整備
7	1	62	テレワーク施設の整備
8	1	76	コワーキング施設整備を進めている。
9	1	78	民間の取り組みが進んでいる。 （スコラ）https://scolaboration.jimdofree.com/ （ワーク・ジョイ）https://work-joy.jp/ （コト）https://coto-hub.com/
10	1	87	名取駅東地区にぎわい再生計画の策定を進めており、その中で検討している。
11	1	104	試験的なものに近いが、テレワーク施設や宿泊事業者によるワーケションの取り組みを進めている
12	1	120	テレワーク施設の整備
13	1	148	ふるさとテレワーク推進事業で整備した「ながぬまホワイトベース」（民設民営）のテレワーク・コワーキングスペースがあります。 https://naganuma-kanko.com/spot/449/ https://www.masuken619.com/blank https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/C/u-Land/20190409.html https://www.chisou.go.jp/chitele/shisaku/office/15.html
14	1	171	DXの推進、民間によるテレワーク拠点の開設　等
15	1	196	公共施設跡地を活用し、サテライトオフィスの誘致を行った。 （伊豆市ホームページ） http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail009267.html?msclkid=1bee009cb6d311ec8b033ff5b2be668e
16	1	198	コワーキング拠点の可能性について、ヒアリングを行っている。
17	1	206	テレワーク拠点開設支援補助事業(1,800千円)をR4年度中に事業化予定
18	1	215	ワーケーションを推進する企業の団体と包括連携協定を結び関係人口の増加や社会問題解決に向けて取り組みを行うことを検討している。
19	1	216	市の最上位計画に「デジタル田園都市構想の推進」を掲げ、各種取組の重点化を図ることとしている。
20	1	227	テレワーク交付金を活用した整備
21	1	237	・母子健康手帳アプリを活用した子育て支援サービスの拡大 ・救急医療画像遠隔連携システム整備
22	1	239	新松田駅前広場整備事業
23	1	242	ナカガワのナカガワ(下高井戸 サテライトスペース) 都市圏のお客様に、北海道中川町の観光・イベントの概要を紹介し、産業の振興と雇用の創出、特産品開発・販路開拓・ふるさと納税のきっかけとなる場所を創出することが目的です。 https://nakagawa-no-nakagawa.jp/satellite/
24	1	254	浜松市テレワーク促進拠点整備事業補助金 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/koho/koho/hodohappyo/2021/4/1903.html

No	団体分類	ID	回答
25	1	262	「平成30年度予算ふるさとテレワーク推進事業」市内の遊休施設を再利用してテレワークオフィスを整備し、都心へ約1時間で移動可能という地理的優位性を発揮して、「ひと」と「しごと」の新たな流れを生み出すとともに、テレワーカー育成事業を併せて実施した。 https://telework.soumu.go.jp/wp-content/uploads/2019/02/003_Tochigi_Tochigi.pdf
26	1	265	エリアコミュニティサービス（アプリ）など。検討中のため、現時点では共有できる資料がありません。
27	1	279	テレワーク拠点の整備、コワーキング施設
28	1	285	アフターMICEとしての利活用、テレワーク拠点等の整備について検討段階となる。
29	1	286	地域でお互いに助け合うことを目標としたマッチングシステムや社会資源（福祉サービスや地域活動等）の情報の見える化、地域活動ポイントのデジタル化を検討している。
30	1	307	テレワーク移住支援補助金交付制度 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/telework.htm 移住・就業支援金制度 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/shien.htm
31	1	313	シェアオフィス、コワーキングスペースの運営など
32	1	329	令和4年度「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」の採択を受け、民間運営施設の整備・運営を支援し、サテライトオフィスの誘致、将来的な移住定住の実現を目指していく。
33	1	336	和光市広沢複合施設「わぴあ」内コワーキングスペース「Wako Activity Room ONE MILE」 URL：https://wapia.jp/
34	1	337	テレワークやコワーキング施設の整備
35	1	342	デジタル窓口構築（スマート申請）、広報DX市ホームページ再構築（AIチャットボット）
36	1	350	コワーキング施設やテレワーク拠点の整備等についての検討を随時行っています。
37	1	366	都市部の企業が空き家・空き店舗を活用したサテライトオフィス整備に対する補助制度を検討している。
38	1	371	都市づくり情報プラットフォーム構築によるワンストップ窓口事業
39	1	385	市外企業のオフィス設置やテレワーク利用の促進を図るためのプロモーション活動を行い企業やテレワーカーの誘致を促進 https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/477498.html
40	1	398	コワーキングスペースの設置
41	1	399	既存施設の改修によるコワーキング施設整備（未整備であり現時点でWEB公表資料はなし）
42	1	400	R3年度　テレワーク施設整備 施設URL　yoroffice.jp
43	1	401	地方創生テレワーク交付金（総務省）を活用し、町内にテレワーク施設を2か所整備。 https://okhotsk.work/workcation-office/
44	1	430	市庁舎へのテレワークスペース設置。
45	1	431	https://33gaku.jp/
46	1	432	テレワーク拠点の整備
47	1	434	コワーキング施設の設置　※日経BP記事 http://project.nikkeibp.co.jp/hitomachi/atcl/column/00014/020700005/
48	1	437	サテライトオフィス開設事業補助金（6月補正にて新たな補助金を予定）
49	1	447	創業支援、サテライトオフィス、コワーキングスペース、移住相談窓口を備えた複合施設の設置。 https://www.city.naka.lg.jp/page/page007546.html
50	1	453	コニカミノルタ㈱と共同申請教育に係るデジタル化、学習支援クラウドサービス活用
51	1	460	市内にサテライトオフィスを設置した企業に補助金を出す事業を、令和4年度中に実施予定。
52	1	465	地域課題解決のため官民連携による取組みの検討を進めているが、具体的に公表できる段階にない。
53	1	478	首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点を整備（令和3年度）
54	1	480	コワーキングスペースやサテライトオフィスの設置、テレワークを実践できるよう施設等へのWi-Fi整備、公園緑地帯へのWi-Fi整備

No	団体分類	ID	回答
55	1	485	・市有形文化財に指定された築400年以上の屋敷「豪農屋敷」に、レンタル＆ワークスペース「HANARE」を設け、ワーケーションやテレワーク、二地域居住を推進している。 URL：https://oyama-nichiiki.jp/ ・小山駅西口徒歩3分の場所に、シェアオフィスや会議スペースとしても利用可能なコワーキングスペース「SEKEN」を開設。 URL：https://oyama-seken.com
56	1	493	現時点で具体的な取り組みに至っていませんが、当市で抱えている地域課題や行政課題に対しての課題解決として、デジタル田園都市構想推進交付金を受けて既に実行されている各種取り組み等を参考にし、具体的な取り組みとなるよう検討を行っています。
57	1	505	令和4年度にコワーキングスペースの確保に向けた予算を計上している。 URL なし
58	1	509	遊休施設をテレワークやワーケーションの拠点施設に改修 https://miyazu-city.note.jp/n/n3bacd19d32f4
59	1	517	デジタル技術を活用した市民サービス創出の研究開発拠点となる「地域DXセンター（仮称）」の整備を進めている。デジタル関連企業や大学研究機関らが入居する「知の集積地」を目指し、遠隔勤務できる企業の「サテライトオフィス」、オープンスペースの「コワーキング」、「交流・商業スペース」を想定している。
60	1	526	現在国と協議中
61	1	537	サテライトオフィスの整備とICTを活用した双方向型情報配信システムの導入。
62	1	539	空き公共施設にコワーキング施設の整備を検討している。
63	1	543	駅に隣接する再開発ビルにテレワーク拠点を整備 https://wly.jp/
64	1	544	サテライトオフィス等整備事業について検討中
65	1	546	まだ検討を始めた段階で具体的な内容はありません。
66	1	554	デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用し、天理市テレワークセンターの機能を拡充（企業向けお試しサテライトオフィスやコワーキングスペースの新設等）
67	1	562	デジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）を活用し、和歌山市内におけるテレワーク拠点の整備に努めている。
68	1	575	・豊かな自然環境、職住近接、上質な生活環境などの神戸の強みを活かしながら、将来的な移住や住み替えに繋げるため、市外の若者を主なターゲットとして、神戸でのお試し移住や就労体験の機会を創出しています。また、令和3年3月には六甲山上に宿泊も可能なビジネス交流拠点であるロコノマドを開設したほか、コワーキングスペース等の開設支援も進めています。 https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/sousei/kankeijinko.html https://rokkonomad.org/
69	1	577	葛城市移住支援金 ［URL］https://www.city.katsuragi.nara.jp/soshiki/kikakuseisakuka/18/6133.html →事故の意思により葛??城市を生活の本拠とする移住をし、テレワークにより移住元の業務を引き続き行う場合は、支援金を交付する。
70	1	595	テレワーク拠点として、「ワークテラス佐久」を整備。
71	1	604	千曲市では信州千曲観光局と協力して、ワーケション事業を実施しており、その中で、簡易的なMaaSの運用をしております。
72	1	606	サテライトオフィス誘致のため、地域課題と大都市の企業をマッチングさせるイベントに参加。
73	1	608	テレワーク拠点の整備
74	1	613	釧路市ワーケーションホームページ https://kushiro-workstyle.jp/
75	1	631	サテライトオフィス、コワーキングスペースを設置済。
76	1	639	・コワーキング施設の設置や、首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備 https://www.town.minowa.lg.jp/sangyo/sangyo0076.html http://minowa-yumemachilabo.jp/index.php/cafe/
77	1	647	コワーキング施設の設置 https://asahivalley.jp/satoyamaoffice/
78	1	663	企業誘致推進関係であるが、都市部のIT関連企業等と萩市との間で進出協定を締結し、サテライトオフィスを開設している。
79	1	664	実現可能な取組について検討しているところ。
80	1	673	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page008302.html
81	1	679	延岡市コワーキングスペース（延岡駅西口街区ビル）の設置。

No	団体分類	ID	回答
82	1	695	コワーキングスペースの整備（R3年度） サテライトオフィス進出検討企業とのマッチングイベントの参加（R3年度）
83	1	710	荒尾市　のあそびlodge（民間所有）をテレワーク拠点として活用検討 https://noasobilodge.com
84	1	713	2019年5月に、サテライトオフィス（計4室）をローカルイノベーション拠点施設内に開設 https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/sangyokanko/2228.html
85	1	714	民間企業の持つソリューションと地域課題をマッチングすることで地域課題の解決を目指す「オープンイノベーションプロジェクト」を実施している。 https://ichimira.jp/
86	1	723	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/0313/rn2ola000003ktd8.html
87	1	742	「fabbit宗像」の開設 URL: https://fabbit.co.jp/facility/munakata/
88	1	743	情報通信技術を活用した多様な働き方の推進と、新事業の創出や起業者の育成及び支援の促進等を図るため、佐倉市スマートオフィスプレイスを平成３１年４月に設置しています。 https://www.co-labo.shiteikanri-sakura.jp/
89	1	750	今年度からサテライトオフィス設置の取り組みを進めています。
90	1	756	検討着手段階であり、公表する資料などはまだ作成していない。
91	1	767	ワーケーションの誘致、本社機能の移転やシェアオフィスの設置支援等。
92	1	771	加賀市にイノベーションを次々と誘発し、革新技術を活用する産業人材や企業の集積を図るため、スタートアップ企業の事務所として、加賀市イノベーションセンターにインキュベーションルームをご用意しています。インキュベーションルームに入居を希望するスタートアップ企業を募集しています。次の(1)～(3)のいずれかで、ITやIoT等のテクノロジーを活用し地域活性化や地域産業の高度化に寄与すると認められるもの。 (1)法人化を目指す意欲のある個人または設立3年以内の法人 (2)新たな事業展開を行おうとする市内の中小企業 (3)市との連携協定等に基づくイノベーション関連施策を効果的に推進するために、サテライトオフィス等として活用しようとする市外の企業や団体 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/ijyu/1/8171.html
93	1	773	サテライトオフィスの活用を促進し、進出企業を支援することを通じて、 「企業コミュニティの情勢を図り、オープンイノベーション型新規事業」を創出する
94	1	793	既存施設を活用したコワーキングスペースの整備
95	1	796	テレワーク施設の設置、企業誘致、テレワークによる移住者への支援金、地域活性化企業人の登用
96	1	801	・既存施設をリノベーションすることにより、まちなかにコワーキングスペースを整備し、多様な人材が交流できる場を創出している。 ・お試しサテライトオフィス推進事業を実施。
97	1	806	地方創生テレワーク交付金により、テレワーク施設を整備した。 http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page
98	1	815	内容いついて未定であるが、今後検討していく予定である。
99	1	827	地方に誘致するためのおためしサテライトオフィスを設置した。 首都圏等でのイノベーション拠点として、WORK　STYLINGと契約（自治体初）し、サテライトオフィスを設置している。 （https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1551/100500/p021921.html）
100	1	837	NAGAOKA　WORKER URL：nagaoka-worker.jp
101	1	848	燕市の補助事業（イノベーション拠点施設開設支援事業）を活用した、シェアオフィス等の整備を推進。
102	1	852	情報関連企業等が利用できる賃貸オフィス「ソフト小村」を整備している。
103	1	854	都市企業にとって魅力を感じてもらえる環境のサテライトオフィス整備による企業誘致の取組み。 URL:https://www.city.bungotakada.oita.jp/page/page_05896.html
104	1	866	NINNO（ニーノ）：地域内外の交流を促進するプラットフォームとしての新潟県ITイノベーション拠点
105	1	869	コワーキングスペース・コクリエーションスペースの設置
106	1	1001	・民間からCOD（最高デジタル責任者）を登用する予定 ・テレワーク施設を活用した地域交流型イベントを開催する予定
107	1	1003	平成28年度から中心商店街に「サテライトオフィス北見」（現KITAMI　BASE）を整備し、テレワーク環境のPRや地元ICT人材の育成などに取り組んできており、既に首都圏のIT企業3社がサテライトオフィスを開設している。 https://kitamibase.hatarabu-kitami.com

No	団体分類	ID	回答
108	1	1004	地域資源を活かしたワーケーションを進めるため、市内施設へワーキングスペースの設置を検討している。
109	1	1007	具体的な内容までは詰めていない（必要性を感じている程度）
110	1	1012	ワーケーション、テレワーク拠点の整備
111	1	1025	ワーケーションの受入、テレワーク拠点の整備
112	1	1027	テレワーク拠点の整備
113	1	1040	つくば中心市街地まちづくり戦略 https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/machinami/machidukuri/1011859.html
114	1	1049	https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/kougyou/p007929.html
115	1	1074	テレワーク拠点整備
116	1	1075	・新しい働き方の推進拠点の整備を検討中 ・ビジネスプロモーション拠点を都内に設置（令和3年6月から）
117	1	1078	コワーキング施設の設置を令和3年度に実施。都市住民と地域住民らが交流し起業したり、新たな事業を考えたりする拠点整備のほか、ソフト面の活動を令和4年度より進めている
118	1	1080	まちなかでのテレワークステーションの整備
119	1	1081	空き店舗を活用したテレワーク施設（R4デジ田採択済み）
120	1	1083	民間事業者によるコワーキングスペースの設置や、市主体によるワーケーション施設の整備を進めている。
121	1	1102	越廼サテライトオフィス
122	1	1115	テレワーク拠点施設の整備について、検討・協議を進めている。 詳細については、未定。
123	1	1119	デジタル田園都市国家構想補助金を活用し，令和4年度に既存の公共施設を改修し，滞在型のサテライトオフィスを整備し，都市部から企業の進出を支援する予定。
124	1	1123	母子健康手帳アプリ（母子モ）を活用した子育て支店のデジタル化
125	1	1125	閉校となった小学校校舎をリノベーションし、サテライトオフィスに生まれ変わった。令和4年3月に開設し、現在入居者を募集中。（https://hinomisaki-so.jp/）
126	1	1126	①民間企業のコワーキングスペース開設支援助成金の交付（イニシャル支援は、R3年度まで） https://www.hh-iju.jp/iju/work/coworking/ ②市外企業を対象としたサテライトオフィス開設の助成金の交付 https://hh-yasashiimiraitoshi.jp/business_archive/business02 ③都会の企業を対象としたお試しワーケーション事業 https://liginc.co.jp/574762 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000028.000033889.html
127	1	1132	シェアオフィスやコワーキング施設の整備
128	1	1137	廃校を活用した地方側でのテレワーク拠点の整備
129	1	1141	サテライトオフィスの活用を促進し、進出企業を支援することを通じて、 「企業コミュニティの情勢を図り、オープンイノベーション型新規事業」を創出する
130	1	1143	コワーキング施設の検討
131	1	1157	宮古島ICT交流センター
132	1	1168	光回線を整備した地区にシェアオフィスの整備を検討
133	1	1170	遊休施設の利活用の検討
134	1	1206	別添資料参照
135	1	1210	コワーキングスペースの検討
136	1	2001	ワーケーション企業の誘致について、受け入れ施設の確保など、地域と連携して協議検討している
137	1	2003	サテライトオフィスの誘致
138	3	1	https://www.daiwahouse.com/about/community/case/

No	団体分類	ID	回答
139	3	5	八重洲・日本橋・京橋エリアのまちづくりを進めていく中で、地域内にサステナビリティやものづくり、スタートアップ企業の成長を支援する拠点を準備しており、様々なコネクトやイノベーションが創出されるためのイベントなどを支援している。 https://pdf.irpocket.com/C8804/QW2b/xnP5/RO39.pdf https://pdf.irpocket.com/C8804/xouG/s2fH/Dpzx.pdf また、法人向けスペースシェアリングサービス「TIMEWORK」について全国45都道府県500拠点に展開しており、テレワーク拠点の整備を進めている。 https://pdf.irpocket.com/C8804/ZJpV/ozZH/AxS9.pdf
140	3	9	釜石市・かまいしDMC・オカムラと協働にて釜石ワーケーションプロジェクトを推進中。2021年10月には釜石市市内中心部にて、小規模ワーケーション施設である「Nemaru Port」（https://kamaishi-nemaruport.com/） を開設し、首都圏ワーカーのワーケーション受け入れの拠点としている。また第二弾として企業版ふるさと納税のスキームを活用した、大規模ワーケーション施設づくりについて4社にて検討を進めている。
141	3	10	地方側でのテレワーク拠点の整備
142	3	11	地域連携協定を締結している埼玉県小川町において、歴史的な石蔵をコワーキングスペースにリノベーションし、地域活動拠点としている。 https://www.takenaka.co.jp/news/2021/05/01/index.html
143	3	12	シェアオフィス事業「WORKSTYLING」を展開。 https://mf.workstyling.jp/
144	3	15	■取り組みを既に進めている内容 ＜TOKYO　TORCH＞ TOKYO TORCH（東京駅前常盤橋プロジェクト）において、地方自治体と連携し、広場の一部を無償貸与して、地方の特産品等を設置したり、広場でのイベントやビル館内で地方の特産品等を販売するなど、地方の魅力の発信につながる取り組みを実施。 https://tokyotorch.mec.co.jp/about/tokyo_torch_projects/ https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec210719_tokiwabashitower.pdf https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec211026_tokyotorchpark.pdf https://tokyotorch.mec.co.jp/events/924-2/ https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec211209_anotherjapan.pdf https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec220421_JTBalignment.pdf ＜ワーケーション＞ 「WORK×ationプロジェクト」として南紀白浜・軽井沢・熱海・伊豆下田・箱根湯本にてワーケーション施設を展開。 https://workxation.mec.co.jp/ ＜3×3Lab Future＞ 3×3Lab Futureはよりよい街づくりや社会課題解決を目指すエコッツェリア協会が運営。経済・社会・環境がかみ合い、業種の壁を越えた交流・活動拠点として次世代のサステナブルな社会に実現に寄与することを目指す施設。 地域情報の発信やエコッツェリア協会会員とのビジネスマッチング等を通じて地方創生に寄与することを目指し、地方自治体（宮崎県・御殿場市・浜松市など）との連携協定を締結し、情報発信や交流イベント等の活動を実施。 https://www.33lab-future.jp/about.html ※検討を進めている内容※ 「地方都市での再エネ発電と大都市でその消費」とともに「需要地の大都市が供給地の地方都市にまちづくり貢献」をする協力関係のスキーム構築を検討中。（例：大都市―地方都市の官民推進会議や個々のビジネス交流、地方課題解決イノベーション会議など）
145	3	1001	首都圏側でのイノベーション拠点・コワーキング施設の設置： 虎ノ門ヒルズビジネスタワーにインキュベーションセンター「ARCH」やスタートアップ拠点「CIC」を整備。 https://arch-incubationcenter.com/ https://jp.cic.com/about/ 首都圏企業を地方に誘致するための地方側でのテレワーク拠点の整備： 長野県「リゾートテレワーク拠点整備事業」に参画し、茅野市とともに「ワークラボ八ヶ岳」を整備。 https://wly.jp/
146	3	1002	シェアオフィス事業「WORKSTYLING」を展開。 https://mf.workstyling.jp/

(35) 課題やルール・仕組み等

大都市と地方都市との連携の課題等については、市区町村 66 団体、不動産協会 7 団体から回答があった。市区町村では、「デジタル基盤や取り組み全般に関する財源確保・支援」が求められている。不動産協会では、取組の収益性確保のための「予算や税制等の支援」が求められている。

■[市区町村・設問55][不動産協会・設問53]

イノベーションの創出や地域課題の解決に向けた大都市と地方都市との交流・連携を進める上での課題や、必要だと思うルールや仕組み等について、具体的に教えてください。（自由記述）
WEB公表資料をご共有いただける場合、併せてURLを添付ください。（URL添付）

■回答 n=73

No	団体分類	ID	回答
1	1	35	テレワークスペースの設置 https://www.chitose-yuuchi.jp/information/telework.html
2	1	48	この分野に精通した人材の育成が必要
3	1	98	法改正
4	1	115	コワーキング施設やテレワーク拠点の長期的な需要の見通しや自治体への財政的な支援
5	1	121	離島市町村での情報、通信技術の向上や交通体制、居住空間の確保が課題
6	1	123	市街化調整区域内の空き家活用には柔軟な用途変更制度が必要で、現行の制度の範囲内では利活用に限界を感じています。
7	1	136	資金がないため投資できない。ふるさと納税には自治体で受けられる上限を設けてほしい
8	1	149	デジタル基盤の整備等
9	1	227	空き家や空き地の活用が進まない
10	1	246	現時点では想定できていない。
11	1	265	大都市（企業）と地方都市のニーズとシーズをマッチングする支援や制度
12	1	279	そもそも大都市との連携を進めていくきっかけがない。
13	1	298	今のところ考えていない
14	1	313	LINEなどのアプリケーションから観光、レンタサイクル案内やバス情報（電子化でチケット購入等）、タクシー予約、旅館予約など、一つのアプリで色んな機能を融合させたものを開発し利便性を図る。更にどこでチケットを購入した人が多いか、また、どこを利用する人が多いか（年代・男女別）を分析し、街なかの実態を把握・可視化することで、アプリ機能を更にアップデート（ブラッシュアップ）を図り、地域課題の抽出・解決の実現に役立てる。
15	1	329	テレワークやワーケーションの推進にあたり、まちぐるみでの受入態勢や通信環境の整備充実を図るとともに、館山市ならではの特長・独実勢を打ち出し、他の地域との差別化を図る必要がある。
16	1	337	地方と都市住民が繋がる機会をどのように生み出していくか
17	1	350	コワーキング施設やテレワーク拠点の整備等の検討は行っていますが、それらのニーズ・需要等の実態把握や企業とのマッチングが課題と考えます。また、大都市との交流・連携により解決できる課題や目的などの精査も必要と考えます。
18	1	369	オールドニュータウンのような一戸建ての世帯員のうち、若年者が就職等を切っ掛けに大都市圏に移住することによる人口減少の場合、住み替えも進まず、本来の住居のキャパシティに対して過小な居住者数のままになる。テレワークを推進しつつ、空き家問題・育児の過重負担等様々な問題に対応するには、こうした転出者を血縁関係のある実家に戻りやすくするピンポイントの補助制度が有効と考えるが、一自治体では転出後の個人や企業にアプローチし、それに応じた制度を作るのは容易ではないため、こうした制度が可能になるような仕組みがあるとありがたい。
19	1	403	大都市圏と地方都市等とのヒト・モノ・カネといった重層的な連携を生み出すための環境整備（情報を集約するプラットフォームのようなもの）が必要と思われる。
20	1	410	テレワーク拠点誘致の仕組み
21	1	431	全体をとおしての意見です。大都市と地方都市との連携等を検討するためには、中央目線・大都市目線で考えるのではなく、規模が小さな自治体の目線で検討することが必要（課題）だと感じます。このようなボリュームのあるアンケートで課題や必要な取組みが顕在化できるのか、わかりません。
22	1	437	地方都市と連携したい民間企業や団体がわからない（見つからない）ことが課題である。 また、地方と連携したい大都市等の民間企業や団体を見える化した仕組みが必要である。
23	1	459	しまなみ海道通行料金の見直し
24	1	460	行政が人材や予算を提供するのではなく、民間や市民活動団体、大学等が主体となって、収益を得ながら、長期的に自走していけるような仕組みを確立すること。

No	団体分類	ID	回答
25	1	480	本町では地方のコミュニティとの調和を図るため、これまで関係性を構築した大都市圏の方を通じた交流連携を軸に進めている。
26	1	487	大都市から利用する方々に対し、そのニーズに対応できる地方都市をマッチングさせる専用サイトがあると交流が円滑におこなわれると考える。
27	1	493	これから具体的な検討を行う段階ですので、現時点で記載できる内容はございません。
28	1	505	複数の住居において平等な納税を行い、平等な行政サービスの提供を受けられること。 （つまり、住所を移さなければ、地方に納税されない！）
29	1	509	大都市から地方へ関わりたい人の熱量に比べ、地方（地元）が外の人と関わろうとする熱量が低い（追いついていない）と感じるため、そこの熱量をどう埋めていく（差を無くしていく）かが課題と感じる。 そのためには、交流の場となる拠点に気軽に足を運んでもらえる環境作りやイベント等による仕掛け、地元にある元々のコミュニティを壊すことなく、無理なく、新たに都市部人材が関われる余白をいかに作っていくかが肝であると考える。（交流の場のコミュニティマネージャーと地元との信頼関係の構築も重要。）
30	1	526	情報の共有化
31	1	531	課題：大都市と地方都市では人員や予算に格差があり途方都市における取り組むに遅れが生じる懸念がある。
32	1	560	課題は、イノベーション創出やテレワークの拠点として選択されるために、多面的なエリア価値の向上をどのように達成するかということ。
33	1	596	本市の課題解決に向けて、どのような体制、手法で交流・連携を進めていくべきか、様々な事例を参考に検討する必要がある。
34	1	604	都市部での考えと地方都市の考えでは根本的に求められることが違うと感じます。 地域の実情にあった進め方ができるように、制度等の整備時には幅広い活用ができるようにしていただきたい。
35	1	606	地域課題の解決に向けた取り組みは、実証実験であることが多く、その時点で企業の収益化が見込めていないことから、地方自治体の費用負担を期待されることが多い。実証実験の先進的な取り組みに対して、支援制度があると企業の取り組みが加速されると考える。
36	1	619	大都市と地方都市のマッチング
37	1	627	地方でサテライトオフィスの利用が拡大していくような企業への支援・助成制度
38	1	671	イノベーションの創出や地域課題を解決するための財源の確保
39	1	689	（課題） ・大都市とのマッチングが困難 ・地方の課題に対し、大都市側の理解が得にくい （必要なルール等） ・自由度の高い補助制度 ・国のマッチング後におけるサポート
40	1	695	地域課題解決に向けた取り組みにしても、資金面の問題がつきまとう サテライトオフィス誘致に取り組んでいるが、雇用する人材や住居不足の懸念がある
41	1	710	大都市圏所在の企業による社員へのテレワーク・ワーケーション等の奨励、支援
42	1	714	より活発な公民連携事業に取り組んでいくためには、当該取組を市内・市外の民間企業にもっと知ってもらう必要がある。
43	1	722	地方側でのテレワーク拠点の整備等に要する予算が不足している
44	1	750	今後、交流・連携を進めるうえでの課題抽出を行っていきます。
45	1	776	連携を図る必要性の認知、 実際に取り組みやすい制度の確立
46	1	796	国による財政支援（交付金、補助金）
47	1	798	大都市や地方都市とのネットワークを有していない地方都市において、どのように新たなネットワークを構築するかが課題で具体的な取り組みやルールについては検討の必要がある。
48	1	806	地域資源や地域の特性（色）をどのように活用するか、また、地域資源が乏しい場合の交流・連携のキッカケづくりが課題である。
49	1	827	R3で行った地域イノベーション創出事業 https://urban-innovation-japan.com/past/past-okazaki-city/ これら事業の継続的取り組み
50	1	828	相互の情報を共有できるプラットフォームの構築
51	1	832	課題：離島における遠隔地診療の取組み（仕組みづくり）
52	1	845	財政上の支援

No	団体分類	ID	回答
53	1	1003	首都圏から訪れるサテライトオフィスの利用するテレワーカーが、最終的に地方都市に移住・定住をするためには、地域住民や地域企業との関係を構築するための仕組み作りが必要であると考える。
54	1	1004	都市部の企業が地域課題に取り組むことに対するインセンティブが必要。例えば令和6年度までとされている企業版ふるさと納税制度を延長し、都市部から地方への流れを強化してほしい。
55	1	1045	大都市と個別に連携するのでは大都市の負担が大きく密接な連携が難しいと思われる。また、一律的な大都市との連携では地方都市の特色を出すのが難しいと思われるので、その対応策を国が主導する必要があるのではないかと考える。
56	1	1062	大都市から地方都市への産業の移転が加速できるような予算措置が必要と思われます。
57	1	1075	・市内事業者同士の交流や市内外の事業者が交流する体制がないため整備が必要 ・明確な地域課題の整理及び課題の見える化
58	1	1076	渋谷区では、令和2年6月25日より新たな事業である「Innovation for New Normal from Shibuya」を立ち上げ、スタートアップ企業や大学、研究機関などから、さまざまな分野の社会課題を解決する新しいテクノロジーやアイデアの募集を開始 https://shibuya.throttle.biz/innovation/
59	1	1087	大都市との交流機会の増加や地域課題を解決する人材の派遣等
60	1	1123	市町ごとでシステムやソフトが異なるため、連携が取れない（共同調達など国で統一してほしい）
61	1	1126	●金銭面 首都圏企業の地方誘致に対し、固定資産税等の税制面での優遇は、大きな1手ですが、本社移転等を 考えると、それに伴うコスト等は現状では負担の方が大きいため、更なる措置が必要である。 ●イノベーションの創出 地域課題の解決に対し、ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）の推進は大きく付与 するため、それらに対し活動している団体への支援策の強化が必要である。 ●交通網の整理 電車等の公共交通網が張り巡らされている大都市に対し、地方は車社会である。 それを補うにはバス等による交通網の整理が必要だが、地方都市における負担が大きい。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/63595 ●ネットワークの強化 テレワークはネットワークの速度が重要となるが、地方になればなるほど遅い。 ネットワーク事業者への負担軽減等、地方都市におけるネットワーク環境の大幅な改善が 必要と思われる。
62	1	1138	コーディネーターを担う行政側の経験が不足している。
63	1	1143	優良事例
64	1	1168	光回線及び携帯電話不感地帯の解消のに対し「ユニバーサルサービス」として国が整備
65	1	1185	必要な情報を広く周知を図り、地域の理解を得た上で、担い手不足を解消しなければ、事業として成立しないと思われる。
66	1	1210	人材不足
67	3	1	https://www.daiwahouse.com/about/community/case/
68	3	4	一過性、期間限定の取り組みでは無く事業リスクが少なく継続できる仕組みと支援体制（補助金など）が必要
69	3	5	大都市で創出されたイノベーションと地方都市の需要のマッチングをするための仕掛けづくりや、企業が地方都市での活動を選ぶようなインセンティブの設定が必要と考えている。 スマーク伊勢崎のある伊勢崎市においては、同市と「包括連携協定」を締結し、市政のPRや地域活性化に関することなどについて連携を実施。 https://pdf.irpocket.com/C8804/DZdo/yAcj/LcXh.pdf また、働く女性のニーズを商品企画に反映した「Bloomoi（ブルーモア）」において、SDGsの達成にむけた最先端の取組みで有名な北海道下川町に拠点をおく「フプの森」と連携して、オリジナルのルームフレグランスを開発するい取り組みを行った。 https://bloomoi.brillia.com/story/projectnote/864/
70	3	9	ワーケーションビジネス自体が決して儲かるものでなく、地方自治体としても新たにキャッシュを投じることを懸念する状況の中では、企業版ふるさと納税や各種補助金等に頼るような事業スキームとなってしまっている。引き続き補助金制度等の仕組みの拡充が必要である。 また、民間企業からのワーケーションに当たっては、宿泊費や交通費等の補助制度があると参加の一助になりやすい（例：http://kamaishi-dmc.com/shukuhaku-campaign/）
71	3	10	二拠点居住が可能になる仕組み

No	団体分類	ID	回答
72	3	15	・施設内に地方の魅力のPR区画等を整備する場合、オフィス等の他用途に比して収益性が著しく低くなるため、そのような施設整備への予算・税制等による支援をいただきたい。 ・広場等のビル外構部に地方自治体のPR区画等を整備する場合等についても、整備費等のコストがかかるため、予算等による支援をいただきたい。 ・地方の魅力をPRするイベントを積極的に実施するため、実施費用について重点的に補助金等による支援をいただきたい。 ・ワーケーション等の仕事関連での誘致により、関係人口を増やす取組を行う地方自治体が増加している。一方、自治体だけではリソースも限られ、地方創生文脈を進めていきたい大都市の企業・そういった企業とつながりたい地方都市をつなげるプラットフォームがあれば、相互繁栄のきっかけになるのではないか。 また地方ならではの体験コンテンツを創るための補助金制度があれば、地方都市に足を運ぶきっかけになり地方都市での様々な活動・交流の創出につながるのではないか。
73	3	1001	拠点を作るだけで自動的に大都市と地方都市の交流や連携が進むわけではない。首都圏側の施設内に地方自治体が拠点を設けることに対して国が補助金等で支援することや、自治体側も首都圏企業側の参画を促進するために国がマッチングやプロジェクト化までを積極的に支援する枠組みを作ること等が必要である。

2.2.4 都市利便増進施設に関するまちづくり会社のニーズ把握調査(更問調査)

(1) 調査目的

エリアマネジメントの展開に向けては、カメラ・センサー等のデジタル技術を活用し、人流・物流のデータをリアルタイムに的確に把握し施策に反映していく必要がある。そのため、実際にエリアマネジメントを進めているまちづくり会社に、アンケート調査を実施し、このような情報機器についてのニーズを把握し、以下の都市利便増進施設(参考1)に新たに明確化を検討するための基礎資料取得を目的とする。

参考１　都市利便増進施設一覧

（都市利便増進施設）
第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。一　道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
二　公園、緑地、広場その他これらに類するもの
三　噴水、水流、池その他これらに類するもの
四　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
五　広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
六　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
七　備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
八　街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
九　太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの
十　彫刻、花壇、樹木

(2) 調査対象

調査対象とするまちづくり会社は、「エリア価値向上のための都市サービス等向上に関するアンケート調査」設問 30「デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組み」において、「カメラ・センサー・情報通信基盤の整備」が重要と回答した 33 団体(重複回答があり実質は 32 団体)を調査対象とする(参考2、3)。

参考２　エリア価値アンケート結果

［エリアマネジメント・デジタル技術・都市サービス提供に向けた取組］設問30
26.の実現に向けて、デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組みについて、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

- 市区町村、まちづくり団体で「カメラ・センサー・情報通信基盤の整備」が第一に挙げられている。不動産協会も選択が多い。
- その他「エリア価値の評価」の選択も多くなっている。
- まちづくり団体では、「まちづくり団体の安定財源の確保」が多く選択されている。

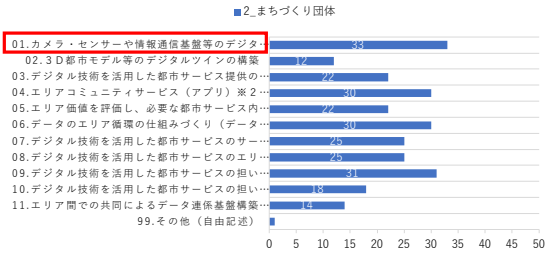

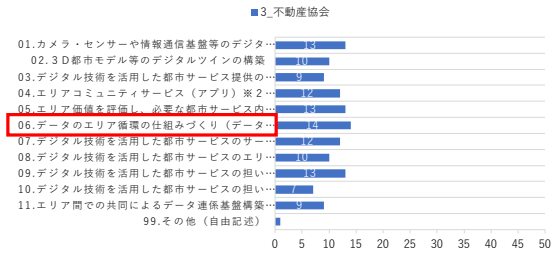

12

参考３　対象法人一覧

NO	ID	都道府県名	市区町村名	団体・部署名
1	2-3	愛知県	春日井市	高蔵寺まちづくり株式会社
2	2-5	和歌山県	和歌山市	株式会社ワカヤマヤモリ舎
3	2-6	滋賀県	草津市	草津まちづくり株式会社
4	2-7	東京都	佐久市	株式会社まちづくり佐久←重複
5	2-8	東京都	佐久市	株式会社まちづくり佐久←重複
6	2-10	茨城県	水戸市	株式会社まちみとラボ
7	2-12	大阪府	大阪市	一般社団法人中之島まちみらい協議会
8	2-13	滋賀県	長浜市	えきまち長浜株式会社　総務経営部
9	2-14	埼玉県	さいたま市	一般社団法人美園タウンマネジメント
10	2-15	大阪府	大阪市	一般社団法人ミナミ御堂筋の会・事務局
11	2-16	兵庫県	神戸市	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
12	2-17	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社
13	2-19	東京都	新宿区	小田急電鉄株式会社
14	2-21	大阪府	大阪市	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント
15	2-22	東京都	港区	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
16	2-23	広島県	広島市	広島駅周辺地区まちづくり協議会
17	2-24	大阪府	大阪市	（社）御堂筋まちづくりネットワーク
18	2-25	福井県	福井市	まちづくり福井株式会社
19	2-26	広島県	広島市	エキキタまちづくり会議
20	2-28	大阪府	大阪市	一般社団法人グランフロント大阪 TMO
21	2-29	神奈川県	横浜市	一般社団法人　横浜みなとみらい２１
22	2-31	東京都	千代田区	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
23	2-32	東京都	千代田区	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会
24	2-33	大阪府	大阪市	ミナミまち育てネットワーク
25	2-34	岡山県	岡山市	おかやま未来まちづくり株式会社
26	2-35	千葉県	柏市	一般財団法人柏市まちづくり公社
27	2-36	愛知県	名古屋市	名駅南地区まちづくり協議会
28	2-37	東京都	港区	一般社団法人竹芝エリアマネジメント
29	2-38	茨城県	牛久市	牛久都市開発株式会社
30	2-39	大阪府	大阪市	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会
31	2-40	東京都	千代田区	エコッツェリア協会（一般社団法人　大丸有環境共生型まちづくり推進協会）
32	2-41	東京都	渋谷区	渋谷駅前エリアマネジメント
33	2-42	神奈川県	横浜市	一般社団法人ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメンツ

(3) 設問

○依頼文

2022 年3月に発出させていただきました「エリア価値向上のための都市サービス提供等に関するアンケート調査」にご回答頂き大変ありがとうございました。今回、追加調査として当該アンケート調査設問 30「デジタル技術を活用した都市サービス提供にあたって、重要と考えられる取り組み」において、「カメラ・センサー情報通信基盤の整備」が重要と回答された団体の方にアンケート票を送信させて頂いております。以下の設問にご回答下さい。

○設問

自治体と都市利便増進協定を締結することで、以下に示す都市利便増進施設をまちづくり会社においても活用することが可能となります。

参考１　都市利便増進施設一覧（再掲）

（都市利便増進施設）
第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。**一**　道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
二　公園、緑地、広場その他これらに類するもの
三　噴水、水流、池その他これらに類するもの
四　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
五　広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
六　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
七　備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
八　街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
九　太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの
十　彫刻、花壇、樹木

これら以外に今後のエリアマネジメントの展開に向け、有効と考えられる施設はありますか。以下から選択して下さい。また想定される利活用イメージがある場合は具体的に記載して下さい。（①から④は複数回答可）

① カメラ(想定している利活用法)
② センサー(想定している利活用法)
③ 情報通信機器(想定している利活用法)
④ その他(具体的な機器と利活用法)
⑤ 特になし

(4) 結果

今後のエリアマネジメントに有効と考えられる施設は、①カメラが最も多く(83.3%)、②センサー(73.3%)、③情報通信機器(63.3%)がそれに次いでいる。

今後のエリアマネジメントの展開に向け、有効と考えられる施設	複数回答	%
全体	30	100.0%
①カメラ	25	83.3%
②センサー	22	73.3%
③情報通信機器	19	63.3%
④その他の機器	8	26.7%
⑤特になし		0.0%

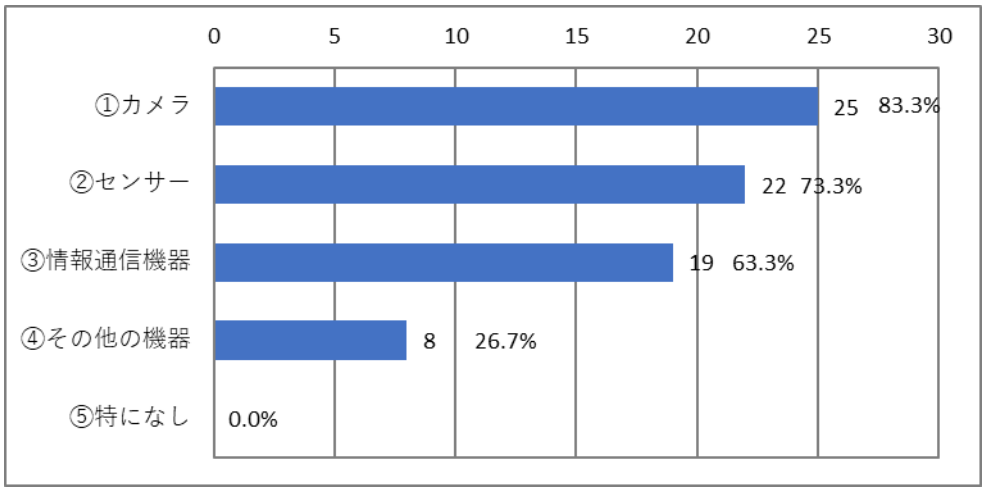

想定している活用方法(自由回答)は、次頁以降の通りである。

カメラについては、人流把握の回答が多い。さらに滞在時間や属性把握まで想定しているものもある。その他では、放置自転車の状況、河川増水時の状況、荷捌きスペースの状況把握等の活用想定の回答もあった。

センサーについても、人流把握の回答が多い。さらに回遊性や混雑状況の把握の活用想定の回答もあった。

情報通信機器については、デジタルサイネージの回答が多い。次いで WIFI の活用想定の回答が多い。

その他については、ドローンや電源機器、電動キックボード等の小型モビリティに関する活用想定の回答があった。

ID	①カメラ
2	防犯カメラ以外でしょうか。24時間365日様子を見るという意味では四季折々の使い方があります
6	車や歩行者等の交通量の把握。
7	・人流・車両データの把握。（都市アセット（公共空間）におけるイベントなど賑わい創出のため、災害時のリアルタイムの人の動きを把握するため） ・（中之島が河川に囲まれた地域であるため）増水時の河川の状況や橋の状況などをリアルタイムで確認/共有
8	通行量調査（定量はもちろん、定性が分かれば、効果的な戦略に資する基本情報として活用できる）
10	・占用物の管理 ・放置自転車や不法投棄等の監視 ・荷捌きスペースの監視
11	エリアへの来訪者に関するデータの取得
12	防犯を目的とした利活用
14	AIカメラによる定点観測により、歩行者通行量・滞在時間・属性変化等の利用状況を自動計測し、地区内への流入状況やオープンスペースの滞在状況等を把握する
15	スマートポール（通信基地局、公衆Wi-Fi、人流解析カメラ、街路灯、デジタルサイネージなどを搭載した多機能ポール）を道路上に設置し、継続的なまちの実態のモニタリング・見える化
16	平常時やイベント実施時の人流把握
17	・道路空間の人流把握 ・災害時の道路等公共空間の状況把握（Webでのモニタリング）
18	まちなかに人流調査用のカメラを設置することで、歩行者の人流や回遊性を把握する。
19	イベント時のカウント調査やイベント状況、混雑度の発信など
20	人流調査、属性調査等
21	１．人流測定：画像解析などによる建物施設管理(入退館測定)と道路・通路(含建物及び敷地内)通行量及び混雑状況調査とデータ取得・分析 ２．各種防犯対策（画像分析及び画像解析）
22	道路や公開空地などの公的空間活用の視点において、イベント時の警備・防犯対策への活用、AI画像解析による人流や滞留時間調査による次の施策への活用（時間軸の評価や、平面的に広い範囲での場所比較等が可能になる）、コロナなどの混雑情報等を取得し来街者向けの情報発信や誘導に生かすことが想定される。 さらには、エリアマネジメント主体以外の活用事業者への情報提供（例えば食事施設の運営会社やイベント貸付先などに対してもフィードバックを行える、ロボットなどの道路交通法改正により公道のロボット走行などが増えるにあたっての監視や制御など）の可能性もある。 ※都市利便増進施設になることで占用や公的空間活用の方策など既存の施策の都市利便増進がさらに進むことを期待したい。
24	荷捌き車両のナンバー自動認証、治安維持や警備のための防犯カメラ、歩行者の流量や滞在行動を把握するためのカメラやセンサーが必要と考えている。
25	流動人口の属性データの取得・混雑状況の把握
27	公園等の公共空間における利活用に関する実証実験を行う際、効果検証のためのデータ収集に活用できると考える。
28	人流データの計測とリアルタイム情報提供等によるデータ活用。 （具体的には、エリア内の劇場などへの来街者に対して、リアルタイムで人流計測を行うとともに、講演終了時にクーポンを配信して飲食店に立ち寄って頂く（街中を回遊して頂く）ように誘導するなどのサービスが考えられる）
29	多様化する市民1人ひとりのニーズを把握するため、その場所の動態調査・人の流れ・年齢層・利用時間帯といったバックデータを得て活用することができたらよいと考えている。例としてAI搭載の案内看板のようなもの（タッチパネルを操作した場合でも情報を得ることができるもの）を設置し、その調べた内容のデータを分析・反映するみたいなことができたらよい。（実施は難しい。）
30	・エリアイベントや社会実験実施時の来場者数のカウント、混雑度の測定 ・表情等のAI分析による、滞在場所やイベント・社会実験等における快適度・満足度の把握やオープンスペースでの異常感知、など ・バリアフリールートの利用頻度の把握、など
32	防災利用。災害時の一時避難場所への誘導
33	災害時におけるエリアの被災状況等の情報提供に役立てるかと思います。

ID	②センサー
1	都市利便増進施設を使用している属性(性別、年代、使用時間等)の把握
2	安全のために利用できます
6	施設への出入りを自動でカウントする。
7	人流・車両データの把握。
8	通行量調査（定量はもちろん、定性が分かれば、効果的な戦略に資する基本情報として活用できる）
9	地区内の集客施設（埼玉スタジアム2〇〇2公園）での大規模イベント開催時の交通対策等において、道路ごとの断面交通量や歩行混雑度（サービスレベル）、各交差点での渋滞長・滞留時間、信号現示サイクル内での処理台数等を分析・活用。 ※デジタル化されたデータが存在しないものについて交通対策等社会実験を行う度に人力計測しており、人力計測ではコストがかさむ為、そうした実験を定常化していく際の日常的なモニタリング検証を行う上でも期待されている。
10	・人流データの計測
11	エリア内の回遊性の評価に向けた人流の把握
12	来街者調査に際し、通行量・性別・年齢等について、上記カメラと連動して記録する。
14	IoTセンサーにより、通行スペースにおける通行量や通行属性を把握し、地区内への流入状況等を把握する
15	沿道の複数施設・公園に設置し、沿道の歩行者量や公園の利用者数の計測（実施済み）
16	イベント実施時における来場者数の測定
19	サイネージの設置にあわせ、閲覧数（広告価値）の可視化
20	人流調査等
21	・パケットセンサー：局所人流測定とデータ取得・分析（建物等入退館測定、及び、道路・通路等通行量測定）
22	人に関するセンサーについてはカメラでの回答参照。 トイレ等の満空情報や天気情報（局地的なゲリラ豪雨などのアラート等）を取得し、公的空間活用事業者や来街者向けの情報発信への活用が想定。 将来的にはロボットの自己位置推定などにも関係。 ※都市利便増進施設になることで占用や公的空間活用の方策など既存の施策の都市利便増進がさらに進むことを期待したい。
24	1000台/日を超える荷捌き車両の通行証を発行し、行き先と時間を交通規制と合わせてコントロールすることにより、歩行者優先のエリアを計画中。ナンバー自動認証システム、ゲートなどの導入は必須と考えている。
25	流動人口の属性データの取得・混雑状況の把握
28	竹芝は高潮・洪水浸水地域であるため、水位計センサーの設置により、リアルタイムの河川水位を検知・予測でき、街のソフト防災力を高めることができるものと考えられる。
30	・人流解析や車両（自動車・自転車）通行量の解析 ・まちの回遊経路の把握　※①との連動による
32	防災利用。災害時の一時避難場所への誘導
33	イベント時における来場者の把握やその波及効果としての人流の把握に役立てたいと考えております。

ID	③情報通信機器
1	デジタルサイネージ等といった画面を通じた情報発信
2	SNSのリアル配信用
6	WIFI機器の設置でスマホの接続状況を把握し、そこからまちなかの回遊性、滞留時間などを把握する。
7	人流・車両データの把握。
8	通行量調査（定量はもちろん、定性が分かれば、効果的な戦略に資する基本情報として活用できる）
10	・Wi-Fi等のスポット ・デジタルサイネージによる案内、広告、防災情報発信など
11	屋外通信環境の確保による滞在性の向上、インバウンド対応
15	レジリエントなまちの実現に向け、デジタルサイネージ等各種メディアの災害時における活用
17	デジタルサイネージ ・公共、地域情報の発信 ・当会が運営するWeb防災システムと連携した避難場所・備蓄提供等の情報発信
18	ＤＸを活用した駐車場案内システムを導入することで、まち全体の駐車場の満空情報をスマートフォンで確認できるようにし、来街者の利便性を向上する。
21	・５Ｇと先端技術を組み合わせた新たな都市サービスの実証実験及び実装支援。 ・５G通信アンテナ：地区内全体早期整備実現による、通信環境向上。
22	フリーWIFIを提供し、エリアアメニティの向上が想定（スマートポール等も想定される）。 情報提供基盤によりエリアの案内機能拡充や防災時の誘導等も考えられる。 ※都市利便増進施設になることで占用や公的空間活用の方策など既存の施策の都市利便増進がさらに進むことを期待したい。
24	防災無線、WIFI、デジサイや音響などを制御する機器類などを想定している。
25	5G基地局（eスポーツイベントの開催など） 電源設備（マーケットイベント、eスポーツイベントの開催など）
26	まちの情報発信のためのデジタルサイネージ。看板と違い、案内・地図の情報更新を随時行うことができる。
28	スマホの主要アプリとして利用されているLINEと連携することで、エリア情報（イベント情報等）を効果的に配信することが可能になる。（イベント時などにNFCタグを使ったスタンプラリーの取組みを通じて来街者の属性情報等を取得し、情報発信・集客促進に役立てることが可能となる）
30	・エリアイベント開催情報や災害時の防災情報など、来街者への即時的・双方向の情報発信 ・大容量データ通信を必要とするデジタルコンテンツの実証実験、など
32	防災利用。災害時の一時避難場所への誘導
33	公共のWIFIを提供することによって、まちの回遊性、賑わいづくりに貢献できるかと考えております。

ID	④その他の機器
7	ドローン（カメラの応用）：災害時の状況把握のため（運用のための特例もしくは法改正必要）
8	・ネットワークサイネージ：瞬時の情報発信はもとより、緊急伝達事項（災害時等）を即座に駅周辺往来者に伝達する手段があると良い。 ・ネットワークカメラ：駅前の定点カメラ以外にも、郊外やまちなかに定点カメラを設置し相互にリアルタイム映像が表示できると、駅周辺往来者は視覚情報が得られ、周遊性が向上する（WEB上でも公開）。 ・鉄道の運行状況：改札前まで行かなくても、駅前の施設に同一の表示があれば、待合場所として施設を活用できる。
15	エリアにお越しになる方々の利便性向上や滞在時間を伸ばすため、公共のフリーWi-Fiの設置
17	※現在、当会活動エリアの御堂筋はほこみち（歩行者利便増進道路）に、当会は道路協力団体に指定されている。既に歩行者利便増進誘導区域を道路協力団体が占用するスキームでカメラやデジタルサイネージを設置しており、都市利便増進協定制度とのメリット・デメリットを比較した上での利活用実施となる。
19	イベント用の電源（被災時は防災としても活用可）
20	彫刻以外のアートオブジェ（賑わい創出や放置駐輪対策）
22	電源機器類（来街者向けコンセントの提供）により公的空間活用の更なる利便性向上、来街者への利便性向上を目指す取り組みも想定される。 また、上記①・②・③いずれも末端機器だけではなく通信・電源と線の確保が必要であり、それらは末端機器設置だけではない道路や公的空間への敷設が必要となる点、メンテナンス負荷への対応に係る制度措置の必要。
25	電動キックボードなど小型モビリティの活用。
30	・無人自動運転ロボ ⇒ドローンなどによるエリア内の運搬、など

2.3 普及啓発方策の検討

本業務において、普及啓発方策として、国土交通省ホームページの情報更新等を行ったのは、以下の項目である。

表 2.3-1 更新可能資料一覧

出典	内容	図番号
「ウォーカブル」アンケート調査	都市再生推進法人一覧（追加・更新）	図 2.3-1～5
	都市再生推進法人の取組概要資料（新指定法人を含む）	図 2.3-6
	都市再生推進法人の事業方針資料（新指定法人を含む）	図 2.3-7
	都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧（追加）	図 2.3-8～9
まちづくり DAY2023	官民連携まちづくり DAY「note アカウント」における記事の投稿（更新）	図 2.3-10
	官民連携まちづくり DAY「youtube 動画」における動画の投稿（更新）	図 2.3-11

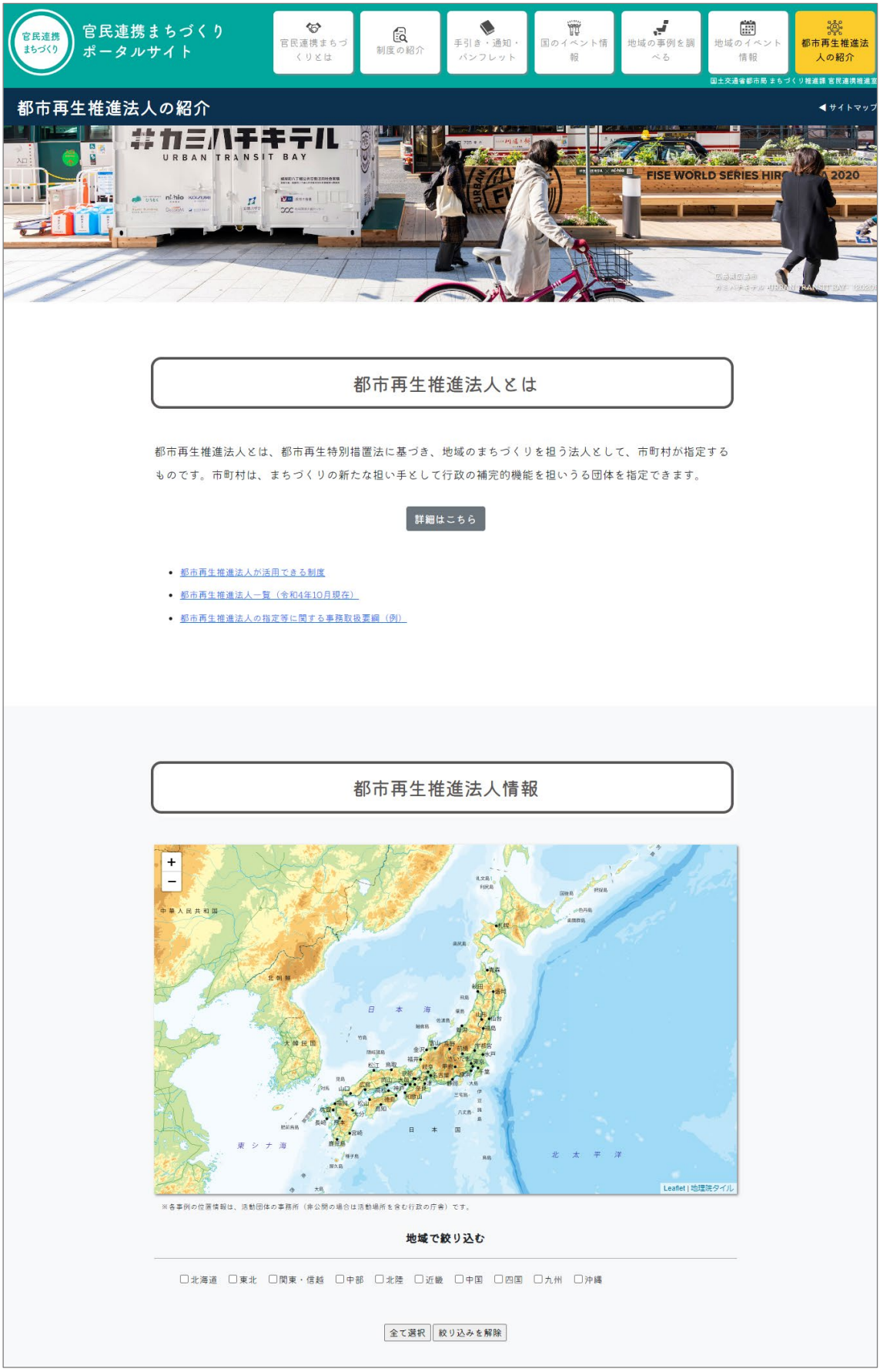

図 2.3-1 ウェブサイト更新箇所

（https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/）

都市再生推進法人一覧（107法人・令和4年12月現在）

※指定の連絡があった法人のみ記載

都道府県	所在地	法人名	概要PPT	HP
北海道	札幌市	札幌大通まちづくり 株式会社		●
北海道	富良野市	ふらのまちづくり 株式会社		●
北海道	函館市	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design		
青森県	八戸市	株式会社 まちづくり八戸		●
青森県	むつ市	田名部まちづくり 株式会社	●	●
岩手県	大船渡市	株式会社 キャッセン大船渡		●
宮城県	仙台市	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	●	●
宮城県	石巻市	株式会社 街づくりまんぼう	●	●
山形県	上山市	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク		●
福島県	須賀川市	株式会社 テダソチマ		
茨城県	牛久市	牛久都市開発 株式会社		●
茨城県	水戸市	株式会社　まちみとラボ	●	●
群馬県	前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	●	●
群馬県	前橋市	一般社団法人 前橋デザインコミッション	●	●
埼玉県	川越市	株式会社 まちづくり川越	●	●
埼玉県	川口市	川口都市開発 株式会社		●
埼玉県	寄居町	株式会社 まちづくり寄居	●	●
埼玉県	草加市	アコス 株式会社		●
埼玉県	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント	●	●
埼玉県	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮		●
埼玉県	草加市	特定非営利活動法人 今様草加宿	●	●
千葉県	柏市	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター		●
千葉県	柏市	一般財団法人 柏市まちづくり公社	●	●
千葉県	柏市	一般財団法人 柏市みどりの基金		●
千葉県	柏市	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント	●	●
東京都	千代田区	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	●	●
東京都	目黒区	株式会社 ジェイ・スピリット	●	●

図 2.3-2 ウェブサイト更新箇所

東京都	町田市	株式会社 町田まちづくり公社		●
東京都	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会	●	●
東京都	新宿区	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	●	●
東京都	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	●	●
東京都	千代田区	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント		
東京都	港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	●	●
東京都	渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	●	●
東京都	港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	●	●
東京都	武蔵野市	一般財団法人 武蔵野市開発公社	●	●
東京都	府中市	一般社団法人 まちづくり府中		●
東京都	世田谷区	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ		●
東京都	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント		●
東京都	中央区	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント		
東京都	千代田区	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会		●
東京都	江戸川区	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント		
新潟県	新潟市	新潟古町まちづくり 株式会社		●
富山県	富山市	株式会社 富山市民プラザ	●	●
石川県	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター		
福井県	福井市	まちづくり福井 株式会社	●	●
福井県	越前市	まちづくり武生 株式会社		
長野県	飯田市	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	●	●
長野県	飯田市	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩		●
長野県	飯田市	特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア		●
長野県	佐久市	株式会社 まちづくり佐久		●
岐阜県	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社		●
岐阜県	多治見市	多治見まちづくり 株式会社	●	●
岐阜県	各務原市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL		
静岡県	静岡市	御伝鷹まちづくり 株式会社		●
静岡県	静岡市	一般社団法人 草薙カルテッド	●	●
静岡県	伊豆の国市	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント		●

図 2.3-3 ウェブサイト更新箇所

愛知県	東海市	株式会社 まちづくり東海		●
愛知県	名古屋市	栄ミナミまちづくり 株式会社		●
愛知県	名古屋市	錦二丁目エリアマネジメント 株式会社		●
愛知県	名古屋市	一般社団法人 名古屋まちづくり公社		
愛知県	春日井市	高蔵寺まちづくり 株式会社	●	●
愛知県	岡崎市	株式会社 まちづくり岡崎		●
愛知県	岡崎市	株式会社 三河家守舎		
愛知県	豊田市	一般社団法人 TCCM		●
愛知県	岡崎市	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた		●
愛知県	一宮市	特定非営利活動法人 市民連いちのみや		
愛知県	西尾市	非営利活動法人 やらまいか人まちサポート		
愛知県	西尾市	株式会社 城下町PRIDE		
滋賀県	草津市	草津まちづくり 株式会社	●	●
滋賀県	長浜市	えきまち長浜 株式会社	●	●
滋賀県	大津市	株式会社 まちづくり大津	●	●
滋賀県	守山市	株式会社 みらいもりやま21		●
大阪府	大阪市	一般社団法人 梅田１丁目エリアマネジメント		
大阪府	大阪市	一般社団法人 グランフロント大阪TMO	●	●
大阪府	寝屋川市	アドバンス寝屋川マネジメント 株式会社	●	●
兵庫県	福崎町	株式会社 PAGE	●	●
兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド 株式会社	●	●
兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人 わくわく西灘		●
兵庫県	神戸市	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ		●
兵庫県	神戸市	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構		●
奈良県	桜井市	桜井まちづくり 株式会社		●
和歌山県	和歌山市	株式会社 紀州まちづくり舎		●
和歌山県	和歌山市	株式会社 sasquatch（サスカッチ）		●
和歌山県	和歌山市	株式会社 真田堀家守舎		
和歌山県	和歌山市	株式会社 ワカヤマヤモリ舎		
和歌山県	和歌山市	株式会社 宿坊クリエイティブ	●	●

図 2.3-4 ウェブサイト更新箇所

和歌山県	和歌山市	ユタカ交通 株式会社		●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 みんとしょ	●	●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	●	●
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ		●
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人 愛福会		
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト		●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 和歌山まちづくり財団		
和歌山県	和歌山市	ビーフレンズ 株式会社		
岡山県	岡山市	おかやま未来まちづくり 株式会社	●	●
岡山県	倉敷市	倉敷まちづくり 株式会社		●
岡山県	岡山市	一般社団法人　ぷらっと西川		
広島県	福山市	株式会社 築切家守舎		
広島県	福山市	福Lab 株式会社		
広島県	呉市	一般社団法人 KURE-PERS		
広島県	呉市	特定非営利活動法人 SYL		
山口県	宇部市	株式会社 にぎわい宇部	●	●
香川県	丸亀市	株式会社 HYAKUSHO	●	●
福岡県	北九州市	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント		
大分県	大分市	株式会社 大分まちなか倶楽部		
熊本県	合志市	株式会社 こうし未来研究所		●

図 2.3-5 ウェブサイト更新箇所

一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント（東京都中央区）

“Keep Rowing Hamacho”　古きも新しきも未来へ続くまちを目指して

2022年10月現在

Basic information

法人設立年月日	2020年4月1日
指定年月日	2021年1月17日
構成団体	■正会員(社員)：６社 →安田不動産㈱、good mornings㈱、カゴメ㈱、㈱建設技術研究所、㈱明治座、TOKYO MIDORI LABO. ■一般会員：9社、個人6名 ■特別会員：5団体(地元自治組織等)

■法人の紹介

2017年に任意まちづくり組織「浜町を盛り上げる会」を発足。より積極的に活動を展開していくため、2020年に法人化。地元町会・商店会・企業・住民の皆さんと連携しながら、以下3つを軸にまちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進及び支援することを目的として活動しています。

1. まちの交流促進
2. まちのプロモーション
3. まちの環境整備

■官民連携による事業推進体制

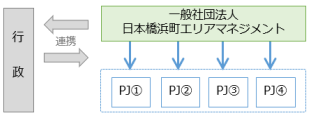

・会員は各々でプロジェクトを立ち上げることができる
・各プロジェクトで活動人員・活動資金を調達し、プロジェクトを運営する※会費は組織PRや運営費用として支出し、会費は原則各プロジェクトには充当しない

Project

1 まちの交流促進

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

■ きれいPJ
・2か月毎に地域住民、就業者と共に清掃活動を実施

■ 浜町マルシェ
・地元商店街と連携し、再開発広場内で年4回開催。

■ 浜町AutumnSession
・当法人の拠点施設とその前面道路空間を活用した地域秋祭り。

■ 浜町DogFest
・区立公園を活用した地域交流SDGｓイベント。

■活動エリア（約43ha）

日本橋五の部連合町会区域を中心とした日本橋浜町界隈の約43haを主な活動エリアとしています。

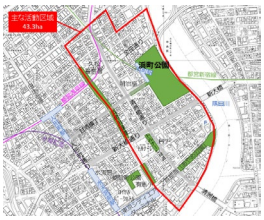

2 まちのプロモーション

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

■ HAMACHO.JP(地域情報発信WEBサイト)
■ BRIDGE(地域情報誌)
■ 浜町まっぷ（まちあるきMAP）
■ サービスパス

・まちの魅力や地域情報、組織活動内容をWEBや紙面で定期的に情報発信中。

3 まちの環境整備

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

■ 浜町みどりPJ

・「みどり」をキーワードに、未来の浜町の公有地活用に向けたプロジェクト。心地よい緑道空間の実現に向けての社会実験実施やまちなかへのプランターの設置等を実施。

Hot topic

■ LINEを活用してまちの様々な情報を発信しています！

浜町界隈のイベント情報や防災情報に加え、行政(久松警察署、日本橋税務署等)と連携した情報も提供しています。2021年より地域店舗からのサービスを受けられる「サービスパス」もLINEから利用可能です。

http://areamanagement.hamacho.jp/

図 2.3-6 都市再生推進法人の取組概要資料（例）

一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント（東京都中央区）

国土交通省

地元町会・商店会・企業・地域住民が連携しながら、まちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進及び支援することを目的として活動

1．事業方針

①まちの交流促進
②まちのプロモーション
③まちの環境整備
※2020年4月1日設立

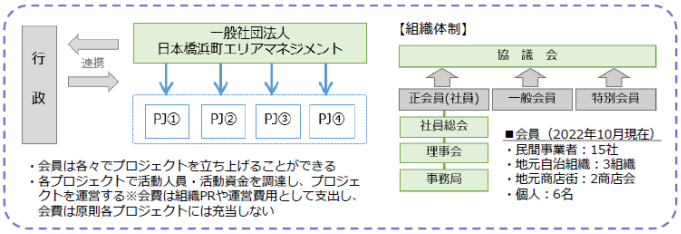

2．組織形態

一般社団法人　（資本金 なし）
※2022年1月に都市再生推進法人に指定。

3．エリアマネジメントの要素

A.まちづくりルール（地域共有ビジョン・方針）
B.イベント（マルシェ、芸術・文化・教育）
C.情報発信（情報発信拠点、メーリングリスト・ＳＮＳ等）
D.防災・防犯、環境維持（防災活動、緑化、美化・清掃、駐車・駐輪対策）
E．－　　F．－

浜町マルシェ

HAMACHO.JP(情報発信WEB)

社会実験（緑化、駐輪対策）

4．主な収益事業

なし

一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント（東京都中央区）

国土交通省

5．市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況

(1)市・民間事業者等からの支援の状況			市区町村			民間事業者等		
			人的	物的	金銭	人的	物的	金銭
職員数		常勤０名	×	-	×	×	-	×
		嘱託・臨時社員・パート・アルバイト等6名	×	-	×	○	-	×
主な事業	非収益事業	マルシェ	-	×	×	○	○	○
		芸術・文化・教育	○	×	×	○	×	○
		緑化	-	×	×	-	○	○
		情報発信	×	-	×	○	-	○
		美化・清掃、駐輪対策	×	×	×	○	○	○
(2)保有資産の状況			なし					

6．主な効果

地域への愛着や満足度の高まり、快適な地域環境の形成と持続性の確保
「イベント」や「情報発信」、「環境維持」などによる
にぎわいや集客への効果、賃料や空室率等の不動産への効果、民間事業者等の意識の向上、地域の知名度向上やエリマネ活動に関する認知度向上への効果

7．今後の活動と事業推進上の課題

活動エリアの公有地利活用に向けて、行政と連携を図り、推進法人として都市再生整備計画の提案を行う。
《事業推進上の課題》
・収益事業の確立およびイベントを継続するための安定的なスキームづくり

Hamacho Autumn Session
（情報発信拠点HamaHouseの前面道路を活用）

図 2.3-7 都市再生推進法人の事業方針資料（例）

都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧 ①（R4.10月末時点）

道路占用許可の特例の活用実績（59件）１／3

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
札幌大通まちづくり株式会社	H25	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	群馬県・高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	群馬県・高崎市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。
一般社団法人グランフロント大阪TMO	H25	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
岡山市	H25	中国地方整備局	コミュニティサイクルステーションの設置
新鳥取駅前地区商店街振興組合	H25	鳥取市	休憩施設の設置
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	H26	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
サイカパーキング㈱	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
高岡市、（公社）高岡市観光協会	H26	高岡市	観光案内所の設置
(株)まちづくり長野	H26	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
富士見商店街協同組合	H26	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施　バナー広告の設置
ＮＰＯ法人ﾀｳﾝﾓｰﾋﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
協同組合　総曲輪通り商盛会	H26	富山市	休憩施設の設置、バナーフラッグの設置
株式会社まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェ等店舗設置・運営、場所貸出し
神戸市	H27	神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
千葉銀座商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
ウエストリオテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施

都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧 ④（R4.10月末時点）

都市公園占用許可の特例の活用実績（15件）

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市	白川公園、裏門前公園にてシェアサイクルポートを設置
(株)まちづくり大津	H30	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ユタカ交通(株)	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
江東区、民間事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
雲仙市	H30	雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
(一社)竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1	三豊市 都市整備課	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
(株)Open Street	R2	千葉市	シェアサイクル事業
荒川区	R2	東京都 荒川区	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
豊中市	R2	大阪府 豊中市	シェアサイクル事業
トヨノつながるWEマーケット	R2	豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
福岡市、neuet(株)	R2	福岡市	サイクルポートの設置
交通事業者等	R2	宮崎県 宮崎市	サイクルポート設置
(株)ドコモ・バイクシェア	R3	横浜市	横浜都心部コミュニティサイクル事業

図　2.3-8 都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧（抜粋）

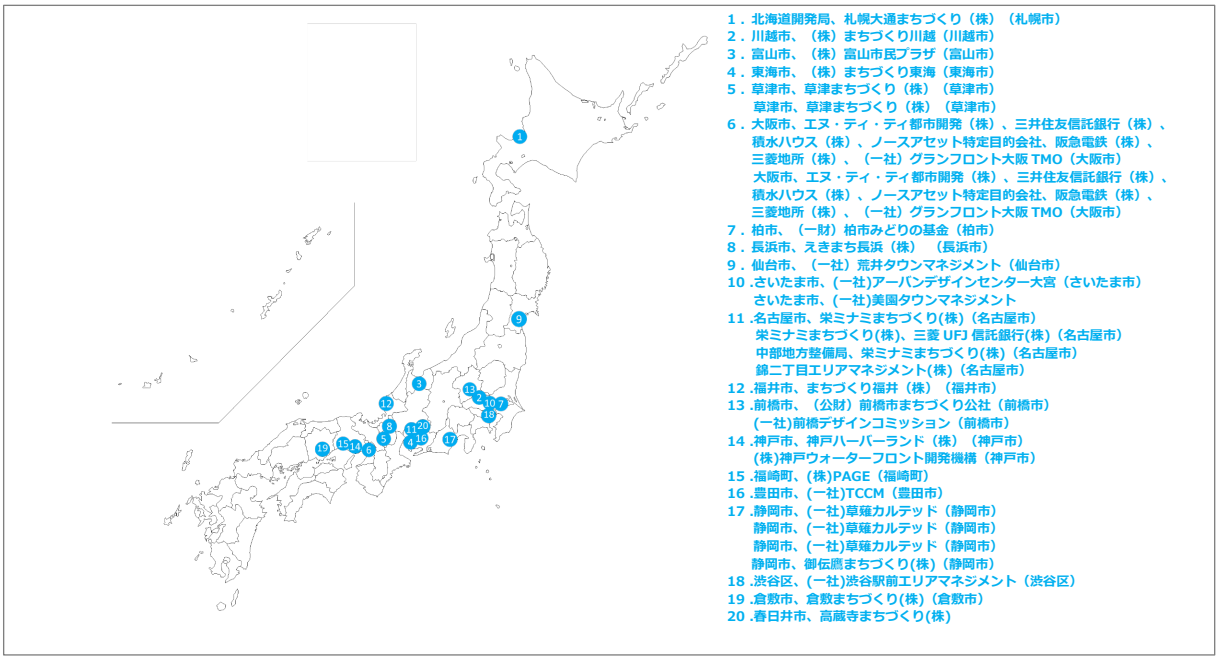

図 2.3-9 都市利便増進協定締結実績（例）

図 2.3-10「note アカウント」における記事の投稿（抜粋）

※投稿記事の詳細については、3.1.5 開催告知方法等を参照

図 2.3-11「YouTube 動画」の表示画面（抜粋）

※YouTube 動画の詳細については、3.3.3 イベント後の情報発信を参照